

EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO



3 1761 03148 8422



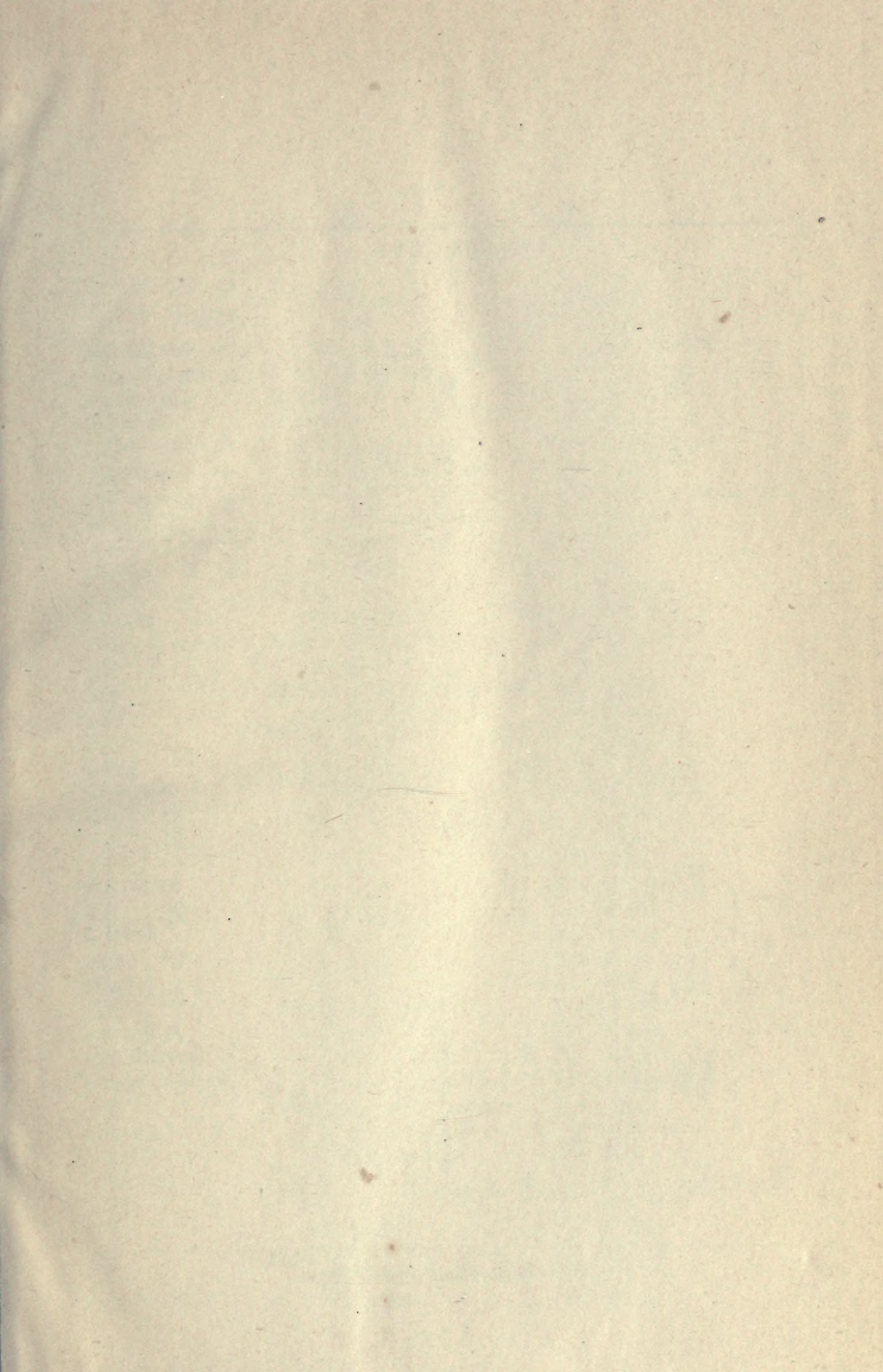


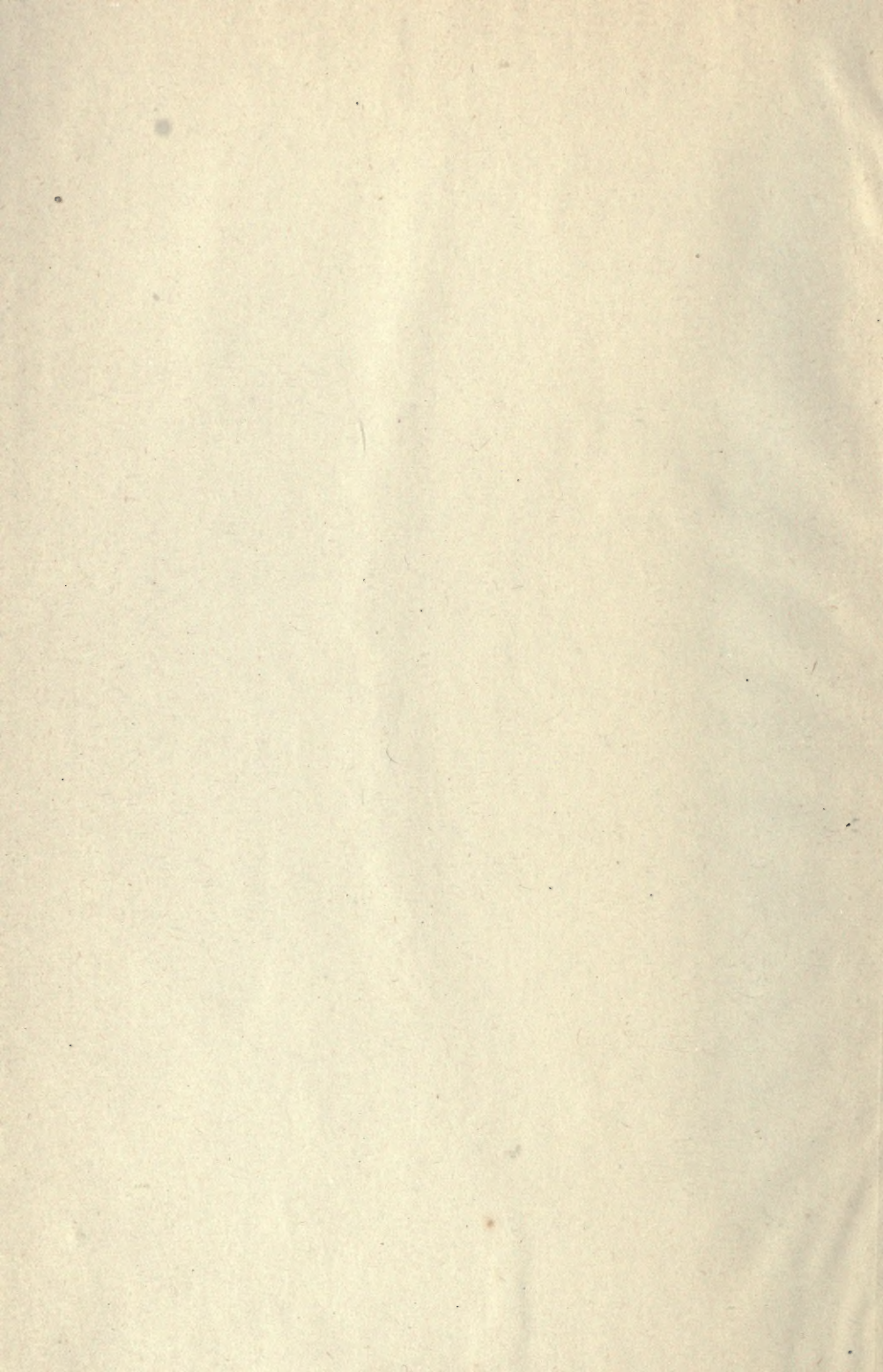
















昭和五年七月五日印刷  
昭和五年七月十日發行  
昭和十一年三月十日再版

不許  
複製

發行所

國譯一切經律部八

編輯者兼  
發行者

岩野眞雄  
東京市芝區芝公園七號地十番

印刷者

渡邊通夫  
東京市芝區芝浦町二丁目三番地

印刷所

日進舍  
東京市芝區芝浦町二丁目三番地

東京市芝區芝公園地七號地十番

大東出版社

振替東京一九四七一  
電話芝三〇一四一六番番番



## 索 引

(頁數は通頁を表す)

—ア—					
阿闍世王 Ajātasattu	52	姪怒痴	133	黄色衣	138
阿闍梨 Ācariya	114	姪法	40, 64	黄蜂蜜	92
阿修羅 Asura	56, 138	姪欲變心	172	黃門 Paṇḍaka	49
阿提目多油	92	姪欲法隨順	180	黄薑油	92
阿那含	133	—ウ—		應可訶	162
阿那般那念	128	右邊三匝	167	應供 Arahā	30
阿難 Ananda	69	有爲事 Saṃkhata	159	應所恭敬	60
阿波欽滿殺	135	有何	136	應法衣	291
阿榮提國 Avanti	44	有主 Sassamika	222	温泉精舍 Tapodarāma	47
阿摩勒	92	烏滿吐	134	温泉水	97
阿羅漢 Arahā	104, 133	雨浴衣	93, 266	—カ—	
阿蘭若處	381	雨浴水	94	伽羅毒藥	131
阿練若 Āraṇīka	139, 223	優陀夷 Udāyi	165, 257	伽毗羅華	137
惡活	130	優曇鉢華 Udumbara	68	迦尸 Kāsi	28
安居	41	優鉢羅 Uppala	97	迦尸黑山聚落	246
安居衣	140	優婆塞 Upāsaka	140	迦葉佛	30
安陀會	262	優鉢羅比丘尼	195	迦羅	190
安居錢	377	優波離	52	迦蘭陀竹園	165, 272
安石榴漿	92	憍闍尼 Ujjeni	56, 131	可動輪	176
安樂住	232	憍多羅僧	262	呵梨陀漿	92
—イ—		—エ—		呵梨勒	92
伊羅白龍象	145	衣時	378	珂貝	93
維那	310	衣鉢	126	迦花	175
意 Mana	129	懷色	311	過去心	172
長難	253	營車聚落	89	過人法	104, 144
威儀序序	78, 159	營事比丘	211	餓鬼	76
一過	203	越毗尼罪	59, 160	戒序	229
一拘盧舍	331	越毗尼心悔	65	戒贏	58
一學 Ekuddsa	232	菴羅窟	47	界 Simā	276
一坐食 Ekisanika	223	菴羅樹 Amba	102	界外	108, 269
一齋	227	菴羅漿 Ambapānaka	92	開眼林	43
一白三羯磨	58	闍浮樹 Jamburukka	102	契經 Sutta	68
一布薩界	273	闍浮提 Jambudīpa	46, 149	沍漉處	135
一布薩自恣	233	國民 Aramika	225	蓋 Nivaraṇa	162
一分行	318	—オ—		隔障界	282
院	96	汚家惡行	254	學戒尼	226
因緣	40, 125	王舍城 Raja gaha	47	渴愛 Taṇhā	148
陰私	244	往來經行 Cankamana	30	甘蔗漿	92
姪女 Gapikā	179	黃欽婆羅	100	甘露の門	25
				歡喜不淨	232
				還衣法	271



關邏處 *Suṅkaṭṭhāna* 121  
觀喜園 *Nandanavana* 46

—キ—

喜 *Muditā* 129  
記識 *Adhiṭṭhaṭi* 268  
寄物人 319  
伎兒聚落 89  
祇洹林 *Jetavana* 28  
耆舊 178  
耆舊青衣 35  
耆舊童子 178  
急施衣 378  
耆闍堀出窟 47  
疑蓋 128  
吉祥 *Lakkhī* 40  
吉祥果樹 102  
却行 43  
春杵打死 166  
舉羯磨 231, 233  
經行 177  
經行處 128, 345  
經唄 223

憍舍耶 *Koseyya* 324  
憍羅薩羅 368  
行鉢人 353  
形起 159  
金甌乳 181  
欽婆羅衣 *Kumbala* 266  
緊那羅女 178

—ク—

九觀喜法 152  
九次第正受 61  
九次第定 152  
九淨行滿足 152  
九想 152  
九惱 151  
九慢 151  
求聽羯磨 215, 230  
菩薩 141  
苦智盡道智 65  
拘毘枕 93  
拘物頭 *Kumuda* 97  
拘梨漿 92

垢習癩 179  
倪樓國 131  
驅出 43  
驅出羯磨 248  
驅李提衣 266  
瞿曇 *Gotama* 238  
瞿曇彌 *Gotamī* 297  
共罪中出 240  
共住 *Samvasa* 62  
共利 63  
具足戒 40  
俱舍頻頭 46  
俱舍耶衣 *Koseyya* 266  
俱陀婆 91  
俱睽彌國 *Kosamhi* 219  
俱毗羅國 46  
愚痴人 *Moghapurisa* 41  
空青 94  
空地 *Araṅga* 82  
薰鉢作法 218  
軍持 93  
軍荼蜜 92

—ケ—

家界 111  
家非家 *Agārānagāra* 27, 147  
袈裟 *Kāsāya* 41  
華鬘網 *Malāmissa* 172  
下錢女 199  
外道 *Titthiya* 53, 138  
夏安居 47  
嵬嶽 132  
解脫 *Mokkha* 129  
解脫華蔓架 285  
解脫智見 60  
鬪利沙槃 *Kahāpaṇa* 85  
鷄飛相接 28  
結伽趺坐 26  
結縛 45  
檢校 151  
慳嫉二結 46  
蘊々漿 92  
蘊夷 95  
閑靖處 300  
還戒 41

現前僧 108, 311

—コ—

居士衣 266  
估客 94  
胡跪 41  
胡跪合掌 216  
胡椒 92  
虛動地 176  
羯羊酥 92  
五下分結 151  
五解脫處 152  
五根 152  
五歲會處 269  
五枝定 152  
五業罪 233  
五神通 *Pañcābhīñṇā* 44  
五熱 364  
五百間私房 219  
五欲 32  
五力 152  
牛酥 *Gasappi* 92  
牛屎 309  
牛眠聚落 89  
後道 *Vaccamagga* 50  
光音天 34  
光相 179  
坑陷殺 134  
香山 169  
劫貝: 292  
憍薩羅國 *Kasala* 29  
曠野精舍 209  
黑石蜜 363  
黑蜂蜜 92  
乞匄 136  
乞食 *Piṇḍapātika* 223  
金 *Suvanṇa* 93  
金翅鳥 *Supanna* 75  
金色身 59  
銀 *Rūpiya* 93  
根力覺道 146, 155  
羯磨 108  
羯磨治 163  
羯磨衆 217  
羯磨人 215



羯磨諫	239	四禪	152	捨衣	269
言要	115	四大	44	捨墮	273
— 廿 —		四等	29	車渠 Saṅkha	93
作淨	266	四如意足	152	釵訓	101
差羅油	92	四念處	152	邪見外道	202
薩羅水	212	四無色定	152	石蜜 Phapita	73
薩羅林樹 Sālavana	220	四無量心	152	石蜜瓶	175
雜姓	240	四波羅夷法	25	錫杖	93
齊 Uposatha	144	四目對面	225	釋提桓因	45
齋福の報應	145	四業	141	寂靜處	128
最後身	27	示教利喜	167	手足四體	148
罪福の聲	80	使行 Sañcaritta	192	珠鬘 Muttamissā	172
三衣 Ticivara	93, 262	姊妹比丘尼	227	首陀羅 Suddā	200
三歸	318	斯陀含 Sakadāgāmin	133	須健提	97
三堅法	312	雌黃	93	須陀洹果	133
三三昧	151	自恣	152, 308	須達居士	330
三時	117	時業	90	呪 Phāraṇa	248
三受	141	慈地比丘	223	呪願 Anumodana	38, 118
三十二相	59	色淨相	40	受具足	268
三衆罪	233	式叉摩尼 Sikkhamāna	59	受歲時	375
三人半影	155	食時	99	受齋持戒	203
三達	142	譏 Nimitta	278	聚落 Gāma	89
三毒 Tivisa	27	七業園精舍	47	聚落界	89, 255
三反往索	316	七覺支	152	樹下坐處	379
三寶 Tiratana	32	七財	152	樹皮圃	179
三昧正受	26	七三昧	152	宿命 Pubbenivāsa	170
三明	151	七使	151	熟酥	361
珊瑚 Pabāla	93	七日藥	90	出罪 Abbhāna	161
儼侮	76	七種衣	366	出相	66
— 卅 —		七付	144	周羅聚落主	335
尸利耶婆	159	七無著法	152	執事人	317
止觀	147	七減諍法	229	修々摩羅 Suṃsumorā	91
只波羅樹	102	七漏盡力	152	修々羅 Susukā	91
四事具足	40	史修摩羅	169	修々羅脂	92
四沙門果	152	史利摩比丘尼	293	修伽陀擦手	214
四取	141	沙祇國 Sāketa	97, 381	修多羅等	26
四衆罪	233	沙門果經	273	衆學	226
四正斷	152	沙門釋種	33	醜惡語	180
四聖種	152	沙彌 Sāmaṇera	53	十惡	76
四聖諦	152	沙彌尼 Sāmaṇeri	165	十惡行跡	151
四聖道	152	舍衛城 Sāvattthi	25	十事利益	31
四眞諦	61	舍那衣 Sīṇa	266	十賢聖住處	152
四雙八輩	60	舍彌	265	十種漏盡力	152
		舍勒	370	十善行跡	152
		捨 Upekhā	129	十無學法	152

十離熾然法	152	神足 Iddhividhā	34	僧伽婆尸沙 Saṃghādisesa	104
十一切入	152	神通 Abhiññā	72	僧伽藍	250
十二因緣	277	盡壽藥	90	僧殘 Saṃghādisesa	159
十六大國	26	盡智	65	僧使	214
住處界	112			僧房 Parivepa	128
淳熟善根	151			僧物を知る	119
所攝の三昧	151	芻麻衣 Khoma	266	僧祇支 Sankacchika	292
初受位	71	水牛酥	92	增上慧學	61
諸覺	141	睡眠	128	增上戒學	61
除僧羯磨	276	隨順行	318	增上意學	61
小五根	92	隨順法	229	增上善心	151
少知識比丘	361			增上慢 Adhimāna	147
少分行	318			繪旛蓋	87
正憶念	177	世間八法	140	叢林精舍	276
生 Jati	141	世利	140	雜色園	46
生死海	141	星宿 Nakkhatta	34	息 Ānāpāna	129
生酥	361	刹利 Khattiya	35, 200	卽語	101
牀臥 Senāsana	160	折伏羯磨	233	塞針倚毛	332
勝藥毒藥	131	責心	164	俗法	32
精舍	138	千秋杖	208	尊者阿難大會處	103
聖知見	152	仙人 Isi	38, 169		
聖知見殊勝	146	仙人出家	44		
聲聞 Sāvaka	26	線編 Suttamissā	172	他心智	65
聲聞弟子 Sāvaka	159	藍衣親磨	327	多知識比	365
攝持諸根	128	鐵師	151	多分行	318
上座	68	闍陀 Channa	219	多羅樹 Tāla	319
定 Samādhi	129	前安居	280	陀毘摩羅子	223
常坐 Nesajjika	223	營壘 Campaka	102	大愛道比丘尼	297
掉悔	128	瞻波國	97	大毘鐵	93
淨居天 Suddhavāsa	178	石膽	94	大小行處	138
淨施法 Vikappana	265	善解比丘	293	大德僧聽	215
淨想	124	善生比丘尼	333	大目犍連	143
淨人	174	善法講堂	46	大林重閣精舍	262
淨不淨解脫	151	善來 Sāgata	185	提婆達多 Devadatta	229
城邑聚落	128	善律儀	80	睽婆梨樹	75
心 Citta	129	禪悅食	72	檀越 Danapati	203
心異	177			斷滅見	330
身生	159				
身念住	128				
信施 Saddhādeyya	159	疏記	118		
眞珠 Mattāmapī	93	龜澁園	46	知識 Nāti	204
鐵筒 Suciḥara	93	蘇毗比丘尼	293	知識衣	268
親里知識	96	相續	267	知識婆羅門	167
曠志	128	僧 Saṃgha	60	知牀褥人	310
神祇	220	僧伽舍國 Saṅkassa	97	知水家	174
		僧伽婆尸沙	163	癡人 Moghapurisa	125

—ス—

—セ—

—タ—

—リ—

—チ—









母人 Malugama	166	樂 Sukha	129	漏盡作證	154
—ヤ—		絡囊	93	六夏	326
耶舍 Yasa	32			六作捨法	233
耶輸陀	70	—リ—		六辭比丘	223
夜分業	90	離宿	271	六師	59
—ユ—		離車子	40	六師法	152
由旬 Yojana	75	龍 Nāga	75	六淨根	151
遊行界	281	龍華樹	108	六趣	151
—ヨ—				六出要界	152
餘長		—ル—		六神通	80
俗衣	41	留難	232	六通	152
欲河	141	琉璃 Veḷuriya	93	六反默然住	316
欲 Pārisuddhi	277			六念	152
—ラ—		—ロ—		六無上法	152
羅云設會處	268	緩丸	112	鹿愛	45
羅睺羅大會處	103	露坐 Abbhokāsika	223	鹿林外道	126
酪 Dadhi	361	流水囊	93	—ワ—	
		蘆葑團	105	和合僧	40, 220
		蘿蔔根	91	和上	60
		弄蛇師	101	和南 Vandana	301

に迴與するは越毗尼罪、物、此の畜生に向ふを知りて餘の畜生に迴與するは越毗尼心悔なり。物、僧に向ふを知りて自ら迴らして已に向はしむるは尼薩耆波夜提なり。是物、衆僧應に與ふべからず、衆僧應に受用すべし。是故に説きたまへり。(三十事竟る)

# 摩訶僧祇律卷第十一

三十尼薩耆波夜提法を明すの四

【九七】原漢文には、是物衆僧應不與とみり。宋・元・明・宮本には是物衆僧不應與とせり。與ふるに相應せざるなりとの意なれば、不應與の方正しかるべし。今、不應與として譯せり。與ふとは還す事なり。



す」と。佛、諸比丘に告げたまひて舍衛城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし」。

「若し比丘、物、僧に向ふを知りて自ら廻らして已れに向はしめんには尼薩耆波夜提なり」と。

「比丘」とは、上に説けるが如し。「知る」とは、若しは自ら知り、若しは他より聞くなり。「物」とは、八種物にして、時分・夜分・七日・終身・隨物・重物・不淨物・淨不淨物なり。「向ふ」とは、意趣して物を選びて僧に向はすなり。「僧」とは、八種あり、比丘僧・比丘尼僧・客僧・去僧・舊住僧・安居僧・和合僧・不和合僧なり。「自に向はす」とは、自ら畜へ・自ら用ひ・自ら入るゝなり。「尼薩耆波夜提」とは、此物應に僧中に捨して波夜提罪應悔過すべし。若し捨せずして而して悔するは越毗尼罪を得ん。「波夜提」とは、上に説けるが如し。

若し人あり、來りて布施すること有らんと欲して比丘に問うて言はく、「尊者、我れ布施せんと欲す、應に何の處に施すべきや」と。比丘應に答へて言ふべし、「汝が心の所敬處に隨うて便ち與へよ」と。施主復問ふらく、「何の處にか果報多きや」と。答へて言はく、「僧に施さんに果報多からん」と。施主復問ふらく、「何等か清淨持戒にして有功徳の僧なるや」。比丘應に答へて言ふべし、「僧に犯戒不清淨あること無し」と。若し人、物を持ちて來り施さんに、比丘應に語りて言ふべし、「僧に施さんには大果報を得ん」と。若し「我れ已に曾て僧に施せり、今正に尊者に施さんと欲す」と言はんに、比丘受くるは無罪なり。若し人、比丘に問うて言はく「我れ此物を以て布施せんと欲す、何の處に置へば、我が此物をして、長く受用せらるゝと爲すや」と。爾時應に語るべし、「某甲比丘は是れ坐禪・誦經・持戒せり、若し彼れに施さんには長く受用せられん」と。

若し物、僧に向ふを知りて廻らして已れに向はしむるは尼薩耆波夜提、廻らして餘人に與ふるは波夜提、物、比丘に向ふを知りて餘僧に廻與するは越毗尼罪、此の衆多人に向ふを知りて彼の衆多人

【九二】時分等。(註三の四一)時樂以下の本文参照。

【九三】原漢文には、淨物淨不淨物とあるも、今宋・元・明三本によりて淨不淨物の四字とせり。

【九四】原漢文には、我欲以此物布施爲置何處使我此物長見受用とあり。今、長く受用せらるゝと譯せり。後も同じ。

く、「我れ聞く、某甲優婆夷は僧に飯食を供へ、并に衣を布施せんと欲す」と。問うて言はく、「汝其の家處を知るや不や、何の巷に在りと爲すや、門戸は那に向へるか」と。具に問ひ已りて晨朝に入聚落衣を著し、往いて其家に到り、見已りて問うて言はく、「長壽、安隱なりや不や」と。答へて言はく、「安隱なり」。優婆夷に語りて言はく、「我れ聞く、汝は僧に飯食を供へ、僧に衣を布施せんと欲すと、實に兩りと爲すや不や」。答へて言はく、「尊者、我れに是心あるも、但中間に多く難事の、知る有りて成ずるを得るや不やを恐る」と。即ち語りて言はく、「我が如きは先より出家せる。長宿の比丘なり、汝若し衣を施さば我れ當に著して王家に入り、世尊若しは貴勝家を禮敬すべし。若し人（ありて）我れに問はん、「汝、何の處にて得たりや」と。我れ當に答ふべし、「某信心優婆夷の邊にて得たり」と。是の如くにして、汝は好名稱を得て、衆の識る所と爲らん」と。優婆夷言はく、「我家に更に物あることなし、我れ正に僧に與へんと欲する者を、若し阿闍梨に與へんとするも我れ已に僧に許せり。我れ若し有らば亦別に阿闍梨に與へ亦僧に與ふべし」と。比丘言はく、「與ふるも與へざるも自ら汝が意に従へ」と。是語を作し已りて便ち出で去りぬ。去り已るに、優婆夷は是の思惟を作さく、「我れ若し當に是の比丘に與へて僧に與へざらんには、僧は是れ良福田なるに（功德を成ぜざるべし）。若し是の比丘に與へざらんには、是の比丘、王邊に於て力有れば能く我が爲に不饒益事を作さん。是を以ての故に僧に與へず、（僧）、比丘を瞋るが故に亦復（比丘にも）與へざらん」と。諸比丘聞き已りて是事を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「難陀、優波難陀を呼び來れ」と。來り已りて佛、廣く上事を問ひたまひて（言はく）、「汝實に兩りや不や」と。答へて言さく、「實に兩り」。佛言はく、「此は是れ惡事にして二の不可あり、施者をして福を失せしめ、受者をして衣を失せしめぬ」と。佛、難陀、優波難陀に語りたまはく、「汝常に聞かずや、我れ無數の方便を以て少欲を讚歎して多欲を毀訾せるを。此れ法に非ず、律に非ず、佛の教の如くに非ず、是を以て善法を長養すべから

【九二】原漢文には、但恐中間多有難事知得成不とあり。諸本悉く難事知とあるも、難事起の誤りならんと思はる。若し誤りにあらずば、知の字は起の字の意味に解すべきなり。【九三】長宿比丘。長老又は耆宿の意。

【九三】原漢文に、以是故不與僧臘比丘故亦復不與とあり。僧の字を不與僧と僧臘比丘との二度に讀むべきなり。これ翻譯當時に於ける寫經形式の通例にして、且つ二度に讀まざれば意味とりがたきなり。



に去るべし。食後に羯磨を受けんには明日晨朝に應に去るべし。去る時に道を廻りて檀越を逐ふを得ず、當に直道して去るべし。若し直道に難あらんには、若しは師子難・虎狼難・毒虫難・失命難なり、兩時、迴道して去らんに無罪なり。彼に到り已らば、停まりて客比丘を供養する飲食を待つことを得ず。若し食前に到らば食後に便ち僧を集めて諍事を滅せよ、若し食後に到らば清旦に便ち僧を集めて、諍事を滅せよ。若し食後に斷事訖らば便ち清旦に還り、若し食前に斷事訖らば食後に便ち還りて、住まりて客比丘供養を待つを得ず。還る時迴道より來るを得ず、當に直道に従うて還るべし。若し難あらんには、上に説けるが如し。初め往いて彼に到りし時、誦經・熏鉢・染衣することを得ず。若し斷事訖りて長功夫あらんには誦經し餘事を作すを得ん。若し事、斷じ難からば、中間に誦經・熏鉢するを得、亦客比丘供養の飲食を受けんに無罪なり。諍事を滅せん時、輒爾に人を取ることを得ず、當に衆中に於て堪能して威徳力勢ある者を差すべし。若し阿練若住處の(者)、衣を寄せんに家内に著くること六夜なるを得ん、若し六夜を過ぎなば尼薩香波夜提なり。是の比丘、夜を捨せんと欲せば、法として當に持律(師)を請すべし、上の第一戒(長衣戒)中に説けるが如し。是故に説きたまへり。

佛、舍衛城に在しき。一乞食比丘あり、時到りて入聚落衣を著し鉢を持して城に入り次(第)に行いて乞食して一家に到るに、一女人あり比丘に語りて言はく、「尊者、某日我れ當に僧に供養し并に僧に衣を施すべし」と。比丘言はく、「善哉、姉妹、三不堅法を以て三堅法なる身・命・財に易へんとすることや。應に疾く之れを爲すべし、財物は無常にして多く諸難あれば」と。是語を作し已りて便ち精舎に還りて諸比丘に語りて言はく、「我れ汝に好事を語らんと欲す」と。諸比丘言はく、「何等の好事ありや」。答へて言はく、「我れ聞く、某甲優婆夷は僧に飯食を供へ、僧に衣を布施せんと欲す」と。時に六群の比丘、此語を聞き已りて更に問うて言はく、「汝、何等をか説きしや」。答へて言は

【八七】長功夫。餘分の工夫すべき時あるをいふ。

【八八】差。原文には若の字となすも、宋・元・明・宮本によりて今は差の字に改めたり。差は選出の意なり。

【八九】尼薩者第三十廻僧物戒。四分・巴利・僧祇は第三十條、五分は第十四條、其他は第二十九條なり。又五分は制戒處を王舍城とするも、他の諸律皆舍衛城とす。

【九〇】三不堅法。身・命・財の三は無常にして破壊すべき法なる故に三不堅法といふ。今この三不堅を捨て、供養すれば無礙常住の身命財の果を得る故に三堅法に易ふといへるなり。

ぬ。僧は忍したまへり、默然したまうが故に。是事是の如くに持つ」と。

佛、諸比丘に問ひたまはく、「已に優波離に一月不失衣羯磨を興へしや未だしや」と。答へて言さく、「已に興へぬ」。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衛城に依止して住せる者を盡く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし」、

「夏三月、並に迦提、未だ満たざるに、比丘、阿練若處に在りて住して恐怖の疑あらば、比丘は三衣の中若しは一々衣を、家内に寄著するを得ん。(若し)比丘、因縁事あらんに六宿を齊りて得ん。若し過ぎなば僧、羯磨せるを除いて尼薩耆波夜提なり」と。

「安居三月」とは、四月十六日より七月十五日に至るなり。「未だ満たず」とは、未だ八月十五日に至らざるなり。比丘未だ満月に至らざる中、阿練若處に在りて住するなり。「阿練若處」とは、長五肘の弓にて五百弓の中間に放牧人屋あることなきを、是れを「阿練若處」と名く。「恐怖」とは、若しは殺し・劫奪するなり。「疑」とは、殺・劫奪なしと雖、疑心ありて須臾の間にも當に人を殺し、人を奪ふべしと畏れ、若しは比丘是の如きの恐怖處と知るなり。「三衣中若しは一々衣」とは、僧伽黎・鬱多羅僧・安陀會にして、僧伽黎・安陀會を寄するを得ず、鬱多羅僧を寄せて聚落中に著くるを得るなり。「家内」とは、俗人家なり。可信人家に寄するを得ずんば、當に還りて可疑家に寄すべし。疑家は念を作さん、「諸比丘等は皆復得べからざれば、皆悉く防備せん」と。諸比丘等若し因縁ありて塔の爲め、僧事の爲に齊りて六夜を得るなり。六夜とは、限りて六宿を齊るなり。「僧、羯磨せるを除く」とは、世尊の説きたまへる(所)にして無罪なり。若し僧羯磨不成就は「羯磨せり」とは名けず。羯磨不成就とは、衆不成就、白不成就、羯磨不成就なり。若し白成就し、羯磨成就し、衆成就せるを、是れを「僧、羯磨を作せり」と名くるなり。若し僧中にて羯磨を受け已らんに、供養を待たんが爲の故に住まるを得ず、應に當に疾く去るべし。若し食前に羯磨を作さば、食後に應

【八一】夏三月未滿。次の戒文解釋より推するに夏三月及び迦提月(八月)未だ満たざるに讀むべきなり。五分律の解釋によれば、安居三月は前安居者、未滿八月は後安居者とせり。巴利戒文には此意明かにして upvasam, kko pama kattihippamam. とあり

故に今夏三月の次に(並に迦提)の四字を補へり。

【八二】家内寄著(Anuragun-ro nikkhipiya)。

【八三】八月十五日(Kuttika-pupphama)。宋・元・明・宮本には夏未月とせり。

【八四】原漢文には、未月とあるも、今宋・元・明・宮本によりて満月と改めたり。即ち八月十五日のことなり。

【八五】長五肘弓。(註八の一九七參照。姬周の肘にて五肘は九尺、五百弓にては四千五百尺、唐尺にては約三千六百尺、即ち十町四方なるべし。

【八六】可疑家。疑はしき家、又は信すべからざる家の意にならざる。疑は疑に通ずれば、

ならざる。家は家即ち常に僧に衣食を供養する可信人にならざるべき家との意味なるべし。



答へて言さく、「未だ滅せず、世尊」。佛言はく、「何を以ての故に」。答へて言さく、「諍事滅し難くして卒に斷すべきに非ず、復、日過ぎて衣を失し尼薩耆を犯せんことを畏る、是故に來り還りしなり」と。佛言はく、「今日より一月不失衣宿を聽さん。羯磨を作さんには僧は應に求聽作一月不失衣宿羯磨を與ふべきなり」と。羯磨せんは應に是説を作すべし、

「大德僧聽きたまへ、長老優波離は今、沙祇國に向うて僧の爲に諍事を滅せんとす。若し僧時到らば僧、優波離は僧に従うて一月不失衣宿羯磨を乞はんと欲す。

「諸大德は優波離、僧に従うて一月不失衣宿羯磨を乞はんと欲することを聽したまへり。僧は忍したまひぬ、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。

(次に優波離は)應に僧中に従うて乞うて是言を作すべきなり、  
「大德僧聽きたまへ、我れは優波離比丘なり、沙祇國に向うて僧の爲に諍事を滅せんと欲す。唯願はくは大德僧、我れに一月不失衣宿羯磨を與へたまはんことを」と。

是の如くに第二第三乞ふに、羯磨人は當に是説を作すべし、

「大德僧聽きたまへ、長老優波離は沙祇國に往いて僧の爲に諍事を滅せんと欲し、已にして僧中に従うて一月不失衣宿羯磨を乞へり。若し僧時到らば僧、優波離に一月不失衣宿羯磨を與へんとす。白すること是の如し」。

「大德僧聽きたまへ、長老優波離は沙祇國に向うて僧の爲に諍事を滅せんと欲し、已にして僧に従うて一月不失衣宿(羯磨)を乞へり。僧今已にして長老優波離に一月不失衣宿羯磨を與へんとす。諸大德、優波離に一月不失衣宿羯磨を與ふことを忍せんには默然したまへ、若し忍せざらんには便ち説きたまへ」と。

是れ初羯磨にして、第二第三も亦是の如くに説き、「僧は已に優波離に一月不失衣宿を與へ竟り

【六】 一月不失衣宿。法事僧事のためには一月の間、衣を離れて宿するとも離衣宿戒に觸犯せざるとの衆僧の認可を受くる作法。

【七】 求聽作一月不失衣宿羯磨。一月不失衣宿羯磨を作さんことを僧に乞ふことの聽しを求むる作法。僧は乞ふことを聽したる上にて、一月不失衣宿羯磨を乞ひ、次で一月不失衣宿羯磨文を唱へて認可するなり。

【八】 一月不失衣宿白四羯磨文。

を得ん」と。若し人有りて「我等夏安居住にて此の衣分を得たり、何ぞ以て四方僧用と作さんや」と言はんに、應に此人に語るべし、「來らん年の衣時を待ちて當に汝に與ふべし」と。是故に説きたまへり。

佛、舍衛城に住したまひき。爾時、諸比丘は阿蘭若處にて夏安居せり。諸比丘、時到り聚落に入りて乞食せし後に、放牛羊人・取薪草人あり、戸鉤を持し來り諸比丘の房戸を開いて衣物を偷みぬ。時に諸比丘は偷まるゝを畏るゝが故に、盡く衣物を持して聚落に入るに、佛知りて而も故に問ひたまはく、「此は何等の比丘なるぞ、運致して此に來れるは」と。諸比丘、佛に白して言さく、「世尊、是の諸比丘は阿蘭若處に在りて安居せしに、乞食し去れる後、人あり戸鉤を持し後に於て戸を開いて諸衣物を偷めり、是を以て運致して此に來りしなり」と。佛言はく、「今日より後、恐畏時には三衣の中若しは一々衣を聚落内に寄著するを聽さん」と。

復次に佛、舍衛城祇洹精舎に住したまひしに、沙祇國に夏安居中の衆僧に諍事起るありて法滅の如くなりき。佛、優波離に語りたまはく、「汝、沙祇國に往いて衆僧と與に如法に此の諍事を滅せよ」と。時に長老優波離、辭して去かざりしかば、佛、優波離に問ひたまはく、「汝、何を以て去かざるか」と。答へて言さく、「世尊、我が僧伽梨重くして、若し雨を被らんに勝ふべからず、而も今は半安居中にして若し衣を留めんには尼薩耆たらん」と。佛、優波離に問ひたまはく、「汝、幾日して往還するを得可きや」。優波離、佛に白して言さく、「世尊、計るに、去くに二日、停まるに二日、來るに二日、都べて六宿を計らば往還するを得べけん」。佛言はく、「今日より後、衣を留めん六宿を齎るを得ん」と。優波離、彼に到り已りて此の諍事を見るに、卒に滅すべきこと難かりしかば、即ち便ち來り還り、還り已りて世尊の足を禮し却いて一面に住せり。佛知りて故に問ひたまはく、「優波離、汝來り還ること何ぞ以て速かなる、僧中の諍事竟りて滅することを得たりや不や」と。

【七】 尼薩耆第二十九阿練若離衣戒。

【末】 阿蘭若處(Arāṇasikā, bhumi)。林中寂靜の處。

【七】 沙祇國(Sāketā)。法顯傳に舍衛城の北八由延に沙祇城あり、城の南門に已て道の東に佛本楊枝を嚼み已りて土中に刺したまひしに生長すること七尺にして不増不減なり。外道婆羅門嫉妬して亂伐するも續生すること故の如しと記す。Mahāvastu(VII, 7)には舍衛城と沙祇城との間六由延とす。



らんには應に一人に二房を與ふべし。一房を與ふる時若し肯し取らずんば應に語言すべし。此は治事の爲の故に與ふるなり、受用の爲の故に與ふるにはあらじ」と。沙彌に二房を與ふるを得ず。若し房舎少からんには二人共房せよ、是の如くにして房猶ほ足らずんば當に三人と共じ、若しは四人・五人、乃至、十人と共じて一房を與ふべし。若し大堂、若しは溫室、若しは禪坊、若しは講堂ありて一切共に中に入らんに、若し(容)受せざらんには上座に臥牀を與へ、年少に坐牀を與へよ、若し復(容)受せざらんには上座に坐牀を與へ、年少には敷地牀を、若し復(容)受せざらんには上座に草褥を與へ、年少には結跏趺坐せ(しめ)よ。若し復(容)受せずんば上座は應に坐すべく、年少は應に立住すべし。若し復(容)受せずんば上座は當に立ち、年少は若しは樹下若しは餘處に出で去るべきなり。

是の比丘 六月十六日已後應に當に諸檀越に語るべし、「長壽、各々衣を辦へよ」と。爾時、檀越若し與へんには、應に語りて言ふべし、「且く汝が邊に著き、須く時を待ちて與ふべし」と。若し軍征せんと欲して去る(時)に與へ、若しは征還して與へ、若しは死なん時に與へ、商人去らん時に與へ、女人歸家の時に與へ、若しは「今日取らずんば明日無からん」とて(與へんに)、爾時は應に取るべし。七月五日已後、此衣來るあらば取りて一處に著き、若しは樹葉、樹皮にて當に取りて數を記すべし、「爾許は時衣、爾許は非時衣、爾許は急施衣なり」と。時衣は時に分ち、非時衣は非時に分ち、急施衣は時に分つなり。若し分女人にして若しは道を罷め若しは死して分衣することを得ず、若しは時過ぎんには、應に是の如くに衣を買へて分つべし、比丘尼衣を應に比丘に與ふべく、比丘衣を應に比丘尼に與ふべし。若し是の如くすることを得ずんば、沙彌衣を應に比丘に與ふべく、比丘衣を應に沙彌に與ふべし。若し復(是の如くすることを)得ずんば、應に衆僧中に白して言ふべし、「諸大德、衣時已に過ぎぬ、衆僧和合して四方僧臥具と作さんとす、若し聽さば四方僧臥具と作すこと

【四】 治事。房舎を修治する意。

摩法を作さんには應に是説を作すべきなり、

「大徳僧聽きたまへ、某甲比丘は五法成就せり、若し僧、時到らば僧は某甲比丘を拜して勸化分衣人と作さんとす、白することは是の如し」。

「大徳僧聽きたまへ、某甲比丘は五法成就せり、僧は今某甲比丘を拜して勸化分衣人と爲さんとす。諸大徳、某甲比丘を僧の爲に勸化分衣人と作すことを忍せんには僧は默然したまへ、若し忍せざらんには便ち説きたまへ。僧は已に某甲比丘を拜して勸化分衣人と作すことを忍し竟りぬ。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事はの如くに持つ」と。

羯磨を受け已らば、(分衣人は)應に僧に白して是言を作すべし、「諸大徳、衣相、降ありて四指八指等しからず、若し此れに通せんには我れ當に分つべし」と。若し白せずして而して分たんには、越毗尼罪なること上の如くなれば、白し已りて當に分つべきなり。是の比丘、三月十六日より應に諸檀越に語り紙筆を捉りて、房舎・講堂・温室・禪坊・門屋・食廚・淨水屋・廁屋・薪屋・浴室・樹下坐處・經行處を條して盡く名を跋ぬべし。應に僧中にて唱ふべし、「大徳僧聽きたまへ、某甲住處に爾許の牀褥、爾許の安居衣、爾許の食、爾許の齋日飲食、爾許の呪願物あり、某住處には爾許の阿練若住處あり」と。若しは左右の諸の精舍速からんには、十二日・十三日(より)時に應に房舎を分つべし。若し是の住處に相容受せざらんには餘處に去ることを得るなり。若し近き聚落中に精舍あらば、十四日・十五日に當に條疏を分つべし。此の房舎・牀褥を、上座に與へんに當に僧に白すべし、「某甲住處には爾許の房舎・牀褥あり、上座に與へん、隨意に取りたまへ」と。取り已らば次に第二第三(上座)に與へて、乃し無歳比丘に至るなり。上座應に是言を作すべし、「房舎は次第に(從うて)住せん、布施物は應に平等に與ふべし」と。爾時、應に上座の處分に隨ふべきなり。上座取り已らば應に次第に第二第三に與ふべし、亦是の如くにして乃し無歳比丘に至るなり。若し房多か

【六】 勸化分衣人拜差羯磨文。

【六二】 原漢文には、諸大徳衣相降四指八指不等若通此者我當分とあり。難解なること第二十五尼薩者、兩浴衣戒の下に記せるが如し。

【六三】 房舎(Vihāra or Paṭi-yoṇa)。

【六四】 講堂(Saḍḍhā)。

【六五】 温室(Jantagham)。

【六六】 門屋(Koṭṭhaka)。

【六七】 食廚(Basavati)。

【六八】 淨水屋(Udāpasāla)。

【六九】 廁屋(Veocakūṭi)。

【七〇】 浴室(Nahaṅkoṭṭha-ko)。

【七一】 樹下坐處(Bukkhaṅga-ḥesetiṭṭhāna)。

【七二】 經行處(Qaṭṭhamāna)。

【七三】 呪願物。福德を願ふ爲に僧に供養せる衣食等。



かば、王今我れを遣して往いて伏たしむるも、方に強敵に向ふことなれば身命保ち難かるべし。我れ常に年々安居竟るに僧に飯し衣を施せるも、我れ今官の使ふ所と爲りて時を待つを得ざれば、先に衣を施して安隱を得んと欲す、還らんに後當に食を施すべし」と。尊者阿難は即ち上事を以て具に世尊に白すに、佛知りて而も故に阿難に問ひたまはく、「汝、安居の餘り幾日在る有りや」と。答へて言さく、「十日あり」佛言はく、「今日より未だ 自恣に到らざること十日にして 急施衣を受くるを得ることを聽さん」と。佛、諸比丘に告げたまひて舍衛城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の爲に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし、」

【五九】 若し 十日ありて未だ夏三月を満たさざるに急施衣を得んに、比丘須ゐんには自ら手づから取り畜へて 衣時に至るを得ん、若し時を過ぎて畜へんには尼薩耆波夜提なり」と。

【十日】とは、七月六日より七月十五日に至るを、是れを「十日」と名く。「急施衣を得」とは、若しは女・若しは男、若しは大・若しは小、若しは在家・出家にして、若しは軍征に行かんと欲する時に與へ、征して還れる時に與へ、死（なんと）する時に與へ、女人還歸の時に與へ、商人去らんとする時に與ふるものにして、施主は比丘に語りて言はん、「若し今日取らずんば明日無からん」と、是れを「急施衣」と名く。「衣」とは、七種あり、上に説けるが如し。「取らんと欲す」とは、若し此物を須ゐんには應に取り畜へて衣時に至るべきなり。「衣時」とは、若し迦絺那衣なきには八月十五日に至るを得ん、迦絺那衣あらんには臘月十五日に至るを得、若し時を過ぎて畜へんには尼薩耆波夜提なり。「尼薩耆波夜提」とは、上に説けるが如し。

比丘、五法成就せるあらんに、僧は應に拜して勸化分衣人と作すべきなり。何等をか五とす。愛に隨はず、瞋に隨はず、怖に隨はず、癡に隨はず、得と不得とを知るを、是れを「五法」と名く。羯

【五七】 自恣。(註四の二四八) 参照。(註九の四五)の自恣とは相違す。

【五九】 急施衣(Asookkūṭiyāro) 軍征に赴かんとする時、病時、妊娠時、等に身命危くして還るを得ず、全快するを得ず、安産するを得ざるを恐るゝ時、福德の爲に安居竟を待たずして急いで安居衣を施すを急施衣といふ。

【五〇】 十日ありて未だ夏三月を満さざるには、巴利文に Dhammaṅgatanā, Nittitāro, Paṅkapūyamaṇā, とせり。即ち七月十五日夏三月満了までには未だ十日ありとの意。

【六一】 衣時(Cīvanakālena) 迦絺那衣を受けたる比丘は七月十六日より十二月十五日まで、迦絺那衣を受けざる比丘は七月十六日より八月十五日までを衣時として長衣畜用を聽さる。

中にて次第に(随うて)應に此衣を得べき(時)に、婦人、比丘に語りて言はく、「我家は無人なれば、尊者、織師の所に到りて此衣を經營す可し、尊者若し自ら能く往いて料理せんには疾く成ずるを得べく、亦好なるを得べけん」と。比丘、爾時織師の所に往いて是の如きの言を作すを得ん、「長壽、汝疾く織ることを知れ、織に織ることを知れ」と。是語を作さんには無罪なり。是故に説きたまへり。

佛、舍衛城に住して廣く説きたまへること上の如し。時に六群の比丘、一聚落在りて夏安居せるに、初安居の時、晨朝に入聚落衣を著し、紙筆を捉りて聚落中に入り、諸の優婆塞に語りて言はく、「汝等和義して我れに夏安居衣を與へよ」と。諸の優婆塞言はく、「今は安居衣を索むるの時に非ず、秋、穀熟するに至るを待たたまへ、爾時諸人多く歡欣心あれば當に衣を施すべし」と。六群の比丘言はく、「汝、世間に多く諸難あるを知らずや、若しは王(難)・水(難)・火(難)・盜賊難あり、或は汝の父母の遮する所と爲りて布施するを得ざらんには、汝便ち功德を成ぜず、我れ則ち利を失せん」と。優婆塞言はく、「尊者は但我が諸難を示して而も自らの諸難を見ざるや。尊者は安居錢を得已りて道を罷めんと欲するや、餘(處)に行き去らんと欲するや、何ぞ以て多欲貪求なる、是の如くにては何の道か之れ有らん」と。諸比丘聞き已りて即ち上事を以て具に世尊に白すに、佛、言はく、「六群の比丘を呼び來れ」と。來り已るに佛、六群の比丘に問ひたまはく、「汝實に初安居の時、諸の優婆塞より安居衣を求めて、諸優婆塞の爲に呵責せ(られ)しや」と。答へて言さく、「實に爾日より安居未だ訖らざるに、先に安居衣を求むることを得ず」と。

復次に佛、舍衛城に住したまひき。爾時、波斯匿王の大臣、彌尼利利と名くる(者)叛逆せしかば、王は一大臣なる(仙人達多と名くる(者)を遣して往いて之れを討伐せしめぬ。此の大臣、行かんと欲する時に臨みて、往いて尊者阿難の所に到り白して言さく、「尊者波斯匿王の大臣叛逆せし

【五】 尼薩者第二十八舍施衣

【五】 安居錢。安居衣を供養する代りの錢直なり。

【五】 彌尼利利。諸律にこの反逆者の名を出さず。

【五】 仙人達多。五分律は乙師達多と富蘭那の二人、四分律は利師達多と富羅那の二人とす。十誦・有部には其名を出さず。



たまはく、「……乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし、」

「若し居士・居士婦、織師をして比丘の爲に織りて衣を作さしめんは、是の比丘先に請はれざるに便ち往いて織師に勸めて言はく、「汝知るや不や、此衣は我が爲に作すなり、汝當に好く織りて緞(きめこまやか)にして長廣ならしむべし、當に汝に錢・錢直・食・食直を與ふべし」と。是の

比丘はの如くに勸めて錢・錢直・食・食直を與へて衣を得んには尼薩耆波夜提なり」と。

「居士」とは、家主なり。「婦」とは、家主の婦なり。「比丘の爲に」とは、若しは僧、若しは衆多人、

若しは一人なり。「織師」とは、上に説けるが如し。「衣」とは、十種あり、上に説けるが如し。「先に

請はれざるに」とは、本より請はれざるに謂うて請想し、餘人を請へるに謂うて己想し、餘物を與

へんことを請へるに謂うて衣想するなり。「便ち往く」とは、田中・家中に往くなり。「勸む」とは、

細緻にし若しは長廣ならしめよと語るなり。「錢」とは、種々錢なり。「錢直」とは、餘物なり。

「食」とは、鉢・飯・麥飯・魚・肉なり。「食直」とは、錢・物なり。衣を得んには尼薩耆波夜提にして、

「尼薩耆波夜提」とは、上に説けるが如し。

若し比丘、織師に語りて言はく、「我が與に好く織り堅く織り緞(きめこまやか)に打て」と、是語を

作す時越毗尼罪なり。織師、手を下して打ち織る時、下々に波夜提、作し成じて得んには尼薩耆波

夜提なり。若し比丘、織師の與に說法し、織師、手にて頤(あご)を支へて住聽せんに、比丘、織師に

語りて言はく、「此れ應に耳にて聽くべし、應に手にて聽くべからず、手は並に作す可きなり」と、

是語を作す時越毗尼罪を得ん。若し比丘、爲に衣を作すなりと聞いて往いて勸めんは、價を許さざら

んには衣を得るとも越毗尼罪なり。聞いて往いて勸め、亦價を許して衣を得んには尼薩耆波夜提な

り。聞かざるに而も往いて勸め、自ら(價を)與へて衣を得るは越毗尼罪なり。聞かず、勸めず、亦

直を與へずして衣を得んには無罪なり。若し寡婦(ありて)衆僧に衣を施さんには、(是の)比丘若し僧

【五】十種。諸本も皆十種とせるも七種の誤なり。註(八の四四―五〇)の如く僧祇律は七種衣を説くなり。

【五】原漢文には、若比丘與織師說法、織師手支頤住聽、比丘語織師言、此應耳聽、不應手聽、手可並作、作是語時得越毗尼罪とあり。難解なり。

を與へて氈を織らしめたりしに、難陀・優波難陀は……乃至……氈未だ成ぜざる時は日々に来り、氈を得已りては猶し老烏の、射方を遠ざくるが如くに……乃至……思惟すらく、「但、活命を得んに」と。……廣く上事を説いて……昇故に来ること晩かりしのみ」と。衆人即ち瞋恚して言はく、「此の比丘、我等を輕易して作直を與へず、而も反りて王力を以てして人を縛らしめん」と欲せり。我等今日當に制限を作して、後更に復沙門の爲に氈を織らざるべし」と。人有りて言はく、「我等當に隱處に在りて共に制限を作すべし、人をして知らしむること莫れ。我れ沙門の衣量を知れり、長五肘・廣三肘、(或は)長五肘・廣二肘なり。是の如きの衣量は織ることを得され。若し彼人知らんには、此の沙門有力なれば能く王家をして以て人を力使せしめん、……乃至、能く人の爲に不憐益事を作さしむれば、人をして知らしむること莫れ」と。受歲時に至り、時に衆人縷を擔うて來りて織師の處に詣り、織師を雇うて識らしめんと欲するに、織師問うて言はく、「汝、何等の量の衣を作さんと欲するや」と。答へて言はく、「長五肘・廣三肘と長五肘・廣二肘となり」と。織師念言すらく、「此は是れ沙門の衣量なり」と。即ち答へて言はく、「我れ已に人の爲に織りて復作すことを得ず」と。是の如くに遍く問うも、都べて織る者なかりき。爾時、諸の富貴家は即ち家中の成織せる氈を取りて僧に施せるも、諸の貧人等は先に成織せる者なかりしかば、衣として僧に施す(もの)なかりき。爾時、僧は布施衣を得ること少かりき。佛知りて而して故に問ひたまはく、「阿難、僧は何を以て布施衣を得ること少きや」と。阿難即ち上事を以て(白して)、「……乃至……織師は不喜心を發して共に要令を作せるなり」とて、具に世尊に白せり。佛言はく、「難陀を呼び來れ」と。來り已りて佛、具に難陀・優波難陀に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、汝常に聞かずや、我れ少欲を讚歎して多欲を毀訾せるを」と。佛、諸比丘に告げたまひて舍衛城に依止せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の爲に制戒し

【四九】 受歲時。安居竟りて自恣式終了せば比丘達は一歳又は一臘を加ふるなり。而して自恣をなさばそこに衣物の分配が行はるゝなり。今は安居の終り近くになりてとの意に解すべし。

【五〇】 原漢文には、要命とあり、今三本及び宮本によりて要令と改む。制約布告の意。



織師、作務多くして來りて作直を索むることを得ざりしが、後に織師、營署に率會ありて舍衛城に來り到りしに、織師、爾時便ち是念を作さく、「衆人未だ集まらざれば、我れ今往いて織直を索むべし」とて、故に祇園に往き、到り已りて諸比丘に問ふらく、「難陀、優波難陀は何の處に在りて住するや」。比丘語りて言はく、「是の處の房中なり」と。即ち房の中に入り、見已りて禮足し問訊せしに、彼れは「識らず」と伴はりて未だ會て相見ざるものゝ如かりしかば、即ち問うて言はく、「尊者、髻を得たりや未だしや」と。反問して言はく、「何等の髻ぞ」。答へて言はく、「我れ鹿母の爲に織れる者を」。答へて言はく、「得たり」。問うて言はく、「髻は尊者の意に稱へりと爲すや不や」。答へて言はく、「復可ならくのみ」。便ち言はく、「阿闍梨、當に我れに織價を與ふべし」。問うて言はく、「何等の織價なるぞ」。答へて言はく、「乃至、優婆夷、縷を足せんには、我れに織作直を與へんと許したまへり」と。彼れ即ち瞋恚して言はく、「是の如き是の如き子には、穀物を賜へん、汝、難陀、優波難陀を譏るや不や、汝の眼睨（まつげ）を抜き取りて虚空中にて烟らさんと欲するや、我れを五指にて撮取せんと欲するや、釜を淨洗し已りて故に多食を得んことを望まんと欲するや、裸形外道より猶ほし兩張の髻を剃ぎ取らんと欲するや、死せる烏足上に於て五百兩の肉を剃ぎ取らんと望むや、一把の鞭を以て恒水の漩淵中に散じて收斂して取らんと欲するや、是の如き等の處に（いかに）物を求めんや、況んや復汝、我れより物を得んと望むをや」と。即ち弟子に語りて言はく、「汝、我が儔伽梨を取り來れ、我れ著して王家に詣り、人を呼び來りて此人を縛取して官に付へんと欲す」と。織師是念を作さく、「此の沙門は大身力あり、又王家に出入すれば、必らず能く我が爲に不饒益事を作さん、是の作直を用ひて爲ん、但活命を得て去らんには」と。（即ち）怖畏却行して戸を出で、走りて率會人中に到るに、彼の衆人嫌うて言はく、「我等各々家事を廢して此間に到りて共に官事を料理するに、汝今云何が衆人を妨廢するや」と。彼れ即ち答へて言はく、「汝聽けよ、鹿母、我れに縷

【四〇】 營署率會。營署は商工省の如きか。率會は大會なるべし。

【四七】 原漢文には、「彼即瞋恚言如是如是子賜穀物（宋・元・明三本には亂物とし、宮本には穀物となす）汝譏難陀優波難陀不欲拔汝眼睨取虚空中烟我欲五指撮取淨洗釜已欲取故得多食裸形外道猶欲取兩張髻於死老（三本及び宮本には乾死とせり）烏足上望刺取五百兩肉以一把鞭散恒水漩淵中欲收斂取如是等處求物况復汝望得我物」とあり。

穀物は穀（貝がら）髻（土）字の同音寫に非ざるなきか、三本の亂物は寫誤なるべく、宮本の穀なる文字は字典に見えず。

【四八】 原漢文には、用是作直爲得活命去怖畏却行出戸走到率會人中とあり。

に施せるが(故に)と。復言はく、「爾らず、我れ眼りに毗舍佉鹿母が縷を以て織師に與へて是言を作せるを見たり、「汝に此縷を與ふ、我が爲に好く織りて氈を作せ、難陀に施さんと欲するなり、彼人可ふこと難ければ」と。問うて言はく、「汝、織師の家處を知るや不や」。答へて言はく、「處を知る」。即ち復問うて言はく、「彼家何の處何の巷陌に在りや、門戸は那に向へるか、我れに標相を示せ」と。具に問うて處を知り已り、明日、入聚落衣を著し往いて其家に到るに、織師、經(たていと)を張れるを見ぬ。見已りて織師に問うて言はく、「長壽、誰が爲に經を張れるか」。答へて言はく、「我れ、鹿母毗舍佉の爲に經を張るなり」と。復問うて言はく、「汝知れりや不や、此れ誰が爲に作せるかを」。答へて言はく、「我れ知れり、難陀・優波難陀の爲なるを」と。復問ふ、「汝、難陀を識るや不や」。答へて言はく、「我れは識らず」。即ち便ち語りて言はく、「難陀・優波難陀とは正に我等是れなり、汝當に好く作して長廣細織に織るべし」と。織師答へて言はく、「縷自ら限量ありて亦已に定まれり、我れ能く緯なくして織らんや」。即ち復言はく、「汝但我が語の如くに好作せよ、彼家大富なれば自ら當に更に汝に縷を與ふべけん」。織師復言はく、「彼家、我れに縷と作直とを與へければ、誰か當に我れに與ふべき」。即ち言はく、「汝但好く織れ、織作の直は我れ當に汝に與ふべし」と。織師言はく、「若し尊者我れに織作の直を與へ、彼れ復我れに縷を足さんには、當に教の如くに織るべし」と。織師即ち好織を爲すに、縷盡きて復往いて索め、是の如くにして三たび索めぬ。毗舍佉鹿母念言すらく、「此人但縷を來り索めて作直を求めず、我れ何ぞ以て縷を與ふること足らざる」とて縷を與ふるに、廣長にして細好なるを織り成じて鹿母に送與せり。鹿母取り已りて是言を作さく、「此は是れ好氈なれば、應に彼れに是の重き供養を與ふべきにあらず。然りと雖本其れが爲に作せるなれば」とて、即ち便ち難陀に送與したりき。氈未だ成らざる時は日々に織師の家に到りしに、既に氈を得已りては其舎を遠離して異巷に而も行けること、譬へば老鳥の、射方を遠離するが如くなりき。

【四】 作直。織賃なり。



く、「……乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし、」

「若し比丘、自ら行いて縷を乞ひ、織師をして織らしめて衣を作らんには尼薩耆波夜提なり」と。

「比丘」とは、上に説けるが如し。「自ら乞ふ」とは、勸化して或は一兩二兩を索むるなり。「縷」とは、七種の縷なり。「織師」とは、今の 毗提波耆俱利織師なり。織りて衣を作らんには尼薩耆波夜提なり。「尼薩耆波夜提」とは、上に説けるが如し。

若し比丘、自ら行いて縷を乞ふは越毗尼心悔にして、得んには越毗尼罪、織りて成ぜんには尼薩耆波夜提なり。迦尸國土の法として、比丘の安居竟には縷を與へ織直を與へぬ。比丘、髻を織らんと欲する時、應に織師に語りて是言を作すべし、「汝に此縷を與へん、我が爲に髻を織ることを知れ」と。織師答へて言はん、「尊者、我れ此語を解せず」と。應に問うて言ふべし、「汝が家は何等の業を作すや」。答へて言はく、「髻を織るなり」。便ち語りて言はく、「汝、我が爲に髻を織ることを知る可し」と。若し復此語を解せずんば、應に線を持して淨人に與へて織ることを知らしめよ。一切、雇織の語を作すことを得ず。若し比丘、腰帶を織ることを知りて、比丘をして織らしめんと欲せんには、應に線を持して與へて是言を作すべし、「長老、我が爲に帶を作せよ」と。是故に説きたまへり。

佛、舍衛城祇園精舍に住したまひき。爾時、毗舍佉鹿母は常に日々衆僧中に食を請ぜり。時に比丘あり、次に其家に到りて食せるに、毗舍佉鹿母、縷を持して織師に與へ、「汝、我が爲に髻を織れ、尊者難陀、優波難陀に施さんと欲す、彼人可ふこと難し、汝當に爲に好く織るべし」と語言せるを見ぬ。比丘食し已りて精舍に還り難陀に語りて言はく、「長老、我れ汝に好事を語らんと欲す」と。問うて言はく、「何の好事ありや」。答へて言はく、「我れ、毗舍佉鹿母、汝に衣を施さんと欲するを見たり」と。答へて言はく、「此れ我れに施す衣ならじ、何を以ての故に、此の優婆夷は常に賢聖

とあるも、今宋・元・明・宮本によりて常施賢聖として譯せり。

【三六】 七種縷。註(八)の四四一五〇の如く、衣に七種ある故に縷にも七種あるなり。

【三七】 毗提波耆俱利。明かならず、當時の有名なる織師の名なるべし。

【三八】 迦尸國土法。迦尸國土の習慣。迦尸國は註(一)の三七參照。

【三九】 貨錢を拂うて髻を織らしめんと欲する時の淨語なり。

【四〇】 雇織の語。貨錢を與ふる故に織るべしといふ如き語を禁ず。

【四一】 尼薩耆第二十七勸織戒。

【四二】 次。乞食法としての次第にあらざり、衆僧中の坐次の次第によりて請食に赴くもの即ち僧次請の意なり。

【四三】 原漢文には、彼人難可汝當爲好織とあり。彼人は難かしい人であるとの意。

【四四】 原漢文には、常施賢聖とあるも、今宋・元・明・宮本によりて常施賢聖として譯せり。

を得、亦知識比丘邊に作淨することを得、亦餘の水中に入りて浴するを得、種々に著して(事を)作すも無罪なり。是故に説きたまへり。

佛、舍衛城に住して廣く説きたまへること上の如し。爾時、尊者難陀・優波難陀、縷を持して居士家に入り優婆夷に語りて言はく、「我れに縷を施せよ」と。諸の居士の婦女は念を作さく、「此の比丘、縷を買はん」と欲するならん」とて、各縷を持して出でぬ。比丘見已るや、即ち取りて己が縷に比して是言を作さく、「我れ正に此縷を求めんと欲す、比ぶるに今相似を得たり」と。若し好者を見ては便ち是言を作さく、「我れ此れを求めんと欲す、比するに而も更に勝者を得たり」と。若し麤者を見ては便ち是言を作さく、「此縷纏なり」と雖、好者の因と作す可し」と。是の如くにして縷を賣し來れる者は都べて得ることなく、脱れて重擔して來りぬ。祇洹精舍を去ること遠からざる(處)に一窮巷あり、中に在りて織坊を起し、織師を度して出家せしめて衣を織らしめぬ。尊者阿難、時到り入聚落衣を著し、鉢を持し次いで行いて食を乞うて其の門前に到るに、難陀・優波難陀は線丸を捉りて共に、麤經を張りしが、見已りて共に相問訊せり。阿難問うて言はく、「長老、何等をか作せりや」。答へて言はく、「衣を織らんと欲す」と。彼れ即ち念言すらく、「我れ今日侍者阿難に見えたり、必らず世尊に語らん、當に方便を作すべし」と。即ち線丸を持して尊者阿難に與へて(言はく)、「持して衣を縫ふ可し」と。阿難取らずして、食後に上の因縁を以て廣く世尊に白しぬ。佛言はく、「難陀・優波難陀を呼び來れ」と。來り已りて佛、優波難陀に問ひたまはく、「……上事の如し、乃至……阿難は汝の線を受けざりしと。汝實に爾りや不や」と。答へて言さく「實に爾り」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、汝聞かずや、我れ無數に方便して少欲を讚歎して多欲を毀訾せるを。此れ法に非ず、律に非ず、佛の教の如くならず、是を以て善法を長養すべからず」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衛城に依止して住せる者を盡く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまは

【二九】 舍物。舍吒迦ともいひ、襦・內衣・涅槃僧なりとせらる。

【三〇】 原漢文には、若雨卒止垢液者得者入餘水中浴無罪とあり。

【三一】 四月半。原漢文には、此兩浴衣得四月半受用至八月十五日應當捨とあり。四月半とは四月十五日の意にあらず、四月半の間受用するを得る意なり。即ち四月一日より受用して八月十五日に捨せよとの文意なり。

【三二】 尼薩書第二十六を纏戒。

【三三】 縷(nūta)。

【三四】 織師(Ṭhūṭvayo)。

【三五】 麤經。麤の經糸。



此人、羯磨を作し已るや、當に僧の爲に求むべし。求むる時小家に従うて處々に一尺二尺を求むべからず、應に殷有なる大家に従うて若しは一人邊に得、若しは衆多人邊に得て、下、一雨衣を得るに至るべきなり、是れを「求む」と名く。

若し三月十六日已後に衣を送り來らば應に分つべし。應に僧の上座に語りて言ふべし、「今取らんと欲すとや爲ん、後を待たんと欲すとや爲ん」と。後に或は勝者あらんに、上座若し「今取らん」と言はゞ便ち與へよ、若し「後に取らん」と言はゞ後を待ちて應に與ふべし。若し客比丘あらば應に問ふべし、「汝、何の處にて夏安居せんと欲するや」と。若し「此の處にて」と言はゞ應に與ふべし、若し「我れ餘の處にて安居せんと欲するも、此の處にて雨衣を取らんと欲す」と言はゞ亦應に與ふべきなり。(その時)語りて言へ、「汝、餘の處に於て更に取ることを莫れ」と。若し「我れ此間に取らず、安居の處を待ちて當に取るべし」と言はゞ、其意に隨ふべし。若し多く雨衣を得んには、一人に應に兩(衣)を與ふべく、沙彌には應に一(衣)を與ふべし。若し(衣)少くして周接せずんば、安居訖りて分衣するの時、應に雨衣直を與ふべきなり。

此衣、受けて三衣に當つるを得ず、淨施を作すを得ず。雨衣を著して河中・池中に入りて浴するを得ず、小々の雨時に著して浴するを得ず。亦裸身にて浴するを得ず、當に舍勒若しは餘の故衣を著すべし。雨衣を著して種々に事を作すことを得ず、當に須らく大雨時に被りて浴すべし。若し雨卒かに止まんに、垢液らんには、著して餘の水中に入りて浴するを得んに無罪なり。若し比丘、食時に油を以て身に塗らんと欲し、若しは病時、若しは多人行處にては、兩頭を繋いで障と作すを得ん。此の雨浴衣、四月半受用するを得て、八月十五日に至りて應に當に捨すべきなり。捨法は、一比丘、應に衆中にて是唱を作すべし、「大德僧聽きたまへ、今日、僧、雨浴衣を捨す」と、是の如くに三説するなり。若し十六日に至りて捨せんには越毗尼罪を得ん。捨し已らば、用ひて三衣と作すこと

【二】 に至らざるにとの意なり。

【三】 分兩衣人拜差羯磨文。

【四】 原漢文には、大僧聽若衣有大小降四指八指不等不計者我當分若不唱者越毗尼罪とあり。其意解し難し、四指八指は恐らくは跟(カハト)上又は跟(クルアシ)上四指或は八指なる衣との意なるべしと思はる。踝上四指の衣は大にして、踝上八指の衣は小なり。即ち、若し衣に大小の降(差別、差降)ありて踝上四指若しは八指等を正しく計し得ざる者は私(わが)責任を以て分ちます」との意ならんかと思はる。かく僧中にて唱ふるはこれ平等に分衣せんことを誓ふ作法にして、この作法をなさずんば越毗尼罪を犯すとの文意ならん。

【五】 下一雨衣。原漢文には、下至得雨衣とあり。小家より一尺二尺の衣財を求むることをせしめて、十衣なり二十衣なりを一人より求め、又は衆多人より求めて、乃至最下一雨衣の衣財を得るに至れとの意なり。

【六】 勝者。勝れたる衣。

【七】 原漢文には、若多得雨衣者一人應與兩沙彌應與一とあり。應與一の應の字を宋・元明・宮本には得の字とせり。一人とは一比丘にして、一比

すべし。若し比丘、未だ春殘一月に至らざるに雨衣を求め、(殘)半月に(至らざるに)、作し成じて受用せんには尼薩耆波夜提なり」と。

「春殘一月」とは、三月の後の十五日と四月の初めの十五日とを、是れを春殘一月と名く。「雨衣」とは、世尊の聽したまへる所の如し。「衣」とは、十種あり、上に説けるが如し。「求む」とは、乞ひ索むると、勸化するとなり。求むる時、小家に従うて處々に一尺二尺を求むべからず。應に殷有なる大家中に従うて求むべし、若しは一人邊、若しは衆多人邊より得よ、是れを「求む」と名く。「殘半月」とは、三月十六日より應に洗ひ・染め・縫ふべく、四月一日に至りて應に受用すべきなり。「若し比丘、未だ至らざるに求む」とは、未だ三月十六日に至らざる前に求めて作成し(四月一日に至らざる前に)受用する者にして、尼薩耆波夜提なりとす。「尼薩耆波夜提」とは、上に説けるが如し。

比丘、五法成就せるありて、僧は應に羯磨して「分雨衣人」と作すべきなり。何等をか五とす。愛に隨はず、瞋に隨はず、怖に隨はず、癡に隨はず、得と不得とを知るを、是れを五(法成就)と名く。羯磨人は應に是説を作すべきなり、

「大徳僧聽きたまへ、某甲比丘は五法成就せり、若し僧、時到らば僧は某甲比丘を拜して分雨衣人と作さんとす、白すること是の如し。」

「大徳僧聽きたまへ、某甲比丘は五法成就せり、僧は今某甲比丘を拜して分雨衣人と作さんとす、諸大徳は某甲比丘を分雨衣人と作すことを忍するや(不や)、忍せんには僧よ默然したまへ、若し忍せざらんには便ち説きたまへ。僧は已に某甲比丘を拜して分雨衣人と作すことを忍し竟りぬ、僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如く持つ」と。

羯磨を作し已るに(分雨衣人は)應に衆中にて唱言すべし、「大徳僧聽きたまへ、若し衣に大小の降あり、四指・八指等しからず計られざるは我れ當に分つべし」と。若し唱へずんば越毗尼罪を得ん。

撃(バケナ・Pāṭipattā)月即ち十二月の十六日より阿婆羅訶(アーサル・Pāṭipattā)月即ち四月の十五日に至る四ヶ月間をいふ。春殘一月とは春時四月中の最後の一日即ち三月十六日より四月十五日までをいふ。この一月の間に雨浴衣を求めて作衣すべきなりとの制なり。これより前即ち三月十五日に求むとも其衣は尼薩耆となるなり。

【一】半月。春殘半月の意に於て巴利戒文には *Adhivāsa* *so* *gāhānana* とあり。前の註より推知して、四月一日より四月十五日までをいふなり。この半月より作衣し受用するなり。もし四月一日以前即ち三月中に作衣し受用せばその衣は尼薩耆となるなり。

【二】原漢文に十種とあるも宋・元・明三本に七種とある。(註八の四四一五〇)の如く七種を正しとす。

【三】殘半月。原漢文には、是名殘半月者云々とあり。宋・元・明・宮本には名殘半月者とせるは是れ誤りにして、殘の字は半月の上におくべきなり。これ春殘半月に至らざるにとの意なればなり。即ち四月十五日を以て春が終り四月十六日より夏となる故に、春分の残りの半月即ち四月一



んには無罪なり。若し比丘、共行弟子・依止弟子に衣を與へ已るに、教誡す可からざらんには折伏の爲に故に奪ひ、後に折伏し已りて還し與ふるは無罪なり。比丘の衣を奪ふは尼薩耆波夜提、比丘尼の衣を奪ふは偷・蘭罪、式又摩尼・沙彌・沙彌尼の衣を奪ふは越毗尼罪、乃至、俗人の衣を奪ふは越毗尼心悔なり。是故に説きたまへり。

佛、舍衛城に住したまひしに、四方各十二由旬内にて僧に、雨浴衣を施せること、毗舍佉鹿母因縁に廣く説けるが如し。復次に佛、憍薩羅に住して遊行したまひし時、「一摩訶羅比丘あり、下に雨衣を著して上に安陀會を著し、長柄の掃箒を捉りて地を掃へり。佛、見已りて諸比丘に語りたまはく、「汝、是の摩訶羅を見るや不や。云何が顛倒して衣を著せしや」と。是の摩訶羅、佛を見已りて往いて佛所に到り、頭面に禮足して却いて一面に住せり。佛知りて而して故に摩訶羅に問ひたまはく、「汝の下著(衣)は何衣なりや」答へて言さく、「雨衣なり」「上著(衣)は何衣なりや」。答へて言さく、「安陀會なり」。佛言はく、「比丘よ、汝云何が應に上衣に在るべきに而も反りて下に在り、下衣(に在るべきに而も反りて)上に在るや。汝今云何が一切時に雨衣を受用するや」と。佛、諸比丘に語りたまはく、「汝等、如來、憍薩羅遊行より舍衛城に還りし時を待ちて汝當に我れに語るべし、當に諸比丘の爲に雨浴衣を制すべし」と。佛、憍薩羅遊行より還り已りたまふに、諸比丘は佛に白して言さく、「世尊は憍薩羅國に在りて遊行したまひし時是言を作したまへり、如來、憍薩羅國遊行より舍衛城に還りし時、汝便ち我れに語れ、當に諸比丘の爲に雨浴衣を制すべし」と。今正に是れ時なり、願はくは雨衣を制したまへ」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衛城に依止して住せる者を盡く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の爲に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし。」

「若し比丘、春殘一月在るありて比丘當に雨衣を求むべし。半月に當に作し成じて受用

【二五】 尼薩耆第二十五雨浴衣戒。

【二六】 雨浴衣(Vasatikasatika or 'paṇḍo)。雨に浴する時に着する衣。水浴衣は比丘尼が河中に浴する時の衣なり。

【二七】 毗舍佉鹿母因縁。毗舍佉鹿母(Vasika Migarūta)が世尊に八種常恒布施を講願せる因縁事なり。此戒の下に於てこの因縁事を引用せるは諸律中五分律と四分律とのみ。

巴利律は Mahāvagga, VIII, 15 に引用してこの戒の下に出さず。而して巴利律の記は四分律の記と同じくして五分律とは大に相違せるは注意すべし。八事とは(一)客比丘食(Agantukābhata)。(二)他病比丘食(Gāṇikābhata)。(三)病比丘食(Gāṇinbhesajja)。(四)看病者食(Gāṇinpaṭṭhābhata)。(五)粥(Dhuvanāgga)。(六)常恒粥。(七)雨浴衣(前註)。(八)水浴衣(Udaka bhata)。

【二八】 憍薩羅(Kosala)。如來在世の時、波斯匿王の治せる國。

【二九】 摩訶羅比丘。註(三)の二三八)參照。

【三〇】 春殘一月。巴利戒文には Māso maso gūhamaṇṇa とあり。春とは熱時にして隨遇

んは是の如きの言を作すなり、「我れに衣を還し來れ、汝に與へず」と。(かくして)得んには尼薩耆波夜提なり。「尼薩耆波夜提」とは、上に説けるが如し。

或は自ら與へて人をして奪はしめ、或は人をして與へしめて自ら奪ひ、或は自ら與へ自ら奪ひ、或は與へしめ奪はしめ、合せて與へて別に奪ひ、別に與へて合せて奪ひ、合せて與へ合せて奪ひ、別に與へて別に奪ふなり。「合せて與へて別に奪ふ」とは、比丘一時に三衣を與へ已りて、別々に奪ふなり。言はく、「我れに僧伽梨を還せ」、「我れに罽多羅僧を還せ」、「我れに安陀會を還せ」と、是の如くにして奪はんには衆多の波夜提を得ん、是れを「合せて與へて別に奪ふ」と名く。「別に與へて合せて奪ふ」とは、若し比丘、一時に僧伽梨を與へ、罽多羅僧を與へ、安陀會を與へたるには非ざるも、還すには一時に盡く奪はんとして、「汝、我れに衣を還し來れ」と、是の如くにして奪ふは一波夜提罪を得ん、是れを「別に與へて合せて奪ふ」と名く。「合せて與へ合せて奪ふ」とは、比丘、一時に衣を與へ、後に「盡く我れに衣を還し來れ」と言ふもの、是の如くにして奪ふは一波夜提を得るなり。

「別に與へ別に奪ふ」とは、比丘、一時に僧伽梨を與へ、罽多羅僧を與へ、安陀會を與へたるに非ずして、(而も)漸(次)に奪はんとして「我れに僧伽梨を還せ」、「我れに罽多羅僧を還せ」、「我れに安陀會を還せ」と(言ひ)、是の如くにして索め得なば衆多の波夜提なり。若し比丘、比丘に衣を與へし時は言を作さく、「汝、我が邊に住せんには當に汝に衣を與ふべし、若し住せざらんには奪はん」と、(是の如くにして)索め得んには)無罪なり。若し比丘、比丘に衣を與へし時は言を作さく、「汝、此の處に住せんには當に與ふべし、若し住せざらんには奪はん」と、(是の如くにして)索め得んには)無罪なり。若し比丘、比丘に衣を與へし(時)、「汝、我意に適はゞ與へん、意に適はずんば還奪せん」と(言へるには)無罪なり。「爲に經を受けんには與へん、經を受けざらんには還奪せん」と(言へるには)無罪なり。若し比丘、衣を賣りて未だ直を取らず、若しは錢直未だ畢らざらん、若し衣を還し取ら



りて言はく、「長老、汝が弟子は諸の梵行人に向うて我が過惡を説けり」と。彼れ即ち瞋恚して弟子に語りて言はく、「汝今云何が我が弟の過を説きしや、汝我れに憍伽梨を還し來るべし」と。諸比丘聞き已りて共に相謂ひて言はく、「此の比丘、今日二の苦惱に遭へり、一には食を失し、二には衣を失せり」と。佛、是れを聞き已りて知りて而して故に諸比丘に問ひたまはく、「此れ何の比丘なるぞ、高聲に大語せるは」と。諸比丘、佛に白して言さく、「世尊、此れ難陀が、共行弟子の衣を奪ひしなり、是故に大聲せるなり」と。佛言はく、「難陀を呼び來れ」と。來り已るに佛廣く難陀に問うて（言はく）、「汝實に自らに供給せしめんが爲の故に、人を度して衣を與へ、弟子をして婢の作す（ところ）を作すこと能はず」とて瞋らしめ、乃し共行弟子の衣を奪ふに至りしや」と。答へて言さく、「實に爾り」。佛、難陀に語りたまはく、「汝云何が人を度して出家せしめつゝ法と律とを教へずして、但執作して自ら己れに供給せしめんとせしや」。佛、種々に因縁して呵し已りて諸比丘に告げたまはく、「今日より立心して自ら己れに供給せしめんが爲の故に、人を度して出家せしむることを得ず、度せんには越毗尼罪を得ん。應に是の如きの念を作すべし、當に彼人、我れに困りて度せしが故に、諸の善法を修して道果を成ずるを得せしむべし」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衛城に依止して住せる者を盡く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、「…乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし」。

「若し比丘、比丘に衣を與へ、後瞋恚し喜ばずして、若しは自ら奪ひ若しは人をして奪はしめて是言を作さく、「比丘よ、我れに衣を還し來れ、汝に與へず」と。（かくして）得んに  
は尼薩耆波夜提なり」と。

「比丘」とは、上に説けるが如し。「衣」とは、七種あり、上に説けるが如し。「瞋恚し喜ばず」とは、九惱なること上に説きたるが如し。「奪ふ」とは、若しは自ら奪ひ、若しは人をして奪はしめ

【三】 共行弟子 (Dhātika sandāyavināyika bhikkhu)。

【三】 七種衣。註(八)の四四一

五〇) 欽婆羅衣等の下参照。

【四】 九惱。註(四)の一九五) 参照。

べし。還る時は随ひ還りて、當に我れに水を與へて手を洗ふべし。香華を授け供養し訖らば、當に牀を敷き、我れに洗足水を與へ、復、油を以て摩り、臥具を敷置し、唾壺及び小便器を内にして然燈すべし。是の如くに種々供給して我れを安隱にし已りて然して後に自らに事へよ」と。時に彼の比丘、師に答へて言はく、「此は出家の法に非ず、便ち是れ婢の作すところならくのみ」。師言はく、「汝若し作す能はずんば、當に我れに僧伽梨を還すべし」と。彼れ即ちに衣を脱し、地に著いて而して去りぬ。

復次に佛、舍衛城に住して廣く説きたまへること上の如し。爾時、尊者難陀は是れ優波難陀の兄なりき。時に優波難陀は兄の共行弟子に語りて言はく、「我れ汝と共に聚落に入らん、當に汝に物を與ふべし。我れ若し非威儀事を作さんも、汝、他人に語るること勿れ、我れは是れ汝の叔父なれば」と。答へて言はく、「若し我れ父にして非法を作すを見るも亦當に人に向うて説くべし、況んや復叔父なるをや」と。優波難陀復言はく、「若し汝此の如くんば當に汝をして知らしむべけん」と。即ち將而て貴家の檀越に至り、食を留めて彼れに食を與へざらんと欲して、故に是の思惟を作さく、「日時を相望みて此れをして食を乞ふことを得ず、還るも復時を失せしめん」と。即ち便ち告げて言はく、「汝、精舎に還れ」と。即ち便ち還るに、時を失するを畏るゝが故に疾々、日を見て而して行いて精舎に至るに、諸比丘皆悉く食し已りて門前にて經行せるを見ぬ。(諸比丘は)遙に疾行するを見て疑ふらく、「必らず以有らん」と。即ち問ふらく、「汝、今日、多知識比丘と共に處々に教化せり、何等の好食を得て膾膩是の如くなりや」と。答へて言はく、「我れ今食を失せり、況んや好者を得んをや」と。優波難陀、彼れをして還さしめ已り、後に於て種々の飲食を食し、食し已りて事情の露るゝを恐れて疾く還るに、諸比丘、叢聚して而して論へるを見ぬ。便ち是の思惟を作さく、「衆人集りて論ふは、必らず彼の比丘、諸の梵行人に向うて、我が過惡を説けるならん」と。即ち難陀に語

【九】日時を相望みとは、正午近き時間をみはからふなり。即ち正午近くに於ては乞うて食を得るとも食すべき時間なく、走り歸りて僧伽藍に至るとも日時過ぎて其日は絶食せなければならぬ如き時間を望みみてとの意なり。

【一〇】原漢文には、見諸比丘皆悉食已門前經行遙見疾行疑必有以とあり。遙見の上はに諸比丘の三字を補ふべきなり。

【一一】多知識比丘。多くの知友比丘の意にあらず、供養する檀家を多く有する比丘、即ち多くの檀家に稱譽せられて衣食の供養多き比丘の意。



## 卷の第十一

## 三十尼薩耆波夜提法を明すの四

佛、舍衛城に住して廣く説きたまへること上の如し。爾時、長老難陀・優波難陀・冬盛寒の時、厚納衣を著し煖牀褥を敷き、頭上に帽を著け脚に富羅を著し前に爐火を然せり。二外道あり、黑色碧眼にして、寒顛して來り前に在りて立住せり。外道見已りて心に樂著を生じ、即ち比丘に語りて言はく、「汝等出家して是の如きの樂を得るや」と。時に外道は心に佛法を樂うて便ち是言を作さく、「我等も亦出家と名くるも、而も弗蘭迦葉の教に値へり。我等は裸形にして髪を抜き巖に投じ澗(たに)に赴き、五熱にて身を炙り、而も乞食を行じて徒に辛苦を受け而して樂事なし」と。比丘報へて言はく、「汝若し此法を樂はゞ便ち來りて出家せよ、亦復我が如くに是の樂住を得ん」と。外道答へて言はく、「我れに沙門の僧伽黎なし」。比丘報へて言はく、「但來れ、我れ當に汝に與ふべし」。外道即ち來るに、便ち出家を與へ具足を受け已りて語りて言はく、「我れ今汝を度して出家して具足を受けぬ。汝當に是の如くに我れに給事を作すべし。晨に當に早起して「安眠せりや不や」と問訊し、唾壺器及び小便器を出して常處に著き、手を淨洗して澡水・齒木を授け、鉢を持って粥を迎へ、小食已らんに鉢を洗うて燥かして常處に安著せよ。若し請處あらば當に食を迎ふべし。我れ聚落に入らんと欲する時、當に入聚落衣を持って我れに授け、我が常著衣を取り料理し卷疊して常處に安著すべし。我れ聚落より還る時、汝當に小床座を敷き、我れに水を與へ並に樹葉を授け、食せん時は扇を以て扇ぎ、食し已らば鉢を洗ひ乾かして常處に擧著し、入聚落衣を脱せば拳擧して復我れに常著衣を授くべし。汝食し已らば、當に薪草を取りて衣を流うて糞染し、房内を淨掃して巨磨を地に塗るべし。我れ林に入りて坐禪せんと欲する時は、汝當に坐具を持って後に隨ふ

【一】 尼薩耆第二十四寒衣戒。

【二】 富羅。布羅とも福羅とも音譯す、短鞞なり。

【三】 弗羅迦葉 (Virupa, Kap-Bam)。弗蘭那迦葉又は布刺拳迦葉波とも音譯す。六師外道の一。註(二の三四)六師の下参照。

【四】 五熱。五體を火にて燒く故に五熱といひしなり。

【五】 齒木 (Dantakathin)。楊枝にして嚼みて口臭を除くかり。

【六】 粥 (Jikha)。

【七】 小食。前食 (Purohata) 即ち朝食なり。一食に堪へざる比丘等には草を以て文字を讀き得る程度の薄き粥を食するを許さる。此に對して中前の一食を大食とも後食ともいふ。

【八】 巨磨。牛糞なり。註(九の四六)牛尿の下参照。

を「ハニ」に、酥、油を觸し、酥蜜を觸し、酥、石蜜を觸し、酥、生酥を觸し、酥、脂を觸すが如く、是の如くに油・蜜・石蜜・生酥……乃至、脂、酥を觸し、脂、油を觸し、脂、蜜を觸し、脂、生酥を觸し、脂、石蜜を觸し、脂、脂を觸すも亦復是の如し。時食・夜分・七日・終身共に雜ふる者は時に服するを得、夜分・七日・終身共に雜ふる者は夜分に服するを得、七日・終身共に合せる者は七日に服するを得ん。若し少知識比丘乞食の時、赤鹽・紫鹽等を得んに、應に鹽を淨洗して終身受とすべし。若し胡椒・葦朶を得んに、亦復是の如し。若し少知識比丘乞食の時、黑石蜜・白石蜜を得んに、淨洗して食氣を除き七日藥と作して受けよ。是故に説きたまへり。

摩訶僧祇律卷第十

三十尼薩耆波夜提法を明すの三

三三九

とさらに自ら食に觸れて食を取るをいふ。今、酥、酥を觸すと比丘が食に觸るゝは不淨なると共に、食と食にと於て差別分明ならずして相觸れ合ふこときも不淨食となるの爲なり。

【八〇】胡椒。註(三〇一〇三)參照。

【八二】葦朶。藥名にして蒟醬なり。蕃國に生ずる者、小なるを蒟醬といひ、大にして紫なるを葦朶といふ。苗の長さ三四尺、莖細きこと香の如し。蜜を藏す。註(三〇一〇二)參照。

【八四】黑石蜜(Chita)。雜物ありて堅強石の如き甘蔗糖なり。雜物とは堅くせんが爲に麥粉(Pyria)又は灰(Charita)を混ずるなり。Pharia(石蜜)は雜り物なきものなるも、白石蜜とは相違す。白石蜜は雜り物ある中に於て色白きと色黒きとの別あるものなるべし。

【八五】淨洗。溶かして石蜜漿(Gajolaka)となし、漉して麥粉等の食氣を除き去れるものならば夜分藥とすべきなり。今七日藥として受けんとする、故に溶かすには非ず。されば淨洗とは水淨する意なるべし。水淨とは少しく水をふりかけて食氣を除いたと同様の食體と見做す作法なり。



言を作すべし、「此中に淨物生じなば、我れ當に七日藥を作して受けん」と。若し慢忘して受けず。作淨せずんば、時過ぐるに是れを「不淨」と名く。若し乞食の時多く油を得んに、…上の酥の中に説けるが如し。若し食上にて多く胡麻を得んに、食残りて盡きさらんには即ち窄して油と作し七日受（とする）を得ん。若し事縁ありて作すを得ずんば、…上の酥の中に説けるが如し。是れを一酪（ア）と名く。「脂」とは、僧中に魚脂・熊脂・羶脂・猪脂・失修摩羅脂（ア）を行さん（ア）に、少知識比丘は細緻の疑（ア）を持して澆し取るを得て、七日受とするを得ん。若し事縁ありて作すことを得ずんば、…上の酥の中に説けるが如し。若し衆僧中にて油を分たん時、或は持して淨油と作し、或は七日油と作し、或は然燈油と作し、或は塗足油と作し、或は塗身油と作さんと欲せんに、若し分不足にして還して一處に斂著せんには一切不淨なり。若し淨油は淨油に還著し、一處に洗盛し淨ならしめて淨人に與へよ。是の如くに七日油は七日油に還著して一處に洗盛し淨ならしめて淨人に與へよ。是の如くに然燈油・塗足油も得已りて應に受くべし。若し比丘、灰を服して油を飲まんと欲せんに、灰は是れ終身藥にして油は是れ七日藥なれば、先に灰を服して後に油を服するを得ず、當に先に油を服して手を洗ひ口を濯ぎ、淨ならしめ已りて然して後に灰を服せよ。若し比丘、下分に病あらば、應に先に酥を服すべし。酥とは七日藥なれば、手を濯ぎ口を洗うて淨ならしめ、然して後に乃し食せよ。若し比丘、上分に病あり、食上にて酥を服せんと欲せば、酥は是れ七日藥なれば、食し竟りて口を洗ひ手を濯ぎて淨ならしめ、然して後に酥を服せよ。若し比丘、油を服し訖りて殘油あり、然燈油若しは塗足油と作さんと欲せるに、和上・阿闍梨來りて見已りて多きを嫌はんに、若し更に飲まんには越毗尼罪を得ん。若し比丘、石蜜を食して夜分漿を飲まんと欲せば、當に先に口を洗うて淨ならしめ然して後に漿を飲むべし。若し漿を飲み已りて石蜜を食せんと欲せんにも亦是の如し。若し比丘、石蜜を煮んと欲せば、當に淨人をして煮さしむべし。若し比丘、自ら酥を受けんに、酥、酥

【六】失修摩羅脂。修々羶脂即ち麝の脂なり。註（三の九四）参照。

【五】分不足。僧中に分つ時上座下座共に平等ならざるべからず。然るに油不足にして上座に分ちて下座に分ち得ざる時、更に分け直さんとて塗足油・塗身油等の差別をなさずして一處に還著せば不淨油となりて、比丘は受くるを得ざるなり。

【六】時藥・非時藥。七日藥・終身藥はその次第の如くに食の勢分弱きものなれば、食せんに強きものより服すべきなり。故に油を先に服して後に灰藥を服すべきなり。香物を先にして飯を後に食すること非法なるが如し。

【八】欄。惡觸又は惡捉にして、清淨持戒の比丘にしてこ

丘、多く誦經して胃痛み血を吐かんに、薬師「此病は當に長く石蜜を服すべし」と言はんに、食前に石蜜を食するを得、食後には水淨し已りて食するを得ん、是れを「受間に非ず食間に非ず」と名く。云何が「石蜜瓶」なる。武羅國の如き、具足を受けんと欲する人、戒場上に在りて具足を受け已るに、僧に石蜜各一瓶を布施せり。諸比丘、信心あり喜みて功德を作さんとて即ち石蜜瓶を持して僧の上座に施すに、上座、信心有りて言はく、「僧は是れ良福田なり」とて、即ちに復僧に施すに、諸比丘に第七日の石蜜あらんも即ちに此の石蜜を取らんに、是れを「相汗」と名く。若し比丘、食上にて大に甘蔗を得んに、食の残を笮して漿と作し夜分受(とする)を得ん。若し飲みて盡きざらんに、煎じて石蜜と作し七日受(とする)を得ん。石蜜盡きざらんに焼いて灰と作して終身受とせよ。若し事ありて壓すことを得ずんば、即ち中前に應に水を以て作淨すべきなり。當に是言を作すべし、「此中、淨物の生ずる有らば我れ當に受くべし」と。若し食上にて多く果を得んに、食して盡きざらんに笮して漿と作し夜分受(とする)を得ん。若し事ありて笮すを得ずんば、即ちの時應に當に是言を作すべし、「此中、淨物生ぜんに我れ當に受くべし」と。若し時過ぎなば、應に作すべからず。「然燈」とは、若し篤信の女人ありて衆僧に食を施し、並に作餅に然燈を盛りて僧に施さんに、僧は應に明を合せて受くべからず、當に淨人をして取らしむべし。若し淨人なきには、當に語りて地に放たしめ、燈を滅し已りて然して後に受くべし。若し女人、信心の故に滅するを得ずば、慇懃の故なれば受くることを得ん。受け已りて刀を持して膩を去り、然して後に食するを得ん、是れを「然燈」と名く。「酪瓶」とは、食時に多く酪を得て食するも盡きず、即ち煎じて生酥と作して七日受(とする)を得ん。若し生酥長らば、煎じて熟酥と作して七日受(とする)を得ん。若し比丘、乞食の時多く酥を得んに、若し是れ少知識比丘ならんに、即ち細緻の酥を以て淨漉して酥を取り七日受(とする)を得ん。若し事緣ありて中前に作すを得ずんば、當に是

- 【六】水淨。石蜜漿として淨漉して夜分藥として飲むなり。
- 【七】石蜜瓶 (Crikakum bhā)。
- 【八】武羅國。明かならず。
- 【九】戒場 (Upasamā, ātisi-mumudhā)。
- 【十】相汗。石蜜瓶を受けて淨施せざる時に第七日の石蜜と混亂し相關する故に相汗と名く。
- 【十一】中前。午前中なり。應急の場合水中に入れて口言作法するなり。
- 【十二】淨物。午後に至り笮して非時漿若しは夜分藥相應の物生ぜんには受くべしと心念口言するなり。これ比丘に相應のものなれば淨物といふ。
- 【十三】時過ぐ。正午を過ぐればの意。正午を過ぎて水淨し心念口言するも無効となるなり。
- 【十四】酪 (Dahi)。凝乳。
- 【十五】生酥 (Takra)。
- 【十六】熟酥 (Nivvāṇā)。
- 【十七】若しは Suppinanā は醃酏味に相當し、乳 (Khir) より次第に酪・生酥・熟酥・醃酏を精選す。これを乳と合はせて五種の牛味 (Pāṭha Gorāṇa) といふ。
- 【十八】少知識比丘。知識せる人を少いておる比丘の意にして、能く供養をなす檀越を有せざる比丘の意なり。



答へて言はく、「飲まん」と欲す」と。此の一衆の客比丘(第二衆なり)、即日(いちじつ)に石蜜を得て作淨せずして而して受(畜)せんに、是れを「客比丘利汗にして客比丘利なり」と名く。云何が「舊比丘利汗にして舊比丘利なる」や。舊比丘に第七日の石蜜あり、一舊比丘に語りて言はく、「石蜜漿を飲まん」と欲するや不や」。答へて言はく、「飲まん」と欲す」と。此の舊比丘、即日(いちじつ)に石蜜を受け作淨せずして而して受(畜)せんに、是れを「舊比丘利汗にして舊比丘利なり」と名く。云何が「僧利汗にして比丘利なる」や。僧に第七日の石蜜あり、分作して分つに、是の比丘、即日(いちじつ)に石蜜を得て作淨せずして而して受(畜)せんに、是れを「僧利汗にして比丘利なり」と名く。云何が「比丘利汗にして僧利なる」や。比丘に第七日の石蜜あり、即ち持して僧に施すに、僧、即日(いちじつ)に石蜜を得て作淨せずして而して取(畜)せんに、是れを「比丘利汗にして僧利なり」と名く。云何が「僧利汗にして僧利なる」や。僧に第七日の石蜜あり、持して彼の僧に與ふるに、彼の僧、即日(いちじつ)に石蜜を得て作淨せずして而して受(畜)せんには、是れを「僧利汗にして僧利なり」と名く。云何が「比丘利汗にして比丘利なる」や。比丘に第七日の石蜜あり、比丘に語りて言はく、「汝、石蜜漿を飲まん」と欲するや不や」。答へて言はく、「須(もち)めん」と。是の比丘、即ち(いちじつ)に石蜜を得て作淨せずして而して受(畜)せんに、是れを「比丘利汗にして比丘利なり」と名く。云何が「一食間ありて受間に非ざる」や。若し比丘、七日に石蜜を噉ひ、而して並び受けて八日に復食せんに、間を作さざるを以て越毗尼罪を得ん、當に一日の間を作すべし、是れを「食間に非ず」と名く。云何が「一受間に非ざる」や。若し比丘、石蜜を受けて七日食はず、八日に更に石蜜を受けんに、無間に受くるは越毗尼罪を得ん、當に一日の間を作すべし、是れを「受間に非らず」と名く。云何が「一受間に非ざる」や。若し比丘、七日石蜜を受けて食し已り、八日更に受けて更に食するに「越毗尼罪を得ん。(當に一日の間を作すべし、是れを「受間に非ざる」や。云何が「一受間に非ざる」や。若し比丘

【毛】舊比丘利汗舊比丘利。

【天】僧利汗比丘利。

【五九】比丘利汗僧利。

【六〇】僧利汗僧利。

【六一】比丘利汗比丘利。

【六二】有食間非受間。七日藥は七日の間噉ふことと藥されたるも、八日目に又七日藥を受けて噉は常に美味を食することになる故に一日の間を置くべきである。今食に間ありとは、食するに一日の間をおくべく、而してそれは受間を意味するに非ずとの意。

【六三】受間非食間。受くるに間あるべく、而もそれは食間を意味するに非ずとの意。受くるに間ありとは、一日をへだて、受くべしとの意。

【六四】受間食間。共に一日を間で、受け一日を間で、食すべきなり。この一日を間つる處に律行の珍味あり。

【六五】非受間非食間。病時に「受間食間の有無を問はざるなり。即ち受七日作法をなさざるなり。されば食前即ち午前中は食するも食後(午後)は水淨して食すること七日作法によらざるの語なり。

を禮して即ち餘比丘に語りて言はく、「尊者、石蜜漿を飲まん」と欲するや不や」。答へて言はく、「飲まん」と欲す」と。是の比丘、即日(そご)に石蜜を得て作淨せずして而して取らんに、是れを「俗人利汗(そごじんりあせ)にして比丘利なり」と名く。云何が「比丘利汗にして俗人利なる」や。一優婆塞あり、石蜜を持ちて來り、過りて比丘の足を禮するに、比丘に第七日の石蜜ありしかば優婆塞に語りて言はく、「石蜜漿を飲まん」と欲するや不や」。答へて言はく、「飲まん」と欲す」と。即ち取りて瓶中に合せて而して去るに、更に優婆塞あり石蜜を持ちて來るに道中に於て相逢はん。先の優婆塞、後の優婆塞に問うて言はく、「汝那に去らんと欲するや」。答へて言はく、「我れ此の石蜜を持して某甲比丘に與へんと欲す」と。即ち語りて言はく、「汝過らば此の石蜜を持ち去きて亦某甲比丘に與ふ可し」と。即ち受けて持ち去かんに、是れを「比丘利汗にして俗人利なり」と名く。云何が「俗人利汗にして俗人利なる」や。正に二俱なるを以て異と爲すのみ。云何が「比丘利汗にして比丘利なる」や。比丘に第七日の石蜜あり、比丘に語りて言はく、「石蜜漿を飲まん」と欲するや不や」。答へて言はく、「飲まん」と欲す」と。是の比丘、即日(そご)に石蜜を得て作淨せずして而して受(畜)せんに、是れを「比丘利汗にして比丘利なり」と名く。云何が「客比丘利汗にして舊比丘利なる」や。客比丘に第七日の石蜜ありて舊比丘に語りて言はく、「汝、石蜜漿を飲まん」と欲するや不や」。答へて言はく、「飲まん」と欲す」と。舊比丘即日(そご)に石蜜を得て作淨せずして而して受(畜)せんに、是れを「客比丘利汗にして舊比丘利なり」と名く。云何が「舊比丘利汗にして客比丘利なる」や。客比丘來る有り、舊比丘に第七日の石蜜ありて客比丘に語りて言はく、「石蜜漿を飲まん」と欲するや不や」。答へて言はく、「飲まん」と欲す」と。此の客比丘、即日(そご)に石蜜を受け作淨せずして而して取り(畜へ)んに、「是れを舊比丘利汗にして客比丘利なり」と名く。云何が「客比丘利汗にして客比丘利なる」や。二の客比丘來りて來り、一衆中に第七日の石蜜あり、客比丘、第二衆の比丘に語りて言はく、「石蜜漿を飲まん」と欲するや不や」。

三十尼薩耆波夜提法を明すの三

三三五

藥利相汗を畜へずといへるなり。

【四】不畜藥利畜藥利不相汗。午前中に作淨して畜ふるは、即ち不淨食を畜へざるは、なるなり。而して午後に得たる不淨の石蜜は午前の作淨せる淨石蜜と混亂せざる故に藥利不相汗といふなり。

【五】不畜藥利不畜藥利不相汗。午前の石蜜も午後の石蜜も、作淨して受畜すれば相混亂することなく共に如法の食なり。

【五】俗人利汗比丘利。解し難し。或は比丘石蜜を得て作淨せずば不淨の石蜜なる故に比丘利といひ、而もその石蜜は俗人が最初より比丘に供養せんとせしものにあらずして、他比丘の第七目の石蜜を貰へる(俗人利)ものなれば、この石蜜はその關係に於て汚れたるものなりとの意なるべし。

【五】比丘利汗俗人利。上註(一五九)までその持律の相解し難し。

【五】俗人利汗俗人利。  
 【五】比丘利汗比丘利。  
 【五】客比丘利汗舊比丘利。  
 【五】舊比丘利汗客比丘利。

【五】客比丘利汗客比丘利。





めんが爲に日々に往返せり、是を以て疲苦せるなり。又世尊は病比丘に薬を停むること一日なるを聽したまへる(のみ)なれば、二三九病疾已にして過るなり」と。佛、醫師比丘に問ひたまはく、「薬を畜へしめん」と欲せんに、幾日にて安隱なるを得るや」。答へて言さく、「二四〇薬相接すること七日と知る可きなり」。佛言はく、「今日より先の一日と更に六日と與に、七日畜ふるを聽さん」と。

佛、諸比丘に告げたまひて波羅奈に依止して住せる者を盡く集め(しめ)、十利を以ての故に諸比丘の爲に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし」。

「若し病比丘應に服すべき所の藥、酥・油・蜜・石蜜・生酥・脂、是の如きを病比丘は七日を畜へて服するを聽す。若し七日を過ぐるに、殘(藥)を捨てずして服せんは尼薩耆波夜提なり」と。

「比丘」とは、上に説けるが如し。「病(比丘)應に服すべき藥」とは、酥・油・蜜・石蜜・生酥・脂たり、上の盜戒の中に説けるが如し。「病」とは、四百四病あり。風病に百一あり、火病に百一あり、水病に百一あり、雜病に百一あり。若し風病には當に油・脂を用ひて治すべく、熱病には當に酥を用ひて治すべく、水病には當に蜜を用ひて治すべく、雜病には當に盡く上の三種藥を用ひて治すべし。「七日」とは、數の極なり。「七日を齊りて畜ふ」とは、自ら七日を受けて服するなり。七日を過ぎて服せんには尼薩耆波夜提なり。「尼薩耆波夜提」とは、是藥應に衆僧中に捨して波夜提悔過すべきなり。若し捨てずして悔するは越毗尼罪を得ん。「波夜提」とは、上に説けるが如し。

若し比丘、一日に十種藥、酥・油・蜜・石蜜・生酥・五種脂を得て一切を服せんに、作淨せずして七日を過ぎなば一切尼薩耆なり。若し比丘、一日に十種藥を得て、半を作淨し半を作淨せざらんに、是中作淨せる者は應法にして、作淨せざる者は七日を過ぐるに尼薩耆なり。若し比丘一日に十種藥を得んに、……前の長衣戒中に廣く説けるが如し、但此中には藥と七日とを以て異と爲すのみ。……乃至、二四二記識せざるに記識想を作さんには、此れを「記識を作せり」とは言はざるなり。然燈油・塗

の地。

【三】原漢文には、又世尊聽病比丘停藥一日病疾已過とあり。已過の二字難解なり。快癒に至らざる意なるべし。

【四】原漢文には、藥相接七日可知とあり。藥の効能は七日を限とすとの意。

【二】生酥・脂。註(三)の七九)七日藥の下參照。

【三】七日畜(Satthapunn-ma sanidhik-hako)。

【四】記識想(Adhitthiṅgaṇa) 註(八)の六六)參照。



言さく、「世尊、是れ蜜なり」。復問ひたまはく、「何等をか作さんと欲するや」。答へて言さく、「難陀の病に須うるなり」。佛言はく、「太だ多し」。答へて言さく、「竟日須も服するなり」。佛言はく、「云何が薬を畜へて竟日服するや。今日より薬を畜へて竟日服するを得ざれ」と。

復次に佛、迦維羅衛尼拘律樹釋氏精舎に住したまひき。世尊は五事の利益を以ての故に、五日に一たび諸比丘の房を行りたまへり。何等をか五とす。一には我が聲聞弟子、有爲事に著せざるや不や、二には世俗の戲論に著せざるや不や、三には睡眠に著して行道を妨げざるや不や、四には病比丘を看ることを爲すや不や、五には年少比丘の新出家をして、如來の威儀を見て歡喜心を起さ(しめ)んが爲なり、是れを「五事」と爲す。如來五百に(一たび)諸房を觀歷したまふに、一病比丘の顔色痿黃し羸瘦せるを見たまへり。佛知りて而して故に問ひたまはく、「比丘よ、汝調和なりや不や」。答へて言さく、「世尊、我れ病苦しくして調和ならず」。佛言はく、「汝、隨病食及び隨病藥を索めて、治すること能はざるや」。答へて言さく、「世尊の制戒、薬を畜ふるも時に服して久しく停むることを得ざれ」と、是故に我れ苦なり。佛、諸比丘に告げたまはく、「今日より病比丘は薬を停むること一日なるを聽さんと。爾時佛、難陀に問ひたまはく、「汝、舍衛(にありて)時多く酥・油・蜜・石蜜を畜へたりしや」。答へて言さく、實に爾り、世尊」。佛言はく、「汝云何が多欲にして厭くことなきや」とて、種々に呵責し已りて(言はく)、「今より已後多く畜ふるを聽さず」と。

復次に佛、波羅奈仙人鹿野苑に住して廣く説きたまへること上の如し。時に六十の病比丘ありしに、一醫師あり、出家して道を爲し、諸の病比丘を療治せりき。是の醫比丘、來りて世尊を問訊し、頭面に禮足して却いて一面に住せり。佛知りて而して故に問ひたまはく、「醫師比丘よ、諸の病比丘は調和なりや不や」。答へて言さく、「世尊、諸の病比丘は安隱なるも、但我れ疲苦せり」。佛言はく、「何の故に疲苦せりや」。答へて言さく、「世尊、波羅奈城は此を去ること半由旬なるに、所須を求

リしが故にその日數に従うて五百の守園人を給せしめたる事、或は一貧女の大笑哭、金堂の化作等全く同じ。此れ五分律と巴利律とその原本最も接近せるものなるを證し得べき好資料なり。且つこの因縁談は巴利律 Mahāvagga VI にも引用せらるも五分律藥撻度にも引用せらる。

【一】酥・油・蜜・石蜜。註(三)の七九七日藥の下參照。

【二】竟日。終日なり。

【三】迦維羅衛尼拘律樹釋氏精舎。釋迦迦維羅衛尼拘律園(Sakkean Jambhvatthasānān Nigrohāraṇe)と同じ。釋迦族の園なるカピラエ城の尼拘律園。

【四】聲聞弟子。註(一〇二)參照。

【五】險病食(Gāṇābhūtaṅga)。

【六】隨病藥(Gāṇābhūtaṅga)。

【七】時とは午前中に食すべき物、又は非時即ち午後より初夜時までに飲むべき物との如く、時に制限ある意。

【八】波羅奈仙人鹿野苑(Bārāṇasī Isipatana Migadāya)。

波羅奈は迦尸國の首都。註(一)の三六參照。もと時支佛住せるを以て仙人住處といひ、又この園中に野鹿棲宿する故に鹿野苑といふ。佛陀初轉法輪

物を以て口を遮しゆせよ。若し事有らんにも、忽きやく々なるを得され二二九。好く洗はんには、當に根汁・葉汁等を以て塗拭しゆし、事訖やほりて當に洗ふべし。明日洗ひ已りて、持して聚落じやくに入りて食を乞ふべし。設し鉢を綴つづること難くして、一日を用ひて乃了なほるとも要らず當に洗淨すべし。若し故に打ち破らんには、波夜提罪を得ん。若し和上・阿闍梨・知識・是念を作さく、此の賢善の比丘、鉢を洗ふを以ての故に、坐禪・受經・誦經を妨さまたぐなり」とて、若しは打破り若しは藏去かくせんに、見えざらんには已て、更に乞ふに無罪なり。鉢なからんに、乞うて一鉢を得なば應に受持すべし、若し乞うて兩鉢を得んには應に一鉢を受持すべし、一鉢は應に衆僧の淨廚じやうじゆに入るべし。是の如くに乃至十鉢を得んに、一鉢は自ら受持し、九鉢は應に衆僧の淨廚じやうじゆに入るべし。若し比丘、鉢なからんに、鉢を求めて一鉢直を得なば、是れを「鉢有り」と名く。若し乞うて兩鉢直を得なば、一鉢直は衆僧の淨廚じやうじゆに入るべし。是の如く乃し十鉢直に至らんに、九鉢直は應に衆僧の淨廚じやうじゆに入るべし。是故に説きたまへり。

二二〇

佛、舍衛城祇洹精舍に住して廣く説きたまへること上の如し。世尊、五事の利益を以ての故に

五日に一たび諸比丘の房を壓おさりたまひ、難陀・優波難陀の住處を見たまふに、酥・油・蜜・石蜜を滿瓶し、根藥・莖藥・葉藥・華藥・果藥を流出せり。佛知りて而して故に諸比丘に問ひたまはく、「此れ誰が住處なりや、此の滿瓶の酥・油・蜜等ありて處々に溢流いっりゅうせること是の如きは」と。諸比丘答へて言さく、「世尊、此は是れ難陀・優波難陀の住處なり」。爾の時、世尊言はく、「來るを待ちて當に問ふべし」と。

復次に佛、毗舍離大林重閣精舍に住して廣く説きたまへること上の如し。世尊、時到りて衣を著し、鉢を持し衆多の比丘と共に毗舍離大城に入りたまふに、優波難陀、滿鉢の蜜を持して出城するを見たまひき。見已りて知りて而して故に問ひたまはく、「此の鉢中の者は何等なりや」。答へて

【二六】一握手。二尺四寸なり。註(六の一〇九)修伽陀握手參照。

【二七】鞞釀勒果樹。註(三の一〇〇)毗離勒の下參照。

【二八】原漢文には、好洗者當以根汁葉汁等塗拭事訖當洗明日洗已持入聚落乞食設置鉢難用一日乃了要當洗淨とあり。當洗明日洗の意分明なるを得ず。乞食に出づる際に再び淨洗する行事なるべきも、再考を要す。

【二九】原漢文には、若打破若藏去不見已更乞無罪とあり。

【三〇】尼薩耆第二十三長藥戒巴利律第二十三條、四分律第二十六條、五分律第十五條、十誦・有部・優波離問佛經・鼻奈耶戒因緣經・解脫戒經・梵文戒本・五分戒本(別本・西藏の諸律は皆第三十條とす)次に此戒制定の緣に就て四分

十誦・有部・五分・巴利の諸律は皆畢陵伽婆蹉を緣とせるに僧祇律のみに出きざるは注意すべきなり。又畢陵伽婆蹉(Phinduvudhi)の因緣談につき、四分・十誦・有部はその弟子が諸種的美食を畜へたるによりこの制戒ありとするに、五分と巴利とは畢陵伽婆蹉其人につき瓶沙王との對話、守國人の制定、大臣が王の命令を實施せざりしこと五百日な





綴なるにも、(その)量滿五ならんには是れを「滿五」と名く。綴量とは、破れたる處の綴れる間、相去ること二五「一指に足するを(云ふなり)。「鉢」とは、上に説けるが如し。「新」とは、初めて成ぜるなり。「更に求む」とは、若しは乞ひ若しは勸化するなり。「好の爲の故」とは、太だ大・太だ小、太だ重く・太だ軽く、若しは麤澀を嫌うて、「我れに檀越あり、泥あり、手力あり、當に更に好鉢を作すべし」と(云ふなり)。是の比丘、應に是の新鉢を持して衆僧中に捨すべし。衆僧中にて下鉢を選びて應に與ふべし。是の比丘に應に是の如くに教ふべし、「汝、長老、此鉢を受けよ、乃し破るゝに至るまで、故に打ちて破るを得ざれ」と。波夜提悔過せんには、是の新鉢應に衆僧中に捨して波夜提罪應悔過すべし、若し捨せずして悔するは越咄尼罪を犯するなり。「波夜提」とは、上に説けるが如し。是の比丘、鉢、減五綴なるに、好の爲の故に更に新を求めんには尼薩者なり。是の比丘、應に律を持ち羯磨を知れる者乃至二五「五法成就せる(者)を請すべく、僧は當に羯磨して行鉢人と作すべし。何等をか五とす、不愛・不瞋・不怖・不癡・與不與知、是れを「五(法)」と名く。羯磨せん人は應に是説を作すべし。

【一六】大德僧聽きたまへ、某甲比丘は五法成就せり。若し僧、時到らば、僧は二〇「某甲比丘を差して行鉢人と作さんとす、白すること是の如し」。

【一七】大德僧聽きたまへ、某甲比丘は五法成就せり。僧は今某甲比丘を差して行鉢人と作さんとす。諸大德忍するや、某甲比丘を行鉢人と作すことを。忍する者は僧は默然したまへ。

若し忍せざらんには便ち説きたまへ。僧は已に某甲比丘をして行鉢人と作さしむることを忍し竟りぬ。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事はの如くに持つ」と。

羯磨を作し訖らば、應に僧中に唱ふべし、「大德僧、受持する所の鉢、一切持し來れ」と。若し唱へずんば越咄尼罪を犯するなり。諸比丘は應に各々己が受持する所の鉢を賣し來るべきなり。若し

に交替して受持すればよいのである。

【一三】無綴(Abandhana)。

【一四】綴量(Bandhanokāsa)。

【一五】一指。掲指の幅、常人の指面は一寸なるも、佛の指面を標準として常人に倍する故に二寸なり。四分律には相去兩指間一綴とあり、巴利律には *Dvayūtha pāṇi* とせり。

これによらば巴利四分は一綴間四寸となる。二寸と四寸とは部派の相違によるか、或は四分巴利の一指は常人の一指なるか、暫く疑問とす。

【一六】五法成就(Paṭṭhaññā)。

怖・癡に陥入らず、與ふべきと斷しうる有徳の人をいふ。僧は羯磨作法によりて此の五法成就の人を推舉して行鉢人とす。

【一七】行鉢人(Paṭṭhagāra)。

捨墮罪を犯せる鉢の拾法は他の尼薩者拾法と相違して行事複雑なり。行鉢人とは鉢を施す人との意にして、この新鉢を持して上座に與へ、上座取らば、上座の所持せる鉢を次座に、次座の鉢を次の比丘に與へ、かくて最下座の比丘に與ふる作法をなす人なり。

【一八】不愛(ābandhana)。

捨・癡に陥入らず、與ふべきと斷しうる有徳の人をいふ。僧は羯磨作法によりて此の五法成就の人を推舉して行鉢人とす。

【一七】行鉢人(Paṭṭhagāra)。

捨墮罪を犯せる鉢の拾法は他の尼薩者拾法と相違して行事複雑なり。行鉢人とは鉢を施す人との意にして、この新鉢を持して上座に與へ、上座取らば、上座の所持せる鉢を次座に、次座の鉢を次の比丘に與へ、かくて最下座の比丘に與ふる作法をなす人なり。

【一八】不愛(ābandhana)。

捨・癡に陥入らず、與ふべきと斷しうる有徳の人をいふ。僧は羯磨作法によりて此の五法成就の人を推舉して行鉢人とす。

【一七】行鉢人(Paṭṭhagāra)。

捨墮罪を犯せる鉢の拾法は他の尼薩者拾法と相違して行事複雑なり。行鉢人とは鉢を施す人との意にして、この新鉢を持して上座に與へ、上座取らば、上座の所持せる鉢を次座に、次座の鉢を次の比丘に與へ、かくて最下座の比丘に與ふる作法をなす人なり。

【一八】不愛(ābandhana)。

捨・癡に陥入らず、與ふべきと斷しうる有徳の人をいふ。僧は羯磨作法によりて此の五法成就の人を推舉して行鉢人とす。

【一七】行鉢人(Paṭṭhagāra)。

捨墮罪を犯せる鉢の拾法は他の尼薩者拾法と相違して行事複雑なり。行鉢人とは鉢を施す人との意にして、この新鉢を持して上座に與へ、上座取らば、上座の所持せる鉢を次座に、次座の鉢を次の比丘に與へ、かくて最下座の比丘に與ふる作法をなす人なり。



く、「汝若し應に得べき所の者を乞はざらんには便ち此利を失せん」。答へて言はく、「我れ已に鉢を得たれば、失と不失と以に在ること無けん」。難陀言はく、「我れ當に汝が爲に乞ふべし」。答へて言はく、「汝自ら當に知るべし」と。…乃至…：「優婆塞言はく、「尊者、瓦肆を作さんと欲するや」と。乞衣（戒）中に廣く説けるが如し。諸比丘聞き已りて往いて世尊に白すに、佛言はく、「難陀・優波難陀を呼び來れ」と。來り已りて佛、難陀・優波難陀に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言はく、「實に爾り、世尊」。佛言はく、「何の故に乞ひしや」。答へて言はく、「我れ失鉢比丘の爲に乞へり」。佛言はく、「失鉢比丘を呼び來れ」と。來り已りて佛、比丘に問ひたまはく、「汝、難陀・優波難陀をして鉢を乞はしめたりしや」。答へて言はく、「不なり、世尊」。佛言はく、「何の因縁にて乞ひしや」。答へて言はく、「是の如く是の如くなりき」。佛、諸比丘に語りたまはく、「是の難陀・優波難陀は應に乞ふべからざる者を便ち乞ひ、應に乞ふべき者を乞はず」と。佛、難陀・優波難陀に語りたまはく、「此は是れ惡事なり、汝常に聞かずや、我れ無數の方便を以て少欲を讚歎して多欲を毀咎せるを。此れ法に非ず、律に非ず、佛の教の如くならず、是を以て善法を長養すべからず」と。佛、諸比丘に告げたまひて舍衛城に依止せる者を盡く集め（しめ）、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、「…乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし」。

「若し比丘、用ふる所の鉢、減五綴なるに更に 新鉢を乞ひ、好の爲の故なるは尼薩者波夜提なり。是鉢應に 僧中に捨すべし。比丘衆中の最下鉢を應に與ふべし。應に是の如くに教ふべし、「汝比丘、是鉢を受けよ、乃し破るゝに至るまで。是事法爾なり」と」。

「比丘とは、上に説けるが如し。「減五綴」とは、若しは一綴あらんに（その量減五なるを是れを「減」と名く。若しは二綴あり、乃至、五綴あらんに（その量減五なるを是れを「減」と名く。「滿五綴」とは、已に五綴ありて量も亦滿てるを是れを「滿（五綴）」と名く。若しは四・三・二・一綴若しは

とする故に秦の四外に當る。  
 【〇五】尼薩者第二十二乞新鉢戒。  
 【〇六】原漢文には、我已得鉢失以不失無在とあり。  
 【〇七】乃至とは第九卷第七尼薩者波夜提の中に過量受衣につき同記事ある故に、今乃至として略せるなり。前は衣につき、今は鉢についての相違のみ。  
 【〇八】減五綴（*Uṇṣaṅghan-dhana*）。破れたる鉢を綴ること五ヶ所以内なるをいふ。  
 【〇九】新鉢（*Kava patta*）。  
 【一〇】僧中（*Bhikkhuparisa*）。比丘衆中の意。  
 【一一】最下鉢（*Pattāpariyāna*）。比丘中の最も下座なる比丘の鉢なり。  
 【一二】原漢文には、汝比丘受是鉢乃至破是事法爾とあり。乃至破は乃し破れて五綴に至るまで受持せよとの意、巴利文には *Kava Dhedandya* とあり。衆僧中の最下座の鉢を此比丘に與へて乃し破れて五綴に至るまで受持せよといふなり。是事は最も讚稱せらるる事なり、即ち相應の事なりとの意。而しては比丘の新鉢は行鉢作法によりて上座又は上座以下の比丘中欲するものに與ふるなり。是比丘の減五綴の鉢は淨施するか、十日毎

し、……乃至、言はく、「尊者、我家の夫主、僧を請じて鉢を與へしに、諸比丘は好の爲の故に故鉢を持し來りて新者に易へ、我家の中故鉢を積聚して聚を成すこと山の如し。我が俗人家には新鉢すら尚ほ用ひず、何に況んや故者をや。尊者、我家は互作を仰いで生活を作し、……」と。乃至舍利弗爲に隨順して法を説くに、歡喜心を發し已りて足を禮して退りぬ。舍利弗、精舎に還り到り、是の因縁を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「此の比丘を呼び來れ」と。來り已りて佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛言はく、「今日より後、比丘は鉢を索むるを聽さず」と。

復次に佛、舍衛城に住して廣く説きたまへること上の如し。北方(より)六十比丘あり、來りて世尊を禮拜せんと欲せしに、道中に於て賊を被りて鉢を失し、無鉢にして祇園精舎に入りぬ。爾時諸の梵行者は各々鉢を與へ、鉢を得已りて往いて世尊の所に到り、頭面に禮足して却いて一面に住せり。佛知りて而して故に諸比丘に問ひたまはく、「汝何の處より來りしや」。答へて言さく、「北方より來りぬ」。佛、比丘に問ひたまはく、「道路安隱なりしや不や」。答へて言さく、「安隱ならざりき。道路にて賊を被りて鉢を失し、無鉢にして祇園に入りしに、諸の梵行者は各々我れに鉢を與へぬ」と。佛、諸比丘に問ひたまはく、「道中に聚落・城邑有ること無かりしや」。答へて言さく、「有りき」。問うて言はく、「何の故に乞はざりしや」。答へて言さく、「我れ聞く、世尊の制戒、「鉢を乞ふを聽さず」と。復施者も無かりき」。佛言はく、「善哉善哉、比丘よ、汝等信心の出家なり、法正に應に爾るべきなり、乃し失命に至るとも故に犯戒せざれ。今日より失鉢の時には乞ふことを聽さん」と。復次に佛、舍衛城に住して廣く説きたまへること上の如し。時に北方(より)六十の失鉢比丘來りて祇園に到りしに、尊者難陀・優波難陀語りて言はく、「長老、世尊は失鉢せんには乞ふことを得と聽したまへり、何の故に乞はざるや」と。答へて言はく、「諸の梵行人已に我れに鉢を與へぬ」。復言は

よるに四斗五合五勺(普救律師六物綱要)に當る。十滿の三鉢他飯は秦の二斗、それに一鉢他半の羹菜を容れ得るとせば十滿の上鉢も三斗となる。而して僧祇の一阿羅米は一斗六舛にして、これを飯となし且つ羹菜を受くる量を加ふれば、やはり三斗即ち四斗五合程の量となるべし。然るに巴利律には上鉢は *atāhāhī* *akodana* と *evubhūga* *khadana* と *atāhāhī* との量(即ち半アールハカの飯と第四分(一鉢の四分の一量)の羹菜)と其他の可食物とを合せたる量とせり。これによりて見るに巴利律の上鉢は漢譯諸律の中鉢の量なるが如し。【010】中鉢(*Majjhīmapattho*)。上鉢の半分。巴利律には *ni* *ikhodana* と第四分羹菜其他を容る。量とす。Kāṭhakaは次の *Patthā* 量より大なるもの。【011】下鉢(*Omatkapattho*)。【012】一鉢他(*Atāhāhī*)。秦律の六舛六合程に當る。濟緣記に一鉢他は三鉢他飯(秦の二斗)と一鉢他の羹と餘の可食物を半(鉢他)とにて秦の三斗なりとあり。故に上鉢の三分の一が下鉢にして四分鉢には一斗といひ、寬永所定の舛に従ふば一舛五合程に當る。巴利律には一アールハカの四分の一



「若し比丘、長鉢（ちやうはつ）（あらんに）畜ふること十日なるを得ん、若し過ぎんには尼薩耆波夜提（にさつしやばやたい）なり」と。

「比丘」とは、上に説けるが如し。「十日」とは、畜ふるを得ること十日を齊（いっしょ）るなり。「長鉢」とは、受持（うけもち）外の鉢なり。「鉢」とは、一に參婆鉢（さんばはつ）、二に烏迦斯魔鉢（うかしまはつ）、三に優迦叱耶鉢（うけあしやくばつ）、四に多祇耶鉢（たきやくばつ）、五に鐵鉢（てつはつ）、六に鐵葉尼鉢（てつえふにはつ）、七に畢荔偷鉢（ひしとんはつ）あり、（復）上鉢（じやうはつ）・中鉢（ちゆうはつ）・下鉢（げはつ）・過鉢（かゝはつ）・非鉢（ひはつ）・隨鉢（ずいはつ）あり。「上鉢」とは、摩竭提國の一阿羅米を飯と作し及び羹菜を受くる（量）なり。一阿羅とは、此間の（一）斗六升なる可し。「中鉢」とは、半阿羅米を飯と作し及び羹菜を受くる（量）なり。「下鉢」とは、一鉢他米を飯と作し及び羹菜を受くる（量）なり。三分は飯、一分は羹菜なり。「過鉢」とは、一阿羅米を煮たる飯と並に羹菜とを（以てして）満たざるを、是れを「過鉢」と名く。「非鉢」とは、一鉢他米の飯と並に羹菜とを受けざるを、是れを「非鉢」と名く。「隨鉢」とは、鉢中に隨うて用ふる所の器なり。此の中、上鉢・中鉢・下鉢を畜ふること十日を過ぎんには尼薩耆波夜提（にさつしやばやたい）にして、餘は不犯（ふがん）なり。「尼薩耆波夜提」とは、是鉢應に僧中に捨して波夜提罪應悔過すべきなり。若し捨せずして悔するは、越毗尼罪を得ん。「波夜提」とは、上に説けるが如し。

若し比丘、月の生め一日に十鉢を得、畜へて作淨せず、十日を過ぐるに一切尼薩耆波夜提（にさつしやばやたい）にして、乃至受持（うけもち）を曉（あき）らす・作淨（しやうじやう）を曉（あき）らざらんには、當に教へて是の如くに受持（うけもち）し。是の如くに作淨せしむべし。皆第一長衣戒の中に説けるが如し、此中、但鉢を以て異と爲すのみなり。是故に説きたまへり。

佛、舍衛城に住して廣く説きたまへること上の如し。時に舍衛城中に瓦師法豫（わしほふよ）（あり）、僧を請じて鉢を施すに、諸比丘は好の爲の故に故鉢（こはつ）を持し來りて新鉢（しんはつ）の者に易へ、是の如くに衆多にして遂に相供せざりき。爾時、尊者舍利弗、時到りて入聚落衣（にふしりやく）を著し鉢（はつ）を持して城に入り、次（第）に行いて食を乞ひ法豫の門に到りて前に住しぬ。法豫の婦は尊者舍利弗と舊是れ相識（あひしやく）にして信心歡喜

【五】受持外鉢。受持作法を作して受持せる鉢の外の鉢なり。受持作法とは「此は是れ我が鉢多羅（鉢の梵音）なり、應量・受用・乞食の器なり、今受持せん」と比丘に對して三説するなり。

【六】參婆鉢。烏迦斯魔鉢・優陀耶鉢・多祇耶鉢・彼葉尼鉢・畢荔偷鉢。いづれも明かならず。四分律には蘇魔國鉢・烏伽羅國鉢・愛伽除國鉢・鐵鉢・黑鉢・赤鉢の六種ありとする故に產地・材料・色彩等によりて此等梵音を出せしものなるべし。

【七】過鉢。規定せられたる上鉢の量を超えたる大鉢。

【八】非鉢。下鉢よりも小なる鉢。

【九】隨鉢。助食器即ち甕鉢等なり。

【一〇】上鉢（Ukkhappattin）。上鉢の量は次の註を参照。

【一一】一阿羅（Amāra）。原文には「一阿羅者此中間斗六升」とあり、宮本には是の十字を省略せり。これ譯出當時に於ける註釋と見たるが故に省略せるならん。四分律の上鉢は三斗とす。十誦には三鉢他飯と一鉢他羹餘可食物半羹とを受けうる量とす。濟捺記によるに、瓶周の三斗は唐の一斗にして、我國の宣水中所定に

或は一・二を取りて乃し十に至り、鉢を作るに供せず、家業辦ぜざるなり。何を以ての故に、我家は是の瓦作を仰ぎて生活し、大小の飲食衣服(並に)王賦税に供へしなり。阿闍梨は是れ我家の供養尊重する(所なるが)故に是語を説けるのみ」と。時に舍利弗廣く爲に法を説きしに、歡喜心を生じ已りて而して去りぬ。時に尊者舍利弗、是の因縁を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是の比丘を呼び來れ」と。即ち呼び來り已るに佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、諸比丘に語りたまはく、「施主は籌量を知らざるも、受者は應に籌量すべきなり」。佛言はく、「今日より比丘の長鉢は一日畜を聽さん」と。

復次に佛、毗舍離大林重閣精舍に住して廣く説きたまへること上の如し。毗舍離の年々に僧に食を請じ、食し已りて鉢を施せり。時に比丘、此鉢を受用せずして、爲へらく、「世尊は我れに長鉢正に一日畜を得と聽したまへり、未だ受用するを得ざるに便ち不淨を成ぜん」と。時に施主言はく、「我れ當に世尊に従うて是願を乞ふべし」と。施主、世尊の所に到り頭面に禮足して却いて一面に住し、佛に白して言さく、「我等年々に僧に食を請じ、食し已りて鉢を施せるに、諸比丘は受けずして是言を作さく、「我れ此鉢を用ひんに、爲に未だ受用するを得ざるに便ち不淨を成ぜん」と。善哉世尊、頗し因縁ありて開通し、施者をして功德を得せしめ、受者をして(利を得せしむるを得るや不や」と。佛言はく、「先に一日を聽せしも、更に九日を與さん」と。時に諸比丘は鉢を畜ふること十日に満てるに、鉢を持して往いて世尊の所に至り白して言さく、「此鉢十日に満ちぬ、今當に云何がすべき」。佛、諸比丘に言はく、「此鉢應に知識比丘の邊に作淨すべく、若しは十日の裏に故を捨て新を受け、十日に一たび易ふべし」と。佛、諸比丘に告げたまひて毗舍離に依止せる比丘を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の爲に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし」。

同音寫なれば恐らく倒の字として解すべきものなるべし。  
【八九】家中の生業等。原漢文には家中生業何似とあり。似は嗣ぐ意なるべし。即ち生業をいかに相續しておるか、盛なりやいかにとの意なり。  
【九〇】原漢文に、我家仰は瓦作生活大小飲食衣服供王賦税とあり。

【九一】長鉢(Athakapatti)。受持せる鉢以外の餘分の鉢。

【九二】原漢文には、時比丘不受用此鉢爲世尊聽我長鉢正得一日畜未得受用便成不淨とあり。不淨を成ぜんとは、一日より以上畜ふるを得ずとせば鉢を受くるも直に一日を過ぎて尼薩者罪となり、鉢は不淨鉢となりて捨てて悔過せなければならぬとの意なり。

【三】作淨。眞實淨施と展轉淨施なり。註(八の四〇)參照。  
【四】新鉢と故鉢とを十日目毎に交替して捨すれば捨墮罪とならざる故なり。



句、作金・不作金及び作不作金の四句も亦上の如し。若し不作金を以て不作金銀を買ひ、不作金を以て作金銀を買ひ、不作金を以て作(金銀)不作(金銀)及び作不作金銀を買ふあり。餘の作金門・作不作金門・作金不作金及び作不作金門の四句も亦上の如し。銀門の十二の四句、金銀合作門の十二の四句、廣く説かんに上の如し。是故に説きたまへり。第二跋渠竟る。

佛、舍衛城に住して廣く説きたまへること上の如し。時に瓦師あり、法豫と字けぬ。比丘あり、時到りて入聚落衣を著し往いて其家に到るに、法豫見已りて頭面に禮足し却いて一面に住せり。比丘言はく、「我れ鉢を須う」と。即ち鉢を作り持して與ふるに大ならず小ならず、適其中を得りしかば焼熟滑澤しぬ。即ち持して祇洹に還り到るに、諸比丘問ふらく、「長老、何の處にて此鉢を得たりしや、大ならず小ならず、適其中を得て焼熟滑澤せるを」と。答へて言はく、「瓦師法豫、我れに施せるなり」と。諸比丘聞き已りて復往いて索めしに盡く得たりき。是の如きの衆多かりしかば、法豫是念を作さく、「諸比丘は多く鉢を須うるあれば、我れ衆僧を請じて鉢を與へんには如何じ、衆僧は是れ良福田にして果報無量なれば」と。即ち往いて祇洹精舎に詣り、上座の前にて頭面に禮足し胡跪合掌して白して言さく、「我れは瓦師法豫なり、大徳衆僧を請じて鉢を施さん、須むん者は來りて取りたまはんことを」と。時に比丘或は一を取り、或は二・三・四を取り乃し十に至る(ありて)、法豫 作るに供せざりき。時に尊者舍利弗、時到りて入聚落衣を著し鉢を持して舍衛城に入り、次(第)に行いて食を乞ひ往いて其家に到るに、其家の婦人信心歡喜し銅器を淨洗して食を盛り、出で、鉢中に倒著しぬ。其婦先に尊者舍利弗を識りしかば、頭面に禮足して却いて一面に住せるに、尊者舍利弗問うて言はく、「家中の生業何が似くや」。答へて言はく、「家中の生業擧がらず」。問うて言はく、「何を以ての故に」。答へて言はく、「我家の夫主、僧を請じて鉢を與ふるに、諸比丘は

【八二】 作金門。作金を以て作金銀を買ひ、作金を以て不作金銀を買ひ、作金を以て作不作金銀買ひ、作金を以て作金銀・不作金銀・作不作金銀を買ふの四句をいふ。次の二の四句も之れに準ず。

【八三】 銀門十二の四句。金門に於て不作金・作金・作不作金・作不作金作不作金の四種に金と銀と金銀との三種を賣買する故に十二の四句を成ずる如く、銀門に於ても十二の四句を成ずるとの意、金銀合作門も之れに準ず。

【八四】 第二跋渠。以上の十跋を尼薩耆波夜提の第二品とす。跋渠は註(九の二一九)参照。

【八五】 尼薩耆第二十一長鉢戒。

【八六】 瓦師法豫。諸律にこの名及びこの因縁諺なし。

【八七】 作るに供せざりきとは、原漢文には、法豫作不供とあり。終日終夜いかに多く作りても衆僧に供給すること能はざりきとの意なり。

【八八】 鉢中に倒著す。原漢文には淨洗銅器盛食出到著鉢中とあり。食を盛り出て出で、到りて鉢中に著けりと讀むべきならんも、宋・元・明・宮本には到の字を倒となせる故に、出で、鉢中に倒著(さかさまにして鉢中に入れたりと)の意)せりと譯せしなり。到と倒と

如くに答へたまへ、「金の直は爾許、功夫は爾所なり」。即ち言はく、「太だ貴し」。汝云何が貴きを嫌ふや、我れ汝に爾許の直を與へんに汝能く作すや不や」。中に直信の者ありて是言を作さく、「誠に師教の如し、作すこと亦甚だ難く、卒に得べきには非じ」と。中に婦人あり、或は自ら財あり、或は父母財、或は姑嫜財、或は伯叔財、或は夫婿財、或は家中密取財ありて、持して璽路を買ひぬ。時に人、復、肆上にて金を買はず、亦金銀師を雇うて作さしめざりき。時に諸の肆上の人及び金銀師は皆嫌うて言はく、「云何が沙門釋子は人の息利を奪ふや」と。諸比丘即ち是事を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「難陀、優波難陀を喚び來れ」と。來り已りて佛、難陀、優波難陀に問ひたまはく、「汝實に王家より金を買ひ、金師をして作さしめたりしや不や」。答へて言さく、「實に然り、世尊」。佛、優波難陀に言はく、「此は是れ惡事なり、汝常に聞かずや、我れ無數に方便して多欲を呵責して少欲を讚歎せるを。此れ法に非ず、律に非ず、佛の教の如くならず、是を以て善法を長養すべからず」と。佛、諸比丘に告げたまひて毗舍離に依止せる比丘を盡く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、「……乃至、已に開ける者は當に重ねて聞くべし」、

「若し比丘、種々に生色、似色を、販賣するは尼薩耆波夜提なり」と。

「比丘」とは、上に説けるが如し。「生色」とは金、「似色」とは銀なり。若し金を以て金を買ひ、金にて銀を買ひ、金にて金銀を買ひ、若しは金銀を以て金を買ひ、金銀にて銀を買ひ、金銀にて金銀を買ひ、銀にて金を買ひ、銀にて金銀を買ひ、不作金を以て作金を買ひ、不作金を以て不作金を買ひ、不作金を以て不作金を買ひ、不作金を以て不作金を買ひ、不作金及び不作金を買ふあり。作金を以て作金を買ふの四句、作金・不作金の四句、作金・不作金及び不作金の四句も皆上の如し。若し不作金を以て不作銀を買ひ、不作金を以て作銀を買ひ、不作金を以て不作銀を買ひ、不作金を以て作銀を買ひ、不作金及び不作銀を買ふあり。作金の四句、作不作金の四句も之れに準ず。

【七五】 姑嫜。姑は夫の母、嫜は夫の父母なり。  
【七六】 家中密取財。夫又は父母より密取せる財。

【七七】 販賣 (Kanyavikraya)。不作金。未成金、即ち金礦なり。  
【七八】 作金。已成金、即ち金塊なり。

【七九】 作不作金。作金と不作金との中間のものなるべし。  
【八〇】 作金を以て作金を買ひ、作金を以て不作金を買ひ、作金を以て作金・不作金・作不作金を買ふの四句なり。次の二の四句も之れに準ず。  
【八一】 作金を以て作銀を買ひ、作金を以て不作銀を買ひ、作金を以て作不作銀を買ひ、作金を以て作銀・不作銀・作不作銀を買ふの四句なり。次の二の四句も之れに準ず。



取り、不淨語して價を分別し・不淨語して取り、淨語して價を分別し・淨語して取らん(不淨語して價を分別し・淨語して取る)とは、前人に問ふに「此物を賣らんに幾許を索むるや」(不淨語分別價)。「我れ此物を知らんと欲す(淨語取)と(言ふなり)。「淨語して價を分別し・不淨語して取る」とは、「是物を知りて、賣らんに幾許を索むるかを分別せよ」(淨語分別價)。「我れ是の如きを與へて買はん(不淨語取)と(言ふなり)」「不淨語して價を分別し・不淨語して取る」とは、「是の如くに賣らんに幾許を索むるやを分別せよ」(不淨語分別價)。「我れ是の如くならば買はん」(不淨語取)と(言ふなり)。「淨語して價を分別し・淨語して取る」とは、「是の如きの價を知れ」(淨語分別價)。「是の如くに知らば取らん」(淨語取)と(言ふなり)不淨語して價を分別し・淨語して取るは越毗尼罪を犯じ、淨語して價を分別し・不淨語して取るも越毗尼罪を犯じ、不淨語して價を分別し・不淨語して取るは尼薩耆波夜提、淨語して價を分別し・淨語して取るは無罪なり。是故に説きたまへり。

佛、毗舍離大林重閣精舎に住して廣く説きたまへること上の如し。時に難陀、優波難陀、王家より金を買ひ、王家の金銀師をして瓔珞嚴飾の具を作さしめ、作すこと成じ已りて瑩治して光を發せしめ、盛りて箱の中に著れ、青蓮の蓮華もて上を覆ひ、沙彌に與へて先に教へて言はく、「我れ汝を將ゐて貴勝家に到らんに、若し汝に「開けよ」と語る時、汝但一角の頭を開現せよ」と。即ち將ゐて貴勝家に至るに、貴勝家の婦女見て、來りて頭面に禮足し却いて一面に住しぬ。即ち問うて言はく、「此箱の中なるは是れ何等ぞ」と。答へて言はく、「此れを問ふを用ひて(何か)爲ん、汝の問ふ(べき)所には非じ、示さざるを以ての故に」と。復更に慇懃に沙彌に語りて言はく、「出し示して看ることを與したまへ」と。沙彌即ち一角を示すに、善は助けて色を發し、日光金を照して晃昱として目を耀せり。問うて言はく、「尊者、此は是れ誰が許なりや」。答へて言はく、「此れを問ふを用ひて(何か)爲ん、金あり・作者あり・即ち是れ其主なり」と。復問ふ、「金の價直は幾、功用を作すに幾、即ち實の

淨語分別價淨語取者、如是價知如是知取とあり。難解にして其意十分なるを得ざるも、要は知るといふ語を用ひると用ひざるによりて淨語分別、淨語取と不淨語分別、不淨語取とが別れて犯不犯を成ずるなり。

【一九】 尼薩耆第二十版寶戒。  
【二〇】 毗舍離。五分は王舍城其他諸律は舍衛城とす。

【二一】 青蓮の蓮華。宋・元・明・宮本には青蓮の蓮華とす。聖本には青蓮の蓮華とせり。皆同音寫なるを以て孰れが相應するものかは知り難し。今は三本等に依りて、青くかさかれる蓮華として解すべきか。

【二二】 原漢文には、答言用問此爲非汝所問以示故復更慇懃語沙彌言出示與看沙彌即示一角善助發色日光照金晃昱耀目とあり。難解なり。譯文無理あり。晃昱はひかりかゞやくなり。

【二三】 原漢文には、答言用問此爲有金有作者即是其主、復問金價直幾作功用幾即如實答金直爾許功夫爾所、即言貴貴汝云何益貴我與汝爾許直汝能は金を細工すること。

事比丘、審師・木師を雇うて不淨語を作さんに越毗尼罪を犯す。若し泥師・畫師・一切の作師も亦是の如し。若し、賃車・賃馬・賃牛・賃驢・賃駝・賃人・賃船等を雇ふにも亦是の如し。若し比丘、僧の爲に、直月を作し、市に行いて酥・油を買ひ、米・豆・麥・麩・糲を糶ひ、一切物を求むる時、不淨語を作さば越毗尼罪を犯す。若し自ら爲に酥・油等の物一切を買はんに、不淨語を作さば越毗尼罪、得んには尼薩耆を犯す。若し比丘、市買の時、前人の物(につき)此れは好・此れは惡・若しは龜・若しは細・若しは)斗秤の大小・香臭等を呵嫌して實を説くを得んに罪無し。若し前人、「當に滿量平斗を與ふべし」と言はんに、應に當に語りて言ふべし、「此價を以て是れを知れ」と。若し乞食比丘、長れる麩糲ありて肆上に持ち到り、酥・油・乳・酪を買ふ時、不淨語を作すは越毗尼罪、得んには尼薩耆波夜提なり。

比丘は、人間處の店肆上に至りて市買するを得ず、邊傍少人の肆上に到るを得て、「此價を以て是れを知れ」と言ふべし。是の如くに一切盡く皆應に「知れ」と言ふべし。若し乞食比丘に殘麩あり、雇うて革履を治せ(しむ)るに不淨語を作すは越毗尼罪を犯す。若しは前に麩を與へて後に治せ(しめ)、若しは前に治せ(しめ)て後に麩を與ふるは無罪なり。若し比丘、鉢中の殘食を以て人を雇うて經行處を治せしめん、不淨語を作さば越毗尼罪を犯す、應に「是れを知れ」と語るべし。若しは先に食を與へて後に作さしめ、若しは先に作さしめて後に食を與ふるは無罪なり。檀越あり、比丘の爲の故に店上に錢を與へて語りて言はく、「若し某比丘、日々來りて索むる所あらば、意に従うて彼の比丘に與へよ」と。後に來り索むる時、淨・不淨語を作さんに無罪なり。是の比丘索むる所の物店上に無くば、即ち比丘に錢を與へて餘處にて買は(しむ)るに、比丘往いて餘處に至りて物を求むる時、不淨語を作して得んには尼薩耆波夜提なり。若し比丘、店肆上にて、不淨語して價を分別し・淨語して取り、淨語して價を分別し・不淨語して

【五】 審師。瓦を燒く人、瓦工なり。

【六】 木師。大工又は指物師、作師。職人なり。

【六】 賃車。やとひ車なり。

【六】 賃牛等の一々に賃の字を附して讀むべきもの、寫經形式として一々略せるものなり。

【六】 直月。月々に交替して僧食を調ふものなるべし。

【六】 原漢文には、若し比丘市買時得呵嫌說賣前人物此好此惡若麩若細斗秤大小香臭等無罪とあり。この文は比丘が市に行いて物を買ふ場合なるべし。難解なり、譯文誤りあらんを恐る。

【六】 原漢文には、若前人言當與滿量平斗應當語言以此價知是とあり。この文は比丘が市に行いて物を賣る場合なり。

【六】 人間處。繁華なる處。

【六】 經行處(ankhamaṇṇa)。(註一の四)參照。

【六】 原漢文には、若比丘店肆上不淨語分別價淨語取、淨語分別價不淨語取、不淨語分別價淨語取、淨語分別價淨語取、不淨語分別價淨語取者、問前人此物賣索幾許我欲知此物。淨語分別價不淨語取者、知是物分別價索幾許我與如是買。不淨語分別價不淨語取者、如是分別賣索幾許我如是買。



の如きを求む」と言ふは、名けて「下」とは爲さざるなり。若し比丘、前人、物を買はんと欲するを知りつゝ、抄りて市ふことを得され、應に問うて言ふべし、「汝止めたりしや、未だしや」と。若し、未だ我れ方に價を堅めず」と言はゞ、比丘、爾時中間にて抄りて買ふことを得ず、買はゞ越毗尼罪を犯ぜん。若し「我れ休めぬ」と言はゞ當に物主に語りて言ふべし、「我れ此價を以て是物を知らん」と。若し比丘、共に展轉して衣鉢を貿易せん時、中間にて抄るを得ず、抄らば越毗尼罪を犯す。若し前人放ち已るに取らんには無罪なり。若し衆僧中にて物を賣らんに、價を上ぐるを得、取らんに無罪なり。若し和尙・阿闍梨の取らんと欲する者を抄るを得ず。若し比丘、還比丘と共に市買博易せんに、不淨語を作して買ふは無罪なり。一切九十六種の出家人の邊にて、不淨語を作して買ふも無罪なり。若し比丘、人ありて鉢を賣るを見て時に是念を作さく、「此鉢好なり、某方に至らば當に利を得べし」とて買はんに、時に越毗尼罪を犯ぜん。若し是念を作さく、「我れに是物あり、淨人有ること無きも、此は是れ淨物なり」とて、得て買ひ去るは無罪なり。某方に到り、或は和尙・阿闍梨の須うる所と(なり)、或は自ら爲に病み、或は功德を作さんとて賣り去らんに、本利の爲めならざれば時に臨みて貴價なるを得て賣らんには無罪なり。是の如くに一切物も(亦然り)。若し比丘、穀を羅ふ時は念を作さく、「此後當に貴かるべし」と。(かくして)羅ふ時は越毗尼罪を犯じ、糶する時は尼薩者なり。若し是念を作さく、「恐くは某時には穀貴からん、我れ今此穀を糶はん、我れ當に是によりて誦經・坐禪・行道するを得べけん」と。時到りて穀大に貴く、若しは食するも長り、若しは和尙・阿闍梨に與へ、若しは功德を作して、餘らんには糶りて利を得んに無罪なり。若し比丘、藥草を儲ふる時は念を作さく、「此後當に貴かるべし」と。(かくして)買ふ時は越毗尼罪を犯じ、後に賣らんにには尼薩者なり。若し比丘、藥草を買ふ時は念を作さく、「後の病時の爲に、藥草貴くして得難きが故に買はん」と。後に若し病まず、或は服せる殘りを賣りて利を得んに罪無し。若し營

【五二】 下。價を下ぐることを。  
【五三】 市買博易。市は賣ること、即ち交換(かふ)のことなり。即ち互に賣り買ひして交換し易ふこと。

【五四】 九十六種出家人。六師外道の各々が十五種の教を弟子に授けて、弟子各々異見を持つる故に師弟合せて九十六種となる。六師外道は、註(二)の三四(六師)の下參照。

【五五】 淨物。我れに鉢ある故に、今この好鉢を買はゞ應に淨施すべきである。然るに我れに淨施すべき人なきも、此は是れ淨施すべき物なりとの念を作して買ふは罪なしとの意なり。

【五六】 原漢文には、買去とあり、今、賣去として譯しおけり。復後の文に臨時得貴價賣無罪とあるに對照して、賣去とする方適當と思はる。

【五七】 原漢文には、如是一切物若比丘糶穀時作是念此後當貴糶時犯越毗尼罪糶時尼薩者とあり。難解なるを以て補譯せり。

【五七】 糶(テキ)はかひよね、糶(テウ)はちりよねなり。

【五八】 原漢文に阿闍梨若作功德餘者糶得利無罪とあり。到時を時ととして譯す。

はしむ」とは、語りて言はく、「汝往いて彼物幾許を索むるかを問へ、若し爾許を索むと言はゞ、汝便ち爾所を與へよ」と、不淨語を作して人を遣して問はしむるが故に越毗尼罪、得んには尼薩者なり。

【四〇】「價を上ぐ」とは、「此の價直幾許なりや」。(比丘)答へて言はく、「爾許ならば汝に與へん」と。爾許を取らんと欲して故に諍うて價を上げんとて不淨語を作すが故に越毗尼罪、得んには尼薩者なり。

「人をして上げしむ」とは、前人に語りて言はく、「汝往いて爾許を上げ、(而して)爾所を得なば取れ」と、是の不淨(語)を使を遣して語らしむるに越毗尼罪、得んには尼薩者なり。「(價を)下ぐ」とは、「此の價直幾なりや」。答ふ「一千を越ゆ」と。(比丘言はく)「我れ汝に八百を與へん」と。若し九百と言はゞ、(比丘)語りて言はく、「我れ汝に七百を與へん」と、是の如くにして……十に至らん、他物を下げ求めんとて不淨語する故に越毗尼罪、得んには尼薩者なり。「人をして下げしむ」とは、亦是の如し。若し、時物を以て還時物を買ひ、夜分物を買ひ、七日物を買ひ、終身物を買ひ、隨身物を買ひ、重物を買ひ、不淨物を買ひ、淨不淨物を買はんに、語る時越毗尼罪を犯じ、得んには尼薩者なり。是の如くに夜分・七日・終身・隨身物・重物・淨不淨物を(以て)、各々問を作すも亦是の如し。

「尼薩者波夜提」とは、上に説けるが如し。

肆上の衣先に已に定價あり、比丘、價を持して來りて衣を買はんに、地に置く時應に物主に語りて言ふべし、「此直にて是衣を知れ」と。若し語らずして黙然して持ち去らば越毗尼罪を犯す。傘・蓋・箱・革履・扇・篋・甘蔗・魚・脯・酥・酪・油・蜜の種々を買はんに亦是の如し。國土有りて市買するに常法あり、直を賣して來りて物邊に著くに、賣物主頭を搖らば當に相與ふを知るべし。比丘も亦應に語りて言ふべし、「此直にて是物を知れ」と。前人若しは解し(若しは)解せざるも、要らず應に是語を作すべく、若し是語を作さずして默然して物を持ち去らば越毗尼罪を犯するなり。若し估容、物を賣らんとて、應に直五十なるべきに而も百錢を索めんに、比丘、我れ五十を以て是の如く是

に「此直にて是衣を知れ」との不淨語にて云ふべきなり。

【四一】 原漢文に、上價者此價直幾許(比丘)答言爾許與汝爾許欲取故諍上價作不淨語故越毗尼罪得者尼薩者とあり。極めて難解なれば譯文恐くは無理あらん。特に答言の二字の上に(比丘)の二字を挿入せるは、前後の關係を見て挿入せざるも、獨斷の恐れあり。

【四二】 時物。午前中に食すべき物、即ち時藥なり。註(三〇)の(四一)參照。

【四三】 夜分物。正午以後初夜即ち十時頃までに飲むべき漿類、夜分藥又は非時藥なり。註(三〇)の(四二)參照。

【四四】 七日物。病比丘のために特に聽されたる食物、七日藥なり。註(三〇)の(四三)參照。

【四五】 終身物。盡壽藥なり。註(三〇)の(四四)參照。

【四六】 隨身物等。註(三〇)の(四五)の本文(隨身物)以下參照。

【四七】 これ比丘が物を買ふ時の言葉にして、これを淨語といひ、此れ以外の語をなすを不淨語といふなり。



處を捉ふるを得ず、比丘先に捉へて後に放つを得ず。若し比丘、國土に隨ひて、若しは銅錢、若しは貝子錢、若しは鐵錢、若しは胡膠錢、竹籌錢、皮錢あらんに、是の如きの一切、國土中の所用に隨うて比丘は捉ふるを得ず。或は國土にて所用あるも、相成就せざるを捉ふるは越毗尼罪。國土にて用ひざるも、相成就せるを捉ふるは越毗尼罪。國土の所用にして、相成就せるを捉ふるは尼薩耆波夜提。國土にて用ひざる所、相も成就せざる銅鐵を捉ふるは無罪なり。是故に説きたまへり。

佛、舍衛城に住して廣く説きたまへること上の如し。時に六群比丘、市中に在りて酥油・蜜・石蜜・乳・酪・魚・肉を買ひ、種々に食を買うて世人の嫌ふ所と爲り、云何が沙門釋子は食を乞ふ能はずして、諸の市中に到り食を買うて而して食するや、沙門の法を失せり、何の道か之れ有らんや」と。諸比丘是の因縁を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」と。來り已りて佛、六群の比丘に問ひたまはく、「汝實に市中にて種々に食を買ひ、世人の嫌ふ所と爲りしや」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、正に應に世人の嫌ふ所たるべし。汝常に聞かずや、我れ少欲を讚歎して多欲を呵責せるを。此れ法に非ず、律に非ず、佛の教の如くならず、是を以て善法を長養すべからず」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衛城に依止せる比丘を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の爲に制戒したまはく「……乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし」。

【一】若し比丘、種々に買賣せんには尼薩耆波夜提なり」と。

【二】「比丘」とは、上に説くが如し。「種々」とは、若しは自ら價を問ひ、若しは人をして價を問はしめ、若しは自ら價を上げ、若しは人をして價を上げしめ、若しは自ら價を下げ、若しは人をして價を下げしむるなり。「價を問ふ」とは、「此物の直幾何なりや」。答へて言はく、「爾許なり」。(問ふ)汝に爾許を與へん、取るや不や」と。不淨問を作すが故に越毗尼罪、得んには尼薩耆なり。「人をして問

【五】比丘が淨人を助けて金銀器を運ぶ場合に、淨人よりも先に捉へて淨人よりも後に放すを誡めしなり。即ち淨人を佐げんに、淨人先に捉りて比丘後に捉り、比丘先に放して淨人は後に放すべしとの意なり。これ微細なる行事に似たるも、最も理に順ずる行事にして妙味あり。

【六】貝子錢、胡膠錢、竹籌錢、皮錢、上代に於ける買賣交易の媒介物にして、諸律には尙ほ多くの種類を示せり。

【七】相成就、錢の相の完きもの。

【八】尼薩耆第十九寶賣處。

【九】舍衛城。四分・十誦は王舍城とす。

【一〇】酥・油・蜜・石蜜。註(三七九)七日藥の下參照。

【一一】乳(Kirita)・酪(Dandhi)・魚(Maccha)・肉(Mamsa)・酥より肉までを八種美食とせらる。

【一二】種々買賣。巴利文には Nānupakāraṇa rūpāya bhāvānaṃ samāpajjya (種々なる方法にて買賣に従事せんには)とあり。

【一三】不淨問。淨語せずして不淨語を用ひて問ふをいふ。

【一四】十錢二十錢といふ如き錢數をいふは不淨語にして比丘に不相應の語なれば、たゞ抽象的

ん」と。比丘坐し已らんに牀じょうを動かすを得ず、亦讚歎さんたんするを得ざれ。若し檀越だんごつ、新に金銀の承足じやうたく机きを作り、信心の故に比丘をして最初に受用じゆうせしめんと欲するに、比丘言はん、「我れは出家人なり、法として受用するを得ず」と。復言はく、「尊者そんじや、我が爲の故に方便ほうべんし開通かいつうして受用じゆうすることを受べきや不ふや」と。應に語りて言ふべし、「机上きじやうに若しは樹葉じゆふ若しは麩ふを著ちやくきて上じやうを覆おほはゞ脚あしを安やすくことを得ん」と。脚あしを安やすき已らんに足を動かすを得ず、亦讚歎さんたんするを得ざれ。檀越だんごつありて金銀の盤ばんを作り、信心の故に比丘をして最初に受用じゆうせしめんと欲せんに、比丘言はん、「我れは出家人なり、法として用ふるを得ず」と。復言はく、「尊者そんじや、我が爲の故に頗すこし方便ほうべん開通かいつうありて受用じゆうすることを得るや不ふや」と。應に語るべし、「若し草葉そうじや若しは麩ふにて盤ばん上じやうを覆おほはゞ用ふるを得ん」と。手づから捉とらふるを得ず、應に指示しじして地に著ちやくくべし。若し檀越だんごつ新に金銀器きんぎんぎを作り、信心の故に比丘をして最初に受用じゆうせしめんと欲せんに、比丘言はん、「我れは出家人なり、法として受用するを得ず」と。復言はく、「尊者そんじや、我が爲の故に頗すこし方便ほうべん開通かいつうありて受用じゆうすることを得るや不ふや」と。應に語るべし、「汝當に淨洗じゆせんして盤ばん上じやうに置き、食じきを持もつて來るべし」と。來る時應に手を舒ゆるべて器きを指さすべし、應に是言こゝのこゝを作すべし、「我れ受けん、(我れ受けん)と。是の如かくくに三説さんせつするを、名なけて「受じゆう」と爲すなり。受け已りて器中きぢゆうに在りて食じき、器の四邊しへんに觸ふるゝを得ざれ。若し四月八日及び大會供養たいごうきやうの時、金銀の塔たふ・菩薩像ぼさつざう、及び幢幡蓋じやうばんがい・供養具きやうぐの一切金銀にて塗ぬれる者あらんに、比丘自ら手づから捉とらふるを得ず、淨人じゆじんをして捉とらへしめよ。若し地に倒たふれんには、當に金銀なき處ところを捉とらふべし。若し遍まく金銀にて塗ぬりあらば、當に衣物いぶつ・花等はなとうを以て手を裹つつみて捉とらふべし。若し物、手を裹つつむ(物)なからんには、若し像上未だ塗ぬらざる處あるに隨したがうて捉とらふるを得ん。若し金銀の香爐かうろ・燈盛とうじやう・拂柄ふきばし、是の如かくき比ひの一切に金銀あり若しは塗ぬれる者は捉とらふるを得ず、及び金銀の菩薩形像ぼさつがうざうを浴よくせんに自ら洗せんふを得ず、當に淨人じゆじんを使つかふべし。若し大會たいごの時、金銀像ありて淨人じゆじんをして持ち出ださしむるに、比丘佐たすくるを得るも金銀ある

【三】 原漢文には、應作是言受受如是三説名爲受とあり。

【四】 拂柄。拂子の柄なり。拂子は蚊子を拂ふために聽許せらる。



れ淨人を渡さん」と。若し比丘、淨人を將ひて行かんに、若し淨人小にして船上ること能はずんば抱へ上ぐるを得ん、應に是言を作すべし、「我れ淨人を擧げん、我れ淨人を擧げん」と。船を下る時、も亦是の如し。是の比丘、若し道行して食息するの時、若しは河、若しは井、若しは池上にて食し、食し已りて淨人、囊を忘れて去るに、長老の比丘あり、後に在りて、看るらく、「諸人、物を忘れざりしや」と。(次いで)遺物あるを見て是念を作さく、「此れ必らず、是比丘の許ならん」と。即ち便ち持ち去りて行き、伴に及び已りて伴に問うて言はく、「是れ誰が許なりや」人ありて言はく、「此は是れ淨人の囊なり」。即ち速に地に放つに、淨人、爾時應に即ち取り去るべし、字名するを得ず。若し比丘、道を行き淨人と共に一處に宿して夜發ち去る時、淨人、比丘の幞を捉り、比丘、淨人の幞を捉らんに、地了(の時)に到りて幞是れ淨人の幞なるを見んに即ち應に地に放つべく、淨人應に取るべきも、字名するを得ず。

若し比丘、多く金銀錢ありて失ひ去らんに、若し牀間に在りやと疑ひて、求覓せんと欲して、故に牀を出さん時越毗尼罪、若し得んには尼薩者なり。若し比丘、多く錢物あり、毘悔中に在りやと疑ひて、求めんと欲して、故に囊を出さん時越毗尼罪、得已らんに尼薩者なり。若し比丘、多く錢物あり、地に在りやと疑ひて、求めんと欲して、故に地を掃かん時越毗尼罪、若し得んには尼薩者なり。若し比丘、多く錢物あり、糞掃中に在りやと疑ひて、求めんと欲して、故に糞掃を出さん時越毗尼罪、得んには尼薩者なり。若し病比丘(あり)、人ありて藥直錢を與ふるに、病の故に敷褥の底に著くを得ん、眼聞くして求むる時、手づから在りや不やと摩觸せんには罪無し。若し檀越、新に金銀の牀机を作り、信心の故に比丘をして最初に受用せしめんと欲せんに、比丘言はん、「我れは出家人なり、法として用ふるを得ず」と。檀越復言はく、「尊者、我が爲の故に頗し、開通するありて受用するを得るや不や」と。比丘應に語言すべし、「厚く敷いて、一々の人自ら坐具を重ねなば坐するを得

【二五】是比丘の許。是の比丘に従へる物、是の比丘に屬する物との意なり。

【二六】「字名するを得ず」とは、淨人の囊なりといひて誰某の囊なりといふを得ずとの意ならん。

【二七】地了の時。明相出で、手の綬網相の見えそむる時。

【二八】開通。方便して道を開く意。

人の來るを待ちて知らしむるを得るなり。若し淨人來り、知り已りて持ち去かんに、若し不可信の者ならば教へて前に在りて行かしめて一處に知り置かしめ、若し可信の淨人ならば意に従うて一處に知り置かしむべし。若し比丘、佛事・僧事を知りて多く金銀錢あり、擧ぐる時に當りて、若し是れ生地ならば教へて淨人をして知らしめ、若し是れ覆處の死土ならんには、若しは自ら掘り若しは年少の比丘をして掘らしめよ。若し淨人にして不可信ならば、眼を裹みて三旋し、然して後に地を知らしめ、地を知り已りて錢を坑中に内るゝ(ことを)知らしめ、猶ほ復眼を裹みて去らしめよ。若し錢、坑岸上に墮ちなんには、磚瓦を捉りて擲げて錢をして坑中に入らしむるを得、自ら坑を填むるを得るなり。後に取らんと欲する時に、若し是れ生地ならば淨人をして知らしめ、若し是れ死地ならば自ら掘り土を拵みて錢に到り、淨人不可信ならば復眼を裹みて三旋し、將り來りて之れを取ら(しむ)るを得るなり。若しは幪囊の中に金銀錢あり(若しは)櫛上に在らんに自ら捉ることを得ず、當に淨人をして知らしむべく、若し淨人小にして及ばざらんに抱へ擧げて知り取らしむるを得。抱ふる時應に是言を作すべし、「我れ淨人を擧げん、我れ淨人を擧げん」と。物を下すを得已りて當に解かしむべし、若し解くことを知らざらんに淨人の手を捉りて教へて解かしむるを得るなり。解き已らば、數を知ら教め、若し數ふるを知らずんば、淨人の手を捉りて數ふるを得ん。數へ已りて、餘者を還囊中に著れ教めよ。若し囊中に著るゝを知らずんば、淨人の手を捉りて囊中に著れ教むるを得、囊中に著れ已りて淨人をして繋が教めよ。若し繋ぐを知らずんば、淨人の手をして囊底を捉へしめて比丘自ら繋ぐを得、繋ぎ已りて還櫛上に置か(しめ)、若し淨人短くして及ばざらんに抱へ擧ぐるを得べし。若し櫛櫃箱篋等、架上・櫛上に在らんに、取る時・擧ぐる時・覆ふ時も亦復上の如くするなり。若し道を行く時、淨人金銀を擔はんに、淨人若し小ならば手にて牽き去くを得、若し水を渡らん時は抱へて渡るを得ん、應に是言を作すべし、「我れ淨人を渡さん、我

- 【二二】佛事僧事を知るとは、  
司る、執行する意なり。  
【二三】擧。藏擧するなり。  
【二四】生地 (Jātipathavā)。  
死土 (Aṅgathavā)に對する  
語、草木の生長しうる地。  
【二五】「地を知らしむ」とは律  
の淨語にして地を掘らしむる  
こと。原漢文には、裹眼三旋  
然後使知他、知地已使知内錢  
坑中猶復裹眼使去とあり。  
【二六】幪囊。頭巾又は風呂敷  
にて裹みたる物。  
【二七】櫛上。戸じきみの上の  
意なるも或は斷木即ち木のき  
りかぶの上とも解すべきか。  
【二八】「數を知る」とは數を數  
へること。



：乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし、

「若し比丘、自ら手づから生色・似色を捉り、若しは人をして捉舉せしめて、貪著せんには尼薩耆波夜提なり。」

「比丘」とは、上に説くが如し。「自手」とは、若しは身、若しは身分、若しは身相續なり。「身」とは、一切身なり。「身分」とは、若しは手、若しは脚、若しは肘、若しは膝なり。「身相續」とは、若しは僧伽梨・鬱多羅僧・安陀會・覆擔衣・僧祇枝・雨浴衣に繋ぎ、若しは鉢・小鉢・鍵鎚・銅盂の中、是の如きの比を是れを「身相續」と名くるなり。「生色」とは、是れ金なり。「似色」とは、是れ銀なり。「生色・似色」とは、錢等にして、市に用ふる物なり。「捉」とは、若しは自ら捉り、若しは人に語りて捉らしむるなり。「舉」とは、若しは自ら擧げ、若しは人をして擧げしむるなり。「貪著」とは、是念を作さく、「我れ當に此物を用ひて五欲を得ん」と、謂く色・聲・香・味・觸等なり、是れを「貪著」と名く。「不貪著」とは、清淨持戒の比丘の如きなり。自ら糧食粥糲米麩等を擔うて、時に是念を作さく、「我れ方便して此食を食せん」と欲すること有ること無し、但、此の不淨物中に於て清淨物想を生じて我れ當に受用すべし」と、(これ)尼薩耆波夜提なり。「尼薩耆波夜提」とは、是の金銀錢は應に僧中に捨して波夜提罪應悔過すべし、若し捨せずして而して悔するは越毗尼罪を得るなり。此の金銀若しは錢、若しは作・不作、若しは多若しは少、若しは純若しは雜、若しは成器・不成器等、僧中に於て捨し已りて彼の比丘に還すを得ず、僧も亦分つを得ざるなり。若し多からんは應に無盡物の中に著るべく、此の無盡物の中に於て若し息利を生ぜんには、房舍を作り衣に中つるを得るも食用するを得ず。比丘凡を錢を得んに、及び安居説りて衣直を得る時、自ら手づから取るを得ず、當に淨人をして知らしむべし。若し淨人なからんには脚邊の地を指示して語りて言ふ(べし)、「是中に知れ」と。地に著れ已らば、自ら草葉埴瓦等の物を用ひて遂に擲けて上を覆ひ、淨

【一三】捉舉。捉(Uggharhan)は取ること、舉(Uppikkhiti)は腕かに藏するなり。

【一四】貪著(Saṅgīyati)。

【一五】僧伽梨等。註(三〇一〇一—一〇一五)參照。

【一六】僧祇枝。註(八の二二四)參照。

【一七】銅盂。銅製の食器、わん類。

【一八】錢財捨法。僧祇は僧中に捨し、四分・十兩は自ら捨して次で僧中に於て波夜提懺悔をなし、巴利・五分には僧中より藥金銀人(Kaṭṭhinaḍḍakā)を選出して杭中・火中・流水中に捨てしむるなり。巴利・五分に於て捨法あるは最も注意すべく、これ上座部律として最も適當の行事なりと考へらるるも共に大乘部律としての僧祇の行事と其し隔りあるを知らるべきなり。

【一九】無盡物。寺中に金錢を積みて他に貸與し利息を生ぜしめて以て三寶の用に供するもの。但し僧の食用に中つるを得ざるなり。原漢文には、於此無盡物中生息利得作房舍中衣不得食用とあり。

【二〇】淨人。註(五の九五・九の九九)參照。

【二一】「是中に知れ」とは、知は律の淨語にして、入れよとの意。

與へ來れ」。答へて言はく、「波自ら衣角の頭を解いて取れ」。肆上の人、調弄せんと欲するが故に與に解かずして語りて言はく、「汝自ら解いて我れに與へよ」。答へて言はく、「佛、我れに生色・似色を捉ることを聽したまはざれば、汝自ら解いて取れ」と。解いて取り已りて即ち呵責して言はく、「云何が沙門釋子は少方便を以てして、便ち此れを謂ひて淨と爲すや。我等も亦常に手を以て捉り及び口中に著けず、我れ亦衣角の頭及び囊器中に繋がるなり。此れ沙門の法を失せり、何の道か之れ有らんや」と。時に優陀夷、餅を持して自の房中に到り、餘比丘を喚びて共に食せしに、諸比丘即ち問ふらく、「此餅甚だ好なり、何の處にて得たりと爲すや、此れ家中にて作れる餅には非じ」と。答へて言はく、「諸長老、此中利少くして過多し」。諸比丘問うて言はく、「何の故に過多きや」。答へて言はく、「我れ是の如き是の如きの因縁にて……是故に過多きなり」と。諸比丘は是事を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「優陀夷を呼び來れ」と。來り已りて優陀夷に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、今日より後、衣に繋ぐも亦聽さす」と。

復次に佛、迦維羅衛城に住して廣く説きたまへること上の如し。世尊は五事の利益を以ての故に、五日に一たび諸比丘の房を行りたまふに、一比丘ありて痿黃羸瘦せるを見たまひき。佛知りて而して故に問ひたまはく、「比丘よ、忍苦きや不や、安隱住なりや不や」。答へて言さく、「世尊、我れ安隱ならず、病を疾ひて苦惱す」。佛、比丘に語りたまはく、「汝隨病食・隨病藥を索むること能はざるや」。答へて言さく、「我れ聞く、世尊の制戒、自ら手づから生色・似色を捉ることを得ず」と。復人ありて、我れに與ふる(もの)無し、是故に苦惱を受くるなり」と。佛言はく、「今日より後、病人には淨人をして畜へしむるを得ることを聽さん、貪著すること莫れ」と。佛、諸比丘に告げて迦維羅衛城に依止せる比丘を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、「…

【三】 原漢文には、我等亦不常以手捉及著口中、我亦不繋衣角頭及囊器中とあり。



所に往きたまひ、尼師檀を敷いて坐し已りて諸比丘に語りたまはく、「向に周羅聚落主來りて我所に到り、……上に廣く説けるが如し、……乃至、右遶して去りぬ」と。佛、諸比丘に告げたまはく、「汝等當に是の如くに學すべし、」金銀を畜ふるを得ず、我れに方便して金銀を畜ふるを得ること有ること無し」と。

復次に佛、舍衛城に住して廣く説きたまへること上の如し。世尊は五事の利益を以ての故に五日に「たび諸比丘の房を行りたまひて、難陀・優波難陀の住處を見たまひしに、時に難陀・優波難陀は錢を數へて手上に土を著けつゝ、往いて世尊に詣り頭面に禮足して却いて一面に住せり。佛知りて而して故に問ひたまはく、「手上、何を以ての故に土を著けしや」。答へて言さく、「世尊、我れ錢を數へたるが故に手上に土有るなり」。佛、難陀・優波難陀に語りたまはく、「汝等云何が手づから自ら、生色・似色を捉りしや、今日より手づから自ら生色・似色を持するを聽さず」と。

復次に佛、毗舍離大林重閣精舍に住して廣く説きたまへること上の如し。時に優陀夷、時到りて入聚落衣を著し鉢を持して一泥師家に至りしに、其家始めて節會を作し訖りしが、其婦出で迎へて禮を作して問うて言はく、「尊者、昨日何を以て來りたまはざりしや、若し來りたまはば當に好飲食を得べかりしに」と。答へて言はく、「昨日と今日と復何か在らんや、若し好食あらば便ち持ち來るべし」と。(婦)白して言はく、「好食已に盡さぬ、今尊者に錢を與へん、店上に於て好食に易へらる可し」。答へて言はく、「世尊の制戒、我れ自ら手づから錢を捉ることを聽さざれば、汝、錢を以て我が衣角に繋ぐ可し」と。(婦)即ち其言の如くに錢を繋いで而して去るに、(彼れ)市肆上に至り語りて言はく、「長壽、我れに餅を與へ來れ」。答へて言はく、「尊者、我れに錢を示し來れ」。優陀夷言はく、「但、我れに餅を與へよ、我れ此の處を動かさず、當に汝に錢を與ふべし」。白して言はく、「尊者、鉢を持ち來れ」と。即ち鉢を與ふるに、種々の餅食を盛滿して與へ已りて語りて言はく、「我れに錢を

Pāṇsantiṇa, prompting the  
 三歸依法。  
 【五】 不殺生より不飲酒まで  
 は在家五戒受法なり。

(1) 不殺生 (Paṅgātipāṇa Vo-  
 rāṇaṇi)。

(2) 不偷盜 (Adinnādāna V.)。

(3) 不邪淫 (Kāmeṇa mittoha-  
 cārā V.)。

(4) 不妄語 (Musavāḍā V.)。

(5) 不飲酒 (Samsereyyamaj-  
 jipamātipāṇa V.)。

【六】 四聖諦 (註四の二二六)  
 參照。

【七】 右遶。(註五の六四)參  
 照。

【九】 原漢文には、不得畜金  
 銀、我無有方便得畜金銀とあり。  
 我に金銀を畜ふるを得る  
 様にすべき方便あることなし  
 との意。

【一〇】 生色・似色 (Uttarūpi-  
 pīṭaka)。生色は金、似色は銀  
 及び大銅錢 (Kāṅkapaṇa)、小銅  
 錢 (Tolunāṅka)、木錢 (Dāru  
 māṅka)、及び樹膠錢 (Tāhu-  
 māṅka) 等。

【一一】 泥師家。在官の如き類。

卷の第十

三十尼薩耆波夜提法を明すの三

佛、王舍城迦蘭陀竹園に住して廣く説きたまへること上の如し。爾時、周羅聚落主、世尊の所に到り頭面に禮足して却いて一面に住し、佛に白して言さく、「世尊、前の日衆多の大臣、婆羅門、居士・長者、王殿上に集まりて是の如きの論を作せり。有が言はく、「沙門釋子は應に金銀を畜ふべし」と。有が言はく、「應に畜ふべからず」と。何れの者が實語法語・隨順法にして、現法の中に於て逆論ならざるか」と。佛言はく、「沙門釋子は應に金銀を畜ふべからず。若し人ありて應に金銀を畜ふべしと言はゞ、是れ我れを誹謗するなり、實に非ず、法に非ず、隨順に非ず、現法の中に於て是れを逆論と爲す。何を以ての故に、若し金銀を畜ふるを得んには亦應に五欲を畜ふるを得べし。何等をか五とす。一には眼分別色愛染著、乃至、身受觸愛染著なり。當に知るべし、是れ沙門釋種の法に非ず」と。聚落主言さく、「甚奇なり、世尊、未曾有なり、世尊、世尊の説の如く沙門釋子は應に金銀を畜ふべからず、若し金銀を畜ふるは沙門の法に非ず、釋種の法に非ざるなり。是故に「我れ今佛に歸依し、法に歸依し、僧に歸依したてまつる。我れは是れ佛の優婆塞なり、殺生を離れん、世尊當に證知したまふべし」と。是の如くに三説して、乃し不飲酒に至るなり。(次で言はく)「我れ先の時に是念ありき、「沙門釋子は應に金銀を畜ふべからず、若し畜へんには五欲を受くる人に異ることなけん」と。爾時、世尊は即ち聚落主の爲に隨順説法して示教利喜したまふに、淨鬘を染めん爲に色を受くること易きが如くに、即ち坐上に於て、四聖諦を見たりき。四聖諦を見已りて佛に白して言さく、「世尊、俗人は務め多し、當に還辭を請ふべし」と。佛言はく、「宜しく是れを知るべし」と。時に起ちて佛足を禮し、右邊して而して去りぬ。去ること久しからずして佛、衆多比丘の

三十尼薩耆波夜提法を明すの三

三一一

【一】 尼薩耆第十八畜錢寶戒。  
【二】 王舍城。諸律皆王舍城とす。

【三】 周羅聚落主(Maṅgulīka gamanū)。四分には城中大臣球醫師とし、有部律には實鬘聚落主居士とあるも、五分、巴利にはこの説話を七百集法の下に記せり。周羅は枳構易土集に玄應音義を引きて小寶と云ふとあり。

【四】 五欲(Pāṭha kāmā-guṇā)。五妙欲ともひ、自性苦不淨なるも、凡夫の欲心を以て妙樂なりと感ずるもの。

(1) 眼分別色愛染著(Ākheh-Vīñeeyā rūpa iññā kaṅṅhī manāpā piya-rūpa kamāpā-sambhā raṅṅiyā)。

(2) 耳分別聲愛染著(Sotā-Vīñeeyā soddā.....)。

(3) 鼻分別香愛染著(Ghāna-Vīñeeyā gandhā.....)。

(4) 舌分別味愛染著(Jivhā-Vīñeeyā rasa.....)。

(5) 身分別(受)觸愛染著(Kāya-Vīñeeyā phoṭṭhabhā.....)。

右の五欲の中(2)(3)(4)は自ら(1)に做ひて適應せしめたるもの、漢譯經典中に本據ありしものにあらず。巴利文 iñña, iññā, iññā 以下は夫々 desirable, lovely, agreeable, pleasant, endowed with



來り已りて佛、優陀夷に問ひたまはく、「汝實に大愛道比丘尼をして羊毛を洗染し辯せしめたりしや」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛言はく、「優陀夷、汝云何が行道の比丘尼をして作さしめたりしや。今日より後、非親里比丘尼をして羊毛を洗染し辯せしむるを聽さず」と。佛、諸比丘に告げたまひて舍衛城に依止せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の爲に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし」。

「若し比丘、非親里比丘尼をして羊毛を洗染し辯せしめんには尼薩耆波夜提なり」と。

「比丘」、「非親里」及び「羊毛」とは、上に説くが如し。「洗染」とは、上の第五戒の中に説きたるが如し。「辯」とは、分拏なり。「尼薩耆波夜提」とは、此毛應に衆僧中に捨てて波夜提罪應悔過すべく、捨てずして而して悔するは越毗尼罪なり。「波夜提」とは、上に説けるが如し。此の中、「辯」の一事を増して「打」を除けるなり。泥汗衣を著し、垢膩衣を著して尼寺に往く(等)、餘は上の第五戒中に廣く説きしが如し。」

三三 善生比丘尼の本二なりき。時に尊者優陀夷、羊毛を持して善生比丘尼に與へて是言を作さく、  
 「善哉、姉妹、我が與に、浣染し辯治せよ」と。比丘尼即ち持ち去りて自の住處に至り、與に浣染し  
 辯し竟りて箱中に盛著し、掖下の麤毛・屏處の麤毛を以て上を覆ひ、即ち使を遣して持して優陀夷  
 に與へぬ。優陀夷得已りて箱を開き、是の麤毛を見て歡喜して諸比丘に示して言はく、「此れを看  
 よ、長老、非親里比丘尼に少毛を與へしに多毛を得來れり」と。時に諸比丘、見已りて語りて言は  
 く、「此は是れ覆藏の物、云何が出して人に示すや」。即ち答へて言はく、「此に何の覆藏の物かあら  
 ん、我れ少毛を與へしに多毛を得來れる(のみ)」と。時に六群比丘遙に聞き已りて拍手して大笑す  
 らく、「怪しい哉、怪しい哉」と。諸比丘聞き已りて往いて世尊に白すに、佛言はく、「優陀夷を呼び  
 來れ」と。來り已りて佛、優陀夷に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」佛  
 言はく、「此は是れ惡事なり、……乃至……」と。佛、比丘に問ひたまはく、「設使、親里比丘尼(たりと  
 も)、應藏の物を當に出して親里比丘に示すや不や」。答へて言さく、「不なり、世尊」。又問ひたまは  
 く、「設使、親里比丘たりとも、親里比丘尼の應藏の物を得て當に人に出して示すべきや不や」。答  
 へて言さく、「不なり、世尊」。佛、諸比丘に語りたまはく、「今日より非親里比丘尼をして羊毛を浣  
 染し辯せしむるを得ず」と。

復次に佛、舍衛城に住して廣く説きたまへること上の如し。時に尊者優陀夷、羊毛を持して、大  
 愛道比丘尼に與へて(言はく)、「善哉、姉妹、我が爲に浣染し辯治せよ」と。時に大愛道比丘尼即ち辯  
 染を爲して治し訖り、還し送りて優陀夷に與へ、已にして往いて世尊の所に至り、頭面に禮足して  
 却いて一面に住せり。佛知りて而して故に問ひたまはく、「手上何を以ての故に染色ありや」。答へ  
 て言さく、「我れ尊者優陀夷の與に羊毛を浣染し辯せるなり」。佛、諸比丘に語りたまはく、「云何が優  
 陀夷は、非親里比丘尼をして羊毛を浣染し辯せしめたりしや」。佛言はく、「優陀夷を呼び來れ」と。

【三】善生比丘尼。優陀夷の本二(妻)とせるは注意すべし。  
 【三二】浣・染・辯(Dhoyana, rajana, vīratana)。辯はほどあやばくなり。

【三三】大愛道比丘尼。前註(三)参照。



若しは出家人邊にて得るなり。「羊毛」とは、十種あり、上に説くが如し。「取らんと欲す」とは、實に須ゐんとする所のものを自ら擔ふなり。「三由延」とは、五肘弓にて二千弓を一拘盧舍と名け、四千弓は半由延、八千弓は一由延、十六千弓は二由延、二十四千弓は三由延と爲す。三由延とは、自ら擔ふに三由延を齊り、若し過ぎんには尼薩耆波夜提なり。「尼薩耆波夜提」とは、是毛應に衆僧中に捨して波夜提罪應悔過すべく、若し捨せずして悔するは越毗尼罪なり。

若し比丘、羊毛を持して道行に著き、行くこと一由延に至るに所志ありて還り取り、取り已りて還本處に至らんに、即ち三由延を滿さば復過ぐるを得ず、過ぐるには尼薩耆波夜提なり。若し一由延半にて物を忘れて得て還らんに、還り已らば復去くを得ず、去かば尼薩耆波夜提なり。若し直行せんには三由延を齊り、一脚を過ぎなば越毗尼罪、兩脚を過ぎなば尼薩耆波夜提なり。若し二人各擔ふあり、三由延を齊り已りて轉易するに各復三由延を得、三人なるには九由延、四人なるには十二由延、若しは是の如くに衆多人ならんに人に隨うて限と爲すなり。唯更に重ねて擔ふを得ず、若し貿易して若し更に得んには、更に三由延に至るを得るなり。若し比丘、羊毛を持して衣囊の中に著き一家より一家に至らんに、計りて三由延に滿ちなば復去くを得ず。若し羊毛を持して鉢囊の中に著き、食を乞うて一聚落より一聚落に至るも亦是の如し。若し羊毛を持して囊中に著きて經行せんにも亦是の如し。若し持して塔を遶らんに亦是の如し。若し未成作物物ならんには、乃至、ニニセツシムシム 五針筒毛に齊らんに亦犯す。若し已成の物、若しは氈、若しは枕、若しは褥等に作せる(もの)は不犯なり。若し駱駝毛、ニニセツシムシム 麁毛を擔ふは偷、蘭罪を得ん。若し犛牛の尾を擔ふは越毗尼罪、若し柄を施せるは罪無し。若し師子毛、ニニセツシムシム 脂毛を擔ふは越毗尼心悔にして、若し器を成せる(もの)は罪無し。是故に説きたまへるなり。

佛、毗舍離大林重閣精舍に住して廣く説きたまへること上の如し。時に尊者優陀夷は是れ

【二四】原漢文には、若二人各擔齊三由延已轉易各復得三由延、三人九由延とあり。二人各擔とは、二人して三由延毎に交々に擔ふ意なり。  
 【二五】衆針筒毛。針を塞てる筒の意なれば針筒のことなり。その針筒を作るに用ふる羊毛を衆針筒毛といへるからん。  
 【二六】麁。虫の名。宋・元・明宮本には羆となせり。羆は領上(ニリ)の肉隆起して駱駝に似たる牛なり。  
 【二七】犛牛。尾長きこと牛の如き獸なり。  
 【二八】脂。脂は猪と同音寫にして、ろのしなり。  
 【二九】尼薩耆第十七使非親尼院染羊毛戒。  
 【三〇】毗舍離。五分・十誦・有部は舍衛城とせるに、四分・巴利は經翅瘦維羅衛尼拘律園(Sakkoṭṭa Kujjāvattīlasmīna, Nigrodhāraṇa)とせん。

(等)種々に讚歎せしに、諸比丘聞き已るや、六十比丘あり來りて禮拜せんと欲し、即ち來比丘に問ふらく、「我れ彼に往いて少しく梵行人に供養せんと欲す、何等の物を賣さば當に彼の所須に適ふを得べき」と。答へて言はく、「長老、彼の諸比丘は一切皆弊衣を著して、唯、漉水囊及び絡囊を除けるのみなれば、羊毛を持して彼に往く可し」と。爾時六十の比丘あり、各々羊毛を持し重擔して行いて、聚落より聚落に至り、城より城に至れり。時に世人譏嫌すらく、「汝等、是の沙門釋子を見て、重擔を持して而して行くこと、駝の如く、驢の如く、客作人の如く、商人の如く、是の如くに重擔を擔へり」と。復、人ありて言はく、「汝知らずや、此間に賤く買ひて彼間に貴く賣らんと欲するを。沙門の法を失す、何の道か之れ有らんや」と。諸比丘漸くに舍衛城に向ひ、到り已りて世尊の足を禮し却いて一面に住するに、佛知りて故に諸比丘に問ひたまはく、「汝等何の處より來りしや」。答へて言さく、「世尊、北方より來りぬ」。佛、諸比丘に問ひたまはく、「道路疲れず、乞食難からざりしや」。答へて言さく、「世尊、道路疲れず、乞食苦しからず、但、道中に於て世人の譏る所と爲れり」。佛、諸比丘に問ひたまはく、「世人譏る所とは何等なりしや」。答へて言さく、「世尊、我等六十人、皆羊毛を擔ひ……と、上に廣く説けるが如し。佛言はく、「比丘よ、汝等は正に應に世人の嫌ふ所たるべし。今日より後、比丘よ、自ら羊毛を擔ふを聽さず」と。佛、諸比丘に告げたまひて舍衛城に依止せる者を盡く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の爲に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし」。

「若し比丘、道中を行くに羊毛を得て取らんと欲せんに、是の比丘自ら手づから取りて  
三由延に至るを得ん、若し三由延を過ぎて擔はんには尼薩耆波夜提なり」と。

「比丘」とは、若しは一人、若しは衆多、若しは僧なり。「道を行く」とは、三由延・二由延・一由延・半由延。「拘盧舍なり」「得る」とは、若しは男、若しは女、若しは大、若しは小、若しは在家、

一四九) 參照。  
【一〇〇】 開眼林。註(一)の二二八) 參照。

【一〇九】 重擔。重き荷物。

【一一〇】 客作人。客の爲に作す人、即ち雇人の如し。

【一一一】 原漢文には、汝不知耶此間賤買欲彼間貴賣失沙門法何道之有とあり。

【一一二】 三由延。註(二)の一四六・一四七) 參照。

【一一三】 一拘盧舍。西域記に一由旬は八拘盧舍、一拘盧舍は大牛の鳴聲の聞ゆる範圍にして四肘弓にて五百弓の間なりとす。僧祇律は五肘弓にて二千弓を一拘盧舍とする故に、西域記の拘盧舍の四倍以上なりとす。又僧祇は八千弓を一由旬とする故に拘盧舍の四倍なり。西域記は拘盧舍の八倍を一由旬とす。西域記の一由旬は四肘弓にて四千弓、僧祇の一由旬は五肘弓にて八千弓なれば二倍以上となる。有部律(廿一)には印度の里程につき註解して、八拘盧舍を一由旬とし、四肘弓にて五百弓を一拘盧舍とせり。



具」とは、先の六年所持の者は是れなり。「修伽陀」とは、<sup>1100</sup>等正覺なり。一礙手とは、長さ二尺四寸なり。故毘を取る時、少聞者・犯戒者・無聞者・住房壞せるに補治せざる者・惡名ある人。<sup>1101</sup>斷滅見の人・和尚阿闍梨を遠離して諮問するを意まざる者・魔を破する能はざる人・魔事を分別せざる者、是の如き人邊にて應に取るべからず。應に多聞にして、…乃至、能く魔事を分別する人邊に従うて取りて修伽陀方一探手を著くべし。故毘を取る時、缺角、麥形、杵形、車形、垂、亂、擧、下の如くなるを得ず。「缺角」とは、角なきなり。「麥形」とは、中央廣くして兩頭狭きなり。「杵」とは、兩頭廣くして中央狭きなり。「車形」とは、一頭廣くして一頭狭きなり。「垂」とは、擧りて著くるなり。「亂」とは、周正ならざるなり。「擧」とは、凸起せるなり。「下」とは、凹みて四邊の縫ふ處高くして中央下きなり。是の如きは著くるを得ず、著くる時は方圓にして周正ならしめ、若し穿壞せんに補ひ、若し垢膩あらば當に洗ひ、雜れる餘毛を辯きて作すべし。是の比丘、新尼師檀を作さんには、若し故者を著げざらんには、是の尼師檀は應に衆僧中に捨すべし、僧應に還すべからず、僧受用するを得るも纏身するを得ず、是故に説きたまへり。

佛、毗舍離大林重閣精舍に住して廣く説きたまへること上の如し。爾時、尊者優陀夷、羊毛を擔重し身を僂めて行いて城裏より出づるに、世人の嫌ふ所と爲り「沙門優陀夷を看よ、駱駝の如く、驢の如く、客の、人に負はるゝが如く、是の如くに羊毛を負うて去けり、沙門の法を失す、何の道か之れ有らんや」と。諸比丘は是の因縁を以て往いて世界に白すに、佛言はく、「優陀夷を呼び來れ」と。來り已りて佛、優陀夷に問ひたまはく、「汝實に羊毛を擔重して、世人の譏る所と爲りしや」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、今日より後擔負するを聽さす」と。復次に佛、舍衛城に住して廣く説きたまへること上の如し。諸比丘あり、北方に到りて佛を讚歎し、舍利弗・目連・諸の長老比丘及び須達居士・毗舍離鹿母を讚歎し、祇園精舍・開眼林

【1100】(Dubbhagga-kammasāya) 新敷具の好色なるに著するを壞らんが爲に、新らしきものに置き片二尺四寸四方なるを貼るなり。  
 【1101】等正覺(Anumantapāyī Indriya)。佛世尊のこと。註(一)の(八)婆伽婆三藐三佛陀の下参照。  
 【1102】二尺四寸。宋・元・明・宮本には一尺脚半とあり。有部律には中人一肘半とあり。五分律は中人二尺とあり。  
 【1103】斷滅見。因果相續の理を撥無する斷見をいふ。邪見中の極惡なり。  
 【1104】是の如き人邊とは、是の如き等の不信非道の人の前にて故毘をとりに新毘なるものにつくる時は徒に誹謗を招くのみなるによりて守り行ふに於ての注意なり。  
 【1105】還衣法なし。四分は還衣す。  
 【1106】尼薩者第十六持羊毛戒。  
 【1107】毗舍離。諸律皆舍衛城とす。  
 【1108】須達居士(Suddhita, Anāthapindikā) 給孤獨長者ともいふ。布施第一、舍衛城の長者にして祇園精舍の建立者なり。註(一)の(三三)参照。  
 【1109】毗舍離鹿母。註(七)の

是の如き比の事々に失なきを、是れを「羯磨成就」と名くるなり。是の老病の比丘、僧、羯磨し已らば、應に當に自ら先に受持せる故氈に年月日數を疏記して、病差え已りて還此の故氈を受持して、前に從うて六年を満すべし。若し是の比丘、病差ゆるも還六年を補はざらんには尼薩耆波夜提なり。「尼薩耆波夜提」とは、上に説くが如し。衆僧中に捨し已るに、僧應に還すべからず、僧、受用するを得るも、但、褌身を得ざるなり、是故に説きたまへり。佛、毗舍離大林重閣精舎に住して廣く説きたまへること上の如し。世尊は五事利益を以ての故に、五日に一たび諸比丘の房を行りたまふに、故き氈の、處々に地に在りて、若しは糞掃の中、故屋の中、屋簷の下に、(若しは)烏鳥の衝みて糞を作り、鼠曳いて穴に入りたるを見たまひ、佛知りて而も、故に諸比丘に問ひたまはく、「此は是れ何等の故氈ぞ、處々に狼籍せるは」と。諸比丘、佛に白して言さく、「世尊、諸比丘ありて或は道を罷め、或は死せる者、或は現在せる(もの)、故氈を棄捨せしが(故に)狼籍せるなり」と。佛、諸比丘に語りたまはく、「若し施者は籌量するを知らざるも、受者は應に籌量すべきなり。比丘、施を受けんに、應に當に用ふべく、應に棄つべきにあらず。今日より若し比丘、新敷具氈なる、尼師檀を作らんに、當に「故敷具氈の」方一修伽陀探手を辟けるを著くべし、好色を壞せんが爲の故に」と。佛、諸比丘に告げたまひて毗舍離に依止せる比丘を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の爲に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし」。

「若し比丘、新敷具氈尼師檀を作さんには、當に故敷具氈の方、一修伽陀探手を辟けるを著くべし、好色を壞せんが爲の故に。若し比丘、新敷具氈尼師檀を作して、故敷具氈の方、一探手を辟けるを著けざらんには尼薩耆波夜提なり」と。

「比丘」とは、上に説くが如し。「新」とは、初めて成ずるなり。「敷具」とは、氈なり。「尼師檀」とは、佛聽したまふ所の如し。「作」とは、若しは自ら作し、若しは人をして作さしむるなり。「故敷

【二〇】前に從うてとは、前の氈衣受持せる年月を加算して滿六年になるまで故氈を受持せよとの意。

【二一】還衣法なし。四分は還衣す。

【二二】尼薩耆第十五不貼坐具戒。

【二三】毗舍離。五分は拘舍彌とし、其他の諸律は皆舍衛城とす。巴利律には此戒の初めに於て、世尊が三月靜坐思惟の際、頭陀行者にのみ面謁をゆるしたまひて、*Paṇḍitaṃ Paṇḍitaṃ (和先數檀陀子)*なる頭陀行の比丘と對坐したまへるの記を長く引用せり。この記は四分律(四十一卷)に出づるもの、巴利律のみが此戒の下に引用せるは注意すべきなり。

【二四】籌量。推度の義、はかりを以て量惜するなり。後の籌量は施物を大切にすることなり。

【二五】尼師檀。註(三〇一一)参照。

【二六】故敷具氈 (*Purigeṇa-māṇa*) 方一修伽陀探手 (*Paṇḍitaṃ sugatvātaṃ*)。方は四角、縱廣二尺四寸なり。修伽陀探手は註(六の二〇九)参照。

【二七】好色を壞せんが爲の故



夜提ヤテなり」と。

「比丘」とは、上に説くが如し。「新」とは、初めて成ずるなり。「敷具」とは、氈ゼンなり。「作」とは、若しは自ら作り、若しは人をして作らしむるなり。「六年」とは、六夏ロクシュなり、六夏ロクシュなり。夏四月は當に屋下ウキノカに住すべし。氈ゼンの爲の故に夜應ヤオウに三たび出すべし、初夜シュヤに就ツクせて三たび出すを得ず。初夜シュヤに出して中夜チュヤ・後夜ゴヤに出さざるは二越毗尼罪ニエツピニジ、中夜チュヤに出して初夜シュヤ・後夜ゴヤに出さざるも亦二越毗尼罪ニエツピニジ、後夜ゴヤに出して初夜シュヤ・中夜チュヤに出さざるも亦二越毗尼罪ニエツピニジ、初シュ・中チュ・後夜ゴヤに都ツべて出さざるは三越毗尼罪サンエツピニジ、初シュ・中チュ・後夜ゴヤに三たび出さば罪なし。「減六年」とは、六夏ロクシュに満たざるなり。「故敷具」とは、六年内に於て畜持イクヂせるなり。「若しは捨し若しは捨せず」とは、故氈現前コゼンゲンゼンせるに若し捨して更に作るは犯バン、故氈現前コゼンゲンゼンせるに捨せずして作るも亦犯バン、故氈現前コゼンゲンゼンせざるに若し捨して作るも亦犯バン、故氈現前コゼンゲンゼンせざるに捨せずして作るも亦犯バン、故氈現前コゼンゲンゼンせざるに若し捨して作るも亦犯バン、故氈現前コゼンゲンゼンせざるに捨せずして新敷具シンシキを作り、若しは自ら作り若しは人をして作らしめ、作し成ぜんには皆尼薩耆波夜提ニサツキハヤテにして、受用するは越毗尼罪エツピニジなり。「好の爲の故に」とは、太タイだ小コさく太タイだ大きく、太タイだ輕ケイく太タイだ重ジュウく、穿ウツち破ハれ、太タイだ冷レイく太タイだ熱ネツきを嫌キひて、「我ワガれに檀越ダンダツあり、人ニン作サあり、我ワガれに羊毛ヤウモウあり、當タウに更に新敷具シンシキを作ツクすべし」と(言コトふは)、好コトの爲ノの故ノなれば尼薩耆ニサツキなり。「僧ソウの羯磨ケツモせるを除ノクく」とは、世尊セソウはニ開ヒいたまへるが故ノに罪ツミなきなり。羯磨ケツモせんニ或シは成ナずるあり、或シは成ナぜざるあり。「成ナぜず」とは、若し是の比丘ヒキウ、身羸シニからず、顔色ガンシキ悪アクしからず、筋力キンリキ減ヘぜず、麤食ソシキも能ノく飽ウかんには、若しは白不成ハクニセズ、若しは羯磨ケツモ不成ケツモニセズ、若しは衆不成シュニセズ成就ケツジユにして、是の如ノき比ヒの事コト々に不成ニセズ就ツクなるを、是れを「羯磨ケツモ不成ケツモニセズ就ツク」と名ナくるなり。若し是れ老病ロウビョウの比丘ヒキウにして、身羸シニく、顔色ガンシキ悪アクしく、筋力キンリキ減ヘ少し、細コ食シキにも能ノく飽ウかず、何ニに況シんや麤ソ食シキをや、(而シテも)自ミ不成ニセズ成就ケツジユ、衆不成シュニセズ成就ケツジユにして、是の如ノき比ヒの事コト々に失シあるを、是れを亦「羯磨ケツモ不成ケツモニセズ就ツク」と名ナくるなり。「成就ケツジユ」とは、若しは是の比丘ヒキウ、羸瘦レイシユして顔色ガンシキ悪アクしく、筋力キンリキ減ヘ少し、細コ食シキにも能ノく飽ウかず、白ハク成就ケツジユし、羯磨ケツモ成就ケツジユし、衆シュ成就ケツジユして、

【八四】六夏(Chahassary)。  
 【八五】夏四月。四月十六日より八月十五日(大陰曆の六月十六日より十月十五日に當る)までの雨時四ヶ月間。  
 【八六】原漢文には、爲氈故夜三出不得初夜並三出初夜出中夜後夜不出二越毗尼罪中夜出初夜後夜不出亦二越毗尼罪後夜出初夜中夜不出亦二越毗尼罪初中後夜都不出者三越毗尼罪初中後夜三出者無罪とあり。この文極めて難解なり。  
 【八七】夏四月に於ける氈の取り扱方にして、他律になき故に僧祇律獨特の行事たるは明かなり。悉シツくは、僧祇(卷三十一)に比丘尼臥する時他の比丘尼と離れて宿するを得ず、兩者共に一伸手内に臥し、且つ夜中三たび手を以て尋ねべしと制す。この行事の如くに、今氈衣護持法を示せるものなる也。  
 【八八】原漢文には、爲好故者緣太小太、大體太重、穿破、大冷大熱、我有權越有人作、我有羊毛當更作新敷具、爲好故尼薩耆とあり。文の連絡難解なり。且つ好の爲の故に(爲好故)の文は戒文になきに突如として此處に出で來れるは注意すべし。  
 【八九】開。特に許すなり。  
 【九〇】細食。好美なる食。

言はく、「汝、此衣を捨せずんば當に乏死すべけん」答へて言はく、「我れ寧ろ死すとも敢て戒に違せざらん」と。諸比丘即ち是事を以て具に世尊に白すに、佛、諸比丘告げたまはく、「是の老病の比丘、重氈衣を著くるが爲に病を増さば、僧は應に當に與に、氈衣羯磨を作すべし。是の比丘應に僧に從うて乞ひ、僧は與に求聽羯磨を作すべし」と。羯磨せんには應に是の如く説くべし、

「大德僧聽きたまへ、比丘某甲は老病なり、氈衣重きが故に病を増して羸瘦せり。若し僧時到来ば僧は某甲比丘、僧に從うて氈衣羯磨を乞はんと欲することを聽さん」とす。

「諸大德は某甲比丘僧に從うて氈衣羯磨を乞はんと欲することを聽したまへり。僧は忍したまひぬ、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。

此の比丘應に僧に從うて乞はんに、偏袒右肩して右膝を地に著け、是の如きの言を作すべし、

「我れは某甲比丘なり、老病にして氈衣重く、羸瘦して病を増せり。我れ今僧中にて氈衣羯磨を乞ふ。願はくは僧、我れに氈衣羯磨を與へたまへ」と。

是の如くに第二第三乞はんに、羯磨人は應に此説を作すべし、

「大德僧聽きたまへ、某甲比丘は老病にして氈衣重く、己に僧中に從うて氈衣羯磨を乞へり。若し僧時到来ば、僧は某甲比丘に氈衣羯磨を與へんとす。白することは是の如し」。

是の如くに自三羯磨するなり。佛、諸比丘に問ひたまはく、「己に老病比丘に氈衣羯磨を與へしや未だしや」と。答へて言さく、「己に與へぬ」。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衛城に依止せる者を盡く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制戒したまはく、「…乃至、己に聞ける者は當に重ねて聞くべし」。

「若し比丘、新敷具を作らば應に六年に至る(まで)持つべし。若し減六年にして、故敷具を若しは捨し若しは捨せざるにも、新敷具を作らんに、僧羯磨せるを除いて尼薩者波

【一八】氈衣羯磨 (Santthata-samutti)。輕き氈衣を着ることにつき僧伽の容認を與ふる羯磨。

【一九】僧羯磨 (Bhikkhusammutti)。巴利戒文には Bhikkhu (比丘) の語を用ふる。羯磨を乞ふ下には Samgha santhatasamutti の語あれば、比丘羯磨とありても僧羯磨の意なり。



を作り、若しは羊毛を用ひて僧伽梨を作り、橋舍耶にて安陀會を作らんに、若しは自ら作し、若しは人をして作さしめ、作し成ぜんに尼薩耆波夜提、受用せんに越毗尼罪なり。若し經は是れ橋舍耶、緯は是れ羊毛、若しは經は是れ羊毛、緯は是れ橋舍耶にて、若しは自ら作し、若しは人をして作さしめ、作し成ぜんに尼薩耆波夜提、受用せんに越毗尼罪なり。若し邊は是れ羊毛、中は是れ橋舍耶、若しは中は是れ羊毛、邊は是れ橋舍耶にて、若しは自ら作し、若しは人をして作さしめ、作し成ぜんに尼薩耆波夜提、受用せんに越毗尼罪なり。若し橋舍耶の間に羊毛を中に紉へ、羊毛の間に橋舍耶を中に紉ふるも亦上に説くが如し。若し衣は是れ羊毛、緣は是れ橋舍耶、若しは衣は是れ羊毛、紐襖は是れ橋舍耶、若しは衣は是れ羊毛、補は是れ橋舍耶にて、若しは自ら作し、若しは人をして作さしむるに、皆上に説くが如し。此の氈衣、衆僧中に捨せんに僧用とするを得ず、亦應に還すべからず、地に敷き及び遮向簾帳幔と作すを得るなり。是故に説きたまへり。

佛、毗舍離大林重閣精舍に住して廣く説きたまへること上の如し。五事の利益を以ての故に、世尊は五日に一たび諸比丘の房を行きたまふに、爾時、世尊、房を行きたまひて故き氈の、處處に地に在りて、糞掃の中、故屋の中、屋簷の下に、(若しは)鳥鳥の窠みて窠を作り、鼠曳いて穴に入りたるを見たまひ、佛知りて而して、故に諸比丘に問ひたまはく、「此は是れ何等の故氈ぞ、處處に狼籍せるは」と。比丘言さく、「世尊、此は是れ諸比丘が故氈を捨棄して、好の爲の故に更に新敷具を作せるなり」。佛、諸比丘に告げたまはく、「今日より新敷具を作さんに、應に六年に至る(まで)持つべし」と。

復次に佛、舍衛城に住して廣く説きたまへること上の如し。爾時、一比丘あり、老病なるに重氈の僧伽梨を持せり。諸比丘語りて言はく、「汝、是の重氈の僧伽梨を持せんに當に、乏死すべけん。可しく是の氈を捨て、輕僧伽梨を持せよ」と。是の比丘答へて言はく、「未だ六年に満たざるなり」。復

【一七】 紐襖。宋・元・明・宮本には細襖とす。襖は襟の同音寫なるべく、襟は坐具等に襟故淨として故き坐具をきりとりて新坐具に縫ひつけて以て作淨をなすを襟故淨といふ。されば紐襖とは紐若しは作淨のために襟せる者、即ち縫ふて貼りつけたるものとの意なり。

【一七】 補。補綴なり。作淨の爲の襟故とは相違す。

【一七】 還衣法なし。僧祇は僧用を得ずとするも、五分は僧用とす。四分は斧を以て剉斬して泥に和して壁に塗らしむ。

【一七】 尼薩耆第十四六年敷具戒。

【一八】 五事利益。註(五の十一)の本文参照。

【二二】 乏死。疲れ死ぬなり。

はく、「我れ聞く、沙門瞿曇は無數に方便して不殺を讚歎して殺者を毀皆せしを。云何が 沙門釋子、故に衆生を殺すや、沙門の法を失せり、何の道か之れ有らんや」と。主人歡喜心無きが(故に)正しく少許を施すに、比丘得已りて即ち合して敷具を作りぬ。諸比丘復問ふらく、「汝、敷具を作り竟りしや未だしや」。答へて言はく、「已に竟りぬ。但、作せる中に於て、利少くして過多かりき」。諸比丘問うて言はく、「云何が利少くして過多かりしや」。即ち具に上事を説くに、諸比丘聞き已りて往いて世尊に白しぬ。佛言はく、「此の比丘を呼び來れ」と。來り已りて佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に兩りや不や」。答へて言はく、「實に兩り、世尊」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、汝常に聞かずや、我れ無數に方便して、殺生を呵責し不殺を讚歎せるを。汝今云何が乃し此の惡事を作せしや、此れ法に非ず、律に非ず、佛の教の如くならず、是を以て善法を長養すべからず」。佛、諸比丘に告げたまひて、毗舍離に依止せる者を盡く集め(しめ)、十利を以ての故に諸比丘の爲に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし」。

「若し比丘、橋舍耶を以て純黑羊毛に雜へて新敷具を作さんには、尼薩耆波夜提なり」と。

「比丘」とは、上に説くが如し。「橋舍耶」とは、橋舍耶に二種あり、一には生、二には作なり。「生」とは細絲にして、「作」とは紡絲なり。「羊」とは、十種あり、上に説くが如し。「新」とは、初めて成するなり。「敷具」とは、氈なり。「作す」とは、若しは自ら作し、若しは人をして作さしむるなり。作し成するに尼薩耆波夜提、受用せんに越毗尼罪なり。「尼薩耆波夜提」とは、是の敷具應に僧中に捨て、波夜提罪應悔過すべく、若し捨てずして悔するは越毗尼罪なり。

若し比丘、橋舍耶を用ひて僧伽梨を作り、羊毛にて躰多羅僧を作り、若しは羊毛にて僧伽梨を作り、橋舍耶にて躰多羅僧を作るに、若しは自ら作し、若しは人をして作さしめ、作し成せんに尼薩耆波夜提、受用せんに越毗尼罪なり。若し比丘、橋舍耶を用ひて僧伽梨を作り、羊毛にて安陀會

なり。

【二六】 麈。まうせんなり。前註(一四四)敷具の下参照。

【二六】 細軟暖。原本には細軟暖とせるも、暖の字、字典になし。今二元、明兩本によりて暖の字に改む。

【二六】 橋舍耶(Koselya)。蒲より作られたるもの、即ち絹糸。

【二七】 橋舍耶家(Kosiyakaya)。蒲を取扱うて絹糸を作る家。

【二七】 橋舍耶(Kosa)。蒲なり。

【二七】 答へて言はく……原漢文には、答言始還待我小息須着竟當與とあり。今、小息のの字を三本により少に改め、息の字を元・明本により思に改めて譯せり。

【二七】 原漢文には、問言尊者湯實熱可著不答言實熱可與主人即持蒲內釜中嗽嗽作聲とあり。可與の二字譯し難し、今やはらぐとせり。

【二七】 沙門瞿曇。沙門なる瞿曇、即ち釋尊をいふ。極曇は註(八一、九四)参照。

【二七】 沙門釋子。釋種の沙門即ち佛弟子をいふ。註(一)の六三参照。





は應に還すべからず、亦餘用することを得ず、正に地に敷き、及び遮向簾帳幔（二五）と作すことを得

るなり。是故に説きたまへり、「若し比丘、純黒羊毛もて新敷具を作さんには、尼薩耆波夜提（二五）なり」と。

佛、毗舍離大林重閣精舎に住して廣く説きたまへること上の如し。爾時、比丘、一切氈衣（二五）の僧伽黎・瞿多雜僧・安陀會・尼師檀を作り、唯、澆水囊及び絡囊を除いて、餘は一切氈にて作れり。佛未

だ制戒したまはざる前は、爾時、諸比丘は氈衣（二五）を著して、露地に菴幔（二五）の如くして安隱住せり。

制戒したまひりては復、氈衣（二五）を著せざるが故に、多病にして安隱住せざりき。即ち是事を以て尊者阿難（二五）に語りて（言はく）、「佛未だ制戒したまはざる時は、我等氈衣（二五）を著して猶ほし屋下の如くに安

隱住を得たりしも、佛制戒したまひりては復、氈衣（二五）を著くを得ざるが故に、多病にして安穩ならず。善哉、阿難、當に我等が爲に具に世尊（二五）に白して、還氈衣（二五）を持することを聽したまはんことを」と。爾時、尊者阿難、往いて佛所に至り頭面に禮足して、即ち上事を以て具に世尊（二五）に白して（言

さく）、「唯願はくは世尊、諸比丘に還氈衣（二五）を著くるを得んことを聽したまへ」と。佛言はく、「諸比丘に雜へ作れるを聽さん」。佛、諸比丘に告げたまひて、毗舍離（二五）に依止せる者を盡く集め（しめ）、十

利を以ての故に諸比丘の爲に制戒したまはく、「……乃至、已に開ける者は當に重ねて聞くべし」、

「若し比丘、新敷具を作さんと欲せば、應に二分純黒羊毛（二五）、三分白、第四分下を用ふべし。若し比丘、二分純黒羊毛（二五）、三分白、第四分下を用ひずして新敷具を作さん

には尼薩耆波夜提（二五）なり」と。

「比丘」とは、上に説くが如し。「新」とは、初めて作るなり。「敷具」とは氈（二五）なり。「作」とは、若しは自ら作り、若しは人をして作らしむるなり。「純」とは、雜はらざるなり。「羊毛」とは、十種あり、上に説くが如し。二分なる（べき）者に多く黒毛を用ひて而も等想（二五）を作し、等しく用ひつゝ、減想（二五）を作して而も更に益し、三分白なる（べき）者に多く白毛を用ひて而も等想（二五）を作し、等しく用ひつ

巴利には還衣法なしとは記さず、恐く前戒に準ずとの意ならん。

【五】遮向簾帳幔。窓掛の如きものなるべし。

【五二】尼薩耆第十二雜黒毛敷具戒。【五三】毗舍離。五分は拘睺彌、十誦は王舍城、四分・巴利有部は舍衛城とす。制殊は多く六群比丘とす。

【五四】菴幔。菴は庵、幔は幕なり。幕を張れる菴の如くにしてとの意ならん。

【五五】二分純黒羊毛 (Dye bhaga sutthakakāṭakaṇam ekaṭṭalamanaṃ)。二分とは全體の分量の四分の二即ち半分の意なり。

【五六】三分白 (Tatirapa oḍḍiṇaṃ)。三分とは全體の四分の一分の分量。

【五七】第四分下 (Oatuttamaṃ)。第四分とは全體の四分の一分の分量にして下とは巴利律には褐色 (Boarīṭṭa) とあれば、褐色の麤毛なる意なり。



又、毛大だ貴くして、或は一錢にて一兩を得、乃至二・三・四金錢にて一兩を得ん(のみ)。然も此毛は極めて細軟にして、眼睛に觸るゝとも涙出でず、甚だ得難しと爲す。尊者、此の羊毛は四大國より出づ、毗舍離國・弗迦羅國・得利尸邏國・難提跋陀國なり。尊者、我が夫主及び諸の親屬は、是毛を求めんが爲の故に、或は時に得て還り、或は死して還らず、毛得ること難きを以て是故に極めて貴きなり。而も諸比丘、人々來り乞はんには、我が家業を破りて遂に窮乏に至らん」と。爾時、尊者舍利弗、廣く爲に説法して歡喜を發さしめ、即ち精舍に歸りて食後、上の因縁を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「是の比丘を呼び來れ」と。來り已りて佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に氎衣を作さんとて羊毛を乞ひ、乃し估客の婦、舍利弗に向うて説くに至りしや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛言はく、「比丘よ、汝常に聞かずや、我れ無數の方便を以て多欲を呵責して少欲を讚歎せるを。是れ法に非ず、律に非ず、佛の教の如くならず、是を以て善法を長養すべからず」と。佛、諸比丘に告げたまひて毗舍離に依止せる者を盡く集め(しめ)、十利を以ての故に諸比丘の爲に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし」。

【一四三】若し比丘、純黒羊毛もて新敷具を作さんには尼薩耆波夜提なり」と。

「比丘」とは、上に説くが如し。「純」とは、雜はらざるなり。「羊毛」とは、十種あり、相續羊・毘羊・不具色羊・山羊・遊行羊・羴羊・等羊・鳴羊・衆多耳羊・木蓮羊なり。「新」とは、初成なり。「敷具」とは、氎なり。「作」とは、自ら作り若しは人をして作らしむるなり。「尼薩耆波夜提」とは、是の敷具を應に衆僧中に捨して、波夜提罪應悔過すべきなり。若し捨せずして悔するは越毗尼罪なり。「波夜提」とは、上に説くが如し。相續羊には、六種毛あり、生青・染青、生黒・染黒、生青黒・染青黒にして、若しは自ら作り、若しは人をして作さしめて、作し成ぜんに尼薩耆波夜提、受用せんに越毗尼罪なり……乃至、木蓮羊も亦是の如し。此の敷具は應に衆僧中に捨すべく、衆僧

【一四〇】弗迦羅國。西域記に示す縛喝國、即ちアフガニスタンの縛喝羅(Bakharan)にあらずるか。

【一四一】得利尸邏國。德文尸羅(Trikostika)にして北天竺の都、印度古代學術の中心地にして耆婆が醫學を修めて大家となれるも此地なり。

【一四二】難提跋陀國。枳椇易土集に、華嚴探玄記(一五)を引きて難提跋陀那は即ち南印度境にありとせり。果して難提跋陀那のことなるか、明かならず。

【一四三】純黒羊毛(Suddhakarja-ka olakshoma)。

【一四四】敷具(Samvanta)。氎にして、地質細く厚き毛布なり。

【一四五】相續羊。種羊のことなるべし。

【一四六】毘羊。黒色の牝羊。

【一四七】羴羊。羴は羴と同字にして胡羊をいふ。頤の皮肉の垂れ下る羊なり。

【一四八】等羊・鳴羊・衆多耳羊・木蓮羊。解し難し。

【一四九】生黒・染黒。巴利律には Jhijya khalika, rajamkhalika の二種ありとせり。本来の黒と染めて黒くせるとなり。

【一五〇】此戒には還衣法なきことを示す。五分も然り、但し地に敷くを得ずとせり。四分には還衣法あり、有部十聽。

人、福を爲さば、天神自然に護り、所願皆自ら成じて、衆魔の能く壞する(もの)なからん。福薄きには諸の惱多し、福は能く諸の患を消さん、福徳既に牢強ならば、速に堅固の定を成ぜん。天に生じては快樂を受け、人中亦自在なるは、斯の功徳に由りての故なり、往く所として皆自然ならん。斯の福方便に因りて、永く生死の苦を離れ、道を得て涅槃に至り、没せず復生ぜざらん」と。

爾時比丘、是偈を説き已りて復言はく、「長壽、我れに羊毛を施さんには、其福最も大ならん」と。是の時估客、説法を聞き已りて即ち少毛を施しぬ。爾時估客、是の思惟を作さく、「若し市肆に入らんに便ち多く毛を乞ふ(あり)て、更に利を得ずして、錢本を折減せん。寧ろ坐して家に住せんには其本を全うすべきこと、故ほ市中にて、子本俱に失するに勝らん」と。是念を作し已りて便ち家に還りて坐せるに、時に估客の婦、其夫を瞋りて言はく、「何ぞ以て市に詣りつゝ、速疾に來り歸りしや、是の如くに懶惰ならんには何に由りてか男女を活かし官の賦役に充つるを得んや」と。估客答へて言はく、「瞋ること莫れ、且く聽け、我れ今朝、市の店肆に詣りしに……」とて廣く上事を説き、乃至、「如かし、家に還りて坐住せんには」と。其婦聞き已りて默然として止みぬ。是時、尊者舍利弗次第に食を乞うて估客の舍に至り門中に於て住せるに、爾時估客の婦、篤信恭敬にして、舍利弗なるを識りて即ち器を持ちて食を盛り、門に出で、舍利弗の鉢中に著れ、頭面に禮足して恭敬問訊せり。時に舍利弗亦之れを慰勞すらく、「家中何如、生活好なりや否や」。其婦答へて言はく、「家内悉く佳なり、但、生理頗に弊れぬ」。問ふ、「何を以ての故なりや」。即ち上の因縁を以て、具に舍利弗に白し、且つ言はく、「居家の生活、飲食・衣服並に官に供ふる賦税は正しく市肆に仰ぎしに、而も今、夫主家中に在りて住し、人の羊毛を乞ふを畏れて、實には在りつゝ、「行けり」と言ひ、實には覺めつゝ、「眠れり」と言へり。師は今是れ我家の供養恭敬尊重する所なれば藏隠する所無きなり。

四律は第十二戒、五分律は第二十二戒なり。  
【二二】毘舍離大林重閉精舍。  
【二三】(一)の五四)參照四分。巴利は毘舍離、五分拘舍彌、十誦は王舍城、有部は舍衛城とす。制縁多く六群比丘とす。  
【二四】澆水囊。註(三)の一八)參照。  
【二五】絡囊。遊行の時に帯にて肩に絡める囊、即ち鉢を護持する爲なり。但し鉢囊は平時に於て鉢を護持する爲の囊、絡囊は遊行時の鉢囊なるべし。  
【二六】一估客等の文は、僧祇第六卷、第六僧殘無主房戒の記と同じ。  
【二七】阿誰。原本には何誰とせるも、今、宋・元・明・宮本によりて阿誰と改む。  
【二八】總。原漢文には乃至手總其頭強勒分施とあり。元・明本には總を授(ソウ)とせり。授は捉頭の意、總は動かす意。總は授と向義にして捉く意なるも、今は授の音寫として捉ふる意と解すべきなり。  
【二九】錢本。註(六)の八三)參照。  
【三〇】子本。註(六)の八四)參照。  
【三一】生理。生活のみち。



反語索・六反默然住することを得るなり。是故に世尊は説きたまへり、「若しは王、若しは大臣、……衣直を送り、……乃至、失せしむること莫れ」と、是事應に當に爾るべし」と。是に「初跋渠竟れり。

一四〇 佛、毗舍離大林重閣精舎に住して廣く説きたまへること上の如し。

爾時、諸比丘は一切氎衣の僧伽梨・鬱多羅僧・安陀會・尼師檀を作し、唯、漉水囊及び、絡囊を除いて一切氎にて作せり。諸

比丘は處々に羊毛を乞うて氎衣を作すこと、是の如くに衆多にして世人の厭ふ所と爲れり。時に一比丘あり、晨朝に起き入聚落衣を著して毗舍離に入りぬ、毛を乞はんが爲の故に。「估客あり、手に戸鈞を執り、來りて市肆に向うて自の店舎を開くに、遙に比丘の疾行し而して來るを見る。估客

念言すらく、「是の比丘來るは必らず乞毛の爲の故ならん、晨朝より此の市賣に至れるも未だ售れざるに誰か能く先に是毛を乞ふものぞ」と。便ち肆戸を閉ぢて自家に還り去るに、比丘念言すらく、「是の估客、我れを見て便ち肆戸を閉ぢて還り去れるは、我が、毛を乞ふを欲せざるが故ならん」と。

便ち餘道よりして往き、截ちて前に至りて問うて言はく、「長壽、汝何の處に去るや、相置すを得ず、我れ、阿誰より毛を乞はん、正しく汝に従うて乞はん」と欲するなり。汝等佛法を信する者、罪福行業の果報あることを知りつゝ、而も我れに與へずんば誰か當に我れに與ふべき。長壽、當に知るべし、世尊の説の如くに當に慈心を起すべし。樂うて聞かずんば方便して聞かしめ、諸の不信の者をして教へて信を立せしめん、……乃至、手にて其頭を、總へて強いて勤めて施さしめん。然る

所以は彼れ此に於て終らんに、當に天上に生じて色力・壽命・眷屬自然なるべく、人中に來生しては亦快樂を受けて色力・壽命・眷屬成就し、佛法を修習し功德を増益して甘露の果に逮ばん。是故に長壽、世尊は説いて言へり、

「一福を爲さば樂報を受け、所欲皆自然に、生死の流れを超越して、寂の涅槃に上らん。若し

示せるなり。【二】默然住時。默然として住する間の時間を問ふなり。【三】襜。幘と同じ、つむむものなり。【四】寄物人。物をあづけたる所、即ち執事人の所なり。この戒に於て例せば法濂優婆塞なり。【五】先に物を送れる主とは、この戒に於て例せば尼提・兩行の兩大臣なり。【六】知らしむとは、護ることなり。【七】原漢文には、若不作方便道由彼前、若彼人問尊者那去とあり。【八】多羅樹。椶櫚の如くにして高きは七八十尺、果は大なる石榴の如し。此樹は幹を中斷すれば再び芽を生ぜず、よつて比丘が波羅夷重罪を犯すに譬ふ。今も、我を殺して蘇生せしむることなくとも汝に一錢をも與へじとの意なり。【九】隨方便。更に適當なる方便をかしてとの意。【一〇】初跋渠。跋渠(Vedhaka)は品又は部の意、即ち第一品竟るとの意。以上の十戒は長衣等の多衣を欲するに就ての制戒なることを示す。【一一】尼薩者第十一黑毛數具戒。四分・巴利・十誦・有部の

に一月して來れ。比丘、一月を滿して復往いて索むるに、若し檀越復言はん、「尊者、更に一月して來れ」と。比丘一月を滿して復往いて索むるに、三月を過ぎ已れば復索むるを得ず。若し「半月して來れ」と言はんには、三月を過ぎれば、半月するとも復索むるを得ず。若し「十日」と言ひ、若しは「五日・四日・三日・二日・一日・須臾」と言はんには、三二月を過ぎては、「須臾」たりとも復索むるを得ざるなり。是の比丘、六反往くに、時に檀越言はく、「我れ、尊者の住立する意を知れり、更に一月して來れ」と。是の比丘、一月を滿して復往いて默然住するに、是の如くに六月を滿して往いて默然し已れば復往くことを得ず。若しは「半月」と言ひ、若しは「十日・五日・四日・三日・二日・一日・須臾」と言はんには、六二月を過ぎては「須臾」たりとも、已に復往いて默然住することを得ざるなり。幾を齊りて「默然住時」と名くるや。人、庫に入りて物を取り髻上に著くる頃の如く、又、襪にて物を裹む頃の如くにして、即ちに應に去るべきなり。若し比丘、方便を作して行相を現じ、衣鉢・錫杖・水瓶を持して、寄物人の前を過ぐるに、若し彼人問うて言はく、「尊者、那に去かんと欲するや」。答へて言はく、「先に物を送れる主邊に去いて、自らをして此物を、知らしめて失せしむること莫れと語らんと欲す」と。寄寄者言はく、「久しくして已に物を辦へたれば、復往くを須めず」とて、即ちの時、物を與へんに比丘取らば尼薩耆波夜提なり。若し方便を作さずして、道、彼の前を由るに、若し彼人問ふらく、「尊者、那にか去く」と。答へて言はく、「先に物を送れる主邊に至りて、自らをして此物を知らしめて失せしむること莫れと語らんと欲す」と。寄寄者言はく、「久しくして已に物を辦へたれば、復往くを須めず」とて、即ちの時、物を與へんに取るは罪なし。受寄者、若し「任意に去れ、假ひ能く我れを破ること、多羅樹を破るが如くすとも、亦汝に一錢をも與へず」と言はんには、比丘、爾時應に物主邊に到りて、「自ら此物を知りて失せしむること莫らしめよ」と語るべし。若し是の物主言はん、「我れ先に比丘に施せり、隨方便して更に索めよ」と。比丘、爾時前の如くに三

- 【二四】一たび自ら往いて語索し、六たび自ら行いて默然立することを示す。
- 【二五】三たび自ら往いて語索し、六たび使を遣して默然住することを示す。
- 【二六】一たび使を遣して語索し、六たび自ら行いて默然立することを示す。
- 【二七】二たび使を遣して語索し、六たび自ら行いて默然立することを示す。
- 【二八】三たび使を遣して語索し、六たび自ら行いて默然立することを示す。
- 【二九】自ら往いて語索し自ら往いて默然住するにも、三反六獸につき三門あること前に準じて知るべし。
- 【三〇】使を遣して語索し使を遣はして默然住するにも、三反六獸につき三門あること前に準じて知るべし。要は使を遣はすと自ら往くとのいかんにかはらず、三往語索と六往默然住とを超えて索め得たる衣は尼薩耆罪となることを





すと。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衛城に依止せる比丘を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の爲に制戒したまはく、「……乃至、已に聞けるものは當に重ねて聞くべし」。

「比丘の爲の故に、若しは王若しは大臣、使を遣して衣直を送り比丘に與へんとて比丘の所に到らしめて白して言はく、「尊者、是の衣直は若しは王若しは大臣の送る所なり、尊者此の衣價を受けよ」。是の比丘應に使に語りて、是の如く言ふべし、「諸比丘の法、應に衣價を受くべからざれば、我れ衣を須ゐん」と。時に清淨衣を得んに、「須ゐんには自手もて受け、比丘衣と作して畜ふるを得ん。使、比丘に語りて言はく、「尊者、執事人ありて常に諸比丘の爲に執事するや不や」。是の比丘、應に使に執事人、若しは國民、若しは優婆塞を示すべし。應に使者に語りて言ふべし、「是人等能く諸比丘の爲に執事するなり」。使、執事人の所に到り語りて言はく、「善哉、執事、是の如き是の如きの衣價にて、是の如き是の如きの衣を買ひて某甲比丘に與へよ、是の比丘、衣を須うる時當に來りて取るべければ、當に衣を與ふべし」。是使若しは自ら勸諭し、若しは人をして勸諭せしめ已りて、還、比丘所に至り白して言はく、「尊者示す所の執事人、我れ已に作衣せんことを勸諭し竟りぬ。尊者、衣を須うる時は往いて取れ、當に尊者に衣を與ふべけん」と。衣を須ゐんには、比丘應に執事人の所に到りて衣を索むべく、應に是言を作すべし、「我れ衣を須ゐん」と。第二第三亦是の如く索めて、若し衣を得れば好し、若し得ざらんには（第一・第二・第三）。第四・第五・第六、應に執事前に在りて默然立すべし。（若し）衣を得れば好し、若し得ざらんには、得衣の爲の故に是れを過ぎて求めて若し得れば、是衣は尼薩耆波夜提なり。若し衣を得ずんば、衣價の來れる處に隨ひて若しは自ら去き、若しは使を遣し往いて應に是言を作すべし、「汝、某甲比丘の爲に衣價を送りしに某甲比丘竟に得ず、汝自ら財を知りて失せしむること莫れ」と、是事法爾なり」と。

【九】執事人（evāyaocaika）。金錢等を預りて比丘の代理をするもの、比丘の戒行を淨からしむるものなれば淨人なり。註（五の九五）の淨人（Kappiyakamma）は作人、使人の意にして、今の淨人は執事人の意、その性質自ら異なるなり。

【一〇】第四の前に第一、第二、第三とあるべき筈なり、六反默然立の故に。  
【一一】衣價の來れる處とは、尼薩耆、南行の兩大匠家なり。  
【一二】是事法爾（Apari-tikkha bhāsiya）。これがそこに讃稱あり、又はこれはこれ相應のことなりとの意。



て用ひ已るに、即日、難陀は優波難陀に語るらく、「往いて衣直を取れ」と。即ち往いて索むるに、優婆塞言はく、「我れ持ち來り已りて停待せしに、尊者は一日・二日・三日するも來り取らず、我が家中小儉なりしかば即ち便ち貸用せり、得るを須ちて當に還すべし」と。優波難陀即ち瞋恚して言はく、「汝に寄付すべからず、此は是れ我物なるに云何が取りて、輒に用ひしや」。難陀は優波難陀に謂へらく、「此物直爾に索め得べからず」と。即ち官人に語り牽挽して將去くに、時に衆人見已りて種々に呵責すらく、「沙門釋子は自ら善好なりと言ひつゝ、是れ其の慳越にして常に相供給せしに、而も能く苦困(せしむること)是の如し、況んや復餘人をや。沙門の法を失して惡を行すること此の如し、何の道か之れ有らんや」と。優波難陀聞き已りて羞愧し即ちに便ち放ち去るに、諸比丘聞き已りて往いて世尊に白しぬ。佛言はく、「優波難陀を呼び來れ」と。來り已るに、佛、優波難陀に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、優波難陀に語りたまはく、「此は是れ惡事なり、汝常に聞かずや、我れ無數に方便して多欲を呵責して少欲を讚歎せるを。此れ法に非ず、律に非ず、佛の教の如くならず、是を以て善法を長養すべからず。今より已後、往いて索むることを聽さず」と。

復次に佛、舍衛城に住したまひき。法豫優婆塞常に僧中、次第して比丘に食を請じぬ。時に、次食比丘其家に到り已るに、法豫問ふて言はく、「優波難陀は何ぞ以て來りて錢を取らざるか、我れ未だ得ざる時は乃し衆人中にて苦りて我れに従うて索め、我れ今直を得たるには而も來り取らず」と。諸比丘言はく、「佛の制戒、來り索むるを得ず」と。法豫言はく、「若し索むるを聽さずんば、何ぞ此に來りて默然せざる、我れ自ら意を知らんに」と。是の比丘、食し已りて還りて諸比丘に語るに、諸比丘聞き已りて即ち是事を以て往いて世尊に白しぬ。佛、諸比丘に告げたまはく、「是の法豫優婆塞は聰明にして黠慧なれば、乃し是の方便あるなり。今日より諸比丘に、三反往索、六反默然住を聽

【九四】 次第請食。僧中上座より夏次の次第に従うて一人づゝ請待して食を供養するをいふ。これ來僧を一時に供養すると同様の功德ありとせらるるによりてこの施食法あるなり。

【九五】 次食比丘。僧中より次第に當りて請食に赴く比丘。

【九六】 原漢文には、優波難陀何以不來取錢、我未得時乃衆人中苦從我索、我今得直而不來取とあり。

【九七】 三反往索(Tikkhattama sotthiyamāno sariyamāno...)。三度難詰して思ひ出さしむるなり。

【九八】 六反默然住(Ukkhikkant-tupparamāṇaṃ ttipphibhito nd-tissa tittthamāno...)。最上六反默然して執事人の家の前に立つことによりてその來意を指示するなり。

「比丘の爲の故に若しは二居士、若しは二居士婦各々衣價を辦へて是の如きの言を作さく、「我等是の如き是の如きの衣價を辦へて是の如き是の如きの衣を買ひ某甲比丘に與へん」と。是の比丘、先に自恣請せざるに、好衣の爲の故に便ち居士所に到りて言はく、「我が爲に各々是の如き是の如きの衣價を辦へて共に一衣と作して我れに與へよ、好の爲の故に」と。若し是衣を得んに尼薩耆波夜提なり」と。

此中、上の二居士中に廣く説くが如し、但、二居士を異と爲すのみ。

佛、舍衛城に住したまひき。瓶沙王に二大臣あり、一を 尼提と名け、二を 婆利沙と名けぬ。秋時、人民收穫訖り運致して城に入る、に天時に寒雪せり。時に二大臣是念を作さく、「我れ常に年に師なる難陀・優婆難陀を請じて食を施し並に衣を施せり、今日當に何の處に在るべきや」と。人有り語りて言はく、「舍衛城に在り」。爾時大臣、使を遣し書を賣して、舊錢八百を持して難陀・優婆難陀に餉り、使に勅して言はく、「汝當に還りて報書を得べし」と。使、祇洹精舍に向ひ、到り已りて問うて言はく、「難陀・優婆難陀の房は何處に在りや」。時に諸比丘示して言はく、「此房是れなり」。使即ち房中に入り禮し已りて問うて言はく、「是れは優婆難陀なりや不や」。答へて言はく、「是なり、汝何を以て問ふや」。答へて言はく、「瓶沙王の大臣、尼提・婆利沙、我れを遣し書を賣し舊錢八百を持して師に餉り、並に答書を索む」と。時に 優婆塞あり、法豫と名く。優婆難陀即ち優婆塞に語りて言はく、「汝、料理して此の衣直を數へ、書と相應するや不やを知れ」と。即ち料計して取るに書と相應せしかば、即ち答書を與へて使を遣して去らしめぬ。時に法豫優婆塞去らんと欲して白して言はく、「尊者、此の衣直當に何の處に置くべきや」。答へて言はく、「當に汝が邊に置くべし」。即ち便ち持ち去りて家に到り已るに、一日・二日・三日を待つも來り取らず、優婆難陀、多縁多事にし忘れて往取せざりき。是の優婆塞、家中小儉なりしかば、即ち便ち貸用し、後當に還償すべし」と

【六七】 尼薩耆第十忽切索衣戒。

【七八】 舍衛城。五分律・有部律は王舍城とす。

【八八】 瓶沙王。註(二)の一四參照。

【九〇】 尼提(Nandika)。摩訶陀國の大臣、諸律にはこの大臣の名を出さず。宋・元・明・宮本には居士とありて尼提の文字なし。

【九一】 婆利沙(Vāṣṭikā)。兩行又は行雨と譯し、摩揭陀國の大臣なり。有部律にのみ行雨婆羅門とし、其他の律にはこの名を出さず。

【九二】 舊錢八百。有部律には六十金錢とし、諸律には單に衣價とあるのみ。

【九三】 法豫優婆塞。諸律にこの名を出さず。比丘は金錢に觸るゝを得ざる故に在家居士に淨施するを以て、今法豫に預けたるなり。



の衣價を辦へて是の如き是の如きの衣を買ひて某甲比丘に與へんと(言ふ)、是れを「辦ふ」と名く。

「先に自恣請せざるに」とは、先に自恣請せざるを知りつゝ便ち「自恣請せり」と謂ひ、餘比丘を自恣請せるを知りつゝ便ち「自らを」自恣請せり」と謂ひ、我れに自恣請して餘物を與ふるを知りつゝ便ち「自恣請して我れに衣を與ふ」と謂ふなり。「往く」とは、若しは居士の田上に到り、若しは家に到り、若しは屋裏に入るなり。「素む」とは、「我れ、青若しは黄、若しは赤、若しは黒、若しは種々の茜色を須ゐん」等、「若しは長、若しは廣、若しは長廣にせよ」とて、若し素むる所の者に隨うて與へ、若しは更に餘を與へんに皆尼薩者波提提なり。「好の爲め」とは、知足好・不知足好・龜足好なり。云何が「知足好なりや。若し細衣を與ふる時便ち言はく、「我れ龜者を須ゐん」と、是れを「知足好」と名け、得なば尼薩者なり。「不知足好」とは、若し龜衣を與ふる時便ち是言を作さく、「若し我れに龜衣を與へんには、我脚をも 中觸せざらん、我れは是れ貴人なり、應に我れに好衣を與へよ」と、是れを「不知足好」と名け、得なば尼薩者なり。「龜足好」とは、若し細衣を與ふる時便ち言はく、「我れは是の好衣を用ひず、我れは是れ阿練若にして、鹿の林中に在りて住するが如くに空地に在れば、我れに龜者を與へんに寒熱風雨を障ふるに足らん」と。是れを「龜足好」と名け、若し得なば尼薩者波提提なり。「尼薩者波提提」とは、是衣應に僧中に捨て波夜提罪應悔過すべし、若し捨てずして悔するは越毗尼罪なり。「波夜提」とは、上に説くが如し。是故に世尊は説きたまへり、「比丘の爲の故に若しは居士・若しは居士婦……乃至、好の爲の故に、若し衣を得んには尼薩者波提提なり」と。

佛、舍衛城に住したまひき。乞食比丘あり、時到りて入聚落衣を著し鉢を持して城に入り次(第)に行いて食を乞ふに、居士婦あり、比丘に語りて言はく、「……上の一居士中に説くが如し。此中は但、二居士を異と爲すのみ。……乃至、已に聞けるものは當に重ねて聞くべし」。

【八〇】 原漢文には、先不自恣請者先知不自恣請使謂自恣請知自恣請餘比丘使謂自恣請我知自恣請與餘物使謂自恣請與我衣とあり。此文難解なり。

【八一】 中觸。脚をもあてず觸れず、即ち見向きもせずとの意。  
【八二】 細衣。細緻なる衣、きめこまかなる上等の衣。  
【八三】 阿練若。我れは阿練若行を修する比丘なればとの意。  
【八四】 空地。註(二)の一八一參照。

【八五】 尼薩者第九勸二家增價戒。  
【八六】 制戒處並に制鉢、前戒と同じ。但前戒は一居士に對し、此戒は二居士に對して勸めて善好の衣を得んとする相違のみ。

不饑益事を作さん。彼れを畏るゝが故に僧に與へずんば、彼れに因りて不喜心を發さん、故に二俱に與へざらん」と。諸比丘、乞食比丘に問ふらく、「汝前に聞く所絶えて消息なし」と。乞食比丘言はく、「我れ知るに、定んで明日を尅せん」。乞食比丘明日に入聚落衣を著して其家に到り、即ち優婆夷に問うて言はく、「何の故に供辦して諸飯食を作られざるや」。答へて言はく、「阿闍梨、難陀、優波難陀に因りて我が善心を破りぬ」。問うて言はく、「何の故なりや」。即ち具に上事を説くに、乞食比丘聞き已りて諸比丘に語り、諸比丘は是の因縁を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「難陀、優波難陀を呼び來れ」と。來り已るに、佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「癡人、此は是れ惡事なり、汝は二不饑益を作せり、施者は福を失し、受者は利を失せり」。佛言はく、「汝常に聞かずや、我れ無量に方便して多欲を毀咎して少欲を讚歎せるを。汝云何が先に自恣請せざるに、而も好の爲の故に往いて勧めしや。此れ法に非ず、律に非ず、佛の教の如くに非ず、是を以て善法を長養すべからず」。佛、諸比丘に告げたまひて舍衛城に依止せる比丘を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の爲に制戒したまはく、「…乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし、」

【若し】比丘の爲の故に若しは居士、若しは居士婦、爲めに衣價を辦へて是の如く言はん、「我れ是の如き是の如き衣價を辦へて是の如き是の如きの衣を買ひて某甲比丘に與へん」と。是の比丘、先に自恣請せざるに、好の爲の故に便ち居士の所に到り是の如きの言を作さく、「我が爲に是の如きの衣を作せ、好の爲の故に」と。若し衣を得んには尼薩着波夜提なり」と。

「比丘の爲め」とは、若しは僧、若しは衆多、若しは一人なり。「居士」とは、上に説くが如し。「衣」とは、欽婆羅衣・劫貝衣・芻麻衣・橋舍耶衣・舍那衣・麻衣・軀牟提衣なり。「衣價」とは、金銀寶物等なり。「辦ふ」とは、若しは今日、若しは明日、若しは半月、若しは一月、我れ是の如き是の如き

【三】 不饑益事。不利益の事。

【四】 乞食比丘 *Piṇḍarika* (*dhikku*)。十二頭陀行の一、常乞食して身命を支へ、檀越よりの供養施食を終身受けざる比丘。

【五】 原漢文に、我知定尅明日とあり。尅は尅にして定の義にして、明日こそ必ず定んで供養あるべしとの意。

【六】 原漢文に、何故不見供辦作諸飯食とあり。供辦は供養の爲に用意しそなへる義なり。

【七】 先に自恣請せざるに (*Crube appavāto*)とは、いか様なる衣なりとも尊者の望まるゝまゝに供養せんとて前以て比丘の意望を伺ひ來らざるにとの意。

【八】 衣價 (*Uvaruṇḍipamū*)

【九】 好の爲の故に (*Kadāva-pakam yāton upatāva*)とは、善好の衣を願ひ望まんが爲にとの意。



とを得んに、非親里居士・居士婦、自恣に多く衣を與ふるも、是の比丘、上下衣を取ることを得、是れを過ぎて受けんには尼薩耆波提なり」と。

佛、舍衛城に住したまひき。爾時、乞食比丘あり、時到りて入聚落衣を著し鉢を持して城に入り、次(第)に行いて乞食して一家に到るに、其家の婦人、比丘に語りて言はく、「我れ某日當に僧に飯し、衣を施すべし」と。比丘言はく、「善哉、姉妹、三堅法を作さんとば、身と命と財となり、中間に留難あら(しむ)ること莫れ」と、言ひ已りて便ち去りぬ。比丘、食を乞ひ、還り已りて、温室中に至り、諸比丘に語りて言はく、「我れ長老に好事を語らん」。答へて言はく、「何の好事かある」。我れ聞く、某甲優婆夷は某日僧を請じて食し、衣を布施せんと欲すと。時に難陀・優波難陀聞き已りて即ち問うて言はく、「長老、其家の門巷、何の處に在りて姓字は何」。尋ね問うて知り已り、明日、清旦、入聚落衣を著して其家に到りて言はく、「無病なりや、優婆夷」。優婆夷言はく、「阿闍梨に和南したてまつる」。比丘言はく、「我れ好消息を聞けり」。問うて言はく、「何等の事を聞きしや」。答へて言はく、「聞くなり、汝、僧を請じて、供を設け施衣せんと欲すと。答へて言はく、「是心あるも但中間に諸難(ありて)成ぜざらんことを恐る」。比丘言はく、「汝、僧を請じて供を設け、施衣して長老比丘に與へんと欲するに好惡の衣あらん。若し龜なるを與へんには、正に當に沙彌・園民に與へ、及び衣架上に著くのみなるべし。若し我れに好を與へんには、我れ當に著けて王家貴勝の邊に入るべく、當に佛を禮すべけん。人ありて問はんには我れ當に語りて言ふべし」。某甲信心の優婆夷、我れに與へしなり」と、汝、名稱を得て功德を受用すべけん。答へて言はく、「更に正しく有ることなし、是れは已に僧に許せる(もの)なり、若し有らば亦當に別に施すべし」と。比丘言はく、「與と不與と汝が意に任せよ」と、言ひ已りて便ち去りぬ。檀越は念を作さく、「若し彼れに與へて僧に與へざらんには、僧は是れ良福田たり。若し彼れに與へずして僧に與へんには、彼れに王力ありて能く

【六四】 尼薩耆第八勸增衣價戒。  
【六五】 諸律皆舍衛城とし、戒律亦同じく優波難陀とす。

【六六】 三堅法。身命を忘れて財寶を施さんに無純の身、無窮の命、無盡の財の三堅法を獲るなり。即ち果としての三堅法を因としての財施に名けて、三堅法を作すといひしなり。

【六七】 留難。障礙のために善事を留止すること。

【六八】 温室。浴室(Chandigim)なり。

【六九】 供。食供養なり。

【七〇】 沙彌。經(一の一九四)参照。

【七一】 園民。註(六の二)(三)参照。

【七二】 原漢文には、更無正有是已許僧若有者亦當別施とあり。許とは從へるもの、即ち僧に供養せんとする分なりとの意。

て擧げて一處に著き、表裏を取りて泥洹僧と作し、若し枕を得んに亦摘み開き、毛を以て擧げて一處に著き、表裏を取りて僧祇杖と作し、臥具を得んに取りて著け已りて、應に塔を禮し、上座を禮し、下座を問訊すべし。應に語りて言ふべし、「我れ道中にて賊を被りて衣を失せり、當に我れを助けて乞衣したまへ」と。若し舊比丘言はく、「汝、餓鳥の脚の住まる能はざるが如し、誰か當に汝を助くべき。正に是れ沽酒家、搏掩家が汝を劫ひしなり、或は用ひて食に易へつゝ、而も劫はると言ひて人の助を索め乞ふなり」と。若し爾らば應に往いて優婆塞の所に至りて言ふべし、「長壽、我れ道中にて、賊を被りて衣を失せり、汝等當に我れを助けて衣を乞ふべし」と。答へて言はく、「爾る可し、阿闍梨」と。即ちの時に乞を爲さんに、多衣を得なば比丘應に兩衣を取るべし、廣三肘、長五肘なり。爾時、優婆塞、比丘に語りて言はく、「方便して我が爲に盡く是衣を取ることを得べきや不や」。答へて言はく、「汝轉じて兩張の細氈に易ふ可くんば持ち來れ」と。若し優婆塞巧に方便を作して、比丘を將りて界外に出で、語りて言はく、「阿闍梨、此衣は現前僧に布施せるなり、現前に僧なければ、阿闍梨は現前なり、應に受くべし」と。爾時に比丘、受けんには罪なし。若し優婆塞(ありて)大張氈を與へんに、(言はく)、「當に裁ちて兩衣段(として)取るべし」と。問うて言はく、「何の故なりや」。答へて言はく、「世尊の制戒、正に兩衣を取ることを得ればなり」。優婆塞言はく、「阿闍梨、但、且く取りて染めよ」。比丘取りて染め已りて送還するに、優婆塞言はく、「未だ染めざる時は是れ俗人衣なるも我れ尙ほ欲せず、沉んや今染めて壞色せしをや、是れ出家人の衣なれば我れ復取らざるなり」と。比丘爾時に取りて作衣し、意に隨うて用ふるを得るなり。是の比丘、先に摘みし所の褥枕の表裏にて泥洹僧・僧祇杖を作れる者は、洗ひ已りて本の褥枕臥具に還復して知事人に付し、然して後便ち去るべし。若し此の處に即住せんと欲せば、隨意に更に請ふべし、即留することを得ず。是故に説きたまへり、「若し比丘、失衣の時、非親里居士・居士婦より衣を乞ふこ

【五六】 泥洹僧(Nirāraṇa)。涅槃僧とも音譯す。裙即ち內衣なり。

【五七】 僧祇杖。僧祇支なり。

註(八の二二四)參照。

【五六】 沽酒家。酒舖。

【五九】 搏掩家。搏は六搏(スゴク)なり、掩は意錢の屬なり。意錢はぜにを投げて遊ぶ一種の遊技なり。

【六〇】 現前僧。四方僧若は十方僧に對し、一結界地内に現住する僧。

【六一】 壞色(Dubhīkharṇa)。青・黑・木蘭の三色を以て染めることなり。この三種の一を以て正色純色を壞して間色即ち製染色となすを壞色といふ。

【六二】 即住。他に遊行せずして、そこに其儘居住する意。

【六三】 即留。先に摘みとりし褥枕を還さずして居住する間そのまゝ借り置かず。滞在するにしてみ一旦還復して、其上にて更に借らんと欲せば借るべしとの意。



言はく、「當に取りて之れを示すべし」と。若し死女人衣を取る時、女身未だ壞せざらんには、應に頭邊に往いて取るべし。若し身已に壞せんには、隨意取することを得るなり。若し死男子衣も亦隨意取せよ。若し死人衣に寶あらば、應に足にて躡みて寶を却け、衣を持して去るべし。若し寶あるを覺らずして衣を持ち還り、乃し寶あるを知らば、應に淨人に付して、持して湯藥と作すべし。若し守墓者、比丘に語りて言はく、「汝に不好衣を取することを聽す、好なる者は取ること勿れ」と。是の比丘、塚間に到るに、弊者を見ずして多く好衣あり、即ち持ち還りて守墓人に語りて言はく、「正に是の好衣あるのみ」。守墓人取ることを聽さば便ち取れ、若し「是れ好なり、汝、取るを聽さず」と言はく、比丘應に還して更に餘の者を求むべし。若し彼れ、比丘に「地に在る者を取れ」と語らば、即ち地に在る者を取れ。若し「空中の者を取れ」と言はく、即ち空中の者を取れ。若し是れ好衣にして半は地に在り半は空中に在らば、應に半を截ちて取るべし。若し是事なくば(當に)聚落中に到りて比丘住處を問ふべし。應に晝日に聚落に入るべからず、應に闇を待ちて放牧人の還る時に俱に聚落に入るべし。應に犍牛の邊に依るべからず、當に羸小の牛の中に在りて行き、若し人を見る時は、蹠蹴して坐すべし。若し人問うて言はく、「汝は是れ何人ぞや」。答へて言はく、「出家人なり」。「何道の出家なりや」。「釋種の出家なり」。「汝の衣は何處なりや」。答へて言はく、「賊を被りて失し盡しぬ」と。若し求めざるに自ら與へんには、随意に多く取ることを得、若し與へざらんには、應に従ひ乞ふべし。乞ふ時多く與へんには、應に二領の衣、廣さ三肘、長さ五肘なるを取るべし。若し復是事なくば、應に精舎中に到りて舊比丘に問ふべし、「此中、誰か是れ維那、誰か是れ知林衛人なりや」。答へて言はく、「某甲是れなり」。爾時、是の比丘、應に是の知事比丘の所に到りて問うて言ふべし、「爾所歳の比丘は應に何等の牀褥臥具を得べきや」。答へて言はく、「爾所歳の比丘は應に是の如きの牀褥臥具を得べし」と。是の比丘、是の褥を得て、取りて摘み開き、毛を以

【五〇】 足に躡みて寶を却くるは、捉寶戒を犯さざらんが爲なり。  
 【五一】 淨人。註(五〇九五)参照。  
 【五二】 犍牛。牝牛なり。畜生女に觸るれば罪を犯すに至る故なり。  
 【五三】 蹠蹴。結跏趺坐なり。  
 【五四】 一(一六)参照。風漢文には加趺とせり。宋・元・明・宮本により蹠蹴と改む。加も蹠も同音寫なり。  
 【五五】 維那。十誦律(卅四)に爾時祇陀林中僧坊中、無比丘知時限唱時、無人打推維、無人掃灑塗治講堂食處、無人次第相續敷牀、無人教淨果菜、無人看苦酒中蟲、飲食時無人、是事自佛、佛言、應立維那とあり。梵音羯磨陀那(Kuṃṭhalāna)譯して授事とす。即ち右の諸事に於て他に指授するものなれば知事と同す。前註(三三九)の摩訶論は寺主の義なるも而も又知事の任をなすものなるべし。  
 【五六】 知林衛人(Saṅghamaṅkharā)は、房舍臥具を知る人たるは與る意なり。これ典座に相當す。上座下座の座次、夏數の次第に従うて房舍臥具を與ふる比丘。

已らば當に徐々(じゆじゆ)に去りて林草中に入り、藏(かく)れて遙(とほ)に望み看るべし。若し賊去りて後に、餘(あま)の受持(じゆぢ)せざる衣(き)の在るあらば應(ま)に受持(じゆぢ)すべし。若し餘衣(あまのき)なくば、是中(このちゆう)に比丘若しは外道(げだう)出家(しゆつげ)にして賊(ぞく)の爲に殺(ころ)されたる者(もの)あらんに、應(ま)に是衣(このき)を取りて受持(じゆぢ)すべし。若し出家人(しゆつげにん)の死せる(もの)なくして俗人(せきにん)の死せるものあらば、應(ま)に俗人衣(せきにんぎ)を取りて縷(いと)を截(き)ち作淨(じやくじゆ)して後に受持(じゆぢ)すべし。若し死人衣(しにんぎ)なくして、估客(かく)にして好衣物(かうぶつ)を遺棄(いせき)せる者(もの)あらんに、應(ま)に取るべからず。若し弊衣物(へいぶつ)を棄てんには、應(ま)に取りて受持(じゆぢ)すべし。若し估客(かく)還り來りて比丘を喚(よび)びて是の好衣(かうい)を與へんには應(ま)に取るべく、取り已りて縷(いと)を截(き)ち、牛屎(ごうし)にて染め、作淨(じやくじゆ)して受持(じゆぢ)せよ。若し是の估客(かく)比丘に語りて言はく、「我れ汝に此衣(このき)を借さん、著けて前の住處(ぢゆうぢよ)に到らば我れに還せ、損減(そんげん)せしむること莫(な)れ」と。是の比丘應(ま)に是衣(このき)を取り、縷(いと)を攝(と)めて内に在(お)き、窰縫(きやうほう)して縷(いと)をして現(あら)はれざらしめ、作淨(じやくじゆ)して受持(じゆぢ)し、住所(ぢよじよ)に到りて應(ま)に還すべし。若し是事(このこと)なくば、應(ま)に樹葉(じゆゑ)を簍(す)り、前後(ぜんご)を遮(し)して去るべし。若し是事(このこと)なくば、尼毘子(にびし)の如く臂(うで)を掉(お)りて道(ぢゆう)に當りて行くを得ず、當に手を以て前(ぜん)を遮(し)して形體(けいだい)を障(さ)り、道の側(わき)に在りて行くべし。深榛(じんしん)中に入りて行き、賊(ぞく)をして是れ伺捕(しほ)する者(もの)なりと謂(おも)はしむること莫(な)れ。應(ま)に道の邊(へり)なる淺草(せんそう)の中に在りて行くべし。行く時若し人の來るに逢(あ)は、當に即ち淺草(せんそう)の中(ちゆう)に、小(こ)しく現(あら)はるゝ處に於て坐して行人(ぎやうにん)をして之れを見せしむべし。若し人問うて言はく、「汝は是れ何人(なんにん)ぞや」答へて言はく、「出家人(しゆつげにん)なり」。「何道の出家(しゆつげ)なりや」答へて言はく、「釋種(しやくしゆ)の出家(しゆつげ)なり」。「何を以て裸形(らくけい)なりや」答へて言はく、「賊(ぞく)を被(か)りしなり」と。若し乞(こ)はざるに、自ら多く衣(き)を與へんには、取るも罪(つみ)なし。若し自ら與へずんば、應(ま)に従(したが)うて乞(こ)ふべく、乞(こ)ふ時多く衣(き)を與へんには、應(ま)に廣(ひろ)さ三肘(さんじゆ)・長さ五肘(ごじゆ)の衣(き)二領(にりやう)を取るべし。若し是事(このこと)なくば、當に阿練若(あれんじやく)住處(ぢゆうぢよ)に詣(ま)づく、彼の知識邊(ちしきへん)にて衣(き)を得んに應(ま)に受(う)くべし。若し阿練若(あれんじやく)住處(ぢゆうぢよ)なくば、應(ま)に塚間(づかま)に至るべし。若し守墓人(しゆぼにん)あらば應(ま)に語言(ごごん)すべし、「我れ弊衣(へいぶ)を拾(ひろ)はんと欲(ほ)す」と。若し守墓人(しゆぼにん)取らしめて(言はく)、「取り已らば我れに示(し)せよ」。(比丘答へて

【四六】牛屎(Goanaya)。羶麝夷とも巨磨とも音譯す。印度の風俗として牛糞を最も清淨なるものとなし、物を淨むるに必ず之を用ふ。  
 【四七】窰縫。針にてつゞり縫ふなり。  
 【四八】尼毘子(Nigantiha)。六師外道の一。外道出家の總名なるも特に裸形塗灰等の醜弊の苦行を修する故に總名を取りて別名となす。即ち裸形外道(Digambara)なり。  
 【四九】道に當りてとは、道の真中を行くなり。



る比丘を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の爲に制戒したまはく、「…乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし」、

「若し比丘、失衣の時、非親里居士・居士婦より衣を乞ふを得ん。若し非親里居士・居士婦、

自恣に多く衣を與へんに、是の比丘、上下衣を受くるを得、是れを過ぎて受くるは尼

薩耆波夜提なり」と。

「比丘」とは、上に説くが如し。「失衣」とは十事あり、上に説くが如し。「衣」とは、欽婆羅衣・鬘衣・芻麻衣・橋舍耶衣・舍耶衣・麻衣・軀牟提衣なり。「非親里」とは、父母親相續に非ず、是れを「非親里」と名く。「居士」とは、家主なり。「乞ふ」とは、若しは自ら乞ひ、若しは人をして乞はしめ、若しは勸化せんに、檀越自恣に施さんと欲せば上下衣を取ることを得るなり。「目恣」とは、隨意に與ふるなり。「上下衣」とは、廣さ三肘・長さ五肘のもの二衣を取ることを得、若し是れを過ぎて取らば尼薩耆波夜提なり。「尼薩耆」とは、是衣應に僧中に捨て、波夜提罪應悔過を爲すべく、若し捨てずして悔するは越毗尼罪なり。「波夜提」とは、上に説くが如し。

若し比丘、三由延内に衣あらんには、若し僧伽梨を失すとも譴多羅僧の在るあらば應に乞ふべからず、…乃至、衣とするに任ふるもの(在るあらば)應に乞ふべからず。何を以ての故に、是の比丘應に是の下衣を著して三由延を往きて先衣を受くべきが(故なり)。若し道中に諸の難事ありて、往いて衣を取るを得ざらんには、雨衣を乞ふを得て罪なけん。寒相・熱相・說法相をなすは、上に説くが如し。若し比丘、估客と共に道に著いて行かんには、若し賊一方二方三方より來り隨かば、便ち賊を遠ざけて走れ。若し四方より俱に來らば應に走るべからず、當に正身に住して賊に格ふを得ざるべし。若し賊、「僧伽梨を取りて來れ」と言はんには、答へて言へ、「與へん、長壽」と。是の如くに一の衣物、求むるに隨うて多少とも之れを與へよ、高聲に大喚して賊を驅罵するを得ず、物を與へ

【釋】自恣。居士・居士婦の自恣にあらず。巴利律には abhiññāna pavācā との熟語にて示せるもの、その下だけをとらるべしとの意なりと註せり。されば自恣とは、比丘の欲するまゝにとの意にして。居士家より多くの衣を精舎に持ち來り、欲するだけそれだけ自由にとりたまへとて施衣する場合に上下の二衣以上を受くるを得ずとの制戒である。

従うて乞ひ(已りて)、方に更に乞はんを欲せるに、優婆塞言はく、「阿闍梨、足りぬれば還り去るべし」。優波難陀言はく、「嗚呼、長壽、何すれぞ乃し。淺促するや、我れ乞ふに始めより次第あれば、應に還り去るべからず。何を以ての故に、多人、布施せんに多人、福を得ればなり。我等出家人、食に時限あるも猶ほ未だ去るを欲せざるに、汝等在家人は食に遇はば便ち食して時を失するを畏れざるに、何の急事ありてか匆忽として去らんと欲するや」と。是の如くして復更に行いて乞ふに、優婆塞復言はく、「足りぬべし、阿闍梨」。優波難陀復言はく、「猶ほ故ほ未だ足らず」。優婆塞言はく、「幾人ありや」。答へて言はく、「多人なり」。復問ふ、「幾人ありと爲すや」。長く聲を引いて言はく、「乃し六十比丘あり」。優婆塞言はく、「阿闍梨、此の諸衣は五百比丘に供す可し、何に況んや六十をや、何ぞ以て爲に乞ひつゝ、駢肆に坐せんと欲するや」と。即ち紙筆を擲ちて地に放ち瞋恚して言はく、「何の處にか是の多求無厭にして止足を知らざる人を生かさんや」と。是中、少欲知足の比丘あり、是語を聞き已りて往いて世尊に白すに、佛言はく、「優波難陀を呼び來れ」と。即ち便ち呼び來るに、佛廣く上事を問うて(言はく)、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、優波難陀に問ひたまはく、「何を以ての故に乞ひしや」。答へて言さく、「我れ失衣の比丘の爲の故に乞へり」。佛即ち(言はく)、「失衣の比丘を呼び來れ」と。來り已るに佛語りたまはく、「汝等比丘は實に優波難陀をして衣を乞はしめたりしや」。答へて言さく、「不なり、世尊」。佛、復失衣の比丘に問ひたまはく、「優波難陀は何の因縁の故に是の如きの言を作せしや」。失衣の比丘即ち上事を以て具に世尊に白すに、佛、優波難陀に告げたまはく、「此は是れ惡事なり、癡人、應に乞ふべからざる者を使い乞ひ、應に乞ふべき者を乞はず」と。佛、優波難陀に語りたまはく、「汝常に聞かずや、我れ無數に方便して、少欲を讚歎して多欲を毀訾せるを。此れ法に非ず、律に非ず、佛の教の如くに非ず、是を以て善法を長養すべからず」と。佛、種々に呵し已り、諸比丘に告げたまひて舍衛城に依止せ

【四三】 淺促。あさはかに促がす意。  
 【四四】 時限。比丘は皆非時に食するを得ざれば、正午を過ぎては食あるとも食するを得ざる故なり。



が故に、生々に衣、自然ならん」と。

是れを「説法乞」と名け、若し衣を得んには尼薩耆波夜提なり。若し漉水囊を乞ひ、若しは小補衣物を乞ひ、若しは頭に繫くる物、若しは瘡を裹む物、若しは衣縁、若しは衣中の一條を乞ふに、是の如き等の物は不犯なり。若し是等の物を乞ふ時、檀越若し全物及び衣裁を施さん取るは不犯なり。若し比丘、是念を作さく、「我れ但、小々の物を索めん、檀越自ら當に我れに全衣を與ふべけん」とて、得んには尼薩耆波夜提なり。若し和尚・阿闍梨の爲に乞ふは越毗尼罪、若し塔・僧の爲に乞ふは不犯なり。是故に説きたまへり、「若し比丘、非親里居士・居士婦より衣を乞ふは尼薩耆波夜提なり、餘時を除く、餘時とは失衣時なり」と。

佛、舍衛城に住したまひき。六十の比丘、北方より來りて舍衛城に向ふに、路中に賊を破りて失衣して祇園精舍に入りぬ。時に優波難陀見已りて是の失衣の比丘に語りて言はく、「諸長老、世尊は「比丘、失衣の時は非親里より乞ふを得」と聽したまひしに、何ぞ以て乞はざるや」。答へて言はく、「諸の梵行人已に我れに衣を與へて足りぬ、是故に乞はざるなり」。時に優波難陀言はく、「若し今乞はずんば、徒に此利を失せん」。答へて言はく、「我れ已に衣を得たれば、利を失するも失せざるも復何か存らんや」。優波難陀、失衣の比丘に語りて言はく、「汝若し乞ふ能はずんば我れ當に汝の爲に乞ふべけん」。彼れ言はく、「汝自ら知れ」と。時に優波難陀、晨朝に入聚落衣を著し、紙筆を持して舍衛城に入り諸の優婆塞に語りて言はく、「汝等我れを助けて乞衣せよ」。優婆塞問うて言はく、「何を以ての故に乞ふや」。答へて言はく、「比丘あり、北方より來るに道中にて賊に遇ひ都べて衣物を失せしかば、彼の爲の故に乞衣するなり」。優婆塞言はく、「爾るべし」と。即ち將ひて市に至り、種々の店肆上にて勸化を爲すに、時に人、多く信敬ある者よりは或は一張を得、或は兩張を得、是の如くして漸々に多く衣物を得て重擔して行きぬ。諸の信心家に於て四分せしが、始めの一分せる家に

【元】漉水囊。註(三〇一八)參照。  
 【D】衣縁 Annivintio。製装の縁(ヘリ)なり。

【二】尼薩耆第七過分取衣戒。  
 【三】諸律皆舍衛城とし、犯縁亦同じく六群比丘とす。僧祇と五分とは優波難陀として六群中の一人を擧げたり。

比丘、應に是の下衣を著して三由延を往いて先衣を受くべきが故なり。若し是の道中に諸の難事ありて、往いて衣(所)に趣くを得ずんば、雨衣を乞ふを得て罪なけん。

若し比丘、非親里より衣を乞はんには、若しは自ら乞ひ、若しは人をして乞はしめ、若しは作相して乞ひ、若しは説法して乞ふなり。「自ら乞ふ」とは、自身にて往いて乞ふなり。「人をして」乞はしむ」とは、人を遣して往いて乞ふなり。「作相して乞ふ」とは、寒相熱相を作すなり。云何が寒相なりや。若し比丘、冬中八夜雨雪の時、弊故衣を著して檀越家に詣りて凍戰の相を現するに、爾時、檀越、比丘の足を禮して問うて言はく、「阿闍梨、時衣あることなきや、何ぞ以て寒凍すること乃し爾るか」。答へて言はく、「有ることなし。汝が父母在りし時は恒に我が爲に時衣を作せしに、今汝が父母世を去りぬれば、誰か當に我が爲に作すべき者や(ある)。但に汝が父母死せるのみに非ずして、亦是れ我が父母の無常せるなり」と。檀越即ち言はく、「阿闍梨、怨恨すること莫れ、我れ當に爲に時衣を作すべし」と。是れを寒相乞と名け、若し衣を得んには尼薩耆波提掇なり。云何が熱相なりや。若し比丘、五六月大熱の時、厚納衣を著し汗を流して檀越家に詣りて熱相を現するに、爾時、檀越、比丘の足を禮し問うて言はく、「阿闍梨、時衣なきや、何ぞ以て熱乏流汗すること乃し爾るか」。答へて言はく、「有ることなし。汝が父母在りし時は恒に我が爲に時衣を作せしに、今汝が父母世を去りぬれば、誰か當に我が爲に作すべき者や(ある)。但に汝が父母死せるのみに非ずして、亦是れ我が父母の無常せるなり」と。檀越即ち言はく、「阿闍梨、怨恨すること莫れ、我れ當に爲に時衣を作すべし」と。是れを熱相乞と名け、若し衣を得んには尼薩耆波夜提掇なり。云何が説法乞なりや。是の比丘、衣の爲の故に檀越の與に偈を説いて言はく、

「若し人、衣を以て施さんに、最勝の處に生ずるを得ん、樂しみを以て布施する者は、人天にて福報を得ん、天に生じては妙色を得、天の寶冠にて莊嚴せん、衣を比丘に施す

【三】 由延。由旬に同じ。註(二の一四六)參照。  
【四】 先衣。淨施せる衣なり。

【五】 冬中八夜。縮藏にては、宋・元・明三本に冬分一夜雨雪時とすとせり。大正藏經には三本に冬分夜とすとあり。第一長衣戒の三衣制定の文にも冬中八夜とあり、諸本また異りなし。註(八の六)參照。  
【六】 時衣。註(八の二〇四)非時衣の下參照。

【七】 原漢文に非但汝父母死亦是我父母無常とあり。汝の父母の死は但に汝にとりての事のみではなくて、また我にとりての父母の死(無常)なりといふべきなりとの意。  
【八】 熱乏流汗。原漢文には熱乏とあるも、宋・元・明・宮本により熱乏とせり。熱に疲れて汗を流す意。



依止せる比丘を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の與に制裁したまはく、「……乃至、已に聞けるものは當に重ねて聞くべし、」

「若し比丘、非親里居士、居士婦より衣を乞ふは尼薩耆波夜提なり、餘時を除く。餘時とは失衣時なり、是れを餘時と名く」と。

「比丘」とは、上に説くが如し。「非親里」とは、父親相續に非ず、母親相續に非ず、親因縁なきなり。一のみ親里にして多くは非親里なる、多くは親里にして一のみ非親里なる、此の二業を離れて(乞衣するは)罪を得るなり。「居士」とは、家主なり。「衣」とは、欽婆羅衣、劫貝衣、芻麻衣、橋舍耶衣、舍那衣、麻衣、軀牟提衣なり。「乞ふ」とは、若しは自ら乞ひ、若しは人をして乞はしむるなり。餘時を除いて衣を乞ふは罪なし、餘時とは失衣時なり。失衣に十因縁あり、若しは王に奪はれ、

若しは賊に奪はれ、若しは火に焼かれ、若しは風に飄ひ、若しは水に漂ひ、若しは女人、欲心をして奪ひ、若しは父母親里にして道を罷めしめんと欲して、故に奪ひ、若しは自ら藏して後忘れて處を知らざる、若しは衣を藏して腐爛し、若しは歳久しくして朽壞して承案すべからざるを、是れを十の「除餘時」と名け、世尊は「罪なし」と説きたまへり。「尼薩耆波夜提」とは、是衣、僧中に捨して、波夜提罪應懺悔すべく、捨せずして悔するは越毗尼罪なり。「波夜提」とは、上に説くが如し。

若し比丘、三由旬内に衣あらんに、若し僧伽梨を失すとも、瞿多羅僧の在るあらば應に乞ふべからず。若し僧伽梨と瞿多羅僧とを失すとも、安陀會の在るあらば應に乞ふべからず。若し三衣を失せんに、若し覆瘡衣の在るあらば應に乞ふべからず。若し三衣と覆瘡衣とを失せんに、若し雨浴衣の在るあらば應に乞ふべからず。若し比丘、三衣、覆瘡衣、雨浴衣を失せんに、若し覆臥褥具の在るあらば應に乞ふべからず。若し比丘、三衣、覆瘡衣、雨浴衣、覆臥褥具を失せんに、若し衣とするに任ふるもの、長さ兩肘、廣さ一肘なるもの、在るあらば應に乞ふべからず。何を以ての故に、是の

【二八】 原漢文には、一親里多非親里、多親里一非親里、離此二業得罪とあり。難解なり。離此二業不得罪と不の字を挿入せば解し得るも、然らずば解し得ざるなり。

【二九】 餘時。原漢文に若自乞若使人乞除餘時乞衣無罪餘時者失衣時とあり。除餘時乞衣無罪の七字は解し難きが如きも、除餘時は巴利律には outdissa bhadda とあるものにして、漢譯に餘時を除いてとあるは餘時にとの意なり。

今、原文通りに餘時を除いて衣を乞ふは罪なしと譯せしも、其意は餘時に衣を乞うは罪なしとして解すべきなり。

【三〇】 失衣十因縁。失衣に十の場合があるとの意。

【三一】 承案。承け用ひて據り凭る意。

【三二】 原漢文には、任衣在長兩肘廣一肘不應乞とあり。

び來れ」と。即ち便ち呼び來り已るに、佛、優波難陀に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛言はく、「比丘よ、此は是れ惡事なり、云何が比丘、強いて人に衣を乞ひしや。汝常に聞かずや、世尊は少欲を讚歎して多欲にして厭くこと無きを責呵せるを。今日より後、非親里居士・居士婦より衣を乞ふを聽さず」と。

復次に佛、舍衛城に住して廣く説きたまへること上の如し。爾時、北方に六十の比丘あり、來りて舍衛城に詣り世尊を禮觀せんとして、中道にして賊を被りて失衣し、裸形にて祇洹精舎に入り諸比丘を禮せしに、諸比丘問うて言はく、「汝は是れ何人ぞや」。答へて言はく、「出家人なり」。又問ふ、「何道の出家なりや」。答へて言はく、「釋種の出家なり」。又問ふ、「汝が衣何に在りて而も裸形せしや」。答へて言はく、「我れ道中にて賊に遇うて失衣せり」。爾時、諸比丘は各々衣を與へしに、僧伽梨を與ふる者あり、罽多羅僧を與ふる者あり、安陀會を與ふる者あり、尼師檀を與ふる者ありき。是の比丘等、衣を著し已りて往いて佛所に詣り、頭面に禮足して却いて一面に住せるに、佛知りて故に諸比丘に問ひたまはく、「汝等何の處より來れる」。答へて言さく、「世尊、我等北方より來れり」。佛、諸比丘に問ひたまはく、「汝、忍、苦きや、乞食難からざりしや、道路疲極せざりしや」。答へて言さく、「世尊、我等は忍、苦く、乞食難からず、道路疲れず、但、道中にて賊に遇うて衣を失し、裸形にて祇園に入りぬ」と。佛、比丘に問ひたまはく、「汝等道中にて爲に聚落城邑なかりしや」。答へて言さく、「有りき」。佛言はく、「何ぞ以て乞はざりしや」。諸比丘、佛に白して言さく、「我れ聞く、世尊の制戒、「非親里より衣を乞ふを得ず」と。復親里もなく、亦檀越の施す者も無かりき。是を以ての故に我等敢て衣を乞はずして、裸形にて來りしなり」。佛、持戒を讚して言はく、「善哉、善哉、諸比丘、汝等は正に隨順し直信して出家し、乃し失命の因縁に至るとも應に故に犯戒すべからず、今日より後、失衣の時には乞ふを得ることを聽す」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衛城に

【二】 原漢文には、有與僧伽梨者、罽多羅僧者、安陀會者、尼師檀者とあり。有與の二字は罽多羅僧、安陀會、尼師檀にも各々通じて讀ますべきなり。これ翻譯當時に於ける寫經形式たりしなり。

【三】 忍苦。原漢文には「汝忍苦乞食不難道路不疲極耶」とあり。十誦律には忍不足不、安樂住不、乞食不足不、道路不疲極耶とあり。四分律には身安穩不、住止和合安樂不、不以飲食爲苦耶とあり。今忍苦の二字を「苦を忍ぶ」と譯せずして「忍、苦きや」とせるは、十誦律の「忍不足不」と同意にして、四分律の「身安穩なりや不や」、巴利律の Kāroto Khammyāna、に相當するを以てなり。故に諸比丘の答には「忍、苦なり（僧祇）とも「忍、足せり（十誦）とも「身安穩なり（四分）ともいへるなり。されば「忍、苦なり」とは「忍こゝろよし」の意なり。



ふや、我れに亦更に種々の好對あるも但、相似せざるなり。汝の此の疑を得んと欲する所以の者は、相似せしめて一種衣と作さんと欲するのみ」と。復言はく、「汝が意に施さんと欲せば正に此衣を以て我れに與へよ、其餘の好なるは我が須ゐんとする所に非ざるなり」と。阿跋吒言はく、「我れ此衣を著して國王・長者(の所)に詣り、世尊を禮觀せんとするなり、事、廢すべからず」と。優波難陀復言はく、「汝何ぞ以て更に我れに餘衣を與へんと言ふや、汝實に我れに更に好疑なしと謂ふや、汝施さんと欲せば正に此衣を以て我れに與へよ、其餘の好なる者は本より須ゐんとする所に非ざるなり」。阿跋吒言はく、「必らず此衣を須ゐんには、我れに隨うて歸り去れ、舍に到りて當に與ふべし」。優波難陀言はく、「汝は方便を曉めず、家中の諸難を知らず。若し父母兄弟姉妹ありて、或は當に慍惜して汝に施を聽さざるべくんば、我れは此衣を得ず、汝は施福を成ぜずして、二俱に利を失せん。此難あるを以ての故に、正に此間にて我れに施すべし」と。時に阿跋吒苦に辭せしも免れずして、即ち上衣を脱して與へりて便ち去り、下衣のみを著して舍衛城に向へり。時に城中の人、多く出でて世尊を禮觀せんとせり。時に阿跋吒、衆人に問うて言はく、「汝等今那に去かんと欲するや」。答へて言はく、「祇洹に詣でんと欲す」。語りて言はく、「去くこと莫れ」。問うて言はく、「何故なりや」。答へて言はく、「沙門は劫人なり」。復問ふ、「人物を強奪せしや」。答へて言はく、「何ぞ復問ふ所あらん、汝但看よ、我れ兩張疑を著して去きしに、今正に一張の在り有るのみ」と。其中、佛を信ぜざる者は即ち還りて城中に入れり。聞く者疑を生じて、爾りとや爲ん、爾らず(とやせん)とて沈吟して住せり。佛法を信する者は即ち是念を作さく、「終に是事なし、沙門釋子は與へざるには取らず、何の劫人かあらん、或は能く方便し説法して取りたるのみ」と。是を以ての故に少人のみ祇洹に詣りて世尊を禮觀せるに、世尊知りて、故に阿難に問ひたまはく、「今日何故に少人のみ來りて祇洹に入りしや」と。時に尊者阿難即ち上事を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「優波難陀を呼

子めらんに、洗・染・打せしむるを得ずと雖、薪を拾ひ、水を取り、煮染し、食を取り、水を行し、扇を持して扇ぎ、食し竟りて鉢を收むる(等の)一切事を作すことを得せしむるを得ん。若し教げて洗・染・打せしむるは尼薩耆波夜提なり。若し和尙・阿闍梨の爲に、衣を持して比丘尼をして洗はしむるは越毗尼罪。塔・僧の爲に、比丘尼をして洗・染・打せしむるは罪なし。是故に説きたまへり、「若し比丘、非親里比丘尼をして、故衣を洗ひ、若しは染め、若しは打たしむるは尼薩耆波夜提なり」と。

佛、舍衛城に住して廣く説きたまへること上の如し。月の八日・十四日・十五日には、城中の衆人皆出でて、世尊の足を禮せり。時に一人あり、阿跋吒と名く、兩張の白氎を著して、來りて祇桓精舎に入りて世尊の足を禮し已り、次で長老優波難陀の住處に到りて言はく、「阿闍梨に和南しまつる」と。答へて言はく、「無病なりや、長壽」。阿跋吒言はく、「我れ諸房舎を看んと欲す」。時に優波難陀答へて言はく、「爾るべし、汝等看るを欲せずとも尙ほ當に汝に示すべきに、況んや復見んと欲するをや」とて、即ち將ゐて兩重閣上に至り語りて言はく、「是れを看よ、長壽、彫文刻鏤し、五種彩畫し、紺琉璃地にして牀褥臥具あるを」。看已りて答へて言はく、「實に好し、阿闍梨」。優波難陀言はく、「長壽、汝の是の氎衣も亦好し、長廣にして細緻なり」。時に阿跋吒白して言さく、「我れ更に餘の房舎を看んと欲す」。時に優波難陀將ゐて第三重閣上に至りて看るに、……廣く説くこと上の如し……乃至、「汝の衣も亦好し、長廣にして細緻なり」と。時に彼れ是念を作さく、「是の沙門、我が衣を讚歎するは必らず當に得んことを欲すべけん、是の比丘は是れ王及び諸大臣の識る所にして大力勢あり、若し與へざらんには或は我れを嫌恨せん」と。阿跋吒言はく、「阿闍梨、此衣を得んと欲するや」。答へて言はく、「得んと欲す」。阿跋吒言はく、「阿闍梨、我れに隨うて歸り去れ、當に更に餘衣を與ふべし」。優波難陀言はく、「嗚呼、長壽、汝何ぞ以て更に我れに餘衣を與へんと言

【二】敬。敬令若しくは命令しての意。

【三】尼薩耆第六乞衣戒。

【四】諸律皆舍衛城とし、制緣また皆優波難陀とす。

【五】阿跋吒。諸律には唯長者とあるのみにして此名を出さず。

【六】兩張の白氎。二枚の羊毛衣。

【七】和南(Kandana)。梵音にして昨彈南と同じ。稽首、敬禮の義なり。

【八】原漢文に長老とあるも、宋・元・明・宮本によりて今長壽となせり。



與へて親里洗ふ」と名くるなり。若し比丘、非親里比丘尼に衣を與へ、非親里比丘尼洗・染・打するは尼薩耆波夜提にして、是れを「非親里に與へて非親里洗ふ」と名くるなり。

若し比丘、衣及び染具を持して比丘尼精舎に寄ね、餘の閑靖處に去いて安居するに、是の比丘尼夏後月、自らの衣を洗染し、過りて比丘の爲に衣を洗染せり。比丘安居し竟り、還りて衣を索めて洗染せんと欲するに、比丘尼言はく、「我れ已に洗染し竟りぬ」と、是の比丘不犯なり。若し比丘、衣を寄ぬる時は念を作さく、「彼れ當に我が爲に洗・染・打すべけん」と、(彼の比丘尼)後に洗・染・打せんに尼薩耆波夜提なり。若し比丘、垢膩衣を著して比丘尼精舎に詣るに、非親里比丘尼、比丘の足を禮して問うて言はく、「衣被何ぞ以て垢膩なる、人、洗染するもの無きや」。答へて言はく、「人、洗ふもの無し」と。是の比丘尼、信心よりして即ちに便ち房に入り衣を取り比丘に與へて著せ(しめ)、此衣を留めて與に洗・染・打せんには罪なし。是の比丘、餘時に於て作意して、故に垢膩衣を著して去き、是念を作さく、「比丘尼、見已りて自ら當に我が爲に洗ふべけん」と、(比丘)是意を作して、(而して彼の比丘尼)洗はんには尼薩耆波夜提なり。若し比丘、聚落の中に入り、若し狂象車馬に値うて泥を漬ぎ比丘の衣を汗さんに、即ち往いて比丘尼精舎に到り、比丘尼をして滴がしむるは尼薩耆波夜提にして、截つべからざるが故に都べてを捨するなり。若し比丘尼、水を灌ぎて、比丘自ら洗はんには罪なし。若し比丘、一處に於て衣を洗染するに、時、齋日にして比丘尼遊行して、諸の精舎を禮し、過ぎりて諸比丘の足を禮するに、比丘、洗染するを見て諸比丘尼言はく、「阿闍梨、人、衣を洗ふもの無きや」。答へて言はく、「人無し」。是の比丘尼、信心の故に比丘に語りて言はく、「止めよ、我れ當に爲に洗ふべし」と。比丘聽して(言はく)、「意に隨へ」と、(かくして比丘尼)洗はんには罪なし。若し是の比丘、齋日に於て、故に洗衣して是の念言を作さく、「比丘尼必らず來りて、當に我が爲に洗ふべけん」と。(かくして)若し與に洗はんには尼薩耆波夜提なり。若し比丘、多くの尼弟

【五】閑靖處。靖は靜と同音にして寂靜處なり。

【六】夏後月。原漢文に夏後因とあるも宋・元・明・宮本により夏後月とせり。夏後月とは、七月十六日より八月十五日(大陰曆の九月十六日より十月十五日)までなり。

【七】過じ、過ちて」と讀むよりも、自分の衣を洗染せる上にて、時間もあり餘力もありしかば序に比丘の爲に比丘の衣も洗ひおかんとの意と思はるゝ故に「あまりて」と譯する方正しかるべし。

【八】原漢文には、比丘聽隨意洗者無罪とあり。

して)受けて自ら洗ひ・染め・打つものにして、(皆)尼薩者波夜提なり。若し比丘、「洗へよ」と語りて即ち洗ひ、「染めよ」と語りて便ち染め、「打てよ」と語りて即ち打たんに尼薩者なり。若し比丘、非親里比丘尼をして衣を洗はさしめたるに便ち染め、染めしめたるに便ち打ち、打たしめたるに便ち洗ひ、作さしめたるを而も作さず、作さしめざりしを便ち作さんには越毗尼罪なり。若し比丘、非親里比丘尼に語りて衣を洗はさしめたるに便ち染打し、染めしめたるに便ち洗打し、打たしめたるに便ち洗染し、作さしめたるを而も作さず、作さしめざりしを便ち作さんには越毗尼罪なり。

若し比丘、親里に衣を與へて非親里洗ひ、若しは非親里に與へて親里洗ひ、若しは親里に與へて親里洗ひ、若しは非親里に與へて非親里洗ふあり。「親里に與へて非親里洗ふ」とは、若し比丘、母姉妹出家せんに、比丘、衣を持して與へて洗はさしむ。彼の比丘尼、(その)衣を持して精舎に還るに、是尼に弟子の尼あり、師に語りて言はく、「阿闍梨、作す事あらば我れ當に作すべし」とて、便ち衣を取りて「洗・染・打せんに、是の比丘は罪なし。是れを「親里に與へて非親里洗ふ」と名くるなり。」「非親里に與へて親里洗ふ」とは、若し比丘、非親里比丘尼に衣を與へて洗・染・打せしむ。是の比丘尼、衣を持して精舎に歸るに、是の比丘に母姉妹ありて出家せるあり、是衣を識りて便ち是の比丘尼に問うて言はく、「彼れるは是れ誰が衣なるぞ」。答へて言はく、「某比丘の衣なり」。是の親里尼便ち是念を作さく、「某甲は毗尼を知らず、此の比丘をして尼薩者罪を得せしむる無からんや」とて、即ち衣を取りて洗ふに、是の比丘は越毗尼罪を犯する(のみ)なり。是れを「非親里に與へて親里洗ふ」と名くるなり。「親里に與へて親里洗ふ」とは、若し、比丘、母姉妹出家せんに、是の比丘、衣を持して與へて洗は(しむ)。彼の比丘尼言はく、「我れ贏くして病む」と。比丘言はく、「汝に弟子の強健なる者あらば、應に洗はしむべし」と。便ち洗はしめ、洗はしめ已りて自ら持し來るに、是の比丘は尼薩者罪を得ん。若し(比丘)教へずして而も(比丘尼)自ら洗はしむるには罪なし。是れを「親里に



聞き已りて、即ち是事を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「阿難陀を呼び來れ」。即ち呼び來り已るに、佛、阿難陀に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、善く看ざりしが故に與へぬ」。佛、諸比丘に告げたまはく、「設使、親里比丘に此の不淨衣ありとも、當に親里比丘尼に與へて洗はさしむべきや不や」。答へて言さく、「與へず、世尊」。佛言はく、「設使、親里比丘尼、親里比丘に此の覆藏すべきの事あるを見るも、當に出して人に示すべきや不や」。答へて言さく、「示さず、世尊」。佛、諸比丘に告げたまはく、「親里比丘尼にすら尙ほ應に不淨衣を洗はさしむべからざるに、云何が非親里比丘尼をして故衣を洗はさしめんや。今より已後は聽さず」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衛城に依止せる比丘を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の爲に制戒したまはく、「……乃至、已に聞けるものは當に重ねて聞くべし」、

「若し比丘、非親里比丘尼をして 故衣を洗ひ、若しは染め、若しは打たしむるは尼薩者

波夜提なり」と。

「比丘」とは、上に説くが如し。「非親里」とは、父親相續に非ず、母親相續に非ざるなり。「故衣」とは、乃至、一たび枕頭を経たるを名けて「故」と爲す。「衣」とは、上に説くが如し。「洗ふ」とは、垢膩を除くなり。「染」とは、根染・皮染・葉染・花染・果染、是の如き等の種々染なり。「打」とは、乃至、手にて打ちて一下するなり。「尼薩者」とは、是衣、應に僧中に捨して、波夜提罪應悔過すべし。捨せずして悔するは、越毗尼罪なり。「波夜提」とは、上に説くが如し。

(非親里比丘)、自與使受、使與自受、自與自受、使與使受するなり。

「自與使受」とは、比丘自ら與へて、比丘尼、使を遣して受け、比丘尼自ら洗ふなり。「使與自受」とは、比丘、使を遣して衣を持って與へ、比丘尼自ら受けて洗ふなり。「自與自受」とは、比丘手づから自ら與へ、比丘尼自ら受けて洗ふなり。「使與使受」とは、比丘、使を遣して與へ、比丘尼、使を遣

【八】 故衣 (Puripadivasa)。よごれたる衣、唯一度身につけたるものも故衣なり。

【九】 根染 (Mūlavarjāna)。

【一〇】 皮染 (Pitthavarjāna)。

【一一】 葉染 (Pattavarjāna)。

【一二】 花染 (Pūpavarjāna)。

【一三】 果染 (Phalavarjāna)。

巴利律には上の五種染の外に Khandharjāna (幹染) を加へて六種となす。

# 卷の第九

## 三十尼薩着波夜提法を明すの二

佛、舍衛城に住したまひぬ。爾時、尊者優陀夷、衣を持して大愛道比丘尼に與へて是言を作さく、「善哉、瞿曇彌、此衣を我が爲に洗ひ・染め・打てよ」と。大愛道即ち爲に洗ひ・染め・打ち已り、送り還して優陀夷に語りて言はく、「此衣已に洗ひ・染め・打ち訖れり、今故に送り還しぬ」と。優陀夷即ち呪願すらく、「得樂無病」と、(次いで)房裏に送り置きぬ。時に大愛道、衣を持して優陀夷に與へ已りて佛所に往詣し、頭面に禮足して却いて一面に住せり。佛、知りて故に問ひたまはく、「瞿曇彌、汝の手上、何を以て染色あるや」。答へて言さく、「世尊、我れ優陀夷の爲に衣を洗ひ・染めたるが故に手に染色あり」と。瞿曇彌去りて久しからずして、佛、諸比丘に告げたまはく、「云何が優陀夷、乃し行道の比丘尼をして衣を洗染せしめて、比丘尼業を妨廢せしめたりしや」と。

復次に佛、舍衛城に住したまひぬ。爾時、長老阿難陀、是れ偷蘭難陀比丘尼と本二なりしが、善觀察せずして不淨衣を與へて洗は(しめ)んとて是言を作さく、「姉よ、我が爲に此衣を洗ひ・染め・打てよ」と。時に偷蘭難陀即ち此衣を持して精舎に到り舒べ看るに、不淨の衣に著けるを見、即ち此衣を以て諸比丘尼に示して是言を作さく、「汝等此の衣上を看よ、是れ丈夫丈夫の相なり」と。時に諸比丘尼、偷蘭難陀に語りて言はく、「是の如きは應に之れを覆藏すべきの物、云何が人に示すや、若し洗はんと欲せば應に洗ふべし、若し洗はざらんには應に擧ぐべし」。時に偷蘭難陀比丘尼、諸比丘尼に語りて言はく、「此れ何の恥づべきありて我れをして之れを藏せしむることあらんや、此は是れ丈夫丈夫の相なり」と。て、更に復諸比丘尼に擧示せるに、時に六群の比丘、比丘尼を去ること遠からず、是語を聞き已りて拍手して大笑すらく、「奇なる事よ、奇なる事よ」と。時に諸比丘是の語を

三十尼薩着波夜提法を明すの二

二七三

【一】 尼薩書第五說故衣戒。巴利律・有部律は第四條とす。  
【二】 諸律皆舍衛城とし、犯禁また優陀夷となすも五分律のみは跋難陀とす。  
【三】 大愛道比丘尼(Mahāpa-jānita)。摩訶波闍波提の義譯にして、釋尊の姨母なり。比丘尼の最初にして阿難を介して出家聽許を請ひしなり。  
【四】 瞿曇彌(Cośambhi)。釋迦種族の姓。喬答摩又は釋曇は男性、瞿曇彌は女性なり。今は大愛道比丘尼を姓を以て呼びしなり。巴利律には Mahā-pajāti Gotamī(摩訶波闍波提瞿曇彌)として姓名共に出席せり。  
【五】 呪願。註(一の八七)參照。  
【六】 本二(Purāṇadutiya) 出家前の妻をいふ。こゝには偷蘭難陀が阿難陀の故二なりとせるは注意すべし。  
【七】 擧。摘發の意にあらず、藏擧の意なり。



比丘に衣を與へんに、是の一比丘は應に各々衆多比丘尼と質衣すべく、亦一衣を以て衆多比丘尼に與ふるを得、語りて言はく、「姉妹、通じて貿易す」と。一比丘尼若し別に衆多比丘に衣を與へんに、衆多比丘は應に各々別に一比丘尼と衣を貿易すべく、亦共じて一衣を與ふるを得、語りて言はく、「姉妹、此衣、通じて衣を買ふるなり」と。若し衆多比丘尼にして衆多比丘に衣を與へんに、衆多比丘は應に還衆多比丘尼と質衣すべし。若し一比丘尼にして一比丘に衣を與へんに、一比丘應に還一比丘尼と質衣すべし。若し比丘尼、比丘に若しは鉢・若しは小鉢・若しは鍵・若しは飲食・及び餘の小々物を與へんに、盡く取るを得て罪なし。是故に説きたまへり、「若し比丘、非親里比丘尼より衣を取らんに、貿易するを除きて、尼薩耆波夜提なり」と。

【三二】僧祇支(Samkacchika)。兩乳を覆はんがために制定せられしも比丘僧も亦此衣を着せる故に、今蓮華色尼は阿難に與へしなり。  
 【三三】貿易(Parivattana)。交換すること。  
 【三四】波斯匿(Pasenadi)。新譯には勝軍とす、憍薩羅(Kosalā)國王なり。  
 【三五】劫貝(Kappana)。劫貝樹の綿なり。綿毛布のこと。

【三六】劫貝製經。出據を出し難し。  
 【三七】善生比丘尼。傳を詳かにせず。  
 【三八】偷蘭難陀比丘尼(Thullananda bhikkhuni)。犯觸する所多く、比丘尼戒制定の縁は多くこの比丘尼により興かたせず。  
 【三九】蘇毗提比丘尼。傳を詳かにせず。  
 【四〇】善解比丘。傳を詳かにせず。

【三一】失利摩比丘尼。傳を詳かにせず。  
 【三二】非親里比丘尼(Amanāka bhikkhuni)。親戚ならざる比丘尼。血縁なき比丘尼の意。比丘の出家前の妻にして出家して比丘尼となれるが如きも非親里比丘尼なり。  
 【三三】原漢文には、一親里多非親里多親里一非親里沙彌尼親里比丘尼非親里沙彌尼非親

念ぐ時なるを以て假り疑ひをほどこし(行)て仕立てる意なるべし。  
 【三二】尼薩耆第四取非親尼衣戒。此戒、巴利律・有部律は尼薩耆第五戒なり。  
 【三三】舍衛城。四分律巴利律は王舍城とす。  
 【三四】優鉢羅比丘尼(Uppala-vyūha bhikkhuni)。蓮華色比丘尼なり。諸律皆この戒の下に蓮華色尼の出家因縁を叙するも、巴利律と僧祇律には省略せり。

里比丘尼親里是中得衣犯とあり。  
 【三五】見閉處を離るとは、比丘尼の見え閉ゆる處に出でずして逃げかくるゝなり。界を離るとは仲處に移り住むなり。  
 【三六】鍵鏡。註(三の一二五)参照。  
 【三七】直。價直なり。

て語らしめず、本衣を還し、本衣を截ち、減與し、異物を與へ、見聞處を離れ、界を離るゝは、是の比丘、波夜提罪を得るなり。「與へず」とは、自ら與へざるなり。「與へしめず」とは、他人をして與へしめざるなり。「自ら語らず」とは、自ら比丘尼に「後、爾許の時當に汝に衣を與ふべし」と語り言はざるなり。「語らしめず」とは、他人をして比丘尼に「後、爾許の時當に汝に衣を與ふべし」と語り言はしめざるなり。「本衣を還す」とは、比丘尼に先衣を還すなり。是れ應に與ふべきにあらず、應に餘衣を與ふべきなり。「截つ」とは、本衣を截ちて彼れに還すもの、是れを「賢」とは名けざるなり。「減與」とは、彼れ全衣を得已りて減小の衣を與ふるもの、是れを「與」とは名けず、應に全足の衣を與ふべし。「異物を與ふ」とは、彼れ衣を取り已りて鉢。若しは小鉢。若しは 鍔鏃を與へ、若しは飲食及び餘物を以て與ふるもの、是れを「賢」とは名けず、應に衣を與ふべきなり。「見聞處を離る」とは、若し比丘、非親里比丘尼より衣を取り已りて 直を與へず、與へしめず、自ら語らず、語らしめずして、捨て去りて見聞處を離るゝは波夜提罪なり。「界を離る」とは、若し比丘、非親里比丘尼より衣を取り已りて直を與へず、自ら與へず、與へしめず、自ら語らず、語らしめず、捨て去りて界を出づること二十五肘なるには波夜提罪なり。

若し比丘、非親里比丘尼の衣を取り已りて、直を與へず、自ら與へず、與へしめず、自ら語らず、語らしめずして、若しは坐し。若しは臥し。若しは入定せんに皆波夜提罪を得るなり。若し非親里比丘尼、知識の沙彌に衣を與へて是言を作さく、「沙彌よ、我れ汝に是衣を與へん、汝、是衣を持して某甲比丘に與へよ、福德を得べけん」と、比丘取らんに罪なし。是の如く沙彌尼、式叉摩尼、優婆塞乃至、諸の優婆夷言はく、「我れ汝に此衣を與へん、汝此衣を持して尊者某甲比丘に施與せよ、功德を得べけん」と、比丘取らんに罪なし。若し比丘尼、比丘に語りて言はく、「尊者に此衣を借さん、隨意に著したまへ」と、比丘著するを得て乃し破るゝに至りて還さんに罪なし。若し衆多の比丘尼、一

- 【二三】應法衣。衣財・衣量・衣色等の如法なる衣。
- 【二四】小刺截衣。衣段を刺截(Oshinaku)して畦畔の齊整なるが如くに條幅等を縫ひ合はせて三衣となすを刺截衣といふ。外道衣に刺截なし。三衣即ち刺截衣なり。小刺截衣とは七條五條等の條數少き衣なるべく、大刺截衣は十三條十五條等の條數多きものなるべく、刺截布片を多く作りて縫ひ合はす故に作衣困難なり。
- 【二五】望衣 (Aṅgharīka)。前の有望衣・無望衣等は一小段の衣について云へるもの、巴利律にはこれを Maṅgharīka 即ち根本衣といへり。今の望衣は根本小段の衣に足して一衣となし得べき衣段をいふなり。
- 【二六】緋蓑。篋をつけて縫ひつゝなるなり。
- 【二七】却刺。返し針にして縫ふなり。
- 【二八】刺斷。返し針にして横縫ひするなり。
- 【二九】刺長。返し針にして豎縫ひするなり。
- 【三〇】刺濺。返し針にして衣の縁(へり)を縫ふなり。
- 【三一】原漢文には、若一日恐不竟者齋行斷令竟受持後更細刺とあり。行隱の二字解し難し。今、日時迫れる故に大に



比丘に問ひたまはく、「若し親里比丘尼にして是の如き弊壞の衣を著せんには、是の親里比丘は應に彼が衣を取るべきや不や」。答へて言さく、「取らず」。世尊復問ひたまはく、「若し親里比丘尼、自の衣弊壞せるに、衣物を持して親里比丘尼に與ふるや不や」。答へて言さく、「不なり、世尊」。佛言はく、「是故に比丘よ、應に非親里比丘尼邊より衣を取るべからず、貿易するを除く」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衛城に依止せる比丘を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の爲に制戒したまはく、「…乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし」。

「若し比丘、非親里比丘尼より衣を取るは、貿易するを除いて、尼薩耆波夜提なり」。

「比丘」とは、上に説くが如し。「非親里比丘尼」とは、父親相續に非ざるを、是れを非親里比丘尼と名く。一のみ親里にして多くは非親里、多くは親里にして一のみ非親里、沙彌尼は親里にして比丘尼は非親里、沙彌尼は非親里にして比丘尼は親里ならんに、是中より衣を得れば犯じ、此の二衆を離れたるには無罪なり。「衣」とは、鉢婆羅衣、劫貝衣、憍舍耶衣、麴麻衣、舍那衣、麻衣、軀物提衣なり。「取る」とは、彼の施を受くるなり。「貿易を除く」とは、佛は、「若し貿易するは無罪なり」と説きたまへり。「尼薩耆波夜提」とは、是衣、應に僧中に捨して、波夜提懺悔すべし。衣を捨てずして悔するは、越毗尼罪を得るなり。「波夜提」とは上に説くが如し。

非親里比丘尼、自與使受、使與自受、自與自受使與使受するなり。「自與使受」とは、比丘尼自ら手づから衣を與ふるに、比丘使を遣して受くるなり。「使與自受」とは、比丘尼、使を遣して衣を持して比丘に與ふるに、比丘自ら受くるなり。「自與自受」とは、比丘尼自ら衣を與へ、比丘自ら受くるなり。「使與使受」とは、比丘尼、使を遣して衣を持して比丘に與ふるに、比丘使を遣して受くるなり。

若し比丘、非親里比丘尼より衣を取り、貿易を許ひつゝ與へず、與へしめず、自ら語らず、人をし

【二〇】有望衣等。一小段の衣を得るも衣となすには足らざる時若し積越より施衣を受けて満足せしめ得る望みある時は、この一小段衣を有望衣といふなり。若し積越より施衣をくる望みなき時は此小段の衣を無望衣といふ。若し微かに望みある時はこの小段衣を微小望衣といふ。望みあるとも當にからぬ場合は無力望衣といひ、望み贏き時は願望衣、中途に望みを斷念したる時はこの小衣段を斷望衣といへるなり。因生望衣とは解し難し。

【二一】原漢文に此皆無事停とあり。無事停は十日間作衣する事無くして貯へ停めおく意なり。

【二二】原漢文に不自作不故作とあり。自ら衣と作り、又人をして作させしむるなり。

【二三】受持。受持の作法をなして常に着するなり。

【二四】作淨。受持の外衣は長衣なれば、眞實淨又は展轉淨をなさねばならぬ。

【二五】原漢文には、以染淨若未淨とあり。宋・元・明三本には以染の二字なくして、已淨若未淨とせり。この淨は淨淨の意にあらずして、染色淨淨の意なれば染の字あるを正しとすべし。以と已とは同音寫なれば今は已字となせり。

等の比丘尼なる、弊壞の衣を著して我れに來詣せるは」と。諸比丘、佛に白して言さく、「世尊、此は是れ善生比丘尼なり」。佛、諸比丘に問ひたまはく、「是の善生比丘尼は衣を得んが爲に故に著せざるや、若しは衣なしと爲すや」。諸比丘言さく、「但、得已れば持して優陀夷に與ふればなり」と。

復次に佛、舍衛城に住して廣く説きたまへること上の如し。時に、偷蘭難陀比丘尼、徒衆を將ゐて皆弊壞の衣を著し、世尊に來詣して頭面に禮足せり。佛知りて、故に諸比丘に問ひたまはく、「此れ何等の比丘尼なる、弊壞の衣を著して我れに來詣せるは」。諸比丘、佛に白して言さく、「世尊、此は是れ偷蘭難陀比丘尼なり」。佛、諸比丘に問ひたまはく、「是の偷蘭難陀比丘尼は、衣を得んが爲に、故に著せざるや、衣を得ざるが故に著せずと爲すや」。諸比丘白さく、「但、得已れば持して阿難陀に施せるなり」と。

復次に佛、舍衛城に住して廣く説きたまへること上の如し。時に、蘇毗提比丘尼、徒衆を將ゐて皆弊壞の衣を著し、世尊に來詣して頭面に禮足せり。佛知りて、故に諸比丘に問ひたまはく、「此れ何等の比丘尼なる、弊壞の衣を著して我れに來詣せるは」。諸比丘、佛に白して言さく、「世尊、此は是れ蘇毗提比丘尼なり」。佛、諸比丘に問ひたまはく、「是の蘇毗提比丘尼は、衣を得んが爲に著せざるや、若しは衣を得ざるが爲なるや」。諸比丘言さく、「但、得已れば持して、善解比丘に施せるなり」と。

復次に佛、舍衛城に住して廣く説きたまへること上の如し。失利摩比丘尼あり、徒衆を將ゐて、皆弊壞の衣を著し、世尊に來詣して頭面に禮足せり。佛知りて、故に諸比丘に問ひたまはく、「此れ何等の比丘尼なる、弊壞の衣を著して我所に來詣せるは」。諸比丘、佛に白して言さく、「世尊、此は是れ失利摩比丘尼なり」。佛、諸比丘に問ひたまはく、「是の失利摩比丘尼は、衣を得んが爲に著せざるや、若しは衣を得ざるが爲なるや」。諸比丘言さく、「但、得已れば持して僧に施せるなり」と。佛、諸

【九七】異來僧。異界の衆僧。

【九八】過十日衣。尼薩耆第一長衣戒なり。

【九九】尼薩耆第三一月袈衣戒。

【一〇〇】尊者阿那律 (Aryama Anuradha)。甘露飯王の子。

摩訶那摩の弟。曾て晝夜を夜に臥せず、遂に失眠せしも天眼第一と稱せらる。五分律には迦毗比丘によりてこの戒制せらるると記し、其他の諸律皆六群又は諸比丘に緣るとして阿那律の名なし。

【一〇一】阿耨羅河 (Aśvini)。舍衛城の東方を流るゝ河。

【一〇二】非時衣 (Akālaṅgīyana)。時衣 (Kālaṅgīyana) に對する語。

時衣とは迦絺那衣受領者は七月十六日より十二月十五日までの五ヶ月に得たる衣をいひ、十二月十六日より七月十五日まで七ヶ月間に得たる衣を非時衣とす。迦絺那衣を受けざるものは自恣後一月を時とし、八月十六日より七月十五日に至る十一ヶ月間に得たる衣を非時衣とす。

【一〇三】前十日。一月を前中、後に三分し、その前十日中に満足するを得たる場合、半を作淨 (淨施なり) し半を淨せざれば尼薩耆なりとの意。中の十日、後の十日も之れに準ず。



日と、後の十日の前五日との此の十日に應に作衣すべし。若し比丘、後の十日の前五日已に過ぎて望衣を得んに、即ち應に此の五日中に應に作衣すべし。若し比丘、後の十日の中、六日已に過ぎて望衣を得んに、應に四日中に作すべし、七日已に過ぎて衣を得んに三日にて應に作すべく、八日已に過ぎて衣を得んに二日に應に作すべく、九日已に過ぎて衣を得んに一日に應に作すべく、十日に衣を得んに即日應に作すべし。作衣の時、應に餘人相助けて流染し・牽截し・絆參し・却刺し・刺横し・刺長し・刺綫し・施紐し・煮染し・染衣し・作淨し已りて受持すべし。若し一日にて竟らざらんを恐れんには、麤く行して隠して竟らしめ、受持して後に更に細刺すべし。是故に世尊は説きたまへり、「若し比丘、衣已に竟り、迦絺那衣已に捨せるに、…乃至、足するも足せざるも尼薩耆波夜提なり」。

佛、舍衛城に住して廣く説きたまへること上の如し。優鉢羅比丘尼の因縁應に廣く説くべし。時に優鉢羅比丘尼、僧祇支を以て尊者阿難陀に與ふるに、是衣垢膩不淨なりしかば、阿難陀は是衣を持して泥塗して日中に曬せり。佛知りて故に問ひたまはく、「阿難陀、汝、何等をか作すや」。答へて言さく、「世尊、是の優鉢羅比丘尼は我れに此の僧祇支を與へしが、垢膩不淨なれば塗泥して曬すなり」。佛、阿難陀に問ひたまはく、「汝、直を與へて貿易せしや不や」。答へて言さく、「與へず、世尊」。佛、阿難陀に告げたまはく、「應に當に貿易して母人に少利を與ふべし」。阿難陀與ふるを欲せざりしに、佛、阿難陀に語りたまはく、「何ぞ以て與へざる」。阿難陀、佛に白さく、「何物を與ふるや」。佛、阿難陀に語りたまはく、「王、波斯匿、施す所の劫貝、長さ十六肘・廣さ八肘なる者を之れに與へよ」と。阿難陀は猶ほ故ほ與へざりしこと、劫貝契經に廣く説くが如し。

復次に佛、舍衛城に住して廣く説きたまへること上の如し。時に善生比丘尼、徒衆を將ひて皆弊壞の衣を著し、世尊に來詣して頭面に禮足せり。佛知りて故に諸比丘に問ひたまはく、「此れ何

る故に巴利所傳と大差なし。若し四分律に示す如く四肘弓量にて七弓、八樹中間とせば二十八肘毎に一樹を植うる故に巴利所傳と一致す。十誦・有部には七樹間四十九尋とせり。五分律に同じ。

【告】能く善婆羅樹を種ふたりとは善婆羅樹を種うるに堪能なりきとの意なり。

【六】翟曇(Catana)。新譯に箭答摩といひ、釋迦種族の姓なり。世尊は釋迦種族より佛だたまひし故に其姓を以て佛陀を呼びしなり。

【七】記説。記は決なり、過去現在未來にわたりていかなる事を問はるとも明かに決定して説くをいふ。

【八】扶跋。枝葉盛なる貌。

【九】五肘弓量。四分律には中肘四肘弓量とす。中肘は大ならず小ならずる中人の肘にて四肘の長さの弓にて量るなり。されば五肘弓量は大人の弓量なるべし。姫周の肘は一尺八寸なれば五肘弓は九尺、四肘ならば七尺二寸にして、七弓にては六丈三尺なり。註(六)の一三〇一捲肘の下参照。

【一〇】苦集。原漢文には苦習とあるも宋・元・明・古・聖本によりて苦集となせり。習と集と同音寫なり。いづれも四諦の意なり。

十日中に於て、若しは居士衣若しは糞掃衣を得て、(而も)自ら作さず。作さしめず。受持せず。三〇〇。作淨せざらんに、彼衣、若しは作し若しは作さざるも、(其)衣及び(其の)衣餘は前十日を過ぐるに尼薩耆なり。若し比丘、前十日中に於て衣を得んに、若しは故衣若しは納衣、是の比丘、得已りて自ら作さず作さしめず、…乃至、前十日を過ぐるに尼薩耆なり。若し比丘、中の十日中に衣を得んに、若しは已に染淨し若しは未だ(染)淨せざらん。是の比丘、是衣を得るも、自ら作さず。作さしめず。受持せず。作淨せざらんに、彼れ若しは衣と作し若しは作さざるも、(其)衣及び(其の)衣餘は、中の十日を過ぐるに尼薩耆なり。若し比丘、中の十日に衣を得ん、若しは應法衣・不應法衣を得んに、取り已りて自ら作さず作さしめず、…乃至、中の十日を過ぐるに尼薩耆なり。若し比丘、後の十日中に衣を得、應に一衣を作すべかりしに而も二衣を作さんと欲す。餘比丘、是の比丘に語りて言はく、「長老、是れ先に一衣を作さんと欲せしに、今何故に二衣を作さんと(欲するや)。今應に先の如くに一衣を作すべし」と。是の比丘、衣を得已りて自ら作さず作さしめず、…乃至、後の十日を過ぐるに尼薩耆なり。若し比丘、後の十日中に衣を得、小割截衣を作さんと欲せしに而も大割截衣を作さんとす。餘比丘、是の比丘に語りて言はく、「長老、本、小割截衣を作さんと欲せしに、今何ぞ以て大割截衣と作すや、應に本の如くに作すべし」と。是の比丘、衣を得るも自ら作さず。作さしめず。受持せず。作淨せざらんに、若しは作し若しは作さざるも、(其)衣及び(其の)衣餘は後の十日を過ぐるに尼薩耆なり。

若し比丘、前十日に衣を得んに、應に即ちに前十日に作すべし。中の十日に衣を得んに、應に即ちに中の十日に作すべし。後の十日に衣を得んに、應に即ちに後の十日に作すべし。若し比丘、前十日の五日已に過ぎて、望衣を得んに、前十日中の後の五日と、中の十日の前五日との此の十日に應に作衣すべし。若し比丘、中の十日の前五日已に過ぎて望衣を得んに、應に中の十日の後の五

六時までの間、明相未出前との意。後夜分明して明相出たば尼薩耆罪となる故なり。【八八】水漬孔。下水を通ずる道。已むを得ざる場合にかゝる下水孔中に手を容るゝ念、これにて衣と合し衣を護念することになりて尼薩耆罪を犯せざることになるなり。此等は實に微妙なる持口を示す。【八九】作胸。或は口に云ひ、或は喉を作して、賊にあらざるしるしを示すなり。【九〇】執作。風漢文には執作とは執作とせり。明・聖官本には執作とせり。いづれも一心に作せる意なるも今宋・元・明本等によりて執作となせり。【九一】聚落界。前註(一八五)の如く依止界とすべきものなるも、諸本皆聚落界とせり。【九二】七菴婆羅樹界。これ巴利律の *caṇḍakāra*、*satthabhan-* *ṭṭāra* に相當す。菴婆羅は菴羅とも音譯し、梨の類なり。巴利の *abbanāra* は距離の名稱、善目律(一七)に方圓七盤陀羅、一盤陀羅二十八肘と記す。七盤陀羅は百九十六肘即ち周長にて三十五丈二尺八寸四方なり。菴婆羅樹界は五肘弓量にて七弓毎に一樹を植えて七樹を齊とする故に二百四十五肘となる。若し七樹の間をとるとせば二百十肘とな



め、十利を以ての故に諸比丘の爲に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし」。

「若し比丘、衣已に竟り、迦絺那衣已に捨せるに、若し 非時衣を得んに比丘、衣を須みんには應に取りて疾く作衣して受くべし。若し足らざらんには望處あらんには滿の爲の故に一月畜を聽す。若し過ぎて畜ふる者は足するも足せざるも尼薩奢波夜提なり」と。

「衣竟る」とは、三衣已に成ぜざるを亦「衣竟る」と名け、迦絺那衣を受けざるをも亦「衣竟る」と名け、已に迦絺那衣を捨せるをも亦「衣竟る」と名け、浣染し竟るをも亦「衣竟る」と名くるなり。「已に迦絺那衣を捨す」とは、十事の捨あること上に説くが如し。「得」とは、若しは男、若しは女、(若しは)在家・出家人邊より衣を得るなり。「非時」とは、若し迦絺那衣を受けたるには七月あるを「非時」と名け、若し迦絺那衣を受けざらんには十一月あるを、是れを「非時」と名く。此の非時の中に於て衣を得るを、是れを「非時衣」と名くるなり。「衣」とは、上に説くが如し。「須う」とは、是の比丘、實に衣を須うるなり。即ちに取りて疾く成じて受持し、(若し)作りて而も少しく足せずんば、停めて一月に至るなり。「一月」とは、三十日にして、是を齊りて應に畜ふべし、滿ち足らはざること求めんが爲の故に。「有望」とは、是の比丘、實に衣を得る處あるを聞いて、待ちて滿ち足らはしめんとて、一月に至るまで畜ふるを得るなり。是の一月を過ぎて畜ふるは、尼薩奢波夜提なり。「尼薩奢波夜提」とは、是衣應に僧中に捨して波夜提懺悔すべし。捨せずして悔するは越毗尼罪を犯す。「波夜提」とは上に説くが如し。

若し比丘、前十日に 有望衣・無望衣・微小望衣・無力望・羸望・因生望・斷望衣を得て更に餘望を起すに、此れ皆 事なくして停め、若し此衣満足するを得已りて半を作淨し半を作淨せざらん。是中、作淨せる者をば善作淨と名け、作淨せる者は十日を過ぐるに尼薩奢波夜提なり。若し比丘、前

【一八】戸鉤。鍵なり。衣を舍内に置きて戸じまりをなし、自ら鉤を持ちて舍外に宿せんには、夜を通じて衣を護ることとなる故に不犯とすなり。  
【一九】糞墻溝渠にて圍繞せる所は院相周匝する故にその中を一界とす、故に第一房に衣を置き身は第三房に宿すると不犯なり。若し周匝せざる時は第一房と第三房とは別界となる故に、一夜の間衣と離れて宿せんには衣を別界において護持せざりし罪により尼薩奢者を犯すなり。  
【二〇】白衣家。在家なり、出家の壞色衣を着するに對し在家は白衣を着する故に白衣家といふ。  
【二一】若し舍に一指を容れうるだけの孔あらば、その孔に一指を容れば舍内と通ずることとなる故に護衣の念を缺かざることとなるなり。  
【二二】四聚落界相接。四つ辻の如き所なり。  
【二三】聚落界。先に界の種類前註(一一八)に聚落界・遊行界・依止界・七菴婆羅界ありとせるにより、今この聚落界の三字は依止界に相當すべきものなり。  
【二四】作淨。壞色なり。前註(三〇)參照。  
【二五】後夜分。夜の二時より

に所得ありと爲すなり」と。爾時、優波離、時を知りて佛に白して言さく、「世尊、已に菴婆羅樹の分齊を聞きまつりぬ、今復請問せん。若し處(う)所あり、城邑聚落の界分知るべからざらん、若し羯磨せん」と欲せんに應に幾許を齊らば名けて善作羯磨と爲し、異の衆僧をして各々相見えしむとも而も羯磨を成就することを得て、別衆を犯せざらしむべきや」と。佛、優波離に告げたまはく、「五肘弓量にて七弓に一菴婆羅樹を種え、七菴婆羅樹を齊りて相去ること爾所にして羯磨を作さば、善作羯磨と名け、異衆相見ゆと雖而も別衆の罪なけん」と。是れを名けて「七菴婆羅樹界」と爲すなり。

若し比丘、離衣宿し已らば、應に持律にして羯磨を能くする者に白して言ふべし、「長老、我れは是衣と別宿せり、應に捨すべきなり、長老、我が爲に羯磨を作したまへ」と。羯磨の法は上の過十日衣の中に説けるが如し。是故に説きたまへり、「若し比丘、衣已に竟り、迦絺那衣已に捨せるに、若し三衣の中、若し一々の衣を離れて餘處に宿せんには、僧、羯磨せるを除いて、尼薩耆波夜提なり」と。

佛、舍衛城に住して廣く説きたまへること上の如し。爾時、尊者阿那律、阿着羅河の邊に於て住して一小段の衣を得、衆多比丘と俱に阿着羅河の邊に詣りて、水にて濯ぎ、引きて長廣ならしめぬ。爾時世尊、自の住處に於て浚して阿着羅河の邊に當りて現れたまひ、知りて故に阿那律に問ひたまはく、「汝、何等をか作すや」。答へて言さく、「世尊、一小段の衣を得たるも尺量足らざれば、引いて長廣ならしめんと欲す」と。佛、阿那律に語りたまはく、「汝頗し更に衣を得るに望みある處ありや不や」。答へて言さく、「有り」。世尊問ひたまはく、「何の時に可得べきや」。答へて言さく、「一月して」。佛言はく、「今日より不足衣あらんに、衣望處あらば停むること一月に至るを聽す、滿ち足らせんが爲の故に」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衛城に依止せる比丘を盡く集めし

はりする意なり。  
 【六】 階、きだ。即ち一段二段三段と段階ある高車の意。  
 【七】 井半瓶。解し難し。半を畔の音寫として、井畔の瓶とせば解し得るも、その當否知り難し。宋・元明・聖宮本同意にして山形の奇怪なる貌なり。  
 【七】 井底に宿る。其狀解し難し。

【七】 夜暫く手脚を井中に垂れて衣と合ふ。これ井の深さ二十五肘以上の場合の行ひなるべし。  
 【七】 衣所に到る。衣との距離、廿五肘内に至るとの意なり。  
 【七】 繩にて衣を身に連ぬる時は二十五肘外に宿するとも、連結せる故に護持を缺かざると同じくして不犯なり。

【七】 園界。善見律の林界に相當するものならん。  
 【七】 連蔓界。蒲萄の蔓等に架を作れる所。  
 【七】 不破蔓架。明かならず。  
 【七】 天。不樓藤蔓架。宋・元明聖本には下樓藤蔓架とす。明かならず。  
 【七】 解脫華蔓架。解脫華は阿提目多華(Amituka)なるべし。註(三の八八)阿提目多油の下参照。



内人をして是れ賊なりやと疑ひて相驚動せしむること莫れ。若し入ることを得ずんば、當に疾く捨衣すべし、寧ろ無衣なるは越毗尼罪を犯する(のみにして)輕を以て重に易ふるが故なり。若し比丘、精舎内に於て衣を洗うて懸げんに、當に垣牆の上に曬すべし。若し夜、風吹き、出で、垣牆の外に垂著せんには尼薩耆を犯じ、内に在らば不犯にして、截つべからざるを以ての故に盡く應に捨すべきなり。若し比丘、精舎の外に於て衣を脱し、執作して衣を忘れて外に在くに、夜に憶して即ち出で、之れを求むるも見ず、晨朝に出でて看て衣の去かれるを見るに、夜に行きし跡、二十五肘内ならば不犯にして、二十五肘の外ならんには尼薩耆なり。是れを「聚落界」と名く。

【七菴婆羅樹界】とは、佛、舍衛城に在せしに、時に一婆羅門ありて、能く菴婆羅樹を種えぬ。是の婆羅門、沙門、瞿曇、舍衛城に在り、一切知見を具足して所問者あらば皆能く「記説す」と聞いて、是の思惟を作さく、「我れ今當に往いて菴婆羅樹を種うる法を問ふべし、云何がして菴婆羅樹を種うるに、能く根莖をして堅固に、枝葉を茂盛にし、花果を成就し、扶疎生長して相妨礙せざらしむるや」と。時に世尊、婆羅門に告げて言はしむるや」と。是念を作し已りて世尊の所に詣り、共に相問訊し已りて一面に於て坐し、世尊に白して言さく、「沙門瞿曇、云何が方便して菴婆羅樹を種うるに、能く根莖をして堅固に、枝葉を茂盛にし、花果を成就し、扶疎生長して相妨礙せざらしむるや」と。時に世尊、婆羅門に告げて言はく、「一五肘、量を以て七弓に一樹を種るよ、是の如くに種うれば、能く彼樹をして根莖堅固に、枝葉茂盛し、花果成就し、扶疎生長して各々相妨礙せざらしめん」と。時に婆羅門歡喜して便ち是言を作さく、「善哉、沙門瞿曇、種種の法を知れることよ、眞に一切智なり」とて、坐よりして起ちて而して去りぬ。婆羅門去ること久しからずして、佛、諸比丘に告げたまはく、「是の婆羅門は今大に失ふ所あり、應に問ふべき者を問はず、應に問ふべからざる者を問へり。若し彼れ、苦集の義を問はば、道跡を得べかりしに。然りと雖、彼の婆羅門は今我が所に於て歡喜心を發せしかば、亦大

【一〇】 垣牆圍遶者、若一門、門有閉者、皆無罪とあるも、今圍遶の二字を總の次に配して、露出の三字に從うて、門の一字を削れり。

【一〇】 障障界。一大家中の同居家族の各々に障障あるをいふ。

【一〇】 原漢文に日光滅去明相出還とあり、三本皆同じ。日光没せざるに去り明相出で、還らば尼薩耆なるも、日光没して去れる故に無罪とせるなり。

【一〇】 大小行。自らは樓閣に眠り、三衣を梯閣の道外二十五肘(前註一〇八參照)の外に置いて日光未没より明相出時に至らば尼薩耆なるも、若し大小便の際衣と直接に合せずとも二十五肘内に暫く赴いて衣を念ずれば無罪となる意。

これ衣を護持するの念ありて一夜の中に一度二十五肘内にありて衣を念ずることあるが故なり。本文に衣と合せることあるは合することになるとの意。

【一〇】 離衣宿。前註(一〇四)不離衣宿界參照。

【一〇】 極眠。熟睡なり。

【一〇】 車營。車營は營車にして行旅商隊の車なるも、賊難を防ぐ爲に車を以て圍陣を造りて中に止宿する故に、今は圍陣を作れる車を繞りて一ま

界に在り、兩手は各一界に在り、脚も一界に在りて衣は頭底に在り、衣、頭を離るれば尼薩耆、若し夜中に手脚にて暫く衣所に到らば不犯なり。若し車を此の四界の上に於て住め、車の軛は一界に在り、車の後は一界に在り、左輪は一界に在り、右輪も一界に在らんに、若し衣を車前に置きて車後に宿り、(或は)衣を車後に置きて車前に宿り、(或は)衣を車の左に置きて車の右に宿り、(若し)衣を車の右に置きて車の左に宿りて、日光未だ滅せざるに去り明相出づる時に至るは尼薩耆、日光滅し已りて去り明相出づる時に至りて還るは不犯、日光未だ滅せざるに去り明相未だ出でざるに至りて還るも不犯なり。是れを「並界」と名く。

【聚落界】とは、若し比丘、上下衣を著して聚落に入るに、主人ありて比丘に語りて言はく、「我れ今夜形像を供養して福德を作さんと欲す、比丘、當に我れを助けて之れを料理すべし」と。是の比丘即ち助けて形像を莊嚴し、繒・華蓋を懸け牀座を敷置して日没に至れり。時に比丘、主人に報じて言はく、「日暮れぬ、精舎に還らん」と。是の主人懇懇に比丘を留めて宿せしめん、若し彼の住處の諸比丘に長衣あらば應に暫く借りて受持すべし。若し無くば隨近に諸比丘の住處あらば、應に彼に從うて借るべし。若し比丘なからんに、比丘尼住處あらば亦彼に從うて借るべし。若し無くば此處の俗人に若し衣被あらば應に從うて借り、作淨し、紐を安施して然して後に受持すべし。若し是事もなくば、後夜分に城門開かば當に疾く寺に還るべく、城を踰え出で、精舎に到ること莫れ。門猶ほ未だ開かずんば當に開門を索むべし。若し開くを得ざらんに應に門屋の底に住すべし。若し門屋なくば、應に手を内れて孔中に著すべし。孔に二種あり、若しは門孔、若しは水漬孔なり。若し門に孔なくば、水漬孔中に於て、若しは手を内れ、若しは脚を内れよ。先に手脚を内ること莫れ、脱し蛇・蝮あらんに應に先に杖を以て之れを驚かし、然して後に手を内れて衣と合すべし。若し水漬なくば應に垣牆を踰えて入るべし。應に作相して内人をして識らしむべく、

- 【五】蘇彌國。明かならず。  
【五九】摩頭羅國。前註(一一〇)及び(三)の一五五參照。  
【六〇】巴連弗邑(Pataliputra)。摩揭陀國の都、今パटनाといふ。註(三)の一五一參照。  
【六一】原漢文には、日光滅去至明相出還無罪とあれば、日光滅して去り、明相出づるに至りて還るは無罪と譯出せるも、四分・有部十誦・五分等いづれも戒律行事に於て明相の出不出によりて一切の持犯を判斷する故に、無罪とする以上は明相未出でなければならぬ。故に宋・元・明・聖本には明相未出とあり。然るに後の樓閣界に於ては日光滅去明相出還無罪として明相未出とせず、三本も明相出として未出とせず。されば前に宋・元・明聖本に明相未出とせるは誤まりにして明相出とする方僧祇律としては正しきにあらざるか。もし然らばこれ古来より僧祇律は通夜護衣、四分律は明相護衣とする論の起る因由といふべく、僧祇律が獨り明相のみならずして、日没と未没との如何によりて護衣の持犯を取り扱ふことを知るべきなり。これ實に僧祇律の特異なる所なり。  
【六二】原漢文には、若聚落周



(10) 「船界」とは、若し比丘、船に載りて水を上り水を下るに、船上に衆多の住處あり、若しは比丘住處、若しは外道住處なり。比丘住處は牢密ならざる故に衣を持して外道住處に寄するに、日光未だ滅せざるに去り明相出づる時に至りて還るは尼薩耆、(乃至)、亦上に説くが如し。若し外道にして自在に衣物を置くことを聽さんには不犯なり。若し船、岸に著ける者には、比丘、衣を船上に置き、船を離るゝこと二十五肘を過ぐる外に(宿るに)、日光未だ滅せざるに(去り)明相出づる時に至らば(尼薩耆、乃至)、上に説くが如し。若し船上、賊を畏れ、衣を持して岸に上りて二十五肘外に載し、船上に還りて宿るに、日光未だ滅せず明相出づる時に至るは尼薩耆なり。夜中に大小行して暫く衣所に詣る者、衣と合するは不犯。若し比丘、衣を洗ひ、船上に於て風に曬すに、衣を鼓ひて盡く外に向うて宿を經るは尼薩耆、若し夜中に風、衣を吹いて暫く船内に入らば不犯。若し衣を曬す時半は船内に在り、半は船外に在るは尼薩耆なり、截つべからざるが故に盡く捨するなり。是れを「船界」と名く。

(11) 「家内界」とは、若し兄弟二人共に一家に住し、家中に於て別に分齊を作して、若し兄は弟の入るを聽さず、弟は兄の入るを聽さざらんに、若し比丘、兄の分齊内に在り、衣を弟の分齊内に在いて、日光未だ滅せず明相出づるに至るは(尼薩耆、乃至)、上に説くが如し。若し兄弟して(共に)比丘に語りて、俗人自ら法に違するとも任意に住止するを擬げず」と言はゞ、爾時隨意に衣を置くも無罪なり。若し比丘、白衣家に至りて宿るに、賊を畏るゝが故に白衣に問ふらく、「何の處か牢固なる」と。答へて言はく、「舍内は牢固なり」。比丘、衣を舍内に置き、舍外に於て宿するに、日光未だ滅せず明相出づる時に至るは(尼薩耆、乃至)、上に説くが如し。若し夜に、孔中に於て暫し一手を屋内に内れんには不犯なり。是れを「家内界」と名く。

(12) 「並界」とは、若し 四聚落界相接するに、比丘、衣を頭に枕して臥せんに、比丘の頭は一

二羯磨作法によりて並難界を結するなり。

【一四】賊難(Coruharāṇo)。

【一五】水難(Rajjantaraṇo)。

【一六】奪命難(Jīvitantarāṇo)。

【一七】破戒難(Brahmacariya-pantarāṇo)。梵行難なり。

【一八】水。これ水難(Udaka-pantarāṇo)なり。いかに流しても虫を除き得ざる時は不淨水にして飲用するを得ざればその精舍より三由旬内の他の精舍と通結界して水難を避くるなり。

【一九】捨。これ唯捨するにはあらず、白二羯磨作法によりて解界(Simāsamagghaṭṭha)する意なり。

【二〇】遊行界。前註(一一八)界の種類標舉中の第二なり。前の羯磨界は一定住處に於ける作法結界にして、この遊行界は比丘遊行時に於ける三衣護持について自然攝衣界を標舉せるなり。

【二一】六十家聚落界。何故に六十家とせるか明かならず、經迦梨國大聚落等は各別に屋を起す(原文、是諸聚落各別起屋)といふ故に、一の大家に六十家族同住すべきを各々別に分家して屋を起せりとの意なるか。

【二二】經迦梨國。明かならず、西域記等にかゝる地名なし。

至りて宿らんに、比丘、靜處を求めんとて、衣を蔓架の底に置きて二十五肘外に出で、(宿るに)、日光未だ滅せざるに去り、明相出づる時に還るは尼薩耆、日光滅して去り明相出で、還るは無罪、日光未だ滅せざるに去り明相未だ出でざるに至りて還るも無罪なり。若し賊を畏るゝが故に衣を二十五肘外に藏し、蔓架の底に於て宿るに、日光未だ滅せざるに去り明相出づる時に至るは上に説くが如し。若し夜中に大小行して暫く衣所に到りて衣と合するは無罪、若し衣を蔓架上に著きて下に在りて宿り、衣を蔓下に著きて(蔓)上に在りて宿するも亦復是の如し。若し繩にて身に連ぬるは無罪なり。是れを「連蔓界」と名く。

(9)「暫宿界」とは、客舎の中に種々の雜人(あり)、比丘、中に於て止宿せんに客舎の自言はく、「此中、賊を畏るれば各自ら警備せよ」と。比丘、客舎の主に問うて言はく、「長壽、何の處か牢固なりや」。客舎の主答へて言はく、「閣上は牢固なり」、或は言はく、「閣下は牢固なり」と。比丘、衣を閣下に藏して閣上に於て宿し、或は衣を閣上に置き閣下に於て宿するに、日光未だ滅せざるに去り明相出づる時に至りて還るは皆尼薩耆、(乃至)、上に説くが如し。若し是中に梯墜ありて道通するは不犯なり。若し比丘、道行して天祠の中に至りて宿らんに、天祠の自言はく、「此中、賊盜を畏るれば各自ら守備せよ」と。比丘、天祠の主に問ふらく、「何の處か牢固なりや」。天祠の自言はく、「若しは舍裏は牢固なり、若しは舍外は牢固なり」と。比丘便ち衣を舍内に置き、自ら舍外に於て頭首を戸に向はして臥するに、日光未だ滅せざるに去り明相出づる時に至るは尼薩耆、(乃至)、上に説くが如し。若し、戸鉤、比丘邊に在らば不犯なり。比丘、道行して空聚落の中に於て宿るに、衣を第一房に置き自ら第三房に於て宿らば、日光未だ滅せざるに去り明相出づるに至るに(尼薩耆、……乃至)、上に説くが如し。若し一切の房に盡く比丘あらんには不犯。若しは羯磨作(法)界、若しは籬・溝・渠にて圍遶し、若しは水にて圍遶せるは不犯なり。是れを「暫宿界」と名く。

羯磨を一にすとは同界として和合する意なり。一度羯磨を唱ふとの意にはあらず。【四】車精舎。宋・元・明・聖本には東精舎とあり。【四】埠。はとばなるも、前註(一三三)の如く埠即ち橋のことなるべし。【四五】諸處比丘の下に、宋・元二本には「有中間界是諸精舎共作一布薩界……」として二百十一字を挿入せり。然れども此等の文は直前の文の重複に過ぎざるなり。【四六】共界を欲せざる者はその住處に標幟をなすべし。而して共界を欲して通結するものはその標幟せる處を除外して結せよとの意なり。【四七】前安居(Purimika vassuparajika)。【娑羅樹阿梨】(アールハル)。月満月の翌日即ち四月十六日(大陰曆六月十六日)に入安居するをいふ。【四八】後安居(Paohinika vassuparajika)。前安居の日より一ヶ月を過ぎたる日、即ち娑羅樹(Saewra)サワナ月満月の翌日、即ち五月十六日(大陰曆七月十六日)に入安居するをいふ。この前後の入安居期に於て事難起りて入安居出来ざれば失喪となる故に戒行任持の上に於ては實に重大なる問題である。よりて白



尼薩耆なり、乃至、亦上に説くが如し。是れを「兩道界」と名く。

(5) 「井界」とは、比丘、佻客と共に行きて井邊に於て宿らんに、井の欄外二十五肘内を名けて「井界」と爲す。衣を井の欄上に著き、比丘、井を去ること二十五肘を過ぎんに、日光未だ滅せざるに去りて明相出づる時に至らば尼薩耆なり、(乃至)、亦上に説くが如し。若し賊を畏るゝが故に、衣を井外二十五肘を過ぐる(處に)藏し、井邊に來りて宿らんに、日光未だ滅せざるに去りて明相出づる時に至りて還へらば尼薩耆なり。若し衣を井半龕の中に藏し、井上に於て宿らんに、日光未だ滅せざるに去り明相出づる時に至るは尼薩耆なり。若し繩にて衣を連ね身に著けて宿するは不犯なり。衣を井底に置き井上に於て宿り、衣を井上に置き井底に宿るも亦復是の如し。若し夜暫く手脚を井中に垂れて衣と合ふには無罪なり。是れを「井界」と名く。

(6) 「樹界」とは、樹の一切枝葉の外に於て二十五肘なるを「樹界」と爲す。若し比丘、衣を樹下に置きて二十五肘を過ぐる外に(宿らんに)、日光未だ滅せざるに去りて明相出づるに至るは應に上に説くが如し。若し比丘、樹下に(宿り)、賊を畏れて衣を樹外二十五肘を過ぐる(處)に藏して、日光未だ滅せざるに去り、明相出づる時に至りて還るは尼薩耆なり。日光未だ滅せざるに去り明相未だ出でざるに至りて還るは不犯、日光滅して去り明相出づるに至りて還るも不犯、若し夜中に暫く衣所に到りて衣と合はんには不犯なり。若し衣を樹上に置きて樹下に宿り、若しは衣を樹下に置きて樹上に宿るに、日光未だ滅せざるに去き明相出づる時に至るは尼薩耆にして、若し繩にて連ねて身に著くるは無罪なり。是れを「樹界」と名く。

(7) 「園界」とは、亦是の如し。

(8) 「連蔓界」とは、若しは蒲萄蔓架、不破蔓架、不樓藤蔓架、瓠蔓架、解脱華蔓架、是の如き一切の蔓架の外各二十五肘を名けて「連蔓界」と爲す。比丘、佻客と共に道行して此の蔓の下に

て、今添加して、渡るべき處なりしかば」とせり。  
【三】欲(戒淨潔なりとの傳言)を持ち來れる時には結界地の外に出づるを得ず、若し界外に出づる時は其欲は無効となるなり。これ界地外に出づるは、本務遂行を疎にする事になる故なるべし。されば岸に上るは異界なる故に界外に出づることになるなり。  
【二】毛】界分。上下水合はせて三由旬を界地とする結界地に於て、岸に上らずして河底を踏みて涉むに、一由旬半を超えたる河底は異界地なる故に踏むこと能はず、よつて直に浮いて船に赴くなり。  
【三】元】原漢文には、涉水尋岸而上到道口入界内とあり。岸に尋いで上るとは岸に添うて河底を上る意。  
【二】光】道口。兩精舍を連結する道の兩脇各二十五肘を界地とする故に、その二十五肘内に足を入るゝを道口に到りてといへるなり。  
【二】原】原漢文に磨頭羅西精舍聚落精舍とあるも、宋・元・明宮本により摩頭羅西諸聚落精舍として譯出せり。  
【三】三由旬内(Tryojanapada)】結界地の極限を示す。  
【二】羯磨】羯磨、說戒を一にし、羯磨を一にするの意にして、

犯なり。二十五肘を過ぎたる外ならんには、尼薩耆なり。若し弟子、衣を持して前に在りて行くに、日没時に是念を作さく、「我師をして離衣宿せしむること莫らん」とて、即ち道外に住して待つに、師行くと極眼して覺めず、師過ぎて曉に至りて相問はんに亦上に説くが如し。是れを「歩道」と名く。「車道」とは、比丘、乗車せる估客と共に行くに、衣を車上に置いて、塵笠を畏るゝが故に前に在りて去き、日没時に至りて離衣宿を畏るゝが故に、應に道外二十五肘内に住して車をして盡く過ぎしむべし、(かく爲さば)衣と合するが故に不犯なり。若し比丘、衣を車上に置きて車の後に隨うて行くに、日没時に至りて何者か是れ己が衣の車なるかを識らず。比丘爾時應に車去ること二十五肘内にて、車營を遶りて一匝すべし、(かく爲さば)衣と合するが故に不犯なり。若し高大車の一、障・兩障・三障にして、梯にて上る者あり、比丘、衣を車上に置き、下に在りて住せんに、日光未だ滅せざる(時より)、明相出づる時に至らば尼薩耆なり、(乃至)、亦上に説くが如し。若し夜中に於て暫く手を車上に内るゝは不犯。若し比丘、車上に在りて宿し衣を車の下に置き、若しは(比丘車前に在りて衣を車後に置き、若しは比丘車後に在りて衣を車前に置き、若しは比丘車左に在りて衣を車の右に置き、若しは比丘車右に在りて衣を車の左に置くに、日光未だ滅せざる(時より)、明相出づる時に至るは皆尼薩耆なり。若し比丘、衣を車上に置き、車を離るゝこと二十五肘外の靜處に宿らんに、日光未だ滅せざるに去き、明相出づる時に至りて還るは尼薩耆なり、(乃至)、亦上に説くが如し。若し比丘、賊を畏るゝが故に車外二十五肘を過ぐる(處に)於て衣を藏し、車上に還りて宿らんに、日光未だ滅せざる(時より)、明相出づる時に至らば尼薩耆なり、(乃至)、亦上に説くが如し。若し夜中に起きて大小行せんに、衣を離るゝこと二十五肘内ならば、衣と合する(故に)無罪なり。若し車營内に長繩を以て横に斷じて牛を繋ぐ爲の故にし、比丘、繩の一邊に於て住し、衣を繩の一邊に置くに、日光未だ滅せざる(時より)、明相出づる時に至るは

して標域を知らしめ、次で結界白二羯磨文を嚴かに誦するなり。

【三】欲(Parisaṅkhi)。この欲は貪欲(Rāga)の意にあらざして戒淨潔の意なり。即ち布薩日には界内の僧は統べて集まらねばならぬが、病比丘赴くを得ざるにより、一比丘に托して我は淨潔にして犯戒なしとの意志を僧法に傳ふることにより同一に布薩會に列することになるもの、今の缺席届に相當するなり。又布薩のみならず僧集して羯磨作法をなす時、用務の爲に赴くを得ざる時はその理由を傳へて僧法の決議に同意する旨を示すを欲といふなり。

【三】謙(Nimittha)。樹・石・橋等に於て結界の標識即ち目標をなすこと。

【三】埧。埧に同じく、橋と同義なり。

【三】一羯磨布薩界。羯磨を一にし布薩を一にする結界地となすの意。即ち同一住處同一布薩(Samānassa vāsa eka-pasādhī)の意なり。

【三】原漢文には、船師挽船上流然後當渡とあるのみ。當渡を當に渡るべしと譯する時は原文の意味顯はれざるを以



切の屋中に盡く比丘ありて住するは無罪、若し結果せるは無罪、周匝して垣墻あるは無罪、周匝して塹あるは無罪、周匝して渠水あるは無罪、一門を共にせるは無罪なり。若し道、聚落の中を過るに、若し比丘、衣を道の左に在き、身は道の右に度らん、日光未だ滅せざるに去りて、明相出づるに至らんには亦上に説くが如し。若し比丘、道の中に臥し、三衣を持って頭に枕せんに、衣、頭を離れなば尼薩着にして、衣は截つべからざるが故に、一切應に捨すべきなり。若し聚落、周匝して墻・若しは塹・若しは籬にて圍遶し、若しは一門にて閉づるあらば皆無罪なり。是れを「六十家聚落界」と名く。

(2) 「隔障界」とは、亦是の如し。

(3) 「樓閣界」とは、若し樓閣の道外各二十五肘を界と爲す。若し比丘、衣を閣上に置き、二十五肘を過ぎて日光未だ滅せざるに去り、明相出づるに至りて還らば尼薩着なり。日光滅して去り明相出で、還るは無罪、日光未だ滅せずして去り明相未だ出でざるに還るは無罪なり。若し比丘樓閣上に住し、賊來りて樓閣を攻むるを畏れて、故に衣を持ちて樓閣を出で、二十五肘の外に藏し、樓閣上に還りて宿らんに、日光未だ滅せざるに去り、明相出づるに至りて還るは尼薩着なり、乃至亦上に説くが如し。若し比丘、夜中に、大小行せんに、衣を離るゝこと二十五肘内に衣と合せんには無罪なり。是れを「樓閣界」と名く。

(4) 「兩道界」とは、步道、車道なり。「步道」とは、比丘あり、寒を畏るゝ故に諸の暖國に至り、或は熱を畏るゝが故に諸の涼國に詣らんとて道行する時、師、諸の伴と共に行き並に論議して去くに、弟子、(師の)衣鉢を持って後より來れるも師に及ばず、師、日没時に至りて、離衣宿を畏るゝが故に道外に出で、弟子を待つに、弟子、(師の)衣を持って直に過ぎて師を見ず、天曉に至るまで相待り。若し是師、衣を待てる處、道を離るゝこと二十五肘内に(於て)衣と合するは不

復雜にして東大寺、招提寺、筑紫の觀世音寺・下野の藥師寺の如きは戒壇ある故に有場大界なり。かゝる大界を結作するには三重に標相を立て、唱告する。三重とは戒壇の外相(自然界の内標にして最内の一重なり)と、自然界の外にして大界の内相の標(中間の一重)と大界外相の標(第三重)にして、自然界内標と自然界外標とを存することを示すなり。この空地によりて戒壇と大界とは異なることを示し、且つこの空地によりて戒壇と大界との相接を免がれしむ。この有場大界の結法は先に戒壇を結して標相を明かにし、次に空地を除いて大界内相を定め、次に大界外相を定む。これ等三重界相を今内界外界内外界といひしなり。中間界は叢林精舍と仙人聚落精舍とを連接する中間の道路及道路の左右二十五肘(周尺の四丈五尺)を中間界とするなり。界相唱告するには三十日以前より上座が唱相文を讀して時誦せしめ、又自ら親しく案行して能く處所を識知して滯滞することなからしめ、かくて界の内相唱告すること三周三度、外相唱告亦三周三度し、後に總じて内外兩相合唱

精舎とを共に一布薩界と作さんとす。白することは是の如し。

白一羯磨して、乃至、「僧は忍したまひぬ、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。

若し彼處に到りて、復餘の精舎に就らんと欲せば、當に先の界を捨すべし。應に是説を作すべし。

べし。

「大德僧聽きたまへ、是の住處と先の住處と別説戒と作さんとす。若し僧、時到らば、僧は是の住處と先の某(甲)住處と別説戒と作さんとす。白することは是の如し。」

白一羯磨して、乃至、「僧は忍したまひぬ、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。僧復、前なる精舎に進まんと欲せば、復、三由旬内を取りて共に一布薩界と作すなり。復、前に進まんと欲せば、當に後を捨して前を結すべく、乃至、前に適意の住處を求めんに、是の如く意に隨うて結し、意に隨うて捨するを、是れを「避難界」と名く。

(8)「諸方界」とは、若し比丘、夏安居中に若し諸難起らんに、若しは王難、若しは賊難、若しは奪命難、若しは破戒(難)、若しは水に蟲多くして漚すべからざらんに、四方各三由旬内に隨うて自在に結せんこと、亦上に説くが如し。若し難卒に至りて羯磨を作すを得ずんば、出で去るも無罪なり、是れを「諸方」と名く。是等「羯磨界」と謂ふなり。

「遊行界」とは、(1)六十家聚落界、(2)隔障界、(3)樓閣界、(4)兩道界、(5)井界、(6)樹界、(7)園界、(8)蓮蔓界、(9)暫宿界、(10)船界、(11)舍内界、(12)並界なり。

(1)「六十家聚落界」とは、釋迦梨國大聚落、蘇彌國大聚落、摩頭羅國大聚落、巴連弗邑大聚落の是の諸聚落は各別に屋を起せり。若し比丘、衣を置いて一屋に在り、人第三屋に在りて宿せんに、日光未だ滅せざるに去り、明相出づる時に還らば尼薩着なり。日光滅して去り、明相出づるに至りて還るは無罪なり。日光未だ滅せざるに去り、明相未だ出でざるに還るも無罪なり。一

たまひて七日間解脱の樂みを樂みつたまへり。即ち無明逆觀つたまへり。即ち無明(Avijja)によりて行(Sankhara)生じ、行によりて識(Vinnana)生じ、識によりて名色(Namrupa)生じ、名色によりて六入(Golayvatana)生じ、六入によりて觸(Phassa)生じ、觸によりて受(Vedana)生じ、受によりて愛(Tanha)生じ、愛によりて取(Upanaha)生じ、取によりて有(Bhava)生じ、有により生(Jati)生じ、生によりて老死憂悲苦哀絶望(Jaramarana soka-pi-radeva-dukkha domanassa nra)生ずと。

(二七) 原漢文には、陰界入觀十二因縁あるも、前の語に倣ひて觀陰界入十二因縁として譯出せり。

(二八) 内外界、内外界、中間界。この文難解なり、惟ふにこれ有場大界の場合に於ける界の標相を示せるものも、無場大界(界の中)に戒壇なき處)にして空野蘭若結界唱相には界の外相のみを唱へ、若し城邑都市中の寺には多く牆院ある故に牆院の内部より唱ふるのみなれば、内外界内外界中間界を唱ふるはこれ有場大界の場合の界相唱告なるべし。有場大界結法は甚だ



白一羯磨して、乃至、一僧は忍したまひぬ、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。若し羯磨人、懺贖を知らずんば、舊比丘をして僧中に唱へしむること、上の稱名界の如し。是れを「懺贖界」と名く。

(6)「隨曲界」とは、聚落邊に精舎ありて故壞せるも、多く衆僧に敷具を供養するあり(しを以て)、諸の精舎の比丘と共に一布薩界と作し、精舎を修治して共に此物を用ひんと欲せんに、諸處の比丘にして、共にせんと欲する者あり、共にするを欲せざる者あらん。諸の共にせんことを欲する者は、應に盡く來集し、若しは界を出で去るべし。其の欲せざる者は、自ら當に精舎界に標幟を作して住すべし。諸の共にせんことを欲する者、一處に來集し已らば、羯磨者は應に是言を作すべし、

「大德僧聽きたまへ、今日より此の一住處なる某甲住處の標幟を齊りて、内界・外界・内外界・中間界を共に一布薩界と作さんとす。若し僧時到らば、僧は此の住處なる某甲比丘住處の僧幟を齊れる以來を共に一布薩界と作さんとす。白することは是の如し」。

白一羯磨して、乃至、一僧は忍したまひぬ、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。是れを「隨曲界」と名く。

(7)「避難界」とは、一住處の諸比丘、前安居、後安居の日に過ぎんとして事難起るあり、若しは 賊難・王難、若しは 壽命(難)、若しは 破戒(難)、若しは 水に蟲多くして漉すも淨する能はざれば、餘の精舎に至りて此の諸難を避けんと欲して去くこと三由旬内なるに、若し彼に比丘ありて若しは呼び來り、若しは界を出で去らんに、羯磨者は是説を作すなり、

「大德僧聽きたまへ、今日、是の住處と彼の某甲聚落精舎との内界・外界・内外界・中間界を共に一布薩界と作さんとす。若し僧時到らば、僧は今日より是中の住處と彼の某甲聚落

【三三】 遙扶那河 (Yamuna)。今のジヤムナ河 (Jumna) なり。

【三三】 仙人聚落精舎 (Brahma-vihāra)。

【三三】 契經・毗尼・阿毗曇。經 (Sūtra) と律 (Vinaya) と論 (Abhidhamma) との三藏。

【三三】 陰。陰は五陰即ち五蘊 (Pañca khandha) にして、人體の合成要素は色 (Rūpa)、受 (Vedanā)、想 (Saññā)、行 (Santāna)、識 (Viññāna) の五種より成り、この五種假和合の總體が不淨なり無常なり苦なりと觀するなり。

【三三】 界 (Dātu)。六根六境相緣牽生して六識を生ずる、この認識機能を總稱して十八界といふ。

【三三】 入 (Āyatana)。十二處のこと、舊譯には十二入といふ。六根六境は心所の作用を生ずる所なれば處といひ、根と境と相渉入する故に入ともいふ。右の陰界入の三を無常なり苦なりと觀じて凡夫實我の執を破せしめん爲に施設せるものなり。

【三三】 十二因緣 (Uyātanā, Pañca-sammutti)。現前の憂悲苦惱の原因を窮め行いて苦の本源を斷ちきる觀法にして、世尊は菩提樹下に正覺を成じ

(3) 「聚落界」とは、摩頭羅の西の諸聚落精舍の如き、共に一布薩界と作さんと欲せば、應に稱名せんに、三由旬内の諸の精舍を齎りて一羯磨と作すべし。羯磨者は應に是の如くに説くべし。

「大德僧聽きたまへ、今日より恬精舍・車精舍・勝精舍・不亂精舍・賢精舍・戒次第精舍・螺精舍・醯村精舍・黃精舍等の是の諸精舍の内界・外界・内外界・中間界を、若し僧、時たらば、僧は是の諸精舍を共に一布薩界と作さんとす、白すること是の如し」。

白一羯磨して、乃至、僧は忍したまひぬ、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。是れを「聚落界」と名く。

(4) 「稱名界」とは、羯磨を説く比丘、諸の精舍の名を知らずして、舊比丘にして名字を知れる者をして、僧中にて諸の精舍の名字を唱へしめ已りて、羯磨者は應に是説を作すべし、

「大德僧聽きたまへ、今日より是の某甲比丘所説の諸の精舍名字の内界・外界・内外界・中間界、是の諸精舍を共に一布薩界と作さんとす、若し僧、時たらば、僧は某甲比丘所説の諸精舍の名字を共に一布薩界と作さんとす。白すること是の如し」。

白一羯磨して、乃至、僧は忍したまひぬ、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。是れを「稱名界」と爲す。

(5) 「標職界」とは、是の如きの言を作さく、

「大德僧聽きたまへ、今日より標職を齎りて、若しは石、若しは山、若しは井、若しは埠、若しは樹の内界・外界・内外界・中間界を一布薩界と作さんとす。若し僧、時たらば、僧は標職を齎りて、若しは石、若しは山、若しは井、若しは樹なり、共に一布薩界と作さんとす。白すること是の如し」。

りて罪に輕重をわかたなり。これ僧祇律特有の持犯判斷なり。

【二六】白成就・羯磨成就・衆成就。白は動議、羯磨は決議をとるものなれば一文一句必ず僧集に明了透徹すべきである。然るに不明了不透徹ならばその白・羯磨は無効となる意を示す。衆成就は比丘を要する羯磨作法に於てもし比丘足數せざる時は衆不成就としてその羯磨即ち決議は無効となる意を示せるなり。

【二七】波夜提應悔過。原漢文には尼薩耆波夜提者此衣應僧中捨波夜提應悔過、不捨而悔者得越毗尼罪とあり。波夜提罪職悔のことなれば、波夜提應悔過なる一つの言葉として解すべきなり。

【二八】界(Bhū)の種類標舉。

【二九】羯磨界。羯磨作法即ち白二羯磨によりて結界せる界地廣・略・聚落等はその種類標舉なり。

【三〇】摩頭羅國(Mathurā)。摩偷羅、末土羅とも譯され、ヤムナ河の西岸にあり。玄奘入竺當時には佛教寺院二十有餘を兼學せりと傳ふ。

【三一】糞林精舍 (Pīṭhavana vihanu)。



く「廣結界することを」得ん。汝去いて上下水三由旬に 識を作せ、若しは樹・若しは石・若しは垣なり。是の如き等にて識を作し來らば、羯磨を説く者は應に是言を作すべし、

「大徳僧聽きたまへ、摩頭羅精舍より仙人聚落精舍に至る分齊より以來の内界・外界・内外界・中間界・上下水中、若し僧・時到らば僧は摩頭羅精舍より仙人聚落精舍に至る、河水上下の分齊より已來を」「羯磨布薩界と作さんとす、白することは是の如し」。

白一羯磨して、乃至、僧は忍したまひぬ、默然したまふが故。是事是の如くに持つ」と。

復一時、欲を持して、來りて羯磨に赴かんとて船に就て渡らんと欲せしに、船師、船を挽いて流れを上り、然して後當に渡るべき(處なりしかば)、比丘に語りて言はく、「船重くして牽き難し、汝歩み去く可し、應に渡るべき處に至りて便ち(船に)上れ」と。是の比丘、欲を持したるを以ての故に、應に岸に上るべからず、界を出でんには欲を失するが故なり。便ち岸底に於て水を涉りて進むに、船去ること疾くして遂に 界分を出でしかば、比丘即ち界内に於て直に浮いて船に趣きぬ。水、復、船を漂はして下ること三由旬を過ぎんには、比丘復應に船を捨て、直に浮いて岸に趣き、彼に到り已りて 水を涉りつゝ岸に尋いで上り、道口に到りて界内に入り、然して後岸に上るべし。是れを「廣説」と名くるなり。

(二)「略説」とは、羯磨人應に是説を作すべし、

「大徳僧聽きたまへ、今、摩頭羅精舍より仙人聚落精舍に至る、内界・外界・内外界・中間界を、若し僧・時到らば、僧、今、摩頭羅精舍より仙人聚落精舍を共に一布薩界と作さんとす、白することは是の如し」。

白一羯磨して、乃至、僧は忍したまひぬ、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。是れを「略説界」と名く。

とす。四十九等は三丈九尺余なれば二十五肘と大差なし。【〇九】目健連の因縁。突如として目健連の語出づるも衣界制定につき曾て目健連の名出でざるなり。

【二〇】開眼林。註(一)の二二八)參照。東坊精舍。以下の諸精舍は法顯傳に記なし。但し法顯傳には繞一祇園精舍有二十八僧伽藍一盡有僧住一唯一處空とあり。此等の精舍は恐くは十八僧伽藍の内なるものなりしなるべし。

【二三】覆藏。戸じまり嚴ならざる藏。

【二四】通結。同一不失衣界地とすること。

【二五】除僧羯磨 (anhatana bhikkhuanamutti)。僧衆の同意を得たる場合を除いてとの意。

【二六】明相出 (campaganna)。善見律(一四)に阿留那出時、漢言明相とあり。十誦律には地了時ともいひ、夜明となりてうすゝ地の見え初むる時をいふ。律行に於ては明相の出不出によりて持犯の判断をなす。今、こゝに日未だ没せざるより明相出時に至るといへるは、これ一宿の始終をあらはせるもの、この始終を具すると具せざるとによ

契經、毗尼・阿毗曇を善くせず、善く陰・界・入、十二因縁を觀ぜず、是故に來りて諸長老に就て契經・毗尼・阿毗曇を學び、陰・界・入、十二因縁を觀ぜんと欲すと云へ」と。彼れ應に語りて言ふべし、「汝、後に僧が羯磨法事を作す時、障礙を作さずんば當に共に汝に同すべし。應に一切比丘に語りて盡く來るべし、若し來らずんば一切盡く界を出で去かん」と。若しは來り若しは界を出で去き已るに、當に羯磨を作すべし。羯磨せんには應に是説を作すべし、

「大德僧聽きたまへ、今より叢林精舍と仙人聚落精舍との、是中の内界・外界・内外界・中間界を、若し僧、時たらば、僧は是の叢林精舍と仙人聚落精舍と、是中共に一布薩界と作さんとす。白すること、是の如し」。

「大德僧聽きたまへ、是の叢林精舍と仙人聚落精舍との、是の内界・外界・内外界・中間界を、僧今共に一布薩界と作さんとす。諸大德、叢林精舍より仙人聚落精舍に、是の二界を共に一布薩界と作すことを忍する者は默然したまへ、若し忍せざらんには便ち説きたまへ。僧已に摩頭羅叢林精舍と仙人聚落精舍と、是の二界を共に一布薩界と作すことを忍し竟りぬ。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。

若し中間に河水なくば、應に一處にて羯磨を作すべし。中に河水あらば、應に三處にて羯磨を作すべし。一は摩頭羅精舍、二は水中、三は仙人聚落精舍なり。若し河水の中に洲あらば、應に五處にて羯磨を作すべし。一は摩頭羅精舍、二は水中、三は洲上、四は水中、五は仙人聚落なり。陸地の如きは、道の兩邊各二十五肘にして、水中も亦爾り。

一時、夏に水漲り、比丘、欲を受け來りて羯磨に應ぜんと(せしに)、水の爲に漂はされて界を出で去り、殆く死なんとして出づるを得て、諸比丘に白さく、「我れ向に欲を持して來りしに、水の爲に漂はされて殆く死なんとして出づるを得たりしが、今廣結界するを得べきや不や」。諸比丘言は

【002】不離衣宿界 (Utharāroha vāpīpavyāsa āraha) 衣と離れて宿するにあらずる界、即ち同一布薩界内(大界)にありては三衣と離れて宿するとも三衣を疎略にすることにはならぬとの意、これ攝衣界なり。巴利律にはこの衣界制定の緣起は迦葉尊者にありとし、五分は迦葉と一蓋攝衣比丘とし、十誦は舍利弗とす。而もこの緣によりて不失衣界を制定することは僧祇と巴利律のみにして、他律は個人々々に對して一定の期間内に限り不失衣法を加して暫く聽許するの特別を示すに過ぎず。

【005】攝衣界白二羯磨文。挿入せり。全く重複せる羯磨文なるも、文に多少の相違あり。何故なるか知り難し。

【007】聚落及び聚落界 (Gāhīpatāna and a Gāhīpatāna) 註(三)の二八・三六(參照)。

【008】二十五肘。周尺の四丈五尺、唐尺にて約三丈六尺。僧祇律の持犯規定は皆二十五肘とす。十誦律には四十九步又は四十九尋とし、摩得勒伽論(六)には五十尋とす。五分四分にはかゝる數字なし。善見律(一四)には十五肘内不失



の爲に制戒したまはく、「…乃至、已に開ける者は當に重ねて聞くべし」。

「若し比丘、衣已に竟り、迦絺那衣已に捨せるに、若し三衣の中、一々衣を離れて餘處に一宿せんには、僧、羯磨せるを除いて、尼薩耆波夜提なり」。

「衣竟る」とは、三衣已に成ぜざるを是れを「衣竟る」と名く。迦絺那衣を受けざるをも亦「衣竟る」と名

け、迦絺那衣を捨せるをも亦「衣竟る」と名け、浣染し竟るをも亦「衣竟る」と名くるなり。衣とは、

劫貝衣・欽婆羅衣・芻摩衣・憍奢耶衣・舍那衣・麻衣・軀牟提衣なり。「迦絺那衣を捨す」とは、十事あり、

受衣捨より乃し究竟捨に至るなり。「一宿する」とは、日未だ没せざるより 明相出時に至るなり。

「三衣」とは、僧伽梨・鬱多羅僧・安陀會なり。「僧、羯磨せるを除く」とは、僧が羯磨を作さざるに衣

を離して宿するを聽さざるなり。設ひ羯磨を作すとも、白成就せず。羯磨成就せず・衆成就せず、

若しは羯磨の一々如法ならずんば、是れを「不作(へなさず)」と名くるなり。「羯磨を作せり」とは、

白成就し、羯磨成就し衆成就して、一々の羯磨如法なるを、是れを「僧、羯磨を作せり」と名け、

世尊は「無罪なり」と説きたまへり。「尼薩耆波夜提」とは、此衣、應に僧中に捨して、波夜提應悔過

すべく、捨せずして而して悔せんには越毗尼罪を得るなり。「波夜提」とは上に説くが如し。

「界」とは、羯磨界・遊行界・依止界・七菴婆羅界なり。

「羯磨界」とは、(1)廣・(2)略・(3)聚落・(4)稱名・(5)標識・(6)隨曲・(7)遊難・(8)諸方なり。

(1)「廣」とは、摩頭羅國に 叢林精舍あり、摩頭羅の東に 遙扶那河あり、河の東に 仙人

聚落精舍あるが如し。時に仙人聚落精舍の比丘使を遣して叢林精舍の僧に白して言はく、「我れ(等)

共に一布薩界を結せんと欲す」。問うて言はく、「何を以ての故に」。答へて言はく、「彼の間は好飲食多

く、別房衣を得、安居衣を得ん、是故に同せんと欲す」。應に報へて言ふべし、「衣食の爲に來るは此

れ宜しき所に非ず、但、彼の間に住せん」と(言ひ)、若しは「我が所住の處には年少の比丘多くして、

那蘭陀村(Kalanda-Grama)のことなり。王舍城の東一由旬、舍利弗の生地にして亦入滅地なり。

【九七】原漢文に「以恭敬故難往白佛」とあり。恭敬心のおまり、畏れ難りて往いて佛に白すを二重に解すべきなり。難の字を二重に解すべきなり。

【九八】一布薩界(Ekapanthina bhikkhu)。竹園精舍と那羅聚落とを結びつけて一結界如となし、半月々々の布薩に於て同一に布薩をなし、法事僧事の時は悉く集まり來るべき界地となすをいふ。

【九九】結界白二羯磨文。宮本には那羅陀聚落とあり。共に同じ。

【一〇〇】捨墮。捨墮即ち尼薩耆波夜提の意譯、尼薩耆は捨波夜提は墮罪なり。長衣を僧中に捨して衣財に對する貧者の心を捨て、而して波夜提罪職脱して眞心を覆障する惡を脱するなり。

【一〇一】沙門果經(Samantvāgata)。巴利文及び長阿含卷十七の沙門果經中に舍利弗の記なし。

【一〇二】現。宋・元・明・宮本には見と現り。同音寫の故に現も見も同義なり。

失衣法と作すことを忍するや、忍せんには僧よ默然したまへ、若し忍せざらんには便ち  
説きたまへ。僧は已に祇洹林より開眼林……乃至、受齋塔に至るまで不失衣法と作すこ  
とを忍し竟りぬ。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。

復次に佛、舍衛城祇洹精舎に住したまひき。爾時、舍衛城中に火を失せしに、時に城中の諸人、  
象馬車乘男女衣物を擔負して出城せり。諸比丘は多く城中に於て衣を寄せしが、火、衣を焼くを  
恐るゝが故に急走して城に向ふに、城中の諸人にして佛を信ぜざる者は皆呵責して言はく、「我等は  
火逼りて城を出でゝ難を避くるに、是の沙門等は城に向うて而も走ること、蛾の火に赴くが如し、  
何の急事かあらん」と。時に人ありて言はく、「汝、此の沙門輩は正理に順ぜずして人物を取らんと  
欲すること、譬へば賊が人の慢藏を伺ふが如く、醫の病を治して以て自ら濟活するが如くに、是  
の沙門輩も亦復是の如くに、人の災患を伺うて城に向うて而も走ること、是の壞敗人に何の道か有  
らんやと語ること莫れ」と。諸比丘聞き已りて是の因縁を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「是の  
比丘を呼び來れ」と。即ち呼び來り已るに、佛、諸比丘に問ひたまはく、「汝等は何の故に城に向う  
て走りて世人の嫌ふ所と爲りしや」。答へて言さく、「我等の衣物を先に城中に在きしが、城中、火を  
失して火に焼かるゝを畏るゝが故に、走り往いて之れを取りしなり」と。佛、比丘に問ひたまはく、  
「汝等は云何が僧、羯磨を作さざるに而も離衣宿せしや」。答へて言さく、「一、復問うて  
云はく、「云何が作せしや」。答へて言さく、「舍衛城を通結せり」。佛、比丘に告げたまはく、「汝等は云  
何が阿練若處に聚落を、通結せしや、今より已後、阿練若處に聚落を通結することを聽さず、應に  
阿練若處は阿練若處に通結し、聚落處は聚落處に通結すべし。若し阿練若處に聚落を通結し、聚落  
處に阿練若處を通結せば越毗尼罪を得ん」と。

佛、諸比丘に告げたまひて、舍衛城に依止せる比丘を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘

衣財は凡て僧の所斷に任して  
常住物とし、四方僧物とし、  
或は山水に棄つる等、大に四  
分、僧祇とは相違するなり。  
【八五】 離衣宿、離衣宿なり、衣  
と離れて宿することなくして  
受持せんとすの意。

【八六】 是の故に説きたまへり  
(是故説)の語を原文には戒文  
の終りに附せるも、今は宋・  
元・明・宮本によりて戒文の初  
めに轉置せり。

【八七】 尼薩者第二離衣宿城。  
【八八】 舍衛城。十誦のみは王  
舍城とす。

【八九】 諸比丘。十誦は六群比  
丘とし、五分は十七群比丘と  
す、四分、巴利、有部、僧祇は諸  
比丘とす。

【九〇】 上下衣。舊多羅僧・安  
陀會の二衣。

【九一】 乞食(Tirdatana)。十  
二頭陀行の一、食を乞うて慧  
命を相續するなり。

【九二】 所至到處。至到する所  
の處、即ち隨處の意。

【九三】 過看。よぎり見ゆる意。  
【九四】 法衣應器。衣鉢即ち如  
法衣と應量器なり。如法衣は  
三衣、應量器は鉢なり。應量  
とは鉢に一定の量あり、如法  
の量に相應する器をいふ。

【九五】 迦蘭陀竹園。註(五の)  
四九參照。

【九六】 那羅聚落(Nalagāma)。



落界を除いて、是中に不失衣法と作すことを忍する者は默然したまへ、若し忍せざる者は便ち説きたまへ。僧已に王舍城より那羅聚落に至るまで、聚落及び聚落界を除いて、不失衣法と作すことを忍し竟りぬ。僧は忍したまひぬ、默然したまふが故に。是事はの如く持つ」と。

不失衣法を作し已るや、此の王舍城より那羅聚落に趣く道の兩邊、各二十五肘を名けて「界」と爲す。若し衣を道中に在かに、道の左右、各二十五肘なるを得るなり。衣を王舍城に置いて那羅聚落に至るを得んに無罪なり。衣を那羅聚落に置くも亦是の如し。王舍城竹園精舎と那羅聚落とも亦復是の如し。舍利弗の因縁、目犍連の因縁の如きも亦復是の如し。

復次に世尊、舍衛城祇洹精舎に住したまひき。一比丘あり、食後に開眼林に詣りて坐禪せんと欲して便ち是念を作さく、「我れ或は彼中に於て宿らんに便ち僧伽梨を失せん」とて、即ち三衣を持して去り、過りて世尊に見えしに、佛知つて而して故に問ひたまはく、「比丘、何ぞ以て多く衣を持して行くや」。答へて言さく、「世尊、我れ開眼林に往いて坐禪せんと欲するも、暮れて脱し還らざらんには恐くは僧伽梨を失せん、故に三衣を持して去くなり。佛、諸比丘に告げたまはく、「今日より後、祇洹林より開眼林・東坊精舎・西坊精舎・東林精舎・西林精舎・王園精舎・受籌塔婆羅林精舎に至るまで、盡く同じく不失衣法と作して諸比丘をして安樂住を得せしめん」と。羯磨せんには應に是説を作すべし、

「大徳僧聽きたまへ、今、祇洹林より開眼林・東林精舎……乃至、受籌塔に至るまで、是中、聚落及び聚落界を除き、若し僧、時到らば僧は祇洹林より乃至受籌塔に至るまで、羯磨して不失衣法と作さんとす。白すること是の如し」。

「大徳僧聽きたまへ、祇洹林より乃至受籌塔に至るまで、是中、聚落及び聚落界を除き、僧は今不失衣法と作さんとす。諸大徳、祇洹林より開眼林……乃至、受籌塔に至るまで不

【八】 戒場あるを有場大界といひ、空地を以て圍まれたる故に異界とす。界内の僧盡く集むる要なき衆法行事を戒場に於て執行するなり。戒場の廣さは二十一人を容るゝを得れば足

【九】 小界。犯長衣捨法に小界を結することは僧祇律のみにして他の廣律に無し。大界に戒場なき場合はこれを無場大界といひ、界内の僧を悉く集むる要なき衆法行事は大界を出で、小界を結して執行す。小界の廣さは羯磨文にある如く僧坐處の八尺以内を範圍とす。

【一〇】 小界結羯磨文。羯磨地。羯磨を唱加せんに、即ち僧事法事を執行せんに、は羯磨唱告して結果せる地に於てなきやいるべからず、結果地外に於て僧事をなせば犯罪となるとの意なり。

【一一】 踏跪合掌。註(一)の一四一(二五)参照。

【一二】 長衣捨法文。

【一三】 原漢文には、即語隨次坐とあるを今轉倒して「次坐に隨うて語る」となせり。衆中の席次によりて第一上座を指名することとなり。

【一四】 還衣法。捨墮衣を贖罪主に還す作法は四分律と僧祇律のみ。他律は還すことなく

尊に白すに、佛、諸比丘に告げたまはく、「今日より王舍城竹園精舍僧と那羅聚落僧と、共に一布薩界と作すを聽して、舍利弗をして安樂住ならしめん」と。羯磨せんには應に是説を作すべし、

【一】大徳僧聽きたまへ、今日より王舍城竹園精舍と那羅聚落とを一布薩界と作さん、若し僧時たらば僧は今、王舍城竹園精舍と那羅聚落とに従うて共に一布薩界と作さん、

白することは是の如し。

白と一羯磨とを(爲して)、乃至、僧は忍したまひぬ、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。爾時、尊者舍利弗、那羅聚落到に於て安居を結し、日日竹園精舍に詣りて世尊の足を禮せしが、值、天、七日連雨せるに(あひ)便ち是念を作さく、「我れ今、體羸くして是の僧伽梨重きに、正しく持ち去かんと欲するも雨を被りて遂に重し、若し持ち去かすんば脱し還るを得ざらん便ち應に捨墮たるべし」とて、且く住りて雨の晴れ已るを待ちて往いて世尊に詣りぬ。道に諸の外道に逢ひて即ち共に論議せること、沙門果經の中に説くが如し。然して後、往いて世尊に詣りて禮拜問訊せしに、佛知りて而して故に問ひたまはく、「舍利弗、何ぞ以て多日(の間) 現えざりしや」と。即ち世尊に向うて廣く上事を説くに、爾時、世尊、諸比丘に告げたまはく、「今日より後、王舍城竹園精舍と那羅聚落とを、不離衣宿界と作し、諸比丘をして安樂住を得せしめん」と。羯磨せんには當に是説を作すべし、

【一】大徳僧 聽きたまへ、今、王舍城竹園精舍より那羅聚落到に至るまで、聚落及び聚落界を除いて、不失衣法と作さんとす。若し僧、時たらば僧は王舍城より那羅聚落到に至るまで、聚落及び聚落界を除いて、不失衣法と作さんとす、白すること是の如し。

【二】大徳僧聽きたまへ、王舍城竹園精舍より那羅聚落到に至るまで、聚落及び聚落界を除いて、僧今是中に於て不失衣法と作さんとす。諸大徳、王舍城より那羅聚落到に至るまで、聚落及び聚

には作法不成就にして非法淨といふなり。

【六】 由旬。註(二の一四六)參照。

【六】 受具足。註(一の一〇〇)具足戒の下參照。

【七】 無歲比丘。沙彌滿二十歲にして具足戒を受けて比丘となるも、一安居を経ざるには無歳の比丘なり。註(二の九五歳の下參照)。

【七】 肘。飯周尺の一尺八寸に相當す。註(六の二三五)一捲肘の下參照。

【七】 羅云。設會處。羅睺羅大會處なり。註(三の一八七)參照。

【七】 五歲會處。般闍于瑟大會處なり。註(三の一八八)參照。

【七】 毗尼を善くす。律行に善く通ずる意。

【七】 捨衣。犯長衣を捨する意。即ち長衣十日を過ぎて捨墮罪を犯せる衣を僧中に捨するなり。

【七】 界外(Veridam)。僧中に捨すと雖界内の僧衆を悉く請する程重大なるものにあらずれば四人僧を請す。而して結界内に特に四人僧を請ぜんに別業の罪を得る故に界外に出で、作法するなり。

【七】 界場。戒場なり。五分律には戒壇とせり。大界の中



て寒ならず熱ならず、我等但上下衣を著して往かん、若し彼にて施衣を得なば當に三衣と作して受持すべし」と。即ち便ち上下衣を著して去りぬ。爾時世尊、五事利益を以ての故に五日に一たび諸比丘の房を行りたまひて、一房の戸を開いて架上の多衣を見たまふに、世尊は知りて故に問ひたまはく、「架上の多衣は是れ誰が許(もの)と爲すや」と。

病比丘あり、世尊に白して言さく、「婆羅門あり、諸比丘を請じて宿を経て供養し衣物を布施せんとせんに、是の諸比丘は天、時に暖かなりしを以て此の諸衣を留め上下衣を著して去り、「若し彼にて施衣を得なば當に受けて三衣と作すべし」と。佛、諸比丘に告げたまはく、「當に知るべし、如來應供は第一樂の人、出家離(欲)せること第一の樂にして、而も所仕の處に隨うて常に三衣と俱なり、鉢を持して、乞食すること、譬へば鳥の兩翼の如くにして恒に身と俱なり。汝等比丘、云何が本族姓を捨て、信を以て出家しつゝ、(是の如くなるや)。應に當に是の如くに、所至到處に法衣身に隨ふべく、應に(衣と)離れて宿すべからず」と。

復次に佛、舍衛城に在して安居し訖りて王舍城に詣りたまひぬ。時に一比丘あり、王舍城中にて信を以て出家し、餘の聚落到於て安居し訖りて世尊、安居し訖りて王舍城に詣りたまへり」と聞いて、(是念を作さく)、「我れ今當に往いて世尊を問訊し、并に佛に従うて去いて親里を過看せん。天、時に寒ならず熱ならずれば、我れ當に一衣を留め、但、上下衣を著して去くべし」と。……乃至、世尊種々に呵責したまはく、「比丘の法として、法衣應器常に身と俱なること、譬へば鳥飛ぶに毛羽自ら隨ふが如くに、應に(衣と)離れて宿すべからず」と。

復次に佛、王舍城、迦蘭陀竹園精舍に住したまひき。長老舍利弗は念を作さく、「我れ今當に親里を饒益せんが爲の故に、那羅聚落到往詣して安居すべきも、意に復世尊と遠離することを欲せず(而も)恭敬を以ての故に往いて佛に白すこと難かりき。諸比丘聞き已りて、即ち是事を以て廣く世

を軽く判じて越毗尼罪となすなり。もし十日間日々受捨を行ぜんに、十一日には衣を受けずして十二日に受くれば一日を問つた故に罪なし。

【六三】 原漢文には、若し丘前得衣多、後得衣少、以前衣力得衣少、後得衣多、若し丘前得衣多、後得衣少、以前衣力得衣少、後得衣多、若し丘前衣有中間無、若有者尼薩者波夜提、若比丘前衣無中間有、若有者尼薩者波夜提、若比丘前衣無中間有、若有者尼薩者波夜提とあり。難解なり。

【六四】 自ら受けず。作法受持せざる意なり。

【六五】 是衣不與塔不與僧不與人而謂呼與過十日尼薩者波夜提とあり。難解なり。

【六六】 記識(Adhikāraṇa)。日に自の受持衣に對し、又淨施衣に對し憶念するなり。又淨施すべき衣に對し、施を受けてより何日を経たり、これより何日後までに淨施すべきなり等といひて憶念するを記識といふ。而して記識せずして記識せる想ひをなして十一日に至るも尙九日を経たるのみと想うて作淨せざるには想の如何にかはらず、十一日には捨墮罪となるなり。

【六七】 内心。心念口言によりて行事完成す。然るに心念に説淨して口に出して言はざる

中、誰か是れ汝の知識なりや」答へて言はく、「某甲なり」と、即ち次坐に隨うて語るに、應に羯磨を説くべし、

「大徳僧聽きたまへ、某甲比丘、長衣十日を過ぎ已りて僧中に於て捨するに已に如法に作せり。若し僧時到らば僧は此衣を持して某甲の知識比丘に與へん、白することは是の如し」。

「大徳僧聽きたまへ、是の某甲比丘、長衣十日を過ぎ已りて僧中に於て捨するに已に如法に作せり。僧は今此衣を持して某甲の知識比丘に與へん。諸大徳よ、此衣を持して某甲の知識比丘に與ふることを忍する者は默然したまへ、若し忍せざる者は便ち説きたまへ」。

是れ初羯磨にして、是の如くに第二第三説して(言はく)、

「僧は已に此衣を持して某甲の知識比丘に與ふることを忍し竟りぬ、僧は忍したまひぬ、默然するが故に、是事是の如くに持つ」と。

是の知識比丘は應に即日若しは明日に彼れに衣を還すべし、亦、衆僧前に於て還すを得ず、亦、停久して半月を過ぎて還すを得ざるなり。是の比丘、衣を得已りて若しは受持し若しは作淨せん。若し受持を知らず、及び作淨を知らずんば當に教へて言はしむべし、「我れは某甲なり、此の僧伽梨、此の鬱多羅僧、此の安陀會を盡く受けて、離宿せずして受持せん」と、是の如くに三説するなり。若し作淨せんには應に教へて言はしむべし、「我れは某甲比丘なり、是の長衣淨施して某甲に與へん、某甲は我邊に於て計意せず、若し流染縫の因縁事あらんには當に隨用すべし」と、是の如くに三説するなり。是の故に説きたまへり、「若し比丘、衣已に竟り、迦絺那衣已に捨せるに、長衣十日を齊りて畜へん、十日を過ぎんには尼薩耆波夜提なり」と。

佛、舍衛城に住して廣く説きたまへること上の如し。一婆羅門あり、衆僧を請じて宿を経て供養し并に衣物を施さんとせるに、諸比丘は彼れが僧を請ずと聞いて是念を作さく、「今、時、和適し

或は展轉淨施せる衣なるべきか。展轉淨施(前註四〇參照)の時、汝某甲のために善く護持せよといはれて第三比丘の爲に護持する心持にて己の室に置く衣なるべし。

【五二】受衣捨等。僧祇律卷二十八に解釋する故に今略す。

【五三】原文中には、開罪現罪舉罪施設罪とあり、今は宋元・明・宮本より開罪見罪となせり。其意義明かならず。他比丘が開き、他比丘が見たる罪、他比丘が檢舉せる罪、他比丘が犯罪にあらずやと疑ひて施設せる罪の名なりとの意ならんか。

【五四】作淨。これより以下の作淨は點淨にあらず、眞實淨施・展轉淨施する意なり。

【五五】相續。一日に衣を得て二日に作淨し、二日に衣を得て三日に作淨する如きは、日に受と捨とを行じて、而も今日受けて、一夜をへて明相出で、捨する故に連續して受と捨とを行ずる故に十一日に至りて捨墮罪となるなり。

【五六】無間。即日に受けて即日に捨して一夜を経ず明相に關係なき故に相續にあらず。然し、十日間日々受捨を行じて十一日を隔てざる故に無間といひしなり。たゞ明相をへざる故に十一日に至りて罪



「諸大德聽きたまへ、此の處に於て僧の坐處の外一尋已内を齊りて、其中に於て羯磨を作さんとす。僧は忍したまひぬ、默然するが故に、是事はの如くに持つ」と。

羯磨地ならずんば僧事を作すことを得ず、若し作さんには越毗尼罪を得るなり。律師應に是の比丘に語りて言ふべし、「汝、是衣を捨てよ」と。是の比丘、應に「踰跪合掌して是の如きの言を作すべし、

「大德僧憶念したまへ、我れは某甲比丘なり、是の長衣十日を過ぎて尼薩耆を犯せり、我れ今僧中に於て捨てん」と。

持律(師)復問ふらく、「汝、是衣を曾て受用せりや不や」と。若し「受用せり」と言はゞ、應に語るべし、「汝、波夜提罪を得(且つ)不淨衣を受用せるが故に用ふるに隨うて越毗尼罪を得ん」と。若し「受用せず」と言はゞ、語言すらく、「汝、波夜提罪を得」と。是の比丘、持律(師)の前に於て踰跪合掌して白して言さく、

「長老憶念したまへ、我れは某甲なり、長衣十日を過ぎ已りて僧中に於て捨てんとす、此中、波夜提罪を犯せり、今、長老の前に於て悔過して敢て覆藏せず」と。

持律(師)問うて言はく、「汝自ら罪を見しや不や」。答へて言はく、「見たり」。應に教ふべし、「更に復作すこと莫れ」と。答へて言はく、「爾り」。是の如くに第二第三説するなり。若し受用せんには、

「長老憶念したまへ、我れは某甲比丘なり、長衣十日を過ぎ已りて僧中に於て捨てんとす、此中波夜提罪を犯せり、及び不淨衣を受用して用ふるに隨うて越毗尼罪を得たり。是の一切罪、今、長老に向うて誠心に悔過し敢て覆藏せず」と。

持律(師)問うて言はく、「汝自ら罪を見しや不や」。答へて言はく、「見たり」。汝更に作すこと莫れ。答へて言はく、「頂戴して持たん」と。是の如くに第二第三説するなり。律師問ふらく、「此の衆

【四七】 俱舍耶衣 (Koseyya)。粗布衣。春那樹の皮をとりて衣と爲せるもの。

【四八】 麻衣 (Bhinnaga)。巴利律には右の六種を列ぬ。五分律も劫貝衣・鉢婆羅衣・野蠶・紬衣・紵衣・麻衣の六種とす。四分律は十種を列ぬ。

【四九】 羼半提衣。拘牟頭花即ち蓮華にはあらざるべし。若し四分律の鳩夷羅(綠色の羊毛)にはあらざるか。

【五〇】 雨浴衣。註(三の一一二)参照。

【五一】 覆繪衣。註(三の一一二)参照。

【五二】 納衣 (Bhinnaṃpeṭṭa) 糞掃衣のことなるに、今こゝには兩者をあげたり。納衣は條葉なく眞の納れ衣にして、糞掃衣は條葉刺織を施せること居士施衣の如きも唯、衣財を糞掃中より得たるによるか。

【五四】 居士衣 (Gahapatiṭṭhāna) 居士より施せる衣。

【五五】 糞掃衣 (Paṇankulika) 註(一の五六)弊納衣の下参照。

【五六】 如法衣、衣財・衣色、衣量・條數・提數・重數・作衣法或は作淨する等一々如法なるをいふ。不如法衣は此等の中、如法ならざる衣なり。

【五七】 知識衣。明かならず。

へたりと聞かんに、未だ得ざらんには久しと雖不犯、若し得已らば應に作淨すべし、若し作淨せずして十日を過ぐるは尼薩耆波夜提なり。若し比丘、織師をして衣を織らしめんに、衣竟りて久しと雖、未だ比丘に與へざるには不犯、衣を得已らば應に作淨すべし、若し作淨せずして十日を過ぐるは尼薩耆波夜提なり。若し比丘、衣を買はんには價決了すと雖未だ得ざるには不犯、得已らば應に作淨すべし、若し作淨せずして十日を過ぐるは尼薩耆波夜提なり。若し比丘、佛の爲め僧の爲に、供養の故に衣物を求めて集めて一處に在かに、久しと雖未だ用ひざらんには不犯なり。若し比丘、佛生處・得道處・轉法輪處・阿難設會處・羅云設會處・五歲會處に於て、大に布施の諸衣物を得んに、是物を僧に入れて未だ分たざらんには久しと雖不犯なり。多人して共に一分を得んに、中に毗尼を善くする人ありて、能く衆人の爲に同意して作淨するは無罪、若し作淨せずんば十日を過ぐるに尼薩耆波夜提を犯す。若し比丘、道路にて恐畏處を行かんに、衣を藏して去り、十日を過ぎて取らんには尼薩耆波夜提なり。若し人有り、是の衣物を取りて持ち來りて比丘に與へんには亦尼薩耆波夜提なり、若し比丘、賊の爲に逐はれ遂に便ち衣を捨て、走るに、十日を過ぎ已りて、人ありて衣を得て來り比丘に還さんには無罪なり。失はざるに失へりと想ひ、失へるに失はずと想ひ、若しは失うて失へる想ひせるは皆不犯にして、十日を過ぐるも無罪なり。失はざるに失はざる想ひして十日を過ぐるは尼薩耆波夜提なり。

若し比丘、長衣十日を過ぎて、捨衣せんと欲せば、當に持律の比丘にして、羯磨を能くする人を求め、諸の知識比丘を請じて、界外に出づべし。若し、界場なきには、應に小界を結すべし。羯磨する者は應に是説を作すべし。

「大徳僧聽きたまへ、若し僧時たらば僧は此地に於て、僧の坐處の外一尋以内を齊りて、其中に於て羯磨を作さん」。

ひらるゝ様に信者が寄附せる木綿製の衣財である。この衣財は即日來のものにして浣染縫等皆即日にする故に檀越は朝早く精舎に持ち行くに慣はならぬ。而して現前僧は即日終了する爲に直に迦絺那衣式(Kapthina-sthira)を擧げて浣染縫する。善見律(一八)には迦絺那衣受持式は過去七佛相承の式にして最も尊重すべく、而して前安居比丘に局り、後安居比丘、破安居人等には受持するを聽さずと記しておる。この衣を受けたるものは已むを得ざる場合には七月十六日より十二月十五日までの五ヶ月間別菜食・數々食・食前食後行至余家不白餘比丘畜長衣・別宿不失三衣の五事をして十二月十五日に至りて衆僧一同に迦絺那衣を捨したる後に於て尙ほ長衣を著ふる時は捨墮罪を犯すなり。今、迦絺那衣已に捨すと十二月十五日に衣を捨しつゝもとの意なり。

【一八一】 欽婆羅衣(Kumbhala)。  
羊毛衣。  
【一八二】 劫貝衣(Kappasika)。  
綿衣。  
【一八三】 芻麻衣(Khoma)。  
麤麻衣ともいひ、野麻衣なり。



りと謂うて十日を過ぐるに尼薩耆波夜提なり。「與へざるに謂うて與想し」とは、是衣を塔に與へず、僧に與へず、人に與へざるに、而も謂うて與へたりと呼へて、十日を過ぐるに尼薩耆波夜提なり。「記識せざるに謂うて記識想し」とは、若し比丘、記識して、「此は是れ尼師檀なり、此は是れ覆瘡衣なり。此は是れ雨浴衣なり」と言はずして、而も記識せりと謂ひ、作淨せずして十日を過ぐるに尼薩耆波夜提なり。「愚」とは、若し比丘、衣を得るも愚闇の故に作淨せずして十日を過ぐるに尼薩耆波夜提なり。「内心」とは、内心に説淨して而も口に言はざるを、是れを非法淨と名け越毗尼罪を犯す。若し口に説かば無罪なり。「非處」とは、若しは俗人、若しは畜生、若しは無心の邊に作淨するは、是れを「作淨」と名けず、十日を過ぐるに尼薩耆波夜提なり。

佛、優波離に告げたまはく、「世尊、比丘の長衣應に作淨せんに、何等の人邊に作淨すべきや」。優波離、佛に白して言さく、「當に比丘・比丘尼・式叉摩尼・沙彌・沙彌尼の邊に作淨すべし」。又問ふ、「相離ること近きも遠きも、彼れに従うて作淨を得るや」。佛言はく、「二・三・由旬を齊るなり、其の存亡を知るを得べきが故に」。優波離、佛に白して言さく、「世尊、長衣を沙彌邊に作淨せんに、是の沙彌、受具足せんには當に云何がすべき。佛言はく、「無歲比丘の名を稱へて作淨せよ」。優波離復問ふらく、「是の無歲比丘若し死なんには云何」。佛言はく、「十日を停むるを得て、餘の知識邊に於て作淨せよ」。復問ふ、「幾許を齊りて應に作淨すべく、幾許は作淨せざる(べき)や」。佛言はく、「廣一肘・長二肘なるは應に作淨すべし」と。若し比丘、二人の共物にして未だ分たざるは不犯、若し分ちて得已らば應に作淨すべし、若し作淨せずして十日を過ぎんに尼薩耆波夜提なり。若し比丘、婆羅門舎(より)僧に食せんことを請ひ并に衣物を施さんに、病比丘あり、人に囑して衣分を取らんに、是の比丘、衣分を持して來ること久しと雖未だ與へざらんには不犯、若し得已らば應に作淨すべく、作淨せずんば十日を過ぐるに尼薩耆波夜提なり。若し比丘、若しは師若しは弟子(より)衣を送りて與

持のために他に預けおきて而も四依の本制に違がはしむる行法である。これに眞實淨施(Paramukhaviṅkapaṇḍa)と展轉淨施(Sammukhaviṅkapaṇḍa)とあり。善見律には對面淨・展轉淨とす。眞實淨施は對人に衣を預けて、展轉淨施は對人を逐じて第三人者に施與し、而も第三人者が遠方に住する場合には再び自分の處に置きて第三人者に與へし心起す作法である。此等の行事は極めて精密なるものに注意すべき所である。

【四】故きを捨てて新を受くとは、受持作法を經たる三衣(故)と長衣の三衣(新)とある時に十日毎に交々易へて受持すれば捨墮衣とならずとの意なり。これ十日間は長衣を著へ置くを聽されたる故なり。

【五】衣已に覺り(Mithitho vanaṇṇam)。安居覺れる後一ヶ月間を衣時といひ、又作衣時といふ。其の間に衣を洗ひ染め縫ひて受持し得るに至りながらとの意。

【六】迦羅那衣已に捨せるに(Ubbahataṇṇam, Jayinhe)。迦羅那衣とは功德衣にして前安居三ヶ月間を精勵せる比丘への賞與として與へらるゝ衣、又堅固衣にして次の年まで用

復、衣を得て八日に作淨し、八日に復、衣を得て九日に作淨し、九日に復、衣を得て十日に作淨し、十日に復、衣を得て十一日に至るに、一切盡く尼薩耆波夜提にして、相續して斷ぜざるを以ての故なり。若し比丘、一日に衣を得て即日作淨し、乃至、十日に衣を得て十日に作淨し、十一日に衣を得て十一日に作淨するは越毗尼罪を犯す、無間なるを以ての故に。「間」とは、比丘一日に衣を得て更に九日を停め、二日に衣を得て更に八日を停め、三日に衣を得て更に七日を停め、四日に衣を得て更に六日を停め、五日に衣を得て更に五日を停め、六日に衣を得て更に四日を停め、七日に衣を得て更に三日を停め、八日に衣を得て更に二日を停め、九日に衣を得て更に一日を停め、十日に衣を得んに即十日に作淨し、十一日には衣を得るも應に受くべからず、是れを「間」と名く。若し比丘、前に衣を得ること多く、後に衣を得ること少し、前の衣力を以ての故に尼薩耆波夜提を得ん。若し比丘、前に衣を得ること少く、後に衣を得ること多きも、前の衣力を以ての故に尼薩耆波夜提なり。若し比丘、前に衣有りて中間に無きに、若し有らば尼薩耆波夜提なり。若し比丘、前に衣なく中間に有るに、若し有らば尼薩耆波夜提なり。

比丘、迦絺那衣を受けざるに謂うて受想し、迦絺那衣を捨せるに不捨想し、衣を受けざるに謂うて受想し、作淨せざるに謂うて淨想し、與へざるに謂うて與衣想し、記識せざるに謂うて記識想し、愚、内心・非處作淨なるは（尼薩耆波夜提なり）。迦絺那衣を受けざるに謂うて受想し」とは、比丘、迦絺那衣を受けざるに自ら已に受けたりと謂ひて、長衣十日を過ぐるに尼薩耆波夜提なり。「迦絺那衣を捨せるに不捨想し」とは、比丘已に迦絺那衣を捨せるに、而も自ら未だ捨せずと謂ひて、長衣十日を過ぐるに尼薩耆波夜提を犯す。衣を受けざるに謂うて受想し」とは、若し比丘、三衣自ら受けざるに、便ち謂うて已に受けたりと想ひ、作淨せずして十日を過ぐるに尼薩耆波夜提なり。「作淨せざるに謂うて淨想し」とは、比丘、長衣を畜へて淨施を作さざるに、而も已に淨施を作せ

二夜以上畜ふるを得ずとの意。  
 【三四】 難陀比丘本生譚。  
 【三五】 鳥生譚。本生經中、世尊が鳥となりたまひし時の前生物語。出據及び概要を明かにせず。  
 【三六】 俱舍論。註（六の一四六）參照。  
 【三七】 舍彌。大寶積經優陀延王會第二十九には舍摩とし、彌國王、舍彌王とせり。俱舍論國王、毘陀術那王（Uttarakāya）の後、平生佛陀を信ぜしが王は一美女を後宮に納るゝに少妃は王后を讒す、王之を信じ刑吏をして后を射殺せんとするに、王后、一心に佛陀を念じ且つ王を哀戀して慈三昧に入りしかばその功德により箭矢皆王の頂上の空中に住せしを以て王はその靈異に感じ一轉して佛敎に歸せりと傳へらる。  
 【三八】 千五百張紙。千五百はりの毛布なるも、後に劫貝とある故に綿毛布なりしならん。  
 【三九】 劫貝。註（六の三三）三錢半二張劫貝の下參照。  
 【四〇】 淨施法（*Vidāpāna*）。檀越施衣を淨施畜することなり。淨施はその形式に於て布施と同じきも其意大に相違す。即ち淨施は知友なる一比丘に衣を與へつゝ必要の時に受用するを得るもの、これ淨戒藏



言はく、「得ん」と。上に廣く説くが如し。

爾時、世尊、諸比丘に告げたまひて、毗舍離に依止せる比丘を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の爲に制戒したまはく、「……乃至、已に開けるものは當に重ねて聞くべし」、

「若し比丘、衣已に竟り、迦絺那衣已に捨せるに、若し長衣を得んには十日に至るまで畜ふるを得ん。十日を過ぎんには尼薩耆波夜提なり」と。

「衣已に竟る」とは、比丘の三衣已に成ぜるを、是れを「衣竟る」と名け、迦絺那衣を受けざるをも亦「衣竟る」と名く。已に迦絺那衣を捨せるを亦「衣竟る」と名け、衣を洗染し訖るをも亦「衣竟る」と名くるなり。「衣」とは、欽婆羅衣・劫貝衣・芻麻衣・俱舍耶衣・舍那衣・麻衣・軀牟提衣なり。復、衣あり、僧伽梨・鬱多羅僧・安陀會・尼師檀・雨浴衣・覆瘡衣・納衣・居士衣・糞掃衣の、若しは作し若しは作さざる(若しは)如法衣・不如法衣(若しは)知識衣・迦絺那衣に名くるなり。「已に捨す」とは、迦絺那衣を捨するに十事の捨あり、受衣捨・衣竟捨・時竟捨・聞捨・出去捨・失去捨・壞捨・送衣捨・時過捨・究竟捨なり。「十日を齊る」とは、數の極にして十日に至るなり。「長衣」とは、受持する所の衣を除ける餘衣にして、是れ十日を過ぐるに尼薩耆波夜提なり。「尼薩耆波夜提」とは、是の長衣を應に僧中に捨して、波夜提罪懺悔すべし。捨せずして悔するは越毗尼罪なり。波夜提とは、能く惡道に墮し、聞罪・見罪・學罪・施設罪の名なり。

若し比丘、一日に十領の衣を得んに、乃し十日に至るも作淨せずして、十日を過ぎんに一切尼薩耆波夜提なり。若し比丘、一日に十領の衣を得、半を作淨し半を作淨せざらん、若し作淨せるは是れ淨法に應じ、半を作淨せざるは十日を過ぐるに尼薩耆波夜提なり。若し比丘、一日に衣を得て二日に作淨し、二日に復、衣を得て三日に作淨し、三日に復、衣を得て四日に作淨し、四日に復、衣を得て五日に作淨し、五日に復、衣を得て六日に作淨し、六日に復、衣を得て七日に作淨し、七日に

の出據及びその概要を明かにせず。

【一七】 五事利益。註(五の十一)の本文參照。

【一八】 拈纏。衣架にかけて曬すなり。

【一九】 縫衣の者等。衣を縫ふ人との意にあらざして、衣に縫ふべき物等の意に解すべし。

【二〇】 作淨。一切の衣則を悉く青・黒・木蘭の三種にて壞色するなり。善見律(一六)には銅青・栗青・木蘭色を以て點淨するに下は麻子大の如し、若

し點淨せずは波逸提とあり。されば作淨とは衣財全體を壞すとの二義を有す。壞色は五正色を壞する爲め、點淨は他人衣と混同せざる爲になすなり。

【二一】 共行弟子。依止弟子。新受戒の比丘は五年の間師に依止して戒行を修習するを依止弟子といひ、五年を過ぎて戒行如法となれば依止を離れて大比丘と共行するを共行弟子といふ。

【二二】 餘長(Ahiketaṅga)。長はながきにあらず多の義なり、正式に受持せる三衣の外に多くの衣を所持するを餘長といふ。

【二三】 一宿。長衣即ち受持外の衣は一衣を畜ふるを得るも

事なり、汝出家人にして云何が計うて常に貪著するや。汝常に聞かずや、世尊は多求多欲満ち難きを呵責して、少欲知足を讚歎せるを。汝今多欲にして満ち難く、廣く衣物を求めて餘長を積畜せること、此れ法に非ず、律に非ず、佛の教の如くに非ず、是を以て善法を長養すべからず、云何が長衣を畜へて受用せしや、今より已去、若し長衣あらんに一宿を聽さん。

諸比丘、佛に白して言さく、「世尊、云何が是の難陀は多く諸衣を畜へて厭足することを知らざるや」。佛、諸比丘に告げたまはく、「是の難陀は但に今日多く諸衣を畜へて厭足することを知らざるのみにはあらず、過去世の時已に曾て多く畜へて厭足することを知らざりしなり、……(乃至)、……」鳥生經の中に廣く説くが如し。

復次に佛、俱舍彌に住したまひしに、爲に諸天世人は恭敬供養せり。世尊は時到りて入聚落衣を著し、鉢を持して俱舍彌城に入り、次(第)に行いて食を乞ひたまひぬ。爾時、國王の夫人(あり)、舍彌と名くるが、千五百張氈を以て世尊に奉上せり。佛、阿難に告げたまはく、「是の氈衣を持して諸比丘に與へよ」と。長老阿難は即ち持して諸比丘に與ふるに、諸比丘を受けずして阿難に語りて言はく、「劫貝を用ひて浣染を爲さんに、未だ竟らざるに已に如法ならず」と。時に阿難は是の因縁を以て往いて世尊に白すに、佛、阿難に告げたまはく、「今より已去、若し長衣を得なば十日に至るを聽す」と。諸比丘あり、長衣十日に満つるに、是の諸衣を持して往いて世尊に白さく、「此衣十日に満ちぬ、今當に云何がすべき」佛、比丘に告げたまはく、「若しは知識比丘邊に、淨施法を作し、若しは復、故きを拾し新を受けて十日に一たび易へよ」と。

復次に佛、毗舍離に在しき。毗舍離の人、年々に僧に食を飯し已りて衣物を布施せるに、諸比丘は受けざりしかば、諸檀越は佛所に詣り禮足し已りて佛に白して言さく、「頗し方便ありて、諸比丘に衣を取りて受用せんことを聽したまはゞ、施者をして福を得せしめ、受者も利を得るや不や」。佛

三十尼薩者波夜提法を明すの初

二四一

註(三の二三八)参照。  
 【一八】分。分物の法。  
 【一九】經種子(Āṅgīyatana)。  
 經種の沙門即ち經尊の弟子をいふ。

【二〇】佛種。經迦種族の意。  
 【二一】羯磨。衆法羯磨・對首羯磨・心念羯磨の中比丘・對首羯磨なり。比丘と比丘と對坐して事を辨ずる作法なり。衆法羯磨については註(二の二一)参照。

【二二】原漢文には、是二分并我如是我有三汝二共一如是汝有三是三彼三三平等不是摩訶羅已先作要又復畏難經種子故不敢復言とあり。此文難解なり。これ先づ大體に於て三分したる上にて、二分を優波離陀のものとし、一分を二比丘のものとし、その上にて更に分くるに當りて、我の物に三あらば二を我物とし、汝を二比丘のものとし、汝の方に三あらばそは三人に等分(是三彼三)すべきなりとの意なるべし。従つて二分をとると三分に等分するとの相違あるのなるべし。

【二三】要。約束なり。  
 【二四】畏難。畏れはゞかるなり。  
 【二五】優波離陀本生譚。  
 【二六】生經。本生經なり。そ



らざるも、摩訶羅已に先に 要を作し、又復釋種子を 畏難するが故に敢て復言はざりき。是の二の摩訶羅共じて一分を得たるも故に分を知らず、復白して言さく、「長老、我れ今此分を當に云何が分つべき」。爾時、優波難陀即ち與に分ちて二分と作すに、摩訶羅は便ち各持ち去りぬ。

爾時、諸比丘は是の因縁を以て往いて佛に白して言さく、「云何が世尊、是の優波難陀は彼の摩訶羅比丘を欺きたりしや」。佛、諸比丘に語りたまはく、「是の優波難陀は但に今日彼の比丘を欺きしのみにはあらし、過去世の時已に曾て彼れを欺きしなり」。諸比丘、佛に白して言さく、「已に曾て爾りしや」。答へて言はく、「曾て爾りき。過去世の時に南方國土に無垢(う)河ありき、河中に二の水巖ありて、一は能く入ること深く、二は入ること淺し。時に深く水に入る者一鯉魚を捕へ得て、……(乃至)、……」生經中に廣く説くが如し。

復次に佛、毗舍離に在して廣く説きたまへること上の如し 五事利益あるが故に、如來は五日に一たび諸比丘の房を行きたまへり。爾時、世尊は諸房を遍行して難陀の房中に至り、其の房内を見たまふに多く衣物を畜へ、衣物を 朽爛する者あり、縫衣の者・染衣の者・打衣の者・作淨の者ありて、難陀是の如くに分處せること、喻へば大會を作して一切僧に物を布施せんと欲するが如し。時に世尊、知りて而も 故に難陀に問ひたまはく、「是れ誰が衣物ぞや」。答へて言さく、「我が計なり」。佛言はく、「比丘よ、此衣太だ多し」。難陀、佛に白して言さく、「世尊は先に兩重の僧伽梨と一重の鬱多羅僧と一重の安陀會とを聽したまへばなり」。佛言はく、「此衣故ほ多し」。答へて言さく、「世尊、我れに 共行の弟子・依止の弟子等の衣物ありて、各兩重の僧伽梨と一重の鬱多羅僧と一重の安陀會とを作り、及び沙彌等の衣を作らんが(爲)なり。佛言はく、「此衣猶ほ多し」。又世尊に白さく、「我れは出家人なれば、時に臨みて得ること難し、是故に此の諸衣物を洗ひ・染め・作り竟りて器中に擧著し、若し衣壞るゝ時當に取りて易代すべし」と。佛、難陀に告げたまはく、「此は是れ惡

らずして、弊故の衣ならば兩重に纏ることをゆるされしなり。従つて僧伽梨は四重となすことを得。

【一】 尼師檀(Kaṭṭhina)。坐禪の時地に敷いて身を護り、衣を護り、臥具の上に布て臥具を護る爲の數物なり。支那日本に於ては禮拜の具となすもこれ隨方毗尼と解すべきなり。巴利文に Kanyantika oṃvaṅṅutīya samsānugītiya (護身・護衣・護臥具のため)とあり。

【二】 三衣(Kaivāsa)。巴利律には世尊が三衣制定の時、初中後の三夜及び明相出時に一衣づゝ着したまへりとす。されば四衣なり。漢譯諸律に四衣の記なきも、兩重僧伽梨の文は恐くは四衣を意味するものならん。

【三】 兩重僧伽梨(Diḅḅaṇḍaṅkaṭṭhī)。乞食時に著する故に入袈落衣ともいふ。

【四】 鬱多羅僧(Uttarasāva)。説法の時院中又は園中にて着し、安陀會上に着す。

【五】 安陀會(Anuvāsanīka)。內衣に於て下著衣とも稱す。

【六】 五條安陀會・七條鬱多羅僧・九條以上僧伽梨とすることは律文中になきことなり。

【七】 摩訶羅比丘。律行に明かならざる愚癡比丘をいふ。

て寒に堪へざらんには、弊故の衣にして隨意に重ね納れるを聽さん」と。

復次に佛、毗舍離に住して廣く説きたまへること上の如し。時に一聚落の中に、三の摩訶羅比丘ありて共に住せり。一の摩訶羅死して多くの衣物あり、而も分を知らず、一比丘言はく、「我れ僧伽梨を須ゐん」と。第二復言はく、「我も亦之れを須ゐん」と。是の如くに一々物に、皆競うて得んと欲して斷ずる能はず。爾時に當りて優波難陀、諸聚落に遊びて彼の住處を過ぐるに、是の摩訶羅等遙に彼れの來るを見て便ち是念を作さく、「是の釋種子は端正妹好にして佛種(より)出家せり、當に我等の爲に此の諍事を止めん」と。即ちに便ち白して言さく、「我が此の住處には諸の衣物あるも、各競うて取らんと欲する(爲に)分を得ること能はず、尊者、今日我が爲に此の諍事を止めて、衣物を分つことを得(せしめ)たまへ」と。優波難陀答へて言はく、「我れ今汝の爲に物を分たんに、多く怨嫌を起さん」。摩訶羅言はく、「我(等)が爲に分たすんば、誰か當に之れを分つべき。我等寧ぞ諸の外道に詣りて分物を求む可きや」。優波難陀復言はく、「當に先に要を作すべし、我が語に隨はゞ我れ當に分を爲さん」。答へて言はく、「教に従はん」。語りて言はく、「盡く物を出し來れ」と。即ち便ち之れを出すに、隨うて爲に分つに三分と作せり。時に摩訶羅は念を作さく、「我(等)正に二人有る(のみなる)に而も三分と作せり、彼れ故に當に一分を取らんと欲するや、寧ろ一分を取らしめて且く我(等)が諍ひを止めんと。分ちて三分と爲し已るに、復、摩訶羅に問うて言はく、「物あらば盡く出し來れ、後復諍ひを致さしむること莫れ」。出すを欲せざる者ありしも第二人復持ち來りて出し、答へて言はく、「已に盡きぬ」と。時に優波難陀は二分の中間に在りて立ち、「一の摩訶羅の中間に一分を著きて、是言を作さく、「汝等、我れ羯磨を説くを聽けよ」と。答へて言はく、「爾り」。便ち是言を作さく、「是の二分を并んで我(の物)なり、是の如し。我れに三あらんに、汝二人して)一を共にせよ、是の如し。汝に三あらんに、是の三は彼の三なり」と。二と三と平等是な

優波難陀は跋難陀にして、四分律には世尊の涅槃を聞いて今より自在に放捨するを得とて喜べりと傳ふ。善見律には須跋陀羅(Subhadda)といはれど跋難陀と須跋陀羅と同一人とはなし難し。

【六】冬中八夜(Sitvan ho-montikan naitan anaharj-thukani)。印度の寒時は曷底迦月(Katika)十六日より頗遇袂月(Puggun)十五日に至る四ヶ月間にして太陰曆の十月十六日より二月十五日に至る間に相當す。冬中とは冬の眞中即ち布薩月(Pusasi)の滿月前後、太陰曆の冬至前後を意味するものと考へらる。冬中八夜の語は僧祇と巴利のみなるは大に注意すべし。

【七】初夜・中夜・後夜。註(一)の二二九參照。

【八】有覺有觀三昧。註(四)の二〇六三昧の下參照。

【九】慚愧。慚は人に對し愧は己に對して羞づる意なるも、今は裸體の意にして三衣を慚愧衣ともいふ如く、衣は裸體を覆障するをいふ。

【一〇】聖種。四聖種をいふならん。註(四)の二二五四聖種の下參照。

【一一】弊故衣。原漢文には、聽弊故衣隨意重納とあり。重納は何枚も重ねつゞる意にあ



## 卷の第八

## 三十尼薩耆波夜提法を明すの初

二 佛、毗舍離、大林重閣精舎に在して廣く説きたまへること上の如し。爾時、長老、難陀、優波難陀は諸聚落に遊びて多く衣物を得、滿車して載せ來りぬ。爾時世尊、晨朝に時に重き車聲を聞きたまひ、知りて故に諸比丘に問ひたまはく、「何等の車聲ぞ」と。諸比丘、佛に白して言さく、「世尊、是れ長老難陀、優波難陀が諸聚落に遊びて多く衣物を得、滿車して載せ來れり、是れ彼の車聲なり」。世尊即ちの時、便ち是念を作したまはく、「我が諸弟子は乃し爾く多く衣物を求むるに至れり」と。後、一時に於て、冬中八夜、大寒にして雨雪せるに、時に世尊、初夜に一衣を著して、有覺有觀三昧に在り、中夜の時に至り身小しく冷ゆるを覺えて復第二衣を著し、後夜の時に至り復身の冷ゆるを覺えて第三衣を著したまひ、便ち是念を作したまはく、「我が諸弟子は是の三衣を齊りて、大寒大熱を遮するに足り、諸の蚊蠅を防ぎ、慚愧を覆障して、聖種を壞せざらん。若し性として寒に堪へざらんには、弊故の衣にして隨意に重ね納れるを聽さん」と。是に於て世尊、夜過ぎて晨朝に衆多比丘の所に詣り、尼師檀を敷いて坐し、諸比丘に語りたまはく、「我れ一時晨朝に重き車聲を聞いて諸比丘に問ふらく、「何等の車聲なるぞ」と。諸比丘言さく、「長老難陀、優波難陀、諸聚落に遊びて多く衣物を得たり、是れ彼の車聲なり」と。我れ是念を作さく、「我が諸弟子は多く衣物を求めて廣く樂著を生ぜり」と。我れ復、一時、冬中八夜に、…乃至、三衣を重著して便ち是念を作さく、「我が諸弟子は此の三衣を齊りて、大寒大熱を止むるに足り、諸の蚊蠅を防ぎ、慚愧を覆障して聖種を壞せざらん」と。我れ今日より諸比丘に、齊りて、三衣を畜ふることを聽さん、若し新を得んには、兩重に僧伽梨を作り、一重に、鬱多羅僧を作り、一重に、安陀會を作れ。若し性とし

【一】 尼薩耆波夜提法 (Nissaggiya Pācittiya dhamma)。尼薩耆とは捨の義、波夜提(註三の一九一参照)は眞心を覆障し墮獄の報を招く故に墮法又は單墮法といふ。されば尼薩耆波夜提とは捨墮法のことなり。これに三十事ありて皆財事に關するもの、先に財を捨て次に所犯の罪を四人以上の僧前に懺悔するなり。單墮法は三人以下の比丘前に懺悔するものなり。

【二】 尼薩耆第一長衣戒(チヤウニカイ)。

【三】 毗舍離。跋耆國の首都。註(一)の五四(跋耆國の下参照)諸律には舍衛城、十誦は王舍城とするも巴利律と僧祇律のみは毗舍離とす。

【四】 大林重閣精舎。註(一)の五四(參照)巴利律には Gohanna ootiva とす。これ毗舍離城の内外にある六大支提の一なり。

【五】 難陀、優波難陀 (Nanda, Upasinda)。諸律皆六群の比丘となす。僧祇にては難陀、優波難陀は兄弟にして六群の比丘にあらざるなり。註(六)の一九二(參照)難陀は釋尊の異母弟、孫陀羅と婚姻の日釋尊に導かれて出家せしが長く樂欲に煩はされて苦しみ、後諸根を護る第一と稱せらる。

を知り坐を知る」と言はゞ、應に二俱に治すべし。若し「事を知らず亦坐を知らず」と言はゞ、應に優婆夷所説の如くすべく、應に「免罪相羯磨を作して治すべし」。

「比丘」とは、上に説けるが如し。「女人」とは、若しは母姉妹、若しは大・若しは小（若しは）在家・出家なり。「獨」とは、一男一女にして更に餘人なきなり。設し人あらんに、若しは眠り、若しは狂・嬰兒・非人・畜生を、是れを亦「獨」と名く。「露現處」とは、明中の露地にして諸の屏障なし、是れを「露現處」と名く。「不可姪處」とは、若しは男女、事を共にせんに羞恥すべき處なり。「坐」とは、相近く坐するなり。「可信の優婆夷」とは、十六法を成就せること上に説くが如し、是れを「可信」と名くるなり。是の比丘、自ら「事を知りて坐を知らず」と言はゞ、應に是の事を治すべし。若し「坐を知りて事を知らず」と言はゞ、應に是の坐を治すべし。若し「事を知り坐を知る」と言はゞ、應に二俱に治すべし。若し「事を知らず亦坐を知らず」と言はゞ、應に可信優婆夷の所説の如くすべく、應に免罪相羯磨を作して治すべし。是故に説きたまへり、「若し比丘、一女人と與に、獨り屏覆處・可姪處に坐し、……乃至、可信優婆夷の所説（に隨うて）如法に治すべし。是れ初不定法なり」。「若し比丘、女人と與に獨り露現處・不可姪處に坐し、……乃至、可信優婆夷の所説に從うて如法に彼の比丘を治すべし、是れ二不定法なり」と。（二不定竟る）

他の依止を受くるを得ず、沙彌を畜へ、比丘尼を教誨し、僧の選差を受け、重ねて實免罪又は相似罪を爲し、或は先罪よりも重罪なるものをなし、

呵責羯磨を乘し、呵責羯磨に列し、清淨比丘の罪を出し、他罪を出すことを求むること、説戒を遮し、自恣を遮し、僧羯磨教誨人を遮し、説吐尼人

と爲る等の事を得ざるなり。加之恒に自ら謙卑して心意を折伏し清淨比丘の心に隨順し、常に恭敬禮拜を行ずるものも、もし此等の中一事たりとも違

【六言】不壞淨。三寶及び戒を信じて壞せざるなり。これ四不壞淨なり。

【七言】成就聖戒。大聖所制の戒を任持し成就するに專念するなり。

【八言】事と坐。事とは犯事に於て、檢舉せられたる時波羅夷と僧殘と波夜提との三事の内、いづれか其一を是認するを事を知るといふ。坐とは屏處坐にして檢舉せられたる時それを是認するを坐を知るといふ。

【九言】免罪相羯磨 (Chattampi Piyavattiya Jhanma)。犯罪人自白せず、乘僧その罪の輕重を察ふ時にこの羯磨を加して暫く罪狀を自白するまで比丘たるの資格を奪ふものなり。これ教團に於ける檢舉法なり。

この羯磨を加せられたる上は實免比丘行法を修す。即ち他に大戒を授くるを得ず、

背せば一生の間この羯磨より出づるを得ざるなり。

【十言】比丘以下は前の解釋と重複するも、第二露現處不定法の戒文解釋なり。

# 摩訶僧祇律卷第七

二不定法の初



「若し比丘、女人と與に獨り、一五六屏覆處・可姪處に坐せんに、一五九可信の優婆夷、三法の中の

一法に於て、「若しは波羅夷、若しは僧伽婆尸沙、若しは波夜提なり」と説かんに、比丘自ら言はく、「我れ是處に坐せり、三法の中一々に如法に治せよ、若しは波羅夷、若しは僧伽婆尸沙、若しは波夜提、應に可信優婆夷の所説に隨うて如法に治すべし」と。彼の

比丘、是れ初不定法なり。若し比丘、女人と獨り、一六〇露現處・不可姪處に坐せんに、可信の優婆夷、二法の中一法に於て、「若しは僧伽婆尸沙、若しは波夜提なり」と説かんに、

比丘自ら言はく、「我れ是處に坐せり、二法の中一々に如法に治せよ、若しは僧伽婆尸沙、若しは波夜提、應に可信の優婆夷の所説に隨うて如法に治すべし」と。彼の比丘、是れ

(第二)不定法なり。

「比丘」とは、受具足・善受具足にして、一六一一白三羯磨に遮法なく、和合一六二十衆にして不和合の衆一六三(若しは)十衆以上に非ず、年滿二十にして不滿二十に非ず、是れを「比丘」と名く。「女人」とは、

若しは一六四母姉妹の親里・非親里、若しは老若しは小、(若しは)在家・出家なり。「屏覆」とは、若しは闇處、若しは覆障處なり。「可姪處」とは、男女、事を共にするも羞づべきこと無き處なり。「獨」とは、

一男一女にして更に餘人なく、設し餘人ありとも若しは眠り、若しは狂ひ、若しは嬰兒・非人・畜生なるを亦「獨」と名く。「共(う)坐」とは、相近く坐するなり。「可信優婆夷」とは、十六法を成就せるを

「可信優婆夷」と名く。何等か十六。佛に歸し、法に歸し、僧に歸し、佛に於て、不壞淨、法に於て不壞淨、僧未だ利を得ざるには能く得せしめ、已に利を得たらんには能く增長せしめ、僧未だ名稱あらざらんには能く名聞をして遠く著せしめ、僧に惡名あらんには能く速に滅

せしめ、愛に隨はず、瞋に隨はず、怖に隨はず、癡に隨はず、離欲にして、成就聖戒に向ふ。是の十六法成就する者を、是れを「可信」と名く。是の比丘、自ら「一事を知りて坐を知らず」と言はば、應に是の事を治すべし。若し「坐を知りて事を知らず」と言はゞ、應に坐を治すべし。若し「事

【一五六】屏覆處可姪處(Phho pyyohannu jinna ninn-kammajyo)。屏覆處は覆はれたる私室、可姪處は行經に適する處。

【一五九】可信優婆夷(Saddhoy-yavosāhi upāsikā)。可信の語は單に信すべき信女の意にあらざる。巴利律註釋によるに Saddhoy-yavosāhi nimm nig-taphāhi abhismochivāhi viddhānāna とあれば、教へが

見られ認識せられ現證せられて預流果の智證を得たるものなりとす。僧祇には次下に十六法成就せるを可信といふとせり。十語には歸佛歸法歸僧得道得果是人終不爲身……故作妄語といへり。五分律には見四頭諦不爲身不爲人不爲利而作妄語とあり有律律には見諦果を得とせり。

【一六〇】露現處不可姪處(Patto chinnā heva nāhākemman-ya)。露現處は必ずずし露地を意味するに非らず、覆はれたる處なりとも戸障子のあけたれたる所は露現處にして又不可姪處なり。

【一六一】一白三羯磨無遮法。受戒の白四羯磨に際し、何等の障礙遮難なきをいふ。

【一六二】十衆。註(二の二三)十僧の十參照。

【一六三】母姉妹。已婚未婚の意。

るを見たり」と。毗舍佉鹿母言はく、「何等の男子なるや」。答へて言はく、「我れは男子に非ずや」。毗舍佉鹿母言はく、「我れは是れ俗人なり、男子と共に坐するも佛、法として聽したまふ所、尊は是れ沙門なれば應に自ら防護すべきに、云何が爾るか」。優陀夷言はく、「汝、處々に我れを惱ます」と、是語を作し已りて即ち便ち起ちて去りぬ。時に毗舍佉母即ち是事を以て、諸比丘に白し、諸比丘は是事を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「優陀夷を喚び來れ」と。即ち便ち喚び來るに、佛、優陀夷に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、優陀夷に告げたまはく、「此は是れ惡事なり、汝、愚癡人、俗人すら尙ほ出家の宜法、應行、不應行を知れるに、汝、出家人にして而も更に坐起言語、應に與にすべきと、應に與にすべからざるとを知らず。汝常に聞かずや、世尊は種々に因縁して隨順姪欲を呵責し、離欲を讚歎せることを。汝今云何が此の惡事を作せしや、此れ法に非ず、律に非ず、佛の教の如くにあらず、是を以て善法を長養すべからず」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衛城に依止せる比丘を皆悉く集めしめ、集め已るや、爾時世尊、是の因縁を以て諸比丘に向うて廣く過患事を説き、種々に因縁を起して過患を呵責し、過患起り已りて諸比丘の爲に隨順説法したまへり。十事利益あるが故に、如來應供正遍知は諸弟子の爲に制戒して波羅提木叉法を立説したまふなり。何等か十。一には僧を攝するが故に、二には極く僧を攝するが故に、三には僧をして安樂ならしむるが故に、四には無羞の人を折伏せんが故に、五には慚愧ある者、安樂を得るが故に、六には不信者をして信ぜしめんが故に、七には已信者をして信を増益せんが故に、八には現法中に於て漏盡を得るが故に、九には未生の諸漏をして生ぜざらしめんが故に、十には正法久住を得て諸天世人の爲に甘露の施門を開くが故に、是れを「十」と名く。如來應供正遍知は諸弟子の爲に制戒したまはく、「未だ聞かざる者には聞(か)しめ、已に聞けるものは當に重ねて聞くべし」。

【二五】こゝに毘舍佉母は諸比丘に白すとあるも、五分律には那隣伽婆羅門をして世尊に白さしむとあり。

【二六】宜法應行不應行。法に宜うて、應に行ずべきと行ずべからざるとを知るとの意なり。

【二五】十事利益。註(一)の五(一)参照。



共に語言せり。時に姑なる 毗舍佉鹿母に 三十二子あり、亦三十二兒あり、婦は皆悉く福德ありて吉相成就せり。是の時、毗舍佉鹿母常に兒子諸婦を教誡し、父母親屬を勸導して、次いで是女の房前に到りぬ。是の毗舍佉鹿母、善く時宜を解して卒に房に入らず、戶外に踞躡して戸孔中（より）房内を見るに、人あり剃髮して 染衣を著し、 膝踞編語せり。是れ出家人なりと知るも、但是れ比丘なるを知らずして、是れ比丘尼なりと爲せり。便ち此婦を喚ぶに、婦應へて曰はく、「是れ誰ぞや」答へて言はく、「是れは我なり」。(婦白して言さく、「大家、來り前みたまへ」問ふ、「汝が邊是れ誰が婦ぞや」答へて言はく、「阿闍梨優陀夷なり」優陀夷言はく、「優婆塞、何ぞ以て前まざる」鹿母即ち入りて而して是言を作さく、「阿闍梨優陀夷は、此間に坐したまひしや」答へて言はく、「是の如し」。(鹿母)白して言さく、「阿闍梨、此坐は明白處に非ず、設し善惡あらんに誰か證知する者ぞ、當に此事を以て諸比丘に語るべし」優陀夷言はく、「汝、何等をか説くや」毗舍佉鹿母言はく、「優陀夷、女人と共に坐せるを見たり」と。優陀夷言はく、「我れも亦當に佛に向うて汝を説くべし」。

毗舍佉鹿母言はく、「何等をか説かんと欲するや」優陀夷言はく、「我れ毗舍佉鹿母が他の男子と共に坐せるを見たり」と。毗舍佉鹿母言はく、「何等の男子なるや」優陀夷言はく、「我れ男子に非ずや」。

毗舍佉鹿母言はく、「阿闍梨、佛は我れに男子と共に坐せざれとは制したまはざるなり、然るに阿闍梨は是れ出家人、應に沙門の法を護るべきなり」と。優陀夷言はく、「咄なる哉、汝我れを惱ますこと少しとせず」とて、便ち起ちて出で去り、復 一露處に在りて女人と共に坐せりき。毗舍佉鹿母は兒婦を教誡し已りて出づるに、復、優陀夷が女人と露處にて共に坐し語るを見て、往いて其邊に到り、優陀夷に語りて言はく、「此は是れ不善なり、沙門の法に非ず、云何が女人と露處に共に坐するや、當に是事を以て諸比丘に語るべし」優陀夷言はく、「我れも亦當に佛に向うて汝が事を説くべし」。

毗舍佉鹿母言はく、「何の所説を爲すや」優陀夷言はく、「我れ、鹿母が男子と露處に共に坐して語

皆優陀夷なるに五分律のみは跋難陀とせり。

【二〇】毗舍佉鹿母 (Vāṣṭhī, Vāṣṭhī-mātṛ) 毘舍佉優婆塞にして、鹿母とも鹿子母ともいふ。毘舍佉は二月の星の名、此夫人の誕生は此星に當るを以て名となす。篤信にして舍衛城外東南の林園なる東園精舍 (Pūṣkāsāṇa) は鹿母の獻納する所なり。

【二一】三十二子亦三十二兒。子と兒と漢譯にては區別し難きも巴利本には *baṅgucchā* *banhucchā* と區別して示せり。

*banhucchā* は子の複數にして *baṅgucchā* は兒の複數に相當して孫の意なれば、今は三十二子と三十二の孫として解すべきからん。

【二二】染衣。非正色即ち袈裟色なる青黑木蘭の三色に染めたる衣。

【二三】膝踞細語。宋・元・明・官の四本には「膝踞細語」とせり。隨も膝も明踞善鉢、膝はまたさうぐりく意、細語はひそひそと語る意なり。

【二四】此間。かゝる處にとの意。

【二五】不定法第二露處不可姪處坐戒。五分律の不定法第二は極めて簡單なり。十誦律は尸利比丘、有戒律は室利迦比丘を緣として迦留陀夷を緣とせず。

つべし」と。若し捨てずんば應に第二第三諫すべし。(第二第三諫せんに)、捨つれば善し、若し捨てざらんには僧伽婆尸沙なり。「僧伽婆尸沙」とは、上に説けるが如し。

是の比丘、屏處諫の時、三諫するも止めずんば、諫々に越毗尼罪なり。多人中にて三諫せんに、亦復是の如し。僧中にて初説未だ竟らざるには越毗尼罪、説き竟らば偷蘭罪。第二説未だ竟らざるには越毗尼罪、説き竟らば偷蘭罪。第三説未だ竟らざるには偷蘭罪、説き竟らば僧伽婆尸沙なり。僧伽婆尸沙起り已るに、四偷蘭罪を除いて非理誘僧の諸の餘の屏處三諫・多人中三諫・僧中三諫の一切の越毗尼罪・一切の偷蘭罪は都べて一僧伽婆尸沙に合成するなり。中間に止むれば、止まる處に隨うて治罪す。是故に説きたまへり、「諸の比丘ありて城若しは聚落に依りて住し、…乃至、第二第三諫の時に捨つれば善し、若し捨てざらんには僧伽婆尸沙なり」と。(十三戒竟る)

### 二不定法の初

佛、舍衛城に住して廣く説きたまへること上の如し。爾時、長老、優陀夷と聚落を同じうせる舊知識婆羅門に一女あり、新に夫家に到るに愁憂して樂しまず、信を遣して父に白さく、願はくは來りて我れを看よ、若し能く來るを得ざらんには阿闍梨優陀夷に語りて(言へ)、「來りて我れを見よ」と。其父聞き已りて優陀夷の所に詣り、語りて言はく、「我が女、新に夫家に到りて愁憂して樂しまず、信を遣して我れを喚び、並に阿闍梨を喚べるも、我れ今俗人多事にして能く往くを得ず、願はくは阿闍梨數々往いて看られんことを」と。優陀夷言はく、「爾るべし、汝、我れに囑せざるにも尙ほ往いて看んと欲す、何に況んや相囑するをや」と。長老優陀夷、明日晨朝に入聚落衣を著し、往いて其家に到るに、時に彼の女人、戸を掩ひて而も坐せしかば、優陀夷外に在りて喚んで言はく、「某甲在りや不や」。女言はく、「是れ誰なるぞ」。答へて言はく、「我れは是れ優陀夷なり」。女言はく、「阿闍梨、來り入りたまへ、阿闍梨、來り入りたまへ」と。即ち其房に入り、房内に於て坐して、與に

### 二不定法の初

二三三

【四】四偷蘭罪非理誘僧。四偷蘭罪の語出て來れるは何故なるか明かならず。原漢文には僧伽婆尸沙起已餘四偷蘭罪非理誘僧諸屏處三諫多人中三諫僧中三諫一切越毗尼罪一切偷蘭罪都合成一僧伽婆尸沙とあり。四偷蘭罪非理誘僧を除ける諸の餘の屏處三諫等と讀む時は非理誘僧の偷蘭罪は三偷蘭にして四偷蘭にあらず、又一切偷蘭罪都合とあるは正しく三偷蘭罪を意味す。故に今此文を讀むに四偷蘭罪を除ける非理誘僧拒諫の一切越毗尼罪偷蘭罪は一僧伽婆尸沙に合成すと讀むべきなり。爾らば四種偷蘭とは何か。これ惡行汚家を行せる時の波羅夷未遂の重經偷蘭罪と、僧殘法未遂の重經偷蘭罪の四種を意味するものと考へらる。

【五】不定法(Khaya-dhamma)。諸本皆「二不定法」とあるも、明本には「二不定法第三」となせり。此法は比丘僧にのみ存するもの、尼僧には出づるに常に伴ある故に不定法なきなり。不定法は篇案中に攝せず。

【六】不定法第一屏處可姪處坐戒。

【七】諸律の説處皆舍衛城とす。

【八】優陀夷(Uddaya)。諸律



老、汝等は他家を汙し悪行を行じ、他家を汙すを亦見亦聞き、悪行を行すを亦見亦聞けり、此中に住すること莫れ」といふに、是の比丘は是言を作さく、「諸長老、僧は愛に隨ひ、瞋に隨ひ、怖に隨ひ、癡に隨うて、同罪の比丘あるも驅ふ者あり驅はざる者あり」と。諸比丘、復是の比丘に語りて言はく、「長老、是語をなすこと莫れ、僧は愛に隨はず、瞋に隨はず、怖に隨はず、癡に隨はず、汝是事を捨てよ」と言ふに、是の比丘故ほ堅持して捨てず、非理に僧を謗る」とは、六群の比丘是れなり。「諸比丘」とは、若しは僧、若しは衆多人、若しは一人なり。「三諫」とは、屏處三諫、多人中三諫・僧中三諫なり。「屏處諫」とは、屏處にて問うて言はく、「汝、長老、實に非理を以て僧を謗りて、(僧は)愛に隨ひ、瞋に隨ひ、怖に隨ひ、癡に隨うて、同罪の比丘あるも驅ふ者あり驅はざる者ありと言ひしや」。答へて言はく、「實に爾り」。即ち復呵して言はく、「長老、是語を作して非理に僧を謗ること莫れ。何を以ての故に、僧は愛に隨はず、瞋に隨はず、怖に隨はず、癡に隨はず、同罪の中に於て驅ふ者と驅はざる者と有ることあらじ。我れ今、慈心もて汝を諫むるは、饒益の故なれば當に此事を止むべし、一諫已に過ぐるも二諫の在るあり」と。若し止めずんば復第二第三諫し、次に多人中にて三諫し、猶ほ故ほ止めずんば、僧中にて求聽羯磨を作すなり。唱言すらく、「大徳僧聽きたまへ、某甲比丘は非理に僧を謗り、已に屏處に於て三諫し、多人中にて三諫せしも猶ほ故ほ止めず、若し僧、時たらば今、僧中に於て三諫して是事を止めしめたまへ」と。(次に)僧中にて應に問うべし、「長老、汝實に非理に僧を謗りて是語を作さく、僧は愛に從ひ、瞋に隨ひ、怖に隨ひ、癡に隨ひ、……乃至、屏處にて三諫し、多人中にて三諫せしも猶ほ故ほ止めざりしや」。答へて言はん、「實に爾り」と。僧、應に諫めて言ふべし、「長老、汝、非理に僧を謗ること勿れ。何を以ての故に、僧は愛に隨はず、瞋に隨はず、怖に隨はず、癡に隨はず、同罪に於て驅ふ者あり驅はざる者あることあらじ。今、衆僧は慈心もて汝を諫む、饒益の故に。一諫已に過ぐるも二諫の在るあり、當に此事を捨

見亦聞けり。長老、汝等出で去れ、應に是中に住すべからず」と。是の比丘諸比丘に語りて言はん、「大徳僧は愛に隨ひ、瞋に隨ひ、怖に隨ひ、癡に隨へり。何を以ての故に、是の如きの二三同罪の比丘あるに驅ふ者あり驅はざる者あり」と。諸比丘、應に是の比丘に語りて言ふべし、「長老、汝等是語を作すこと莫れ、僧は愛に隨ひ、瞋に隨ひ、怖に隨ひ、癡に隨うて、是の如きの同罪の比丘あるに驅ふ者あり驅はざる者ありと。何を以ての故に、僧は愛に隨はず、瞋に隨はず、怖に隨はず、癡に隨はざるなり。諸長老、汝等は他家を汙し惡行を行じ、他家を汙すを亦見亦聞き、惡行を行するを亦見亦聞けり、汝等出で去りて此中に住すること莫れ」と。是の比丘を諸比丘是の如くに諫むる時、若し是事を堅持して捨てずんば應に第二第三諫すべし、是事を捨てしめんが(爲の)故に。

第二第三諫の時捨つれば善し、若し捨てざらんには僧伽婆戸沙なり」と。

「諸比丘」とは、若しは僧、若しは多人、若しは一人なり。「城若しは聚落に依止して住す」とは、云何が聚落に依止して住すとなれば、若し比丘彼の聚落の中に於て 衣被・飲食・床臥・病・瘦湯藥等を得るを、是れを「依止して住す」と名く。若し復、衣食・床臥・病・瘦湯藥等を得ざるも、但聚落に依止して諸難を免るゝを得るをも亦「依止して住す」と名く。若し復比丘、聚落に依らずして難を免がるあり、(即ち)但聚落界に依止して住する者、亦「依止して住す」と名くるなり。「他家を汙す」とは、他家とは若しは 刹利家・婆羅門家、若しは吠舍家・首陀羅家なり、是れを「他家」と名く。とは、他家とは若し比丘、聚落中に於て 非梵行・飲酒・非時食を作さんに、是れを「他家を汙す」とは名けず、若し聚落中の人先に信心ありて衆僧に供養し塔寺を興立せるに、彼れをして「汙す」とは名けず、是れを「他家を汙す」と名くるなり。「惡行を行す」とは、身非威儀・口非威儀・身口非威儀・身暴害・口暴害・身口暴害、身邪命・口邪命・身口邪命なり。「他家を汙し、惡行を行するを亦見亦聞く」とは、諸の惡行を作すを聚落中の人の亦見亦聞くなり「諸比丘、是の比丘に語りて言はく、一長

【二三】同罪の比丘あるに...。巴利文には *Tadāsatikāya app-tiya ekaccoṃ pabbajenti oṭṭoccaṃ na pabbajenti* とあり。

【三】衣被・飲食・床臥・病・瘦湯藥。註(六の八六)衣服等の下参照。

【三八】聚落界。註(三の三六)聚落界の下参照。

【三九】刹利家 (*Khattiyakula*) 註(六の三八一四)参照。

【四〇】非梵行 (*Abrahmacariya*)。不清淨行なり。

【四一】飲酒 (*Sammānāyapaṇṇa*)。僧祇律にては波夜提法第七十六條に飲酒を制す。

【四二】非時食 (*Vikālabhogga*)。僧祇律にては波夜提法第三十六條に制戒す。正午を過ぎては齒に搭る食を取るを得ざるなり。

【四三】退減。信心を退減せしむること。



に在りて住し智慧ありて是念を作さく、「衆鳥の法、夜は應に眠息すべきに、是の禿鼻は法として夜則ち眠らず、而も諸の衆鳥左右に圍侍して晝夜に警宿せば、眠睡することを得ずして甚だ苦事と爲さん。我れ今設し語らば、彼れ當に願志して我が毛羽を抜くべし。正しく言はざらんと欲するも、衆鳥の類、長夜に困を受けん、寧ろ拔毛を受くるとも正理を越えざらん」と。便ち衆鳥の前に到り、翅を擧げて恭敬し衆鳥に白して言さく、「願はくは我れに一偈を説くことを聽せ」と。時に衆鳥即ち偈を説いて答へて言はく、

「點慧にして廣く義を知ること、必らずしも年耆いたるを以てせず、汝、年幼小なりと雖、智者なり、宜しく時に説くべし」と。

時に鸚鵡は衆鳥の偈を説くを聞き、聽き已りて即ち偈を説いて言はく、  
 「若し我が意に従はば、禿鼻を用ひて王とせず、(その)歡喜の時の面を觀よ、尙ほ衆鳥をして怖れしむ、況んや復願志の時、其面觀るべからざるをや」と。

時に衆鳥咸言はく、「實に説く所の如し」。即ち共に集議して(言はく)、「此の鸚鵡鳥は聰明にして點慧なり、應に王たるべきに堪へん」と。便ち拜して王と爲せり。佛、諸比丘に告げたまはく、「彼時の禿鼻とは今の闍陀比丘是れなり、鸚鵡鳥とは今の阿難是れなり。彼れ爾時に於て、已に會て彼れを遮して王と爲すを聽さざりしが、今復彼れを遮して知事たるを聽さざりしなり」と。

佛、諸比丘に告げたまひて舍衛城に依止せる比丘を皆悉く集めしめ、(十)利を以ての故に制戒したまはく、「……乃至、已に開ける者は當に重ねて聞くべし」。

「諸比丘あり、城若しは聚落到依止して住し、他家を汗し惡行を行じ、他家を汗すを亦見亦聞き、惡行を行するを亦見亦聞かんに、諸比丘、應に是の比丘に語りて言ふべし、長老、汝等は他家を汗し惡行を行じ、他家を汗すを亦見亦聞き、惡行を行するを亦

【二二】點慧。わるがしこき智慧なるも今は明智の意に解すべし。

【二三】城。聚落。四分には聚落城邑とし、巴利文には *paṭṭamaṃ vā nigamaṃ vā upanissayaṃ* とせり。五分律は聚落とあるのみ。註(一)の三五)城邑聚落の下及び註(三〇)二八)聚落の下参照。  
 【二四】汚家惡行(Kuladusskā paṇṇaṃnāraṅgā)。

し是れ惡王なり、愛顧怖癡に隨へば」と。

佛、諸比丘に告げたまはく、「時に王家の狗とは、今の闍陀・迦留陀夷比丘是れなり。餘の狗とは、今の餘の六群比丘是れなり。爾時に驅はれて、二狗を驅はざるを以ての故に、非理に非謗せり。今日驅はるゝも亦復是の如し、闍陀・迦留陀夷比丘驅はれざるを以ての故に、非理に僧を謗れるなり」と。

〔二二五〕 諸比丘、佛に白して言さく、「世尊、云何が是の闍陀比丘を衆人、知事に安處せんと欲して、而も阿難聽さざりしや」。佛、諸比丘に告げたまはく、「是の闍陀比丘、但に今日還して知事たらしめんと欲せしと欲するも、阿難聽さざりしのみにはあらじ、過去世の時已に曾て擧げて王たらしめんと欲せしも、阿難は聽さざりき」。諸比丘、佛に白して言さく、「世尊已に曾て爾りしや」。佛言はく、「是の如し」。「唯願はくは聞かんと欲す」。佛言はく、「過去世の時、雪山根底曲山擁中に、向陽暖處あり、衆鳥類ありて其中に雲集し、便ち共に議して言はく、「我等今日當に一鳥を推擧して王と爲し、衆をして、畏難して非法を作さざらしむべし」。衆鳥言はく、「善からん、誰か應に王たるべき」。一鳥ありて言はく、「當に 鶻鵠を推すべし」。一鳥ありて言はく、「不可なり、何を以ての故に、脚高く頸長くして、衆鳥脱し犯さんに我等を啄み惱まさん」。衆咸言はく、「爾り」。復、一鳥ありて言はく、「當に鶻を推して王と爲すべし、其色絶白にして衆鳥の敬ふ所たり」。衆鳥復言はく、「此れ亦不可なり、顔貌白しと雖、頸長くして且つ曲れり、自の頸道からずして安んぞ能く他を正さん」。又復言はく、「正に孔雀あり、毛衣彩飾して觀る者をして目を悦ばしむ、可して應に王と爲すべし」。復言はく、「不可なり、所以は何、毛衣好なりと雖而も慚愧なし、毎に舞ふ時に至りて醜形出現す、是故に不可なり」。一鳥ありて言はく、「柔梟を應に王と爲すべし、所以は何、晝は則ち安靜に夜は則ち勤伺して我等を守護すれば、王者と爲すに堪へん」。衆咸言はく、「可なり」と。爾時一鸚鵡鳥あり、一處

僧殘戒を明すの餘

二二九

〔二二五〕 闍陀比丘本生譚。  
〔二二六〕 知事。伽藍に住して法事僧事を典知する比丘。

〔二二七〕 雪山根底曲山擁中。解し難きも、雪山の麓、山に取り圍まれたる中にとの意味ならんか。

〔二二八〕 向陽暖處。日あたりよき處との意ならん。

〔二二九〕 畏難。おそれはゝかる意。

〔二三〇〕 鶻鵠。鶻はまなづる。鶻は白鳥にして雁より大、天鶴ともいひ、翔ること極めて高く、而も善く歩む。鶻の一種を鶻鵠といひしなり。

〔三三〕 原漢文には、可應爲王とあり。可は許諾の意。



や。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、六群比丘に告げたまはく、「此は是れ惡事なり、汝聞かずや、世尊は常に諫め易きを讚歎して、諫め難きを呵責せるを。汝今云何が諫め難くして、執持して捨てざるや。六群比丘、此は法に非ず、律に非ず、佛の教の如くに非ず、是を以て善法を長養すべからず」と。

諸比丘、佛に白して言さく、「世尊、云何が此の六群比丘は闍陀・迦留陀夷を驅出せざりしを以ての故に、非理に僧を謗りしや」。佛言はく、「此の六群比丘は但に今日非理を以て僧を謗れるのみにあらず、過去世の時、已に曾て非理に僧を謗りしや」。諸比丘言さく、「已に曾て爾りしや」。佛言はく、「曾て爾りき」。諸比丘言さく、「唯願はくは聞かんと欲す」。佛言はく、「過去世の時、城あり波羅奈と名け、國を伽戸と名けぬ。時に王家に二狗を畜養して、金銀の鎖を以て繋ぎ、食するに寶器を用ひ、夜は則ち解き放ちて門戸を備守せしめぬ。時に王、頭痛の病を得、十二年を経て療治せしも差えざりしが、後漸く差ゆるを得たりき。時に王、眠中に於て狗の吠聲を聞き、王即ち驚き覺むるに頭痛便ち増せり。王、侍者に問ふらく、「向には何等の聲ぞ」。答へて言さく、「狗吠なり」。王即ち瞋怒し、侍者に教勅して、現狗を驅出せしむるに、即ち教の如くに驅出したりき。時に一狗ありて驅者に問うて言はく、「何故に我れを驅ふや」。驅者答へて言はく、「王の病小しく差えたるに、眠中、狗吠の聲を聞いて驚き覺めしに病を増せり、是故に汝を驅ふなり」と。狗復問うて言はく、「一切の狗を盡く驅出せらるゝや」。答へて言はく、「盡く驅出す」。又問ふ、「王家の二狗も亦驅はるゝや」。答へて言はく、「王家の二狗は驅はず、餘は盡く驅ふなり」と。狗便ち瞋恚して言はく、「是王は無道なり、愛に隨ひ、瞋に隨ひ、怖に隨ひ、癡に隨へり」と。狗即ち頰を説いて曰はく、

「若し狗を以て患ひと爲さんには、一切應に驅出すべし、而して今盡く驅はざるは、是れ王の無道たるを知らん。家に自ら二狗を養ひ、遣らずして獨り我れを驅ふ、當に知るべし。

【二三】六群比丘本生譚。

【二三】現狗。明本に見狗とす。今の、その狗を驅出せよとの意なるべし。或はそこに現在する凡ての狗を驅出せよとの意ならんか。現と見とは同音寫に過ぎず。

りて屏處にて三諫し、多人中にて三諫し、僧中にて三諫して此事を止めしむべし」と。屏處にて問うて言はく、「汝等實に闍陀比丘・迦留陀夷を以ての故に非理に僧を誘りて、愛に隨ひ、瞋に隨ひ、怖に隨ひ、癡に隨ひて、俱に共に罪を犯せるに、驅出せる者あり驅(出)せざる者あり」と言ひしや。答へて言はく、「實に爾り」。即ち屏處にて諫めて言ふべし、「長老、非理を以て僧を誘ること莫れ、何を以ての故に、衆僧は愛に隨はず、瞋に隨はず、怖に隨はず、癡に隨はず、同罪に於て驅出せる者ありて驅出せざる者あることあらじ。汝等、愛に隨ひ、瞋に隨ひ、怖に隨ひ、癡に隨うて語言すること莫れ。長老、我れ今慈心もて汝を諫むること饒益の故なれば、當に此事を捨つべし。一諫已に過ぎぬ、餘は二諫の在るあり」と。若し捨てずんば第二第三亦是の如くに諫め、及び多人中にて三諫し、猶ほ復止めざらんには僧中にて求聽羯磨を作すなり。羯磨人は應に是説を作すべし、

「大德僧聽きたまへ、是の六群比丘は非理を以て僧を誘り、已に屏處に於て三諫し、多人中にて三諫せしも止めず、若し僧、時たらば當に僧中に於て三諫して此事を止めしめ

たまへ」と。

即ち僧中に於て是の比丘に問ふて(言はく)、「汝實に非理に僧を誘りて、已に屏處に於て三諫し、多人中にて三諫せしも止めざりしや。答へて言はく、「實に爾り」。僧は應に諫めて言ふべし、「長老、非理を以て僧を誘ること莫れ、何を以ての故に、僧は愛に隨はず、瞋に隨はず、怖に隨はず、癡に隨はず、同じく罪を犯せしに、驅出せる者ありて驅(出)せざるものあることあらじ。今僧、慈心もて汝を諫むるは、饒益の故なれば、當に此事を捨つべし。一諫已に過ぐるも二諫の在るあり、若し止めざらんには第二第三諫せん」と。第二第三も亦是の如く諫むるに、猶ほ故ほ止めざりしかば、諸比丘は是の因縁を以て具に世尊に白さく、「六群比丘を已に屏處にて三諫し、乃至、僧中にて三諫せしに猶ほ故ほ止めざりき」と。佛言はく、「六群比丘を呼び來れ」。來り已りて佛、六群比丘に問ひたまはく、「汝實に非理に僧を誘り、已に屏處にて三諫し、乃至、僧中にて三諫せしに故ほ止めざりし



さる」。衆僧彼れに語りて言はく、「是の二比丘は一由旬に於て僧を迎へて懺悔し、僧已に悔を聽せり。三文陀達多、摩醯沙達多是、走りて王道聚落到に到れり。汝等は現在しつゝ、既にして僧を迎へて懺悔せず、又復走らず、故に羯磨を作して驅出せるなり」。彼れ復是言を作さく、「長老、僧は今愛に隨ひ、瞋に隨ひ、怖に隨ひ、癡に隨へり、俱に共に同罪なるに、驅出せる者あり驅(出)せざる者あり」と。諸比丘は復諫めて(言はく)、「長老、非理を以て僧を誘ふこと莫れ、僧は愛に隨はず、瞋に隨はず、怖に隨はず、癡に隨はず、同罪に於て驅出せる者あり驅(出)せざる者あることあらじ」。諸比丘、是の如く諫むる時彼れ故ほ止めず、復第二第三諫するも堅持して止めざりき。尊者阿難、諸優婆塞の爲に隨順説法して其れをして歡喜せしめ、衆僧を供養すること還復前の如くなりき。尊者阿難及び諸大衆、舍衛に還らんと欲するに、時に諸比丘、尊者阿難に白さく「今僧悉く還らば是の僧伽藍は、誰に與へて典知せん」。阿難言はく、「誰か應に任知すべき」。諸比丘言はく、「長老闍陀、應に住すべきなり」。阿難復言はく、「闍陀は先に已に過あれば他をして不信を生ぜしめん、何ぞ留住すべけんや」とて、便ち更に餘の比丘を安じ已れり。尊者阿難、舍衛城に還り、世尊の足を禮して一面に於て立つに、世尊知りて而も故に問ひたまはく、「阿難、汝等已に黒山聚落到に於て驅出羯磨を作せりや」。答へて言さく、「已に作せり、世尊。闍陀比丘、迦留陀夷比丘は一由旬に於て僧を迎へて懺悔し、三文陀達多、摩醯沙達多は即ち便ち走りて王道聚落到に到れり。餘の諸比丘は來りて懺悔せず、復走り去らざりしかば、衆僧爲に驅出羯磨を作せり。彼れ、闍陀、迦留陀夷の驅出せられざるを見て、便ち非理を以て僧を誘りて言はく、「僧は愛に隨ひ、瞋に隨ひ、怖に隨ひ、癡に隨ひて、同じく共に罪を犯せるに、驅出せる者あり驅(出)せざる者あり」と。佛、比丘に告げたまはく、「是の六群比丘は非理を以て僧を誘りて言はく、「愛に隨ひ、瞋に隨ひ、怖に隨ひ、癡に隨ひて、同じく共に罪を犯せるに、驅出せる者あり驅(出)せざる者あり」と。是語を作さば汝當に去

【三】隨愛・隨瞋・隨怖・隨癡  
 (Chantagati dosagati mo-  
 hāgati bhayagati) 隨怖隨癡  
 は巴利文には隨癡隨怖となれるも、いづれも一連の語にして、不公平なる處置なりとて難する言葉なり。

【三】僧伽藍 (Sangharama)。  
 僧房なり。  
 【三】任知。宋・元・明・宮本には住知とせり。次下に應住とある故に住知の方正しかるべし。知は典知の義にして、あづかりわきまふる意なり。

未だ曾て驅出羯磨を作すを聞かず、當に阿難に隨うて彼の聚落到り、驅出羯磨を作すを聽くべし」と。(即ち)前の三十人を并せて、六十比丘の大衆を合せて去りぬ。時に六群比丘、尊者阿難、六十人と與に眷屬を俱にして來り、我が爲に驅出羯磨を作すと聞いて、即ちに恐怖を生ぜり。時に三文陀達多・摩醯沙達多是走りて王道聚落到り、長老闍陀・迦留陀夷は便ち一由旬に尊者阿難を迎へて即ち懺悔して言はく、「長老、我が所作、善にあらすして諸の過惡を犯ぜり、今より已去敢て復作さざらん」と。爾時、衆僧其の懺悔を受けぬ。尊者阿難前んで聚落到るに、彼の二人已に懺悔し、二人は已に走り去りしかば、餘に、殘住せる者あり、爲に驅出羯磨を作せり。世尊は衆羯磨・羯磨衆を聽したまはざるが故に、二人三人に爲に羯磨を作すなり。羯磨せんに應に是説を作すべし。

【二四】大德僧聽きたまへ、是の某甲比丘等、此の聚落到るに於て身非威儀を數作して止めず、道俗悉く知りぬ。若し僧、時たらば、僧當に某甲比丘等の爲に身非威儀の故に驅出羯磨を作すべし。白すること是の如し。

【二五】大德僧聽きたまへ、是の長老某甲比丘等、身非威儀を數數して止めず、道俗悉く知りぬ。僧、今某甲比丘等の爲に驅出羯磨を作さんとす、諸大德、某甲比丘等の身非威儀に驅出羯磨を作すことを、忍するや、忍せんには默然したまへ、若し忍せざらんには便ち説きたまへ」と。

是の初羯磨を説き竟り、第二第三亦是の如くにして、僧已に某甲比丘等の身非威儀の與に驅出羯磨を作し竟りぬ、僧は忍したまへり、默然するが故に、是事是の如くに持つ」と説くなり。是の如く口非威儀、身口非威儀も亦是の如し。身害、口害、身口害も亦是の如し。身邪命、口邪命、身口邪命も亦是の如し。白三羯磨を説き、羯磨し已るに、是の六群比丘の驅出せらるゝ者、諸比丘に語りて言はく、「闍陀比丘、迦留陀夷比丘も亦非法を行せるに、何故に獨り我れを驅り出して彼れを驅ら

僧殘戒を明すの餘

二二五

【二四】一由旬。註(二)の一四六參照。

【二五】殘住。六群比丘中、三文陀達多と摩醯沙達多とは逃走し、闍陀と迦留陀夷とは懺悔せる故に、殘住者は馬師と滿宿となるべし。

【二六】衆羯磨。衆比丘が羯磨するを禁ずる意にして、二三人を選出せられたる一人に限るなり。

【二七】羯磨衆。衆比丘に羯磨するを禁ずる意にして、二三人を限度とす。二三人を超ゆるを聽さざるなり。

【二八】道俗。出家と在家なり。【二九】忍(Khanti)。承認し許容する意。

【一〇】白三羯磨。白(Verbal)と三たび羯磨(Kamma)を唱告する故に白三羯磨といひ、或は白も羯磨なる故に白四羯磨ともいふ。註(二)の二二參照。



きて、「定んで是れ悪人ならん、我れ何ぞ以て食を與へんや」とて、復入るを聽さざりき。然して後、便ち身邪命・口邪命・身口邪命を作せり。「身邪命」とは、水瓶・木器を作りて賣り、酥を盛る革囊・繩索・結網・縫衣を作り、餅を作りて賣ることを學ひ、醫藥を賣ることを學ひ、人の爲に、信を傳へ、是の如くにして種々に食を求むるを、是れを「身邪命」と名く。「口邪命」とは、呪を誦して術を行じ、呪蛇・呪龍・呪鬼・呪病・呪水・呪火、是の如くにして種々に食を求むるを、是れを「口邪命」と名く。「身口邪命」とは、手に自ら火を然し、口に呪術を説き、手に酥油を灌ぎて芥子を灑散す、是の如くにして種々に食を求むる、是れを「身口邪命」と名く。時に黑山聚落の諸の優婆塞、舍衛城に來詣して官事を料理し、官事訖りて、已にして世尊に往詣し、佛足を頂禮し已りて却いて一面に住し、佛に白して言さく、「世尊、我れは是れ黑山聚落の優婆塞なり、六群比丘は彼の間在りて住し、彼の聚落に於て諸の非法を作せり」と。廣く説くこと上の如くにして（言さく）、「唯願はくは世尊、當に之れを約勅したまふべし、彼に在りて住せざらしめんには善からん」と。

爾時、世尊、優婆塞の爲に隨順説法し、示教利喜したまひ已るに足を禮して去りぬ。爾時、世尊、阿難に告げて言はく、「汝、黑山聚落に往いて六群比丘の爲に、驅出羯磨を作せよ」と。爾時、阿難、佛に白して言さく、「我れ敢て去かじ」。佛言はく、「何故なりや」。阿難答へて言さく、「世尊、六群比丘は躁性にして強暴なり、我れ若し往かば、譬へば、甘蔗田人の、車に乗り甘蔗を載せて歸るに、諸の童子の輩、村外に逆へ出で、甘蔗を捉へて亂取し外に就りて啖食せんが如し。彼の六群比丘も亦復是の如し。我れ往くと聞かば道邊に逆へ來りて非法事を作し、或は能く我が爲に驅出羯磨を作さん、是故に去き難し」。佛、阿難に告げたまはく、「汝、三十人衆と俱に去け、能く彼れを伏するに足らん」。是の時、阿難は三十人と與に、前後に圍遶せられて往いて黑山聚落に到りぬ。復、三十比丘あり、尊者阿難往いて黑山聚落に到らんとするを聞いて、自ら相謂ひて言はく、「我れ

【一〇】信。使者となること。

【一〇】咒(Dharana)。禪定によりて秘密語を發し、不測の神驗を有するを咒といふ。

【二】阿難。註(一〇一〇)參照。本律及び五分・十誦・有部の四律は阿難とするも四分と巴利律とは舍利弗・目連(Shriputamoggalāna)を遣はして驅出せしむとせり。  
 【三】驅出羯磨。驅出羯磨なり。註(五一)參照。  
 【三】甘蔗田人。田人は農家なり。

走り來り走り去り、跳行し跳躍し、倒行し匍匐し、盆を扣いて戲笑し、遞ひに相擔負して、是の如き比の種々の身戲を作すなり。口非威儀とは、象鳴、駝鳴、牛鳴、羊鳴、長聲、短聲、或は相に耳に吮し、是の如き比の種々の音聲を作して戲笑するなり。身口非威儀とは、身をして斑駁（ふし）を擊ちて舞戲するなり。時に諸の優婆塞、比丘（の所）に來詣して禮拜聽然せんと欲するに、是の如きの事を見て心に不喜を生じ、便ち是言を作さく、「阿闍梨、沙門の法は爲す所善行にして、當に不信者をして信ぜしめ、信者をして信を増さしむべきなり。而るに今爲す所は悉く皆非法にして、更に不信をして增長せしめ、信者の心をして壞せしむ」と。六群比丘即ち瞋恚して言はく、「汝我が師たりや、我が和尚たりや、此は是れ逆理なり、我れ當に汝に教ふべきに、汝反つて我れに教へんとは」として、瞋恚増盛して身害・口害・身口害を作せり。「身害」とは、其の家中に入りて小兒を牽曳し、打拍推撲し、器物を破損し、犢子の脚を折り、刺して羊眼を壞し、市肆上に至りて種々の穀米・小麥・大麥・鹽・麩・酢・油・乳・酪を悉く和し雜へて分別すべからざらしめ、田中に苗を生じて、其の水を須うる者には水を開いて去らしめ、水を須ゐざる者には決りて中に満たさしめ、生苗を刈り殺し、熟穀を焚燒する、是れを「身暴害」と名く。「口暴害」とは、王（所）に詣りて人を論し、誣を良善に加ふる、是れを「口暴害」と名く。「身口暴害」とは、屏處に身を藏して其人を恐怖（せしめ）、無辜を牽挽するを、是れを「身口暴害」と名く。諸の優婆塞皆瞋恚して言はく、「沙門釋子は是の非法を作せり、我等今より供養を與ふること莫れ」と。時に彼の比丘、遂に鉢を持して食を乞ふに、其家見りて猶ほ故ほ食を與へて、大惜に至らざりき。諸の優婆塞は復是の要を作さく、「沙門釋子は是の暴害を作せり、我等今より門に入らしむること莫れ」と。然して後、是の比丘便ち諸の不信家に到りて食を乞ふに、初の時には食を與へしも、後續いて「優婆塞、食を斷じて與へず」と聞

僧殘戒を明すの餘

一一三三

【一〇】盆。宋・元・明・宮・聖本には、瓮の字となす。

【一一】相吮耳。吮は鳥鳴或は雉の鳴聲をいふ。僧祇律十九卷（大正藏二十二、三八〇）に

に殷耳作恐怖相とあり。耳に口よせて鳥聲をなして恐怖せしむる意なるべし。元・明本には殷の字を悚の字と爲せり。悚は恐れる貌なり。

【一二】斑駁。種々の色彩の雜れる貌。

【一三】不喜。不喜心なり。

【一四】和尚。註（二の二三）満十僧の下参照。

【一五】遂に。進んでの意として解すべきか。

【一六】大惜。宋・元・明・宮本には大苦となせり。

【一七】要。要期の略にして約束、誓約の意なり。



此事を捨つべし、一諫已に過ぐるも二諫の在るあり」と。若し捨てずんば第二第三も亦復是の如くに諫め、多人中三諫も亦是の如くにし、猶ほ止めざらんには僧中にて求聽羯磨を作すなり。白して言く、「大德僧聽きたまへ、是の某甲比丘自ら用ひて戻語せり、諸比丘、法の如く律の如くに教ふるも其語を受けず、已に屏處に於て三諫し、多人中にて三諫せしも猶ほ故ほ止めず、若し僧、時たらば當に僧中に於て三諫して此事を止めしめたまへ」と。即ち僧中にて問うて言はく、「長老、實に自ら用ひて戻語し、諸比丘、法の如く律の如くに教ふるも其語を受けず、屏處にて三諫し、多人中にて三諫せしも猶ほ故ほ受けざりしや」答へて言はん、「實に爾り」。即ち復、僧中にて諫めて言はく、「長老、自ら意を用ふることも莫れ、諸比丘は法の如く律の如くに教へ、乃至、展轉して相教ふることも、善法增長するを得るが故なり。今僧、慈心もて汝を諫むるは饒益の爲の故なり、當に僧の語を受けて此事を捨つべし。僧一諫已に過ぐるも二諫の在るあり」と。若し止めずんば第二第三諫に至りて捨つれば善し、(若し)捨てざらんには僧伽婆尸沙なり。「僧伽婆尸沙」とは、上に説けるが如し。

若し比丘、屏處三諫若しは多人中三諫の時に於て止めざらんには、諫に越毗尼罪を犯す。僧中にて諫むる時、初諫の時未だ竟らざるには越毗尼罪、羯磨説き竟らんに偷蘭罪なり。第二羯磨未だ竟らざるには越毗尼罪、説き竟らんに偷蘭罪なり。若し第三羯磨未だ竟らざるには偷蘭罪、説き竟らんに僧伽婆尸沙なり。僧伽婆尸沙罪起り已らば、屏處諫乃至僧中にての一切の越毗尼罪、一切の偷蘭罪は、皆一僧伽婆尸沙に合成するなり。中間にて止めんには、止むる處に隨うて治罪するなり。是故に世尊は説きたまへり、「若し比丘、自ら用ひて戻語し、……乃至、三諫するも捨てざらんには僧伽婆尸沙なり」と。(十二戒竟る)

佛、舍衛城に住して廣く説きたまへること上の如し。時に六群の比丘、迦尸黑山聚落に於て諸の非威儀事を作せり。(即ち)身非威儀、口非威儀、身口非威儀なり。身非威儀とは、若しは

【九七】 羯磨。宋・元・明・宮本には初とせり。次の羯磨も宋・元・明・宮本には第二とし、次の第三羯磨をも第三諫とす。

【九八】 僧殘第十三汚家惡行擯誘違諫戒。

【九九】 諸律皆舍衛城とす。僧祇律は六群比丘とするも、十誦は馬宿・耆宿、五分は頰脾・分那婆、四分は阿濕婆・富那婆沙とし、有部は阿濕薄迦・補捺伐素・半豆盧咽得迦の三苾芻とせり。巴利は Anguttara-piṇḍitika にして、十誦五分・四分と一致せり。

【一〇〇】 迦尸黑山聚落。十誦に黑山土地、五分に吉羅邑、四分に騎連、有部に枳吒山、巴利には Kāśyāpī とす。

【一〇一】 非威儀事(Amāhara)。

【若し比丘、自ら用ひて 戻語し、諸比丘、法の如く律の如くに教ふる時、便ち自ら意を用ひて是言を作さく、「汝、我が若しは好若しは悪を語ること莫れ、我れ亦汝の若しは好若しは悪を語らじ」と。諸比丘、彼の比丘を諫めて言はく、「長老、諸比丘は法の如く律の如くに教ふるなり、汝自ら意を用ふること莫れ。諸比丘汝を教へんに應に當に信受すべし、汝も亦應に法の如く律の如くに諸比丘を教ふべし。何を以ての故に、如來の弟子衆は展轉して相教へ、展轉して相諫めて、共に罪中より出すが故に善法増長するを得るなり」と。諸比丘、是の比丘を諫むる時應に是事を捨つべし、若し捨てずんば復第二第三諫せんに、捨つれば善し、若し捨てざらんには僧伽婆尸沙なり」と。

「比丘自ら用ひて戻語す」とは、闍陀比丘なり。「諸比丘、法の如く律の如く教ふ」とは、謂く戒序・四波羅夷・十三僧伽婆尸沙・二不定法・三十尼薩耆波夜提・九十二波夜提・四波羅提舍尼・衆學法・七滅諍法・隨順法にして、此の法と律とを以て展轉して相教ふるなり。復次に五衆罪法・四衆罪法・三衆罪法・二衆罪法・一衆罪法なり。復次に六作捨法も展轉して相教ふるなり。復次に波羅夷法・僧伽婆尸沙法・波夜提・乃至、越毗尼罪（に於て）實にして不實に非ず、時にして不時に非ず、饒益にして不饒益に非ず、輕語にして麁言に非ず、慈心にして 故に過を求めず、是れを「法の如く律の如くに展轉して相教ふ」と名くるなり。「是の比丘」とは、闍陀是れなり。「諸比丘」とは、謂く、一人・多人・僧（中）となり。「三諫」とは、屏處三諫・多人中三諫・僧中三諫なり。屏處（諫）とは、問うて言はく、「長老、汝實に自ら用ひて戻語し、諸比丘法の如く律の如く教ふるに、汝自身にて不可共語を作せしや答へて言はん、「實に爾り」と。即ち便ち諫めて言はく、「長老、汝自ら用ひて戻語すること莫れ、諸比丘は法の如く律の如くに教ふるなり、汝應に當に受くべし。自身にて不可共語を作すと莫れ、乃至、展轉相教せんに善法増長するを得るが故なり。我れ今慈心もて教ふるなり、汝當に

【九〇】 戻語。不可共語のことなり。



の如くに爲に飲食を作すべし」と。客婆羅門便ち即ち瞋恚して而して是念を作さく、「是の如き是の如きの子にして、他の子女を困苦せしむるとは」とて、此女に語りて言はく、「汝但速に我れを發遣せよ、我れ去る時に臨みて當に汝に一偈を教ふべし。汝、是偈を誦する時、當に汝の夫をして無言ならしむべけん」と。是女即ち夫に語りて言はく、「尊婆羅門故に遠きより來らる、宜しく早く發遣すべし」。夫即ち念じて言はく、「婦の所説の如くせん、宜しく應に早く遣すべし、久住せしむること莫れ、言語漏失せんには我れを損すること少からじ」と。便ち大に財物を與へ、婦をして食を作さしめ、自ら行いて主の爲に伴を求めぬ。婦後に於て食を奉すること訖り、已にして禮足辭別して先の偈を請ひ求むるに、即ち教へて偈を説いて言はく、

「親無くして他方に遊び、天下の人を欺誑せり、麤食是れ常法なりき、但食せよ、復何ぞ嫌ふべき」。

「今汝に此偈を與へん、若し彼れ瞋恚して食惡しきを嫌ふ時、便ち其邊りなる背面に在りて微誦し其れをして聞くを得せしめよ」と、是教を作し已りて便ち本國に還りぬ。是の耶若達多、主を送り去り已りて、食時至る毎に還復瞋恚せしかば、婦、夫の邊に於て試に其偈を誦せり。時に夫、是偈を聞き已りて心即ち喜ばず、便ち是念を作さく、「咄なり、是の老物、我が臭穢を發きぬ。是より已後常に穢語を作さん、婦、人に向うて其の陰私を説くを恐るれば」と。佛、諸比丘に告げたまはく、「時の波羅奈國の弗重醜婆羅門とは、豈に異人ならんや即ち我身是れなり。時の奴なる迦維呵とは、今の闍陀比丘是れなり。彼れ爾時に於て、已に曾て我れを恃みて他人を、執易せり、今も復是の如くに我が勢力を恃みて他人を陵易せるなり」と。

佛、諸比丘に告げたまひて、俱舍彌に依止せる比丘を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の爲に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし」。

【九二】 原漢文には、麤食是常食とあるも、宋・元・明・宮本によりて今、常法と改めたり。

【九三】 陰私。奴なりし過去の素性。

【九四】 執易。かるんじ、あなどる意。

へよ、我れ當に王家に往來すべし」と。是師なる婆羅門に男兒有ることなくして唯一女あり、便ち是念を作さく、「今、女を以て之れに妻すべし、耶若達多は常に我家に在れば便ち我子の如し」と。即ち之れに告げて曰はく、「耶若達多よ、當に我語を用ふべし」。答へて言はく、「教に從はむ」。復、之れに告げて言はく、「汝、波羅奈に還ること莫れ、常に此國に住せよ、我れ今、女を以て汝に妻さん」。答へて言はく、「教に從はむ」。即ち其女を與へて家に在くに、兒の如くにして共に生活を作し、家漸くに豐樂なりき。是の耶若達多、(その)人と爲り可き難く、婦爲に食を作すも恒に瞋恚を懷きて、甜酢醎淡生熟、口に適はしむる能はざりき。婦常に念言すらく、「脱し行人ありて波羅奈より來らば、當に彼れに従うて飲食を作す法を受け、然して後、夫主を供養することを作すべし」と。彼の弗慮醜婆羅門、具に是事を聞いて便ち是念を作さく、「我が奴、迦羅呵は逃れて他國に在り、當に往いて捉へ來るべし、或は奴を得べけん」とて、直に便ち彼國に詣りぬ。時に耶若達多、諸の門徒と與に園に詣り遊戯せんとて中路に在りしに、遙に本主を見て即ち便ち驚怖し、密に門徒に語るらく、「諸童子よ、汝等還り去りて各自ら誦習せよ」と。門徒去り已るに、便ち主の前に到り頭面に禮足して其主に白して言さく、「我れ此國に來り、大家は是れ我れの父なりと稱讚して、便ち此の國師なる大學婆羅門に投じて師と爲し、大に經典を學びたるを以ての故に、師の婆羅門は女を與へて婦と爲しぬ。願はくは尊よ、今日我事を彰すこと勿れ、當に奴直を與へて大家主に奉すべし」と。婆羅門善く世事を解せしかば、即ちに便ち答へて言はく、「汝實に我兒(の如く)ならんには、何ぞ復言ふ所あらん、但、方便を作して早く見えて發遣せしめよ」と。即ち將りて家に歸り家中に告げて言はく、「我が所親來れり」。其婦、歡喜して種々に飲食を辦へ、食を奉すること已に訖りて、小空閑の時に密に婆羅門の足を禮し、而して之れに問うて曰はく、「我れ、夫なる耶若達多に奉事するに、飲食供養常に可意ならず、願はくは今、本家に在りし時何をか食噉せし所なるかを指授したまへ、當に先法

【八七】 原漢文には是耶若達多爲人難可婦爲作食恒懷瞋恚とあり。

【八八】 所親。骨肉親戚の意なるも、今は親父をいふ。



諸の從人にして打たれし者各其主に告げぬ。時に諸の婆羅門の子盡く出で、之れを呵するに、時に呵摩油、其語を受けずして諸の婆羅門の子に答へて言はく、「汝が語に従はず、我が大家來りて我れを呵せんには當に其語を受くべし」とて、遂に打ちて止めざりければ、即ち來りて阿摩由の主に告げぬ。阿摩由の主、生れながらに天眼を得たり、(即ち)是の闇處を觀するに下に金眼の伏藏ありて其地凶なるが故に、其れをして闇にしむるのみ。即ち往いて之れを訶するに、時に奴は即ち止めぬ。佛、諸比丘に告げたまはく、「爾時の長者とは豈に異人ならんや、即ち我身是れなり、爾時の阿摩由とは、今の闇陀比丘是れなり」と。

諸比丘佛に白して言さく、「世尊、云何が是の闇陀は世尊にのみ恃怙して、他人に於て陵んじたりしや。佛言はく、「比丘よ、是の闇陀比丘は但に今日我れを恃みて他人を輕んぜしのみにはあらず、過去世の時已に曾て我れを恃みて他人を輕んじたりき。諸比丘、佛に白して言さく、「已に曾て爾りしや。佛言はく、「是の如し。過去世の時、城あり波羅奈と名け、國を伽戸と名けぬ。時に、弗盧醯大學婆羅門ありて、國王の師と爲り、常に學を五百の童子に教へぬ。時に婆羅門家に一奴を生うて迦羅呵と名け、常に使して諸童子等に供給せしめぬ。婆羅門の法として餘姓の者は、安りに聞くを得ざるも、奴は親近供養の故に其邊に在ることを得たるを以て、諸童子の爲に婆羅門法を説くに、是の奴、利根なりしかば、法を説くを聞いて言はく、「盡く能く憶持せり」と。此の奴一時諸童子と共に小しく嫌恨あり、便ち他國に走りて詐りて自ら稱して言はく、「我れは是れ弗盧醯婆羅門の子にして、耶若達多と字く」と。此の國王の師なる婆羅門に語りて言はく、「我れは是れ波羅奈國王の師なる弗盧醯の子なり、故に此に來至して、大師に投じて婆羅門法を學せんと欲す」と。師答へて言はく、「爾るべし」。是の奴、聰明なるに、本已に曾て聞いて今復重ねて聞きしかば、聞く(もの)悉く能く持せり。其師大に喜びて即ち五百の門徒、五百の童子を教授せしめて言はく、「汝、我れに代りて教

【五】 呵、呵の誤りにあらず、訶と呵は同音寫なり。

【六】 闇陀比丘本生譚その二。

【七】 弗盧醯大學婆羅門。四分律拘睺彌雜處に富盧醯修とあり。Mahāvagga X. 長壽王の本生を述ぶる中に、迦戸國王の補臣なる婆羅門即ち Karuṅko puruho. Brāhminho となり。弗盧醯なる語は或はこの Pochita を倒有名詞となして以てこの闇陀比丘本生譚を作りしにあらざるなきか。

【八】 五百の門徒五百の童子。宋・元・明の三本及び宮本には門徒五百童子とありて、門徒の上に五百の二字なし。後の文に、密語門徒諸童子汝等還去各自誦習、門徒去已便到主前とあるより考ふるに、門徒なる五百の童子の意なること明かなり。故に宋・元・明・宮本の如く、門徒の上の五百の二字は削除すべきなり。

律の如くに説くに、汝自ら不可共語を作し、乃至、已に屏處に三諫し、多人中にて三諫するも猶ほ故ほ止めざりしや」と。答へて言はん、「實に爾り」と。應に僧中にて諫めて言ふべし、

「長老、汝、悪性にして共語し難くすること莫れ、諸比丘は如法に善く所犯の波羅提木叉中の事を説くに、汝、自身にて不可共語を作すこと莫れ、乃至、如來の衆は是の如くにして増長するを得ん、所謂、共語・共説・共諫・共罪中出の故に。僧今慈心もて汝を諫むるは、饒益の爲の故なり。一諫已に過ぐるも、二諫の在るあり、當に此事を止むべし」と。

若し捨てずんば更に第二第三も亦是の如くに諫むるなり。(第二第三も亦是の如くに諫むるに)猶ほ故ほ止めざりければ、諸比丘復是事を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「闍陀を呼び來れ」と。即ち便ち呼び來るに、佛、闍陀に問ひたまはく、「汝實に悪性にして共語し難くし、…乃至、僧中にて三諫するも止めざりしや」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「闍陀よ、此は是れ惡事なり。汝常に聞かずや、我れ種々に因縁して自ら(意を)用ふるを呵責し、自ら(意を)用ひざるを譏數せるを。汝今云何が自ら(意)用ひて反戻するや、此れ法に非ず、律に非ず、是れ佛の教へに非ず、是を以て善法を長養すべからず」と。

諸比丘、佛に白して言さく、「世尊、云何が是の闍陀比丘は而も自ら意を用ひて是言を作せしや、唯佛のみ語りたまふあらば、我れ當に佛の語を受くべし」と。佛、諸比丘に語りたまはく、「是の闍陀比丘は但に今日餘人の語を受けずして但我が語を信するのみにあらず、過去世の時亦曾て是の如くなりき」。諸比丘、佛に白して言さく、「已に曾て爾りしや、唯願はくは樂ひ聞かん」。佛言はく、「是の如し。過去世の時、城あり波羅奈と名け、國を伽戸と名けぬ。爾時、一長者ありて、奴あり阿磨由と字け、性、兇惡なりき。爾時、長者、諸の婆羅門の子と園林に遊戲せしに、諸の從人の輩は皆園門の外に在りて住まりき。時に阿磨由、園門の外に在りて諸の從人を打ちしに、時に

僧殘戒を明すの餘

二二七

【八一】 原漢文には、若し捨てず更第二第三亦如是諫猶故不止諸比丘復以是事往白世尊とあり。第二第三亦如是諫の八字を二度繰返して讀むべきならん。これこの八字を遺落せしにあらざ、當時の寫經形式として略されしものと思はる。

【八二】 原漢文には、我種々因緣呵責自用譏數不自用、汝今云何自用反戻とあり。今、下の戒文に照合して自用は意を用ふることなる故に意の字を添へたり。意を用ふとは我意を張るなり。

【八三】 闍陀比丘本生譚その一。



難くし、諸比丘は法の如く律の如く教ふるも、「不可共語」を作して是の如くに言はく、「諸長老、我れに若しは好若しは悪を語ることを莫れ、我れも亦諸長老の若しは好若しは悪を語らじ。何を以ての故に、汝等皆是れ 雜姓にして我家の民吏なること、譬へば烏鳥の雜類骨を銜んで聚めて一處に在けるが如くなれば、何ぞ能く我れに佛法僧事を教へんや、皆是れ我 許なり。菩薩出家(せられし)より我れ常に隨侍して今日に至れり、唯佛のみ我れに教へんには我れ當に受持すべきなり」と。時に諸比丘は闍陀に語りて言はく、「長老、諸比丘は善く所犯の 波羅提木叉中の事を説く(を以て)、汝、自身にて不可共語を作すことを莫れ、汝の身に當に可共語を作すべし。長老よ、汝當に諸比丘の爲に説いて、法の如く律の如くに教ふべし。諸比丘も亦當に汝の爲に説いて、法の如く律の如くに教ふべし。何を以ての故に、如來の衆は是の如くにして增長するを得ればなり。所謂、共語・共説・共諫・共罪申出の故なれば、長老よ、自身にて不可共語を作すことを捨てよ」と。一諫するも捨てず、第二第三諫するも猶ほ故ほ止めざりしかば、諸比丘は是の因縁を以て往いて世尊に白さく、「長老闍陀は自身にて不可共語を作し、乃至、三諫するも止めず」と。佛、諸比丘に告げたまはく、「是の闍陀自ら不可共語を用ひ、乃至三諫するも止めずんば、汝去いて屏處に三諫し、(猶ほ)止めざらんには復、多人中に於て三諫し、復止めざらんには乃し僧中に到りて求聽羯磨を作せよ」と。應に是説を作すべし、

「大徳僧聽きたまへ、是の長老闍陀は 惡性にして共語し難くせり。諸比丘は如法に善く所犯の波羅提木叉中の事を説くに、自ら用ひて不可共語を作し、乃至、已に屏處に於て三諫し、多人中に於て三諫せしも猶ほ故ほ止めず。若し僧時到らば今、僧中に於て三諫して此事を止めしめたまへ」と。

即ち僧中に於て諫めて(言はく)、「長老闍陀よ、汝實に惡性にして共語し難く、諸比丘は法の如く

【七五】 不可共語 (Anamāyika)。佛以外のもの、調諱を拒否して語らしめざるなり。

【七六】 雜姓 (Nānātama, N. Gotta, N. Jhona, N. Kula)。闍陀は佛太子時の從者なりし故に佛は我主なり、汝等は雜姓の比丘にして王家の民吏に過ぎずとて賈高の心に住せしなり。

【七七】 許。從の義にして我が家臣、從者の意なり。

【七八】 菩薩 (Bodhisatta)。菩提即ち覺を求むる人。因位修行位を菩薩、果位の證位を佛といふ。今は成道以前の釋尊をいふ。

【七九】 波羅提木叉。註(一)の(二三)參照。

【八〇】 共罪申出。互に罪の汚れより出さしめて清淨なる僧體を成せしむる意。

【八一】 惡性 (Dubbhava-jittika)。

三衆・二衆・一衆罪に(於て)も、亦是の如くに制せざる者に制し、制せる者に便ち開するなり。復次に六作捨法に(於て)制せざる者に制し、制せる者に便ち開す、是れを「同語同見の法」と名く。諸比丘當に是の比丘を諫めて言ふべし、「長老、破和合僧を與にし勤方便して同語同見すること莫れ」と。「諸比丘、是(等)の比丘を諫むる時、是事を執して堅持す」とは、謂く六群比丘なり。「諸比丘」とは、若しは僧、若しは多人、若しは一人なり。「三諫」とは、屏處三諫・多人中三諫・僧中三諫なり。屏處諫とは、「汝、諸長老、實に破和合僧を與にし、勤方便して同語同見するや」と。答へて言はん、「實に爾り」と。復言はく、「長老、汝、破和合僧を與にし、勤方便して同語同見すること莫れ。破僧は最大の惡事なり、當に惡道に墮して長夜に苦を受くべけん。我れ今、慈心もて汝を諫む、當に是事を捨つべし。一諫已に過ぐるも二諫の在るあり」と。此事を捨つれば好し、若し捨てずんば第二第三亦是の如くに説き、多人中三諫も亦復是の如し。復、僧中に於て三羯磨諫せんに、猶ほ止めざらんには僧伽婆尸沙なり。「僧伽婆尸沙」とは、上に説けるが如し。

是の比丘、屏處にて一諫するに、止めざれば越毗尼罪にして、第二第三も亦是の如し。多人中に三諫するも亦是の如し。僧中に於て初羯磨未だ竟らざるに止めざるは越毗尼罪、説き竟るに偷蘭罪なり。第二羯磨未だ竟らざるに止めざるは越毗尼罪、説き竟るに偷蘭罪なり。第三羯磨未だ竟らざるには偷蘭罪、説き竟らば僧伽婆尸沙なり。僧伽婆尸沙罪起り已らば、屏處三諫の越毗尼罪、多人中三諫の越毗尼罪及び僧中に於ての偷蘭罪は、一切盡く一僧伽婆尸沙に共成するなり。中間に止むれば、止まる處に隨うて治罪するなり。是故に世尊は説きたまへり、「若し比丘、同意相助し、若しは一、若しは二、若しは衆多して同語同見し、…乃至三諫するも捨てざらんには僧伽婆尸沙なり」と。(十一戒竟る)

佛、俱舍彌國に住して廣く説きたまへること上の如し。爾時、長老、闍陀、惡性にして共語し

【七〇】羯磨諫。羯磨の二字は宋・元・明・宮本になし。次の文に羯磨とあるものも皆諫とせり。然れども僧中の作法は凡て羯磨作法なれば、今こゝに三羯磨諫とあるは前の屏處諫衆多人中諫と異りて羯磨作法による呵諫なることを示せるなり。

【七一】僧殘第十二惡性拒諫戒。この戒は五分・巴利・僧祇の三律以外は皆僧殘第十三條とせり。

【七二】俱舍彌國。註(六の一四六)参照。諸律の説處皆同じ。

【七四】闍陀。註(六の一四七)参照。



の好惡の事を説くこと莫れ、何を以ての故に、是れ法語の比丘、律語の比丘なり、是の比丘の所説は皆是れ我等の忍可せんと欲する事なり。是の比丘の所見(及び)忍可せんと欲する事は、我等も亦忍可せんと欲するなり。是の比丘は知りて説き、知らずして説くには非じ」と。諸比丘は是の同意の比丘を諫めて(言はく)、「長老、是語を作すこと莫れ、是れ法語の比丘、律語の比丘なり」と。何を以ての故に、是れ非法語の比丘、非律語の比丘なればなり。諸の長老よ、破僧事を助くること莫れ、當に和合僧を樂助すべし。何を以ての故に、僧和合せんには歡喜して諍はず、共に學を一にして水乳の合するが如く、如法に説かば法、照明して安樂に住せん。諸の長老よ、當に此の破僧事を捨つべし」と。是の同意の比丘を諸比丘是の如くに諫むる時、堅持して捨てざらんには諸比丘は應に第二第三諫すべし、此事を捨て(しめ)んが爲の故に。第二第三諫の時是事を捨つれば好し、若し捨てざらんには僧伽婆尸沙なり」と。

【六九】とは、提婆達多是れなり。「同語同見比丘」とは、六群比丘なり。「若しは一、若しは二、若しは衆多して同語同見す」とは、或は同語にして同見ならざるあり、或は同見にして同語ならざるあり、或は同語にして亦同見なるあり、或は同語に非ず同見に非ず。「同語にして同見に非ず」とは、言語にて相助くるも彼の見に同ぜざる、是れを「同語にして同見に非ず」と名く。「同見にして同語ならず」とは、彼の所見に同じて而も助説せざる、是れを「同見にして同語ならず」と名く。「同語にして同見なり」とは、彼の言語を助け其の所見に同するを、是れを「同語にして同見なり」と名く。「同語に非ず同見に非ず」とは、彼語を助けず亦同見ならざるを、是れを「同語に非ず同見に非ず」と名く。是中、同語にして同見にあらざると、及び同語にして同見なるとは、當に呵諫すべきなり。云何が名けて「同語同見の法」と爲すや。十二法に於て制せざる者に制し、制せる者は便ち開す、是れを「同語同見の法」と名く。復次に五衆罪に(於て)制せざる者に制し、制せる者は便ち開し、四衆

【六九】 助破僧違諫戒文解釋。

【七〇】 同語不同見と同語同見とを呵諫して、同見不同語と不同見不同語とを呵諫せざることを示す。同見即ち破僧事の見解を有するとも同語せざれば呵諫せざるなり。これ戒律は言語動作に現はれたる所に於て持犯判斷をなして單なる意業のみの上に及ばざる故なり。非同語非同見は解し易し。

ず、是を以て善法を長養すべからざるなり」と。

諸比丘、佛に白して言さく、「世尊、云何が是の六群比丘は提婆達多と共に同語同見して徒に自ら苦を受くるや」。佛、諸比丘に告げたまはく、「是の六群比丘は但に今日同語同見して徒に自ら苦を受くるのみにあらず、過去世の時已に會て是の如くなりき」。諸比丘、佛に白して言さく、「已に會て爾りしや、唯願はくは之れを説きたまへ」。佛、諸比丘に告げたまはく、「過去世の時、城あり波羅奈と名け、國を迦尸と名けぬ。空閑處に於て五百の獼猴あり、林中を遊行して一尼俱律樹に到るに、樹下に井あり、井中に月影ありて現はれぬ。時に獼猴主、是の月影を見て諸伴に語りて言はく、「月、今日死して、落ちて井中に在り、當に共に之れを出すべし、世間をして長夜に闇冥ならしむること勿れ」と。(諸伴)共に議を作して言はく、「云何が能く出さん」と。時に獼猴主言はく、「我れ出法を知る、我れ樹枝を捉へ、汝は我が尾を捉へよ、展轉相連りて乃し之れを出す可けん」。時に諸の獼猴即ち主語の如くに展轉相捉へて少しく未だ水に至らざるに、連れる獼猴重くして樹弱く枝折れて一切の獼猴は井水の中に墮ちぬ。爾時、樹神便ち偈を説いて言はく、

「是等の 駭榛獸、癡衆共に相隨ひて、坐に自ら苦惱を生じぬ、何ぞ能く世間を救はん」と。

佛、諸比丘に告げたまはく、爾時の獼猴主とは今の提婆達多是れなり、爾時の餘の獼猴とは今の六群比丘是れなり、爾時、已に會て更相に隨順して、諸の苦惱を受けたりしに、今も復是の如し」と。佛、諸比丘に告げたまひて、王舎城に依止せる比丘を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の爲に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし」。

「若し比丘、同意相助し、若しは一、若しは二、若しは衆多して同語同見して和合僧を破らんと欲するに、是の比丘を諸比丘諫むる時、是の同意の比丘言はく、「長老、是の比丘

僧殘戒を明すの餘

二二三

【六】 六群比丘本生譚。

【七】 尼俱律樹 (Nigrodharukko)。註(一の八六)尼拘律の下參照。

【六】 駭榛獸。駭はおろかなる意、榛は草木亂生する貌にして、森に棲む愚かなる獸即ち獼猴の形容なり。

【七】 坐。前の句に續けて、「共に相隨ひ坐して」として、即ち連坐(まきぞへ)の意味に解すべきか。

【六】 同意相助 (Anvattala vaggvadhala)。



じく學をいにして水乳すいじゆの合するが如く、如法にほふに説かば法ほ、照明せうめいして安樂あんらくに住せん。諸長老しよらうぢやうらうよ、破やぶ和合わがふ僧そうは是れ最大さいだいの罪にして、惡道あくだうに墮だ泥犁たいりつ中ちゆうに入りて長夜ぢやうやに苦くるを受けん。我れ今いま、慈心じしんもて汝なんぢを諫かんむるは、饒益ねうやくせんと欲するが故にして、當に我語わがごを受くべし。一諫いつかん已に過ぐるも、二諫にかんの在るあり、當に是事ぜしじを捨つべし」と。若し止めさらんには、第二だいじ第三だいさんも亦是またの如くに説き、復また、多人中たにんちゆうにて三諫さんかんせんに亦是またの如くにし、復また、止めさらんには僧中そうちゆうにて應に求聽きうてい羯磨げまを作すべし。

「大德だいとく僧聽そうていきたまへ、是の六群ろくぐん比丘びきうは提婆達多だいばだつたと與ともに和合僧わがふそうを破やぶり同語同見どうごどうけんせり。已に屏處びやうぢよに於て三諫さんかんし、多人中たにんちゆうにて三諫さんかんせしも猶ほ故ほ止めず、若し僧時そうじ到らば當に僧中そうちゆうにて三諫さんかんして止めしむべし」と。

一即ち僧中そうちゆうに於て六群ろくぐん比丘びきうに問ふて(言はく、「汝等實だいなじつに提婆達多だいばだつたと與ともに和合僧わがふそうを破やぶり同語同見どうごどうけんして、已に屏處びやうぢよにて三諫さんかんし、多人中たにんちゆうにて三諫さんかんせしに猶ほ故ほ止めざりしや」)答へて言はん、「實まことに爾り」。即ち復また諫めて言はく、「六群ろくぐん比丘びきうよ、汝等提婆達多だいばだつたと與ともに共に和合僧わがふそうを破やぶり同語同見どうごどうけんすること莫れ、破やぶ和合僧わがふそうは最も是れ惡事あくじにして、惡道あくだうに墮だ泥犁たいりつ中ちゆうに入りて長夜ぢやうやに苦くるを受けん。今僧いまそう、慈心じしんもて汝を諫むるは、饒益ねうやくの爲ための故ゆゑなれば當に僧の語を受くべし。一諫いつかん已に過ぐるも二諫にかんの在るあり、汝是事なんぢぜしじを捨てよかし」と。若し止めさらんには、第二だいじ第三だいさんも亦是またの如くに諫むるなり。(第二だいじ第三だいさん諫せるも)猶ほ故ほ捨てざりしかば、諸比丘しよびきうは復また是事ぜしじを以て具つぎに世尊せそんに白まうすに、佛言ぶつごんはく、「六群ろくぐん比丘びきうを呼び來れ」と。即ち呼び來り、來り已りて佛ぶつ、六群ろくぐん比丘びきうに問ひたまはく、「汝等實だいなじつに愚癡ぐぢの提婆達多だいばだつたと同語同見どうごどうけんして和合僧わがふそうを破やぶり、諸比丘しよびきう已に屏處びやうぢよにて三諫さんかんし、多人中たにんちゆうにて三諫さんかんし、僧中そうちゆうにて三諫さんかんせしも猶ほ故ほ捨てざりしや」)答へて言さく、「實まことに爾り、世尊せそん」。佛言ぶつごんはく、「比丘びきうよ、此は是れ惡事あくじなり、汝常に聞かずや、我れ種々に因緣いんねんして、慚愧ざんけいにして諫め難きを呵責かさくし、種々に因緣いんねんして柔軟じゆんなんにして諫め易きを讚歎さんたんせるを。汝等云何が慚愧ざんけいにして諫め難きや、此れ法ほふに非ず、律りつに非ず、是れ佛の教へに非

【六二】慚愧。たがひもどるなり。註(六の七四)参照。

佛、舍衛城に住して廣く説きたまへること上の如し。爾時諸比丘は提婆達多の爲に擧羯磨を  
 作せるに、時に初羯磨竟るも遮者あることなく、第二羯磨竟るも亦遮者あることなかりき。第  
 三羯磨の時、提婆達多是六群比丘を見て面にも是言を作さく、「六群比丘よ、汝等長夜に我れ  
 に承事し、我れと與に事に従ひしに、今衆僧我が爲に擧羯磨を作し、已に再説に至るも而も皆默然  
 たり。汝等今日我れを持して衆人に任ぬること、酪を麩に塗りて烏に與ふるが如く、酥を餅に塗り  
 て那鳩羅に與ふるが如く、油を飯に和して野干に與ふるが如し。梵行を修する者、人の爲に困ま  
 ざるゝに而も坐して之れを観るや」と。六群比丘即ち起ちて是言を作さく、「是の如し、是の如し。長  
 老は是れ法語の比丘なり、律語の比丘なり、是の比丘の所説は皆我等の忍可せんと欲する事なり、  
 是の比丘の所見(及び)忍可せんと欲する事は我等も亦忍可せんと欲す、是の比丘は知りて説き、知  
 らずして説くには非じ」と。是の時、多人の遮するありて羯磨成ぜざりき。時に諸比丘、六群比丘に  
 語りて(言はく)、「長老、提婆達多の破和合僧を作すを助けて同語同見すること莫れ、當に僧と與に  
 同事すべし。一切僧和合せんには歡喜して諍はず、共に學を以てして水乳の合するが如く、如法に  
 説かば法照明して安樂に住作せん」と。是の如く一諫せしも止めず、第二第三諫せしも猶ほ故ほ止  
 めざりしかば、諸比丘は是の因縁を以て具に世尊に白すに、佛、諸比丘に告げたまはく、「是の六群  
 比丘は愚癡の提婆達多と與に和合僧を破らんと欲して同語同見せり、已に一諫し二諫して三諫す  
 るも止めざらんには、汝、屏處にて三諫し、多人の中に於て三諫し、應に僧中にて三諫して是事を捨てし  
 むべし」と。比丘、教を受けて、即ち屏處に於て六群比丘に問ふらく、「汝等實に愚癡の提婆達多と與  
 に、和合僧を破り同語同見して黨を爲し、諸比丘已に再三諫せるも故ほ止めざりしや」。答へて言  
 はん、「實に爾り」。即ち便ち之れを諫めて(言はく)、「汝、六群比丘よ、提婆達多と與に和合僧を破り  
 同語同見すること莫れ、汝等當に僧と與に同事すべし。一切僧和合せば歡喜して諍ふことなく、同

【五四】 僧殘第十一助破僧違誅

戒。

【五二】 舍衛城。宋・元・明三本共に王舍城とせり。後の制戒の處には王舍城とある故に。

【五三】 擧羯磨。前戒の註(二七・五二)參照。

【五四】 遮者。不同意の者。

【五五】 六群比丘。註(六の一九二)參照。四分巴利には三

開達多(Samududatta)、養茶達婆(Kuṅḍavēya putta)、拘婆離(Kokkili)、迦留羅提舍(Kaṣimorakattasaka)の四

人の伴黨を緣とす。五分は助調達比丘、十誦は助破僧比丘

有部は孤迦里迦等破僧隨伴の四人とす。

【五九】 那鳩羅。猶聽。註(三の

一七)參照。

【六〇】 法語(Dhammavādi)。如法の語。

【六一】 律語(Vinayavādi)。如律の語。

【六二】 同語同見。破僧の事を語り、破僧の見解を持つなり。



は、將つひみて僧中に至りて應に求聽羯磨を作すべし。

「大德僧聽きたまへ、是の某甲比丘は和合僧を破らんが爲の故に勤方便して破僧事を執持し、已に屏處に於て三諫し、多人中に三諫せしも猶ほ故ほ止めず、若し僧、時たらば、

今僧中に於て三諫して止めしめたまへ」と。

僧中に於て復問うて言はん、「長老、汝實に和合僧を破らんが爲の故に勤方便して破僧事を執持し、

……乃至、制せざる者を制し、制せる者を便ち開せしや」。答へて言はん、「實に爾り」。即ち應に諫め

て言ふべし、「今、衆僧、汝を諫めん、長老、和合僧を破らんが爲の故に勤方便して破僧事を執持し、

……乃至、制せざる者を制し、制せる者を便ち開せり。破僧する者は最大惡深重にして、當に惡道

の中に於て長夜に苦しみを受くべし。今日衆僧、慈心もて汝を呵す、當に此事を止むべし」と。若し

捨てざらんには、復、第二第三諫も亦是の如くに説くべし。是の如く諫むる時、若し捨つれば善し、

若し捨てざらんには僧伽婆尸沙なり。「僧伽婆尸沙」とは、上に説けるが如し。

是の比丘、屏處に於て諫むる時、一諫して止めざれば越毗尼罪を犯ぜん、第二第三も亦是の如し。

多人中に於て諫むる時、一諫して止めざれば越毗尼罪を犯ぜん、第二第三諫の時も亦是の如し。僧中

に至りて初諫の時、説くこと未だ竟らざらんには越毗尼罪、説き竟らんには偷蘭罪なり。第二諫

(の時)、説くこと未だ竟らざらんには越毗尼罪、説き竟らんには偷蘭罪なり。第三諫(の時)、説く

こと未だ竟らざらんには偷蘭罪にして、説き竟らんには僧伽婆尸沙を得るなり。僧伽婆尸沙起り

已りて、屏處諫・多人中諫・及び僧中諫の諸の越毗尼罪と諸の偷蘭罪とは、一切盡く一僧伽婆

尸沙に合成するなり。若し中間にて止まれば、所止の處に隨うて治罪するなり。是故に説きたまへ

り、「若し比丘、和合僧を破らんと欲するが故に、勤方便して破僧事を執持し、……乃至、三諫するも

捨しざらんには僧伽婆尸沙なり」と。(第十戒竟る)

祇第二十四卷に至りて註すべし。

【一】折伏羯磨 (Tajjanīya-kamma)。自ら高ぶり、善弊鬼神、無義語、非時語、麁弊に親附せざるの五法成就せる時にこの羯磨を加す。

【二】不語羯磨。不共語羯磨にして、折伏羯磨を加せる後に隨順行せずして數々犯時する時この羯磨を加す。僧祇と十誦にあるのみ。

【三】發喜羯磨 (Patisamphīya kamma)。道不至白衣家羯磨に相當し、父母を恭敬し沙門・婆羅を恭敬し、五戒堅持せる在家の信者を比丘若し罵り損減せる時にこの羯磨を加す。

【四】擯出羯磨 (Pabbāṅgīya kamma)。汙家惡行の比丘に對して其住處より擯出して他に移住せしむる羯磨。

【五】舉羯磨 (Ukkhepanīya kamma)。不見罪舉羯磨ともいひ、犯罪しつゝ、犯罪を否認するものに對して加する羯磨。

【六】別住羯磨 (Pṭivāsa)。註(五の二九)參照。

第三諫すべし、是事を捨て(しめ)んが爲の故に。第二第三諫の時、是事を捨つれば好し、若し捨てざらんには僧伽婆尸沙なり。

「比丘」とは、上に説けるが如し。「和合僧」とは、別業ならざるなり。諸比丘復鬪諍して更相に道説すと雖、但し一界・一衆・一處住・一布薩自恣の故に名けて和合僧と爲すなり。幾許を齊りて、當に和合僧を破らんとて勤方便して破僧事を執持すと言ふべきや。若し比丘、十二事(即ち戒序・四波羅夷・十三僧伽婆尸沙・三不定・三十尼薩耆波夜提・九十二波夜提・四波羅提提舍尼・衆學法・七滅諍法・隨順法に於て、制せざる者を制し、制せる者を便ち開す、是れを破和合僧事と名く。復次に五衆罪に於て、制せざる者を制し、制せる者を便ち開す、是れを破和合僧事と名く。復次に四衆罪に於て、制せざる者を制し、制せる者を便ち開す、是れを破和合僧事と名く。復次に三衆罪・二衆罪・一衆罪・即ち四波羅夷に於て、制せざる者を制し、制せる者を便ち開す、是れを破和合僧事と名く。復次に六作捨法あり、折伏羯磨、不語羯磨、發喜羯磨、擯出羯磨、擧羯磨、別住羯磨なり、此の六作捨法に於て制せざる者を制し、制せる者を便ち開す、是れを破和合僧事と名く。破和合僧の比丘とは、提婆達多の如きなり。「諸比丘」とは、若しは一、若しは二、若しは衆多、若しは衆僧なり。「三諫」とは、屏處三諫、多人中三諫、僧中三諫なり。屏處三諫とは、問うて言はく、「長老、汝實に和合僧を破らん(と欲する)が故に、勤方便して破僧事を執持し、乃至、十二法に於て、制せざる者を制し、制せる者を便ち開せしや」。答へて言はく、「二に爾り」。是の比丘即ち便ち諫めて言はく、「長老、汝、和合僧を破らんが爲の故に、勤方便して破僧事を執持し、十二事に於て制せざる者を制し、制せる者を便ち開せり。破僧する者は此は是れ大罪にして、惡道に墮して泥犁中に入り長夜に苦しみを受けん。我れ今慈心もて汝を諫むるは、僥益の故なれば我語を受けよ。一諫已に過ぐるも餘の二諫の在るあり、此事を捨つるや不や」と。若し捨てざらんには第二第三も亦是の如くにし、多人前三諫も亦是の如くにし、復止めざらんには

僧殘戒を明すの條

二〇九

【一六】別業。分離して別に徒黨を組織して戒と見と利とを異にするもの。  
【一七】道説。口論して互に言ひ説くなり。  
【一八】一界(Āramasīma)。一結界地内に在るなり。  
【一九】一衆。別業ならずして和合するなり。  
【二〇】一處住(Ānāpānāyāvatika)。一布薩自恣。布薩を一にし、自恣を一にするなり。同一界内の僧衆は布薩自恣の時悉く集り來るべく、別布薩別自恣をゆるさざるなり。布薩は註(二の五四)、自恣は註(四の二四八)参照。  
【二一】五衆罪。僧祇(二〇)に五衆罪とは波羅夷・僧伽婆尸沙・波夜提・波羅提舍尼・越毗尼罪なりとあり。五衆罪(ゴヒンザイ)のことにして、善見律(一)には種々戒母と稱せり。  
【二二】四衆罪。五衆罪中の第五越毗尼罪を除ける他の四篇罪。  
【二三】三衆罪。五衆罪中の第四波羅提舍尼を除ける他の三篇罪。從つて一衆罪は即ち四波羅夷なり。  
【二四】六作捨法。宋・元・明三本には作六捨法とす。捨法とは下意調伏せしむる法、即ち教團に於ける治罰法なり。僧



干來りて地の殘水を飲むに、唯、野干主のみ罐中の水を飲みて然して後撲き破るを見たりき。見已りて便ち是念を作さく、「正に是の野干こそは我が福徳の井に於て而も留難を作せるなり」と。便ち木罐を作りて堅固にして破れ難く、頭を入れること易くして頭を出すこと難からしめ、持して井邊に著け、杖を捉へて屏處にて之れを伺へり。行人飲み訖り、暮に向うて野干群集して前の如く地の殘水を飲むに、唯、野干主のみ罐中の水を飲み訖りて便ち地に撲くに破れしむる能はざりき。時に婆羅門、杖を捉り、來り出で、野干を打ち殺しぬ。時に空中に天あり、此偈を説いて言はく、

一知識 慈心もて語るに、俱候して諫を受けず、守頑にして此禍を招き、自ら其の身命を喪へり、是故に癡野干、斯の木罐の苦に遭へり」と。

佛、諸比丘に告げたまはく、「爾時の野干主とは今の提婆達多是れなり、時の群野干とは今の諸比丘にして提婆達多を諫めたる者は是れなり。比丘當に知るべし、過去の時に於て已に曾て知識の諫語を受けずして自ら身命を喪ひぬ、今復諸比丘の諫めを受けずして當に惡道に墮して長夜に苦しみを受くべし」と。

佛、諸比丘に告げたまひて、舍衛城に依止せる比丘を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の爲に制戒したまはく、「乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし、

「若し比丘、和合僧を破らんと欲するが故に勤方便して破僧事を執持して、故に共に諍はんに、諸比丘、是の比丘に語りて言はく、「長老、和合僧を破らんが(爲の)故に勤方便して破僧事を執持して、故に共に諍ふこと莫れ、當に僧と與に事を同じくすべし。何を以ての故に、和合すれば僧、歡喜して諍はず、共に學を一にして、水乳の合するが如く、如法に説かば法、照明して安樂に住せん。長老、此の破僧の因縁事を捨てよ」と。是の比丘、諸比丘の是の如くに諫むる時、是事を堅持して捨てざらんには、諸比丘は應に第二

【一〇】留難。といこほりきはること、即ち障礙なり。

【一一】知識。知人なり。

【一二】俱候。たがひもどりに聽從せざるなり。

【一三】舍衛城。宋・元・明・宮本には皆王舍城とす。戒縁起の處には王舍城とあれば、舍衛城は誤まりなるべし。

【一四】歡喜不諍 (Sammādi-māna)。一學 (Ekuddāsa)。見・戒を共にして和合住すること。

【一五】水乳。乳と水との善く調合しうるが如くにとの意。

【一六】安樂住 (Pāṇāvohāra)。

も)猶ほ故ほ止めざりしかば、諸比丘は復是事を以て往いて世尊に白さく、「是の提婆達多是已に屏處に於て三諫し、多人中に於て三諫し、僧中に於て三諫せしも、此事猶ほ故ほ捨てざりき」と。佛、諸比丘に語りたまはく、「是の提婆達多癡人、和合僧を破らんとて勤方便して破僧事を執持し、已に屏處にて三諫し、多人中に於て三諫し、僧中に於て三諫せしに此事猶ほ故ほ捨てざらんには、僧は應に與に擧羯磨を作すべし」と。

諸比丘佛に白して言さく、「世尊、云何が是の提婆達多是諸比丘の諫を受けずして自ら苦惱を受くるや」。佛、諸比丘に告げたまはく、「但に今日他語を信ぜずして自ら苦惱を受くるのみにあらず、過去世の時より已に會て是の如くなりき」。諸比丘、佛に白して言さく、「已に會て爾りしや」。佛言はく、「是の如し。過去世の時、城あり波羅奈と名け、國を伽戸と名けぬ。時に一婆羅門あり、曠野の中に於て義井を造立して、放牧・取薪草人行來者の爲にせしに、皆井に就いて飲み並に洗浴したりき。時に日、暮に向うて、群野干あり、來りて井に趣き地の殘水を飲みぬ。野干の主あり、地水を飲まずして便ち頭を罐中に内れて水を飲み、水を飲み已りて罐を戴いて高く擧げ、瓦罐を撲き破るに罐口猶ほ其頸を貫けり。諸の野干輩、主の野干に語るらく、「若し濕樹葉にて用ふ可くんば、常に當に之れを護るべけん。況んや復此罐、行人を利益するをや」。野干主言はく、「我れ是事を作して樂しむなり、但當に快心なるべきのみ、那ぞ他事を知らん」。時に行人、婆羅門に語るらく、「汝が井上の罐已に破れぬ」と。復更に之を著くるに、猶ほ前法の如くに野干の破る所と爲り、是の如きこと一に非ずして、乃し十四罐を破るに至り、諸の野干輩數々之れを諫むるも猶ほ語を受けざりき。時に婆羅門便ち自ら念言すらく、「是れ誰なるぞ、我が福德の義井に於て障礙を作す者は。今當に往いて其の所以を觀知すべし」とて、即ち罐を持して、往いて井上に著け、屏處に於て微に伺うて之れを見るに、諸の行人は水を飲みて而も去りて罐を破る者なかりしが、日、暮に向ふに至りて群野

僧殘戒を明すの餘

二〇七

麗本に従うて如法説の三字を省略せざるなり。  
 【三】原漢文には、異句異字異味異義各異文辭説自誦習亦敬他とあり。  
 【四】屏處・多人中・僧中三諫、屏處は一比丘が密かに三諫し、多人中は三人以下の中に於て三諫し、僧中は四人以上の比丘の中に於て三諫するを意味す。  
 【五】泥犁。註(一の一四七)地獄の下參照。  
 【六】劫。註(一の六八)參照。  
 【七】求聽羯磨。僧中に於て三諫することの同意(聽羯磨)を求むるなり。註(六の一一九)參照。  
 【八】擧羯磨(Ukhepanaiya-kamma)。罪を摘發して比丘の資格を停止する羯磨、即ち僧殘罪に決する羯磨なり。  
 【九】提婆達多本生説。  
 【一〇】群野干。多くの狐。





尼心悔なり。是故に説きたまへり、「若し比丘、瞋恨不喜にして、故に異分中の小々事を以て、……乃至、瞋恨に住せしが故に説けり」と(言はんには)僧伽婆尸沙なり」と。(九戒免る)

九、王舍城に住して廣く説きたまへること上の如し。是時、提婆達多、和合僧を破らんと欲するが故に勤方便して、破僧事を執持し、十二修多羅(即ち)戒序・四波羅夷・十三僧伽婆尸沙・二不定法・三十尼薩耆波夜提・九十二波夜提・四波羅提提舍尼・衆學法・七滅諍法・隨順法に於て、制せざる者を制し、已に制せる者は便ち、九か、開し、乃至、在家・出家と行法を共にし、所謂、九部經、(即ち)修多羅・祇夜・授記・伽陀・優陀那・如是語經・本生經・方廣・未曾有法の此の九部經に於て、更に異句・異字・異味・異義を作し、各々文・辭・説を異にして、自ら誦習し持し、亦他を教て誦持せしめぬ。時に諸比丘は提婆達多に語るらく、「汝、方便を作して和合僧を壞すること莫れ、破僧事を執持すること莫れ、汝、和合僧を破らんが爲の故に勤方便すること莫れ、破僧事を以て共に諍ふこと莫れ。長老、當に僧と與に事を同じくすべし。何を以ての故に、僧和合すれば歡喜して諍はず、共に學を一にして水乳の合するが如く、三に法に説かば法、照明して安樂に住せん」と。是の如く一諫せしも止めず、第二・第三諫せしも亦復止めざりしかば、諸比丘は是の因縁を以て往いて佛に白して言さく、「世尊、提婆達多は和合僧を破らんと欲するが故に、勤方便して破僧事を執持し、戒序より乃至九部法に至るまで、異句・異字・異味・異義を作し、各々文・辭・説を異にして自ら誦習し亦他を教て(誦習せしめぬ)。時に諸比丘一諫せしも止めず、二諫三諫せしも猶ほ故ほ止めざりき」と。佛、諸比丘に告げたまはく、「若し是の提婆達多愚癡人、和合僧を破らんと欲するが故に勤方便して破僧事を執持し、乃至九部法に至るまで異句・異字・異味・異義を作して各々文・辭・説を異にし、三諫するも止めざらんには、汝去いて應に當に屏處にて三諫し、多人中にて三諫し、僧中にて三諫して是事を捨てしむべし」と。比丘屏處にて諫むるには應に是説を作すべきなり、

僧殘戒を明すの條

- 【九】 僧殘第十破僧違諫戒。
- 【一〇】 王舍城。諸律皆同じきも、四分五分の二律のみは諸經種子出家並に阿那律・難提等の出家、及び阿闍世・提婆の反逆を説けり。
- 【一一】 提婆達多(Devadatta)。
- 【一二】 佛の從弟にして阿難の兄なり。釋尊の教團に對して反逆せる大比丘なり。
- 【一三】 和合僧(Samagga saṅgha)。
- 【一四】 和合僧法の略。同一の戒を持ち、同一の見解を持ち、同一に利養を受けて僧衆調和して修道するを和合僧といふ。
- 【一五】 破僧事(Bhedanusavatanhika adbhikānaṃ)。
- 【一六】 教團を分離するに到らしむべき教義・禁戒等の事。
- 【一七】 十二修多羅。修多羅(Sutta)は經と譯さる。後十二事といひ十二法とあり、戒本には波羅提木叉經中とあるより見て今は戒經を意味すと考へらる。戒本の註釋とAntyābhāṅgaと云ふが如し。但し十二の數は解し難し。僧祇律卷十四には十修多羅とせり。戒序・四波羅夷乃至隨順法までにて十を數へるのみ。或は隨順法の次に七佛偈と總結偈とあるにより十二戒經となせるか。或は僧祇(二〇)に十二事と標擧して上の十事を列ね、次に五衆罪と六作捨法



のみ。佛、六群比丘に語りたまはく、「汝常に聞かずや、世尊は種々に因縁して梵行人所に於て恭敬して心慈みもて身口意の行を起せよと（説ける）を。汝今云何が清淨無罪の比丘に於て、彼の淨行を破らんと欲するが故に、異分中の小々事を以て非波羅夷の比丘を波羅夷法を以て謗りしや、此れ法に非ず、律に非ず、是れ佛の教に非ず、是を以て善法を長養すべからず」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衛城に依止せる比丘を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の爲に制戒したまはく、「……乃至已に聞けるものは當に重ねて聞くべし、

『若し比丘、瞋恨不喜にして、故に異分中の小々事を以て非波羅夷比丘を波羅夷法を以て謗りて彼の梵行を破らんと欲し、彼れ後時に於て若しは檢校し若しは檢校せざるも、異分中の小々事を以て、是の比丘、瞋恨に住せしが故に説けり』と言はんには僧伽婆尸沙なり」と。

『比丘瞋恨不喜』とは、上に説けるが如し。『異分』とは、四波羅夷・十三僧伽婆尸沙を除ける（他）を、是れを『異分』と爲す。『小々事』とは、衆學法及び威儀なり。『非波羅夷比丘を波羅夷法を以て謗る』とは、四波羅夷の中若しは一々事も謗る者、事無きに過を説いて彼の梵行を破らんと欲する者、彼れをして比丘に非ず。沙門に非ず。釋種子に非ざらしめんと欲し、沙彌と作り、俗人と作り、園民と作り、外道と作らしめんと欲するなり。『後の時若しは檢校し若しは檢校せず』との『檢校』とは、

『汝何事を見しや、姪なりや、盜なりや、故に人を殺せしや、實ならざるに過人法を稱せしや、云何が見しや、何の因縁にて見しや、何處にて見しや』と、是れを名けて『檢校』と爲す。若し是の如くに問はざらんには、是れを『不檢校』と名くるなり。清淨無罪の比丘を異分中の小々事を以て、瞋恨に住せるが故に説けり』と言はんには僧伽婆尸沙なり。『僧伽婆尸沙』とは、上に説けるが如し。

若し比丘、瞋恨して二の相似者を謗らんに、淨（者）と不淨（者）となり、清淨者言はん、「我れ何の罪を犯せるを見たりしや、……」と。一切、上の無根中に説けるが如し、……乃至、俗人を謗らんに越毗

【七】 原漢文には、汝常不聞世尊種々因縁於梵行人所起恭敬心慈身口意耶とあり。難譯なり。

【八】 異分事波羅夷法謗他戒戒文解釋。

# 卷の第七

## 僧殘戒を明すの餘

佛、舍衛城に住して廣く説きたまへること上の如し。時に尊者陀闍摩羅子は衆僧拜して九事を典知せりき。(九事とは)上に説けるが如し。……乃至、六群比丘は下房・麁食を受得して心常に愁苦し、……乃至、念言すらく、「是の長老陀闍摩羅子久しく梵行に在らば、我等は常に苦惱を得ん。又世尊の制戒、無根波羅夷法を以て誘るを聽さず、今當に其の罪過の根源を求むべし」と。是語を作し已りて常に尊者陀闍摩羅子に隨逐し、若しは行、若しは住、若しは坐、若しは臥にも常に左右に隨へり。月の八日・十四日・十五日に至りて諸比丘尼來りて佛足を禮するに、是時、尊者陀闍摩羅子、佛を去ること遠からずして一面に於て坐せり。諸比丘尼、佛足を禮し已り、次(第)に來りて尊者陀闍摩羅子を禮しぬ。陀闍摩羅子、時に姉妹比丘尼あり、禮拜の時に風、衣角を吹いて陀闍摩羅子の膝上に墮ちしに、即ち手を以て擧げ去しぬ。時に六群比丘は便ち是言を作さく、「長老陀闍、汝は波羅夷を犯ぜり」と。陀闍言はく、「我れに是事なし」。六群比丘復言はく、「我れ已に事を見たり、何ぞ復疑ふ所あらん、誰か復賊を作して自らはれ賊なりと言はんや」とて、便ち屏處及び多人中、乃至、僧中に於て是事を説けり。爾時、陀闍是の因縁を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「六群比丘を呼び來れ」と。即ち便ち呼び來るに、佛、六群比丘に問ひたまはく、「汝實に無根波羅夷を以て陀闍摩羅子を誘りしや」。答へて言さく、「不なり、世尊、實に根本ありしなり」。佛言はく、「何の根本ありしや」。六群比丘、佛に白して言さく、「時に一齋日に諸比丘尼あり、來りて世尊を禮し次(第)に長老陀闍を禮せり。爾時、風、尼衣を吹いて陀闍の膝上を拂ふに、爾時、陀闍は手にて彼衣を捉へぬ、是れを根本と爲すなり」と。佛言はく、「癡人、此は波羅夷根本にあらず、此は是れ異分中の小々事

僧殘戒を明すの餘

11011

- 【一】僧殘第九異分事波羅夷法誘他戒。
- 【二】舍衛城。諸律皆王舍城とす。
- 【三】姉妹比丘尼。十誦には陀闍が二比丘尼と共立すとし、有部は蓮華色比丘尼とし、四分は慈比丘尼、巴利も慈比丘尼(Kutirasi, bhikkhuni)とし、五分は偷蘭毘羅比丘尼とせり。風衣角を吹いて陀闍の膝上に墮ちたりといふ如きは諸律に記なし。
- 【四】六群比丘。註(六)の一九二參照。諸律皆慈地比丘とせり。
- 【五】一齋日。半月半月の八日・十四日・十五日を齋日とす。その中の一日なり。註(四)の一五〇八齋戒の下參照。
- 【六】異分中小々事。巴利文には *Anubhāgīyassa adikkarupassa khaddhā dhammā jeevanānāna* とあり。異分とは波羅夷法・僧殘法に異れる分、即ち二不定法以下をいふ。小々事は業善法・威儀法の如き些細なる事柄にして、異分中の小事を許りて重禁を犯せるが如くにいふなり。



【三〇〇】百四十一波夜提(を以て)若しは一々に誘らんに越毗尼罪を犯じ、八波羅提提舍尼、衆  
 薩者、及び威儀を以て一々に誘らんに越毗尼心悔を犯するなり。學戒尼を十八事(を以て)若し  
 は一々に誘りて、「當に更に學戒を與ふべし」と言はんには偷蘭罪を犯す。沙彌、沙彌尼を十戒を以  
 て(若しは一々に誘りて、「當に更に出家を與ふべし」と言はんには越毗尼罪を犯じ、下、俗人五戒に  
 至りて若し一々に誘するは越毗尼心悔を犯するなり。是故に説きたまへり、「若し比丘、瞋恨不喜に  
 して、故に……乃至、是語を作さんには僧伽婆尸沙なり」と。(八戒竟る)

らず。非處起瞋とは天を怒り  
 大雨を怒り、器物に對して怒  
 る如きものなるべく、恐くは  
 瞋について十種を分てる中の  
 第十が非處起瞋なるべし、僧  
 祇律にかゝる名目あることは  
 大に興味ある點である。

【二〇〇】國民(Arahika)。守國  
 人なり、僧團に仕へる人。し  
 かし僧祇律に於て國民とは淨  
 人(Scippiyakaraka)にして、  
 供養衆僧淨人は名國民とあり。  
 淨人は註(五の九五)參照。  
 【二〇一】四事。姪・盜・殺・妄の  
 四重禁。

【一〇五】十三事。十三僧殘法。  
 【一〇六】見不實。原漢文には、

見不實見根本不實、聞不實聞  
 根本不實、疑不實疑根本不實、  
 本會見妄聞妄疑妄、見不爾聞  
 不爾疑不爾、對面四目誘語々  
 僧伽婆尸沙とあり。難解なり。  
 この中の根本とは事實の意に  
 して即ち犯罪の境界なるべし。  
 即ち波羅夷を犯せるを見たり  
 といふ主觀の方も實ならず、  
 波羅夷を犯せる事實、犯處も  
 不實なりとの意にして、以下  
 は見聞疑の三について不實な  
 るを種々に示せるものなるべ  
 し。

【一〇七】四目對面。誘る人と誘  
 らるゝ人との四目を對面する  
 こと、即ち面と向ひて無根の

誹誘をなすなり。  
 【二〇二】十九僧伽婆尸沙。比丘  
 尼僧殘法を十九條とせるは僧  
 祇のみ。有部律及び西藏律に  
 は二十條とし、四分・巴利・五  
 分・十誦は十七條とす。  
 【二〇三】三十尼薩者。有部律及  
 び西藏律は三十三條なり。其  
 他の諸律は三十條なり。

【二〇四】百四十一波夜提。諸律  
 相違あり、四分は百七十八條、  
 巴利は百六十六條、五分は二  
 百七條(戒本は二百十條)、十  
 誦は百七十八條なり。有部律・西藏  
 律は百八十條なり。  
 【二〇五】八波羅提提舍尼。有部  
 律・西藏律は十一條なり。其他

りといひて誘るなり。  
 【九七】瞋恨不喜(Duṭṭha dāsa  
 appatti)。  
 【九八】淨行(Brahmacariya)。  
 【九九】檢校。註(四の一八二)  
 參照。  
 【一〇〇】無根誘戒戒文戒釋。  
 【一〇一】九惱。註(四の一九五)  
 參照。  
 【一〇二】非處起瞋第十。明かな

の諸律皆八條とす。  
 【一〇三】衆學。四分・五分は百  
 條、十誦は百六條、敬惶出土  
 十誦尼戒本は百十三條、有部  
 は九十九條、西藏は百十二條、  
 巴利は七十五條、而して本律  
 は七十七條なり。

【一〇四】學戒尼(Sikkhāmanā)。  
 式叉摩那尼にして六法を學す  
 るもの。註(二の二五)參照。  
 【一〇五】十八事。明かならず。  
 或は六法に於て見・聞・疑の三  
 を以て誘らば十八事を成する  
 により、今此意を以て解すべ  
 きか。

摩訶僧祇律卷の六

「比丘」とは、上に説けるが如し。「瞋」とは、九惱及び非處起瞋第十なり。「恨」とは、凡夫及び學人の有なり。「不喜」とは、(凡夫學人)乃至、阿羅漢の有なり。「無根」とは、事俱て現ぜず、又彼事を見ず、彼の事を聞かず、彼事を疑はざるなり。「波羅夷」とは、四波羅夷中の一々なり。「謗」とは、事無きに横に過を説くなり。「彼の淨行を破らんと欲す」とは、彼れをして比丘に非ず。沙門に非ず。釋種子に非ざらしめんと欲し、沙彌と作り、俗人と作り、園民と作り、外道と作らしめんと欲するなり。「彼れ後時に於て若しは檢校し若しは檢校せず」との「檢校」とは、問うて言はく、「汝何事を見しや、姪なりや、盜五錢なりや、故に殺人せりや、實ならざるに過入法を稱せしや、云何が見しや、何に因りて見しや、何處にて見しや」と、是れを「檢校」と爲す。若し是の如くに問はざるを、是れを「不檢校」と名くるなり。是事無根なり。瞋恨に住せしが故に説いて是語を作せりと(言はんには、僧伽婆尸沙なり。「僧伽婆尸沙」とは、上に説けるが如し。若し比丘、瞋恨して二の相似者(に)は、謗らんに、不淨者と清淨者となり、清淨者言はん、「我れ何等の罪を犯せるを見たりしや、四事中若しは一なりや若しは二なりや、十三事中若しは一なりや若しは二なりや」と。若し見ず、聞かず、疑はず、決了ならざるに、便ち若しは屏處、若しは衆多人の中、若しは衆僧の中にて、「我れ彼れが波羅夷を犯せるを見たり、我れ彼れが波羅夷を犯せるを聞けり、我れ彼れが波羅夷を犯せしやを疑へり」と謗り、見、實ならず。見の根本實ならず、聞、實ならず。聞の根本實ならず、疑、實ならず。疑の根本實ならず、本會、見妄、聞妄、疑妄にして、見爾らず。聞爾らず。疑爾らざるに、四目を對面して謗らんに語々に僧伽婆尸沙なり。是の比丘、四波羅夷の中に一々に謗らんに僧伽婆尸沙を犯じ、十三僧伽婆尸沙の中に一々に謗らんに波夜提を犯す。波夜提を以て一々に謗らんに越毗尼罪を得、波羅提提舍尼、衆學法及び威儀法(を以て)謗らんに越毗尼心悔を犯するなり。若し比丘尼を謗るに、八波羅夷、十九僧伽婆尸沙(を以て)謗らんに越毗尼心悔を犯するなり。若

七二・四の一三二)參照。  
 【二〇】無威儀。行住坐臥の四威儀に於て不如法なる者、即ち非威儀と同じ。  
 【二一】慈地比丘 (Metiyya-bhummajāka bhikkhu)。巴利律は慈比丘。地比丘の二人とし、五分律にも慈地兄弟とし、有部律は友、地二比丘とす。其他の律典は一比丘とせり。  
 【二二】六群比丘 (Cāḍḍhakaḥīva bhikkhu)。僧達(一五)に闍陀・迦留陀表・三文達多・摩醯沙滿多・馬師・滿宿とせり。六群の名については種々異説あり。佛時代に於ける非威儀者の一群にしてこれ等の比丘を緣として制戒せられし戒條數多し。贊宗記には大權影向して物の爲に制戒の緣を作せりとせり。巴利律六群比丘は Assaji, Punabbhisu, Paṅḍuka, Lokitaka, Mottiya, Bhummajāka とせり。  
 【二三】不好房 (Tānaka saṅghaṇḍa)。  
 【二四】別房食。明かならず。  
 【二五】原漢文には、慈地比丘以無根波羅夷法見謗とあり、我れ慈地比丘に無根の波羅夷法を以て謗られたりとの意なり。  
 【二六】無根波羅夷法 (Amūḍha-ku parijāta dhama)。事實無根なるに波羅夷罪を犯せ



即ち語りて言はく、「長老、汝、波羅夷罪を犯ぜり、我れ當に之れを擧ぐべし」。答へて言はく、「我れに是罪なし」。彼れ言はく、「誰か復讐を作して、我れは是れ賊なりと言はんや。但、汝今日波羅夷を犯ぜり」とて、衆多の人中に至りて謗り、復讐中に至りて謗るらく、「尊者陀彌摩羅子は波羅夷を犯ぜり」と。陀彌摩羅子往いて世尊に白さく、「慈地比丘は、無根の波羅夷法を以て謗らる」。佛言はく、「汝是事ありや」。答へて言さく、「無きなり、世尊」。佛言はく、「比丘よ、如來は汝清淨なるに他人、汝を謗れるを知るも、當に之れを如何がすべき」。陀彌言さく、「世尊は我が清淨にして無罪なるを知りたまふと雖、唯願はくは世尊、哀愍して彼れに語りて信心を生ぜしめ、長夜に不饑益を得せしめたまふこと莫れ」。佛言はく、「六群比丘を喚び來れ」。即ち喚び來り已りて、佛、六群比丘に問ひたまはく、「汝等實に無根の波羅夷罪を以て陀彌摩羅子比丘を謗りしや」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛言はく、「何を以ての故に」。答へて言さく、「是の長老は我れに故壞せる房舎……を與へぬ、乃至、若し是の長老久しく梵行に在らんには、我等は恒に苦惱を得ん、便ち波羅夷法を以て謗れるなり」と。佛、六群比丘に告げたまはく、「此は是れ惡事なり、我れ常に説かずや、梵行人に於て當に恭敬して慈みの(心もて)身口意の行を起すべし」と。汝今云何が梵行無罪の比丘に於て、無根の波羅夷法もて誹謗せしや、此れ法に非ず、律に非ず、是れ佛の教へに非ず、是を以て善法を長養すべからず」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衛城に依止せる比丘を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の爲に制戒したまはく、「……乃至、己に聞ける者は當に重ねて聞くべし」。

『若し比丘、瞋恨不喜にして、故に清淨無罪の比丘に於て、無根波羅夷法を以て謗りて彼の比丘の淨行を破せしめんと欲せんに、彼れ後時に於て、若しは檢校し若しは檢校せざるにも、便ち是言を作さく、「是事無根なり、我れ瞋恨に住せしが故に是語を作せり」と(言はん)者は僧伽婆尸沙なり」と。

練若(殺殺處)に住して房舎住をなさいるもの。かゝる阿練若住者は阿練若住者と共同せしめて僧物を分配する意。乞食以下皆夫々に區分して房舎の整理・衣物の分配をなすなり。

【七九】乞食 (Vijjapatti)。當て食にして請侍供養の食を受けざる比丘。

【八〇】糞掃衣 (Pigantakāya)。終身糞掃衣を着して居士施衣を受けざる者。

【八一】坐食 (Kāśāntika)。午前中に一食するのみにして小食(朝食)をとらざるもの。

【八二】常坐 (Kāyāntika)。常に跏趺して横臥せざること。

【八三】露坐 (Abhokarika)。樹下窟底蔭あり、去りて露天の地に住す。

【八四】牧草坐 (Yathasanthāna)。必ずしも樹下・露地ならず、草地あるに従うて住す。

【八一】經明 (Sūtrantika)。梵明者即ち經文を歌詠する比丘。

【八二】法師 (Dhammacakkhika)。善く法を説く比丘。

【八三】學律 (Vinayadhara)。明律なる比丘。

【八四】須陀洹・斯陀含・阿那含・阿羅漢。註(四の六七―七二)參照。

【八五】三明・六通。註(二の二)

若しは二比丘若しは多比丘なるも、亦復是の如し。其の過量なるを除きて、一切の有罪無罪も皆亦上の小房の中に説けるが如し。是故に説きたまへり、「若し比丘、大房舎を作らんに、有主にして身の爲ならんには、…乃至、諸比丘を將ゐて處を指授せざらんには僧伽婆尸沙なり」と。(七戒竟る)

佛、舍衛城に住して廣く説きたまへること上の如し。爾時比丘あり、陀嚩摩羅子と名け、衆僧一拜して九事を、典知せしむ。九事とは、次に牀座を付するを典り、次に請會に差するを典り、次に房舎を分つことを典り、次に衣物を分つことを典り、次に花香を分つことを典り、次に果臚を分つことを典り、次に水を暖むる人を知ること、次に雜餅食を分つことを典り、次に隨意に事に堪ふる人を擧ぐる人を知ること、是れを「僧拜して九事を典知す」と名くるなり。

牀座を付する時、是の長老、右手の小指より、燈明を出し、品に隨うて次に付せること、若し、阿練若は阿練若者と共じ、乞食は乞食者と共じ、糞掃衣は糞掃衣者と共じ、一坐食は一坐食者と共じ、常坐は常坐者と共じ、露坐は露坐者と共じ、敷草坐は敷草坐者と共じ、經唄は經唄者と共じ、法師は法師者と共じ、學律は學律者と共じ、須陀洹は須陀洹者と共じ、斯陀含は斯陀含者と共じ、阿那含は阿那含者と共じ、阿羅漢は阿羅漢者と共じ、三明者、三明者と共じ、六通は六通者と共じ、無威儀は無威儀者と共じ。

爾時、慈地比丘及び、六群比丘等來りて房舎を索むるに、時に尊者陀嚩摩羅子答へて言はく、「小く住まりて汝等下座の房を待てよ、次に當に汝に房を與ふべし」と。下座に到りて次いで其の次第の如く、房を付して之れに與ふるに、不好の房を得たりき。是の六群比丘等、房舎中の臥牀、坐牀、被褥の諸物を見るに皆悉く朽故し、又、別房食も亦復麁惡なりしかば、共に相謂ひて言はく、「長老陀嚩摩羅子は我が生怨の如し、我れに弊房・飲食麁澀を與へり。若し是の長老久しく梵行に在らんに、當に我等をして常に樂苦を受けしむべし、今當に波羅夷法を以て之れを謗るべし」と。

僧殘戒を明すの二

一九九

【二六】僧殘第八無根波羅夷法謗他戒。

【二七】舍衛城。諸律悉く王舍城とせり。

【二七】陀嚩摩羅子 (Dhṛṭṭa mahaputra)。五分律によれば十四歳に出家して道を爲し、十六歳羅漢を成じて六神通を得、二十歳にして具足戒を受けて僧の知事となる。

【二七】拜。推舉して知事たりしむる意。

【二七】典知。九事を知り可なり。即ち知事なり。

【二七】次。臘數の次第。

【二七】請會。僧次請のことにして、僧中より夏數の次第により順次に一人づつ在家の請食に赴くなり。差とは僧次に從つて僧を代表して赴かしむること。

【二七】果臚。果は木實、藪は草の實。

【二七】隨意。原漢文には典次知隨意舉堪事人とありて難解かり。この隨意は自恣日といふにはあらざるべし。即ち僧次に從つて隨意に夫々の事に堪能なる人を推舉することを典知する意なるべし。

【二七】證明。巴利律には「poddhū samapajjitva (火光三昧に入りて)」とありて、五分律と最もよく一致す。

【二六】阿練若 (Arāṇaka)。阿



匠已に至りぬ、願はくは王、殿舎の方法を指授したまへ」と。王即ち心に念すらく、「彼れ將に我れを試みんとするなり」とて、便ち偈を説いて言はく、

「此の衆生類を觀するに、【一六五】睽睽として面は、【一六六】皺皺し、【一六七】越趨して性輕躁なり、成ざる事をも彼れ能く壞せん。【一六八】受分の法是の如し、何ぞ能く宮殿を起さん、華果樹を殘害し、人に親近する能はず、況んや能く宮殿を造らんをや、催に野林に送歸せよ」と。

佛、諸比丘に告げたまはく、「爾時の鏡面王とは今の我身是れなり、時の彌猴とは今の闍陀比丘是れなり。我れ爾時に於て生まれながらに兩目なかりしも、已に曾てより彼れ施を(受くるに)堪ふる所なきを知りぬ、況んや復今日をや」と。

佛、諸比丘に告げたまひて俱舍彌城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、(十利を以ての故に諸比丘の爲に制戒したまはく)、「……乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし」、

「若し比丘、大房舎を作らんに、有主にして身の爲ならんには、應に諸比丘を將ゐて處(う)所を指授し、無難處・非妨處なるべし。是の比丘、難處妨處に於て、有主にして身の爲ならんに、諸比丘を將ゐて處所を指授せざらんに、僧伽婆尸沙なり」と。

「比丘」とは、上に説けるが如し。「大」とは、過量なり、是れを「大」と名くるなり。「房」とは、世尊の聽したまへる所なり。「作」とは、若しは自ら作り若しは他を教て作らしむるなり。「有主」とは、若しは男子・女人の在家・出家ありて爲に主と作るなり。「爲身」とは、己れの爲にして僧の爲にあらざるなり。「諸比丘を將ゐて處を指授す」とは、謂く僧若しは僧使にして、上の小房の中に説けるが如し。「無難處・非妨處」とは、亦上に説けるが如し。若し比丘、難處・妨處に於て、諸比丘を將ゐて作房處を指授せざらんに、僧伽婆尸沙なり。若し比丘、難處・妨處に於て、大房を作らんに、若しは自ら作り、他を教て作らしめ、乃至、房成する時僧伽婆尸沙にして、受用せんには越毗尼罪を得ん。

【一六五】睽睽。ぬすみみる貌。  
【一六六】皺皺。しわよりにて赤らめる貌。  
【一六七】越趨。跳ねあがる貌。  
【一六八】受分の法。解し難きも恐らくは、受けたる天分の意かるべし。

【一六九】大房舎(Vihāra)。  
【一七〇】有主(Āvānīka)。房舎の施主。

一五六 諸比丘、佛に白して言さく、「世尊、云何が是の闍陀比丘巧に方便を作して營事し、彼の主人より千舊金錢を得たりしや」。佛、諸比丘に告げたまはく、「是れ巧便にあらず、若し巧便ならんには應に當に更に得べけん、何ぞ但に千に齊らん」。諸比丘、佛に白して言さく、「實に世尊の説の如くに、是の闍陀比丘は善方便せざりしことを善知しぬ」。佛、比丘に告げたまはく、「但に今日此の比丘の不善方便を知れるのみにあらず、過去世の時已に闍陀比丘の不善方便を知りぬ」。佛、諸比丘に告げたまはく、「過去に城あり波羅奈と名け、國を伽尸と名けぬ。時に國に王あり、法を以て治化し人民安樂にして諸の患難なかりき。時に王に子なかりしも夫人忽然として懷妊し、十月にして子を生ぜるに而も眼鼻なかりき。子を生じて七日に大會を施設し、諸の群臣・相師・道士を集めて子の爲に字を立つるに、時に王土の法として或は福相に因り、或は星宿に因り、或は父母に因りて而して名字を立つるなり。婆羅門問うて言はく、「王子の身體、何の異相ありや」。傍人答へて言はく、「今此の王子は其面正平にして、都べて眼鼻の處なし」。婆羅門言はく、「今此の王子を應に鏡面と名くべし」と。四の乳母を以て供給抱養し、一人は摩拭洗浴し、一人は不淨を除棄し、一人は懷抱し、一人は乳哺して、此の四乳母晝夜に給侍せしかば、譬へば蓮華の日々に増長するが如くなりき。年長大するに至りて父王命終せしかば、即ち鏡面を拜して尊王の位を紹がしめぬ。然るに此の太子、徳本を宿殖せしかば、生まれながらに目なかりしと雖も天眼あり、國王と爲るに堪へて福徳の力大なりき。國中の人民、鏡面太子が王と爲りしを聞いて奇怪まざるはなかりき。時に大臣あり、便ち之れを試みんと欲するも便を得る能はざりしに、遇王、令を出して諸群臣に勸すらく、「更に新殿を立て、彫文刻鏤して種々に彩畫せよ」と。大臣念言すらく、「恒に王を試みんと欲せしに、今正に是れ時なり」とて、一獼猴を將りて與に衣服を著せしめ、巧作具を作り革囊に之れを盛りて其の肩上に申き、將りて王の前に到り白して言さく、「大王、勸して殿を立てしめ」らる、巧

僧殘戒を明すの二

一九七

【五】 闍陀比丘本生譚。

【毛】 千舊金錢。千金のことなるも何故に舊の字を添へたるか。若し梵文に舊字に相當する文字ありしとせば、僧祇律編纂の時代推考に多少の資縁を與ふるにあらざるか。

【五六】 巧便。巧方便の略、巧みに方便してとの意。

【五九】 相師。吉凶を占ふ人。婆羅門なり。

【六〇】 徳本宿殖。宿世に功徳を殖ゑること、即ち前世に善徳を積むこと。

【六一】 巧作具。巧作の具、即ち大工道具。



に錢物已に盡きぬ。爾時、主人復五百金を與ふるに、闍陀五百金錢を持して墻壁を作り竟り、戸闢を安施せしに錢物復盡きぬ。更に主人に詣るに、主人禮足して復問ふらく、「阿闍梨、房舎竟りしや」。答へて言はく、「墻壁・戸闢始めて竟れるに錢物已に盡きぬ。爾時、主人不信の心を生じて闍陀に語りて言はく、「阿闍梨は是れ出家人なり、大房舎を作るを用ひて爲るものぞ、千金錢を用ひんには樓閣を起しうべきに、而も一房を作るに云何ぞ足らざらん。尊者且く還れ、復與ふる能はず」と。爾時、闍陀即ち便ち愁憂すらく、「云何が方便して是の房舎を成ずるを得んや、薩羅林樹あり、便ち之れを伐りて持用して房を成ぜん」と。爾時、林中に、鬼神ありて此林に依止せるに、闍陀に語りて言はく、「是樹を斫りて、我が弱小の兒女をして風雨に曝露して、依止する所なからしむること莫れ」と。闍陀答へて言はく、「死鬼、促に去れ、此中に住すること莫れ、誰か喜んで汝を見ん」とて、即ち便ち之れを伐りぬ。此の鬼神即ち大に啼哭して、諸の兒子を將ゐて世尊の所に詣るに、佛知りて而して、故に問ひたまはく、「汝何ぞ以て啼哭するや」。答へて言はく、「世尊、尊者闍陀は我が林樹を伐り、持用して房を作れり。世尊、我が男女劣小にして風雨に漂露せらる、當に何の所にか依らん」と。爾時、世尊、此の鬼神の爲に隨順說法し示教利喜したまふに憂苦即ち除き、佛を去ること遠からずして更に林樹あり、世尊これを指授して住止することを得せしめたまへり。佛、諸比丘に告げたまはく、「闍陀を喚び來れ」と。即ち便ち喚び來り、來り已るに佛廣く上事を問うて（言はく、「汝、實に爾りや不や」。答へて言はく、「實に爾り、世尊」。佛言はく、「癡人、此は是れ惡事なり、汝知らずや、如來應供正遍知は一宿住止するも、是の處の左右に樹木あらんに、人と等しき者は便ち、塔廟と爲せり、是故に、神祇樂しみ來りて依止せるに、云何が比丘惡口して之れを罵るや。闍陀、是れ法に非ず、律に非ず、是れ佛の教に非ず、是を以て善法を長養すべからざるなり」と。

【四】闍陀 (Ginnno)。釋尊出城の際に馬を御せしもの、闍那・車匠とも音譯す。六群比丘の一人にして犯戒する所多し。

【五】主人阿跋陀。主人は施主の意。阿跋陀は施主の名。諸律にこの名を出さず、四分律のみは優填王とせり。

【六】五百間私房。間は軒の意にあらず。恐くは間は閑の同音寫なるべし。

【七】薩羅林樹 (Salvanna)。樹に類し、樹皮は淡青にして枝葉は光澤あり。

【八】曝露。原漢文には暴露とあるも今宋・元・明三本及び宮本によりて曝露とせり。暴と曝と同音寫なり。

【九】人と等しき者。原漢文に與人等者とあるものにして樹木の高さを示すなり。

【一〇】塔廟。塔 (Thupa) は鐘形のもの、廟は支提 (Cetiya) にして墳なり。塔は舍利即ち遺骨あるもの、支提は遺骨なきものとせらる。今、樹木を塔廟と爲すとは塔廟の如くに尊敬し重愛する意ならん。

【一一】神祇。天神地神なり。

り。若し塼にて覆はんに、最後の一塼の時も是の比丘無罪、若しは瓦にて覆ひ、木にて覆ひ、板にて覆ひ、草にて覆ひ、石灰にて覆ひ、泥團にて覆はんに、最後の泥團にて覆ふ時も無罪、半を作りて止めんは是の比丘無罪、後に還成ぜんは是の比丘無罪、自ら方便を作して他をして成ぜしめんにも是の比丘無罪、自ら作りて後他人成ぜんにも是の比丘無罪なり。若し比丘、自ら乞うて房を作り、無難處・非妨處に、諸比丘を將めて指授し、量を過ぎて作らざらんには、是の比丘捨戒せず、死なず、僧に與へざるも、諸比丘、中に於て若しは薰鉢作衣し、誦經思惟して一切に受用せんに盡く無罪なり。若し比丘、佛生處・得道處・轉法輪處・五年大會處の是の諸の尊處に、供養の爲に草庵・樹葉庵・帳幔旃庵を作りて暫く住せんには作るを聽す。是故に説きたまへり、「若し比丘、自ら乞うて房を作り、無主にして身の爲にし、乃至、量を過ぎて作らんに僧伽婆尸沙なり」(六戒竟)

佛、俱跋彌國に住して廣く説きたまへること上の如し。爾時、俱舍彌國の五百の比丘、各私房を作りしに、爾時、闍陀比丘のみには人、爲に房を作る(もの)なかりき。時に闍陀比丘の主人を阿跋吒と名く。時に闍陀比丘、入聚落衣を著し往いて其家に詣るに、時に主人、比丘の來るを見て恭敬禮足して共に相問訊せり。時に主人言はく、「阿闍梨、我れ聞く、俱舍彌、五百の間なる私房を作れりと、頗し阿闍梨の與に房を作る者ありしや不や」。答へて言はく、「實に聞く所の如し、主人ある者皆房舍を作れるに、我れ福德薄うして、譬へば忝鼻に主人あること無きが如く、誰か當に我が與に作るべき」。主人答へて言はく、「阿闍梨、恨むこと莫れ、我れ當に爲に作すべし」。爾時即ち五百金錢を與へて白して言さく、「阿闍梨、持ち去いて房を作りたまへ」と。爾時、闍陀即ち錢を持して去り、尋いで便ち處を安じて大房を作りて五百金錢を盡さんと欲し、正に基を起すを得て少しく墻壁を起せるに錢物已に盡さしかば、復其家に詣り。主人禮足し共に相慰勞して問うて言はく、「阿闍梨、房を作り竟りしや未だしや」。答へて言はく、「始め屋基を起し少しく墻壁を作る

僧殘戒を明すの二

一九五

行作房比丘一々得越毗尼罪とあり。塼を疊ねて行を安いて行くとは、塼にて屋根を覆ひ行く相を意味するなり。

【四】一塼。塼に同じ。

【三】薰鉢作衣。薰鉢は僧祇律(二九)に竹を以て薰すれば極めて美しく、孔雀甲色、毘陵伽鳥色、鶺鴒となすを得と記す。鉢を薰ずることは臭を去り、垢を生ずるを防ぐ爲なり。作衣は袈裟を作ること。

【二】定んで。初めに住房を作らんことを期せるものは定んで住房を作るべく、決して淨房・井屋等を作り變ふるを得ず、初の期心の通りにすべく、もし他に互用反することになる故に制止せられしなり。

【一】帳幔旃庵。宋・元・明・宮本には帳幔旃庵とす、旃は旆の誤寫と見、旆と旃とは同音寫なれば帳幔旃なりしならん。帳幔旃は毛布にて作れる天幕の如きものからん。

【一〇】僧殘第七有主作房戒。【九】俱跋彌國(Comanti)。俱舍彌國、憍賞彌國、拘呾彌國と舍より西北行十三由旬にして國あり拘呾彌と名くとあり。

具史羅國(Theritarā)は佛の住したまひし所なり。諸律皆同じ。



成じて若し埽にて覆はんには、最後の【一〇】一埽の時僧伽婆尸沙罪を得るなり。若しは瓦にて覆ひ、若しは木にて覆ひ、若しは板にて覆ひ、若しは石灰にて覆ひ、若しは泥團にて覆ひ、若しは草にて覆ふに、乃至、最後の【一一】一把草にて覆ふ時に僧伽婆尸沙罪を得るなり。房を作らんに未だ成ぜずして中止せんに【一二】は偷蘭罪を得ん、後更に成ずる時は僧伽婆尸沙なり。房を作る者、若し房主、房を安處し已りて餘人をして作らしめ、乃し房成する時に至りて、房を作る者比丘ならんには僧伽婆尸沙を得ん。若し房主、房を安處し已りて、後ち他人成ぜんには偷蘭罪なり。若し比丘【一三】難處・妨處に於て、諸比丘を將ゐて處を指授せずして量を過ぎて房を作るに、是の房主比丘、戒を捨てず、死なず、僧に與へざるに、若し比丘ありて此の房中に於て、若しは【一四】薰鉢作衣し、若しは受誦し、若しは思惟して、一切に受用せんには越毗尼罪を得ん。二人多人して房を作りたるにも亦是の如し。若し比丘、自ら乞うて房を作り、無難處・無妨處に、諸比丘を將ゐて處を指授し、減量して作り、若しは他を教て作らしむるに、房竟る時に至りて是の比丘無罪、受用する者も亦無罪、二人多人も亦是の如し。若し比丘、自ら乞うて房を作り、無難處・非妨處に、諸比丘を將ゐて指授し、量の如くに作らんに、若しは他を教て作らしむるに、乃し房成するに至りて是の比丘無罪、受用者も無罪、若しは二若しは多も亦復是の如し。若し比丘、諸比丘を將ゐて房處を指授し、他界の僧の指授に非ず、先年の指授に非ず、水中ならず、若しは沙地、若しは碎石地、若しは盤石上、若しは被燒地に、僧中の一人のみ房を作らざる者に非ず、僧中二人三人のみ房を作らざる者に非ず、若しは房を作らざる者多きには作るを聽し、定んで住止房を作り、定んで淨房を作り、定んで井屋を作り、定んで浴室を作らんに【一五】は作るを聽すなり。是の比丘、房を作り、無難處・非妨處に、量を過ぎて作らず、諸比丘を將ゐて作房處を示すに、是の諸比丘若し泥團を助治し、若しは埽を治せんとて授與する時、一々に是の助比丘は無罪なり。若し一行二行を累ね、乃し戸闢を安く時に至るも是の比丘無罪なり。

【一〇】二丈三尺四寸、唐尺の一丈八尺七寸なり。

【一一】一拵肘。宋・元・明・宮本には一拵肘とせり。據も拳も同音寫にして、指を握りて拳となし、その拳の尖端(中指)より臂に至る間を拵肘若は拳肘といふ。此に對して指をのばせるは拵肘といふ。拵肘は短周尺の一尺八寸、唐尺の一尺四寸強なり。

【一二】原漢文には、若比丘是處不名指授若異界僧指授若先年豫指授若水中非沙地、非碎石地、非石上、非被燒地とあり。難解なり。若し比丘、かゝる處は指授と名けず、即ち異なる結界地の僧が指授し、或は一年二年前に指授し、或は水中或は沙地に非ざる處等に指授すと名指授と名けずとの意。沙地以下は草木繁茂し得ざる地を示せるものならん。

【一三】淨房、戒行を淨くならしむる爲の房舍、即ち精舍界中に別に食界を結して、比丘が食と同室して内宿の罪を犯すを防ぐ爲に設置せられたる厨房(Kaṭṭhikāra)のことなり。食堂(Bhikkhāra)は精舍内にあるものなれば淨房とは相違す。

【一四】井屋(Udāpanasala)。

【一五】浴室(Bantikāra)。

【一六】原漢文には、疊額安行

乞うて房を作らんに無主にして身の爲にし、亦諸比丘を將ゐて處所を指授せずして、量を過ぎて作らば僧伽婆尸沙なり。「僧伽婆尸沙」とは、上に説けるが如し。

若し比丘、自ら乞うて房を作るに、有難處・妨處に、諸比丘を將ゐて處所を指授せず、若しは量を減じて作り、他を教て作らしめんに、乃至、作り竟る時に僧伽婆尸沙罪を得、受用する時、越毗尼罪を得ん。是の如くに二比丘、衆多比丘も亦是の如し。若し一比丘、自ら乞うて房を作らんに、無主にして身の爲にし、難處・妨處に、諸比丘を將ゐて處所を指授せずして、量の如くに作り、若しは他を教て作らしめんに、乃至、房を作り竟る時に僧伽婆尸沙罪を得、受用する時、越毗尼罪を得ん。

若しは二若しは多きも、亦復是の如し。若し比丘、自ら乞うて房を作らんに、無主にして身の爲にし、難處・妨處に、亦諸比丘を將ゐて處所を指授せずして、量を過ぎて作り、他を教て作らしめんに、房竟る時僧伽婆尸沙罪を得、受用する時、越毗尼罪を得ん。若しは二若しは多も、亦復是の如し。若し比丘、是の處指授と名けず、若しは異界の僧指授し、若しは先の年豫じめ指授し、若しは水中に、(若しは)沙地にあらず、(若しは)碎石地にあらず、(若しは)石上にあらず、(若しは)被燒地に非ざるに、若しは僧の中にて一人(のみ)房を作らざる者に、若しは二人三人(のみ)房を作らざる者には、盡く應に指授すべからず。若し僧の中に房を作らざる者多からんには、指授を作すを聽す。若し比丘、淨房を作りて、即ちにして住房に當てんと欲せんには、應に(指授を)作すべからず。若し淨房を作り、即ちにして積薪屋に當てんには、應に(指授を)作すべからず。若し淨房を作り、即ちにして井屋に當てんには、應に(指授を)作すべからず。若し淨房を作り、即ち持して浴室に當てんには、應に(指授を)作すべからず。若し比丘、難處・妨處に、指授せずして作り、量を過ぎて房を作る時、若し甄・泥團を投くる者は盡く越毗尼罪を得ん。甄を壘ねて行を安いて行くに、作房の比丘一々に越毗尼罪を得ん、乃至、若しは戸闢成し已るに偷蘭罪を得ん、乃至、屋

堪能なる人なき時にはこの略式聽許をなす。

【二〇】差。推薦して僧使とすること。

【二一】羯磨衆。宋・元・明・宮本には衆羯磨衆とす。これ第十三僧殘成驅出羯磨文の初めに世尊不聽衆羯磨羯磨衆故とあるにより、衆羯磨衆の羯磨に二度に讀ひべきものなるべし。六朝時代寫經に多く此形式を存す。今も衆羯磨衆とせば、衆多が羯磨し、衆多に羯磨するを得ざる故にと解すべきなり。但し麗本には羯磨衆とありて上に衆の字なし。今の場合は羯磨衆の上に衆の字なきを正しといふべきなり。即ち羯磨を乗することは四人以上の僧集を要す、それを羯磨衆といふなり。かくて四人以上を差遣せば別衆數圍の形をなすが故に差遣には三人までを齊るとの意を此文に示せるなり。

【二二】房舎指授の爲に赴くべき比丘の選出白二羯磨作法。

【二三】某甲某甲比丘(Īttāna-nāmadā sa itthānānaṃ sa bhikkhū)。

【二四】十二栴梯。栴は舟の菓なるも今は梯の梯のことなり。十二の栴ある梯のなり。

一栴間は周尺の一尺八寸なれば十二栴にては(6.4 x 12) =



中に唱ふらく、「一切僧は某甲比丘の爲に房處を指授せん」と、是の如く三説するなり。

「僞使」とは、若し作房處遠く、或は水を隔て、若しは大寒の時、大熱の時、大雨の時、或は大雪の時、若しは僧中に老病多くして一切往く能はざらんには、彼の比丘、僧中に於て指授を乞ひ竟りて、僧は應に一比丘、二比丘、三比丘を差すべし、羯磨衆を得ざるが故に極至三人なり。羯磨者は應に是説を作すべし、

「一」大徳僧聽きたまへ、某甲比丘自ら乞うて房を作らんとす、無主にして身の爲なり。已に僧中に於て作房處を指授せんことを乞へり。若し僧時たらば、僧は某甲某甲比丘を差して某甲比丘の爲に作房舍處を指授せんとなす、白することは是の如し。

「大徳僧聽きたまへ、某甲比丘自ら乞うて房を作らんとし、無主にして身の爲なり。已にして僧中に於て作房處を指授せんことを乞へり。僧は今某甲某甲等の比丘を差し、某甲比丘の爲に作房處を指授せんとなす。諸大徳、某甲某甲比丘を差して作房處を指授せんことを忍したまはゞ默然したまへ、若し忍せざらんには便ち説きたまへ。僧は已に某甲某甲比丘を差して作房處を指授せんことを忍し竟んぬ。僧は忍したまひぬ默然するが故に是事是の如くに持つ。」

時に(僧)使比丘、作房處に往いて處所を觀察するに、若し彼の房處に多く諸の蟲及び生花果樹あらんに、應に語りて除か(しむ)べからず。若し是事なきには觀察し已りて、亦前に説くが如くにして(白)羯磨法、一比丘唱へて言はく、「僧已に作房處を示せり」と、是の如くに三説するなり。

「無難處」とは、若し彼處に生花果樹木なく、諸の虫蛇なきなり。「非妨處」とは、四邊各二柵梯を容る(べく)柵間は各一捲肘(以て)作事者をして周匝來往して塗治し覆占せしむるを(うる)なり。若し比丘、「難處に於て」とは、生花果樹木及び諸の虫蛇あるなり。「妨處」とは、周匝して十二柵梯を容るゝを得ざるに作事せしめんには、周旋往返し覆占塗治するを得ざるなり。自ら

二羯磨とのみなり。この羯磨を明了論に白一分羯磨一分といひて、白と羯磨との中間に位する故に中間羯磨と名く。

毗尼母論(三)に阿難が結集場に入る時求聽羯磨を加せられたりと記せり。羯磨につきては註(二〇二)参照。

【三〇】胡跪合掌。註(一〇一四・一〇一五)参照。

【三一】房處指授(Kuṭivattina-dosa)。

【三二】羯磨人。羯磨文を唱告する人。

【三三】大徳僧聽(Saṅgho me bhante sraṅgho)。

【三四】某甲比丘(Ithamama bhikkho)。

【三五】白(Naṭṭi)。白即ち羯磨なり。原漢文に如是白(Baṇaṭṭi)とある故に、是の如く白すと譯すべきも、今は白如是と譯出せり。

【三六】忍す(Khamati)。承諾許容の意。

【三七】默然(Funhi)。承諾認許の意を示すには默然するなり。若し異議あらば語り、異議なきには默然す。

【三八】僧は忍したまひぬ、默然すが故、是事是の如くに持つ(Khamati saṅghussa tasmaṃ tujhi, evaṃ etaṃ ahīraṇṇiṭṭi)。

【三九】若し僧衆の中に羯磨に

「僧」とは、作房比丘、僧中に入りて先に、求聽羯磨を作し、然して後に乞羯磨を聽すなり。羯磨せんには是説を作すなり、

一 大徳僧聽きたまへ、某甲比丘自ら乞うて房を作らんとす、無主にして身の爲なり。僧中に於て處を指授せんことを乞はんと欲す、若し僧時到らば、僧は某甲比丘の爲に僧に従うて房處を指授せんことを乞はんと欲す。諸大徳僧は某甲比丘に處を指授せんことを乞ふことを聽したまへり。僧は忍したまひぬ、默然するが故に、是事是の如くに持つ」。

是の比丘、僧中に入り、胡跪合掌して是の如きの言を作さく、  
「大徳僧憶念したまへ、我れは某甲比丘なり、自ら乞うて房を作らんとす、無主にして身の爲なり。今僧に従うて、房處を指授せんことを乞ふ、唯願はくは僧我が與に處を指授せられんことを」。

是の如くに三たび乞はんに、羯磨人は應に是説を作すべし、

一 大徳僧聽きたまへ、某甲比丘は自ら乞うて房を作らんとす、無主にして身の爲なり。已に僧中に於て房處を指授せんことを乞へり。若し僧時到らば、僧は某甲比丘の爲に作房處を指授したまへ、白すること是の如し」。  
「大徳僧聽きたまへ、某甲比丘は自ら乞うて房を作らんとす、無主にして身の爲なり。已にして僧中に従うて房處を指授せんことを乞へり。僧は今某甲比丘の爲に房處を指授せんことす、諸大徳は某甲比丘の爲に房處を指授せんことを、忍するや、忍せんには僧は默然したまへ、若し忍せざらんには便ち説きたまへ。僧は已に某甲比丘の爲に作房處を指授することを忍し竟りぬ。僧は忍したまひぬ、默然するが故に、是事是の如くに持つ」。

若し一切僧の中に都べて羯磨を説く者あることなくば、一切僧往いて作房處に就り、一比丘、僧

僧殘戒を明すの二

一九一

子等の難なき處。

【三】無妨處(Syavarikemma) 遺逸するに適當する周圍を持つ處との意なり。僧祇律には十二檉梯(ろ周)二尺二寸三寸四分律には草車を廻轉しうる所といひ、巴利律註釋には車と梯とを例せり。

【四】無主房戒文解釋。

【五】所聽。聽物の意にして制物に對する言葉なり。上根の人は樹下石上を舍として房舍住を制するも中下根の擧に對しては房舍住を聽許する故に今所聽といひしなり。

【六】應法の量(Yamapaka)。長廣規定に相應せる量。

【七】二尺四寸。明本には一尺四寸とせり。

【八】邊壁一丈二尺。かべあたり一丈二尺の高さにして、小房は極めて低かりし如し。

【九】僧使。衆僧の代表者。

【十】求聽羯磨。聽羯磨を求むる意。聽羯磨とは無難無妨處に房舍を立つること許可なり。その僧伽の同意を求め乞ふ作法。而して僧伽の同意を得たる上にて愈々羯磨せんことを乞ひ、次で僧伽は白二羯磨作法によりて聽許する有り。求聽羯磨作法の行事は有部律と僧祇律のみにして、その他の律には乞羯磨と僧の白



佛、營事比丘に告げたまはく、「龍は是れ畜生なるも尚ほ多く求むるを惡む、豈に況んや人に於てをや。汝等比丘、爲に多く事務を營み、廣く索めて厭ふなく、彼の信心の婆羅門・居士をして財物を苦捨して沙門衣服・飲食・牀臥・病瘦醫藥を供給せしむること莫れ」佛、諸比丘に告げたまはく、「十事の法ありて人の愛せざる所と爲す。何等をか十と爲す。相習近せず、輕しく數習近し、利の爲に習近し、愛する者を愛せず、愛せざる者を愛し、謔言を受けず、好んで他事を豫り、實には威德なくして而も物を陵がんと欲し、屏處にて私語するを好み、求欲する所多き、是れを十事ありて他の不愛を起すと爲すなり。佛、諸比丘に告げたまひて曠野に依止せる比丘を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の爲に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし」。

「若し比丘、自ら乞うて房舍を作らんに、主なくして身の爲めにせんには當に量の如くに作すべし。應に長さ十二 修伽陀探手、内廣七探手なるべし。應に諸比丘を將めて作房處 無難處・無妨處なるを示すべし。若し比丘、難處妨處に於て自ら乞うて房舍を作りて主なく身の爲めにし、亦諸比丘を將めて作房處を示さずして而も過量に作らんに、は僧伽婆戶沙なり」と。

「比丘」とは、上に説けるが如し。「自ら乞ふ」とは、自ら行いて乞ひ求め、若しは一錢、若しは二錢、家々に行乞して乃し百千錢に至るなり。「房舍」とは、佛の所聽なり。「作」とは、自ら作り若しは他を教て作らしむるなり。「無主」とは、主有ることなきなり。若しは男若しは女、在家・出家人を「主」と爲すなり。「自身」とは、自己なり。當に量の如くすべし」とは、應法の量なり。「長」とは、縱量なり。「廣」とは、横量なり。「十二修伽陀探手」とは、修伽陀は善逝に名くるなり。探手とは、一尺四寸なり。「内の七探手」とは、作屋法に内外の量あり、縱横の量をして壁内ならしむるなり。屋の高さの下量は、邊壁一丈二尺なり。「諸比丘を將めて作房處を示す」とは、地を示すなり。諸比丘とは、若は僧若しは 僧使なり。

【〇五】謔言。原漢文には、謔言不受とあるも、三本及び宮本には謔言不愛とあり。執れが正しきか明かならず。謔言は善かに謔かなる言語の意味なるべし。

【〇六】自ら乞うて(Chandakāraṇa)者なきこと。

【〇七】量(Pamāṇa)。

【〇八】修伽陀探手(Dugata-vatthū)。修伽陀は善逝にして佛十裝の一。探手は禿手にして手にて物をはかるなり。探と禿は同音寫なり。一探手は 13 aṅgula(指)にして即ち一尺二寸なり。而して佛の一探手は常人の倍とせらるる故に二尺四寸(飯周尺)とす。僧祇律は二尺四寸といふも、善見律(一三)には中人の三探手は佛の一探手とし、薩婆多論(三)には凡人の一肘半(二尺七寸、五分律は二尺として一定せず。十二修伽陀探手は 12 x 4 = 48 指の寸) 二丈八尺八寸なり。

【一〇】内廣七探手(Īryāṃ sātī antara)。内廣に相應する語には巴利註釋に Abhinna bhāvaṃ manā を記せり。七探手は一丈六尺八寸なり。

【一一】無難處(Anuraṃbha)。白蟻・鼠・蛇・蠍・むかで・象・獅

仙人の結跏趺坐せるに値へり。龍即ち身を以て仙人を遠ること七匝し、頭を以て其の頂上を覆うて住し、日々は是の如くして唯食時に來らざるあるのみなりき。仙人、龍に身を遶らるゝを以ての故に日夜に端坐して休息を得ず、身體萎靡して便ち疥瘡を生じぬ。爾時、近處に人の居止するありて仙人に供養せる者あり、徬徨遊行して仙人の所に詣るに、是の仙人、羸劣して疥癩あるを見、即ち仙人に問ふらく、「何の故に是の如きや」と。仙人具に爲に上事を廣く説くに、彼れ、仙人に語りて言はく、「此龍をして復び來らざらしめんと欲するや」。答へて言はく、「爾らんと欲す」。復仙人に問ふらく、「是龍、著くる所の(物)ありや不や」。答へて言はく、「唯、咽上に瓔珞寶珠あり」。彼人教へて言はく、「但、從うて珠を索めよ、龍の性として極めて慳なり、終に汝に與へざらんには來らざらしむ可し」と、言ひ已りて便ち去りぬ。須臾にして龍來りしかば便ち從うて珠を索むるに、龍、珠を乞ふ聲を聞いて心即ち喜ばず、徐に捨て去りぬ。明日、龍來るも未だ至らざるの間に、仙人見已りて遙に偈を説いて言はく、

「光耀せる摩尼寶 瓔珞もて身を莊嚴せり、若し龍能く我れに施さんには、乃し善き親友たらん」。

時に龍即ち偈を説いて答へて言はく、

「畏る、摩尼珠を失せんには、猶し杖を執へて狗を呼ぶがごとく、寶珠得べからざるを、更に來りて汝を看ざらん。上饌及び衆寶は、此の摩尼尊に由ればなり、是れ終に得べからず、何ぞ慇懃に求むるに足らん、多く求めんには親愛離れん、是れに由りて更に來らざらん」。

爾時、天あり、虚空の中に於て而も偈を説いて言はく、

「厭薄の生ずる所以は、皆多く求むるに由りての故なり、梵志に貪相現はれて、龍則ち淵に潛みぬ」。

【九】結跏趺坐。註(一の

六)參照。

【一〇】七匝(Sattakāṭa)。

七まはり。

【一一】疥瘡。ひぜん。巴利律

にDhammasaṅgahaṅgataと

せり。他律に此に相當する語

なし。

【一二】瓔珞寶珠(Maṅgikāṇḍhana)。

【一三】摩尼尊。摩尼寶なり、寶珠。

【一四】梵志。註(一の八九)參照。



すして尋いで復來り還れり。爾時、比丘復從うて毛を素むるに、一々復與へたりしが衆鳥念言すらく、「今、此の沙門は奇異に喜んで乞へり、恐らくは我れ久からずして毛衣都べて盡き、肉段地に在りて復飛ぶ能はざらん、當に之れを如何がすべき」。便ち共に諍りて言はく、「此の比丘は常に林中に住すれば、我等は當に去りて更に餘栖を求め、復宜しく還るべからざるべし」と。佛、諸比丘に告げたまはく、「飛鳥の畜生も尚ほ多く求むるを嫌ふ、況んや復世の人をや、汝等比丘、營事を爲さんとて多く欲し多く求め、彼の信心の婆羅門居士をして財物を苦捨して沙門衣服・飲食・牀臥・病瘦醫藥を供給せしむること莫れ」と。

諸比丘、佛に白して言さく、「世尊、云何が此の林中の比丘は怯劣にして喜亂して、惡鳥の聲を畏れしや」。佛、比丘に告げたまはく、「是の林中の比丘は但に今日怯劣なるのみにあらず、昔已に曾て畏れしなり」。諸比丘言さく、「已に曾て爾りしや」。佛、諸比丘に告げたまはく、「過去世の時、一龍象あり、住して林中空閑の處に在りしに、大風卒に起りて樹木を吹折せり。象は樹木の折聲を聞いて驚怖奔走し、怖心小しく止みて一樹下に住せしに、彼の樹復折れしがば即ち復奔走せり。爾時、天あり象の驚き走るを見て念言すらく、「云何が此象横に自ら狂ひ走るや」とて、便ち偈を説いて言はく、

「暴風卒かに起りて林樹折れ、龍象驚怖して狂うて奔走す、假に大風をして天下に普から使めん、に、爾時、龍象何の處にか避けん」と。

佛、諸比丘に告げたまはく、「爾時の象とは今の林中の比丘是れなり」と。佛、復營事比丘に告げたまはく、「過去世の時、五百の仙人ありて雪山の中に住せり。一仙人あり別處に於て住せしに、好泉水ありて花果茂盛せりき。是を去ること遠からずして、薩羅水あり、中に龍の住せるありて、是の仙人の威儀庠序なるを見て心に愛念を生ぜり。時に此の水龍來りて仙人の所に詣るに、正に

【九】 餘栖。他の住處。

【一〇】 苦捨。喜捨に對する語、喜んで布施するに對し、厭々に布施する意。

【一一】 林中比丘本生譚その二。諸律にこの本生譚を記さず。僧祇部派が作意に出でたるものなること明かなり。

【一二】 龍象。大象なり。

【一三】 龍王。寶實珠譚。

【一四】 仙人 (sāṃh) 五分律は師弟の二仙人とし、巴利律は兄弟なる二仙人 (Dve bhāṇṇe janyo) とせり。四分・僧祇は一仙人とす。

【一五】 薩羅水。雪山中の湖ならんも明かならず。四分・五分・巴利の諸律は恒河の河畔とせり。

【一六】 龍。四分律には摩尼羅大と名くる龍とし、巴利律には Maṇiṇīkaṇṇa nāgarāja 首のまはりには摩尼珠をもてる龍王と名けたり。

には在りつ、「行けり」と言ひ、實には覺めたるに「眠れり」と言へり。阿闍梨は是れ我家の供養恭敬尊重する所なれば、藏隠する所なきが故に此意を白すなり」と。時に舍利弗、估客の婦の爲に種々に説法し、歡喜心を得せしめて即ち精舎に還り、即ち上事を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「是の營事比丘を呼び來れ」と。即ち便ち呼び來り已るに、佛、營事比丘に問ひたまはく、「汝實に房舎を作らんことを乞うて諸の檀越を惱ましめ、舍利弗に向うて汝を嫌説せしめしや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、比丘に告げたまはく、「此は是れ惡法なり、私に房を作らんことを乞うて諸の檀越を惱まさんとは」。佛、諸比丘に告げたまはく、「汝等、復房舎の爲の故に檀越を惱亂すること莫れ、錢財得ること難く、布施せんこと亦難し。婆羅門・居士にして財物を割損して沙門に衣服・飲食・牀臥・病瘦醫藥を供養すること此れ亦甚だ難し」と。佛、營事比丘に告げたまはく、「過去世の時比丘あり、跋憊と名け、林中に止住せり。時に釋軍多鳥ありて亦此林中に栖み集まり、晨暮に亂鳴して彼の比丘を惱ませり。爾時、跋憊比丘、世尊の所に詣り、佛足を頂禮して一面に於て立てるに、爾時、世尊、林中の比丘を慰問して言はく、「云何が少病少惱にして、林中に樂住せりや不や」。林中の比丘、世尊に白して言さく、「少病少惱にして林中に樂住せるも、但、晨暮の時諸の釋軍多鳥鳴喚を爲し、惱亂して思惟を得ざりき」。佛、比丘に告げたまはく、「汝、釋軍多鳥をして一切來らざらしめと欲するや」。答へて言さく、「願はくは爾らんことを、世尊」。佛言はく、「比丘よ、汝日暮に於て釋軍多鳥の來る時、便ち衆鳥より各々一毛を乞ひ、晨暮去る時も亦是の如くに乞ふべし」。比丘、佛に白して言さく、「善哉、世尊」。即ち林中に還りて正坐思惟するに、日、暮に向ふに至りて鳥集まりて亂鳴せしかば、便ち是言を作さく、「汝、釋軍多鳥よ、各に一毛を乞はん、我れ今須らく用ふべけん」。爾時、衆鳥少時聲なく寂然として得ざりしも、已にして後各一毛を抜いて地に著けり。晨朝に復乞ふに、爾時、衆鳥即ちに便ち異處に移り去りて一宿せるも彼の處を樂しま

【八五】營事比丘。事業を經營する比丘。

【八六】衣服・飲食・牀臥・病瘦醫藥 (Yavarupidgajhāna-saṅgahāna-paccayhāna)。衣食住及び病藥にして、四事具足とも四事供養ともいひ、在家より比丘に供養して缺くことなからしむるものなり。

【八七】林中比丘本生譚の一。

【八八】釋軍多鳥。鳥名に非ず、巴利律には大鳥群 (Mahāsaṅghasāraṅga) とあれば、釋軍多は Sakunta として單に鳥類を意味するなり。

【八九】跋憊比丘。四分律・五分律・巴利律共にこの過去物語を出すも比丘の名を出さず、獨り僧祇律のみ比丘の名を出す。これ僧祇がこれ等諸律より後に編纂せられしを證するものなりと考へらる。



「福を爲さんには業報を受けて、所欲皆自然に、生死の流れを超越しては、寂の涅槃の上らん。若し人、福を爲さんには、天神自然に護り、所願皆自ら成じて、衆魔の能く壞するものなけん。薄徳には諸の惱多し、福は能く衆患を消す、福德既に牽強ならんは、速に堅固の定を成ぜん。天に生じては快樂を受け、人中にも亦自在なり、斯の功德に由るが故に、往く所として皆自然ならん。斯の福の方便に因りて、永く生死の苦を離れ、道を得て涅槃に至り、汝せず復生ぜざらん」とい。

爾時、比丘、此偈を説き已りて、復言はく、「長壽、我れを助けて房舎を起せ、其福最も大ならん」と。是の時、估客は説法を聞き已りて便ち少多を布施せしも、爾時、估客是の思惟を作さく、「若し市肆に入らんに諸の乞索多くして、更に利を得ずして、錢本を折減せん。寧ろ家に坐して住せんに其本を全うすべく、故ほ市中にて子本俱に失するに勝らん」と。是念を作し已りて便ち家に還りて坐せるに、時に估客の婦、其夫を顧りて言はく、「何ぞ以て市に詣りつゝ、速疾に來り歸りしや、是の如く懶惰ならんには、當に何に由りてか男女を養活し官の賦役に充つべきや」と。估客答へて言はく、「瞋ること莫れ、且く聽け、我れ今晨朝より市の店肆に詣りしに……」と廣く説いて、乃至「錢本を失するを畏るが故に、家に還りて住するなり」と。其婦知り已りて、默然として言はざりき。尊者舍利弗來りて聚落に入り、次第に行いて食を乞ひ其門に至りて住せしに、爾時、估客の婦篤信恭敬にして、舍利弗を見て即ち淨器を持ちて食を盛り、持ち出で鉢中に著くるに、舍利弗なるを識りて頭面に足を禮して恭敬問訊せり。時に舍利弗亦之れを慰勞すらく、「家中、何如生活、好なりや不や」其婦答へて言はく、「家内悉く住なるも、但生活頓弊しぬ」問ふ、「何を以ての故に爾りしや」即ち上の因縁を以て廣く舍利弗に白して(言はく)、「家中の生活、飲食衣服の供、(及び)王の賦役は正に市肆に仰ぎたりしに、而も今夫主、家中に在りて住し、人の乞ひ索むるを畏れて、實

【八三】 錢本。資本金、元金の意。

【八四】 子本。利子と元金との意。

今の摩訶羅の兒是れなり。爾時已に會て更相に欺誑して和合し已り、然して後に歡喜せり。今も亦是の如し、更相に欺誑して和合し已り、然して後に歡喜せり」と。

若し比丘、女人を和合せんには僧伽婆尸沙罪を得ん、黃門を和合せんには偷蘭罪を得ん、男子及び畜生を和合せんには越毗尼罪を得ん、緊那羅女及び獼猴女を和合せんには偷蘭罪を得ん、是故に説きたまひしなり。(五戒竟)

五六 佛、曠野精舎に住して廣く説きたまへること上の如し。爾時、諸比丘は曠野の中に於て五百の

私房を作らんとて、皆人々自ら乞ひ求めて作りぬ。比丘あり、晨朝に入聚落衣を著し鉢を持して曠野聚落に入りぬ、乞うて房を作らんが爲の故に。

一 估客あり、手に戸鉤を執り、來りて市肆に向うて自らの店舎を開くに、遙に比丘の疾行し而して來れるを見たりき。估客念言すらく、「是の

比丘の來るは必らず房を作らんことを乞はんが爲の故なり。我れ晨朝より此の市賣に至れるも未だ售れざるに、誰か能く是物を乞ふ者ぞ」と。便ち肆戸を閉ちて家に還り去りぬ。比丘念言すらく、「

是の估客、我れを見て便ち戸を閉ちて家に還り去れるは、我が來り乞ふを知りて與ふるを欲せざるが故なり」と。便ち餘道よりして往いて其前を截ち、問うて言はく、「長壽、汝、何處に去らんと欲するや、相置すを得ず。我れ阿誰に依りてか而も房舎を起さん、止、汝等に依らんのみ。佛法を

信する者は罪福業行の果報あることを知らんに、而も與ふるを欲せざらんには誰か當に與ふべき者ぞ。長壽當に知るべし、世尊説きたまへるが如く、當に慈心を起すべし。聞くことを樂はずんば

方便して聞かしめ、諸の不信者をして教へて信を立せしめん、乃至、手にて其頭を捉へ、強いて勸めて施さしめん。然る所以は、彼れ此に於て終るに當に天上に生じて色力・壽命・眷屬自然なるべ

く、人中に來生しては亦快樂を受けて色力・壽命・眷屬成就し、佛法を修習し功德を増益して其の道果を建てん。是故に長壽、世尊、偈を説きたまへるが如し。

【七】 僧殘第六無自作房戒。

【七】 曠野精舎 (Aśokaśāla) 有部律は至羅伐城

(舍衛城)とし、四分は耆闍崛

山とし、十誦・五分・巴利は阿

羅毗(阿茶脾)とす。諸律は皆

曠野の比丘を緣とするも有部

律は衆多苾芻とあるのみ。

曠野 (Aśoka) はパナレスの東

北六十哩今のガーゼーブ

(Ghaspur)なりと指定せらる

附近の村落の名、又そこに

住せる夜叉の名、即ち曠野鬼

にして、佛陀に感化せらる。

【六】 私房 (Pati)。

估客、商人なり。

【五】 戸鉤。(Pāṭi)。

市賣、市場なり。

【三】 相置、釋放の意。



知らしめん、針刺火焼すとも終に動ぜざることを。」

爾時、豆主復頌を説いて言はく、

「獨、千の秋杖を生じ、頭に四寸の針を著きて、能く敗態の驢を治せん、何ぞ伏すべからざるを憂へんや。」

爾時、驢主復頌りて即ち頌を説いて曰はく、

「前の二足を安立し、雙んで後の兩蹄を飛ばして、汝が前板齒を折らん、然して後自ら當に知るべけん。」

豆主、驢に謂ひて頌して曰はく、

「蚊虻毒蟲螫さんに、唯、尾を仰みて自ら防がん、當に汝の尾を藏ちて、脚け、汝をして辛苦を知らしむべし。」

驢復答へて言はく、

「先祖より已來、此の權候の法を行ぜり、今我れ故ほ承習す、死に死ぬとも終に捨てざらん。」

爾時、豆主、此の弊惡の畜生は、苦語を以てすべからざるを知り、便ち更に稱譽せんとて頌して曰はく、

「音聲は鳴徹して好なり、面は白うして珂雪の如し、當に汝が爲に婦を取りて、共に林澤の中に遊ぶべし。」

驢、饒愛の語を聞いて即ち復頌を説いて曰はく、

「我れ能く八斛を負ひ、日に六百里を行かん、婆羅門、當に知るべし、婦を聞いて歡喜するが故に」と。」

佛、諸比丘に告げたまはく、「爾時の二人とは、今の二摩訶羅是れなり。爾時の驢とは、

【三】 千秋杖。原漢文には獨生千秋杖とあり、譯出に困難なり。千秋杖は宋・元・明・宮本に鞞千秋杖とあれば、鞞(しりがひ)と千の鞞を當てる意なるも、今は千の秋(鞞の音寫)杖とせり。

【三】 脚。宋・元・明・宮・聖の五本共に却の字と爲す。脚と却、同音寫なれば却の意に解すべきなり。

【四】 權候の法。字書に很也とあり、たがひもどる法との意なり。

【五】 苦語。殘忍なる語。

て言はく、「某家の子なり」。男兒を捨て、出家せる者、其婦に謂ひて言はく、「我れ已に汝の爲に求めて兒の婦を得たり」。問うて言はく、「誰が家の女ぞ」。答へて言はく、「某家の女なり」と。是語を作す時、俱に儉蘭罪を得るなり。時に彼の男と女と里巷に遊戯せるに、一の摩訶羅、其の女に語りて言はく、「此は是れ汝の母なり」。第二の摩訶羅、其兒に語りて言はく、「此は是れ汝の婦なり」と。是語を作す時、俱に僧伽婆尸沙を得るなり。時に二の摩訶羅は展轉して婚姻を作し已るに、各々歡喜せること貧(者)の實を得たるが如くにして、更相に愛敬せること兄の如く弟の如くなりき。諸比丘、聞き已りて是事を以て具に世尊に白して(言さく)、「云何が世尊、此の二摩訶羅、共に婚姻を結び已りて、歡喜相敬せること乃し是の如くなりや」。佛、諸比丘に告げたまはく、「此の二摩訶羅は但に今日是の如きの事を作せるのみにあらず、過去世の時已に曾て爾りしなり」。佛、諸比丘に告げたまはく、「過去世の時、城あり波羅奈と名け、國を迦戸と名けぬ。一婆羅門あり、摩沙豆を有せるも陳久にして煮るも熟すべからず、持ちて肆上に著き他に賣與せんと欲するも都べて人の買ふものなかりき。時に一人あり、家に一熊驢を有して市賣せんとするも售ること難かりき。時に陳豆主便ち是念を作さく、「我れ當に豆を以て此驢を買うて用ふべし」と。便ち往いて語りて言はく、「汝能く驢を持ちて此豆と賣ふるや」。驢主復念すらく、「是の熊驢を用ひて爲ぞ、當に彼の豆を取るべし」と。即ち便ち答へて言はく、「爾る可し」と。驢を得已りて歡喜して、爾時、豆主即ち是念を作さく、「今、子を得たり」と。便ち即ち頌を説いて曰はく、

「婆羅門の法、販賣に巧なり、陳久せる氷豆十六年、唐しく汝の薪を盡して煮るも熟せず、汝が家の大小の齒を折るに足らん」。

爾時、驢主も亦頌を作して曰はく、

「汝、婆羅門、何の喜ぶ所ぞ、四脚毛衣の好ありと雖、重きを負うて道に著かんに、汝をして

〔六五〕 二摩訶羅比丘本生譚。

摩沙豆(豆)。豆類。

陳久。古く堅く久しき

意。

〔六六〕 熊驢。熊の意解し難き

も、次の第三頌に敗態とあれ

ば敗頰の音寫と見るべく、即

ち用をなさざる類驢の意なる

べし。

〔六七〕 市賣。市も賣も共に賣

ることなり。

〔七〇〕 原漢文には用是熊驢爲

當取彼豆とあり。

〔七一〕 子。母錢に對する子錢

の意にて、利息を得たりとの

意なるべし。



此に住まりしや、應に久しく住まるべからず、汝の夫故に汝を錢取して持せるに何等をか作さんや、汝應に彼に還るべし」と。是語を作す時、偷蘭罪を得ん。人あり、多く馬を畜ふるも而も好種の生ずる者なければ、比丘を倩うて某家に語らしめんとて（言はく）、「生馬あらば我が爲に之れを求めよ」と。比丘爲に求めんに、偷蘭罪を得ん。

復次に佛、舍衛城に住したまひしに、一の摩訶羅ありき。一の摩訶羅は、妻子を捨て、出家し、一の摩訶羅は婦女を捨て、出家し、各人間に於て遊行して舍衛城に來り還り、共に一房に住せり。彼の婦女を捨てたる者便ち自ら念言すらく、「我れ當に家に還りて本婦女を見るべし」と。（即ち）入聚落衣を著して往いて本家に到るに、其婦遙に摩訶羅の來れるを見て即ち瞋恚して言はく、「汝、摩訶羅、薄福無相にして妻子を養活する能はず、又官役を避け家を捨て、遠く走れり。女年長大するも嫁處を得ず、今來るを用ひて爲せん、汝、促に還り去れ、若し去らずんば當に汝が脚を變折すべし、誰か喜んで汝を見ん」と。時に摩訶羅、本住處に還りて、賈客の（その）財を失へるが如くに愁憂苦住せり。時に、婦兒を捨て、出家せる者も家に還りしに、亦復是の如くなりしかば共に一房に在りて住しぬ。兒を捨て、出家せる者少しく智慧ありて、第二摩訶羅に語りて言はく、「長老、何の故に愁憂苦住せるや」答へて言はく、「長老、是事を問ふを須めて何かせん」。又言はく、「必らず知ることを得んと欲す、云何が我等二人共に一房に在りつゝ好惡の事而も相知らざらん、我れに向うて説かずんば更に應に誰にか語るべき」と。彼の摩訶羅即ち廣く上事を説くに、兒を捨てたる摩訶羅言はく、「汝何ぞ愁ふるに足らん、我が家も亦爾り、汝今方便を作すことを知るや不や、汝、女を以て我が兒の婦と作す可し」。彼れ答へて言はく、「好し」。爾時、二の摩訶羅は俱に越毗尼罪を得るなり。是の摩訶羅、明日時到り入聚落衣を著して各本家に歸るに、時に女を捨てたる者、其婦に謂ひて言はく、「我れ汝の爲に求めて女聲を得たり」。婦即ち問うて言はく、「是れ誰が家の兒ぞ」。答へ

【六二】生馬。種馬なり。畜生を和合せしむるは偷蘭罪として男女を和合するよりは罪輕し。

【六三】摩訶羅。註（三の二三八）參照。

【六四】妻子・婦女。妻子は妻と男兒、婦女は妻と女兒を示す。

【六五】婦兒。妻と男兒。

時、上座少しく戒律を知れるも、人心を壞せんことを恐れて時に呵止せず、彼家を出で已りて徒衆に語りて言はく、「汝等不善にして而も是事を作せり」と。問うて言はく、「何等の事を作せしや」。上座言はく、「汝知らずや、世尊の制戒、使行するを得ざることを」。答へて言はく、「知らず」。上座復も得ざるも還り報ずる時、僧伽婆尸沙を犯じ、彼の徒衆は越毗尼罪を得んのみ。若し先に優婆夷、通じて大衆に白さんに、大衆皆可さば一切、越毗尼罪を得ん、一切共に求めんに一切、偷蘭罪を得ん、得るも得ざるも還り報ずる時、一切、僧伽婆尸沙なり。若し男子に衆多の婦あらんに、念者と不念者とあらん。比丘あり其家に入せんに、時に婦人あり、比丘の足を禮し恭敬問訊し已るに、比丘問うて言はく、「安隱にして樂しきや不や」。彼れ即ち答へて言はく、「何の處にか樂しきを得ん」。問ふ、「何を以ての故に」。婦人言はく、「是の男子常に一人と共に起き共に臥して、我れ獨り彼れの爲に薄賤せらる、譬へば穿てる器の用なきが如し、那ぞ苦ならざるを得ん」と。比丘答へて言はく、「但、愁憂すること莫れ、我れ當に汝が爲に語りて平均ならしめん」と。便ち其夫に語るらく、「汝知る所なし、云何が人に効うて多く妻婦を畜へつゝ、平均する能はずして偏へに一人と共に起き共に臥するや」と。答へて言はく、「當に之れを如何がすべき」。比丘言はく、「當に等しく看り視て務めて平均ならしむべし」。答へて言はく、「當に師教の如くすべし」と。比丘、爾時、偷蘭罪を得るなり。若し人、多婦ありつゝも猶ほ復更に他の童女を求めんに、自ら語る能はずして比丘を倩うて往いて語らしめ、…乃至、得るも得ざるも還り報ずる時、僧伽婆尸沙なり。若し人、夫婦鬪諍せんに、比丘便ち勸諭和合せんには偷蘭罪を得ん。若し彼の夫婦和合せずして或は佛事僧事に於て闕くことあらんに、福事の爲の故に勸めて和合せしむるは無罪なり。若し婦女、家に還れるあり、比丘往いて其舍に到り、其家の男女皆爲に禮を作せしに、比丘、彼の婦女を見て便ち言はく、「汝故ほ

【五】使行。註(六の八)参照。

【六】念者・不念者。愛すると愛せざるとの意。



に婦を求めんに、各各別に僣蘭罪を犯ぜん。來り還り已りて一語にて通報して「得たり」と言はんに、一僣伽婆尸沙を犯するなり。「共受共説」とは、若し比丘、各各夏安居し竟るや、人間に遊行し諸の檀越と別れて他國に詣らんと欲するに、時に諸の優婆夷、比丘に語りて言はく、「我が兒の爲に婦を求めよ、我が兄弟の爲に婦を求めよ、我が叔の爲に婦者を求めよ」と。若し比丘、通告して「爾の可し」と言はんに、一越毗尼罪を犯ぜん。若し彼に語りて各別に爲に求めんに、各別に僣蘭罪なり。來り還り已りて通告して「得たり」と言はんに、一僣伽婆尸沙を犯するなり。「別受別説」とは、若し比丘、夏安居し竟るや、人間に遊行して諸の檀越と別れんに、諸の優婆夷の言はく、「我が兒の爲に婦を求めよ、我が兄弟の爲に婦を求めよ、我が叔の爲に婦を求めよ」と。比丘各別に答へて「爾の可し」と言はく、各各に越毗尼罪を犯ぜん。往いて彼に語り、各別に爲に求めんに、各各に僣蘭罪を犯ぜん。來り還り已りて各各別に報ぜんに、各各に僣伽婆尸沙を得るなり。「雜」とは、一比丘あり知識多く、諸の徒衆を將ゐて一家に詣り、食を請けて食し已るに、時に家の母人、上座に白して言さく、「我れ、兒の爲に某家の女を求めて婦と爲さんと欲す、上座當に我が爲に語らるべし」と。時に上座、善く律相を知らずして、即ち便ち之れを許さんに越毗尼罪を得ん。時に諸の徒衆少しく戒律を知れるも、人心を壊せんことを恐れて敢て之れを諫めずして、彼家を出で已りて上座に白して言さく、「何ぞ以て是れを作せしや」問うて言はく、「何等の事ぞ」。答へて言はく、「上座知らずや、世尊の制戒、男女を和合するを得ざることを」。上座答へて言はく、「知らず」。中に比丘ありて言はく、「上座、求むること莫れ、我れ當に爲に求むべし」とて、彼れ求めんに僣蘭罪を得ん、得るも得ざるも還り報するに僣伽婆尸沙にして、上座は越毗尼罪を犯するのみ。若し先に優婆夷、彼の徒衆に語りて言はく、「我れ、兒の爲に某家の女を求む、當に我が爲に求めらるべし」と。時に徒衆は戒律を知らずして、便ち答へて「爾の可し」と言はんに、越毗尼罪を犯ぜん。爾

【五六】 通告。別々の願ひに對して、通じて爾るべしと一答するなり。

【五七】 知識(ゴロジ)。衣食を供養する施主の意なり。以下皆然り。

【五八】 請。原漢文に詣一家請食食已とあり。食を請う意にあらず、食の請待をうけての意なり。その請待の食なる故に食を請けて食すと解すべきなり。

り、好く定意(あ)り定意(あ)り相(あ)り、好く智慧(あ)り智慧(あ)り相(あ)りて自ら相親好すること、過去當來及び現在の諸の衆生類皆悉く是の如し。譬へば白淨香熏の物の自ら相和合するが如きなりと。法師、是の説法を作し已りて女の家に語りて言はく、「我れ聞く、彼の兒は汝が女を索めんと欲せしに、彼れに報じて言はく、「寧ろ邪見外道に與ふるも彼の家には與へじ」と。汝聞かずや、世尊説きたまひしを、「若し殺賊、及び怨家あらんに、手に利劍を執りて常に人を伺ひ便ち人を殺すを得んと欲するに、彼の怨家の子寧ろ其家に入るとも邪見外道の家に入らず」と。汝今云何が子女を嫁がさんと欲して邪見の家に與へんとするや、優婆塞に與へんには時々諸の比丘に見えて受齋持戒するを得べけん」と。時に女の家の(者)言はく、「阿闍梨は爾らしめんと欲せらるゝや」。答へて言はく、「爾ら(しめ)んと欲す」。彼れ言はく、「當に法師に與ふべし」と。爾時、默然して語らざらんには、偷蘭非を得ん。若し法師忍すること能はずして即ち坐上に語らんに、彼れ得んには僧伽婆尸沙なり。若し復、法師の徒衆、衆中に於て唱言して得んには、亦僧伽婆尸沙なり。「共」とは、共受別説、別受共説、共受共説、別受別説なり。「共受別説」とは、若し比丘、各々夏安居し竟るや、諸の聚落に遊び、知識・主人と別れて餘國に向うて行くに、爾時、聚落中の諸の優婆夷の言はく、「我が兒の爲に婦を索めよ、我が兄弟の爲に婦を索めよ、我が叔の爲に婦を求めよ」と。是の如く種々に諸の優婆夷各々比丘に説いて「一過せんに、答へて「可なり」と言はんには一越毗尼罪を犯ぜん。彼處に詣りて各別に爲に求むるに、各々偷蘭非を犯ぜん。來り還りて各別に報ぜんに、各僧伽婆尸沙を犯するなり。「別受共説」とは、若し比丘、各々夏安居し竟るや、人間に遊行して諸の權越と別れて他の國土に詣らんと欲するに、爾時、諸の優婆夷(の中)有が比丘に語りて言はく、「我が兒の爲に婦を求めよ」。有が言はく、「我が兄弟の爲に婦を求めよ」。有が言はく、「我が叔の爲に婦を求めよ」と。若し比丘各各許はど、各各に越毗尼罪を犯ぜん。若し彼に詣りて各別に爲

【四】 受齋持戒。齋を受けて八戒を持つこと。八戒の中に非時食の齋法あるも、齋法が根本なる故に特に齋を受けて戒を持つといひしなり。註(四の一五〇)八戒の下参照。

【五】 原漢文には法師徒衆中とあるのみなるも、宋・元・明三本及び宮本には法師徒衆中とあるとして譯出せり。

【六】 夏安居。註(一一八・一七二)参照。

【七】 知識・主人(Mitra: Gaharati)。知識と主人と別々にせずして、知識なる主人(Ephraimites)と解すべきならん。即ち安居中種々衣食を供養せる知識の居士と別れて餘國に遊化せんとする場合なり。

【八】 一過。種々の依頼を各自がひとわたしするの意。

【九】 人間遊行 (Ganapadya: Gaharati) 村より村へと遊化し行くこと。

【一〇】 權越 (Cīnānāti)。梵音にて陀那鉢底といひ、譯して施主となす。權越は正譯に非ず。陀那の那、權捨即ち施捨を行すれば自の貧窮を越渡すべきが故に越の字を加へたりと寄歸傳にいへり。



して彼家に語らしめんは一切僧は越毗尼罪を得ん、語る時一切僧は偷蘭罪を得ん、得るも得ざるも還り報ずる時、一切僧は僧伽婆尸沙を得るなり。若し使を受くる者是の思惟を作さく、「我れ若し衆中に還らんに俱に我れを使して王に白さしめん、如かず、我れ即ちに往いて王に白さんには、王當に我れを識るべけん」と、是の如くせんには、是の比丘、得るも得ざるも還り報ずる時に僧伽婆尸沙にして、一切僧は故は先の偷蘭罪を得るなり。「法師」とは、優婆塞家ありて一優婆塞家の女を索めんと欲するに、彼れ、彼れに與ふるを欲せずして言はく、「我れ寧ろ 邪見外道に嫁し與ふるとも、優婆塞家に與ふるに勝へんや」と。男の家便ち是念を作さく、「誰か能く我が爲に和合するものぞ、唯、沙門ありて多く諸に方便して能く説法する者こそ、當に能く我が爲に之れを和合すべけん」と。便ち精舎に詣り法師に白して言さく、「我れ彼家の女を索むるも我れに與ふるを欲せず」と。法師問うて言はく、「彼れ何の道ふ所ぞ」。答へて言はく、「彼れ是語を作さく、「寧ろ邪見外道に與ふるとも、是家に與へず」と。法師、我が爲に道を同じうするの義を説いて、彼れをして我れに與へしめたまへ」と。比丘許さんには越毗尼罪なり。若し通じて法師と徒衆とを請じて去かしめん、去かば衆を擧げて越毗尼罪を得ん。若し月の八日・十四日・十五日の説法時に、男家女家の二家盡く來りて聽法せんに、爾時、法師、方便して爲に説法すらく、「佛の 契經の如し、(佛)、諸比丘に告げたまはく、諸の衆生、性相に隨うて不信を得、不信の者共に親好を爲す。是の如くにして、戒を犯じ戒相を犯じ、親ら威儀なく威儀の相なく、親ら愧なく愧の相なく、親ら懈怠し懈怠相にし、親ら亂心し亂心相にし、親ら無智に無智相にして、親ら各其類に隨うて共に相親好すること、過去・當來及び現在の諸の衆生類、皆悉く是の如し。譬へば臭穢不淨の自ら相和合するが如きなり。是の如くに諸比丘よ、諸の衆生類は各其性に隨うて篤信し、篤信自ら相親好し、是の如くして戒を持し戒相を持し、好く威儀あり威儀の相あり、好く愧あり愧の相あり、好く精進し精進の相あり

【註】 邪見外道 (Misobhaddi-  
fā tithi) 邪見は因果の  
道理を撥無して、惡も恐るゝ  
に足らず善も好むに足らずと  
思ふ謬見。外道は佛敎外の道  
を奉ずる者にして、邪眞理を  
見、邪智邪見を發せる外道即  
ち六師外道の如し。

【註】 契經。註(二一〇七)  
参照。

【註】 性相。性は衆生の本性、  
相は衆生の行業なり。  
【註】 戒と神相、威儀と威儀  
相、愧と愧相、懈怠と懈怠相、  
亂心と亂心相、無智と無智相  
の對句は内心と外相とに配し  
て解すべきなり。

主人語りて言はく、「我れ某家の女を索めて兒婦と作さんと欲す、尊者、我が爲に之れを求めたまへ」と。比丘言はく、「汝、我が爲に飲食を作せ、當に汝が爲に求めん」。主人言はく、「我兒の爲に婦を得竟りて、當に尊者の爲に飲食を作さん」。比丘言はく、「我れ若し口を動かさば得ざるの理なけん、但當に食を作すべし」と。即ち爲に食を作さんに、越毗尼罪を犯せん。往いて彼家に語りて言はく、「汝知るや不や」。問うて言はく、「何等なるぞ」。比丘言はく、「我れ道ふ所あらんと欲す、我が語に隨はゞ當に道ふべし」。主人言はく、「但、説きたまへ」。比丘言はく、「人あり、汝が女を索めんと欲す」。問うて言はく、「是れ誰なるぞ」。答へて言はく、「某家の子なり」。主人瞑りて曰はく、「我れ寧ろ女を持して水火の中、闇冥の處に著くとも終に彼れには與へじ」と。比丘、怖畏して便ち走り去るに、偷蘭罪を犯せん。若し女人、存在して未だ嫁がすんば、是の比丘先に謗説して他の飲食を食せるを以て、慚羞して便ち還り報じて「得ず」と言はんは僧伽婆戸沙なり。若し彼の女人或は嫁ぎ或は死にたらんには、還り報ずるに偷蘭罪なり。「病」とは、若し比丘、常に一家に出入せるに、其家の(者)比丘に語りて言はく、「我れ、彼家の女を索めて婦と爲さんと欲す、我が爲に之れを求めたまへ」と。比丘、語を受くるに越毗尼罪を得ん、往いて彼に語るに偷蘭罪を得ん。彼家の(者)言はく、「我が女、病まんに當に死活を知らんや」。若し男、病まんに彼(家の者)言はく、「彼家の兒、病まんに當に死活を知らんや、而も女を之れに與へんに、彼れ脱し死なば我女をして寡ならしめん」と。比丘復言はく、「夫人、病を得んに皆當に死ぬべけんや、或は自ら當に差ゆべきのみ、但當に之れを與へよ」と。是語を作す時、偷蘭罪、得るも得ざるも還り報ずるに僧伽婆戸沙なり。「王」とは、若し王、他の女を得んと欲して比丘僧に語りて言はく、「我れ今、某家の女を得索めんと欲す、當に我が爲に求むべし」と。一切僧許さんには一切は越毗尼罪を得ん、一切僧往いて求めんに一切僧、偷蘭罪を得ん、得るも得ざるも還り報ずるに一切僧は僧伽婆戸沙を犯するなり。若し衆僧、使を遣

【三】 原漢文には我欲有所道  
隨我話者當道とあり。

【四】 存在。未だ嫁がす、又は未だ死なずして家に在ること。若し家にあらば僧殘罪、嫁ぎ或は死なんには罪輕くして偷蘭罪となるとの意。



めんと欲するも自ら語る能はず、比丘を倩うて往いて語らしむるに、語を受けんには越毗尼罪を犯じ、彼れに向うて説かに儉蘭罪なり。若しは女の家にて説いて言はく、「彼は是れ 刹利、我れは婆羅門」、「彼れは 毗舍、我れは婆羅門」、「彼れは首陀羅、我れは婆羅門」と。或は言はく、「我れは刹利、彼れは婆羅門」、「我れは毗舍、彼れは婆羅門」、「我れは首陀羅、彼れは婆羅門」と。或は復言はく、「彼れは是れ刹利、我れは毗舍」、「彼れは刹利、我れは首陀羅」と。或は言はく、「彼れは婆羅門、我も亦婆羅門」、「彼れは刹利、我れも亦刹利」、「彼れは毗舍、我れも亦毗舍」、「彼れは首陀羅、我れも亦首陀羅」と。若し得るも得ざるも、還り報するに僧伽婆尸沙なり。「曲」とは、若し男子にして、他の女を求めんと欲するも自ら語る能はず、比丘を倩うて往かしめん、比丘言はく、「世尊の制戒、使行することを得ず」とて、口には許さずと雖、心に然可せんには越毗尼罪を犯ぜん、往いて彼れに語るに儉蘭罪、得るも得ざるも還り報するに僧伽婆尸沙を犯するなり。「相」とは、若し男子にして、他の女を求めんと欲するも自ら語る能はず、比丘を倩うて往かしめん、比丘言はく、「佛の制戒、使行することを得ず、然れば我れ當に汝の爲に相を作すべし。汝若し我れ垢膩衣を著し、破れたる空鉢を持し、卑牀の上に坐して口に奴婢語を説くを見なば、當に「得ず」と知るべし。若し復我れ鮮淨衣を著し、好鉢を執持し、大牀の上に坐して、口に「夫婦兒女(あり)汝と共に言語せん」と説くを見なば、當に「得相」と知るべし」と。是の如くに相を作して、得るも得ざるも還り報ぜんに僧伽婆尸沙なり。「堪能」とは、若し比丘衆多にて檀越家に詣りて食し、食し已りて優婆夷、比丘に白して言さく、「我れ某家の女を、取りて兒婦と作さんと欲す、當に我が爲に之れを語るべし」。諸比丘言はく、「優婆夷、世尊の制戒、使行することを得ず」と。其の中、二三の比丘ありて、行くことを堪能せんには越毗尼罪を得ん、往いて彼れに語るに儉蘭罪を得ん。還り報するに僧伽婆尸沙を犯するなり。「出入」とは、若し比丘、他家に入出して供養を受くるに、時に

【三】刹利(Khattiya)。刹帝利とも音譯す。王族。梵天の腹より生まれたるものと稱せらる。釋尊の右脇誕生も此意を示す。註(一の七七)參照。

【四】婆羅門。註(一の二六)參照。

【五】毗舍(Vesāya)。士農工商等、四姓中の第三階級。梵天の膝より生まれたりとせらる。

【六】首陀羅(Suddhāra)。上の三族に仕ふべき奴隸階級。梵天の脚より生まれしものとせらる。

【七】取。取は娶の同音寫と考へらる。故に、めどると讀むべきなり。

丘を倩うて往いて外姪女に語ら(しむ)らく、「我れと交通せよ」と、……乃至、還り報ずるに僧伽婆尸沙なり。「外姪女使人」も亦復是の如し。「棄女」とは、若し女人あり、他行して妊娠し、然して後、諸の外道の中に於て出家し、月滿ちて女を生み、四衢道中に棄て著くに、人あり、取り養ひて年長大するに至らんに、男子あり此女を得んと欲し、比丘を倩うて往いて語ら(しめ)んに、……乃至、還り報ぜんに僧伽婆尸沙なり。「乞女」とは、若し人あり、男多くして女なかりしかば他に從うて女を乞ひ養ふに、年長大するに至りて、男子あり求めて婦と爲さんと欲し比丘を倩うて往いて語ら(しめ)んに、……乃至、還り報ずるに僧伽婆尸沙なり。「被遣女」とは、若し女人あり、未だ出で嫁がざるに他と共に私通して、然して後出で、嫡ぐに、翌即ち童女に非ざるを知りて便ち遣して家に還し本の財物を索めん、先に共に通ざる男子、女の遣されたるを聞いて便ち是念を作さく、「此女は我れに由りて其をして遣されしめしなり、我れ當に之れを取るべし」とて比丘を倩ひ、往いて彼の父母に語ら(しめ)んに、……乃至、還り報ずるに僧伽婆尸沙なり。「下錢女」とは、若し婦を娶らんとて錢を輸すこと未だ畢らず、此女の父母多く其錢を索めて滿さしむる能はざれば、而も婦女を得ず亦更めて嫁ぐをも得ざるに、異なる男子あり此女を求めんと欲して比丘を倩ひ、往いて其の父母に語ら(しむ)らく、「我れに此女を與へよ、當に錢を與へて本夫の家に還すべし、並に復汝に與へん」と、……乃至、還り報ずるに僧伽婆尸沙なり。若しは男子(若しは)男子の使、彼の比丘に語るに、是の比丘若し男子及び男子の使より聞き已るに越毗尼、往いて彼に語らば偷蘭罪、若しは自ら往き若しは使を遣して往かしむるに、得るも得ざるも還り報ずるに僧伽婆尸沙なり。

若しは孤女にして外祖母に依り、外祖父に依り、外曾祖に依り、外舅に依り、外姨母に依り、祖父に依り、祖母に依り、曾祖に依り、父舅に依り、父姨母に依る(あらん)も亦上に説けるが如し。

直と曲と相と堪能と出入と病と王と説法師と伴黨共と雜となり。「直」とは、男子あり他の女を求

【五】 四衢道中。四つ辻なり。

【六】 下錢女。錢を下す女の義、即ち錢になる女のことならん。

【七】 この一段は前後に連絡せず、恐くは前の孤女の下の依親の下に挿入すべきものにあらざるか、考ふべきなり。



女、被遣女、下錢女なる(あり)。「無子婦」とは、若し家富めるあり、兒小なりしも便ち爲に婦を娶るに兒死せり。此兒の婦、小なれば姑に依止して住せしが、其長大するに至りて、男子あり此女を求めんと欲し比丘を倩うて往いて語り言は(しむ)らく、「汝が兒既に喪へり、我れ今便ち汝が兒の如くに異る無ければ、我れに此婦を與へよ、我れ當に衣食を以て共に相供給せん」と、……乃至、還り報するに僧伽婆尸沙なり。「婢婦」とは、諸の國土の如き生口(しやうく)を賣る有り、若し男子求めて婦と爲さんと欲せんに、「買うて婦と爲さん」と欲言せば恐らくは責まりて錢多からんとて、便ち比丘を倩うて往いて密に婦に語りて言は(しむ)らく、「我れ今汝を買うて婢と爲すも、實には持して婦と作すなり」と、……乃至、還り報するに僧伽婆尸沙なり。「出家」とは、若し端正の女人、諸の外道に於て出家せんに、男子あり此の出家女を求めて婦と爲さんと欲し、比丘を倩うて往いて語ら(しめ)、……乃至、還り報するに僧伽婆尸沙なり。「放」とは、放に二種あり、若しは賣、若しは離婚なり。「賣」とは、頗梨國法の如し、婦あるも小にして嫌はんには便ち賣るなり。「離婚」とは、國土に法あり、夫婦相樂しまざらんには便ち王所に詣り、三錢半・二張劫貝を輸して而して斷を求めんに、當に聽して離婚せしむべし。或は女人あり、他と私通して共に要を作して言はく、「若し我れ夫と離婚せんには當に汝の爲に婦と作らん」。答ふ、「爾る可し」と。即ち錢物を持して求むるに離婚するを得たれば、彼の男子聞き已りて便ち比丘を倩ひ往いて女人に語ら(しめ)て言はく、「汝已に離婚せり、來りて我が婦と作れ」と、……乃至、還り報するに僧伽婆尸沙なり。若し彼の女人、比丘を倩ひ往いて彼の男子に語ら(しめ)て言はく、「我れ已に離婚せり、當に爲に婦と作らん」と、……乃至、還り報するに僧伽婆尸沙なり。「姪女」とは、男子あり、比丘を倩うて姪女に語ら(しむ)らく、「我れと交通せよ」と、……乃至、還り報するに僧伽婆尸沙なり。「姪女使人」とは、姪女の婢なり、亦上に説けるが如し。「外姪女」とは、姪女あり恒に田野に在りて人を求むるなり。男子あり、比

【一〇〇】 生口。軍中の捕虜ならん。

【一〇一】 原漢文には若男子欲求爲婦欲言買爲婦恐買錢多便倩比丘往密語婦言我今買汝爲婢實持作婦とあり。この中賣の字は三本及び宮本には賣の字となす。

【一〇二】 頗梨國。十六大國中にも存せず。法顯傳・西域記等にも見えず。何れの地方か明かならず。

【一〇三】 三錢半。二張劫貝。錢物を併せたる名稱にして、錢貨と物品交換とを以て離婚訴訟の税となせるものなるべし。二張劫貝とは推するに二張紙のことなり。既に毛布なるも劫貝(Kidpale)は劫貝樹の綿なれば綿毛布なるべし。錢については註(三〇五)蘭利沙梨の下参照。

【一〇四】 要。約束のこと。

て此女を得んと欲し比丘を倩うて往いて彼女に語り言は(しむ)らく、「我が爲に婦と作れ」と。……乃至、得るも得ざるも還り報ずる時、僧伽婆尸沙なり。「錢買得」とは、亦復是の如し。「輸錢」とは、若し人有り、女を養うて税錢を索め、唯(をんな)自に供ふるを除いて餘は盡く取るに、若し男子あり此の女人を求めんと欲して比丘を倩うて往いて語り(しめ)、……乃至、還り報ずるに僧伽婆尸沙なり。「半輸」、「盡輸」も亦復是の如し。「一月住」とは、若し寡婦(あり)、男子ありて求めて婦と爲さんと欲し比丘を倩うて往いて寡婦に語り(しむ)るに、寡婦答へて言はく、「我れ長く住する能はず、一月相就ふを可と爲す、若し須臾(に)は當に往くべし」と。……乃至、還り報ずるに僧伽婆尸沙なり。「隨意住」とは、寡婦あり、男子求めて婦と爲さんと欲し比丘を倩うて往いて寡婦に語り(しむ)るに、寡婦言はく、「我れ長く住する能はず、我が意に隨うて幾時か住せん、須臾(に)は當に往くべし」と。……乃至、還り報ずるに僧伽婆尸沙なり。「抄掠得」とは、若し人(あり)、他の寮落を破りて女人を抄得せんに、若し男子ありて此女を求めんと欲し比丘を倩うて往いて語り(しめ)、……乃至、還り報ずるに僧伽婆尸沙なり。「持花鬘」とは、國土の法ありて男子、女人を求めて婦と爲さんと欲する時、直に人を遣し花鬘を持ち往いて女人の家に與ふるに、若し花鬘を受けんには、便ち知んぬ、「婦を得たり」と。若し花鬘を受けざらんには、便ち知んぬ、「得ず」と。即ち比丘を遣し花鬘を持ち往いて女の家に與へ(しむ)るに、……乃至、還り報ずるに僧伽婆尸沙なり。「無種」とは、若し男子に父親なく亦母親なく又知識も無く、彼女も亦爾らんに、是の男子、彼女を求めんと欲し比丘を倩うて往いて語り(しめ)、……乃至、還り報ずるに僧伽婆尸沙なり。「須臾」とは、若し端正の女人(あり)、男子ありて比丘を倩うて往いて須臾の交會を求め(しめ)んに、……乃至、還り報ずるに僧伽婆尸沙なり。

(若しは女人に)、無子婦、婢婦、出家、放、姪女、姪女使人、外姪女、外姪女使人、若しは棄女、乞

【二六】抄掠得(Dhājātā)。

【二七】須臾(婦)(Mhuttika)。  
瞬間婦なり。



けんに、…乃至、得るも得ざるも還り報する時、僧伽婆尸沙なり。若し彼の寡婦、男子を求めんと欲するも而も自ら語る能はず、比丘を倩うて往か(しむ)るも、亦復是の如し。「繼祠」とは、若し男女あらんに俱に子息なければ、其の死後若し餓鬼に墮ちんに、祠を繼ぐ所無きを恐る。時に男子ありて寡婦を得んと欲するも自ら語る能はず、比丘を倩うて往いて寡婦に語り言は(しむ)らく、「來れ、汝と共に生活せん、若し我れ先に死して餓鬼に墮ちなば汝當に我れを祠るべし、若し汝先に死なば我れ當に汝を祠るべし」と。…乃至、得るも得ざるも還り報する時、僧伽婆尸沙なり。若し彼の寡婦、男子を求めんと欲するにも亦復是の如し。

若しは女人に、母所護、父所護、兄弟護、姉妹護、自護、種姓護、錢所護、童女、寡婦、他護なる(あり)。「母護」とは、女人あり母に依りて住するに、人あり此女を得んと欲して、比丘を遣して往いて其母に語り言は(しむ)らく、「此女を得て婦と爲さんと欲す」と。…乃至、得るも得ざるも、還り報する時、僧伽婆尸沙なり。「父護」、「兄弟護」、「姉妹護」も亦復是の如し。「自護」とは、女人あり、父母親里なく自ら作して生活し戒を持ちて自ら護るなり。若し男子ありて此女を得んと欲し比丘を倩うて往いて語ら(しむ)るに、乃至、得るも得ざるも還り報する時、僧伽婆尸沙なり。「姓護」とは、女人あり、父母なくして同姓に依りて住す。若し男子ありて、此女を求めんと欲し比丘を倩うて往いて其の同姓に語ら(しむ)るに、…乃至、得るも得ざるも還り報する時、僧伽婆尸沙なり。「錢護」とは、若し女人、人に錢を負うて未だ満たさざるに、男子あり、此女を得んと欲して比丘を倩ひ往いて其家に語り言は(しむ)らく、「我れに此女を與へよ、我れ代りて錢を與へん」と。…乃至、還り報するに僧伽婆尸沙なり。「童女」、「寡婦」、「他婦」も亦復是の如し。

若しは女人に、穀買得、錢買得、若しは輪錢女、半輪女、盡輪女、若しは一月住、若しは隨意住、抄掠、與華鬘、無種、須臾なる(あり)。「穀買得」とは、若し女あり穀を以て買ひ得んに、男子あり

【二〇】 餓鬼。註(二〇一五二)參照。

【二一】 祠。死後の祭祀。

【二二】 母所護 (Mātṛrakṣita)

【二三】 父所護 (Pitṛrakṣita)

【二四】 兄弟護 (Bhāṅṅrakṣita)

【二五】 姉妹護 (Bhāṅṅinīrakṣita)

【二六】 自護 (Dhammarakṣita)

【二七】 父母親戚の依るべきなくして自ら戒を持ちて生活する

【二八】 種姓護 (Gotṭhānīrakṣita)

【二九】 穀買得 (Dhanakṣita)。

し王にして人の女を取らんと欲するも自ら語る能はず、比丘を倩うて往いて其家に語り言は(しむ)らく、「我れ能く汝が家を罰し而して汝の女を取らんも、但爾するを欲せざれば汝我れに女を與へよ、衣食莊嚴の具を得て自然に乏しからざるべく、又汝が家を儲益すべし」と。比丘、使を受けんに、……乃至、得るも得ざるも還り報ずる時、僧伽婆尸沙を犯す。「榛王」とは、賊主なり。若し賊主、他の女を取らんと欲するも自ら語る能はず、比丘を倩うて往いて其家に語り言は(しむ)らく、「我れは是れ林中の王なり、能く汝の爲に不饒益事を作さん、汝當に女を送りて我れに與ふべし。衣食嚴具を得べきこと自恣にして、並んで汝が家を護らん」と。比丘、使を受けんに、……乃至、得るも得ざるも還り報ずる時、僧伽婆尸沙なり。「續纏」とは、若し寡婦あり、續を紡ぎて自ら活くるに、男子ありて得んと欲するも自ら語る能はず、比丘を倩うて往いて寡婦に語り言は(しむ)らく、「我が爲に婦と作れ」と。彼の寡婦言はく、「我れ若し相就るとも餘(事)を作すこと能はず、唯能く纏を績がんのみ、須るんには當に往くべし」と。……乃至、得るも得ざるも還り報ずる時、僧伽婆尸沙なり。「作食」とは、若し寡婦あらんに、男子ありて得んと欲するも而も自ら語る能はず、比丘を倩うて往いて寡婦に語り言は(しむ)らく、「來れ、共に生活せん」と。寡婦言はく、「我れ但能く食を作すも餘(事)を作すこと能はず、須るんには當に往くべし」と。……乃至、得るも得ざるも還り報ずる時、僧伽婆尸沙なり。「取水」とは、若し寡婦あらんに、男子ありて此婦を取らんと欲するも自ら語る能はず、比丘を倩うて往いて寡婦に語り言は(しむ)らく、「來れ、共に生活せん」。寡婦答へて言はく、「我れ但能く水を取らんのみ、餘(事)を作す能はず、須るんには當に往くべし」と。……乃至、得るも得ざるも還り報ずる時、僧伽婆尸沙なり。「無子」とは、若し男子ありて都べて子息なく、復、寡婦ありて亦兒子なきに、男子ありて此の寡婦を得んと欲するも自ら語る能はず、比丘を倩うて往いて寡婦に語り言は(しむ)らく、「俱に子息なし、來れ、共に合活せん」と。比丘、使を受

【二八】榛王。草木茂れる中の王、即ち賊主なり。



婿たらしむべし」と。(而も)自ら語る能はず、便ち比丘を倩うて此の男兒に語ら(しめ)て言はく、「我れ汝を養育し教學成就して年已に長大せり、今我れに女あり、向に當に門を出すべきも、汝をして我が女婿と爲し、亦我子の如くならしめんと欲す」と。比丘、彼の使を受けんには越毗尼罪を得ん、往いて彼れに向うて説かに偷蘭罪を犯ぜん、得るも得ざるも還り報する時、僧伽婆尸沙を犯す。若し彼の養兒先に自ら其女を得んと欲し、比丘を倩うて往いて其父に白さ(しむ)るも、亦復是の如し。「同産」とは、若し、産を同うせる兄ありて喪ふに、嫂を執りて婦と爲さんと欲し、比丘を倩うて往いて其嫂に語ら(しむ)るに、…乃至、得るも得ざるも還り報する時、僧伽婆尸沙を犯す。「先要」とは、若し男子あり他婦と共に通じ、其婦、此の男子に語りて言はく、「若し我が夫瞋りて我が罪を苦治して門より驅出せば、汝當に我れを取るべし」。答へて言はく、「爾可し」。時に彼の婦人便ち故に其夫を惱まし、其をして忿恚し苦治し驅出せしむ。彼の男子聞き已りて自ら往く能はず、便ち比丘を倩うて往いて婦人に語ら(しむ)らく、「汝已に夫の爲に苦治し驅出(せらる)る、當に來りて我れに就るべし」と。比丘、使を受けんに、…乃至、得るも得ざるも還り報する時、僧伽婆尸沙を犯す。若し復、女人、男子に樂はんと欲するも自ら語る能はず、便ち比丘を倩うて往いて男子に語ら(しむ)らく、「我れ已に夫の爲に苦治し驅出せらる、今汝に就りて我が爲に夫と作さんと欲す」と。比丘、使を受けんに、…乃至、得るも得ざるも還り報する時、僧伽婆尸沙を犯す。若し是の女人還りて本夫に従はんと欲するも自ら語る能はず、比丘を倩うて往いて其夫に語り言は(しむ)らく、「還りて共に生活せん、更に過を作さざらん」と。比丘、使を受けんに、…乃至、得るも得ざるも還り報する時、僧伽婆尸沙なり。若し復、夫主還りて妻らんと欲するも自ら語る能はず、比丘を倩うて往いて本婦に語り言は(しむ)らく、「今汝に還るを聽さん、更に過を作すこと莫れ」と。比丘、使を受けんに、…乃至、得るも得ざるも還り報する時、僧伽婆尸沙を犯す。「罰」とは、若

【六】産。兄弟して管理せる家産なり。

【七】先要。先に約束せる婦。

毗尼罪を犯ぜん、往いて彼に向うて説かば儼蘭罪を犯ぜん、得るも得ざるも還り報する時、僧伽婆尸沙を犯す。「孤女無父」とは、女あり、父なくして母に依りて生活するを、是れを「無父孤女」と名く。若し男子ありて此女を求めて婦と爲さんと欲し、比丘を倩うて往いて此女に婦と爲らんことを求め(しむ)るに、彼使を受けんには越毗尼罪を犯ぜん、往いて彼れに向うて説かんに儼蘭罪を犯ぜん、得るも得ざるも還り報する時、僧伽婆尸沙を犯す。「無親」と「俱無」と、亦復是の如し。「自立」とは、父なく母なく親里もなくして自ら活くるなり。若し男子あり、此女を求めて婦と爲さんと欲し、比丘を倩うて女の所に往か(しむ)るに、彼使を受けんには越毗尼罪を犯ぜん、往いて女に向うて説かんに儼蘭罪を得ん、得るも得ざるも還り報する時、僧伽婆尸沙を犯す。「依他立」とは、若し女にして、親なくして而も他に依りて立てるあり、若し男子あり、此女を得て婦と爲さんと欲して、比丘を倩うて往か(しむ)るに、彼使を受けんには越毗尼罪を犯ぜん、往いて彼れに向うて説かんに儼蘭罪、得るも得ざるも還り報する時、僧伽婆尸沙を犯す。「依親」及び「俱(立)」も、亦復是の如し。

若し「孤兒」とは、無母、無父、無親、俱無、自立、依他、依親、依俱無なり。「無母」とは、若し孤兒あり、母なくして父に依りて生活す。此兒、他の女を求めて婦と爲さんと欲し、比丘を倩うて往か(しむ)るに、彼使を受けんには越毗尼罪を犯ぜん、往いて彼れに向うて説かんに儼蘭罪を犯ぜん、得るも得ざるも還り報する時、僧伽婆尸沙なり。乃至「依俱無」も、亦復是の如し。

若しは「女人」に「家内、同産、先要、罰、捺王、績織、作食、取水、無子、繼嗣」なるあり。「家内」とは、若し人ありて他の小兒を養ひ教習して長大し、家中に生まれし女ありて年亦長大するに、便ち是念を作さく、「我れ今此女年已に長大したれば當に出して他に適がすべきも、今日此兒は是れ我が養ふ所、今已に長大せり、何ぞ女を以て嫁して此兒に與へざる、當に此兒をして我子の如く、亦女

【二】俱無。父母及び親戚俱に無き女。

【三】親。父母及び親里の總稱。

【四】俱立。依他と依親と、即ち他人と親戚との兩方に依りて生活する女。

【五】依俱無。原漢文には、依俱とありて無の字なきも、宋・元・明三本には無の字あり。依他も依親も俱に無き孤兒なりとの意なる故に、無の字あるべきなり。



「坐なるかな、是の迦羅、我れに此苦を遣れり、我が爲に此の無手足物を求めたり」と。爾時、兒の婦、復啼泣して言はく、「坐なるかな、是の迦羅、我れに此苦を遣れり、云何が我れを持して火坑中に陥れたる」と。爾時、女の母之れを聞いて復願志して言はく、「我が女、家に在りては少事にも婉樂せしに、今、田家に在りて務め多く辛苦して終日啼泣せり。云何が迦羅、我が女を安ずるに弊惡の家に著きしや」と。迦羅比丘、二家の瞋る所と爲り、諸比丘は是の因縁を以て廣く世尊に白せしに、佛言はく、「迦羅比丘を喚び來れ」と。即ち便ち喚び來り已るに、佛、迦羅に問ひたまはく、「汝實に是事を作せりや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛言はく、「迦羅、汝常に聞かずや、我れ無數に方便して欲法を和合するを呵責し、無數に方便して欲法を離るゝを讚歎せしを。汝今云何が欲法を和合せしや、是れ惡事たり、今汝に因るが故に諸比丘の爲に制戒せん」と。佛、諸比丘に告げたまひて舍衛城に依止せる比丘を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の爲に制戒したまはく、「……乃至、已に開ける者は當に重ねて聞くべし」。

「若し比丘、他の使行を受けて男女を和合せしめ、若しは 娶婦若しは私通、乃至、  
一〇須臾の頃ならんにも僧伽婆尸沙なり」と。

「比丘」とは、上に説けるが如し。「使」とは、使事を受くるなり。「行」とは、往來するなり。「和合」とは、男女を和合する也。「婦」とは、終身婦なり。「私通」とは、暫くの交會なり。「乃至、須臾の頃」とは、乃至、和合して須臾の間會はしむる者も亦僧伽婆尸沙を犯す。「僧伽婆尸沙」とは、上に説けるが如し。

若し「孤女」とは、無母、無父、無親里、若しは俱無、若しは自立、若しは依他立、若しは依親立、若しは俱立たり、「孤無母」とは、謂く女、母なくして父に依りて生活するを、是れを「無母」と名く。若し男子ありて此女を求めて婦と爲さんと欲し、比丘を備うて往いて求めんに、比丘許さば越

【七】 原漢文には「坐是迦羅遣我此苦爲我求此無手足物」とあり。

【八】 使行 (Sakuritta)。男意 (Chariomati) を女子に報じ、女意 (Rithimati) を男子に報するなり。

【九】 娶婦 (Iyyā)。

【一〇】 須臾 (Yugkhaṇḍika)。

【一一】 媒嫁戒戒文解釋。

の來るを見て、即ち出で、來り迎へ恭敬問訊すらく、「善來、阿闍梨、久しく問訊したまはず、餘家の如くに疎外の意を作すこと莫れ、今我が家に於ては自ら己れの想の如くせよ」とて、請じて入り坐せしめぬ。坐し已るに、迦羅の足を禮して一面に於て立ち、其家の男女も亦前んで足を禮して一面に於て立ちぬ。時に一の大女あり、後より來りて足を禮せしに、迦羅問うて言はく、「此は是れ誰が女ぞ」。答へて言はく、「我が女なり」。問うて言はく、「嫁せしや未だしや」。答へて言はく、「未だ嫁せず」。迦羅言はく、「應に早く處分すべし、外に在りて脱れて諸の過を生ぜしむること莫れ」と。迦羅復問ふらく、「頗し來り索むるものありしや不や」。答へて言はく、「某田家ありて曾て索めしも與へざりき」。問ふ、「何の故に與へざりしや」。答へて言はく、「阿闍梨、我れ子なきに子あり女なきに女あらしめんと欲す。我れ一目の如し、亦我が女聾となり亦我が兒の如くならんには、來りて我が家に就れ、當に女を以て之れに與ふべし。我れ今何すれぞ他の男の爲の故に女を捨て去らしめんや」と。迦羅言はく、「怪しい哉、汝は是れ愚人、何ぞ聞かん、由來、男を嫁して女に就らしめたることを。汝が本時の如き、云何ぞ來りて他人に就れる。説く所の如し、女生まれて外に向ふこと、王家に生まると雖、亦嫁娶の法に隨うて會らず當に門を出づべきなり。然り、彼の田家は是れ我が檀越なり、汝、女を嫁して之れに與へんには富樂を得べけん」。其母答へて言はく、「阿闍梨は意に爾らんことを欲するや」。答へて言はく、「爾らんことを欲す」と。即ち便ち許可せしに、迦羅即ち田家に還り、田家の婦に語りて言はく、「己に彼女を得たり、應に爲すべき所の者宜しく時に及んで爲すべし」と。時に一家俱に富みたりしかば、各禮具を送りて其の婚姻を成ぜりき。女、田家に適ぎて毎に苦事を執り、遂に勞患を生じて臥して日出に到るに、時に姑喚びて言はく、「何ぞ以て起きざる、汝、婦禮を知らざるや、晨朝當に起きて掃灑執作して賓客を瞻視すべし」と。是の如くに再三語りしに、婦故ほ教に従はざりしかば、其姑極めて苦厭を生じて而して是言を作さく、



卷の第六

僧殘戒を明すの二

佛、舍衛城に住して廣く説きたまへること上の如し。爾時、長老の比丘あり、迦羅と名く。時  
到りて入聚落衣を著し鉢を持して城に入り、次(第)に行いて食を乞うて一の田家に到るに、其家の

母人遙に長老迦羅を見て便ち起ちて之れを迎へて恭敬問訊すらく、「善來、阿闍梨、久しく相見え

ざりき、餘家の如くに疎外の意を作すこと莫れ、自家の想の如くせよ」とて、請じて入り坐せしむ。

迦羅即ち坐するに、時に母人、迦羅の足を禮し已りて一面に於て立ち、其家の男女皆來りて迦羅の

足を禮し已りて一面に於て立ちぬ。時に大兒あり、後より來りて足を禮し已りて一面に於て立てる

に、迦羅問うて言はく、「是は誰が家の兒ぞ」。母人答へて言はく、「此は是れ我兒なり」。迦羅問うて

言はく、「婚娶を爲せしや未だしや」。答へて言はく、「未だ婚せず」。迦羅言はく、「應に爲に婦を娶

るべし、外に在りて諸の過惡を作さしむること莫れ」と。迦羅復問ふらく、「頗し擬宜の處ありや

不や」。答へて言はく、「某家ありて女あり、信を遣して往いて索めしに得ざりき」。問うて言はく、

「何の故に得ざりしや」。答へて言はく、「彼れ是語を作さく、「我れ子無きに子あり女なきに女あら

しめんと欲す。我れ一目の如し、亦我が子となり亦女母とならば、我れ當に之れを與ふべし」と。

我れ今何すれぞ、彼女の爲の故に子を放ちて去らしめんや」と。迦羅言はく、「汝が言ふ所の如くんば

彼れは是れ愚人なり、誰か當に女の爲に其子を放ち捨てんや。人の説く所の如く、女生まれて外に

向ふこと、王家に生まると雖、嫁娶の法に隨ふて會らず當に出で去るべきなり。汝が本時の如き、

亦外より來れるなり。然り、我れも亦彼家に出入すれば、當に汝が男(子)の爲に求索せん」。彼女答へ

て言はく、「善哉、阿闍梨」と。迦羅比丘即ち是家を出で、往いて彼家に詣るに、彼家の母人迦羅

【一】 僧殘第五媒嫁戒。

【二】 舍衛城。四分律のみ王舍城とす。

【三】 迦羅。漢譯諸律は皆迦羅となすも巴利律のみは

〔二〕となせり。

【四】 母人。妻女なり。

【五】 原漢文には「彼作是語我欲令無子有子無女有女如我

一目亦爲我子亦爲女聲我當與之我今何爲爲彼女故放子令去

とあり。難解なり。男兒なき故に男兒を買ひて子あらしめ

女は嫁がすべきものなれば女兒ありとも無きも同様である

が、その女を家にあらしめんと欲すとの意なるべし。

【六】 女聲。聲は婿なり。聖本には「智」と爲す。

して受けよ」と説くに、初め三十事(及び)次の八事に越毗尼心悔を犯じ、後の十二事に越毘尼罪を犯す。黄門男子の四句も亦是の如し。

若し女人に於て、自を欺じて供養せしめんには僧伽婆尸沙、黄門に於ては偷蘭罪を得、男子に於ては越毗尼罪を得ん。緊那羅女・獼猴女に於ては偷蘭罪を犯じ、畜生女には越毗尼罪を犯するなり。若し比丘、女人邊に僧伽婆尸沙を得んに、黄門邊には偷蘭罪を得、男子邊には越毗尼罪を犯ぜん。若し女人邊に偷蘭罪なれば、黄門邊には越毗尼罪、男子邊には越毗尼心悔なり。若し女人邊に越毗尼罪なれば、黄門邊には越毗尼心悔にして、男子邊には不犯なり。若し女人邊に越毗尼心悔なれば、黄門・男子邊には無罪なり。是故に世尊は説きたまへり、「若し比丘、姪亂變心にて女人の前に於て、自を欺じて身を供養せしめんとて言はく、「姉妹、我が如き沙門は戒を持ち善法を行じ梵行を修せり、是を以て姪欲法もて供養せよ」と讚歎せんには僧伽婆尸沙なり」と。(第四戒竟)

## 摩訶僧祇律卷第五



沙」とは、上に説けるが如し。

若し比丘、染汁心にて女人の前に於て女人に語りて言はく、「汝若し第一勝、長自在、大自在、無比、無相似を得、最勝處を得、長處を得、解脱處を得、無比處を得、無相似處を得、身に病ひなく、母に病ひなく、父に病ひなく、親里に病ひなく、眷屬に病ひなく、福德名稱あり、多人愛し、多人念じ、多人喜び、多人尙む所、壽を得、色を得、樂を得、勢力を得、眷屬を得、善趣を得、三十三天を得、天后たるを得、天眼清淨にして耳垂れて唾きを得んと欲せんには、我が如き沙門にして、戒を持ち善法を行じ梵行を修せる(者)に、應に此法を以て之れを奉じ之れに事へ、恭敬尊重し、望みを承けて供養し、與ふる所を惜まず、舒展し、廣く舒展し。隨順して取り、隨順して受くべし」と。是中、初め三十事には一々に越毗尼罪を犯じ、次の八事には一々に偷蘭罪を犯じ、後の十二事には一々に僧伽婆尸沙を犯す。若し比丘、欲心を起して此れに向はんと欲して而も餘に向ひ、餘に向はんと欲して而も此れに向ひ、此れに向はんと欲して而も此れに向ひ、餘に向はんと欲して而も餘に向ひ、若しは比丘、女人に於て欲心を起しつゝ、黃門に向うて「第一……乃至、隨順して受けよ」と説くに、初め三十事に越毗尼罪を犯じ、次の八事に偷蘭罪を犯し、後の十二事に僧伽婆尸沙を犯す。女人、女人に於ても亦是の如し。若し比丘、黃門に於て欲心ありつゝ、黃門に向うて「第一……乃至、隨順して受けよ」と説くに、初め三十事に越毗尼心悔を犯じ、次の八事に越毗尼罪を犯じ、後の十二事に偷蘭罪を犯す。若し比丘、女人に於て欲心ありつゝ、男子に向うて「第一……乃至、隨順して受けよ」と説くに、初め三十事及び次の八事に越毗尼心悔を犯じ、後の十二事に越毗尼罪を犯す。若し比丘、男子に於て欲心を起し、女人に向うて「第一……乃至、隨順して受けよ」と説くに、初め三十事に越毗尼罪を犯じ、次の八事に偷蘭罪を犯じ、後の十二事に僧伽婆尸沙を犯す。女人、女人に於ても亦復是の如し。若し比丘、男子に於て欲心を起し、男子に向うて「第一……乃至、隨順

【二五】原漢文には、「汝若欲得第一勝長自在大自在無比無相似得最勝處得長處得解脱處得無比處得無相似處、身無病母無病父無病親里無病眷屬無病福德名稱、多人愛多人念多人喜多人所尙、得壽得色得樂得勢力得眷屬得善趣得三十三天得天后得天眼清淨耳垂唾者、如我沙門持戒修行善法修梵行應供養所與不惜舒展廣舒展隨順取隨順受、是中初三十事一々犯越毗尼罪、次八事一々犯偷蘭罪、後十二事一々犯僧伽婆尸沙」とあり。いかに工夫するも五十事を得がたし。後の研究に俟つ。  
【二六】原漢文には、得天眼清淨耳垂唾者とあり。耳垂れて唾きは福相の一。唾は土の堅き意なり。  
【二七】初三十事、次八事、後十二事の數は解し難し。上の讀教文の中に五十事を見出すを得ず。耳垂唾者までにて三十事を數へたるも、後二十事は得難し。略されたるには非ざるか。  
【二八】女人女人に於てとは、女人に於て欲心を起しつゝ、別の女人に向うて説くも亦同じとの意なり。

戒を持ち善法を行じて梵行を修せり、此法を以て供養するは所謂、姪欲法に隨順するなり」と。時に  
姪女中に年少の者あり、便ち手を拍ちて大に笑へり。中年の者あり便ち是言を作さく、「我れ正に是  
れを仰みて活命せり、汝若し是れ男子ならんには便ち來るべし」と。老年の者あり便ち是言を作さ  
く、「阿闍梨優陀夷、我れ是れを以て自ら活くと雖、汝、沙門法を護らざるや、我れ當に是事を以て  
諸比丘に白すべし」と。優陀夷言はく、「白すと白さざると自ら汝が意に隨へ」と、是語を作し已りて  
便ち捨て去りぬ。諸の姪女輩即ち諸比丘に語るに、諸比丘是事を以て具に佛に白せり。佛言は  
く、「優陀夷を喚び來れ」と。來り已るに佛、上事を以て廣く優陀夷に問ひたまひて、「汝實に爾りや不  
や」と。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛言はく、「優陀夷、此は是れ惡事なり、汝常に聞かずや、  
我れ種々に因縁して姪欲を呵責し、種々に因縁して離欲を讚歎せるを。汝云何が此の惡不善事を作  
せしや、優陀夷、此れ法に非ず、律に非ず、是れ佛の教へに非ず、是を以て善法を長養すべから  
ず」と。佛、諸比丘に告げたまひて舍衛城に依止せる比丘を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比  
丘の爲に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし」、

「若し比丘、姪欲變心にて女人の前に於て自を歎じて身を供養せしめんとて」言はく、「姉  
妹、我が如き沙門は戒を持ち善法を行じ梵行を修せり、是を以て姪欲法もて供養せよ」  
と讚歎せんには僧伽婆尸沙なり」と。

「比丘」とは、上に説けるが如し。「姪欲」とは、染汗心なり。「變心」とは、變は過去心に名け、滅  
盡變易も此れ亦變易と名くるも、但し此中の變易とは根・力・覺・道種に於て變易するなり。心とは、  
意識なり。「女人」とは、親里・非親里(女)、若しは大・若しは小、(若しは)在家・出家なり。「自を歎  
じて身を供養(せしめむ)」とは、自ら己身を歎するなり。「姉妹、我が如き沙門は戒を持ち善法を行じ  
梵行を修せり、(故に)姪欲法を以て供養するは第一なり」と言はんには僧伽婆尸沙なり。「僧伽婆尸

【云】原漢文戒文には、若比  
丘姪欲變心於女人前歎自供養  
身言姉妹如我沙門持戒行善法  
修梵行以是姪欲法供養讚歎者  
僧伽婆尸沙とあり。難解なり。



に(於て)詐ること賊に四眼あるが如し、何の知らざる所ぞ」と。婆羅門婦言はく、「我れ實に知らず、  
一五四當に告げ語らるべし、家中に有らば當に持して相與ふべし、家中に無くんば當に餘處に於て買ひ  
 索めて相與ふべし、何をか須うる所と爲すや」。優陀夷言はく、「汝、足して是事を知れり、何ぞ以て  
 此の最第一供養を知らざらんや、所謂、交通なり、我が如き沙門は戒を持ち善法を行して梵行を  
 修せり、此法を以て我れに供養するは、所謂、姪欲法に隨順するなり」と。時に婆羅門諸婦の中に少  
 年の者あり、即ち便ち慚愧低頭して徐ろに行いて各自の房に還れり。中年の者あり、亦各慚愧低頭  
 して住せり。年老の者あり即ち便ち呵責して言はく、「阿闍梨優陀夷、此れは善事に非ず、應に是の  
 非類語を作すべからず、此は是れ婆羅門家なるに而も姪女家の法を作して相待たんや、我れ當に是  
 事を以て諸比丘に白すべし」。優陀夷言はく、「白すと白さるとは當に汝が意に隨ふべし」と。是語  
 を作し已りて便ち捨て、出で去りぬ。是家を出で已りて復諸の姪女舎に入るに、諸の姪女輩、皆起  
 迎恭敬して問訊して言はく、「善來、阿闍梨優陀夷、久しく相見えざりしに今乃ち屈意したまへり」  
 とて便ち請じて坐に就かしめぬ。優陀夷言はく、「今我れ希にして來れり、汝能く少しく與ふる所あ  
 りや不や」。諸姪女言はく、「種々の飲食あり、須うる所あるに隨うて約執する所あらんに、盡く當に  
 相與ふべし」。優陀夷言はく、「此の飲食は、諸の信心家にて處々に皆得たり、但、我れ出家人の得難  
 き所の者にして汝に自在を得る(者)を當に持して我れに與ふれば善からん」。諸の姪女言はく、「我  
 れ今何者か是れ出家人の得難き所の者なるかを知らず、當に示語せらるべし。家中に有る者は當に  
 持して相與へん、家中になき者は當に餘處に於て求索して相與へん」。優陀夷言はく、「汝、足して是  
 事を知れり、何ぞ以て知らざらん、汝多く情に(於て)詐ること賊に四眼あるが如し、何の知らざる  
 所ぞ」。是の如くにして乃し三説に至るも、諸の姪女輩猶ほ「知らず」と言ひしに、優陀夷言はく、「汝、  
 足して是事を知れり、何ぞ以て此の最第一供養を知らざらんや、所謂、交通なり、我が如き沙門は

【一五四】原漢文には、常見告語とあり。

【一五四】交通(Matsumudham-ma)。夫婦事なり。

若し女人の前に譽・毀するは僧伽婆尸沙を得、黃門の前にて(譽・毀するは)偷蘭罪を得、若し男子の前にては越毗尼罪を得ん。若し緊那羅女・彌猴女に向うては偷蘭罪を得、餘の畜生女に向うて説くは越毗尼罪を得ん。若し女人邊に偷伽婆尸沙を得とせば、黃門邊には偷蘭罪、男子邊には越毗尼罪なり。若し女人邊に偷蘭罪とせば、黃門邊には越毗尼心悔にして、男子邊には無罪なり。若し女人邊に越毗尼心悔ならんには、黃門・男子邊には無罪なりとす。是故に説きたまへり、「若し比丘、姪欲變心にて女人と與に麤惡語を作し、姪欲法に隨順すること年少の男女の如くならんには僧伽婆尸沙なり」と。(第三戒竟る)

一五〇 佛、舍衛城に住して廣く説きたまへること上の如し。時に長老優陀夷に舊知識の婆羅門あり、優陀夷に語りて言はく、「我れ餘に行かんと欲す、長老、能く時々往反して我が家中の婦兒を看らる、や不や」。優陀夷言はく、「婆羅門、汝、相囑せざらんにも尙ほ經營せんと欲せり、況んや復我れに囑するをや」。婆羅門便ち餘に行き去るに、時に優陀夷、入聚落衣を著し鉢を持して婆羅門舍に到るに、婆羅門婦は長老優陀夷の來るを見て恭敬起迎して言はく、「善來、阿闍梨、久しく相見えざりしに今乃ち屈願したまへり」とて、請じて入り坐せしむ。即ち便ち座に就くに優陀夷言はく、「我れ今希にして來れり、汝能く少しく與ふる所ありや不や」。婆羅門婦言はく、「種々の飲食あり、勸する所あるに隨うて盡く當に相與ふべし」。優陀夷言はく、「此の諸飲食は諸の信心家にて處々に皆得たり、但、我れ出家人の得難き所の者にして汝に自在を得る(者)を當に持して我れに與ふべし」。婆羅門婦言はく、「知らず、何者ぞ、是れ出家人の得難き所の物にして我れに自在を得るものとは」。當に示語せらるべし、若し我家に有らんには當に持して相與ふべし、家中に無くんば當に餘處に於て求索して相與ふべし」と。優陀夷言はく、「汝、足して是事を知れり、何ぞ以て知らざらんや、汝多く情

【五〇】僧殘第四歎身索供養戒。

【五一】善來(Samāgata)。歡迎の聲。

【五二】原漢文には當見示語とあり。  
【五三】原漢文には、汝足知是事何以不知汝多情詐如賊有四眼何所不知とあり。足してとは充分なる意。



罪を得ん、若し知らざらんには、六越毘尼・二偷伽罪を得るなり。若し比丘、一黃門に於て欲心あり、即ち此の黃門に向ふて餘の黃門の八處を譽・毀せんに、若し此の黃門にして、比丘欲心ありて己れに向ふと知らば、是の比丘八偷蘭罪を得ん、若し知らざらんには六越毗尼罪・二偷蘭罪を得るなり。若し比丘、此の黃門に於て欲心あり、便ち此の黃門に向うて女人の八處を譽・毀せんに、若し此の黃門にして、比丘欲心ありて己れに向ふと知らば、是の比丘八偷蘭罪を犯せん、知らざらんには六越毗尼罪・二偷蘭罪を得るなり。若し比丘、此の黃門に於て欲心あり、即ち黃門の前に於て男子の八處を譽・毀せんに、若し此の黃門にして、比丘欲心ありて己れに向ふと知らば八偷蘭罪を得ん、若し知らざらんには六越毗尼罪・二偷蘭罪を得ん。若し比丘、一男子に於て欲心ありつゝ餘の男子に向うて八處を譽・毀せんに、是の男子にして、比丘欲心ありて己れに向ふと知らば八越毗尼罪を得ん、若し知らざらんには六越毗尼心悔・二越毗尼罪なり。若し比丘、此の男子に於て欲心あり、即ち此の男子の前に於て餘の男子の八處を譽・毀せんに、是の男子にして比丘欲心ありて己れに向ふと知らば八越毗尼罪を犯せん、若し知らざらんには六越毗尼心悔・二越毗尼罪を得ん、若し知らざらんには六越毗尼心悔・二越毗尼罪なり。若し比丘、男子に於て欲心あり、即ち此人の前にて女人の八處を譽・毀せんに、是の男子にして比丘欲心ありて己れに向ふと知らば八越毗尼罪を得ん、若し知らざらんには六越毗尼心悔・二越毗尼罪なり。若し比丘、男子に於て欲心あり、即ち男子に向うて黃門の八處を説かんに、若し是の男子にして比丘欲心ありて己れに向ふと知らば八越毗尼罪を得ん、若し知らざらんには六越毗尼心悔・二越毗尼罪を得ん。是れを「傍説」と名く。「妊娠」とは、若し妊娠女人來りて寺中に入り比丘の足を禮せんに、女人に語りて言はく、「咄咄、奇なり、優婆夷、汝已に門を開き己に染色を受けぬ、汝、夜都べて眠らずして不淨業を作せり、此れ非梵行なり、是れ姪欲の果のみ」と、是語を作さば僧伽婆尸沙なり。是れを「妊身」と名く。

【一四】六越毗尼・二偷蘭罪。黃門女は不能女なれば情事に堪へ得る女人と比して欲境劣る故に、犯罪判斷に於て一等を減じて、僧殘罪を偷蘭罪とし、偷蘭罪を越毗尼罪とせしなり。二偷蘭とせるは對境が二黃門なればなり。

【一五】六越毗尼心悔・二越毗尼罪。男子は黃門女よりは欲心の對境として勢力弱き故に、罪判斷また輕し。

【一六】妊身。身は娠の同音寫なり。妊を任となして任身と書寫せるもあり。皆同音寫なれば誤りにあらず。

蘭罪なり。若し比丘、女人に於て欲心を起して、男子に向うて(譽)乃至直説せんに越毗尼罪なり。若し比丘、男子に於て欲心を起して、女人に向うて(譽)乃至直説せんに僧伽婆尸沙、女人に於て欲心を起して(女人に向ふて説く)も亦爾り。若し比丘、男子に於て欲心を起して、男子に向うて(譽)乃至直説せんに越毗尼罪、黄門の男子も亦是の如し。

若し比丘、欲心にて女人に向うて、姪欲・順姪欲・隱覆・傍語・妊身を説かん。「姪欲」とは、言はく、「姉妹、共に是事を作さん」と、是れを「姪欲」と名く。「順姪欲」とは、比丘、女人に言はく、「得んと欲する所の物は、若しは男子、若しは塗香、若しは花鬘・衣服・瓔珞なりや、當に是事を作すべし」と、是れを「順姪欲」と名く。「隱覆」とは、若し比丘、女人に向うて隱覆語を作して言はく、「姉妹、沐浴せん、來れ、果を啜はん、來れ、毒を出さん、來れ」と、是の如き等の種々の謬語を作すを、是れを「隱覆」と名く。「傍語」とは、若し比丘、一女人に於て欲心ありつゝ、傍の女人に向うて、八處を説かんに、若し此の一女人にして、比丘欲心にて己れに向ふと知らば、是の比丘は八僧伽婆尸沙罪を得ん。此の一女人知らざらんに、六偷・蘭罪・二僧伽婆尸沙を得ん。若し比丘、

欲心にて一女人に於てし、即ち此の女人に向うて餘の女人の八處を譽・毀せんに、若し此の女人にして、此の比丘、欲心にて己れに向へりと知らば、是の比丘八僧伽婆尸沙を得ん、知らざらんに六偷・蘭罪・二僧伽婆尸沙なり。若し比丘、女人に於て欲心あり、即ち此の女人に向うて黄門(女)の八處を説かんに、是の女人にして、比丘欲心ありて己れに向ふと知らば八僧伽婆尸沙を犯せん、知らざらんに六偷・蘭罪・二僧伽婆尸沙なり。若し比丘、一女人に於て欲心あり、即ち此の女人に向うて男子の八處を説かんに、是の女人にして、比丘欲心ありて己れに向ふと知らば八僧伽婆尸沙罪を犯せん、知らざらんに六偷・蘭罪・二僧伽婆尸沙なり。若し比丘、一黄門に於て欲心あり、餘の黄門に向うて八處を譽・毀せんに、若し此の黄門にして、比丘欲心ありて己れに向ふと知らば八偷・蘭

【一四】八處。兩唇・兩腋・兩乳・兩脇・腹・臍・兩肛・兩道。

【一五】六偷・蘭罪・二僧伽婆尸沙。欲心にて向ふと向はざるとあるも、對境が二女人なる故に覺ると覺らざるとに拘はらず二僧殘罪となる。以下此例に倣ふ。



婆戶沙はしやなり。是れを八事と名け、染汗心せんあんにんにて譽・毀うたがへするは僧伽婆戶沙そうがはしやなり。

「語」とは、女人に語りて言はく、「汝・母姉妹ぼていまい、會て若しは夫若しは叔なる人に從事せしが如くに、汝に語らば汝當に隨ひ作すべけん」と、是語を作さば僧伽婆戶沙そうがはしやなり。「問」とは、女人に問うて言はく、「汝會て若しは夫若しは叔なる人に從事せり、何の處に在りて作し、夜幾時に作せしや」と、是の如きの問を作すは僧伽婆戶沙そうがはしやなり。「求」とは、比丘言はく、「人、汝母姉妹ぼていまいに會て、人法にんぽうに從事せんことを求めたる如くに、汝に求めん、是事を以て衣食を得べし」と、是の如きの説を作すは僧伽婆戶沙そうがはしやなり。「請」とは、女人に語りて言はく、「我れ已に諸天神に請うて汝と和合するを得たり、當に此願を報すべし」と、是の如きの説を作すは僧伽婆戶沙そうがはしやなり。「觀」とは、是言を作さく、「今當に共に比知すべし、誰の脣が好なりや、我か汝か、好ならざる(者)當に物を顧るべし」と。是の如くに兩腋・兩乳・兩脇・兩脛・兩膝も皆、當に共に比知すべし、誰が好なりや、我か汝か、好ならざる(者)當に物を顧るべし」と言ひ、及び兩道は名を稱するに僧伽婆戶沙そうがはしやなり。「罵」とは、欲心にて罵りて言はく、「驢馬の如し等」と種々に字名するは僧伽婆戶沙そうがはしやなり。「直説」とは、直に「當に共に是事を作すべし」と言ふものにして僧伽婆戶沙そうがはしやなり。比丘、欲心にて女人に於て、若しは作さんと欲し、若しは作すを欲せずして、譽・毀・語・問・求・請・觀・罵・直説ちやくせつせんには僧伽婆戶沙そうがはしやなり。(若し比丘、女人に於て)欲心を起して此れに向はんと欲して而も餘に向ひ、餘に向はんと欲して而も此れに向ひ、此れに向はんと欲して而も此れに向ひ、餘に向はんと欲して而も餘に向ひて、(譽)乃至直説ちやくせつせんには僧伽婆戶沙そうがはしやなり。若し比丘、女人に於て欲心を起して、黃門わうもんに向うて(譽)乃至直説ちやくせつせんには僧伽婆戶沙そうがはしやなり。若し比丘、黃門わうもんに於て欲心を起して、女人に向うて(譽)乃至直説ちやくせつせんには僧伽婆戶沙そうがはしやなり。若し比丘、黃門わうもんに於て欲心を起して、女人に向うて(譽)乃至直説ちやくせつせんには僧伽婆戶沙そうがはしやなり。若し比丘、黃門わうもんに於て欲心を起して、黃門わうもんに向うて(譽)乃至直説ちやくせつせんには僧伽婆戶沙そうがはしやなり。

【一】汝母姉妹。汝の母姉妹に非ず、汝即ち母姉妹の意。原漢文には「比丘言、如人、求汝母姉妹曾從事人法求汝以是事可得衣食作如是說者僧伽婆戶沙」とあり。雜解なり。

【二】人法。世間法即ち夫婦事の意。

【三】物を顧る。物を與ふること。

【四】譽。譽以下に乃至せるは、前の譽・毀・問・求・請・觀・罵・直説の八事を略せるもの、以下皆然り。





して活くれば、若し男子ならば來れ。優陀夷言はく、「姉妹、汝、地に臥す可し。即ち時に地に臥せしに、復言はく、「右脇に臥せよ。即ち右脇に臥せしに、復教へて左脇に臥せしむ。即ち左脇に臥せしに、復教へて仰臥せしむ。即ち便ち仰臥せしに、復教へて匍匐せしむ。即ち便ち匍匐せしに、時に優陀夷即ち便ち之れに唾し、脚にて蹴りて倒れしめて便ち言はく、「姉妹、起てよ、我れ已に作し竟りぬ」と。爾時姪女便ち瞋恚して言はく、「此れ沙門辭謝の法に非ず」と。時に坐禪比丘あり先に房に入りて闇處に坐せしが、遙に是事を見て諸比丘に語り、諸比丘即ち是事を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「優陀夷を呼び來れ」と。即ち便ち呼び來り、來り已るに佛、優陀夷に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛、優陀夷に問ひたまはく、「汝何の心を以て（爲せしや）。」答へて言さく、「欲心にて」。復、優陀夷に問ひたまはく、「汝姪事を作さんと欲せしや」。答へて言さく、「作さんと欲せざりき、我れ但戯れしのみ」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、優陀夷、我れ常に種々に姪欲想を呵責し、離欲を讚歎せしにはあらずや、汝今云何が此の惡行を作せしや、優陀夷、此れ法に非ず、律に非ず、是れ佛の教にあらず、是を以て善法を長養すべからず」と。佛、諸比丘に告げたまひて王舍城に依止せる比丘を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の爲に制戒したまはく、「……乃至、已に聞けるものは當に重ねて聞くべし」、

「若し比丘、姪欲變心にて女人と與に 醜惡語を説き、 姪欲法に隨順して（稱説する）」

こと年少の男女の如きは憍伽婆尸沙なり」と。

【一】比丘とは、上に説けるが如し。「姪欲」とは、染汙心なり。「變心」とは、變は過去心に名け、滅盡變易是れも亦變易と名くるも、但し此中の變易とは根・力・覺・道種に於て變易するなり。心とは、意識なり。「女人」とは、親里・非親里（女）、若しは大若しは小、（若しは）在家・出家なり。「姪欲語を説く」とは、彼れに向うて説くなり。「惡語」とは、呵罵し形苦するなり。「姪欲に順じて稱説す」

【一】醜惡語 (Duttitulla vāṇī) 大小便道並に夫婦事に關する卑語。

【二】姪欲法隨順 (Methunna-pasamanāṇī)。

【三】僧殘第三醜惡語戒戒文解釋。

居天、我れに是の轉輪王(の病)を治する藥、價直百千なるを與へしに、我れ是念を作さく、「世間、誰か最も尊重第一なる、應に此藥を與ふべし」。尋いで復、念言すらく、「唯、如來のみありて世の尊重(する所)たり、今、此藥を以て世尊に奉上せん」と。唯、願はくは哀愍して此藥を納受したまはんことを」と。佛、耆舊に告げたまはく、「一如來應供正遍知は、姪怒癡の、垢習障永へに盡きて、唯、堅固平等の妙身のあるあれば、衆の患(ありて)應に此藥を服すべきこと有ること無し」と。爾時、耆舊復、佛に白して言さく、「世尊、如來應供正遍知は平等の妙身にして、衆の患無しと雖、我れを哀愍するが故に、願はくは此藥を受けたまへ。當に來世の弟子の爲に法明を開示したまふべし、病者は、藥を受け施者は福を得ん」と。爾時、世尊は默然して而して受けたまひぬ。耆舊復念すらく、「今、世尊をして常人の法の如くに服藥せしめまつるべからず、當に青蓮花葉を取りて藥を熏じて香はしめ世尊に與へて之れを歟がしめまつるべし」。爾時、世尊便ち青蓮華葉の香を歟きたまふに、藥勢として、十八行下したりき。世尊下り已るに、光相悅しまさざりき。時に瓶沙王、諸の群臣眷屬と俱に往いて疾を問へり。時に王舍城に五百の、姪女あり、亦世尊に詣で、禮拜して疾を問はんとせり。時に瓶沙王、世尊の所に詣で、疾を問ひ已るに、群臣侍從次で入りて疾を問ひぬ。時に五百の姪女、或は象・馬・車・攀に乗じて、來りて疾を問はんと欲するに、中に入る者あり入らざるものあり、年少と與に園林の中に入りて諸の浴池に遊び、五欲自ら娛しむ歌舞戲笑せる有りき。(時に)一姪女あり、貧窮弊衣にして人共に語るなし、便ち優陀夷の所に詣り白して言さく、「阿闍梨、我れ入りて看んと欲す」。優陀夷言はく、「爾るべし、汝若し請はざるも尙ほ汝を呼ばんと欲せり、況んや汝の求請をや」と。即ち便ち房に入るに、時に優陀夷亦諸の、房舎の種々に彩畫せるを示しぬ。優陀夷問うて言はく、「姉妹、房舎、好なりや不や」。答へて言はく、「實に好し」。便ち問ふ、「姉妹、能く共に是事を作すや不や」。答へて言はく、「阿闍梨、我れは仰みて是事を作

醫師たりし耆婆 (Jivaka) のことなり。

【二二】耆舊童子 (Jivaka boy, Jivabhuca) 童子は小兒の意に非ず、ユーマーラバツチヤ(鳩摩羅跋提)即ち王子よりて養はしめられしとの意あり字と爲せるなり。されば耆舊は名、童子は字なり。姪女婆羅跋提 (Bharvati) の子にして頻毗婆羅王の子、無畏王子 (Abhaya) に拾はれて長じ、

德又尸羅國に醫術を學びて専ら王家及び衆僧を看たり。外科手術に最も巧なりしが如し。

【二五】如來應供正遍知。註(一)の一四・四六・八、四の二三(一)参照。

【二六】姪怒癡。貪瞋癡の三毒なり。註(一)の二八(三)三毒の下参照。

【二七】垢習障。垢は三毒の煩惱、習は煩惱の餘習即ち惑の氣分なり。煩惱の現行は無論その種子も習氣も永盡せる意。

【二八】藥。聖語藏本には樂とせり。

【二九】十八行下。十八たび下痢する意なるべし。

【三〇】光相。世尊の顔容。

【三一】姪女 (Gardika)。遊女。【三二】房舎。別房にあらずして僧房 (Anāra) の意なり。



し。若し時に狂象・狂馬・狂牛・奔車あり、(若しは)火を失して逼る時、(若しは)諸の恐怖事あらんに疾く入るは無罪なり。若し比丘諸の大會の時、所謂、佛生地・得道處・轉法輪處・阿難大會處・羅漢大會處・毘遮子惡大會處なり、是の諸大會の時、多人來り看んに、若し女人、珠環・瓔珞・衣物を持ちて比丘に寄せん。若し不淨物ならば淨物をして取らしむべし、若し淨物ならば應に自ら手にて取るべし。女人還索むる時、不淨物は淨物をして還さしめ、若し淨物ならば自ら手にて還し、女人の爲に著くるを得ず、著けんには、越毗尼罪を犯せん。

若し女人の身に觸れんには僧伽婆尸沙、若し黃門に觸れんには偷蘭罪、若し男子に觸るゝは越毗尼罪、若し一切の畜生・女に觸るゝは越毗尼罪、若し緊那羅女及び彌猴女に觸るゝは偷蘭罪なり。若し女人邊に(觸るゝ)に僧伽婆尸沙(とせば)、黃門邊に(觸るゝ)は偷蘭罪にして、男子邊に(觸るゝ)は越毗尼罪なり。若し女人邊に(觸るゝ)に偷蘭罪(とせば)、黃門邊に(觸るゝ)は越毗尼罪にして、男子邊に(觸るゝ)は越毗尼心悔なり。若し女人邊に(觸るゝ)に越毗尼(とせば)、黃門邊に(觸るゝ)は不犯とす。若し女人邊に(觸るゝ)に越毗尼心悔(とせば)、黃門・男子に(觸るゝ)は不犯なりとす。是故に説きたまへり、「若し比丘、姪欲變心にて女人と與に身・相摩觸し、若しは手を捉り、若しは髮編及び餘の身分を捉りて、摩觸して細滑を受くる者は僧伽婆尸沙なり」と。(第二戒竟)

佛 王舍城迦蘭陀竹園に住して廣く説きたまへること上の如し。時に淨居天、轉輪王の應に報すべき所の藥にして價直百千なるを以てして、著舊に授與せり。著舊藥師是念を作さく、「今日世間にて誰か最も尊重にして世間第一なる、當に此藥を持して以て之れを奉上すべし」と。尋いで復、余が言すらく、「唯、如來のみありて最尊第一なり、當に此藥を以て世尊に奉上すべし」と。爾時、著舊童子往いて世尊の所に詣り、世尊の足を禮し却いて一面に住して佛に白して言さく、「淨

【一三】佛生地。以下の諸大會處は(註三の一八三)參照。

【一四】寄。寄托の意。

【一五】不淨物。錢金銀等なり。

【註三の一六】以下參照。

【一七】淨物。不淨物以外の物。

【一八】緊那羅女(Kinnari)。八部衆の一、天の樂神なり。

人に似たるも頭上に一角を有する故に人非人とす。五百の仙人、その歌聲を聞いて狂醉して神足を失せりと傳へらる。

【一九】彌猴女(Marjari)。緊那羅女も彌猴女も欲境として

は他の非人類又は畜生等より強劣なる故に、犯罪判斷に於て特に重く科したるなり。

【二〇】僧殘第三醜惡語。

【二一】王舍城。諸律は皆舍衛城とす。

【二二】淨居天(Śuddhāvastī)。色界第四禪に不還果を證せる聖者の生ずべき所五天あり。

無煩・無熱・善現・善見・色究竟なり。この五天は聖人の居なる故に淨居天と名く。老病死の相を化現して釋尊をして出家を急がしめたるは此天人なり。

【二三】轉輪王。(註一の二五)轉輪聖王及び(註四の五八)鐵輪の下參照。

【二四】著舊。老人の經驗徳望ある人をいふも、次下に著舊藥師とあれば王家及び僧伽の

に向はゞ、比丘は地想を作して持ちて水より出さんには不犯なり、若し欲心あらんには僧伽婆尸沙を得ん。若し比丘、河邊にて【〇九】經行せんに、女人ありて水中に落ち哀苦の聲を作して比丘に救を求めんに、比丘は地想を作して捉へ出さば不犯なり、若しは竹・木・繩を授けて牽き出さんに不犯なり、若しは比丘、一知れよ、汝苦なりと雖當に宿命に任すべし」と言はんには無罪なり。若し女人意に比丘を捉へんには、比丘當に正念に住すべく、若しは心に異ありて麤厚衣と合せて捉へんには偷蘭罪を得ん、若し輕薄衣と合せ捉へんには僧伽婆尸沙を得ん。若し比丘、城に入らん時、若しは王出若しは大會日にて多人出入せんに、比丘當に住まりて人の小希となるを伺ひ、然して後乃ち入るべし。若し多人男女に隨うて比ひ入るは非威儀なり、乃至、欲心ありて觸れんには僧伽婆尸沙なり。若し比丘、城に入りて食を乞ひ、過ぎりて姪女家に到るに、姪女、比丘を捉へんには當に正思惟すべし。若し比丘、食を乞ふ時、端正の女人ありて食を持して比丘に與へんに、比丘、女人を見て欲想を起さんには、應に鉢を放ちて地に著き餘人をして授けしむべし。若し女人、食を持して比丘に與へんに、若し女人、一手にて食を過し一手にて、鉢底を承けんには非威儀なり、若し欲心あらんに、……乃至、觸るゝに僧伽婆尸沙なり。若し比丘、陝道の巷中にて女人と相逢はんに、比丘應に住まりて女人の過ぐるを待つべし、若し競ひ行かんには非威儀なり、若し欲心あらんに、……乃至、觸るゝに僧伽婆尸沙なり。若し比丘、母・姉妹・親里等と久しく別れて相見えんに、歡喜して比丘を抱捉せば、比丘當に【一一】正憶念に住すべし、若し異心あらば僧伽婆尸沙なり。若し比丘、檀越家に至らんに、時に女人、小兒を抱へて比丘の膝上に著かんには不犯なり、若し比丘、女人の手中に就て小兒を捉らんには非威儀なり、若し欲心あらば越毗尼罪を得ん、展轉相動ぜんには偷蘭罪を得ん、若し手を彼の女人に觸るゝに僧伽婆尸沙なり。若し比丘、城に入るに、若しは玉出、若しは大會日に、若し多くの男女出入せんに、比丘應に住まりて人の小希なるを須ちて比丘便ち入るべし。

【〇九】經行。(註一の四四) 往來經行の下参照。キンヒンと讀むことあり。

【一〇】心異。正念と異なる心即ち欲心なり。原漢文には若心有異合麤厚衣捉者得偷蘭罪、若輕薄衣合捉者得僧伽婆尸沙とあり、若心有異とは正念ならずして心に異念邪念ありてとの意なり。

【一一】鉢底(Cattamāṭṭha)。

【一二】正憶念。正しき自覺(Samposāna)の意。



を以て齊限を爲すべし。聽法し訖り、已にして種々の雜物を持つて布施せんに、所謂牀褥、若しは衣等、若しは寶器等なり、若し比丘女人と共に物を捉りて、呪願するは非威儀なり、若し欲心あらんには越毗尼罪を得ん、若し欲心にて彼物を動かさんには偷蘭罪を得ん。明旦比丘、女人と共に種々の飲食を行し、乃至、鹽を行さん、若し比丘、器を捉りて女人行し、若しは女人、器を捉りて比丘行さんには非威儀なり、若し欲心あらば越毗尼罪を得ん、若し欲心にて器を動かさんには偷蘭罪を得ん。若し比丘、女人邊に於て器を受けて行さんには不犯なり。若し女人ありて重物を擔はんと欲せんに肩に上ぐる能はず、便ち比丘の佐扶を請はんに、比丘應に佐扶すべからず、若し餘の男子女人あらば比丘應に教へて佐扶せしむべし。若し餘人なきには比丘應に自ら是物を擧げて高處に著き、其をして就いて擔はしむべし。若し比丘、女人と共に、虛動地に於て行かんに非威儀なり、若し欲心あらば越毗尼罪を得ん、若し欲心ありて地を動かさんには偷蘭罪を得ん。若し比丘、女人と共に、可動輜上にて水を渡るは非威儀なり、若し欲心あらば越毗尼罪を得ん、若し欲心にて輜を動かさんには偷蘭罪を得ん、若し輜動かすんば無罪、中間に男子あらば無罪なり。若し比丘、輜を下る時、女人來るを見なば當に返還すべし、若しは女人過ぎ竟りて比丘便ち下るべし、若し道寬にして不動ならんには無罪、中間に男子あらば不犯なり。若し比丘、女人と共に長板を行くは非威儀なり、若し欲心あらんには越毗尼罪を得ん、若し欲心ありて板を動かさば偷蘭罪を得ん、若し板動かす、若しは中間に男子あらば無罪なり。若し比丘、女人と共に水中を行かんに、比丘、後に在りて脚にて水を蹴り女人に漬がんに非威儀なり、若し欲心あらば越毗尼罪を得ん。若し欲心にて水を蹴り女人に著けんに偷蘭罪を得ん。若し比丘、女人と共に船上にて行かんに、比丘當に男子所住の處に在りて住すべし、若し止、一住處あるのみならば比丘當に正念にして住すべし、若し異心ありて相觸るゝに僧伽婆尸沙なり。若し船没する時、女人水に漂うて比丘

【〇五】呪願。註(一の八七)參照。

【〇六】輜(Turn)。

【〇七】虛動地。つりばしの如き類。

【〇八】可動輜。動搖しうべき大なる車の意からん。或は次の輜字を三本及び宮本には閣とする故に可動閣として解すべきか。然し輜と閣と同音寫なる故閣とあるとも輜の意味に解すべきものなるべし。

むは非威儀なり、若し欲心あらんには越毗尼罪、若し欲心にて木を動かさば偷・蘭罪、若し動かざらんには無罪、若し中間に男子あらば無罪なり。若し比丘、女人と共に一繩にて水を汲むは非威儀なり、若し欲心を起さば越毗尼罪、若し欲心にて繩を動かすは偷・蘭罪なり。若し比丘、女人と共にして水を汲まんに、若し比丘、罐を下す時、女人も下さんと欲せば當に語りて言ふべし、「姉妹、小く住まれ、我が罐出で竟るを待ちて然して後に下せよ」と。若し井・欄動かんに、共に水を汲むは非威儀なり、若し欲心を起さば越毗尼罪、欲心にて井・欄を動かさんには偷・蘭罪を得ん、若し井・欄動かざらんには無罪、中間に淨人あらば無罪なり。若し比丘、聚落の中に入り信心ある優婆塞の家に到るに、時に優婆塞・優婆夷の言はく、「我れ一宿を得て佛を供養せんと欲す、願はくは師我れを佐けて供養の具を施けたまへ」と。比丘言はく、「爾る可し。(是の時)若し比丘、女人と共に柱を擧げて堅てんと欲するは非威儀なり、若し欲心有らんには越毗尼罪、若し欲心にて柱を動かすは偷・蘭罪なり。若し比丘、女人と共に供養の具を張り施くるに、若し竹・木・葦を各にて一つの頭を捉らんには非威儀なり、若し欲心あらば越毗尼罪を得ん、若し欲心にて竹・木・葦を動かさば偷・蘭罪を得ん。是の如くに幘・衣・錦・麗・畫像・乃至、華鬘の諸物を張らんには、比丘、女人と共に各一つの頭を捉るは非威儀なり、若し欲心あらんには越毗尼罪を得ん、若し欲心にて彼物を動かさば偷・蘭罪を得ん。若し比丘、女人と共に石・蜜の瓶を昇くは非威儀なり、若し欲心あらば越毗尼罪を得ん、若し欲心にて瓶を動かさんには偷・蘭罪を得ん、乃至、一切の諸の重器物も亦是の如し。若し比丘、女人と共に香・華・油を行さんに、女人、器を捉り、比丘、花を過し、比丘、器を捉り、女人、花を過さんには非威儀なり、若し欲心あらんには越毗尼罪を得ん、若し欲心にて器を動かさば偷・蘭罪を得ん。若し、竟夜に聽法せんには、當に各異なる壁下に於て相遠さかりて座を敷くべし、若し、是處なからんには當に露地に於てすべし、若し容受せざらんには中間に當に木

【九】一宿を得てとは、明朝の意なり。

【一〇】罽。まうせんなり。

【一〇一】石蜜瓶 (Gulakumbha)。石蜜は *Pharisa* にして砂糖のかたまりなれば *Gulaphanita* とつゞけらるゝことあり。

【一〇二】過花。原漢文には、若比丘與女人共行香花油者女人捉器比丘過花、比丘捉器女人過花非威儀とあり。過花の二字解し難し。過を行字と同じくほどとすとして今は解せり。

後の罽を行す例即ち行麁若比丘捉器女人行、若女人捉器比丘行非威儀の如くに、今の過を行として解せるなり。

【一〇三】竟夜。終夜の意。

【一〇四】是處。適當の場所。



男子を逐ひ、男子走りて衆女人の中に入らんに、中に就いて此の男子を牽かんに越毗尼罪を得ん。若し欲心にて餘の女人に觸れんに、僧伽婆尸沙を得ん、而も觸れざらんにには偷蘭罪を得ん。若し比丘、欲心にて走りて男子を逐ひ、男子走りて衆黃門の中に入らんに、中に就いて此の男子を牽かんに越毗尼罪を得ん。若し欲心にて餘の黃門に觸るゝに、觸るゝ所に隨うて偷蘭罪を得ん、而も觸れざらんにには越毗尼罪を得ん。若し比丘、欲心にて一時に衆多の女人に觸るゝに、一僧伽婆尸沙を得ん。若し一々に別に觸れんに、一々に僧伽婆尸沙を得るなり。

若し比丘坐せる時、女人あり來りて比丘の足を禮せんに、比丘若し欲心を起さば當に身を正して住すべし。應に女人に語りて言ふべし、「少しく遠ざかりて禮を作せ」と。若し女人にして篤信なる(もの)卒に來りて比丘の足に接せんには、爾時應に自ら舌を嚙みて痛からしめ、女人の細滑を覺えしめざるべし。若し女人、比丘に従うて水を索めんに、應に「知水家に語りて與ふべし、應に自ら灌を掬りて女人の手に澆ぐべからず、應に器を以て盛りて與ふべし。若し器なきには、淨人をして與へしめよ、若し淨人なきには比丘應に灌を持ちて、若しは牀上若しは机上に著きて授與し、語りて言ふべし、「水を取りて飲む可し」と。若し比丘、女人と共に一牀に坐するは、非威儀なり、若し欲心を起さば越毗尼罪、故に牀を動かすも相觸れざらんにには偷蘭罪なり。若し共に一器にて食し、若しは盥を共にして食し、一牀に坐臥するも亦是の如し。若し比丘、女人と牀を共にして臥するに、相觸るゝには僧伽婆尸沙を犯す。若し中間の比丘坐して女人臥し、女人坐して比丘臥せんに、坐する時臥する時に隨うて、隨つて相觸れんに一々に僧伽婆尸沙なり。若し比丘、法を知りつゝ多く詐りて、女人と相抱き共に臥し共に起きんに、竟宿に移らざらんにには一僧伽婆尸沙を犯す。若し比丘、女人と共に鬘を結ぶは非威儀なり、若し染汚心にて(結ぶは)越毗尼罪、若し欲心に鬘を動かすも相觸れざらんにには偷蘭罪なり。若し比丘、女人と共に井上の危木を蹈みて水を汲

【九四】 知水家。水をあづかり司る家。

【九五】 淨人(Kappiyakertako)。比丘に不相應なるものをも如法になして相應ならしむる給仕者。例せば果物その物を直に食するは比丘に不相應なれど、淨人をして其果物を作淨せしむれば食するに相應なるものとなり、壞生種戒を犯さざるを得る如きなり。

【九六】 非威儀。威儀(Virāṭī)とは行住坐臥の動作をいふ。その動作の不如法なるを、非威儀といふ。越毗尼罪より更に輕し。

【九七】 中間比丘。二人の女の間中に比丘が坐臥する場合なり。

【九八】 竟宿。竟夜と其意同じく、初夜より明相出づるまでの意なり。

推拍せんには偷蘭罪なり。是れ女人なりと謂うて而も是れ男子ならんに、乃至、推拍せんには越比  
 尼罪なり。是れ男子なりと謂うて而も是れ女人ならんに、乃至、推拍せんには僧伽婆尸沙なり。是  
 れ女人なりと謂ひて而も是れ女人ならんに、乃至、推拍せんには僧伽婆尸沙なり。是れ男子なりと謂  
 ひて而も是れ男子ならんに、乃至、推拍せんには越毗尼罪なり。黄門の男子も亦是の如し。若し比  
 丘、欲心にて女人を逐ひ、女人走りて衆女の間に入らんに、中に就いて此の女人を牽かんに僧伽婆  
 尸沙なり。若し欲心にて衆女人に觸るゝに、觸るゝ所に隨うて僧伽婆尸沙、而も觸れざらんに偷  
 蘭罪を得ん。若し比丘、欲心にて女人を逐ひ、女人走りて衆黄門の中に入らんに、中に就いて此の  
 女人を牽くは僧伽婆尸沙なり。比丘若し欲心にて衆黄門に觸るゝに、觸るゝ所に隨うて偷蘭罪を  
 得ん、而も觸れざらんに越毗尼罪を得ん。若し比丘、欲心にて女人を逐ひ、女人走りて衆男子の  
 中に入らんに、中に就いて女人を牽かんに僧伽婆尸沙を得ん。若し欲心にて諸男子に觸れんに、觸  
 るゝ所に隨うて越毗尼罪を得ん、而も觸れざらんに越毗尼心悔を得ん。若し比丘、欲心にて黄門  
 を逐ひ、黄門走りて衆黄門の中に入らんに、中に就いて此の黄門を牽くに偷蘭罪を得ん。若し欲  
 心にて餘の黄門に觸れんに觸るゝ所に隨うて偷蘭罪を得ん、而も觸れざらんに越毗尼罪を得ん。  
 若し比丘、欲心にて走りて黄門を逐ひ、黄門走りて衆女人の中に入らんに、中に就いて黄門を牽か  
 んに偷蘭罪を得ん。若し欲心にて餘の女人に觸れんに、觸るゝ所に隨うて僧伽婆尸沙、而も觸れざ  
 らんに偷蘭罪を得ん。若し比丘、欲心にて黄門を逐ひ、黄門走りて衆男子の中に入らんに、中  
 に就いて牽かんに偷蘭罪を得ん。若し欲心にて餘の男子に觸れんに、觸るゝ所に隨うて越毘尼罪を  
 得ん、而も觸れざらんに越毗尼心悔を得ん。若し比丘、欲心にて男子を逐ひ、男子走りて衆男子  
 の中に入らんに、中に就いて此の男子を牽かんに越毗尼罪を得ん。若し欲心にて餘の男子に觸れん  
 に、觸るゝ所に隨うて越毗尼罪を得ん、而も觸れざらんに越毗尼心悔を得ん。若し比丘、欲心にて

の編髮)・Hiradhamisa (金  
 片にて飾れる編髮)・Suvadhhi-  
 missa (銀片にて飾れる編髮)・  
 Mañjūssa (寶玉にて飾れる  
 編髮)を列ぬ。此等は上代婦人  
 の髮の莊飾を知る上に好資料  
 たるのみならず、かゝる細釋  
 を施せるは僧祇律と巴利律と  
 のみなる點に於て注意すべき  
 なり。

【九三】髮を離れて七種編を捉  
 るとは、第一の髮編を除ける  
 七種の莊飾物を捉ふるること。  
 これ根本の髮編に觸れざる故  
 に偷蘭罪として罪輕きなり。



比丘の爲に制戒したまはく、「……乃至、已に開ける者は當に重ねて聞くべし」、

「若し比丘、姪欲變心もて、女人と與に身相摩觸し、若しは手を捉へ、若しは髮編

及び餘の身分を捉へて、摩觸して、細滑を受くる者は僧伽婆尸沙なり」と。

「比丘」とは、上に説けるが如し。「姪欲」とは、染汚心なり。「變心」とは、變は過去心に名け、

滅盡變易、是れも亦變と名くるも、但し此中の變易とは根・力・覺・道種に於て變易するなり。「心」

とは意識なり。「女人」とは母・姉妹にして親里・非親里、若しは大、若しは小、若しは在家・出家な

り。「捉手」とは、若しは手を捉り、若しは腕・乃至、一指を捉るをも、是れを「捉手」と名く。「編」と

は八種あり、何等をか八とす。一には髮編、二には珠編、三には線編、四には華鬘編、五に

は樹皮編、六には草編、七には毛編、八には章編なり。若し髮に合せて此の八種編を捉へんには、

八種僧伽婆尸沙を犯す。髮を離れて七種編を捉らんには、七種偷・蘭罪を犯するなり。「身相觸る」と

とは、身々相觸るゝなり。「餘の身分」とは、髮編を除ける餘の身分是れなり。「摩する」とは逆に順

に過く摩するなり。「細滑に著す」とは、逆に順に摩する時身觸れて細滑を受くるなり。「僧伽婆尸

沙」とは、上に説けるが如し。

若し比丘、染汚心にて女人の髮編を捉り、若しは擧げ、若しは按へ、若しは牽き、若しは推し、

若しは抱き、若しは鳴らし、若しは推ち、若しは拍く者は僧伽婆尸沙なり。若し比丘、此れを捉へん

と欲して而も餘に觸れ、餘に觸れんと欲して而も此れに觸れ、此れに觸れんと欲して而も此れに觸

れ、餘に觸れんと欲して而も餘に觸れ、乃至、推拍せんには僧伽婆尸沙なり。意に是れ女なりと謂

うて而も是れ黃門ならんに、髮を捉り乃至、推拍せんには偷・蘭罪を得ん。是れ黃門なりと謂うて而

も是れ女人ならんに、乃至、推拍せんには僧伽婆尸沙なり。是れ女人なりと謂うて而も是れ女人な

らんに、乃至、推拍せんには僧伽婆尸沙なり。是れ黃門なりと謂うて而も是れ黃門ならんに、乃至、

【大】姪欲變心(Orissa vira-  
ritna citta)。姪欲のために

惡變せる心即ち愛に縛せられ

たる心に陥入りてとの意。

【七九】女人(Mānavaṅga)。

身相摩觸(Kiṃvaṅgasaṅ-

ga)。

【八一】髮編(Verā)。莊飾あら

ざる編める髮。

【八二】細滑を受く(Bhānāpa-

ṭṭi)。

【八三】摩觸女人戒或文戒釋。

【八四】過去心。心の過ぎ去り

たるに名く。

【八五】滅盡變易。禪定進みて

煩惱を滅し盡しゆく變易の相。

變易の文字は注意すべきなり。

【八六】根・力・覺・道。註四の

一六一參照。

【八七】母・姉妹。肉親の意にあ

らず、既婚未婚の一切の女を

總稱せるなり。

【八八】編(Koṃa)。編める髮。

髮編(Verā)は何等の莊飾を

施さざる編髮なり。

【八九】珠編(Māṅgalaṅga)種

種なる色の珠にて飾れる編髮。

【九〇】線編(Sūtamāsa)。絲

にて飾れる編髮。

【九一】華鬘編(Mālinīsaṅga)。

花輪にて飾れる編髮。

耕作し、婦は常に食を送りしに、遇一時に於て其婦に事あり、女嵩渠を遣し食を送りて父に與へしめぬ。時に婆羅門、正思惟せずして便ち欲想を生じて憶念すらく、「婦至らば當に共に欲を行すべし」と。食を持し來るを見、便ち糞を捨て、往いて迎へ、欲心に迷醉し、自ら覺る能はずして、應に觸るゝべからざる處に父輒に之れに觸れぬ。時に女、嵩渠便ち涕泣して而して住るに、時に婆羅門即ち便ち念言すらく、「此は女、嵩渠なり、常に欲を樂はされば衆人の歎ずる所たり、今我れ之れに觸るゝに而も大喚せざるは欲意あるに似たり」とて、即ち偈を説いて言はく、

「今我れ汝が身に觸るゝに、低頭して長歎息せるのみ、將に我と共に姪欲法を行するを欲せざらんとするや、汝先には梵行を修せんとして、衆人の敬ふ所たりしに、而も今輒相現はる、世間意あるに似たり」と。

爾時、嵩渠女、偈を以て父に答へて言はく、

「我れ先に恐怖の時、仰いで慈父を憑みしに、本、依怙する所の處に、更に斯の憐亂に遭へり。今、深榛の中に在り、復、何れにか告ぐる所を知らんや。喩ふるに深水中に而も、更に火を生ぜしが如く、根本蔭覆の處にして而も今恐怖を生じ、無畏の處に畏れを生ぜり、歸る所(あらん)も反て難に遭はん。林樹の諸天神も、此の非法を證知したまふらん。生養の恩を終へざるに、一朝にして困辱せらる。地は我が爲に開けず、何れに於てか身命を逃れん」と。

時に婆羅門、女の、頌を説くを聞いて、大に自ら慚愧して即ち便ち去りぬ」と。佛、諸比丘に告げたまはく、「爾時の婆羅門とは豈に異人ならんや、今の優陀夷是れなり。時の婆羅門婦とは、今の優鉢羅比丘尼是れなり。時の女嵩渠とは、今の支梨沙彌尼是れなり。本已に曾て此女に於て欲想を生ぜし故に、今續いて復起りしなり」と。

佛、諸比丘に告げたまひて、舍衛城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸

【七七】深榛。草ぶかく繁りたる所。



爾時、仙人、偈を以て答へて言はく、

「我れ汝をして脱るゝを得て、山林中に還らしめん、恐くは汝、彌猴の法として、故態還

復生ぜん。爾時彼の仙人、爲に往昔の事を説きぬ。鼈よ、汝、宿命の時、曾て號して

迦葉と字けぬ、彌猴よ、(汝)過去世に、號して橋陳如と字けぬ。汝、姪欲行を作せし

も、今因縁を斷すべし。迦葉よ、橋陳を放ちて、山林に還り去らしめよ」と。

佛、諸比丘に告げたまはく、「爾時の仙人とは豈に異人ならんや、即ち我身是れなり。鼈とは、

婆羅門是れなり。是時の彌猴とは優陀夷是れなり。本、獸たりし時、我(恩)を蒙りて脱るゝを得た

りき、今復、我(恩)を蒙りて重ねて解脱を得たるなり」と。

諸比丘、佛に白して言さく、「世尊、云何が是の優陀夷、支梨沙彌尼女に於て乃し欲想を起せし

や」。佛、諸比丘に告げたまはく、「但に今日是の優陀夷、支梨女に於て而も欲想を起せしのみには

あらし。過去世の時、已に曾て是女に於て姪欲想を起せり」。諸比丘、佛に白して言さく、「世尊、

已に曾て爾りしや」。佛言はく、「是の如し。過去世の時、婆羅門あり、姓は嵩渠氏、田作して生活

し一婦を索め得て端正、姪好にして共に相娛樂せり。便ち一女を生むに亦復、端正にして、爲めに名

字を作すに嵩渠の姓なるを以ての故に字して嵩渠と爲せり。年、長大するに至りて、諸の種々、姓の

婆羅門より、信を遣して來り索めぬ。時に女、母に問ふらく、「此れ何の客來なりや」。答へて言は

く、「汝を求むるなり」。其女、母に白さく、「我れ嫁ぐを欲せず、梵行を修せんことを樂ふ」。母言

はく、「爾らず、男女の法、要らず嫁娶あり」。女、復白して言さく、「若し父母愛念せられなば、願

はくは我れをして嫁がしむること莫れ」。時に父母、女を愛するが故に苦違すること能はずして答へ

て言はく、「意に任せよ」と。時に隣里の知識皆悉く之れを知りて、「云何が女、端正、姪好なるに、

而も能く志を守りて梵行を修せんことを樂へる」とて、皆之れを愛念せり。時に婆羅門、田に入りて

【七二】宿命(Tudonivāra)。  
宿世の壽命即ち前生のこと。  
【七三】迦葉を鼈に橋陳如を彌  
猴に配せしは注意すべし。

【七四】優陀夷本生譚其二。

【七五】原漢文には、支利沙彌  
尼如女とあるも、如の字三本  
及び宮本・聖本に共に無き故  
に今削除せり。次の支梨女も  
同じ。

【七六】信。たより、又は使の  
意。

て脱るゝを得たるのみにあらず。過去世の時已に曾て捉へられしに、我(恩)を蒙りて脱るゝを得たりき。諸比丘、佛に白して言さく、「已に曾て爾りしや」。佛言はく、「是の如し。過去世の時、香山中に仙人住處あり、山を去ること遠からざるに一池水ありき。時に池水の中に一鼈あり、池より出で、食を求め、食し已りて日に向ひ口を張りて眠りぬ。時に香山中に諸の彌猴あり、池に入り水を飲み已りて岸に上るに、此鼈の口を張りて而も眠れるを見ぬ。時に彼の彌猴便ち姪法を作さんと欲して、即ち身生を以て鼈の口中に内るゝに、鼈覺めて口を合はせて六甲の裏に藏しぬ。所説の偈に言ふが如し、

「愚癡の人、相に執すること、猶し鼈に嚙まるゝが如し、失修摩羅捉へんに、斧に非ずんば則ち離さざらん」と。

時に鼈、急に彌猴を捉へ、却行して水に入らんと欲するに、彌猴急怖して便ち是念を作さく、「若し我れ水に入らんに必らず死なんこと疑ひなし」。然も苦痛にして力弱く、鼈の廻轉に任せて流離牽曳するに、遇、峻處に值うて鼈、時に仰臥せり。是時、彌猴兩手にて鼈を抱きて是の念言を作さく、「誰か當に我が爲に此の苦難を脱れしむべき」。彌猴曾て仙人住處を知りしかば、「彼れ當に我れを救ふべし」とて、便ち此鼈を抱へて彼處に向うて去くに、仙人遙かに見て便ち是念を作さく、「咄なる哉、異事よ。今、是の彌猴爲に何等をか作さんとするや」と。彌猴を戲弄せんと欲して故に言はく、「婆羅門、是れ何等の寶物にして鉢に滿して持ち來りしや、何等の信を得て而も來りて我れに向ひしや」と。爾時、彌猴即ち偈を説いて言はく、

「我れは愚癡の彌猴なり、辜無きに他を觸惱せり、厄を救ふ者は賢士なり、命急にして在ること久しからず。今日婆羅門、若し我を救はずんば、須臾にして身生を斷じ、困厄して山林に還らん」。

【六六】香山。西域記に香山の南、大雪山の北に阿耨達池ありと記す。○氏巴利辭典にはヒマラヤ連山に五峯あり、その一を Gandhamakuta とせり。いづれにせよ、雪山以北の山なるべし。

【六七】仙人(阿)。註(一)の八五)參照。

【六八】失修摩羅。齔なり。註(三)の六二、六三、四の八四)參照。

【六九】却行。うしろ退りに行くこと。

【七〇】婆羅門。鼈を戲弄せんとして婆羅門とよびしなり。

【七一】信。信施の意なるべし。



て廣く優陀夷に問うて(言はく)、「汝實に爾りしや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛言はく、「優陀夷、此は是れ惡事なり」。諸比丘、佛に白して言さく、「世尊、此の優陀夷は但に此の一惡事を作せるのみにあらず。先の時、世尊、王舍城 伽蘭陀竹園に在せしに、時に優鉢羅比丘尼、沙彌尼支梨を遺し衣を持って優陀夷に與へしに、優陀夷便ち捉へて抱弄し適意し已りて放ち去りぬ」と。佛、優陀夷に問ひたまはく、「是事ありしや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛言はく、「此は是れ惡事なり」。復、比丘あり佛に白して言さく、「但に此の惡事を作せるのみならず、世尊、舍衛城に在せしに、時に優陀夷、時到り入聚落衣を著し、鉢を持し次第に行いて食を乞うて一家に入るに、家中に一女人ありて豆を磨れり。時に優陀夷便ち其の髮編を捉へ抱捉惱弄して放ち去れり」。佛、優陀夷に問ひたまはく、「實に是事ありしや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛言はく、「此は是れ惡事なり」。復、比丘ありて世尊に言さく、「何ぞ但に此の惡事あるのみならずや、又復一時、世尊、舍衛城に在せしに、時に優陀夷、入聚落衣を著し鉢を持し食を乞うて一家に入るに、一妊娠女人ありて舂き極まりて臼上に坐して息へり。優陀夷、脚を以て臼を蹴りて其をして地に倒れしめ、其の形體を觀じて然して後出で去りぬ」。佛言はく、「優陀夷よ、汝復是の事ありしや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛言はく、「何を以ての故に爾せしや」。答へて言さく、「世尊、我れ未だ曾て妊娠女の形を見ざりしが故に試み看たるのみ」。佛言はく、「癡人、寧ろ糞廁を觀るとも彼の妊娠女の形を觀され、我れ常に種々に欲望を呵責して離欲を讚歎せざりしや、汝、云何が此の惡不善の行を作せしや、此れ法に非ず、律に非ず、佛の教の如くにあらず、是を以て善法を長養すべからず」と。

諸比丘、佛に白して言さく、「世尊、云何が是の優陀夷、婆羅門の爲に捉へられつゝ、世尊の恩を蒙るが故に脱るゝを得たりしや」。佛、諸比丘に告げたまはく、「是の優陀夷は但に今日我(恩)を蒙り

【空】 優陀夷本生譚其一。

守るに、時に優陀夷先に一の五九知識婆羅門あり、婦を將る來りて優陀夷(の所に)に語れり。其婦端正なりき。夫、優陀夷に語りて言はく、「諸房を開いて此の婦人に示(さる)可し」。優陀夷言はく、「汝若し語らずとも、我れ亦此の婦人に房舎を示さんと欲す、況んや復、汝が請をや」とて、即ち將つゝめて閣上に至り、諸房舎の彫文刻鏤して種々に嚴飾し、地は青豆色を作せるを示し、一屏處に於て便ち婦人の手を捉へ把持して抱くに、婦人念言すらく、「此の優陀夷必らず是の如き是の如きの事を作さんと欲するならん」と。弄し已りて還し放ち、婆羅門に語りて言はく、「我れ已に示し竟りぬ」と。婆羅門言はく、「好し、更に餘の房舎を示(さる)可し」。時に彼の婦、優陀夷の共に欲を行ぜざりしを以ての故に便ち願患して言はく、「房舎を見るを用ひて(何か)爲ん、此は是れ薄福黃門の出家にして、遍く我身を摩觸して而も好事なし」と。時に婆羅門、優陀夷に語りて言はく、「汝實に我れに於て知識たるに而も非知識の想を生ぜしや、而も平地に於て更に堆埤六〇を生ぜしや、而も水中に於て更に火を生ぜしや」とて、即ち便ち優陀夷の頸を繋ぎ去くに、優陀夷言はく、「婆羅門、我れを放せ、須臾にして破頭の事を作さしむること莫れ」。婆羅門言はく、「我れ汝を放たず、汝我れに負ふ事あり」。諸比丘、鬪諍の聲を聞いて、出で見て婆羅門に語りて言はく、「置せ置せ、優陀夷を放てよ」。婆羅門言はく、「我れ終に放たず、要らず將つゝめて世尊に詣らん」。時に佛、見已りて婆羅門に語りて言はく、「優陀夷を放て」と。婆羅門、佛に白して言さく、「世尊、我れ今放たず、要らず當に其の罪狀を説きて然して後放ち去るべし」。時に優陀夷便ち力諍して脱るゝを得て走り去りぬ。時に婆羅門、上の因縁を以て具に世尊に白すに、爾時世尊、婆羅門の爲に隨順して說法六一示教利喜したまふに、瞋恚即ち除のこり、法眼淨を得たりしかば辭し還りて退かんことを請へり。佛言はく、「宜しく是れ時を知るべし」と。即ち佛の足を禮し、右遶三匝して而して去りぬ。婆羅門去りて久しからずして、佛、諸比丘に告げたまはく、「優陀夷を喚び來れ」。即ち喚び來り已るに、佛、上事を以

【五九】 知識婆羅門。知已なる婆羅門の意。婆羅門は註(一)の七八參照。

【六〇】 薄福黃門の出家。樂しむことを知らざる不幸なる黃門の出家なりとの意。黃門は註(一)の八四參照。

【六一】 堆埤。小高き土山。

【六二】 示教利喜。法を教へ法によりてはげまし、樂ませ、喜ばすこと。

【六三】 法眼淨(Vimamsa dharmasakkha)。清淨法眼の意にして預流果の位に至りて分明に眞諦を見るを法眼淨といふ。

【六四】 右遶三匝(Tikkhattam padakkhīṇa katva)。右遶の禮法にして、尊者を已の右方に保ちつゝ三たび遶り匝る。



く、「我師なる優鉢羅、我れを遣して衣を持して長老へ與へしめぬ」と。答へて言はく、「好く持し（來りぬ）、房中に著く（べし）」と。時に優陀夷尋いで後より逐うて房内に入り、便ち手に把持して抱き適意し已りて須臾にして放ち去るに、支梨、行いて涕して還れり。師なる優鉢羅問うて言はく、「汝、何を以て涕するや」。答へて言はく、「長老優陀夷は我れに隨うて房に入り、把持し抱弄して極めて我れを惱觸せり」。優鉢羅言はく、「汝、涕すること莫れ、我れ當に佛に白して優陀夷を罰せしむべし」と。

復次に佛、舍衛城に住して廣く説きたまへること上の如し。長老優陀夷、時到りて入聚落衣を著し、鉢を持して城に入り次（第）に行いて食を乞うて一家に入るに、一女人、豆を磨れるを見て、便ち髮編を捉りて擧案牽推し、手に捉へて抱弄適意し已りて、須臾にして放ち去るに、彼れ即ち嫌責して言はく、「此れ法に非ず善に非ず、優陀夷、汝、我が家を呼ぶに是れ姪女家とするや、當に是事を以て諸比丘に白さん」。優陀夷言はく、「白すと白さざると、當に汝が意に隨ふべし」とて、便ち出で、而して去りぬ。

復次に佛、舍衛城に住して廣く説きたまへること上の如し。時に優陀夷、時到りて入聚落衣を著し、鉢を持して城に入り、次（第）に行いて食を乞うて一家に入るに、時に姪女あり春き極まりて白上に坐して息へり。時に優陀夷、脚にて白を蹴り、白轉じて、母人地に倒れ身形裸露せしに、優陀夷即ち便ち扶け起して言はく、「姉妹、起てよ、我れ已に見竟れり」。時に女人瞋恚して言はく、「沙門釋子、此は是れ 辭謝の法に非ず、我れ寧ろ汝に春杵打死を受けん、此の覆藏處をして人に出現せしむるを欲せず、我れ當に是事を以て諸比丘に白すべし」と。優陀夷言はく、「白すと白さざると自ら汝が意に隨へ」とて、言ひ已りて便ち去りぬ。

復次に佛、舍衛城に住して廣く説きたまへること上の如し。時に長老優陀夷、次に直りて房を

【五三】 入聚落衣。僧伽梨衣なり。註（一の一八二）參照。

【五四】 母人 (Mātrigama)。母の意にあらざして婦人の總稱なり。

【五五】 沙門釋子。註（一の六三）參照。

【五六】 辭謝の法。辭し去る時の禮法。

【五七】 春杵打死。杵にて春き打ちて死なしむること。原漢文には我寧ろ汝春杵打死とあり。

【五八】 次に直りて。原漢文には、直次守房とあり。衆僧の乞食又は遊行の際に夏數の次第によりて順番に房舎の留守職をなすこと。

り。若し復、人に語りて言はく、「汝、我れをして數語らしむること莫れ、汝常に是事を知れり」と、而して後に弄出(せしむるに)、出でんには僧伽婆尸沙なり。若し比丘、空閑處に在りて住し禽獸の交會するを見るに、見已りて欲心起り不淨を失せんには是れ應に責心すべし。若し復、受樂の爲の故に、更に方便して遂うて禽獸を看て出さしめんと欲するに、出でんには僧伽婆尸沙なり。若し人あり強力もて比丘を捉へ、弄して出さしめんには是れ應に責心すべし。若し樂の爲の故に、更に彼人に就て弄せしむるに、出でんには僧伽婆尸沙なり。若し比丘、聚落に入りて他の男女の姪を行するを見るに、見已りて欲心起り不淨を失せんには、是れ應に責心すべし。若し復、樂の爲の故に更に逐ひ往きて、看て失せしめんには僧伽婆尸沙なり。若し比丘、男子にして姪女の家に造るを見て便ち是念を作さく、「此中更に餘事なし、正に當に姪欲を作すべけん」とて、而して自ら欲心起りて不淨を失せんには、是れ應に責心すべし。樂の爲の故に更に往き、看て失せしむるには僧伽婆尸沙なり。若し比丘、女人裸身にて洗浴するを見、見已りて欲心起りて不淨を失せんには、是れ應に責心すべし。若し樂の爲の故に逐ひ往き、看て出さしめんには僧伽婆尸沙なり。若し男子の裸身を見るも亦復是の如し。若し比丘、道中を行くに欲心自ら起りて不淨を失せんには、是れ應に責心すべし。行く時、故に方便を作して出さしむるに、出でんには僧伽婆尸沙なり。行の如くに住・坐・臥にも亦是の如し。若し塗油・洗浴に因りて失せんには、是れ應に責心すべし。若し故に方便を作して塗油・洗浴して失せしめんには僧伽婆尸沙なり。是故に世尊は説きたまへり。

「故に弄して失精するは、夢中を除いて僧伽婆尸沙なり」と。(一戒竟)

佛、王舎城、迦蘭陀竹園に住して廣く説きたまへること上の如し。時に 優鉢羅比丘尼に沙彌尼あり、支梨と字く。優鉢羅比丘尼、沙彌尼支梨を遣して衣を持して、優陀夷に與ふるに、時に優陀夷は自の房前に於て衣を縫へり。支梨、優陀夷の足を禮し前に於て住し、優陀夷に白し言さ

僧殘戒を明すの一

一四一

【四七】 僧殘第二摩觸女人戒。  
 【四八】 王舎城。註(一)の一七一參照。諸律悉く舍衛城とせり。

【四九】 迦蘭陀竹園(Vāṭṭyaṇa Kāṇḍakāraṅgavāṇa)。王舎城の北門より三町餘の所に竹林あり。中にて迦蘭陀(栗鼠)を飼養せし故にこの名あり。頻毗婆羅王の獻せし所なり。

【五〇】 優鉢羅比丘尼(Uppala)。蓮華色比丘尼にして溫蓋羅苾芻尼ともいふ。美貌のため流浪すること多かりしも、出家して比丘尼長老となり。比丘中の目連に比せらる。

【五一】 沙彌尼(Sāmaṇeri)。未だ二十歳に満たざる尼衆、大比丘尼僧の準備位なり。註(一)の一九四沙彌の下參照。

【五二】 優陀夷(Uṭṭari)。色黒かりし故に迦旃陀夷ともいはる。迦旃羅衛城大臣の子にして釋尊の友なり。六師比丘中の一人にして淫戒類の刺殺縁起は多くこの人に依る。晚年刺されて糞中に死せりと傳へらる。



が故に、或は自ら弄出し若しは人をして弄出せしむるを、是れを「弄出」と爲す。「精」とは、若しは  
 酥色・乳色・油色・酪色・若しは青・黄・赤・白、是の如き種々色にして、若し一々の色出でん  
 には僧伽婆尸沙なり。欲心起り身生じて出想あるも、而も弄せず出さざらんには是れ 心悔過を爲  
 すなり。若し欲心起り身生じて出想あり、故に弄して而も出さざらんには 偷蘭罪を得ん。欲心  
 起り身生じて出想あり、故に弄して出さんには僧伽婆尸沙なり。若し欲心起り身生ずるも、出想な  
 く故に弄出せざるには無罪なり。是の如く大行・小行・風患・非人に、(身)起るも亦是の如し。若し欲  
 心起り身生じて出想あり、故に精を弄して出さんと欲し而も外に出さざらんには偷蘭罪なり。若  
 し欲心起り身生じて出想あるも、弄せず出さざるは當に 責心すべし。若し欲心起り身生ずるも、  
 出想なく弄して出さざるには是れ亦責、心なり。若し欲心起り身生ずるも、出想なく故に弄出せざ  
 るには是れ亦責、心なり。若し欲心起り身生じて出想あり、故に弄して而して出さんに僧伽婆尸沙  
 を得ん。乃至、非人(觸るゝに身起るも)亦復是の如し。出精とは、若しは身、若しは身分、若しは  
 身合なり。「身」とは一切の身動じて跳擲する時、方便を作して出すに、出づれば僧伽婆尸沙なり。  
 「身分」とは若しは手を以て、若しは脚若しは膊を以て、若しは肘を以て方便を作して出さんには僧  
 伽婆尸沙なり。「身合」とは、地・水・火・風にして、「地」とは、若しは牀、若しは褥、若しは壁孔・木  
 孔・竹筒等、若しは一々の堅物に身を觸れて出さしめんと欲し、出でんには僧伽婆尸沙なり。「水」と  
 は、諸の流水に逆に身に觸れ、酥・油等はの如きの 諸の水物中の 温潤物に身觸れて出さしめんと  
 欲するに、出でんには僧伽婆尸沙なり。「火」とは、若しは諸の 暖處暖具に於て身觸れ、若しは火に  
 向ひ日向うて出さしめんと欲するに、出でんには僧伽婆尸沙なり。「風」とは、若しは口風、若し  
 は扇風、若しは衣風にして、身に觸れて出さしめんと欲するに、出でんには僧伽婆尸沙なり。若し  
 比丘、人に語りて言はく、「汝、我が身を弄し、生(起)して出さしめよ」と、精出でんに僧伽婆尸沙な

【三九】酥色(Sarpavarna)。  
 【四〇】乳色(Khitravapa)。  
 【四一】油色(Tolavarna)。  
 【四二】酪色(Dadhivarna)。  
 【四三】青・黄・赤・白(Nila, Pī-  
 taka, lohitaka, odāta)。多少  
 の相違あるも五分・巴利共に  
 十色を列めるは注意すべし。  
 【四四】心悔過。獨り自ら心念  
 口言して責心悔をなすなり。  
 【四五】偷蘭罪。未遂の故に罪  
 輕し。註(一〇二二)參照。  
 【四六】責心。心悔過と同じく  
 心念口言して責心悔するなり。

城に依止せる比丘を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の爲に制戒したまはく、「……乃至、已に開ける者は當に重ねて聞くべし、」

「若し比丘故に出精せんに、夢中を除いて僧伽婆尸沙罪なり」と。

「故に」とは、心に方便を調ふるなり。「出精」とは、不淨を出すなり。「夢中を除いて」とは、世尊は夢中に失精するは無罪なりと説きたまへり。「僧伽婆尸沙」とは、僧伽とは謂く四波羅夷なり、婆尸沙とは是の罪餘りて、應に羯磨治すべきが故に「僧伽婆尸沙」と名く。復次に是罪、僧中に發露悔過すれば、亦「僧伽婆尸沙」と名くるなり。「夢」とは、五種あり、何等をか五とす。一には實夢、二には不實夢、三には不明了夢、四には夢中夢、五には先想後夢、是れを五と爲す。何者か「實夢」なりや、所謂、如來、菩薩たりし時、五種の夢を見たまふに實の如くに異らざりければ、是れを「實夢」と名く。「不實夢」とは、若し人、夢を見るに覺めて實ならず、是れを「不實夢」と名く。「不明了夢」とは、其夢の前後中間を記せざるが如きを、是れを「不明了夢」と謂ふ。「夢中夢」とは、夢を見て即ちに夢中に於て人の爲に夢を説くが如き、是れを「夢中の夢」と名く。「先想後夢」とは、晝に想を作す所の如くに夜便ち輒に夢むるを、是れを「先に想うて後に夢む」と名くるなり。五事因縁ありて姪欲を起す、(1)眼に色を見、(2)染著、愛樂し、(8)姪欲想を生ず。眼に色を見て染著する者の如くに、耳鼻舌身も亦是の如し。(4)先に女人と與に情相娛樂し、(5)後續いて憶念するに即ち姪欲心を生ず、是れを「五種因縁ありて姪欲を起す」と名く。身生起するに五事因縁あり、(1)欲心起り、(2)大行起り、(3)小行起り、(4)風患起り、(5)若しは非人觸るゝに起る、是れを「五事因縁にて起る」と爲す。弄出精に三事あり、(1)欲心ありて故に弄出するなり。弄出とは精を取りて、故に樂を爲さんが爲の故なり。(2)若しは自ら念言すらく、「久しきより來、通脱せざれば諸患を生ぜり」とて、通ぜしめんと欲するが故に。(3)若しは戲れの故に(4)若しは自ら試みの故に。(5)若しは未だ曾てせざる

僧殘戒を明すの一

一三九

【三】 僧殘第一故出不淨戒重制。

【三】 夢中(Samimantko)。

【三】 故出不淨戒、此下解釋。

【三】 僧伽婆尸沙、或の解釋

經に於て僧伽即ち四波羅夷と

あるも、四波羅夷を犯せるも

は僧た此の註解は適當なら

ず。今は僧住とは僧たる資格

の意味に解すべく、婆尸沙は

僧たる資格尙存しに減損ま

ではまだ餘りありとの意に

解すべきなり。婆尸沙(Avi-

ceha)は Atigeha の誤りなる

べしとの楠博士の意見は注意

すべし(光壽第二輯)。

【三】 羯磨治。摩那埵を與へ、

別住を與へ、出罪を與ふるに

は一々僧衆の和合決議を経て

遂行する故に、その決議を纏

る爲に唱告するを羯磨といひ、

決議によりて清淨比丘に復歸

するを治といふ。羯磨につい

ては註(二〇二)参照。

【三】 菩薩(Bodhiyatna)。菩

提薩埵の略、大覺有情と譯し、

因位修行位を菩薩といひ、果

位を如來といふ。

【三】 非人(Arahant)。人

に對して、天龍八部及び夜叉

惡鬼等の冥衆を非人といふ。

註(一〇一七)参照。



長老に向うて説くなり」と。諸比丘、是事を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「戸利耶婆を喚び來れ」。來り已るに、佛具に上事を問うて(言はく)、「汝實に兩りや不や」。答へて言さく、「實に兩り、世尊」。佛言はく、「癡人、此は是れ惡事なり、戒を犯じつゝ尙ほ慚羞して悔過せず、何を以て慚羞せしや」と。爾時、世尊即ち偈を説いて言はく、

「蓋を覆はんには則ち漏れん、開かんには則ち漏れざらん、是故に諸の覆へる者は、當に開いて漏れざらしむべし」。

佛、諸比丘に告げたまはく、「今日より僧伽婆尸沙罪を犯じて覆藏せんには、應に 波利婆沙を與ふべし。波利婆沙を行じ已りて、當に六日六夜摩那埵を行すべし。六日六夜摩那埵を行じ已りて、當に應に二十僧中に出罪すべし。二十僧の中、二比丘を少いて出罪せんと欲せんに、是の比丘出罪するを得ず、諸比丘は 應可訶なり」と。

復次に佛、舍衛城に住して廣く説きたまへること上の如し。時に 二學人、二凡夫人ありて夢中に求精せしに、彼れ各々思惟すらく、「世尊の制戒、故に求精せば僧伽婆尸沙罪を犯すと。我れ今將に僧伽婆尸沙罪を犯さざらんや。當に是事を以て具に尊者舍利弗に白すべく、舍利弗當に世尊に問ふべし。若し佛、教あらんに我れ當に奉行すべし」と。是の諸比丘便ち尊者舍利弗の所に詣り、是の因縁を以て舍利弗に白すに、時に舍利弗、是の比丘を將めて世尊の所に詣り、尊者舍利弗、佛に白して言さく、「此の四比丘は夢中に求精して便ち自ら疑悔すらく、「世尊は制戒したまへり、我れ將に僧伽婆尸沙罪を犯さざらんや」と。故に來りて佛に白したてまつる、世尊、是事云何」と。佛、舍利弗に告げたまはく、「夢は虚妄にして實ならず、若し夢にして眞實ならんには、我法の中に於て梵行を修せん者解脱あること無からん。一切の夢は皆眞實ならざるを以て、是故に舍利弗よ、諸の梵行を修する者、我法の中に於て苦際を盡すを得るなり」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衛

【八】蓋(Mantling)。煩惱の異名にして覆蓋の義なり。行者の心を覆ひて善心を開發せざらしむる故に蓋といふ。  
【九】波利婆沙(Parivāṇa)。別住と譯す。僧殘罪を犯して覆藏せるものは、覆藏せる日數に隨うて僧中宿を離れて別住す。別住行人は三十五事の特權を奪はる。巴利律には九十四の義務ありとせり。  
【一〇】應可訶。出罪行事に於ては必ず二十人僧を要するに、十九人若くは十八人を集めて出罪行事をなさば、その行事は無効となるのみならず、其處に現前せし諸比丘は應に陳謝すべきなりとの意。  
【一一】二學人。二凡夫人。二人の學人と二人の凡夫人の意。學人は預流果。來果。不還果等の、未だ阿羅漢の無學に達せざる聖者をいひ、凡夫人は未だ預流果の聖位を得ざる以前の比丘を意味す。

に語りて言はく、「長老、世尊已に制限して分齊を作し竟りたまひしに、汝、云何が輕んじて數々犯を爲せしや」。尸利耶婆言はく、「諸長老、我れ罪を犯じて悔過せしに尙ほ厭倦せずんば、汝等我が悔過を受けよ、何ぞ難と爲すに足らんや」と。諸比丘、是事を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「尸利耶婆を喚び來れ」。來り已りて、佛、尸利耶婆に問ひたまはく、「汝實に數々僧伽婆尸沙罪を犯じつゝ、……乃至、諸比丘に語るに、「我れ罪を犯じて悔過せしに、尙ほ厭倦せずんば汝等我が懺悔を受けよ、何ぞ難と爲すに足らんや」と言ひしや」。答へて言く、「實に爾り、世尊」。佛、尸利耶婆に告げたまはく、「此は是れ惡事なり、今日より後若し僧伽婆尸沙罪を犯ぜんには、應に六日六夜比丘僧中にて、摩那埵を行じ、摩那埵を行じ已りて應に二十比丘僧の中にて、出罪すべし」と。

復次に佛、舍衛城に住して廣く説きたまへること上の如し。時に尸利耶婆、數々僧伽婆尸沙罪を犯ぜしに、便ち是念を作さく、「世尊の制戒、「僧伽婆尸沙罪を犯さば應に六日六夜摩那埵を行すべし」と、摩那埵を行じ已りて應に二十比丘僧の中に出罪すべし」と。我れ今已に僧伽婆尸沙罪を犯せるも、人知らざれば則ち六日六夜なし、六日六夜なくんば亦二十僧中出罪も無し、我れ今當に覆藏すべし」と。覆藏し已りて便ち自ら疑悔すらく、「我れ不善を爲して甚だ如法ならず、善男子、信心出家しつゝ、佛の制戒を知りて而も故に違して覆藏せり。設、梵行人知らずんば、諸天にして他人の心を知れる者豈知らざらんや。設、諸天知らざらんにも、世尊豈當に知りたまはざるべけんや」と。便ち諸比丘に語るに、「我れに摩那埵を與へよ」と。比丘問うて言はく、「何ぞ以て摩那埵を求むるや」。答へて言はく、「我れ僧伽婆尸沙罪を犯ぜり」。復問ふ、「犯じて來幾時ぞ」。答へて言はく、「兩許時」。復問ふ、「何ぞ人に、即語せざりしや」。答へて言はく、「我れ慚羞の故に即説せざりき。我れ復念言すらく、「僧伽婆尸沙罪を犯さん、世尊の制戒應に六日六夜摩那埵を行すべし」、……乃至、言はく、「諸天知らざらんにも世尊豈に知りたまはざらんや」と。是事を以ての故に今、

【二三】懺悔。註(二〇一五四)参照。

【二四】摩那埵(Mānatthā)。僧中治罰の名にして、僧殘罪を犯して覆藏せず、直に發露せる者には六日六夜(Oruattit)摩那埵を行せしめて恭敬謹愼せしむるなり。即ち摩那埵行法は五分律(廿三)に、日々僧中に偏袒右肩し、革屣を脱し、僧足を證し胡跪して言ふ、我は摩那埵を行じて今日は何日目、余す所何日あり、諸大德憶知したまへと。かくて謹愼の色明かならば出罪するなり。

【二五】二十比丘僧。僧殘罪懺悔法は重罪犯人を清淨比丘に復歸せしむる作法なれば二十比丘以上の僧前に於て懺悔す。【二六】出罪(Ābhāna)。梵音にては阿浮呵那にして、出罪の出は拔除の意なり。即ち二十人僧前にて出罪羯磨(Ābhāna kamma)を宣して罪を拔除し、清淨比丘に復歸せしむる作法を意味す。

【二七】覆藏(Paticchanna)。犯罪を覆ひ隠して告げざるなり。【二八】即語。犯罪の當初に直に白狀すること。



ひたまはく、「汝先に病患にて顔色痿黄せしに何に縁りてか差ゆるを得たりしや」と。便ち佛に白して言さく、「世尊、我れ舍衛城の中に於て、家・非家を信じ、家を捨て、出家せしに、親里・知識は我れに衣服・牀臥・醫藥を給して乏しからざりしも、我れ一時に於て衣を著し、鉢を持し城に入りて、食を乞うて一家に至るに、一女人の、身を露にして坐せるを見、見已りて精舎に還るに欲心馳亂し、遂に便ち樂まずして病を生じて飲食を欲せざりき。時に諸の比丘・比丘尼・優婆塞・優婆夷來りて我れを慰問して皆我れに醫藥を與へんと欲せしも、我れ言はく、「須るす」と。我れ一時に於て晝目眠りより覺めて身生起りしかば、手づから觸るゝに即ち不淨を失し、不淨を失し已りて眠安隱なることを得、病除くるを得て愈えしかば、我れ是念を作さく、「是は好方便なり、患を除くを得べく、且つ（出家して）人の信施を受くるを妨げず」と。是を以ての故に、世尊、病除くるを得て愈え、身既に安隱に梵行を修するを得たり」と。佛言はく、「癡人、此れ甚だ不可なり、此れ非梵行なるに而も梵行と言ひ、此れ非安隱なるに而も安隱と言へり。癡人、云何が是手を以て人の信施を受け、復此手を以て觸れて不淨を失せしや。汝常に聞かずや、我れ無量に方便して欲想を呵責して斷欲を讚歎せるを。汝今此の惡不善事を作せるは、此れ法に非ず、律に非ず、佛の教の如くに非ず、此を以て善法を長養すべからず」と。佛、諸比丘に告げたまひて、舍衛城に依止せる比丘を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の爲に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし」と。

「若し比丘、故に、出精せんには僧伽婆尸沙なり」と。

復次に佛、舍衛城に住して廣く説きたまへること上の如し。是時、長老戸利耶婆、數々僧伽婆尸沙を犯じつゝ、波夜提の如く、波羅提々舍尼の如く、越毗尼罪の如くに懺悔せり。諸比丘は戸利耶婆が數々僧伽婆尸沙罪を犯じつゝ、……乃至、越毗尼罪の如くに悔過せるを見て、便ち利戸耶婆

【一】 聞即ち弟子にして、佛の言教を聞いて修道する未離欲の比丘衆をいふ。

【二】 有爲事。有爲(Anārambha)は造作ある義にして因縁所生の法の總稱なるも、今は修道をよそにして世間事にかかはるをいふ。

【三】 威儀庠序。註(二)の一六六參照。

【四】 親里・知識。註(二)の四參照。

【五】 牀臥(Sonāsana)。臥床坐床の意なり。

【六】 非梵行(Abrahmuceriya)。不淨淨行の意。

【七】 僧殘第一故出不淨戒。出精(Sakkevaññhi)。

【八】 波夜提。註(三)の一九一・四の(一〇四)參照。

【九】 波羅提々舍尼(Pāṭidevānīya)。五分律に悔過法と云ひ、對首悔即ち一人の比丘前に發露悔過すべき罪、五篇罪案中の第四なるも罪體は突吉羅(惡作罪)に同す。

【一〇】 越毗尼罪。註(二)の三五・八二參照。

卷の第五

僧殘戒を明すの一

佛、舍衛城に住して廣く説きたまへること上の如し。時に比丘あり、尸利耶婆と名け、舍衛城中に於て家・非家を信じ、家を捨て、出家せり。時到りて入聚落衣を著し、鉢を持して城に入り、乞ふに、善く身口意を攝せずして諸根を放縱し、始め一家に入りて食を得、飽足し已りて復第二家に入りぬ。第二家に一女人あり、身を露にして坐せり。是の比丘見已りて自の住處に還るに、彼の女人の身を念じて思想馳亂し、憂悴發病して顔色痿黃せり。爾時、諸比丘、尸利耶婆に問ふらく、「汝今何故に顔色痿黃し憂悴して樂しまざるや、酥・油・石蜜・諸湯藥を須ゐんと欲するや不や」。答へて言はく、「須ゐず、自ら當に差ゆべきのみ」。諸比丘尼・優婆塞・優婆夷、問訊するも亦復是の如し。彼の比丘、晝臥より覺めて心念して形起し、手づから自ら身生に觸れて即ち不淨を失せり。不淨を失し已るに、便ち安樂を得て所患即ち差えぬ。便ち是念を作さく、「此の好方便にて患を除くを得べく、出家して梵行を淨修し人の信施を受くるを妨げず」と。世尊、五事の利益を以ての故に、五日に一たび僧坊を樂行したまふ。何等をか五と爲す。一には我が聲聞弟子、有爲事に著せざるや不や、二には世俗の言論に著せざるや不や、三には睡眠に著して行道を妨げざるや不や、四には病比丘を看るや不や、五には年少の新出家比丘、如來の威儀庠序たるを見て歡喜心を起さ(しめ)んが爲なり、是れを五事と爲す。如來、五日に諸房を觀歴したまふに、時に長老尸利耶婆、晝眠より覺め已りて自房の後に於て小行せしに身生起りしが、世尊は彼の尸利耶婆比丘の驚怖し慚愧するを恐るゝが故に、世尊は小聲を作して其をして先に覺らしめたまへり。時に尸利耶婆、世尊を見已りて疾く行いて衣を著し、世尊の後に隨うて足を禮して住しぬ。爾時、世尊、尸利耶婆に問

僧殘戒を明すの一

一三五

【一】僧殘(Sangghakassana)。梵音、僧伽婆尸沙、僧實たりうる資格が幾分残れる意にして、懺悔せば僧實に足するを得る罪を僧殘罪といふ。比丘に十三條、比丘尼に十七條あり。但し比丘尼僧殘は僧祇律には十九條とし、有部律には二十條とす。後註(三五)參照。  
【二】舍衛城(Savatthi)。祇園精舍(Tetvavana Anāpātipiṭṭhasāla, ārama)に在せし時なり。註(一〇一〇、一〇三三)參照。  
【三】尸利耶婆。諸律には皆迦留陀夷(Udayi)とす。但し巴利律には Seyyathika を縁となす。  
【四】家非家。註(一二七)參照。  
【五】酥・油・石蜜・諸湯藥(Sruppi, telu, phanṭu, gāhita, paccayubhesanji)。  
【六】形起。身生を起すこと。原漢文には、彼比丘於晝臥覺心念形起手自觸身生即失不淨とあり。  
【七】身生。註(一一八六)參照。  
【八】不淨(Asuci)。  
【九】梵行。註(一〇六〇)參照。  
【一〇】信施(Saddhāteyya)。信心禮越の供養食。  
【一一】聲聞弟子(Savaka)。聲



摩訶僧祇律卷第四

得べし。今は摩揭陀國語を意味するか。

【二五】邊地語。中天竺を除ける東西南北の四天竺の言語なり。或は王城を去ること遠き地方にして言語自ら多少の相違ある所をいふ。

【二五】義と味。義は言義、味

は意趣。

【二五】優曇鉢華。註(二の一)

〇(三)参照。

【二五】根力覺道。註(四の一)

六)参照。

【二五】威儀。註(一の七)調御

威儀戒参照。

【二五】成佛六年冬分第四半月。

妄語戒制定の年時を示せるもの、冬分第四半月はアツサ月

(Thimam) (十月)一日より十五日までければ、その十三日

は十月十三日(日本の十二月十三日)に相當す。註(二の九)

〇)参照。

【二五】三人半影。食後即ち午

後に東向して坐したまひし時の影が三人半の長さなりしとある故に、夕暮近くと推すべ

きか。註(二の九)参照。

【三三】八勝處 (Aṭṭha abhi-bhāyatanāni)。勝知勝見を起して貪愛を捨する依處を示す。(一)内有色想觀外色多。(二)内有色想觀外色多。(三)内無色想觀外色少。(四)内無色想觀外色多。(五)一(八)青・黃・赤・白を觀じて轉變自在に少をして多ならしめ、多をして能く少ならしめて所見の色に於て法愛を起する事云ふ。

【三二】八解脫 (Aṭṭha vimokkha)。八背捨とも云ふ。(一)内有色想觀外色解脫。(二)内無色想觀外色解脫。(三)淨解脫身作證具足住。(四)空無邊處解脫。(五)識無邊處解脫。(六)所有處解脫。(七)非想非々想處解脫。(八)滅受想定身作證具足住。

【三三】八向道迹。明かならず。【三二】九想 (Navā saññā)。(一)不淨想 (Asubha-saññā)。(二)死想 (Marasā-s)。(三)食不淨想 (Āhāre Paṭikkulā-s)。(四)世界不好想 (Sabbaloka anubhīretī-s)。(五)無常想 (Anicca-s)。(六)無常苦想 (Anicca dukkha-s)。(七)苦無我相 (Dukkhā anatta-s)。(八)勝捨想 (Pāhāra-s)。(九)離貪想 (Viraḅa-s)。(十)九歡喜法。明かならず。【三三】九淨行滿足。明かならず。

す。或は九清淨精勤支 (Navā parivuddhi-puṭṭhānyāygaṇā) にあらざるなきか。【三二】九次第定 (Navā anupubbā-samāhāra)。四禪四無色及び滅受想定の九種の禪定を他心を雜すして次第に一定より一定に入る法。註(二)の【一〇】參照。

【三〇】十賢聖住處 (Dasā ariya-vāsa)。聖者の高き生活狀態なり。(一)五支勝捨 (Pañcena vip-pahāna)。五支とは樂欲 (Kāma-cchanda) と瞋 (Vyāpāda) と懶惰睡眠 (Tinnamiddha) と掉舉惡作 (Uddhacca-kukkucca) と疑 (Vakka-collā) なる。(二)六支具足 (Oṅgaṅga-sa-mannagata)。六支とは眼・耳鼻・舌身・意によりて色・聲・香味・觸・法を緣じて喜ばず悲しまず捨心正念正心に住するなり。

(三)一守護 (ekarakkha)。心を以てよく一身を守護す。(四)四支持 (Caturuppesena)。支持とは推理して受用し、推理して忍び、推理して避り、推理して退くるなり。(五)獨真驅逐 (Tannuna-pec-cchāsanā)。(六)求欲の滅却 (Sumavaya-sujjhana)。(七)無垢の思惟 (Anava-sam-kappa)。樂欲の思惟・瞋害の思惟・簡害の思惟を捨つて無垢の思惟に住するなり。(八)寂靜の身行 (Passaddha-kāya-samkhāra)。(九)善解脫心 (Suvinnutta-sitta)。(十)善解脫慧 (Suvinnutta-paṇṇa)。

【三二】十一切入 (Dasā krost-rāyabhāṅgāni)。十遍處・十禪支と云ふ一切萬有を總合して一對象として觀する方法にして十種あり。地遍 (Pṛthivī-ko)・水遍 (Āp-ko)・火遍 (Tejo-k)・風遍 (Vāyo-k)・青遍 (Nīla-k)・黃遍 (Pīṭha-k)・赤遍 (Lohita-k)・白遍 (Oḍātra-k)・空遍 (ākāsa-k)・護遍 (Vidhāra-k)。

【三三】十離熾然法。明かならず。或は前の九想到滅想 (Viraḅa-sañña) を加へたる十想にあつたなきか。或は十衰減に相當するやも計り難し。衰減とは、例へば正見によりて邪見は衰減し、邪見によりて種種の惡不善法も衰減して、正見より起り來る種々の善法が圓滿生起するが如し。正思・正語・正業・正命・正精進・正念・正定・正智・正解脫に於ても又

かくの如くなるをいふ。【三二】十無學法 (Dasā anekha dhammā)。無學の正見 (Asekha samma-ditthi) 等の八聖道に、無學の正智及の無學の正解脫を加へたるもの。【三三】十種漏盡力 (Dasā bhikkhavaṁhanāni)。(Ps II, 173) 七種漏盡力に四正勤・四如意足・五力を加へたるもの。【三二】聖知見 (Aryāraṅga-samā) 。原漢文には、聖知見とあるも、宋・元・明・高・聖本により聖智見と改めたり。以下皆然り。【三三】除。開き許す意。【三二】妄語戒持犯分齊。【三三】自恣 (Pyaṅgaṇā) 。安居の最終日、アツサネジヤ月 (Assāvya) 十五日 (大陰曆九月十五日) に相當するに僧伽に於て安居三ヶ月中の見聞疑の三罪につき自恣(ぼしやん)に宣學せんことををひ、以て自を警しめん爲の式なり。【三三】漏盡力作證。漏盡力を得て證果を成就せる意。漏盡力の上の註(三〇)參照。【三三】中國語。法顯傳に中天竺は所謂中國なりと記す。然し一國の中、王城ある所を中心として風俗・習慣を共にせる境域に於ける言語とも解し



無量心にして此四心背く無量の衆生を縁じて平等に利する故に四等心と名け、四禪定に依りて修す。

【三三】四無色定(Ottaro arya-jajjhāna) 四空定と云ふ。S. (一)空無邊處定。(a)識無邊處定。(3)無所有處定。(4)非想非々想處定の四にして夫々によりて四無色界處に生ず。

【三四】四聖道。明かならず。D. III. 224. じは Ottaro arya-jajjhāna (四無色) 及 Ottaro arya-vijñāna (四聖種)との間に Ottari upasosenāni (四依)を置くより見るに、今も四無色定と四聖種との間に四聖道あるを以て、この四聖道なるものは四依にも知らず。

【三五】四聖種(Ottaro āriya-vajjā)。(一)衣服(Olavā)。(2)臥具(Sennasana)。(3)飲食(Tijjapā)。(4)樂斷樂修(Pahāraṇa pahāraṇa)。

初の三法即ち衣食住に於て、得る所に従うて喜ぶし、第四に於て斷修を愛樂するもの、此四法能く衆聖を生ずるが故に四聖種と名へ。

【三六】四聖諦(Ottari ariya-sacca)。(一)苦(Dukkh)。(2)集(Samudaya)。(3)滅(Nirodha)。(4)道(Magga)。

佛教の根本教理として人皆熟知する所。  
【三二】四沙門果(Ottari samma-phala) 參照。註(四の六七—七二)參照。

【三三】五枝定(Paṅkagīto sammasamādhi)。(一)喜の遍溢(Pīti-jharaṇā)。(2)樂の遍溢(Sukha-p)。(3)心の遍溢、即ち默識心通の心(Oto-p)。(4)光の散布即ち

覺察預知之三昧(Pucchavekībhayo)これを修むべき五支具足の正三昧と云ふ。  
【三五】五根。註(四の一六一)根力覺道の下參照。

【三六】五力。註(四の一六一)根力覺道の下參照。  
【三三】五解脫處(Paṇca vimuttāyatanani)。(一)師又は師に等しき同學者の法を説くを聞いて喜悅し。(2)その法を他に廣説し。(3)その法を合説し。(4)その法を尋伺し考察し。(5)思念して獲得して心を集中して喜悅輕安を生ずるを云ふ。

【三二】六無上法(Upa anuttariya)。(一)見無上(Dassana-nānuttariya)。(2)聞無上(Savanānuttariya)。(3)利無上(Sambhāvanuttariya)。(4)等無上(Sikkhānuttariya)。(5)

行無上(Pariyeyyanuttariya)。(6)念無上(Ammānānuttariya) 下踐なる所見・所聞・邪得・邪學・邪行・邪念に對し、賢聖の所見・所聞等は無上にして能く自を利益し安樂にして法要を證得せしむるものなるを示す。

【三三】六聖法。明かならず。或は六重法即ち六可喜法(Cha saraṇa dhama)にあらんやるなかきか。六重法とは(一)身に慈を行じ。(2)口に慈を行じ。(3)意に慈を行じ。(4)戒を犯さず。(5)盡苦の正見を同法者と共に成就するなり。

【三二】六出要界(Upa nisānariya dhāro)。(一)憍心解脫(Metta oto-vimutti)。(2)慈心解脫(Kamma oto-vimutti)。(3)喜心解脫(Mudita oto-vimutti)。(4)捨心解脫(Upekha oto-vimutti)。(5)無相心解脫(Animitta oto-vimutti)。(6)我我所解脫(Asmita' māna-sa-raṇajjāṭṭha)。

【三三】六尊(Upa ammasati-jjhānani)。(一)念佛(Buddhānussati)。(2)念法(Dhammānussati)。(3)念僧(Sanghānussati)。(4)念戒(Sīlānussati)。(5)念捨(Ogāra-nussati)。(6)念天(Devānānussati)。(7)念天(Devānānussati)。(8)念天(Devānānussati)。

【三三】六通。註(二の一七二)參照。  
【三二】七財(Satta dhama)。(一)信財(Saddha-dhamma)。(2)戒財(Sīla-d)。(3)慍財(Hiri-d)。(4)愧財(Otthappa-d)。(5)聞財(Suta-d)。(6)捨財(Ugga-d)。(7)慧財(Paṇḍita)。

【三三】七無著法。明かならず。  
【三二】七三昧(Satta samadhī-parikkharā) 七定具のことなるべし。八聖道の前七は第八正定を資助し圍繞して増盛せしめ究竟圓滿せしむるものなれば定具といふ。

【三三】七漏盡力(Satta khīṇāsavaṇāni) 漏盡の比丘が(一)諸行は無常なり。(2)樂欲は炭火の草を燒くが如くかりと正しく知らば。(3)心遠離に傾き遠離に向ひ。(4)四念住を修習し。(5)五根を修習し。(6)七支支を修し。(7)八聖道を修せんば、皆漏盡の比丘の力となりて「我漏は滅せり」と知らしむるに至るを漏盡力といふ。

【三二】根力覺道。註(四の一六一)根力覺道の下參照。

【三三】八聖道。註(四の一六一)根力覺道の下參照。

尼心悔、義を現はし味を現はすは偷、蘭罪を得ん、義を現はさず味をも現はさざるは無罪なり。二五四根、力・覺・道種、乃至、世間の善法を除ける小々の威儀をも譴歎すべからず、但、佛・法・僧・大弟子舍利弗、自連を譴歎するは無罪なり。自ら自身を譴歎するを得ず、唯、同意(の者ありて問はん)に實なるを説くには無罪なり。是の故に説きたまへり、「若し比丘未だ知らず未だ了せざるに、自ら過人法を得たりとて、聖智見殊勝を我れ是の如く知り是の如く見たりと稱しつゝ、後、異時に於て若しは檢校し若しは檢校せざるも、犯罪清淨を求めんと欲するが故に是の如きの言を作さく、一長老、我れ知らざるを知れりと言ひ、見ざるを見たりと言へり」と言ひて、空誑にして實語ならざるは、増上慢を除いて是の比丘、波羅夷を得ん、應に共住すべからず」と。

世尊、舍衛城に於て、成佛六年冬分第四半月十三日、食後東向して坐したまふに、三人半影、墜落中の衆多比丘の爲に此の戒を制したまへり、及び増上慢比丘(の爲に制したまへり)。已して制したまひぬ、當に隨順して行すべし、是れを「法に隨順す」と名くるなり。(妄語戒竟る)

svatikāra samadhī)・(c)無覺有觀三昧(Avitakka vicāramatā s.)・(ce)無覺無觀三昧(Avitakka avicāra s.)・覺とは所對の境を觀察する虚想を云ひ、其細想を觀といふ。色界無色界に屬する諸定をこの覺と觀との有無によりて三種に分てるもの。又空三昧(Sūññata samadhī)・無相三昧(Animitta s.)・無願三昧(Apariṇhita s.)等。

宿命(Pūbba nivāsaṃ anussati-Nāpā)・(ce)天眼(Sattānānupāyaka-Nā)・(g)漏盡(Aśvaṃsāra-khaya-Nā)の三通をいふ。  
 【10】四念處(Occhāro satī-paṭisaṅgā)・四念住ともいひ、これによりて行人の觀慧を起すなり。(1)身(kāya)・(c)受(vedhā)・(ce)心(citta)・(4)法(Dhamma)・即ち身の内外に活潑充滿せるを以て身不淨と觀じ、受(感情)は苦なり、心は無常なり、法は無我

なりと觀じて執着を拂ふ觀法なり。  
 【11】四正勤(Occhāro sammappadhāna)・四意斷ともいひ、正斷ともいひ、四念に次で修する所、已生の惡を斷ち、未生の惡を防ぎ、未生の善を生ぜしめ、已生の善を増長せしめんとて精勤する行品なり。  
 【12】四如意足(Occhāro iddhi-pāṭi)・四神足ともいひ、四正勤に次で修する所、三明六通等の如意は欲(Chanda)・勤(Viriya)・心(Citta)・觀慧

に初めて無漏智を生じて眞諦の理を照見する故に明法といへるなり。  
 【13】所攝の三昧。須陀洹果に攝せらるゝ三昧、即ち初果の無漏智は三昧を所依として諦理を觀じて無漏智を起す故に、今所攝の言は依の意に解すべきなり。  
 【14】善入出住の正受と作證。正受は禪定にして、善く自在に禪定に入り、出で、住すること、即ち止なり。作證は觀の極地にいふも、次の文に所謂止と觀となり」とあるに照合して、作證の言を能觀の邊に解すべきなり。

【15】三三昧(Tayo samadhī)・(1)有覺有觀三昧(Savitakka (Vimāsa)の四種の勝妙なる力によりて定を引發する故に四如意と云ふ。  
 【16】四禪(Occhāri jhānā)・四靜慮ともいひ、因にありては欲界の意網を越へ、果にありては色界に生じ、且つ諸の功德を生ずる根本なれば本禪といふ。初禪・二禪・三禪・四禪の鹿野次第なり。  
 【17】四無量心(Occhāro appamaññayo)。(1)慈(Metta)・(c)悲(Karūṇā)・(ce)喜(Mudhā)・(4)捨(Upekha)の四



「某處坐上の比丘は皆凡夫に非ず、皆是れ阿羅漢にして皆勝妙の法を得たり」……乃至、問うて言はく、「長老、是法を得たりや」、答へて言はく、「我れ亦是法を得たり」と言はんに、波羅夷を犯す。大王家、大臣家、長者家、居士家、城中、院中も亦是の如し。若し比丘、「汝が家に住せし比丘、汝が家に食せし比丘、汝が家の眷屬の爲に授經せし比丘は皆凡夫に非ず、是れ阿羅漢にして勝妙の法を得たり……乃至、我れ是法を得たり」と言はんに波羅夷を犯す。若し、「是の如きの鉢を持ち、是の如きの衣を著し、是の如きの食を食し、是の如くに行じ、是の如くに住し、是の如くに臥せるは皆凡夫に非ず、皆是れ阿羅漢にして勝妙の法を得たり……乃至、自らは法を得たり」と言はんに波羅夷を犯す。若し、「是より上の諸比丘は皆法智を得たり」と言ひ、自ら「我れ法智なりや」と言はんに越毗尼罪を得ん、「我れ法智」(と言はんに)偷蘭罪、若し「我れ法智證を得たり」と言ひて實ならざらんには波羅夷なり。是の如きの智、是の如きの斷、是の如きの修、是の如きの證……乃至、漏盡力作證も亦是の如し。若し比丘、中國語を以て邊地向うて説き、若しは邊地語を以て中國に向うて説き、若しは中國語にて中國に向うて説き、若しは邊地語にて邊地向うて説き、若しは義を説いて味を説かざるは偷蘭罪を得ん、若し味を説いて義を説かざるは越毗尼罪、若し味を説き義を説くに波羅夷を得ん、若し義を説かず味を説かざるにも越毗尼罪を得ん。「義を説いて味を説かず」とは、自ら我れを稱説するも羅漢を稱説せざるなり。「味を説いて義を説かず」とは、羅漢を稱説して自ら我れを稱説せざるなり。「義を説き味を説く」とは、自ら我れは是れ羅漢なりと稱説するなり。「義を説かず味を説かず」とは、羅漢の相を作し或は眼を合せて手を以て自ら指して優婆夷に語りて言はく、「汝、愚癡人、其尊きを知らず、譬へば優曇鉢華の時々に一たび出で、而も貴きを知らざるが如し」と、是の如き相を作す者は越毗尼罪を得ん。比丘若し書印を作し、若しは手相を作して、義を現はし味を現はさざるは越毗尼罪を得ん、味を現はして義を現はさざるは越毗

をいへるならん。

【二〇】淨不淨解脫。八解脫の中の初めの(一)内有色想觀外色解脫。(二)内無色想觀外色解脫。(三)淨解脫身作證具足住の三に相當するもの、淨不淨色を觀じて證得するをいふなるべし。(一)は内身に於て色想の貪あり、此貪を除くが爲に外境の不淨青瘀等の色を觀じて貪を起らざらむる故に解脫と名け、この初解脫は初禪定に依りて起り欲界の色を誅す。(二)は内身に於て色想の貪なきも更に堅牢ならしめんが爲に外境の不淨青瘀等の色を觀じて貪を起らざらむる故に解脫と名け、此は二禪に依りて起り初禪の色を誅す。この二は可憎の不淨觀なれば不淨解脫といへるものなるべし。(三)は淨色を觀ずるもの、光明清淨光潔妙實の淨色の如きを觀じて貪を生ぜざるは觀の轉た勝る、ことを顯はすもの、第四禪に依りて起り、亦欲界の可愛の色を誅す。今の淨不淨解脫も、恐くはこの淨觀不淨觀の解脫を意味するものと考へらる。

【二一】明法の須陀洹果。凡夫位を去りて初めて聖道の法流に入るを須陀洹果(Sotāpanna-phala)といひ、三界の見惑を斷じ盡せる位なり。こゝ

に犯するなり。「清淨を求む」とは、清淨を得んと欲するが故に、「我れ知らざるを知ると言ひ、見ざるを見ると言へり」と言ふなり。「虚」とは空しきなり、「誑」とは實の如くならざるなり。「妄語」とは、妄りて自ら稱説するなり。「増上慢を除く」とは、世尊の除きたまひし所なり。「波羅夷」とは、上に説けるが如し。復次に「波羅夷」とは、不妄語より離れて退没墮落するを、是れを「波羅夷」と名く。復次に「波羅夷」とは、犯す可き所の罪、發露悔過すべからざれば、是れを「波羅夷」と名くるなり。

若し比丘、自ら「我れ法智なりや」と言はんに越毗尼罪を犯じ、若し「我れ法智」と言はんに偷蘭罪若し「我れ法智を得たり」と言はんに波羅夷なり。是の如きの斷、是の如きの修、是の如きの作證、是の如きの一々の廣説、乃至、「我れ漏盡力ありや」と言はんに越毗尼罪を得ん、若し「我れ漏盡力」と言はんに偷蘭罪を得ん、若し「我れ漏盡力を得たり」と言はんに波羅夷なり。是の如きの斷、是の如きの修、是の如きの作證(等)も亦是の如し。若し教化の比丘、檀越家に至り女人に語りて、「優婆夷、某處に安居せる比丘は盡く凡夫に非ず」と言はんに、越毗尼罪を得ん。若し「我も亦中に在りき」と言はんに、偷蘭罪を得ん。問うて言はく、「長老、是法を得たりや」。答へて「得たり」と言はんに、波羅夷なり。若し比丘言はく、「優婆夷、某處の比丘、夏安居して盡く阿羅漢を得たり、乃至、我れ是法を得たり」と言はんに波羅夷を犯す。又比丘言はく、「某處の比丘、夏安居して盡く妙勝の法を得たり、乃至、我れ是法を得たり」と言はんに波羅夷なり。若し「某處に自恣せる比丘は(等)」と言はんに亦是の如し。若し比丘、優婆塞、優婆夷に語りて言はく、「某處に自恣せる比丘は皆凡夫に非ず、皆是れ阿羅漢にして皆殊勝の法を得たり、乃至、我れ是法を得たり」と言はんに波羅夷を犯す。若し比丘言はく、「優婆夷、某處の院内に住する比丘は皆凡夫に非ず、皆阿羅漢にして妙勝の法を得たり、乃至、我れ是法を得たり」と言はんに波羅夷を犯す。若し比丘、優婆夷に語りて

……無生智滅盡解脫膺上善心  
淳熟善根淨不淨解脫明法須陀  
洎果及所攝三昧善入出住正受  
作證所謂止觀三三昧三明四念  
處……とあり。今此文を譯す  
るに於て全文體を増一法の形  
式なりと想定し、十智と總稱  
せるを一法を標舉せるものと  
し、法智……無生智の十種は  
その註釋なりと解し、次に滅  
盡……止觀までを二法を例示  
せるものと見做し、三三昧以  
下を三法・四法……を明せる  
ものと解して、今の滅盡解脫  
を滅盡定と解脫と二法なり  
と推し得ざるには非ざるも、  
やはり三三昧まで、此文章は  
増一法採用の意恣ありと見ず  
して唯過人法を慢然と列舉せ  
りと解する方穩當なりと考へ  
らる。されば滅盡解脫と滅盡  
涅槃(Khrodha nibbana)と同  
義且つ同一の熟語にして、煩  
惱滅盡の解脫と解すべきもの  
と考へらる。

[100] 増上善心。増上心學  
(Adhiṭṭha sikkhā)の意な  
るべく、増上の善心即ち勢力  
強盛なる定心のことなるべし。  
[101] 淳熟善根。俱舍の法相  
に照さば三賢四善根に相當す  
と考へらる。今は唯、不  
貪(Alopanā)、不瞋(Adanā)、不  
癡(Amoha)の三善根(Kiṃ  
kmaṇa-mūlāni)の淳熟せる





丘の爲に制戒したまはく、「……乃至、已に開ける者は當に重ねて聞くべし」、

【一〇】若し比丘未だ知らず未だ了せざるに、自ら過人法を得たりとて、華智見殊勝を我れ是

の如く知り是の如く見たりと稱しつゝ、彼れ後の時に於て若しは 檢校し若しは檢校

せざるも、 犯罪清淨を求めんと欲するが故に是の如きの言を作さく、「長老、我れ知

らざるを知ると言ひ、見ざるを見ると言へり」と、(言ひて)、 虚誕にして實語ならざるに

は、増上慢を除いて是の比丘、波羅夷を得ん、應に共住すべからず」。

【一七】比丘とは、乃し年滿二十に至りて具足を受く、是れを「比丘」と名く。「未だ知らず」とは、無智

の故なり。「未だ了せず」とは、未だ(煩惱を)斷ぜざるが故なり。「自ら……稱す」とは、己れを稱す

るなり。「過人法を得たり」とは、「人法」とは所謂、五欲、五下分結、六趣、六諍根、七

使、八邪、世の八法、九慢、九惱、十善行跡、十惡行跡なり。復次に「人法」とは、

諸天子、偈を以て佛に問へるが如し、

「何等の人か善に趣き、何等の人か天に生じ、何等の人か晝夜に、善功德を長養するや」と。

爾時、世尊、偈を以て天子に答へて言はく、

「曠路に好井(じやう)を作り、園果を種植して施し、樹林もて清涼を施し、橋船もて人

民を渡し、布施し淨戒を修し、智慧もて慳貪を捨せんには、功德日夜に増して、常に天

人中に生ぜん」と。

是れを「人法」と爲す。復次に父母に孝順し、沙門・婆羅門及び諸尊重にして梵行を修する者に供養

する、是れを「人法」と爲す。「過人法」とは、「九智、(即ち)法智・未知智・等智・他心智・苦・集・滅・道

智、盡智、無生智なり。 滅盡解脱、増上の善心、 淳熟の善根、 淨不淨の解脱、 明法の須陀

洹果及び 所攝の三昧、 善入出住の正受と作證と所謂、止と觀となり。 三三昧、 三明、

mya)。(c)瞋(Paṭigha)。(e) 尼(Diṭṭhi)。(f)疑(Viākhe-

dit)。(g)慢(Māna)。(h)有 貪(Bhavarīga)。(i)無明(A-

vijā)。

【一八】八邪(Aṭṭha miccha-

ta)。(一)聖道の一々に反するを

いふ。(二)邪見(Miccha-dit-

thi)。(三)邪思惟(Miccha-sa-

ṭṭhā)。(四)邪業(Miccha-kam-

manā)。(五)邪命(Miccha-

ājīva)。(六)邪方便(Miccha-

vāyāma)。(七)邪令(Miccha-

sati)。(八)邪定(Miccha-samā-

dhī)。

【一九】世の八法(Aṭṭha lokā-

dharmā)註(四〇二二)世

間八法參照。

【二〇】九慢。我勝慢・我等慢・

我劣慢の三種の慢を開いて九

慢とせしものなり。

(一)我勝慢。(二)我等慢。(三)



時に婆羅門、復偈を説いて言はく、

「我れ大苦難を経て、海を渡りて珍寶を得、眞金三十二、摩尼十四ありしに、船を捨て、岸に上らんと欲して、寶囊を海中に落しぬ。我れ寶と珠とを求めんが故に、拵みて此の大海を盡さんとす」。

時に海神、復偈を説いて言はく、

「大海は甚だ深廣にして、百川衆流の主なり、假使百千歳たりとも、之れを拵みて盡すべからず」。

時に婆羅門、復偈を説いて答へて言はく、

「日月長く謝して窮盡なきも、木魁鐵鏝壞すべきこと難し、勤力專精にして休息せずんば、何ぞ此海の枯竭せざるを憂へん」。

時に婆羅門、此偈を説き已りて便ち海水を拵み、拵みて岸上に著くるに水還りて海に入りぬ。是時、海神、彼の婆羅門の意の懈怠たりや、當實に堅固たりやと觀じ、觀じ已りて婆羅門の志意專精にして永く退期無きを見たりき。時に海神便ち是心を作さく、「假使百年此の海水を拵むとも、終に毛髮許の如きをも減する能はざらん」とて、其の專精に感じて即ち其寶を還せり。是時、海神、婆羅門の爲に而も偈を説いて言はく、

「精勤方便の士、志意休息せず、專精の感する所、失ふと雖復還し得たり」と。

佛、諸比丘に告げたまはく、「時の海神とは豈に異人ならんや、即ち我身是れなり。婆羅門とは此の比丘是れなり。過去世の時、已に曾て我(恩)を蒙りて精勤方便して大果報を得たり、今復我(恩)を蒙りて精勤方便し、正觀を修習して増上慢を除き阿羅漢を得たりき」と。

佛、諸の比丘に告げたまひて、舍衛城に依止せる比丘を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比

【一七】五欲。註(一の五八)。

【一八】五下分結(Phoṇa orapa-bhūgīyanti paṇṇāyana)。

三界の中、下界即ち欲界に繫縛する五種の煩惱なり。(一)

貪結(Kāmaochuddha)。(二)瞋結(Vyāpāda)。(三)身見結(Sakkāyaditthi)。(四)戒取見(Silabbataparimāna)。(五)疑結(Viśeṣāda)。

【一九】六趣(Ḍha gatiyo)。業因の差別によりて趣向する境界に六種ありとす。(一)地獄(Niraya)。(二)餓鬼(Petāvī-sary)。(三)畜生(Tirocchānyoni)。(四)修羅(Asurānikāya)。(五)人間(Mānava)。(六)天(Devā)。

【二〇】六諍根(Ḍha yāvāṭṭhānāni)。教團内に於ける非法・律非律につき諍事起れる時、口論斷滅せざる六種の根本原因。(一)嫉妬(Kodha)。(二)奇醜(Makkha)。(三)嫉妬(Tasa)。(四)詭譎(Saṭṭha)。(五)惡意(Tupaccāhā)。(六)世利貪著(Samādāhi-Paṇāmaso)。

【二一】十使(Satta maṇḍajjāni)。使は煩惱の異名、煩惱の行人に隨逐して出離せしめざるは世の公使、罪人を繫縛して隨逐するが如くなる故に使とも云ふ。(一)阿瞋(Anu-

即ち便風を得て一海濱の聚落に至りぬ。時に婆羅門、村に入りて乞食し、並に役力して財を求むるに、純金三十二段、摩尼珠十四枚を得、便ち伴に隨うて、閻浮提に還るに、船、岸濱に著するや、時に婆羅門便ち大に諸の商人等に誇説すらく、「財物を持って往き、今物を得て還るに何の奇特かあらん。我れ本空くして去いて今此の寶を得たるこそ、奇と爲すと謂ひつべし」と。歡喜に勝へずして便ち寶物を手中に捉り挑弄して止めざりしかば、即ち寶物を失して海水中に落しぬ。時に婆羅門甚だ大に憂惱して(言はく)、「我れ極めて辛苦して是の寶物を得たりしに、如何が一且にして忽然として水に落せしや、我れ要らず當に海(水)を杼みて此寶を求むべし」とて、即ち便ち岸に上り好木を求め得て、持ちて木師の所に詣り語りて言はく、「煩はくは君、我が爲に木魁を作れ」と。木師爲に作り已りて、鐵師爲に之れに鐵し、鐵師爲に之れに、錄せり。木魁を得已りて持ちて海に詣り、次いで衣を褰げ臂を袒して海水を杼まんと欲せり。時に海神あり、是の思惟を作さく、「是の婆羅門、何等をか作さんと欲するや、我れ當に之れを問ふべし」と。即ち化して婆羅門の形と作り、往いて其所に至り、偈を以て問うて言はく、

「衣を褰げて臂を袒す、忽々として急事に似たり、我れ故に來りて汝に問はん、爲に何等をか作さんと欲するや」。

時に婆羅門、偈を以て答へて言はく、

「今此の大海水は、深廣にして衆流の主なり、我れ今方便を作して、要らず杼みて盡さしめんと欲す」。

時に海神、復偈を説いて言はく、

「大海は衆流の主なり、汝に於て何の過かあらん、而も汝方便を作して、要らず杼みて盡さしめんと欲するや」。

【七】段。分てるを段といひ、分たざるを匹といふ。古代に於て純金を兩折するを得る様に作りしなるべし。

【七】摩尼珠(Mani)。寶玉。枚は箇の意。

【七】閻浮提(Jambudvīpa)。一小世界の中心に須彌山あり、山の頂上に帝釋天の所居とし山の周圍に四大陸ありて同一日月の照す所、南にあるを南閻浮提洲といふ。この洲の中心に閻浮樹の林ある故に洲名とせり。今は本國印度に歸れる意なり。

【七】木魁。魁は方杓なり。

【七】鐵師。圓形の器を造る鐵師。

【八】鏝。いたがねをはるなり。

【八】波羅夷第四妄語戒重制。

【八】檢校(Samantapāsādikā)。犯罪につくて衆僧より通りて尋問すること。

【八】犯罪清淨(Āpattiya vi-suddhi)。爲したることにつくて疑ひをはらすこと。

【八】虛誑不實語(Truṣṭānaṁ māsa viṭṭva)。虛妄にして無益なる語。

【八】波羅夷第四妄語戒重制。

【八】人法(Mānussa-dhamma)。



習し、増上慢を除いて羅漢果を得たるのみにはあらず。過去世の時亦我が恩を蒙り、精勤懈らずして大果報を獲たりき。諸の比丘、佛に白して言さく、「已に曾て爾りしや」。佛言はく、「是の如し」。佛、諸の比丘に告げたまはく、「過去世の時、國あり、迦尸と名け、城を、波羅奈と名けぬ。時に彼の國中の人民豊樂にして、三毒熾盛なりき。一貧窮の婆羅門あり、外の聚落より來りて城内に入るに、是れ節會の日なりしかば、城中の諸人、象に乗ずる者あり、馬に乗ずる者あり、車に乗ずる者あり、輦に乗ずる者あり、洗浴塗香して新衣服を著し、五欲自恣に種々に戲樂せり。時に婆羅門、渴愛の心生じて便ち人に問うて言はく、「此の諸人輩、何の因縁を作して是の快樂を得しや」。答へて言はく、「婆羅門、汝知らざるか」。答へて言はく、「知らず」。時に人便ち婆羅門に語るらく、「是の輩は先世修行の功德（の故に）にして、又復今世に勤めて家業を爲せるが故に斯の樂を得たるなり」。時に婆羅門便ち足念を作さく、「此の諸人等の手足四體は我れと異なることなし、我れ今但當に勤身傭力して財物を得可く、（以て）自恣に快樂して彼れと異なるなかるべし」と。便ち自ら家に還り其婦に謂ひて言はく、「我れ遠く行いて傭力して財を求めんと欲す」。其婦答へて言はく、「近處に隨在して乞うて索め趣かば、兒子を飲食（せしむる）を得ん、何ぞ遠く行くを用ひんや」。婆羅門言はく、「事、已むを獲ざるなり、宜しく當に遠く行くべし」。其婦、心念すらく、「其の去らんと欲するは、復如何を知るならん」と。（即ち婆羅門に語るらく、「去留、意に隨へ、深く自ら保重せよ」。婆羅門、婦に勸して言はく、「汝自ら謹慎して好く兒子を看よ」と。是に於て便ち去いて一海邊の聚落に至るに、諸の商人、祠祀に聚會して里巷に宣令するを見ぬ。（即ち）「誰か能く我れに隨うて海に入り、共に珍寶を取る（ものやある）」と。婆羅門答へて言はく、「我れ海に入らんと欲す」。商人問うて言はく、「汝、何の錢貨ありや」。答へて言はく、「我れに錢貨なし、唯汝に従うて食を乞ひ、汝の爲に呪願を爲さんと欲す」。時に諸の商人は皆福の爲の故に語りて上船せしめ、

【六四】煩惱の覺。心神を憫亂せしむる煩惱即ち疑愛を生ぜしむるに煩悩の感情。

【六五】増上慢（Aduḥśrānta）。未だ聖智殊勝の法を得ざるに已に得たる想ひして我は増上の法を得たりとて慢心起すをいふ。

【六六】家非家。註（一の二七）參照。

【六七】増上慢比丘本生譚（婆羅門）。參照。

【六八】迦尸國。註（一の三七）參照。

【六九】波羅奈城。註（一の三六）參照。

【七〇】三毒。註（一の二八）參照。

【七一】五欲。註（一の五八）參照。

【七二】渴愛（Taṇhā）。渴して水を愛するが如く、凡夫五欲に愛著する煩惱の心。

【七三】吉。手足四體。右膝、左膝、右肘、左肘。頂頭を五體とする故に、頂頭を除ける左右膝肘を手足四體といへるなり。

【七四】呪願。法語を稱へて商人の福利を求願するなり。註（一の八七）參照。

其の宜しきのみ」と。是の比丘、後の時諸の聚落に遊び、一六二請根を放縱にし、一六三止觀を習ふを廢して、便ち一六四煩惱の覺を起して癡愛生ずるに、便ち其伴に語るらく、「我れ本所得ありと謂ひしに、定んで自ら未だ得ざりしなり、何を以て之れを知るとならば、自ら心中を覺するに煩惱猶ほ在る(を以てなり)」。彼の比丘言はく、「長老は妄りに過人法を得たりと稱せり、波羅夷を犯ぜり」と。是の比丘言はく、「我れ知りて而して妄語せしには非ず、謂うて實と爲せるのみ」。諸比丘、是事を以て具に世尊に白さく、「某甲比丘は妄語して自ら過人法を得たりと稱せり」。佛言はく、「呼び來れ」と。來り已るに佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に虚妄なるに自ら過人法を得たりと稱せしや」。「世尊、我れ虚妄なるに自ら過人法を得たりと稱せしにはあらじ、我れ想うて得たりと謂ひ、是の如く想說せしのみ」。佛、比丘に問ひたまはく、「汝、何の因縁にて而も是說を作せしや」。比丘、佛に白して言さく、「世尊、我れ阿練若處に於て住し、根・力・覺・道を修習して煩惱起らざりければ、我れ阿羅漢を得たりと謂ひ、便ち同伴に語りて己が所得を説きしも、我れ餘時に於て聚落を遊行せしに諸根を攝せずして煩惱便ち起りしかば、即ち疑悔を生じて是の比丘に語れるなり、是れ虚妄には非ざるなり」と。爾時、世尊、諸比丘に告げたまはく、「是の比丘故に虚妄して過人法を得たりと説けるには非じ。當に知るべし、此の比丘は是れ一六五増上慢なりしなり」と。佛、(是の)比丘に告げたまはく、「云何が正法の中に於て、家・非家を信じ、家を捨て、出家しつゝも増上慢を起せしや。汝當に方便して増上慢を除くべし、(將に)羅漢(の果)を得べけん」と。時に彼の比丘大に自ら慚愧し、即ち佛前に於て精進し、方便して正觀を修行せしかば、増上慢を除いて羅漢果を得たりき。諸比丘、佛に白して言さく、「甚奇なり、世尊、是の比丘、佛の慈恩を蒙りて精勤方便して正觀を修行し、増上慢を除いて羅漢果を得たり」と。

佛、諸比丘に告げたまはく、「是の比丘は但に今日我が恩を蒙るが故に、精勤方便して正觀を修

(7) 行捨 (Upahī, equanimi) は話の妄態を捨て、一切の法を捨て、平心坦懐なるなり。若し心沈没する時は擇法・精進・喜の三覺支を用ひて之を起し、心浮動する時は經安・定・捨の三覺支を用ひて之を攝す。念覺支は常に定慧を念する故に癡退すべからず。されば巴利大般涅槃經には第五の念覺支を第一に配せるは注意すべきなり。註(四)の一二六)参照。

八聖道(Arya aṅgāḥ m-  
regga)とは、正見(Samma-di-  
tthi)・正思(Sā-  
mā-sankappo)・正語(S-  
vacā)・正業(S-  
kamma)・正命(S-  
ājīva)・正  
精進(S-  
viriya)・正  
定(S-  
samādhi)に  
して、此八法悉く邪非を離る  
、故に正といひ、能く通じて  
涅槃に至る故に道といふ。今  
こゝに詳解せず。

【六】諸根。信・勤・念・定・慧  
の五根にあらず、眼・耳・鼻・  
舌・身意の六境を緣じて六識  
を生ぜしむる眼等の六根をい  
ふ。

【三】止觀。止(Samādhi)は  
諦理に停止して動かず、觀(Vi-  
paśyana)は觀智通達して眞  
如に契會するなり。梵音にて  
奢摩他・毘鉢舍那といひ、定と  
慧若しは寂と照との義なり。



はく、「汝、肉段と作るも我れ尙ほ出でざらん、況んや羔子と爲りて而も欺かるゝを欲せんや」とて、還更に齋を守りて靜心に思惟せり。時に天帝釋、狼の心念、齋に還れるを知りて猶ほ故ほ羊羔と作りて狼前に住まるに、時に狼便ち偈を説いて言はく、

「若し眞實に羊たるも、猶ほ故ほ出づる能はず、況んや復虚妄を作して、前の如く我れを恐怖せんをや。我れ齋に還り已るを見て、汝復來り見て試みんとす、假使肉段と爲すも、猶ほ尙ほ信すべからず、況んや羊、羔子と作りて、而も詐りて咩咩と喚ばゝるをや」と。

是に於て世尊は而して偈を説いて言はく、

「若し出家人ありて、戒を持たんに、心輕躁にして、利養を捨つる能はざらんに、猶し狼の齋を守るが如けん」と。

爾時、世尊、諸比丘に告げたまはく、「彼時の狼とは豈に異人ならんや、即ち此の比丘是れなり。本、狼たりし時、志躁しくして恒なかりしに、今出家すと雖、心故ほ輕躁なり」と。爾時、世尊、諸比丘に告げたまひて、舍衛城に依止せる諸比丘を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の爲に制戒したまはく、「…乃至已に聞ける者は當に重ねて聞くべし」

「若し比丘、未だ知らず未だ了せざるに、自ら過人法を得たりとて、聖知見殊勝を我れ是の如く知り是の如く見たりと稱する者、是の比丘、波羅夷を得ん、應に共住すべからず」と。

復次に佛、舍衛城に住して廣く説きたまへること上の如し。時に二比丘あり、阿練若處に在りて住せしに、其の一比丘暫くにして、根・力・覺・道を成就して貪恚起らず、第二比丘に語りて言はく、「長老は是れ我が善き知識にして敬重する所の者、今長老に向うて密事を説かんと欲す」。彼れ言はく、「汝、何等をか説かんと欲するや」。便ち言はく、「長老、我れ阿羅漢を得たり」。彼れ即ち答へて言はく、「長老は世尊の在世に親しく法教を受け、勤修精進して道果を成ずるを得たり、是れ

【一五】 波羅夷第四安語戒初制。  
【一六】 聖知見殊勝 (Alinguri-pada-pandanaṃ)。聖者所得の眞實殊勝なる知見。  
【一七】 根力覺道。五根・五力・七覺分・八聖道なり。  
五根 (Pañca-indriyaṃ) とは信 (śaddhā)、勤 (vīrya)、念 (smṛti)、定 (samādhi)、慧 (pañña) にして、三寶四諦を信じて勇猛に善法を修し、正法を憶念し心を散失せしめずして眞理を思惟せんに、他の一切の善法を生ずるを得れば五根と名く。  
五力 (Pañca-balaṃ) とは五根と同じく信・勤・念・定・慧なるも、五根増長して諸の邪信を破し、懈怠を破し、邪念を破し、亂想を破し、三界の諸惑を破すもの、即ち五根の力用なり。  
七覺分とは (1) 擇法 (Dhamma-vijjā)、(2) 思慧 (Dhamma-sammasaṅgīka)、(3) 精進 (viriya)、(4) 勇猛の心 (adhimokkha)、(5) 喜 (pīti)、(6) 輕安 (passaddhi)、(7) 心念 (citta) は身心の龜重を斷除して輕利安適からしむ。(8) 念 (sati)、(9) 定慧を明記して忘れず、之を以て均等からしむ。(10) 定 (samādhi) は心を一境に住して散亂せしめず。

守りて住せんには如かじ」と。便ち山林に還り自ら窟穴に於て、呪願して言はく、「一切の衆生をして皆安隱を得せしめん」と。然して後、身を攝して安坐し、閉目して思惟せり。天帝釋の法として、月の八日・十四日・十五日の齋日に至るに、伊羅白龍象に乗じて下りて世間を觀察すらく、「何等の衆生か父母に孝順に、沙門・婆羅門に供養し、布施持戒して梵行を修し、八戒を受くる者ぞ」と。時に釋提桓因、周く行いて觀察して彼の山窟に到るに、此狼の閉目思惟せるを見て便ち是念を作さく、「咄なる哉、狼獸甚だ奇特たり、人尚ほ此心あることなきに、況んや此の狼獸をや、而も能く是の如し」と。便ち之れを試みて其の虚實を知らんと欲し、釋即ち身を變じて化して一羊と爲り、窟前に在りて住りて高聲に命群せり。狼、時に羊を見て便ち是念を作さく、「奇なる哉、齋福の報應忽にして至りぬ、我れ七村に遊びて食を求むるも獲ざりしに、今暫く齋を守りて節節自ら來り廚供已に到りぬ、今但當に食すべし、食し已りて然して後、齋を守らん」と。即ち便ち穴を出で往いて羊所に趣くに、羊、狼の來るを見て便ち驚いて奔走し、狼便ち尋いで羊を逐ふに去いて住らず、之れを追ふこと既に遠くして羊、化して狗となり、口を方にし耳を耽して、反り來りて狼を逐ひ急聲に之れに吠ゆるに、狼、狗の來るを見て驚怖して還り走り、狗急ぎ之れを追ふに劣にして乃し免るを得て窟穴に還り至り、便ち是念を作さく、「我れ彼れを食はんと欲して、反りて我れを噉はんと欲せり」と。爾時、天帝釋復狼前に於て跛脚の羊と作り鳴喚して住るに、狼是念を作さく、「前者は是れ狗なりしに、我れ飢悶して眼花し、謂うて是れ羊なりと爲せり。今見る所は此れ眞にして是れ羊なり、復更に諦觀して耳角毛尾を見るに眞實に是れ羊なり」と。便ち出でて往いて羊(所)に趣くに復驚き走り、奔り逐うて得るに垂として、復化して狗と作り反りて還狼を逐ふこと亦復前の如くなりき。(便ち是念を作さく、「我れ彼れを食はんと欲して、反りて噉はれんと欲せり」と。時に天帝釋即ち狼の前に於て化して、羔子と爲り、鳴群して母を喚ぶに、狼便ち瞋りて言

【四七】呪願。註(一の八七)參照。

【四八】天帝釋。註(一の一五)

【四九】伊羅白龍象。Irahaṅka

【五〇】。伊羅白は伊羅鉢那と

もいひ、帝釋天の象王の名、龍象は大家なり。

【五一】八戒。Aṅgāṅka napa-

ṅgāṅka。八關齋。八支齋ともい

ひ、八戒を守りて淨住する意

なり。殺生・不與・非梵行・

虛誑語・飲諸酒・塗飾香・鬘歌舞

觀聽・眠坐高廣嚴麗床上・食非

時食を八步といふ。此中第八

の持齋とは是をいふなり。餓狼

【五二】釋提桓因。帝釋天なり。

註(一の一五)參照。

【五三】釋。釋提桓因を略稱せ

るなり。

【五四】命群。命は鳴の同音寫

にして鳴群のことなるべし。

【五五】齋福の報應。齋福とは

福德を生ずべき持齋の意、報

應は應報なり。齋を持てる報

ひの意。

【五六】耽。耳を大いにして垂

れる意。

【五七】狗急追之劣乃得免とあ

り。

【五八】眼花。眼かすむなり。

【五九】羔子。子ひつじ。



歎し、及び自ら修習せし所の功德を讚歎せり」と。佛、比丘に問ひたまはく、「汝の讚歎せし所は實に爾りと爲すや不や」。「世尊、我が讚歎せし所の三寶及び尊者舍利弗等は是れ實なるも、自らの讚歎は實ならざるなり」と。佛言はく、「比丘、此は是れ惡事なり、云何が身の利養、爲に、實ならざるに空しく自ら讚歎せしや。寧ろ灰炭を噉ひ、糞土を吞食し、利刀もて腹を破るとも、虚妄を以て過人法を稱して供養を得ざれ」。佛、比丘に告げたまはく、「我れ常に少欲知足を讚歎せるに、汝等云何が多欲にして滿ち難く、廣く求めて厭くこと無きや。此れ法に非ず、律に非ず、是れ佛の教に非ず、是を以て善法を長養すべからず」とて、世尊は種々に是の比丘を呵責したまひぬ。

已にして諸比丘、彼の聚落在在りて安居せし時、村に入りて食を乞うに、自ら稱譽する有れば乞食得易く、自ら稱譽せざるには極めて甚だ得難かりき。時に一長老比丘あり、便ち是念を作さく、「我れ何ぞ虚妄を爲して而も自ら過人法を得たりと讚歎して以て自ら活命せんや、我れ今日より復虚妄して而も自ら稱譽せざらん」と。晨朝に入聚落衣を著し、鉢を持して乞食するに、時に人有り問うて言はく、「長老、汝、聖果に於て所得ありしや不や」と。是の比丘便ち自ら稱譽せざりしかば、即ち時に乞食するも處々に得ず。日時過ぎんと欲して飢乏、羸頓せしかば、復自ら稱譽せしに即ち得る所ありき。異比丘あり、是の長老、須臾にして妄語し須臾にして實語せるを聞き、便ち佛に白して言さく、「世尊、云何が是の長老比丘、志弱くして恒なく輕躁にして乃し爾りしや」。佛、諸比丘に告げたまはく、「是の長老、但に今日志弱く恒なくして輕躁なるのみならず、過去世の時も亦復是の如くなりき」。諸比丘、佛に白して言さく、「世尊、已に曾て爾りしや」。佛言はく、「是の如し。過去世の時、非時に連雨して七日止まざりしかば、諸の放牧者は七日出でざりき。時に餓狼あり、飢え行いて食を求めて聚落を遍歴せしに、乃し七村に至るも都べて得る所なかりき。便ち自ら對養すらく、「我れ何ぞ薄きや、七村を相經歷せしに都べて得る所なかりき、我れ今、齋を

先だちて入涅槃せり。

【一〇】過人法 (Uttarimanuṣaḥkārmanuṣa)。聖所得の果なり。

【一一】一輕躁比丘本生譚 (餓狼)。

【一二】聚落と村。大なるを聚落、小なるを村といひ、共に Guna なるに聚落には山林をも含むべく、村は特に夫婦の住める家を示すものなるべし。

【一三】時と日時。乞すべき一定の時にして、在家の食の用意できたる頃。

【一四】羸頓。疲れたふれる意。

【一五】七村。七家の意なるべし。此文又は薩婆多論(一)の文によりて、乞食せん七家を齋りて食を得ずば其日は斷食すべき規定となりしならん。

しからずして利養を失はん。」

是の彌猴ミエウ轉また大王の愛意遂に盡き、即ち左右に勅して馬槽の柱に繋がしめぬ。時に王子年小なりしが手に飲食を捉り彌猴の邊に至るに、彌猴、食を索めたるも王子與へざりしかば、彌猴嗔怒して王子の面を颯りて傷壞し衣服を裂き、王子驚怖して聲を擧げて大に喚ひぬ。王、傍人に問ふらく、「兒、何を以て涕くや」。傍人、事を以て答ふるに、王便ち大に颯り、人に勅して打ち殺し連中に擲著して曼陀をして食せしめぬ。時に波羅鷄ハラク鷄キ子コ即ち羅大の爲に而も偈を説いて言はく、

「汝、智慧者たり、頂め彼の未だ然らざるを觀ぬ、禽獸無智にして喪ひ、彼の曼陀が食と爲りぬ。」

佛、諸比丘に告げたまはく、「爾時の羅大鷄鷄子とは豈に異人ならんや、即ち我が身是れなり。波羅鷄鷄子とは即ち阿難是れなり。我れ鷄鷄たりし時、以て能く彼れの爲に、世の八法は無常遷變して久しく保つべからざるを説けり。況んや復今、正覺を成じて世の八法を説くこと、何ぞ奇と爲すに足らん」と。

時に彼の第二衆、安居し竟りて、尋いで即ち來至して世尊の足を禮して一面に於て坐しぬ。世尊知りて而して故に問ひたまはく、「比丘よ、何の處に安居し來りしや」。答へて言さく、「世尊、某の處にて安居せり」。佛、比丘に問ひたまはく、「安居樂しかりしや不や、行道疲れしや不や、乞食得易かりしや不や、夏安居竟りて安居衣を得たりしや不や、諸の優婆塞來往せしや不や」と。諸比丘、佛に白して言さく、「夏安居樂しく、行道疲れず、乞食得易く、多く安居衣を得、諸の優婆塞來往する者多かりき」と。佛、比丘に問ひたまはく、「何の因緣ありて、二衆俱に共に一衆落に依りて安居しつゝ、一衆のみ獨り多く供養を得て一衆は得ざりしや」。諸比丘、佛に白して言さく、「世尊、我等無量に方便して、三寶を讚歎し、亦常に佛の大弟子、尊者舍利弗、大目犍連等を讚

三明といひ、佛にありては三達といふ。天眼・宿明・漏盡の三明の極位に居したまふ故に三達といふ。註(二の一二七)六神通參照。

【三】羅大・波羅。こゝには二羽の鷄鷄の名となすも、四分律には賴吒婆羅、五分律には羅吒波羅とし、巴律には Petchipala として良家の子となす。四分・五分・巴利は第六有主房戒に於て共に父母にすら物を索求せずとの例にこの過去の物語を引用せり。僧祇律はこの物語によりて羅大と波羅の二鷄鷄本生譚を作製せしにはあらざるか。

【三】陂陀。宋・元明・官本には陂陂とし、聖本には陂陂とす。陂は縮小の貌、陂は肉堅きなり。いづれも縮衰の相を示す。陂陂も同義なるも辭典に見えず。

【三】囉索。團ふ貌。  
【三】曼陀。檀栴易土集に曼陀迦は蝦蟇の梵名とあり。巴(Mandira)に相當す。

【三七】三寶。註(一の五九)參照。  
【一】尊者舍利弗。註(一の五一)參照。

【三九】大目犍連 Mahāmaugāli。世尊の上足の弟子、神通第一、舍利弗の誘導によりて佛弟子となる。佛の涅槃に



に方便して世の八法を説きたまへり、未曾有なり」と。佛、諸比丘に告げたまはく、「如來應供正遍知は、三達無礙にして、智慧明かなること月の盛滿せるが如し。世の八法を説くに、何ぞ奇と爲すに足らん。我れ昔時、畜生道の中にて鸚鵡鳥と作りて、能く餘鳥の爲に世の八法を説きしこと、此れを乃ち奇と爲す」と。諸比丘、佛に白して言く、「已に會て爾りしや」。佛言はく、「是の如し。過去世の時一國王ありて二鸚鵡を養へり、一を羅大と名け、二を波羅と名け、皆人語を解せり。王甚だ愛念し、盛るに金籠を以てし、食するに輒ち案を同うせり。時に大臣あり、一獼猴の兒を持して大王に奉上せしに、人の情として新を樂むが(故に)、王即ち愛念して飲食飼養せること鸚鵡に勝れり。時に波羅鸚鵡子、便ち羅大の爲に而も偈を説いて言はく、

「先には王と與に同じく、世間の上饌を食ひしに、今獼猴の爲に奪はれぬ、宜しく共に  
 虚を欸いで逝かん」。

爾の時、羅大答へて言はく、「斯れ皆亦無常なり、今此の獼猴子、久しからずして復當に此の利養を失はん」。即ち波羅の爲に而も偈を説いて言はく、

「利・衰及び毀・譽、稱・譏若しは苦、樂は、斯れ皆非常の法なり、何ぞ愛喜を致すに足らん」。

是時、波羅、復偈を説いて言はく、  
 「目に觸るゝも視て歡ばず、愛樂の相あることなし、但毀譽の聲を聞いて、永く稱譽する者なし、我れ飛んで禽志を肆にせん、何爲、斯苦を受けん」。

是の獼猴子、小時には毛色潤澤に跳踉蹠蹠して人の戲弄する所なりしも、漸く長大なるに至りては衣毛憔悴して人の惡み見る所、耳を豎にし口を張りて小兒を恐怖せしめぬ。爾時、羅大鸚鵡子便ち此偈を説いて波羅に謂ひて言はく、

「耳を豎にし面を蹙縮し、嗟嘆して童子を怖れしむ、坐にして自ら罪累を生ず、久

【一四】生(Pati)。十二因縁の生なり。

【一五】苦陰(Dukkha-khanda)。三苦八苦等の人間苦の積集。

【一六】諸覺。七覺支(Bhūta-bodhiṅga)のことなり。七菩提分・七等覺支ともいふ。覺は覺了覺察の義にして、聖道の生ぜざるは定慧調はざるに由る故に、定慧をして均等からしむるの法なり。即ち擇法・精進・喜・輕安・念・定・行捨の七法、行人の要に隨うて隨順して遂に涅槃を證するを得るなり。

【一七】四樂利。利・譽・稱・樂の四は衰・毀・譏・苦の四に對して願はしきものなる故に四樂利といへるからん。

【一八】欲河(Duṣṣanti)。貪愛の煩惱は能く人を退没せしむる故に、譬へて欲河といふ。

【一九】生死海。生死なきはまりなきこと大海の邊際なきが如きを以て海に譬へしなり。

【二〇】鸚鵡鳥本生譚。

【二一】如來應供正遍知。佛號をあぐるに佛の十號の中初の三名をあけたるもの、時に一號を以てし時に十號を以てすることあり。正遍知は等正覺なり。註(一の八・四・四六)參照。

【二二】三達。羅漢にありては

慧なくして世法に隨順すと爲すなり。是の如くに不利、…乃至、樂・苦も亦觀察せず、是れ樂（芒）生ずと雖即ち是れ無常磨滅の法にして、若し法として眞實、無常磨滅ならば、當に知るべし、是れ樂・苦生ずと雖速に滅して住らざる。若し此の眞實義を觀ぜざらんには、是れを凡夫實智慧なくして世法に隨順すと爲すなり。比丘當に知るべし、此の世法に於て觀察せざるが故に、若し世利起れば則ち貪著を生じ、若し利起らざらんには則ち憂患を生ず、…乃至、樂・苦も亦復是の如し。比丘是の如くにして、二受増長し、三受既に増（長）して、四取熾然なり。四取熾然なるが故に、則ち生あり。生に緣りて老・病・死・憂・悲・苦・惱して心亂・發狂す。是の如くにして習起して、苦陰増廣す。比丘當に知るべし、賢聖弟子にして多聞智慧なるは、正法の中に於て心善く調伏し、賢聖法の中に心開解を得るなり。世利既に生ぜんに當に善く觀察すべく、世利起らば皆悉く無常磨滅の法にして、若し法として眞實、無常磨滅ならば、當に知るべし、是の利起ると雖速に滅して住らす、…乃至、樂・苦も皆悉く是の如し。比丘當に知るべし、是の利起ると雖速に滅して住らす、…乃至、樂・苦も皆悉く是の如し。世利起らば皆悉く無常磨滅を生ぜず、世利起らざるにも心憂感せず、…乃至、樂・苦も亦復是の如し。愛憎生ぜざれば、諸覺隨順して、諸の憂感に離れ、乃至、樂・苦・苦陰滅盡して則ち涅槃を得ん」と。爾時、世尊、是法を説き已りて重ねて偈を説いて言はく、

「利・衰及び毀・譽、稱・護若しは苦・樂の、八法常に相尋いで、往復若しは迴轉す。八法は牢固ならずして、磨滅變化の法なれば、所謂聖弟子は、執りて無常の鏡に照す。諦かに世の八法を觀するに、俄頃にも暫くも停らざれば、四樂利の中に於て、未だ嘗て傾動あらず、若し毀謗謔に遭うも、憂感・心を經ず。若し世の八法を離るゝを、是れを智慧の士と名け、能く欲河の流れを出で、生死の海を度脱せん」と。

是時、諸比丘、佛の所説を聞いて皆大に歡喜し、俱に佛に白して言さく、「世尊、善哉、善く巧み

稱 (Ayaṃ)・(5)譽 (Paṃsā)・(6)毀 (Nindā)・(7)樂 (Sukha)・(8)苦 (Dukkha)・(9)樂 (Sukha)・(10)苦 (Dukkha) この八法につき無常法の本義を開顯するに、これ實に中論の説に似たり。こゝに愚癡の凡夫、生死海度脱の語あるは注意すべし。

【二】無常磨滅の法。生滅變化して破壞すべきの法。

【三】受 (Jasso vedanā)。受は外境を領納する意。境に順・違・俱非の三あれば、受に苦 (Dukkha)・樂 (Sukha)・捨 (Adukkha-m-asukha) の三起るなり。捨とは不苦不樂の感を云ふ。

【四】四取 (Uttari upādhāna)。欲取 (Kāmapadāna)・見取 (Ditthupādāna)・戒禁取 (Sabbōpādāna)・我語取 (Attarūpādāna) を四取と云ふ。欲取は色・聲・香・味・觸の五塵の境に於て貪欲して取著するをいふ。見取は五種の法に於て我見邊見等を妄りに計して取著するをいふ。戒禁取は外道の狗戒牛戒の如き非理の戒禁に取著して修行するをいふ。我語取とは我見我慢より發する所説の法に取著するをいふ。此等の四取により能く内外の法を取執して轉た強盛なる故に四取熾然といふ。



命を奪ひ、刀を持って殺を與ふる者を求め、死を教へ死を歎じ、「咄、人(是の)惡活を用ひて(何か)爲ん、死は生に勝る」と、是意を作し是想を作して方便して死快を歎譽し、彼人をして死せしめて餘に非ざる者、是の比丘、波羅夷なり、應に共住すべからず」と。

世尊、毗舍離城に於て、「二三三」成 佛六年冬分第三半月九日、食前北向して坐したまひしに一人半影、衆多の看病比丘の爲に、鹿杖外道に因りて此戒を制したまへり。已にして制したまひぬ、當に隨順して行すべし、是れを「法に隨順す」と名くるなり。(第三戒竟る)

大妄語戒

佛、舍衛城に住して廣く説きたまへること上の如し。爾時、一聚落の中に、一衆ありて安居せり。時に一衆は安居し訖りて舍衛城に還り、世尊を問訊し佛足を頂禮して一面に在りて坐せり。世尊、知りて故に問ひたまはく、「比丘よ、汝何の處にて安居し來りしや」。答へて言さく、「某處聚落にて安居せり」。佛、比丘に問ひたまはく、「安居、樂しかりしや不や、乞食得易かりしや不や、行道如法なりしや不や、安居し訖りて已に安居衣を得たりしや不や、諸の優婆塞數來往せしや不や」と。諸比丘、佛に白して言さく、「世尊、夏安居樂しく行道如法なりしも、乞食得がたく衣物足らはず、諸の優婆塞數來往せざりき」と。佛、諸の比丘に告げたまはく、「出家人何ぞ能く恒に世利を得ん、比丘當に知るべし、世間に八法ありて常に世人に隨ひ、世人亦常に世の八法に隨へり。何等をか八と爲す、一には利、二には不利、三には稱、四には不稱、五には譽、六には毀、七には樂、八には苦なり。是の比丘の如きは、愚癡の凡夫にして少聞少知なれば、正法の中に於て心調伏せず、賢聖法に於て心未だ開解せざるなり。若し世利起るとも善く觀察せず、是れ世利生ずるも即ち是れ無常磨滅の法にして、若し法として眞實、無常磨滅ならば、當に知るべし、是れ利生ずと雖速に滅して住らず。若し此の眞實義を觀察せざるを、是れを凡夫、實智

【二三】成佛六年冬分第三半月、殺戒制定の年時を示す。冬分は八月十六日より十二月十五日までをいふ。第三半月は九月十六日より九月三十日までなり。第三半月九日は九月廿四日(日本の十一月廿四日)に當る。註(二の九)參照。  
【二四】食前北向坐一人半影。午前十時頃に相當するか。註(二の九)參照。  
【二五】舍衛城。註(一の二〇、一の二三)參照。四分・五分・十誦・有部・巴利・善見の諸律本には皆毗舍離城とせるに僧祇律のみ舍衛城となせり。  
【二六】安居。註(一の二一八、一七二)參照。  
【二七】乞食(Piṭṭhapāṇa)。特に安居中の比丘に供養する衣。これ安居時中の衣なる故に時衣(Taṇhāvāsa)と云ひ、十方一切僧に供養すべき故に福德ありとなす。  
【二八】優婆塞(Uparikaṇḍa)。三寶に奉事する在家男子にして五戒を持つもの。その女子を優婆夷(Uparikaṇḍi)といふ。  
【二九】世利。世間の利養、即ち在家の供養なり。  
【三〇】世間八法(Aṭṭha lokka-dhammā)。(一)利(Tābhya)。(二)譽(Ali-bhā)。(三)稱(Taṇa)。(四)不

り、婆羅門の子を打ちて死に垂んとせしに、便ち自ら思惟すらく、「此人若し死なば沙門釋子の法を破らん、今當に醫を求め之れを治して差えしむべし」と。若し更に異比丘ありて是の比丘に語るらく、「汝、何等をか作す」と。答へて言はく、「我れ是の婆羅門を打ちしに死に垂とせり、我れ還自ら念すらく、「若し當に死なんには沙門釋子の法を破るべし、今醫を求め之れを治して差えしめんと欲す」と。若し異比丘言はん、「汝去いて醫を覚めよ、我れ汝の爲に之れを守らん」と。是の打てる比丘去いて後、異比丘後に於て便ち其命を竟るに、前の打てる比丘は儼蘭罪を得、後の殺せる比丘は波羅夷を得ん。此れを「外道(殺)」と名く。

若し一比丘にして、人を殺さんが爲の故に刀を捉へんには、越毗尼罪を得ん、若し彼身に觸れんには儼蘭罪を得ん、若し彼れ死なんには波羅夷なり。若しは二、若しは三、乃至衆多(比丘)にして、人を殺さんが爲の故に刀を捉へんには越毗尼罪を得ん、……乃至、死なんには波羅夷を得ん。若し一比丘、一比丘を遣して人を殺さんが爲の故に刀を捉ふる時、越毗尼罪を得ん、……乃至、死なんには波羅夷なり。二人を遣し、三人、乃至衆多比丘を遣して、人を殺さんが爲の故に刀を捉ふる時、越毗尼罪を得ん、……乃至、死なんには波羅夷を得ん、……乃至、死なんには越毗尼罪を得ん、……乃至、死なんには復一比丘を遣さんに、刀を捉へんには、越毗尼罪を得ん、……乃至、死なんには波羅夷を得ん。是の如く第二第三、乃至衆多比丘を遣さんに、刀を捉ふる時、越毗尼罪を得ん、……乃至、死なんには波羅夷なり。是の如く毒殺・塗殺・吐下殺・墮胎殺・説相殺・歎譽殺も亦是の如し。五事具足ありて、人を殺さんに波羅夷を犯す。何等をか五とす、一には人、二には人想、三には方便を興し、四には殺心、五には斷命なり、是れを五事と名く。若し奴を遣して殺し、若しは作人、若しは知識を遣すも、若しは試作し、若しは未だ會て作さざるに作し、(若しは)無智、無羞、淨想にも皆犯す。不犯とは、狂癡にして心亂れたるには無罪なり。是故に説きたまへり、「若し比丘、自ら手づから人



伏せん」と。是の比丘、暮に向うて弓箭きうせんを持して出づるに、彼の時、所嫌しよけんの比丘一〇三、黄色衣わうじきを著し頭面黒くして出でて、大小行處たうしやうじよに到りぬ。是の比丘、爾時そのとき、比丘を殺さんと欲して而も虎を殺さんと欲して而も比丘を殺さんと欲して而も比丘を殺さん一〇四と欲して而も比丘を殺さんには波羅夷、虎を殺さんと欲して而も虎を殺さんには波逸提いっていなり。若し二處に俱に殺心ころしんありて而も害せんには、其の殺す所に隨うて罪を得ん、比丘には則ち波羅夷、虎には則ち波逸提いっていなり。是れを「虎(殺)」と名く。

「外道(殺)」とは、諸の外道、日月に奉事するあり、日月にちやわつしよて蝕する時、諸の婆羅門群儻もんげんたうして相逐ひ、手に器械きぎうを執り聲を擧げて喚呼くわんこして日月を救ふと爲すに、故に、精舍しやうせしやの邊を過ぎ諸比丘を見て便ち瞋恚しんこして言はく、「是の沙門釋子しあもんしやくしは是れ、阿修羅黨あしゆらうたうなれば今當に之れを殺すべし」と。時に比丘、是の惡音聲あくおんじやうを聞き、是の惡音聲あくおんじやうを聞き已りて即ち、鞭椎べんすいを打ちて僧を集め、比丘ありて言はん、「我等今日當に共に要を作すべし、此の惡刑外道あくげんげだうを治して一人をも活くるを得せしむることなからん」と。(この)非法ひぽうの要ようを作すが故に一切僧、越毗尼罪えつひにざいを得ん、彼れ苦痛くつうを受くるに一切僧、偷蘭罪ちうらんざいを得ん、若し彼れ死なんに一切僧、波羅夷はらゐを得ん。若し共に要して言はん、「死なしむること莫れ、但苦痛くつうを受けて改惡思善かいあくしぜん(せしめよ)」と。若し此要このようを作さんに一切僧、越毗尼罪えつひにざいを得ん、苦痛くつうを受くる時一切僧、偷蘭罪ちうらんざいを得ん。爾時、諸の比丘言はん、「諸長老、應に彼れを害すべからず、亦痛いんを人に加ふべからず。世尊、説きたまへるが如し、「比丘よ、若し賊怨家そくおんかありて若し鋸刀そくたうを以て身體しんたいを刺截さくせつせんに、爾時應に惡心を起すべからず、口に應に惡語あくごして人に加ふべからず、當に慈心じしん・瞋益心しんえきしん・忍辱心にんじやくしんを起すべし」と。諸比丘よ、當に共に世尊よきの鋸刀そくたう・輪經りんぎやうを思惟しゆいすべし。少しく方便べんべんを作して能く忍辱にんじやくを行じ、然して後、但、門戸もんこを牢閉らうへいせば、聲を擧げて大喚たいわんすとも恐らくは彼の外道げだう、罪なからん」と。一切僧共に(この)法要誓ぽうようせいを作さんに、一切僧は無罪むざいなり。一比丘あ

【一〇三】黄色衣。赤黄色即ち木蘭色の衣、袈裟色の衣なり。

註(一〇一、一〇二)参照。

【一〇四】大小行處(Outer-ways, inner-ways)。大小便處。

【一〇五】波逸提。註(三)の一九一、波夜提參照。こゝに虎を殺して波逸提罪となるは、第六十一波夜提法、奪畜生命戒に違犯する故なり。

【一〇六】外道。註(一)の一九七參照。今は諸種の外道の中、梵天外道なり。

【一〇七】婆羅門。註(一)の二六、七八參照。

【一〇八】精舍。伽藍のこと、僧伽の止住する園(Parikramā-dāra)を略して伽藍といひ、精勤する僧衆の所居なる故に精舍といふ。

【一〇九】阿修羅。註(一)の一五、八參照。

【一一〇】鞭椎(Whip)。僧集の時に打つ木板。鐘磬をいふには非ず。

【一一一】非法の要。不如法の誓約。

【一一二】鋸刀輪經(Kaṅkūḍipā-māṅguli)。中阿含利破群那經(四七、四八、四九)。

【一一三】法要誓。如法の誓約。

治せしめぬ。時に典刑者、伽毗羅華を以て罪人の頭を莊嚴し、兩手を反に縛り、鼓を打ち、貝を吹きて周匝し唱令し、唱令し已りて城門より將の出して罪人を刑する處に向へり。時に摩訶羅比丘あり。善く戒相を知らずして、此の罪人の苦痛を感みて典刑者に語りて言はく、「此人、慍む可し、苦痛せしむること莫れ、汝刀を持って爲に一瘡を作せ」と。爾の時、魁膾答へて言はく、「教の如くせん」とて、便ち利刀を持って爲に一瘡を作さんに、是の摩訶羅比丘は波羅夷を得ん。若し魁膾、比丘に答へて言はん、「汝、是れを知るを用ひて(何か)爲ん、王の教令の如く我れ自ら之れを行ぜん(のみ)、汝且く還り去りて佛語を思惟せよ」と。爾時、比丘は、越毗尼罪を得ん。魁膾尋いで便ち思惟して、比丘の語を用ひて爲に一瘡を作さんに、比丘の語を即用せざりしを以ての故に、是の摩訶羅比丘は儉蘭罪を得ん(のみ)。是れを「大臣(殺)」と名く。

「僧坊(殺)」とは、客比丘來るあり、次に應じて房舎を受くべきに、時に知房舎比丘、客比丘と先に嫌ひあり、便ち是念を作さく、「我れ今、子を得たり、便ち當に破房を與へて其をして必らず死なしむべし」と。便ち敗房にして柱壁危壞し、毗多羅の恐怖ある處、富單那の諸惡鬼處に近き、旃蛇處に近き(房を)與ふるに、若し示與する時、越毗尼罪を得ん、彼れ苦痛を受くる時、儉蘭罪を得ん、若し死なんには波羅夷なり。彼の客比丘、晨朝に起きて舊比丘より洗手物を索めん、舊比丘、蜂、蟻、蜈蚣、蛇を取りて瓶中に著れ口を覆ひて、客比丘に語りて言はく、「是の瓶中に洗手物あり、汝恣意に取り用ひよ」と。客比丘取る時、越毗尼罪を得ん、苦痛を受くる時、儉蘭罪を得ん、若し死なんには波羅夷なり。是れを「僧坊殺」と名く。

「虎(殺)」とは、阿練若住處に常に虎ありて人を害するに、時に衆、一處に集衆して是議を作して言はく、「諸長老、是中、阿練若住處に虎あり、恐くは人を傷害せん、誰か能く此虎を伏する者やある」と。爾時、衆中に一比丘ありて一比丘と嫌ひあり、衆人に語りて言はく、「我れ能く虎を

【九〇】伽毗羅華。伽毗羅(Gayā)は華の名にあらず、赤色の華葉のことなり。

【九一】鼓(Dhacca)。

【九二】貝(Sankha)。

【九三】摩訶羅比丘。愚癡比丘の意、註(三〇、三三八)参照。

【九四】戒相。律非律、罪非罪等の持犯の判斷。

【九五】魁膾。魁は帥なり、首なり主なり。膾は肉を割くなり。こゝにては典刑者をいふ。

【九六】僧坊。註(四の一九)参照。

【九七】次に應ず。夏(歲)教の次第に順うてとの意。

【九八】知房舎比丘。房舎を管理する知事比丘。註(三〇の二、三九、二四九)参照。

【九九】毗多羅(Vedāra)。起屍鬼。

【一〇〇】富單那(梵 Pātana)。臭餓鬼と譯す。

【一〇一】阿練若(Arāṇya)。人里を遠離せる閑寂の處。註(二の一一一)空地の下参照。



ふに、其婦答へて言はく、「家主、事ありて繫閉せられて獄に在り、何ぞ樂みあるを得んや、阿闍梨當に知るべし、今、我が家主、罪、死に至るを恐るゝが故に、一切資財を盡して持して命を贖はんとす、錢財若し盡きなば便ち當に貧窮して自ら活くるに由なかるべし」と。比丘言はく、「汝、愁悒すること莫れ、我れ當に汝が夫に語りて財を用ひしめざるべし」と。便ち獄上に至り慰勞して言はく、「無病なりや、長壽」と。大臣、比丘の來るを見て心大に歡喜して言はく、「阿闍梨、外にて何の聞く所ありしや」と。比丘答へて言はく、「聞くならく、汝死に當りて盡く家財を持して自ら用ひて命を贖はんと欲すと。若し是の如くんば汝が後の妻子は當に貧困飢寒に遭ひて乞匄すべけん、又汝が家の門戸、惡名流布せん」と。大臣答へて言はく、「當に之れを如何がすべき」。比丘言はく、「是の王、無道にして、設ひ盡く汝が財を輸さしむとも、會らず相活かさざらん、愼んで物を與ふること莫れ、但當に其の裁量に任すべし」と。若し彼の大臣、其語を然可せん時、越毗尼罪を得ん、若し苦痛を受くる時、偷蘭罪を得ん、若し死なんには波羅夷を得ん。若し大臣、彼の比丘の語を聞いて答へて言はん、「阿闍梨は是れ我が知識なるに、而も錢財を惜みて我れを活すを用ひず。我れ死せるの後、假使日月出でざらんにも我が憂ふる所に非ず、況んや復餘事をや。阿闍梨、還り去りて佛語を思惟せよ、吉凶、好惡、尊事に豫ることなからん」と。爾時、たゞ越毗尼罪を得んのみ。大臣尋いで即ち思惟すらく、「比丘語る如くんば、是の王、無道にして設ひ盡く財を與ふるとも、會らず必らず我れを殺さん。我れ既にして唐しく死なんには、妻子飢寒して自ら活くるに由なく、門戸の恥辱は痛きこと死よりも甚しからん、我れ今、身自ら之れに當りて財物を與へざるべし」と。(爾時)、比丘の語を、即用せざりしを以ての故に、是の人死すと、是の比丘は、先に教へて方便せるを以ての故に偷蘭罪を得んのみ。

人あり王法を犯し、有伺、捕へ得て縛りて王に送與せしに、王將の去ら教めて罪に隨うて之れを

【六六】 乞匄。匄は求むる意。

【六七】 然可。承諾すること。

【六八】 即用。即用せずとは、即時に用ひず、直に用ひずとの意にして、直に用ふれば比丘は波羅夷罪なるも、直に用ひざりし故に比丘語るも方便となりしのみなれば偷蘭罪として輕罪に判ず。

【六九】 有伺。有司即ち警察官。

を以て上を覆ひて彼をして墮死せしめん、殺心にて作る時越毗尼罪を得ん、若し苦痛を受くる時  
偷蘭罪を得ん、若し死なんには波羅夷なり。是れを「坑陷殺」と名く。

「阿波欽滿殺」とは、若し比丘、人を殺さんと欲して、故に道中に於て阿波欽滿を安施せんに、比  
丘殺心にて作る時越毗尼罪を得ん、若し苦痛を受くる時偷蘭罪、若し死なんには波羅夷を得ん。是  
れを「阿波欽滿殺」と名く。

「示道殺」とは、若し比丘、道の邊に在りて經行するに、人有り、來りて比丘に問うて言はく、「長  
老、我れ某聚落に至らんと欲す、道、何處に在りや」と。比丘先に彼人と怨嫌あり、便ち念を作さ  
く、「我れ今是の人を得たり、便ち當に惡道を示して死なしめ一活なからしむべけん」と。便ち惡道  
を指示するに、若しは王難、若しは師子虎狼難、若しは毒鷲難あらん。是等の惡道を示す時越毗尼  
罪を得ん、若し苦痛を受くる時偷蘭罪を得ん、若し死なんには波羅夷なり。是れを「示道殺」と名く。

「河殺」とは、若し比丘、河邊に在りて經行するに、人有り、來り問うて言はく、「長老、我れ某  
處に到らんと欲す、應に何の處より渡るべきや」と。是の比丘、彼の人に於て先に怨嫌あり、便ち是  
念を作さく、「我れ今是の人を得たり、便ち此の非濟處を示して一人をも脱を得せしむること勿  
れ」と。便ち非濟處、若しは洄瀆處、伏石、機激、尸收摩羅等の處、若しは彼岸に上る處に王禁  
難あり、賊難あり、師子虎狼毒蟲等の難ある處を示さんに、彼れ非濟處を示す時、越毗尼罪を得  
ん、若し苦痛を受けん時、偷蘭罪を得ん、若し死なんには波羅夷なり。是れを「河殺」と名く。

「大臣」とは、若し大臣あり、暴虐無道にして人物を貪取し、用ひて自らに供給して罰罪を畏れず、  
恣意放逸にして是の念言を作さく、「寧ろ今日の鳥と作るも明日の孔雀と作らず」と。王是れを聞き  
已りて、攝録し囚繫して、之れを責むるに罪を以てせり。彼れ死を畏るゝが故に一切資財を用ひて、  
持して命を贖はんとせり。爾時、比丘あり其家に入らせしが、便ち往いて慰勞し其家の苦樂を問

【八〇】阿波欽滿殺。推するに  
opala kharau 即ち陷棄のこと  
なるべし。

【八一】非濟處。渡るに適せざ  
る處。

【八二】洄瀆處。水の洞り流る  
る貌。

【八三】機激。機は危うき意、  
激ははやき意。

【八四】尸收摩羅。鰐なり、註

【八五】修々摩羅參照。

【八五】攝録。文書に書き攝む  
る意。



欽滿、若しは示道、若しは河、若しは大匠、若しは僧坊、若しは虎、若しは外道となり。

「行(殺)」とは、若しは十人、若しは二十人共に道に隨うて行かんに、比丘先に怨嫌あり、前人を害せんと欲して誤ちて中人を害せんに越毗尼罪を得ん、中人を害せんと欲して誤ちて後人を害せんに越毗尼罪を得ん、後人を害せんと欲して誤ちて前人を害せんに越毗尼罪を得ん、中人を害せんと欲して誤ちて前人を害せんに越毗尼罪を得ん。前人を害せんと欲して前人を害せんに波羅夷なり、中人を害せんと欲して中人を害せんに波羅夷なり。若し都べて一切に殺心あらば、所害の人に隨うて波羅夷を得ん。是れを「行(殺)」と名く。

「獨廢殺」とは、若し比丘、殺心ありて獨廢を作し、若しは道中に於て獨廢を安施する時、越毗尼罪を得ん、彼れ苦痛を受くる時、偷蘭罪を得ん、若し彼れ死なんには波羅夷を得ん、是れを「獨廢殺」と名く。

「毗陀羅呪」とは、若し比丘、人を殺さんと欲し、故に毗陀羅呪を作し、害心もて呪を作す時、越毗尼罪を得ん、彼れをして恐怖を生ぜしむる時、偷蘭罪を得ん、彼れ死なんには波羅夷を得ん。是れを「毗陀羅呪殺」と名く。

「屑藥殺」とは、若し比丘、人を殺さんと欲して故に末屑藥を作り、時に是念を作さく、「是藥を持して當に彼人を殺すべし」と(言ふ)者越毗尼罪を得ん、若し藥彼の身に著かんに偷蘭罪を得ん、若し彼れ死なんには波羅夷なり。是れを「屑藥殺」と名く。

「烏滿吐」とは、若し比丘、人を殺さんと欲して故に道中に於て烏滿吐を作らんに、若し比丘、殺心にて作る時越毗尼罪を得ん、彼れ苦痛を受くるに偷蘭罪を得ん、若し死なんには波羅夷なり。是れを「烏滿吐殺」と名く。

「坑陷殺」とは、若し比丘、人を殺さんと欲し、故に道中に當りて坑を作り、種々の利槍を安き草土

界に生じ來らざる故に不生ともいふ。

【七三】 淫怒癡。舊譯の穉にして、新譯には貪瞋癡といふ。三毒の煩悩なり。

【七四】 殺害方法の種類標擧。

【七五】 獨廢殺。十誦律第二によりて推するに機撥を施すことなるべし。

【七六】 毗陀羅呪(Vedala-muni)。全身の屍を求めて召喚によりて屍を起ため、水にて洗ひ衣を著け刀を手にせしめて殺さしむる呪法。十誦律卷二に詳し。

【七七】 屑藥。粉末の毒藥。烏滿吐。毘摩陀に相當すべし。慧琳音義に毘摩陀は此に妖疔と云ひ亦神を醉はす者なりとあり。恐くは人をして狂はしむる醉藥からん。巴(ummadana)は狂せしむる者との義なれば是語に相當すべし。

【七九】 坑陷殺(Cobble, trap)。十誦律の「憂多」即ち無煙火坑の如き類なり。

言はく、「汝、此食を食せり、必らず死なんこと疑ひなし」。復問ふ、「汝、何の處にて食せしや」。答へて言はく、「某處にて食せり」。復教へて吐かしめ、吐き已りて語りて言はく、「某處に毒あり、汝今必らず死なん、何ぞ自ら殺さざる、苦活を用ひて(何か)爲ん」と。是の人は是れに因りて死なんに、是の比丘、波羅夷を得ん。若し比丘、人を殺さんと欲して、故に相を説くに越毗尼罪を得ん、彼れ方便を作して自ら殺さんと欲するに偷蘭罪を得ん、若し自ら殺し已らんに波羅夷を得ん、是れを「説相殺」と名く。

「數擧殺」とは、施と戒と果となり。「施」とは、比丘問うて言はく、「汝、布施せしや不や」。答へて言はく、「布施せり」。比丘言はく、「汝已に功德を作せり、必ず善處に生ぜん、何ぞ自ら殺さざる、苦活を用ひて(何か)爲ん」と。是れを「施」と名く。「戒」とは、比丘、人に問ふ、「汝、持戒せしや不や」。答へて言はく、「持戒せり」。「世尊は持戒せんに二處に生ず、若しは天上、若しは人中と説きたまへり、(故に)是の苦活を用ひて(何か)爲ん」と。是れを「持戒を護す」と名く。「果」とは、比丘言はく、「汝已に須陀洹果を得たれば惡趣に墮せず、極至七反して天・人に往來して便ち苦邊を盡し、惡趣の門を閉ぢなん、何ぞ自ら殺さざる、苦活を用ひて(何か)爲ん」と。又言はく、「汝已に斯陀含を得たれば、一たび世間に來りて便ち苦邊を盡さん、何ぞ自ら殺さざる、苦活を用ひて(何か)爲ん」と。復言はく、「汝已に阿那含を得たれば、世間に還らずして便ち苦邊を盡さん、何ぞ自ら殺さざる、苦活を用ひて(何か)爲ん」と。復言はく、「汝已に阿羅漢を得て、姪怒癡盡きたれば、煩惱に隨はず、心自在を得たり、何ぞ自ら殺さざる、苦活を用ひて(何か)爲ん」と。若し比丘、人を殺さんと欲して、故に施と戒と果とを讚歎せんには越毗尼罪を得ん、彼れ方便して自ら殺さんと欲する時、偷蘭罪を得ん、若し自ら殺し已らんに波羅夷なり。

若しは行、若しは獨廢、若しは毗陀羅呪、若しは屑藥、若しは烏瀟吐、若しは坑陷、若しは阿波

【六六】 鬼臯。鬼は彫にして老精物なり。即ち老怪臯。

【六七】 須陀洹果 (Sotapanna)。

三界の見惑(身見邊見等の八十八使の妄見)を斷じて聖者の流類に預れる故に預流果ともいひ、四果の初位なれば初果ともいふ。

【六八】 極至七反天人往來。預流の聖者は修惑(貪瞋癡等八十一品の迷事の惑)を斷ぜざれば、天人とに七往來して生を受く中に聖道成就して必ず羅漢果を證する故に、極至七反(人界七反、天界七反)往來すといふなり。

【六九】 斯陀含 (Sakadagami)。

一來果ともいひ、人欲界九地の修惑の中前六品を斷ぜるも、後三品の思惑の爲に天と人と一度往來受生して聖道成就する位。

【七〇】 苦邊。苦の邊際、終邊をも滅盡すること。

【七一】 阿那含 (Anāgami)。

不還果ともいひ、欲界修惑の後三品を斷盡せる故に再び欲界に還らず、爾後生を受くれば色界無色界に生じて上二界の修惑を盡して證位に入る位。

【七二】 阿羅漢 (Arahant)。

三界一切の見思二惑を斷盡せる故に殺賊といひ、極果を得たれば人天供養を受くに應ずる故に應供ともいふ。又再び三



に與へて、膿血を下し及び内藏を下さしめん」と(念するに)越毗尼罪を得ん、若し彼れに藥を與ふるに偷蘭罪を得ん、若し是の下藥に因りて死なんには波羅夷を得ん、是れを「下藥殺」と名く。

「墮胎殺」とは、若し比丘、母人を殺さんと欲して而も墮胎せんに越毗尼罪を得ん、墮胎せしめんと欲して而も母死なんには越毗尼罪を得ん、母を殺さんと欲して母死なんには波羅夷を得ん、墮胎せしめんと欲して胎分れ、乃至身根命根墮せんには波羅夷なり。若し人、畜生の胎を壞して墮せしむるは越毗尼罪を得ん、是れを名けて「墮胎殺」と爲す。

「説相殺」とは、若し比丘、人に語りて言はく、「我れ今見る所、汝必らず定んで死なん、便ち自ら殺す可し、是の苦活を用ひて(何か)爲ん」と。是の人は是れに因りて死なんには、是の比丘、波羅夷を得ん。又復言はく、「我れ夢に見る所の如くんば、汝今定めて死なん」と。又復言はく、「我れ野干・

窺鼻、烏鵲の鳴くを聞くに、我れ今汝の面色(及び)鼻曲を見るに、汝將に定んで死なん、便ち自ら殺す可し、苦活を用ひて(何か)爲ん」と。是の人は是れに因りて死なんには、是の比丘、波羅夷を得ん。又復問うて言はく、「汝幾歳なりや」。答へて言はく、「我れ爾許歳なり」。又言はく、「我れ一切の性命を解す、汝今年必ず死なん、汝自ら殺すに如かず、惡活を用ひて(何か)爲ん」と。是れに因りて死なんには、是の比丘、波羅夷を得ん。又復言はく、「汝何の星に屬するや」。答へて言はく、「我れ某星に屬す」。便ち言はく、「我れ彼星を知る、當に知るべし、汝今必ず死せんこと疑ひなし、何ぞ自ら殺さざる、苦活を用ひて(何か)爲ん」と。是の人は是の事に因りて死なんに、是の比丘、波羅夷を得ん。又復問うて言はく、「汝の名は何等なりや」。答へて言はく、「我名は某甲なり」。復言はく、「我れ一切の名字を解せり、汝必ず定んで死なん」。復問ふ、「汝は何の姓なりや」。答へて言はく、「我姓は某なり」。復言はく、「我れ一切の名字を解せり、汝今必らず死なん」。復問ふ、「汝、食せし所は何ぞ」。答へて言はく、「是の如き食を食せり」。便ち教へて吐かしめ、吐き已りて語りて

釋。

【六】 具足。註(一〇〇〇)參照。

【七】 註(一〇四三)參照。

【五】 鐵輪。轉輪王に各々金銀・銅・鐵の四種輪を感得するあり、中に南閩浮提の一洲のみを領する。鐵輪王なり。此王、この鐵輪實を轉じて四方を降伏す。この理想的國王所持の武器をこゝに列れたるは何故なるか知り難し。或は別に鐵輪なる武器ありしにあらざるか。

【五】 惡活。苦痛の生活なり。原漢文には、言用惡活爲、死則勝生とあり。

【六】 波羅夷。註(一〇六)及び法智以下は註(二〇六八)八〇參照。

【五】 憍樓國。クル國(Kulin)、支那渡り時代の屈露多國(Kuludata)なるべし。ゴヤス川(Bhiva)の上流に位す。

【五】 勝藥毒藥。勝藥は梵音なるも明かならず。

【五】 憍閼尼國(Judana)。鄔闍衍那にして、錫蘭開教として有名なる摩晒陀(Mahinda)の生まれて所、今のJudanaなり。

【五】 伽羅毒藥。伽羅は梵音明かならず。

【五】 那俱羅毒。註(三〇一七)參照。

て證果の分なし、是れを「波羅夷」と名く。又復、「波羅夷」とは、不殺を離れて退液墮落するを、是れを「波羅夷」と名く。又復、「波羅夷」とは、犯す可き所の罪發露悔過すべからず、是れを「波羅夷」と名く。

比丘、人を殺さんには、若しは(用)刀殺、若しは毒殺、若しは塗殺、若しは吐殺、若しは下殺、若くは墮胎殺、若しは説相殺、歎譽殺あり。

「刀(殺)」とは、若しは劍・大小の刀・乃至、鍼等にして、殺心もて身動く時、越毗尼罪を得、彼身に觸るゝ時、偷・蘭罪、是れによりて死して餘(の因)に非ざるは波羅夷なり。是れを「刀殺」と名く。

「毒藥殺」とは、三種の藥あり、生・毒藥あり、作毒藥あり、蠱毒藥あり。「生・毒藥」とは、國土あり地より毒藥を生ず、僂樓國に勝渠毒藥を生じ、憐閻尼國に、伽羅毒藥を生ずるが如し、是れを

「生毒藥」と名く。「作毒藥」とは、獵師の、毒藥を作るに根・草・花・葉を合和して藥と爲すが如し、是れを「作毒藥」と名く。「蠱毒藥」とは、若しは蛇毒、那俱羅毒、猫子毒、鼠毒、狗毒、龍毒、人毒、是の

如きの種々の毒を、是れを「蠱毒」と名く。若し比丘、殺人の心を以て此の三種藥を取るに越毘尼罪を得ん、彼の身に到るに偷・蘭罪、若し此藥に因りて死なんには波羅夷なり、是れを「毒藥殺」と名く。

「塗藥殺」とは、若し比丘、人を殺さんと欲して、故に手に毒藥を捉る時、越毗尼罪を得ん、彼の身に塗るに偷・蘭罪を得ん、彼れ、是れに因りて死するに波羅夷なり、是れを「塗藥殺」と名く。

「吐殺」とは、若し比丘、人を殺さんと欲して、故に吐藥を合はせて是念を作さく、「我れ是藥を持ちて彼れに與へて、當に膿血内藏を吐かしむべし」と(念するに)越毗尼罪を得ん、彼れに藥を與ふるに偷・蘭罪を得ん、彼れ是藥に因りて吐死せんは波羅夷なり。

「下藥」とは、比丘、人を殺さんと欲して、故に下藥を作す時、是念を作さく、「是藥を持ちて彼れ

を心といふ。この Chita が根抵となりて意及び識 (Vidāna-dhāra) を表現す。

【四】定 (Samādhi)。三昧は音譯、等持と譯す。平等に心性を保持する義にして、心と相應して起りて所對の境に專注し、定止して散動せしめざるをいふ。

【八】解脫 (Mokṣha)。盛業の繫縛を離れて三界の苦果を脱すること。即ち涅槃の別名たること有爲解脫、無爲解脫の如し。又禪定の別名たり、三解脫(空・無相・無願)、八解脫(八種禪定)及び不思議解脫の如し。

【九】無常。註(三三二〇)参照。  
【一〇】滅。今は被涅槃の意なり。註(三三二〇八・二一一)参照。

【五】波羅夷第三殺戒第四制。咄男子 (Amdho puri-sa)。

【五】原漢文には、咄男子用惡活爲死勝生とあり。  
【四】死快を歎譽す (Maraṇa-vandana, sūpavāṇeyya)。註釋には Jivite adhinvaṇa, dāsa-seti maraṇa vāṇaṇa bhāra-

はとあり、生に於ける苦痛を説いて死の美を歎すとの意なり。

【五】波羅夷第三殺戒戒文解



く世に住して天・人を利益す」と爲すなり」と。

佛、諸比丘に告げたまひて、毗舍離に依止せる比丘を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の爲に制裁したまはく、「……乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし、」

『若し比丘自ら手づから人命を奪ひ、刀を持って殺を與ふる者を求め、死を教へ死を教じ、「咄、男子、(是の) 悪活を用ひて(何か)爲ん、死は生に勝らん」と、是の如きの意、是の如きの想ひにて方便して 死快を歎譽し、彼れをして死せしめて餘に非ざる者、是の比丘、波羅夷なり、應に共住すべからず」と。

「比丘」とは、乃し年滿二十に至りて 具足を受く、是れを「比丘」と名く。

「自ら手づから」とは、自身・身分・身勢力なり。「自身」とは、全身もて墮壓して人を殺すものにして波羅夷なり、是れを「自身」と名くる也。「身分」とは、若しは手、若しは肘、若しは脚、若しは膝及び餘の身分もて人を殺す者にして波羅夷なり、是れを「身分」と名く。「身勢力」とは、若しは杖、若しは石、若しは埴を遙に擲ちて人を殺すもの、波羅夷なり、是れを「身勢力」と名く。

「人」とは、命ある人趣の所攝なり。「命を奪ふ」とは、彼の命根をして相續せざらしめ、四大分散せしむるを是れを「命を奪ふ」と名く。「求む」とは、持刀人の若しは男・女・大・小・在家・出家を求むるなり。「刀」とは、若しは劍・戟・長刀・短刀・鉞・鎧・鐵輪の一切の利器、乃至、鍼等なり。「死を歎ず」とは「悪活を用ひて爲ん、死は則ち生に勝る」と言ふなり。「是の如きの意」とは、殺意なり。

「是の如きの想」とは、殺想なり。「死快を歎譽す」とは、彼人を死せしむるなり。「餘に非ず」とは、是れに因りて死するなり。「是の比丘、波羅夷にして應に共住すべからず」との「波羅夷」とは、法智に於て退没墮落して道果の分なし、是の如くに、……乃至、盡智・無生智(等の)此の諸智に於て退没墮落して道果の分無きを、是れを「波羅夷」と名く。又復、「波羅夷」とは、泥洹に於て退没墮落し

【四】息(Anspan)。以下は教息觀の方法を示す。教息とは息を數ふことにあらずして、息の出入に伴うて起き來る心意を調整して心の萬き状態に並みしむるをいふ。

【五】捨(Upokkha)。愛・喜・樂の間の零位、即ち此等に邊せざる中立無關心の状態。他に對する四無關心の捨は施捨の意なる Upekkha なり。今の捨は受取の捨にして udatthi-khaya-ganika-vohini 即ち不苦不樂の感情としての抄なり。

【六】喜(Mudita)。積極的の愛即ち慈(Metta)と、消極的なる愛即ち悲(Karuna)とに對して、心にかてる私なき不偏の喜びの状態。

【七】樂(Sukha)。苦(Dukkha)に對する語にして、健康・衣食に於ける樂、喜びの關係に於ける樂、器世間樂、天人の樂、功德積集の樂、乃至、天樂・禪樂・涅槃樂・出家樂・遠離樂・寂靜樂等の適悅の樂みをいふ。

【八】意(Mano)。事物を思量するをいひ、前念の心が所依となりて後念の心を生ずるを意といふ。

【九】心(Chitta)。境に對して覺知して木石に異る作用ある

心慧力明かにして、心を繋ぐるに、息(いそ)へききに在り。息入る時息入るを知り、息出づる時・息出づるを知り、息入ること長き時・息入ること長きを知り、息出づること長きを知り、息入ること短き時・息入ること短きを知り、息出づること短き時・息出づること短きを知り、息入ること身に逼き時・息入ること身に逼きを知り、息出づること身に逼き時・息出づること身に逼きを知り、息入るゝに身、捨を行ずる時・息入るゝに身、捨を行ずと知り、息を出すに身、捨を行ずる時・息を出すに身、捨を行ずと知り、息入るゝに喜なる時・息入るゝに喜なりと知り、息を出すに喜なる時・息を出すに喜なりと知り、息入るゝに意行ずる時・息入るゝに意行ずると知り、息を出すに意行ずる時・息を出すに意行ずると知り、息入るゝに意、捨を行ずと知り、息を出すに意、捨を行ずる時・息を出すに意、捨を行ずと知り、息入るゝに心、定なりと知り、息を出すに心、定なりと知り、息入るゝに心、定なりと知り、息を出すに心、定なりと知り、息入るゝに心、解脱する時・息入るゝに心、解脱する時・息入るゝに心、解脱する時・息入るゝに心、解脱する時・息入るゝに無常すと知り、息を出すに無常する時・息を出すに無常すと知り、息入るゝに無常する時・息入るゝに無常する時・息入るゝに無欲なる時・息入るゝに無欲なりと知り、息を出すに無欲なる時・息を出すに無欲なりと知り、息入るゝに減なりと知り、息を出すに減なりと知り、息入るゝに減なりと知り、息を出すに減なりと知る。是の如く阿難よ、是念を作す者を名けて、「快樂して善く學し、極めて身を厭はず、諸の賢聖をして久し

戒 戒

【二六】 身念住。四念處觀の一、身の内外汚穢充滿して些の淨處なき故に身不淨と觀ず。  
 【二七】 正受を行ず。邪亂を離れ、無念無想にして法によりて心を滿して憶念す。  
 【二八】 攝持諸根。眼・耳・鼻・舌・身の五根(Pāṇḍurīyāni)を攝持して、猥りに眼等の五識を生ぜしめず。  
 【二九】 寂靜處(Bhāṇo)。  
 【三〇】 空地。註(二の一八一)參照。  
 【三一】 山潤・巖窟。巴利律の *śaṅkapaṇa* に相當すべし。山潤・巖窟は人の住むべき怖畏寂寞の空地にして、阿蘭若の中の阿蘭若と解すべきなり。  
 【三二】 寮間。註(二の三)參照。  
 【三三】 貪欲(Kāmaochandā)以下心性を蓋覆して善法を生ぜよらしむる五蓋(*Pañco niyāmanā*)を列ぬるなり。  
 【三四】 瞋毒(*Abhiññā-vyāpāda*)。  
 【三五】 睡眠(*Thīnamiddha*)。心昏く身重く扱ひにくからしめて心を蓋ふ。  
 【三六】 掉悔(*Uddhaṇḍaku-khacca*)。心の躁動するを掉と云ひ、所作の事に於て心に憂惱するを悔と云ふ。  
 【三七】 疑蓋(*Vaiśiṣṭhā nivarana*)。法に於て決定の思ひなく、猶豫不定にして心性を蓋



隨喜讚善せしめたり」と。是念を作し已りて後、利刀を以て僧房中及び經行處に至り、處々に唱令して諸比丘に語るらく、「誰ぞ苦を離れんと欲するものやある、誰ぞ度を求むる者やある、我れ能く苦を脱れ能く度を得せしめん」と。爾時、世尊は諸比丘の爲に「不淨觀を説きたまひしが、時に諸比丘、不淨觀を修するに身苦を患厭して、中には繩を以て自ら戮し、毒藥を飲服し、刀を以て自ら害し、坑に投じ、火に赴くありて自らを殺せる者衆かりき。又、鹿杖外道の爲に前後に殺さるゝ者、是れ一人、二人、三四五人、十人のみに非ずして乃し六十人に至れり。爾時、世尊、月の十五日僧中に坐し前後に圍遶せられて布薩を作さんと欲したまうに、世尊、左右に觀察して衆僧の少きを見て、阿難に問うて言はく、「今、比丘僧何を以ての故に希なるや、何を以て某甲比丘等を見ざるや」と。阿難、佛に白して言さく、「世尊、先に諸比丘の爲に不淨觀を説き、不淨觀を修習するの功徳を讚歎したまひしかば、是の諸比丘は不淨觀を勤修し、不淨觀を修し已りて極めて身を厭患し、或は刀を以て自ら殺すものあり、乃至、鹿杖外道をして其命を斷ぜしむる者ありて、半月の中に乃し六十人に至りぬ。諸の來らざる者は、皆悉く命過せるなり。唯願はくは世尊、更に餘法を開いて諸比丘をして身を厭うて自殺せしめず、諸の賢聖をして久しく世に存して天人をして利益せしめたまへ」と。是に於て佛、阿難に告げたまはく、「更に三昧あり、諸比丘をして快樂して學を善くし、極めて身を厭はざらしめむ。何等の三昧か、快樂して學を善くし、極めて身を厭はざる。所謂、阿那般那念なり。阿難、云何が比丘、阿那般那念を修して、作證成就し安樂住に遊ばん。若し比丘、城邑聚落に依止して住するに、時どり衣を著け鉢を持ちて城に入り食を乞はんに、身口意を攝して善く、身念に住し、心馳亂せずして常に正受を行じ、諸根を攝持して城に入りて食を乞ひ、食を乞ひ已りて還りて彼の寂靜處に至りて安坐す。謂く、空地・山澗・巖窟・塚間に於て草を敷いて正坐し、諸の貪欲・瞋恚・睡眠・掉悔・疑蓋を除き、諸の障礙を滅し、

【一七】 僧房(Purīvaṇa)。僧の一人の房舎、別房。

【一八】 經行處(Ānāpānāsī)佛弟子が旋轉して往來する處。註(一〇四)參照。

【一九】 度。度は渡にして、生死を海に譬へ、自ら生死海を渡り、又は人を渡すを度といふ。今は煩惱なき狀態、恐れ迷亂・戰慄なき狀態を意味するなり。

【二〇】 不淨觀(Aśubhadhavaṇa)。死想・脹想・青瘀想・膿爛想・塚想・血塗想・蟲啖想・骨鎖想・分散想の九想を以て自身の不淨を觀す。又、種子不淨・住處不淨・大小便等の不淨を流出する自相不淨・自體不淨・終竟不淨の五不淨を觀じて一の淨相もあることなきを

知得する觀法。

【二一】 布薩(Uposatha)。註(一〇五)中間布薩の下參照。

【二二】 命過。命終すること。

【二三】 三昧。註(一〇七)參照。

【二四】 阿那般那念(Ārāpanā-bhāvanā)。正念に心を集注して出息入息を觀する觀法。安般・安那波那・安那安波那と音譯し、數息觀と譯す。

【二五】 阿難。註(一〇一〇)參照。

【二六】 城邑聚落。註(一〇三)參照。

【二七】 參照。

【二八】 參照。

【二九】 參照。

【三〇】 參照。

【三一】 參照。

【三二】 參照。

【三三】 參照。

世尊の制戒、手づから自ら人を殺すを得ざるを」。病比丘言はく、「若し爾らば汝我が爲に持刀者を呼び來れ」。比丘復言はく、「汝聞かずや、世尊の制戒、持刀者を求めて人を殺さしむるを得ざるを」。病比丘言はく、「今當に奈何がすべき」。看病の比丘言はく、「汝但自ら活くるを求めて死を欲せざるなり、若し死なんと欲せば、汝自ら刀あり用ひて自ら殺すべし。亦毒を飲み、繩を用ひて自ら刎し、坑に投じ、火に赴き、石を抱きて淵に沈むべし、自殺の法亦甚だ衆多なり」。是の讚説を作し已りて、乃ち避けて外に出づるに、時に病比丘、後に於て自殺せり。諸比丘は是事を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「彼の看病比丘を呼び來れ」と。來り已るに佛、廣く上事を問うて(言はく)、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「汝常に聞かずや、我れ無量に方便して、梵行人所に於て身に慈を行じ、口に慈を行じ、意に慈を行じて所須を供養し供給することを稱讃せるを。汝今云何が死を譽め死を歎ざるや、此れ法に非ず、律に非ず、佛の教の如くに非ず、是事を以て善法を長養すべからず」と。佛、諸比丘に告げたまひて毗舍離に依止せる比丘を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の爲に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし」、「若し比丘自ら手づから人命を斷じ、刀を執して殺を與ふる者を求め、死を教へ死を譽むる者、是の比丘、波羅夷を得ん、應に共住すべからず」と。

復次に佛、毗舍離に住して廣く説きたまへること上の如し。時に鹿杖外道、比丘を殺し已りて甚だ大に憂惱して是の念言を作さく、「我れ今云何が、梵行人の命を斷じて是の惡法を作せしや、我れ命終の後將に惡道に墮して泥程中に入ること無からんや」と。爾時、天魔波旬常に方便を作して諸惡を増長せしが、便ち空中に於て外道に語りて言はく、「汝愁惱して惡道に墮せんことを畏るゝ勿れ。所以は何。汝今作せる所は人の苦患を脱し、未だ度せざる者を度せるものなれば」功德無量なり」と。時に彼の外道即ち是念を作さく、「我れ比丘を殺して乃し大福を獲、能く諸天をして

【六】波羅夷第三殺戒第三制。

【七】泥淨(Miraya)。註(一)の一四七(參照)。

【八】天魔波旬(Marapapima)註(一)の六五(參照)。此處の巴利律文には(Marukayika devata)と云ふ。



はす。看病の比丘、心に疲厭を生じて、便ち病比丘に語りて言はく、「長老、我れ病を看來りて、久しく和上、阿闍梨に奉事するを得ず、受經・誦經・思惟・行道するを得ず、長老の疾病既に久しく治するも差ゆべからず、我れ亦疲苦せり」と。病比丘言はく、「當に之れを奈何がすべき、我れも亦此れを患ひて苦痛忍び難し、汝若し能く我れを殺さんには善からん」と。是の比丘言はく、「世尊の制戒、自ら手づから人を殺すを得ず」。病比丘言はく、「汝若し自ら手づから我れを殺すこと能はずんば、汝、我が爲に持刀者を求め來るべし」と。是時、看病の比丘便ち、鹿杖、外道の所に往き語りて言はく、「長壽、汝能く某比丘を殺さば當に汝に衣鉢を與ふべし」と。彼れ便ち語の如くに之れを殺して、其の衣鉢を取りぬ。諸比丘聞き已りて、是の因縁を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「看病比丘を呼び來れ」と。來り已るに佛、看病比丘に問ひたまはく、「汝實に是事を作せしや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「癡人、汝常に聞かずや、我れ無量に方便して、梵行人所に於て身に慈を行じ、口に慈を行じ、意に慈を行じて所須を供養し供給することを稱讚せるを。汝今云何が持刀者を求めて人の命根を斷ぜしや、此れ法に非ず、律に非ず、是れ佛の教に非ず、是事を以て善法を長養すべからず」と。佛、諸比丘に告げたまひて毗舍離に依止せる比丘を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の爲に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし」、「若し比丘、自ら手づから人命を斷じ、持刀者を求めて人命を奪はしむる者、是の比丘波羅夷を得ん、應に共住すべからず」と。

復次に佛、毗舍離に住したまひき。時に長病の比丘あり、看病の比丘あり、……乃至、長病の比丘に語りて言はく、「我れ受經・誦經・思惟・行道するを得ず、又復人に從うて隨病の飲食・湯藥を求索するも人皆我れを厭ひ、我れ亦疲苦せり」と。病比丘言はく、「當に之れを如何がすべき、我れ亦此れを患ひて苦痛忍び難し、汝能く我れを殺さんには善からん」と。是の比丘言はく、「汝聞かずや、

【一〇】鹿杖外道 (Māgadhīyīka Śramaṇakṛtsāyo) 四分律には勿力伽羅提とす。これ Erganandi の音譯にして鹿杖外道に大略相當す。十誦律には鹿杖梵志、有部律には鹿杖沙門、五分律には彌騰旃陀羅とせり。五分の譯語は興味あるべし、巴利律にては「沙門の衣をつけたる鹿糞」と譯さるべきものなれば沙門と譯さなせる處といふ旃陀羅とせば五分に彌騰旃陀羅とせるも合致するが如し。

【一一】長壽。註(二)一一八) 無病長壽の下參照。

【一二】衣鉢 (Paṭhaviya) 三衣と鉢となり。

【一三】持刀者 (Paṭṭhaharako) 波羅夷第三戒成重制。

【一四】人命。巴利律には人の形を具へたるもの、命 (Mānussavijāhū jīva) とす。

故に胎内の兒をも含むなり。

# 卷の第四

## 四波羅夷法を明すの四

### 殺 戒

佛、毗舍離に住したまひき。時に毗舍離に一病比丘あり、患に嬰り久しきを經て治せるも時に差えず、看病の比丘心に疲厭を生じ、便ち病比丘に語りて言はく、「長老、我れ病を看ること久しくして、和上・阿闍梨に奉侍するを得ず、亦、受經・誦經・思惟・行道するを得ず、長老の疾病既に久しく治するも差ゆべからず、我れ亦疲苦せり」と。病比丘言はく、「當に之れを奈何がすべき、我れも亦患ひ厭ひて苦痛忍び難し、汝若し能く我れを殺さんには善からん」と。是の比丘即ち便ち之れを殺しぬ。諸比丘聞き已りて、是の因縁を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「彼比丘を喚び來れ」と。來り已るに佛、廣く上事を問うて(言はく)、「比丘よ、汝實に是事を作せしや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛言はく、「癡人、汝常に聞かずや、我れ無量に方便して、梵行人所に於て身に慈を行じ、口に慈を行じ、意に慈を行じて所須を供給し供給するを稱讚せるを。汝今云何が手づから自ら人の命根を斷ぜしや、此れ法に非ず、律に非ず、佛の教の如くに非ず、是事を以て善法を長養すべからず」と。佛、諸比丘に告げたまひて毗舍離に依止せる比丘を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘の爲に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし、」

「若し比丘、手づから自ら人の命根を斷ぜんには、是の比丘、波羅夷なり、應に共住すべからず」と。

復次に佛、毗舍離に住したまひき。時に一病比丘あり、患を得て久しきを經て治するも差ゆる能

【一】毗舍離。大林重閣精舍 (Mahāvihāra kutāgārasāla) に住したまひしなり。註(一)の五四) 跋耆國毗舍離城の下参照。

【二】長老。註(二)の九二) 参照。

【三】和上・阿闍梨。註(二)の二三) 滿十僧の下参照。

【四】因縁。この事柄によりて、即ち *etamsmīn nūtanān* の意なり。註(一)の九七) 参照。

【五】癡人 (Moghapurisa)。

【六】無量方便 (Anekappari-pāya)。種々の方法を以て、種種なる説きかたを以てとの意なり。

【七】梵行人 (Brahmaverrīya-ka)。清淨行を修する人。

【八】命根 (jīvitindriya)。唯識論には一期の間、色心を相續せしむるを假に名けて命根となし、別に命の實體あるにはあらずとなす。然し俱舍論にては非色非心の實體ありて過去の業より生じ、以て一期の間、煖と識とを維持す。即ちその實體を命といひ、命名よく煖と識とを持すれば根と名くといふ。巴利文註釋には、たゞ命根をとめ、損傷し、その相續を奪ふものなりとあるのみ。

【九】波羅夷第三殺戒初制。



淨(物)も亦是の如し。

比丘、五法ありて不與取を具足し、(二分直に)滿つるには波羅夷なり。何等をか五と爲す、所謂、  
三六五 満足と、主有ると、主有るを知ると、盜心を生ずると、本處を離すととなり。復、五法ありて不與取を具足し、(一分直に)滿つるには波羅夷なり。何等をか五とす、彼物に於て、不與想と、非已想と、有主想と、不同意想と、不暫用想となり。(復)五法有りて具足せんに、波羅夷を犯ぜず。何等をか五とす、與想と、自己想と、無主想と、同意想と、暫用想となり。是れを「五ありて比丘與へざるに取るも波羅夷に非ず」と名く。若し比丘、與へざるに取らば、東方、南西北方、虚空所住處に至るとも皆波羅夷なり。若し比丘、與へざるに取らんには、若しは奴、若しは二六七 作人、若しは知識を遣さんにも、若しは、試作し、若しは未だ曾て作さざるに而も作し、若しは無智、無羞、淨想にも皆犯す。不犯とは、若しは狂して心亂れたるには無罪なり。是故に説きたまへり、「若し比丘、聚落空地に於て不與取せんに、盜物に隨うて王或は捉へ、或は殺し、或は縛り、或は驅出して言はく、「咄、男子、汝は賊なりや、汝は癡なりや」と、比丘、是の如く不與取せんに波羅夷なり、應に共住すべからず」と。

世尊、王舍城に於て、成佛六年冬分第二半月十日、東向して坐したまふに食後兩人半影、瓦師の子、長老達風伽の爲に、瓶沙王及び二七〇 糞掃衣比丘に因りて、此戒を制したまひぬ。已にして制したまへり、當に隨順して行すべし、是れを「法に隨順す」と名くるなり。(盜戒竟る)

【三六五】満足。一分直に滿つるの意。

【三六七】原漢文には、是名比丘不與取非波羅夷とあり。

【三七七】作人。淨人の意、比丘の戒行を清淨ならしむる人、即ち清淨持戒の比丘の爲に種種事を作す人なり。

【三六六】淨想。不與取しつゝも何等かの理由をつけて不與取にあらずと思ふなり。

【三六九】成佛六年冬分第二半月、盜戒制定の年時を示す。冬分は八月十六日より十二月十五日までをいふ。第二半月は九月一日より十五日までなり。

第二半月十日は即ち九月十日(日本の十一月十日)なり。註(二)の九〇参照。

【七〇〇】食後兩人半影の註(二)の九一参照。

【七〇一】長老達風伽。註(二)の九四参照。

【七〇二】瓶沙王。註(二)の一四参照。

【七〇三】糞掃衣比丘。註(二)の一七四の上の本文参照。





らざらんには、我れ汝の物を捨て、去かん」と。佉客復、是念を作さく、「比丘、是言を作すと雖、終に我が物を捨て、去かさらん」と。便ち關外に出で、住まりて比丘を待たん。比丘住ること久しきに而も彼れ還らず、便ち物を捨て、關を過ぎて去かんに、佉客、比丘に語りて言はく、「我が物何處に在りや」。比丘瞋りて言はく、「汝敢て我れを戲弄せんとするや、我れ向に言はざりしや、」汝須臾にして還らずんば、當に汝の物を捨て、去くべし」と。汝の物故ほ本處に在り、自ら還りて取る可し」と。比丘、是の如くせんには不犯なり。比丘、佉客と與に共に伴を爲して行くに、……乃至、「佛は比丘に應稅物の寄(託)を受けて、持ちて關を過ぐるを聽したまはず」と。佉客、比丘に語りて言はく、「我れ、比丘をして物を持ちて關を過さしめ(得)ざらんには、但我が爲に守れ、我れ暫く守關者に見えんと欲す、須臾にして便ち還らん」と。比丘爲に守らんとて即ち語りて言はく、「汝若し還らずんば、我れ汝の物を持ちて守關人の邊に寄著せん」と。佉客念言すらく、「比丘是語を作すと雖、何ぞ當に我が物を持ちて守關人の邊に寄すべきこと有らんや」と。便ち關外に出で、住りて比丘を待てり。比丘住ること久しきに而も彼れ還らず、即ち其物を持ちて守關人に寄せ、語りて言はく、「是の如き状態、是の如き名字の佉客來る有らば、汝便ち其の稅直を取りて餘は之れを還せ」と。比丘、關を出づるに、佉客問うて言はく、「我が物何處に在りや」。比丘瞋りて言はく、「汝敢て我を戲弄せんとするや、我れ向に言はざりしや、」汝、須臾にして還らずんば、我れ汝の物を持ちて守關人の邊に寄せん」と。汝の物今守關人の邊に在り、自ら往いて取る可し」と。比丘是の如くせんには不犯なり。

比丘精舍あり大道の邊に近し、比丘あり道の邊に在りて 經行せるに、佉客、比丘に語りて言はく、「我れに應稅物あり、願はくは長老、我が爲に持ちて入城せよ」と。比丘答へて言はく、「世尊は我れに應稅物を持ちて彼の稅處を過ぐることを聽したまはず、然れども我れ今當に汝に方便を教

【五七】經行。註(一)の四四參照。

我が爲に少物を持ちて此の稅處を過ぎたまへ」と。比丘言はく、「世尊の制戒、我れ應稅物を持ちて關邊處を過ぐるを聽したまはず」と。賈客念言すらく、「官稅(を出す)も亦失す、比丘に與ふるも亦失す、(二者)俱に失せんには、(寧ろ)比丘に與へんに福徳を得べけん」と。便ち諸比丘に語るらく、「次第住したまへ、我れ布施せんと欲す」と。估客即ち便ち次第に(隨うて)布施し、各鉢に實物を滿たせり。既に布施し已りて便ち先に關外に出で、住りて諸比丘を待つに、諸比丘尋いで後に到れり。是の賈客便ち諸比丘の足を禮し、白して言さく、「諸尊、識らるゝや不や」。比丘答へて言はく、「識る」。(賈客言はく)、「我れ向者布施せしを知るや不や」。答へて言はく、「知る」。(賈客言はく)、「若し知らば、我れ何を以て(の故に)布施せしや」。答へて言はく、「汝、福を作さんと欲してなり」。賈客言はく、「實に爾り、但し我が妻子當に衣食を須うべく、負債當に償ふべし。願はくは向の物を還さるべし」。比丘應へて言はく、「弊惡人、汝敢て我れを欺かんとするや、前には福を作さんと言ひ、而も今還た索む」と。是語を作し已るも彼れ猶ほ故ほ索めん、比丘還さば不犯なり。若し本より不實の施と知りつゝ、比丘爲に受けて稅處を過ぎて還さんには波羅夷なり。若し比丘賈客と共に行き、……乃至、言はく、「佛は、應稅物の寄(託)を受けて、持ちて關を過ぐるを聽したまはず」と。估客、比丘に語りて言はく、「比丘をして此物を持ちて關を出さしめざらんには、且く我が爲に守れ、我れ暫く守關者に見えんと欲す、須臾にして便ち還らん」と。比丘、寄を受くるに、估客選ぎて關外に出で、住りて比丘を待たん。比丘住まること久しく、此物付する所も無し、便ち持ちて關を過ぐるに、關を過ぎなば波羅夷なり。若し比丘、估客と道を共にして行くに、……乃至、「佛は比丘に應稅物の寄(託)を受けて、持ちて關を過ぐるを聽したまはず」と。估客言はく、「我れ、比丘をして此物を持ちて關を過ごさしめ(得)ざらんには、但我が爲に守れ、我れ暫く守關者に見えんと欲す、須臾にして便ち還らん」と。比丘便ち爲に守らんとて語りて言はく、「汝若し來

【三三】關邊處(San-kai-han)。山・河・村の入口の要所に設けられたる關稅處なり。

【三四】次第住。食布施の時、僧は夏(歲)數の次第に従うて坐するなり。

【三五】實物(Mam)。

【三六】原漢文には、願見還向物とあり。



に(彼に)従うて索むべからず、索むる者越毗尼罪を得ん。若し先に心を生じて言はく、「後に若し處を知らんには、當に(彼に)従うて索め取るべし」と。是の如くにして索め取らんには無罪なり。二比丘有りて制限を作さく、「當に共に受經すべし、當に共に誦經すべし」と。後に受けず誦せざるは、越毗尼罪を得るなり。是れを「賊分齊物」と名く。若し比丘、盜心にて此の賊分齊物に觸れんには越毗尼罪を得ん、若し彼物を動ぜんには偷蘭罪を得ん、若し本處を離さんに(一分直に)滿つるには波羅夷なり。

(13)「税分齊」とは、比丘あり、估客と道を共にして行くに、比丘に大徒衆ありしかば、時に估客便ち一比丘に語りて言はく、「汝が師は大徳なれば、關稅處に至るも誰か敢て檢校せん。汝、我が爲に此物を持ちて、汝が師の衣囊中に寄著して此の稅處を過ぎたまへ」と。是の弟子即ち然許して、其の所寄物を師の囊中に著るゝに、是の弟子は越毗尼罪を得ん、師は知らざれば無罪なり。若し稅所に到るに弟子は偷蘭罪を得ん、師は不犯なり。若し稅所を過ぎ已らば、弟子は波羅夷を得ん、師は不犯なり。若し估客、彼師に語りて言はく、「阿闍梨は福德の人なれば、徒衆共行するも誰か當に檢校すべき、唯願はくは我が爲に此の少物を持ちて、阿闍梨が弟子の囊中に寄著して稅處を過ぎたまへ」と。彼師即ち便ち然可し、取りて弟子の囊中に著るゝ時、越毗尼罪を得ん、弟子は知らざれば無罪なり。若し稅處に至るに師は偷蘭罪を得ん、弟子は無罪なり。若し稅處を過ぎんに、師は波羅夷を得ん、弟子は無罪なり。若し此れ俱に語り俱に然許せば、(著るゝ時)俱に越毗尼罪を得ん、若し稅處に至るに俱に偷蘭罪を得ん、若し稅處を過ぎんに俱に波羅夷を得ん。若し比丘、估客と道を共にして行き、聚落の邊りに至りて比丘、手を洗はんに、估客問うて言はく、「長老、何等をか作さんと欲する」。答へて言はく、「我れ食を乞ひ去かんと欲す」。估客言はく、「阿闍梨、食を乞ふこと莫れ、我れ當に食を與ふべし」。便ち比丘に種々の美食を與へ、食し已りて比丘に語りて言はく、「阿闍梨、

【二五】估客。商人。

伴に語りて言はく、「長老、今日より始めて各相祿に任さん、若し汝得んには汝自ら取れ、若し我  
 得んには我自ら取らん」と。是語を作す時、偷蘭罪を得ん。若し此の比丘、彼れ衣を施さんと欲す  
 るを聞き、便ち預め伴に語りて言はく、「長老、今日より始めて各相祿に任さん、若し汝得んには  
 汝自ら取れ、若し我れ得んには我れ自ら取らん」と。是語を作す時、越毗尼罪を得ん。二 糞掃衣  
 比丘あり、共に要すらく、「今日より始めて、若し糞掃衣を得んには當に共に分つべし」と。時  
 に一比丘、好糞掃衣を得たるに、便ち是念を作さく、「是衣甚だ好なり、設ひ後に更に得るあらんに  
 必ず是れに及ばざらん」と。便ち伴に語りて言はく、「長老、今日より初めて各相祿に任さん、若し  
 汝得んには汝自ら取れ、若し我れ得んには我れ自ら取らん」と。是の比丘、本要に違するが故に、  
 是中の半(若し一分直に)滿つるには波羅夷なり。若し此の比丘、好糞掃衣を得たるも、取らずして  
 即ち草若しは埴石を以て之れを覆うて、便ち還りて要を解くこと上に説けるが如くせんに、是の比  
 丘、偷蘭罪を得ん。若し此の比丘、好糞掃衣を見已りて取らず(且つ)覆はずして、便ち還りて要を解  
 くこと上に説けるが如くせんに、是の比丘、越毗尼罪を得ん。若し比丘、僧物を知るに、應に與  
 ふべき(者)あり、應に與ふべからざる(者)あり。云何が(是れ)應に與ふべき(ものぞ)。若しは損者  
 若しは益者に應に與ふべきなり。云何が(是れ)損者なりや。賊あり、來りて寺に詣り種々飲食を索  
 めんに、若し與へざらんには或は能く寺内を燒劫せん、應に與ふべきにあらずと雖、損事を作すを  
 畏るゝが故に多少に隨うて與ふるなり。云何が(是れ)益者なりや。若し衆僧の房舎を治ふるに、若  
 しは泥工・木工・畫工及び衆僧物事を料理する者には、應に前食・後食及び塗身油、非時漿等と與  
 ふべく、若しは王及び諸大勢力ある者には、應に飲食を與ふべきなり。是れを「益者」と名く、應  
 に與ふべきなり。比丘あり、衣鉢物を失せんに、若し未だ捨想を作さざらんには、後に處を知らば、  
 應に彼に従うて索むべく、索むる者不犯なり。若し已に捨想を作せる後にては、處を知ると雖、應

【三七】糞掃衣比丘(Pamāṇī-  
 bhikkhu)。終身糞掃衣を著して居  
 士施衣(Sāhapatikāvāsa)を  
 受けざる比丘、十二頭陀行の  
 一。

【三八】要。誓約・誓言・要期の  
 意。

【三九】僧物を知る。僧物とは  
 僧法に屬する一切の重輕の物  
 知るとはつかさどる、をさめ  
 る、わかまふる意なり。即ち  
 僧物を整理し管理する知事比  
 丘の心得を示す。

【四〇】前食・後食。註(一の一  
 七九)参照。

【四一】非時漿。註(三の四二・  
 六八)夜分漿参照。



鉢を取りて當に共に之れを分つべし」と(いひ)、摩訶羅、盜心にて觸るゝ時は俱に越毗尼罪、動する時は俱に偷蘭罪、若し本處を離るゝに(一分直に)滿つるには俱に波羅夷なり。若し摩訶羅、看已りて是念を作さく、「何爲彼れに分を與へんや、我れ當に獨り取るべし」とて、即ち便ち持ち去かんに波羅夷罪を得、彼の比丘は偷蘭罪を得ん。若し比丘、摩訶帝と作るに、塔に物無く衆僧に物有り、便ち是念を作さく、「天・人の、衆僧を供養する所以の者、皆佛恩を蒙ればなり。(されば)佛を供養するは便ち衆僧を供養すと爲す」とて、即ち僧物を持ちて塔を修治せんには、此の摩訶帝、波羅夷を得るなり。若し塔に物有りて衆僧に物無し、便ち是念を作さく、「僧を供養せんには佛も亦其の中に在り」と。便ち塔物を持ちて衆僧に物無し、便ち是念を作さく、「僧を供養せんには佛を得るなり。若し塔に物無く僧に物有らば、如法に貸用することを得ん。但し分明に」疏記して言はく、「某時に貸用し、某時に得て當に還すべし」と。若し僧に物無く塔に物有らば、如法に貸用すること亦是の如し。彼の知事の人若し交代せん時は、應に僧中にて疏を讀みて分明に付授すべく、若し疏を讀まざらんには越毗尼罪を得ん、是れを「貸用」と名く。二比丘して共に財の應に分つべき有り、一比丘、盜心にて獨り自分の分を除いて他の分を取らんに、(一分直に)滿つるには波羅夷、若し同意して取らんには無罪なり。若し是念を作さく、「我れ今用ふるも後當に還償すべし」とて(取るは無罪なり。二教化比丘あり、共に制限を作して言はく、「長老、今より已後若し我れ汝と與に物を得んには當に二人共分すべし」と。後の時、一人好衣段を得たるに、便ち是念を作さく、「若し後更に得んも必らず是れに及ばざらん」と。便ち伴に語りて言はく、「今日より始めて各相祿に任さん、若し汝得んには汝自ら取れ、若し我得んには我自ら取らん」と。先に得たる所の物、制に違するが故に、是中の半(若し一分直に)滿つるには波羅夷なり。若し此の比丘、施を受け二四六(二四五)呪願し已りて施主に語りて言はく、「且く汝が邊に置き、我れ後當に取るべし」と。便ち還りて

【二四二】塔物と僧物を互用すれば知事比丘波羅夷罪を犯することを示す。貸用は無罪。  
 【二四三】疏記。條錄即ちかであがきにする意。次に塔僧物貸借の場合及び事務引き繼ぎの作法を示す。  
 【二四四】相祿。原漢文には、自今日始各任相祿とあり。宋・元・明・官・聖本には各任相祿とせり。錄と祿と同音寫なるも、今改めて祿となせり。各自の福祿に任さんとの意なればなり。  
 【二四五】制。原漢文には、先所得物違制放、是中半滿者波羅夷とあり。制は制約の意。半とは好き衣段(衣財)の半分の意。制約前に得たる衣段は共分すべきものなりしかば、それを共分せずして己れに取り入るゝはその半分を盜むことになる故に、若しその半衣段の價直が五錢以上(一分直ならば波羅夷罪となる)の意を示す。  
 【二四六】呪願。衣食の布施を受けたる時、布施者の福利を求願する言葉。註(一〇八七)參照。

或は能く我が衣鉢を偷まんか」と疑ひて、便ち自ら衣鉢を藏めて更に餘處に著かんに、其の弟子便ち闇中に入り、誤りて自ら己れの衣鉢を偷むに、外に出で、分たざる故に、是の中、半衣邊に（於て）（一分直に）滿つるは波羅夷なり。一比丘 摩訶羅なるあり、出家せるも戒行を善くせず、比丘あり語りて言はく、「長老、共に賊を作さん、來れ」と。摩訶羅言はく、「我れ本家に在りて初めより賊を作さず、我れ今出家せしに云何ぞ賊を作さんや」と。彼の比丘言はく、「汝、賊を作すを欲せざらんには、汝但門を守れ、當に汝に分を與へん」と。摩訶羅念言すらく、「我れ賊を作さずして我れに等分を與ふと、何ぞ以て去かざらんや」とて、答へて言はく、「爾る可し」と。即ち俱に共に去くに、摩訶羅をして門を守らしめ、彼の比丘便ち入りて盜心にて物に觸るゝ時、二者俱に越毗尼罪を得ん、若し彼物を動ずる時、二者俱に偷蘭罪を得ん、若し本處を離るゝに（一分直に）滿つるには、二者俱に波羅夷を得るなり。若し客比丘の來るありて或は食堂に在り或は禪房に在りて止宿して晨朝に便ち去るに、或は衣鉢及び諸物等を忘る。時に舊比丘 摩摩諦 房舎を案行して客比丘の去りしや未だしやを知らんと欲して、便ち衣鉢を見るに即ちに盜心を生じて取り已り、徒して異處に著いて覆藏せんに波羅夷を得るなり。更に異比丘來りて復是の衣物を見るに、亦盜心を生じ即ちに取りて、復異處に徒して覆藏せんに亦波羅夷なり。後に第三人（ありて）復盜心を生じ、徒して餘處に覆藏せんに亦波羅夷なり。人の多少に隨ひ、盜心を起して轉徒さんに、一切悉く波羅夷を得ん。彼の衣物の主、遠く去り已りて憶念し、還り來りて取得せんには無罪なり。比丘あり衣鉢を忘るゝに、餘の比丘見て即ち盜心を生ぜるも、自ら手に取らずして便ち 一摩訶羅比丘に語りて取らしむ。摩訶羅比丘、是れ其の衣鉢なりと謂ひて便ち爲に之れを取るに、觸るゝ時は盜心の比丘は越毗尼罪を得ん、動ずる時偷蘭罪を得ん、本處を離るゝに（一分直に）滿つるには波羅夷を得るなり。摩訶羅は盜心を作さざる故に、三時に都て罪なし。若し先に摩訶羅に語るに、「此の衣

【三元】摩訶羅(Mahārāṣṭra)。英訶羅・英喝洛迦の音譯にして、無知・老と譯す。重性愚鈍の意。

【三元】摩摩諦。寺主の義なるも管事若しは知事をも兼ねるものにして、上座下座の座次及び房舎の混亂を整理し(ḍāṇa-nassanapaddhāna)、食物の分配を管理し(Bhikkhudeśanā)と、寺内一切の法事僧事の管みに於て律によりて明かに判斷し、三寶物互用の罪を犯せざる様に一切を處理する比丘。

【四】一摩訶羅比丘。右註二三八に同す。

【四】三時。物に觸るゝ時と(Ānāsethi)、物を動ずる時と(Phandapeti)、本處より離す時(Phāṇa caveti)。



物を見、賊の去るを伺うて後便ち衣鉢を取らんに、是の比丘若し先に失想を作さざりせば本物を還取するに、無罪なるも、若し失想を作したらんには應に取るべからず。若し取らんに便ち賊と爲りて復賊を劫ふ(ものなれば)、(一分直に)滿つるには波羅夷なり。又比丘、道に在りて行いて賊の爲に劫はれ、時に賊、諸比丘の衣鉢を劫うて、道に順うて去らん。時に諸比丘は後に隨ひ遙に彼の群賊何處に至らんと欲するかを望み見て、之れを追うて止めず。漸く聚落到近くして賊便ち物を分たんに、比丘便ち賊に語りて言はく、「長壽、我れは出家人なり、他に仰いで活命す、汝等我が衣鉢を乞ふ可けんや、汝復此の衣鉢を用ひて何か爲ん」と。若し比丘、是の如くにして得んには無罪なり。若し賊罵りて言はん、「弊惡の沙門、我れ已に汝の命を乞ひしに、何ぞ敢て復來りて衣鉢を得んと欲するや」と。比丘念言すらく、「是賊、已に聚落到近ければ、必ず我れを害せざらん、當に之れを恐怖(せしむ)べし」とて、即ち賊に語りて言はく、「汝等、我れに恃む所なしと謂ふや、我れ當に王及び諸大臣に白して、汝が賊たることを知ら(しむ)べし」と。若し恐怖せしめて得んには無罪なり。賊復頤りて言はく、「終に汝に與へじ、(王及び諸大臣の所に)去かんと欲せば意に任せよ」と。若し比丘聚落到に告ぐるに諸賊を捉へ得て若しは縛り若しは殺さんには應に告ぐべからず。若し聚落主に語り、方便慰諭して衣鉢を得んには無罪なり。比丘あり、多く衣鉢ありて大に弟子を畜ふるに、彼の諸弟子は戒行を修せずして、是の念言を作さく、「和上・阿闍梨の房中に往いて諸の衣鉢を盗む可し、自ら己れの衣鉢も亦師房の中なれば」と。便ち共に 要を作さく、「汝、衣鉢を得なば我と共に分てよ、若し我れ得んには亦汝と共に分たんと」と。便ち房中に入り、衣架上に就て和上・阿闍梨の衣を捉へ、徙して己が衣に就くに、本架を離れざらんには偷蘭罪を犯す。若し師衣を擧げて架を離れ、己が衣上に著かんに波羅夷なり。若し師の衣帶・衣角若しは纏繞にして未だ衣架を離れざらんには、未だ波羅夷ならず、一切、離れ已るに波羅夷なり。彼の和上・阿闍梨、「是の弟子

【三】要。要期にして、約束又は誓約の意なり。

彼の時、俱盧、其の前の時に分處を受けざりしを恨み、告げて言はく、「汝(等)兄弟、義に薄く疑ひ多くして信少し、誰か當に汝(等)の爲に財を分つを堪忍すべけんや」と。彼の兄弟の言はく、「前には實に倉卒にして阿闍梨に愧づるあり、阿闍梨は由來是れ家中の多少を是れ請んずる所、悉く今願はくは、爲に此の錢財を分たるべし。王脱し知らんには或は能く稅奪せん、是故に速に之れを分たんと欲す」と。比丘答へて言はく、「汝等必らず我をして分たしめんと欲するや」。答へて言はく、「實に爾り、阿闍梨」。彼の比丘言はく、「若し必らず爾らんには當に言要を作すべし。(即ち)分物の後、分を得て便ち取りて餘言なくば、當に汝(等)の爲に分つべし」と。彼れ各々答へて言はく、「教に隨うて敢て復違はず」と。是の比丘、彼の請を受け已るに、應に等分に作すべし。彼れ田を分つ時、繩を牽いて地を量るに、若し偏心にて地を量り、一麥を覺えんには、是の比丘、波羅夷を得ん、地は無價なるを以ての故なり。是れを「園分齊」と名く。若し比丘、盜心にて此の園分齊物に觸るれば越毗尼罪を得ん、……乃至、(一分直に)滿つるには波羅夷なり。

(12)「賊分齊」とは、比丘有り道に在りて行き賊の爲に劫はれんに、賊少くして比丘多し、時に諸比丘自ら相謂ひて言はく、「今此賊少く我等人多し、當に共に力を合せて本物を還取せん」と。即ち便ち相與に共に磚石を捉りて彼賊を追逐し、並びて遙に罵りて言はく、「弊惡の罪賊よ、我等自ら鬚髮を剃除すべし、汝復謂へ、我れ手脚をも剃去せん」と。時に賊恐怖し、便ち衣鉢を放ちて各自ら散走せんに、彼の比丘若し未だ失想を作さざらんには本物を還取するに無罪なるも、已に失想を作せるに而も還取せんには便ち賊と爲りて復賊を劫ふものなれば、(一分直に)滿つるには波羅夷なり。比丘有り道に在りて行くに賊の爲に劫はれ、諸比丘衣鉢を失し已りて林中に入りて藏るに、時に賊思惟すらく、「我が伴黨多きに而も此物少し、寧ぞ相與ふべき、更に少物を求めん」とて、即ち衣鉢を藏して覆ひて一處に著き、而して復道に於て更に餘人を劫はん。爾時、比丘、彼の藏

【三三】言要。誓約すること。

【三三】一麥。原漢文には、彼分田時、牽繩量地若偏心量地覺一麥者是比丘得波羅夷、以地無價故とあり。一麥とは麥粒の長さ程も差別する時はとの意。經論中に現はるゝ印度の尺量法には拘盧舍・弓・肘・指・指節・宿麥・藏・藏・隙塵・牛毛・羊毛・兔毫・銅水・細塵・極細塵等あれば、今の一麥とは一宿麥即ち麥粒の長さを示すものなるべし。但し一時(ひとあぜ)程と解すべきか。

【三三】無價。はかるべからざる無上の價との意。



して兄弟共居せるも、今父母終没して家内和せず、共に財を分たんと欲する故に來りて上啓す。我れ分居の後は當に阿闍梨を供養すべし、供養の餘にて當に以て自ら活くべし。願はくは阿闍梨財を分つの日、好者を與へられんことを」と。比丘彼の語を受けんには、越毗尼罪を犯ぜん、若し好物を留むる時は偷蘭罪、分物決し已るに波羅夷なり。物を分たんと欲する時、比丘問うて言はく、「先に何等をか分たんと。主人言はく、先に二足・四足を分たんと。比丘便ち爲に先に二足を分つに、奴婢の中、老病にして使ひ難く信ふ可からざる者を分ちて一分と作し、年少無病にして使ひ易く信ふ可き者を一分と作せり。四足を分つ時、群牛の中、羸老無力にして塵弊用ひ難く、不産少乳にして産あるも穀り難きは以て一分と爲し、少齒肥壯にして調利用ひ易く、種産多乳にして良善穀り易きを復一分と作しぬ。若し房舎を分つにも、朽故せる弊者は持ちて一分と作し、若し新好なる者を復一分と作せり。樓閣店肆も亦復是の如くにして、乃至、田を分つにも薄堵多穢なるを持ちて一分と作し、肥好せる良者を復一分と作せり。園中不如にして花果少き者は持ちて一分と作し、園林花果茂盛にして勝るゝ者は以て一分と爲せり。復、穀米・金銀・錢財を分たんと欲するに、爾時彼の兄、比丘に語りて言はく、「阿闍梨は是れ我が父母の敬ふ所、兄弟の重んずる所たり、云何が財を分つに乃し是の如くなるや、阿闍梨、且く還りて思惟せよ」と。佛、語りたまはく、「若し比丘、是の如きの心を作して他財を分つ者は、主、聽さずと雖越毗尼罪を得ん」と。俱盧還り已るに、彼の兄弟尋いで更に論議すらく、「復應に誰か是れ父母所重の者やあるべき、耆舊大徳は家(中)の有無を知れば、屈して財を分たしめん。若し速に分たすば、恐くは王聞かんに或は能く稅奪せん。尋いで思ふに、大徳に過無し、俱盧宜しく當に更に請うて此財を分たしむべし」と。兄弟の議合しければ、即ち俱盧(の所)に詣りて禮拜問訊し、一面に在りて坐して俱盧に白して言さく、「阿闍梨は父母の重んぜし所、家中の有無は阿闍梨の知る所たり、今當に我(等)が爲に此の財物を分つべし」と。

【三】原文には、群牛之中羸老無力塵弊難用、不産少乳有産難乳以爲一分、少齒肥壯調利用種産多乳良善易復作一分とあり、三本及び宮本には産を乳とし、三本及び宮本・聖本には穀を搗とせり。穀と搗とは共にこうにして同音寫なり、乳を取る意なり。産を乳とせるは強ち誤りにあらず。

【三】阿闍梨(Ācariya)。阿遮利夜とも音譯し、弟子の行爲を矯正し、その簡範となりて教授しうべき高僧の敬稱なり。即ち五夏以上の明律にして羯磨に堪能なる比丘は弟子を教授しうる故にこの敬稱を以て喚ぶ。註(二)(三)參照。

れば則ち波羅夷なり。若し瓶を穿つは越毗尼罪を犯す、若し器を以て承けて器に入るは偷蘭罪、流注断えて(二分直に)満つるは波羅夷、流注未だ断えざるに便ち悔いて重罪を犯せんことを畏れ、本器中以て還倒せんには偷蘭罪を得るなり。油瓶・蜜瓶も亦是の如し。若し比丘鉢を盗まんと欲する者、手を以て擧ぐる時、繩轆にして杖直ならば、擧ぐると雖未だ波羅夷ならず、鉢、杖を離れて下り已るに波羅夷なり。若し繩堅勁にして杖曲るに、擧ぐると雖未だ波羅夷ならず、杖を離れ已るに波羅夷なり。繩轆にして杖曲らば、擧ぐる時未だ波羅夷ならず、杖を離れて下し已るに波羅夷なり。若し繩堅勁にして杖直なるに、擧ぐれば則ち波羅夷なり。若し縷丸を盗まん時、縷丸と繩と杖とは上に説けるが如し。又復、縷を盗まん時、若し是念を作さく、「我れ少許の縷を須めん」とて、杖上に就りて縷を纏め取るに、断たざれば未だ波羅夷ならず、若し縷断ちて(二分直に)満つるには波羅夷なり。此の比丘、縷を纏むる時、縷未だ断たざるに、尋いで悔いて重罪を犯せんことを畏れ、本處に還著せんには偷蘭罪なり。是れを「杖分齊」と名く。若し比丘、盜心にて此の杖分齊物に觸れんには越毗尼罪を得ん、若し彼の物を動ぜんには偷蘭罪を得ん、若し本處を離るるに(二分直に)満つるには波羅夷なり。

(11) 園分齊とは。時に長者あり其家大富なり、一比丘あり俱盧と名け、常に其家に入出せり。

主人兄弟、父母在りし時は共活せらるに、父母終没して家内和せず、弟は財を分たんことを欲するも、其兄肯ぜずして、義を共にして居らんことを欲せり。弟、分を求めて已まず、兄、情を免れずして即ち便ち之れを許すに、相與に義りて言はく、「誰か能く財を分たんや」と。答へて言はく、「阿闍梨俱盧は是れ父母在りし時重く供養せる所にして、家中の有無悉く知る」と。皆言はく、「大に善し」。時に弟、詔曲にして、即ち俱盧(の所)に詣り禮拜問訊し、問訊し已りて是言を作さく、「阿闍梨は是れ我が父母の尊みし所、兄弟の敬ふ所にして、家中の有無皆悉く之れを知らる。父母、平存

【三二】縷丸。鉢のかたまり、莊飾供養用のものなるべし。

【三〇】義を共にす。原漢文には欲共義居とあり。義は恐くは議の同音寫なるべし。はかりごと、共に協議し同じく居住せんとの意。諸本皆義と爲す。

【三一】平存。無事に存命せし時はとの意。



鉢中に著れ、弟子をして持ち去らしむるに越毗尼罪を得ん、弟子、界を出づるに偷蘭罪、若し得想を作さば波羅夷なり。若し彼の比丘、覺り已りて即ち語るらく、「長老、何等をか作せるや」。答へて言はく、「我れ戲弄せる耳」と。是語を作さば、越毗尼罪を得ん。若し比丘、估客と共に共行するに、復、估客ありて彼れに従うて來り、中道に相遇うて共に一處に宿するに、比丘夜中に盜心を起して、他車を捉へて他車に繫著し、他男を捉へて他男に繫著し、他女を捉へて他女に繫著し、他の小兒を捉へて他の小兒に繫著し、各々相牽きて去かしめんと欲す。是の方便を作さば越毘尼罪を得ん、住處界を出づるに偷蘭罪を得、得想を作さば波羅夷なり。是れを「相因分齊物」と名く。若し比丘、盜心にて此の相因分齊物に觸るれば越毗尼罪を得ん、若し彼を動ぜんには偷蘭罪を得ん、若し本處を離るゝに(一分直に)滿つるには波羅夷なり。

(10) 「杖分齊」とは、若し佛生處・得道處・轉法輪處・阿難大會處・羅睺羅大會處・般遮于瑟大會處の是の諸精舍内に莊嚴校飾し、處々に杖を板ちて雜幡蓋を懸け、種々の衆寶を杖上に懸くる(あり)。若し比丘、盜心にて此の杖上の諸寶を取らんとて毛を以て寶を擧ぐるに、寶擧ぐると雖、繩未だ杖を離れざるには未だ波羅夷ならず、杖を離れ已るに波羅夷なり。若し繩、堅勁にして寶を擧ぐる時、繩、杖を離れんには波羅夷なり。杖を合せて盜まんとて、盜にて觸るゝ時越毗尼罪を得ん。若し彼の杖を動ぜんには偷蘭罪、若し本處を離るゝに(一分直に)滿つるには波羅夷なり。若し杖上に酥瓶、油瓶、蜜瓶、若しは鉢、纒丸を懸くるに、若し比丘、盜心にて此の酥瓶を取らん者、手を以て擧ぐる時、若し繩、軟にして杖直ならば、擧ぐると雖未だ波羅夷ならず、一切、杖を離るゝに波羅夷なり。若し繩、堅勁にして杖曲るに、擧ぐると雖未だ波羅夷ならず、一切、杖を離れて下り已るに(一分直に)滿つるには波羅夷なり。若し繩、軟にして杖も曲るに擧ぐると雖未だ波羅夷ならず、一切、杖を離れて下り已るに(一分直に)滿つるには波羅夷なり。若し繩、堅勁にして杖復直なるに擧ぐ

【二八】七寶(Satta ratnani)。金・銀・瑠璃・玻璃・珊瑚・瑪瑙・碼磧の七寶。經論によりて少異あり。

【二九】珠鑠。珠の首飾。

【三〇】博山。山に添うての意、即ち金山を莊嚴して金光ならしむる意ならん。法顯傳にも入石博山東南上十五里、又有石室博山西南云々とあり、難解なり。

【三一】糞掃想(Manukulika bhāṣa)。糞掃衣の想ひをなすこと。穢物にして主なき想ひなり。

【三二】沙彌。註(一の一九四)參照。

【三三】家界。聚落界若しは村界と同じ。中人擲石所及處の範圍を家界といふ。註(三の三六)參照。

【三四】長毛の羊。原文には、如因長毛羊中持物去亦如是とあり。長毛の中に隠して持ち去るの例なり。

【三五】界。放牧聚落及びその聚落界を意味す。註(三の二九・三の三六)參照。

【三六】比坐。隣りに坐せる比丘。

【三七】糖鐵。助鉢器なり。註(三の二五)參照。

【三八】住處界。註(三の三一)營車聚落及び營車聚落界に相當すべし。

の幡、塔下に在るを見て便ち盗心にて持ち去るに、(一分直に)滿つるには是の比丘波羅夷なり。人有り、菩提樹を供養するに、七寶もて莊嚴し、金銀の、珠瓔、種々の幡花を金繩にて連綿とし、金鎖には鈴を懸け、博山金光(ならしめ)、以て用ひて供養せり。若し比丘盜心にて彼の諸物を取らんに、(一分直に)滿つるには波羅夷なり。又復、諸の外道塔にも亦種々の繪綵供養(あり)、比丘盜心にて取らんに、(一分直に)滿つるには波羅夷なり。若し風吹いて地に落つるに、是れ塔上の供養具なりと知らば應に取るべからず。若し風吹いて(地に落つるに)、遠處に塵垢にて黒汗せるを、糞掃想を作して取るは罪無し。若し大寺の中に雜衣物あり、比丘盜心にて取るに(一分直に)滿つるには波羅夷なり。若し風吹いて遠處に塵垢にて黒汗せんに、糞掃の想して取るは罪無し。是れ「幡分齊」と名く。若し比丘盜心にて此の幡分齊物に觸るれば越毗尼罪を得ん、若し彼物を動ぜんには偷蘭罪、若し本處を離るゝに(一分直に)滿つるには波羅夷なり。

(9)「相因分齊」とは、若し長者の家にして、物を收斂せずして、異處に在く有り、所謂、衣服、瓔珞等なり。是の時比丘、沙彌を將ひて長者の家に入るに、時に此の比丘、盜心にて長者の衣物を取りて囊中に内著し、沙彌をして擔ひ去らしむる時に越毗尼罪を得、沙彌持ち去いて、家界を出づる時に偷蘭罪、得想を作して(一分直に)滿つるには波羅夷なり。時に主人覺りて比丘に語りて言はく、「長老、何等をか作せしや」。答へて言はく、「長壽、我れ自の爲に手を動かせる耳」と。是語を作す時、越毗尼罪を得るなり。俗人をして持ち去らしむるも、亦上に説けるが如し。長毛の羊中に因りて物を持ち去るが如きも、亦是の如し。若し比丘、長者の家に入るに、檀子(こうし)の比丘の衣色を見て是れ其母の來ると謂ひて比丘に趣かんに、比丘應に驅還すべし。若しは鹽を以て、若しは草を以て彼の檀子を誘はゞ越毗尼罪を得ん、將ひて未だ、界を出でざらんには偷蘭罪を得ん、界を出でざらんには波羅夷なり。若し比丘、食時に盜心にて、比坐の、檀籠を取りて自の

の十種は現前僧に分つべきものとせり。

【二〇】無常(Aniccatā)。今は Marupa 即ち死せる意なり。

【二一】般涅槃(Parinibbāna)。圓寂と譯し、泥洹と同じ。註(二〇)參照。

【二二】羯磨。註(二二)參照。僧物を分くる羯磨は白二羯磨なるも、今は故意に一人にて心念に羯磨文を唱ふる略式作法を意味するなり。

【二三】界外。結界地の外。界内にて分つべきも界内の現前僧多き時は配分少なき故に三人若しは四人と分たんと欲して界外に出づるなり。又界内にて三人若しは四人のみと分たば違法にして且つ別衆となる故に、別衆となることを避くる爲に界外に出づるなり。

【二四】方。最初に定めし方角に隨うての意なり。

【二五】繪幡蓋。註(三〇)參照。

【二六】半色。一色物の半分の意なるべし。種々雜色の幡ありとせんに、その中の一色物のみを取ると、その一色物の半分を取るとの違ひなるべし。

【二七】菩提樹(Bodhiṅkha)。世尊が畢波羅樹の下にて一切智(菩提)を得證したまひし故に此樹を菩提樹といふ。



未だ波羅夷ならず。若し牛主、失想を作し、比丘、得想を作さば波羅夷なり。若し盜心にて、鹽を以て草を以て他の牛を誘うて將の去り、若しは長繩にて牽き去りて見聞處を離れんに波羅夷なり。牛の如くに、餘の駝・驢・羊も亦是の如し。是れを「雜分齊」と名く。若し比丘、盜心にて此の雜分齊に觸れんに越毗尼罪を得ん、乃至本處を離れんに(一分直に)滿つるには波羅夷なり。

(8)「幡分齊」とは、若し佛生處・得道處・轉法輪處・阿難大會處・羅睺羅大會處・般遮于瑟大會處の是の諸の大會處に、種々に莊嚴して三寶幡蓋及び衆の寶鈴を懸くるに、若し比丘、盜心にて幡を取らんとて、繩の一端を解くも未だ波羅夷ならず、兩頭を解き已りて(一分直に)滿つるには波羅夷なり。若し比丘、盜心にて、詐りて諸幡を分布し、處々間に取らんに未だ波羅夷ならず、取り已りて持ち去るに、(一分直に)滿つるには波羅夷なり。若し比丘、華鬘を取らんとて一端を解くも未だ波羅夷ならず、兩頭を解き竟るに(一分直に)滿つるには波羅夷なり。若し二比丘、闇處にて幡を盜まん俱に相知らず、各一端より繩を解いて收攝し、共に中間に合うて相問ふらく、「汝は是れ誰ぞや」と。(即ち)怖畏して幡を捨て、走るに偷蘭罪を得ん。此の二比丘互に相問ふ時、各「幡を偷まん」と言ひて便ち共に盜取せんに、(一分直に)滿つるには波羅夷なり。若し衆多色の幡、共に一繩にして大重く、各一端を解いて地に墮せるも、擔うて勝ぐることを能はずして地に從うて曳き去かんに遠しと雖未だ波羅夷ならず、擧げて地を離るゝ時俱に波羅夷なり。若し此の比丘是の念を作さく、「此の莊嚴塔物は取らば大罪なり、我れ唯一色物を須めん」と。即ち一色物を取らんに、(一分直に)滿つるには波羅夷なり。若し「我れ、半色を須めん」と言ひて、半色を取らんに(一分直に)滿たざらんに偷蘭罪にして、(一分直に)滿つるには波羅夷なり。若し二比丘、闇處にて幡を盜むに俱に相知らず、各一端より繩を解いて收攝し、共に中間に合して相問ふらく、「汝は是れ誰ぞや」と。(即ち)怖畏して幡を捨て、走るに偷蘭罪を得ん。比丘有り、晨朝に塔を遶り、此

しは食ふ人の意にして非時食藥體を示せるに非ず。  
【(10)】理。原漢文には若比丘以理得食非時破波提とあり。理を以てとは正しき乞食作法によりての意。非時に破波提に波夜提罪との意。  
【(10)】飲酒 (Saramayajjani)。  
【(10)】蘆菔園。大根園の意。  
【(10)】和上・阿闍梨。註(二)の(三)參照。  
【(10)】餽致。物をおくりゆだねる意なり。  
【(10)】湧水。おほみづ。  
【(10)】前人。所與者、即ち與へらるゝ人の意。  
【(10)】原漢文には答言已死若泥洳 (Kishikāna) との二語を用ひたるは注意すべし。未だ證果を得ざるもの、死には(死せり) (無常せり) いひ、證果を得て再生を受けざる聖者の死には泥洳せり。(涅槃せり)との語を用ひたるものなるべし。涅槃も泥洳も同音譯にして、生死の瀑流を渡りて無爲空寂安穩の境に歸せるをいふ。  
【(10)】現前僧。十方僧又は四方僧に對する語にといふ。同一結果に對する僧といふ。  
【(10)】時藥・夜分藥・七日藥・蓋形壽藥・死比丘物・施住所・大會・非時衣・雜物・請食

す、所與者已に死し已に般泥洹したれば、是物を持ちて本比丘に還さん」と(言ふは)無罪なり。是れを「寄分齊」と名く。若し比丘、盜心にて此の寄分齊物に觸れんには越毗尼罪を得ん、……乃至、本處を離るゝに(一分直に)滿つるには波羅夷なり。

(7)「雜物分齊」とは、放牧人、蹄種々の畜生を放てるが如し。所謂、若しは象、若しは馬、若しは牛、若しは駝、若しは驢、若しは羊等なり。象とは、象に多種あり、若し良善・好色・健走なる者(あらんに)、若し比丘、盜心にて象を取りて騎り已り、鉤を攝へて牽いて一方に向ふに、若し東方に向はんと欲するも、象狂ひて南・西・北方に趣かんに未だ波羅夷ならず。若し盜心にて象を取り南方に向はんと欲するも、若し象狂ひて西・北・東方に趣かんに未だ波羅夷ならず、西北方も亦是の如し。若し象を盗みて東に向はんと欲するに、象即ち東に向はゞ波羅夷にして、南西北方も亦是の如し。若し先に定方なくして隨處に去かんに、象四足を擧ぐるに則ち波羅夷なり。馬とは、馬に多種あり、良善・好色・健走なる者(あらんに)、若し比丘、盜心にて此馬を取らんと欲し、馬に乗り已りて東方に向はんと欲するに、馬狂うて南西北方に趣かんに未だ波羅夷ならず、是の如くに南西北方も亦是の如し。馬、方に隨うて去かんに、上に説くが如し。若し定方なくして隨處に去かんに、馬、四足を擧ぐるに波羅夷なり。若し比丘、良馬を盗みて乗り走り、而も馬主覺りて即ち馬に乗りて逐うに、其主、失想を作さず、比丘、得想を作さざるには未だ波羅夷ならず。若し馬主、失想を作すも、比丘、得想を作さざるには未だ波羅夷ならず。若し馬主、失想を作し、比丘、得想を作すに波羅夷なり。若し比丘、盜心にて、若しは鹽を以て若しは草を以て他馬を誘うて將ゐるに、見聞處を離れなば波羅夷なり。牛とは、牛に多種あり、良善・軟毛・好色・健走なる者有らんに、若し比丘、盜心を以て杖を持して牛を驅り東方に向はんに、犯と不犯とは象中に説けるが如くにして、乃至、若し牛主覺り已りて追逐するに、其主、失想を作さず、比丘も得想を作さざるには

餘りあれば應に羯磨治すべきが故に僧伽婆尸沙といふと記せり。四重罪を犯さざれば、まだ僧たるの資格餘れる故に、懺悔すれば清淨僧となる事を得る罪體なり。略して僧殘法ともいひ、懺悔法は極めて崇重なり。

【四九】偷蘭罪。註(1011)

【五〇】越毗尼罪。註(1012)

【五一】過人法(Utharmanus-

sa dhamma)。未だ證悟を得ざるに得たりといひて尊重供養を受くる如きをいふ。第四

波羅夷法の下参照。

【五二】阿羅漢(Arahant)。煩惱

の賊に殺して天人の供養を受くるに相應せる尊敬すべき人の意、殺賊とも應供とも譯す。

【五三】無根の波羅夷(Amūlī-

ka parajika)。重罪を犯せることなきに重罪を犯せりといひて勝るなり。

【五四】我れは是れ阿羅漢との

みいふは、未だ前人をして充分了知せしめざる故に罪輕く

阿羅漢を得たりといはざる故に波羅夷罪とならざるなり。

次の阿羅漢なりやといふは更に罪輕し。

【一〇〇】非時食(Vikalā bhō-

janā bhujjaka)。非時即ち正

午を過ぎて食を食ふこと、若



て便二は是一の言二を説一くらく、「某甲比丘二無常一し、若しは二般泥槃一せり。彼の比丘に是の衣鉢二若しは餘の雜物一ありて現前僧二應に分つべきも、現前に僧なければ我れ今應に受くべし」と。受け已らんに、是の比丘、詐心二にて故に獨り受くるは越毗尼罪一を得るなり。受寄の比丘、船に乗りて水を渡らんと欲するに、異比丘ありて彼岸より渡來せん。此の比丘問うて言はく、「汝、何の處より來りしや」。答へて言はく、「某處より來れり」。又問ふ、「彼の比丘を識るや不や」。答へて言はく、「識る」。復問ふ、「某比丘、平安なりや不や」。答へて言はく、「若しは死し若しは般泥槃二せり」。爾時、此の諸衣物は應に現前僧二に屬すべきに、是の比丘、法を知れるも詐り多くして、…乃至、詐心二にて羯磨するは越毗尼罪一を得ん。若し受寄の比丘、船に乗り水を渡りて中流に在り、異比丘彼より來り渡りて中流にて相遇ふに、此の比丘問うて言はく、「長老、何の處より來りしや」、…乃至、詐心二にて羯磨せんには越毗尼罪一を得ん。若し受寄の比丘、彼岸に到りて船を下り、異比丘有り彼より始めて船に上らんと欲するに、…乃至、詐心二にて羯磨するは越毗尼罪一を得ん。受寄の比丘、岸に上りて去り、異比丘有りて彼の道より來るに、問うて言はく、「長老、何の處より來りしや」。答へて言はく、「某處より來れり」、…乃至、詐心二にて羯磨するは越毗尼罪一を得ん。是の比丘若しは思惟二すらく、當に前に多く同名の者あるを看たり、竟に云何二を知らんや、須く彼處に至るべし」と。彼處に至り已りて復問ふらく、「彼の比丘平安なりや不や」、即ち答へて言はく、「若しは死し若しは般泥槃二せり」と。爾時、衣物は應に現前僧二に屬すべきに、是の比丘、法を知れるも詐り多くして、便ち是念二を作さく、「是の衣何爲ぞ、多人と共に分たんや」とて、密二に知識の比丘を喚びて、界外二に出で、是言二を作さく、「某甲比丘は無常若しは般泥槃一せり、所有の衣鉢及び衆の雜物は應に現前僧二に分つべし、我れ今現前せり、我等應に受くべし」と。受け已るに、詐心二にて羯磨せる故に越毗尼罪を得るなり。比丘若し是念二を作さく、「此の衣鉢は、本我れに「塔二に與へよ、僧一に與へよ」と語ら

しに由り諸沙彌は特に羅睺羅塔に供養す。大會處の意は前項と同じ。  
 【二八】般闍于 羅大會處(梵) *Graveti*。般闍は五、于瑟是支應音義に跋利沙又は波栗史迦即ち年なりといひ、五年大會のことす。阿輸迦王初めて此會を興し、爾來各國の王により五年毎に替み來りしと越師といひ、四方沙門を請じて皆來りて雲集し、衆僧の座處を莊嚴し、王及び群臣は或は一月二月或は三月の間如法供養し、次で臣民も亦一日乃至七日の間供養し、其後王自ら乘る所の馬に重臣を載せて白鬚其他種々の珍寶を衆僧に施與する大會なりと記す。  
 【二九】行樹。列をなせる樹林。  
 【三〇】妄語(Misurvaṇa)。波逸提・波逸底通・波藥致・波羅逸尼柯・波逸提とは、音譯し、墮と譯す。三人以下の比丘前に讒悔すべき罪にして、若し悔過せざれば墮獄の罪報を招く故に墮と翻す。僧祇律にては波夜提法に九十二事あり。  
 【三一】波羅夷。註(一)の(六)四波羅夷法參照。  
 【三二】僧伽婆尸沙(Saṅghāṭṭī-tikkhaṇa)。僧祇律(五)に僧伽とは四波羅夷、婆尸沙とは是罪

比丘、盜心にて鳥を取らんとて、手を籠中に内るゝは越毗尼罪を得ん、一脚を挽きて出さば偷蘭罪、兩脚出づるも翹尾未だ籠口より出でざらんには未だ波羅夷ならず、離れ已るに(一分直に)滿つるは波羅夷なり。若し比丘、盜心にて師子を取らんとて、手を籠中に内るゝは越毗尼罪、一脚を挽きて出すは偷蘭罪、乃至、四脚出づるも尾未だ欄を離れざらんには未だ波羅夷ならず、離れ已らば波羅夷にして、一切の獸も亦是の如し。若し比丘、盜心にて彼の篋分齊物に觸れんには越毗尼罪を得ん。若し彼の物を動ぜんには偷蘭罪、若し本處を離るゝに(一分直に)滿つるには波羅夷なり。

(6)「寄分齊」とは、若し 和上・阿闍梨・弟子・智識に物を寄ねて互に若しは鉢、若しは衣、及び餘の諸物を 相餉致するに、若し寄(託)を受けたる者は是念を作さく、「寄者已に遠く、所與者未だ)知らざれば、此物、我れ自ら取らん」とて、即ち盜心を生じて取り、地より膝の上に著き、膝より地に著き、左肩より右肩に著き、乃至、頭より肩に著きて一々に移すに、(一分直に)滿てるは波羅夷なり。若し比丘、寄を受け已りて、或は河を渡り、或は池を渡り、或は 澗水を渡り、或は復雨に逢ひて、衣の濕へるやを恐るゝが故に便ち出して之れを見るに、彼衣の好なるを見て是念を作して言はく、「彼の寄者は已に遠く、前人(未だ)知らざれば、此物、我れ當に自ら取るべし」とて、即ち盜心を生じて取り、地より膝の上に著き、膝より地に著き、左肩より右肩に著き、乃至、肩より頭に著きて一々に移すに、(一分直に)滿つるは波羅夷なり。彼の受寄の比丘、道に隨うて行くに、異比丘、前よりして來るを見て便ち異比丘に問ふらく、「長老、何の處より來りしや」。答へて言はく、「某處より來れり」。問ふ、「某比丘を識るや不や」。答へて言はく、「識る」。復問ふ、「某比丘、平安なりや不や」。答へて言はく、「已に 死せり、若しは泥洹せり」と。此の諸の衣物は應に 現前僧に屬すべき者なるに、若し受寄の比丘、法を知れるも許り多くして、便ち是念を作さく、「我れ何爲ぞ、是の比丘と分たんや」とて、默して異比丘を捨て去り、見聞を離れたる處に

to jiao)。迦毗羅衛城藍毗園(Tumbhiri)無憂樹(Asoka)下を佛誕生の聖蹟とす。  
【八】得道處(Ittha tathāgato anurūpa sammasambodhi, abhisambuddho)。正覺を成じたまひし聖蹟にして、摩揭陀國迦耶城(Gaya)畢鉢羅(Piprah)下ぞ。果鉢羅樹を菩提樹といふは正覺を成じたまひしに由る。  
【九】轉法輪處(Ittha tathāgato anurūpa dhamma-ekāraṇa-pavattitā)。五比丘の爲に初めて法輪を轉じたまひし聖蹟にして、婆羅痾斯城(Bārmasi)の鹿野苑(Migasthala)を初轉法輪處とす。  
【一〇】尊者阿難大會處。法顯傳に衆僧の住處には舍利弗塔目連・阿難塔並に阿訶曇・律・經塔を作り、衆僧大會說法し已りて此等の塔に種々香華を供養し、乃至、諸比丘尼は多く阿難塔に供養すと記せり。これ阿難は世尊に請うて女人の出家を聽許したまひしに由りて、比丘尼僧は特に阿難塔に供養するなり。大會處とは阿難塔に供養せんとて衆僧集りて大會をなす處と。羅睺羅(Rāhula)は世尊の子、舍利弗を師として最初の沙彌となり



す、彼れ出で已り肉を舉げて地を離るゝに、(一分直に)滿つるは波羅夷なり。若し比丘、盜心にて蘆薈根を取らんに、若し一根を抜いて(一分直に)滿つるには波羅夷、若し滿たざらんにば抜く時、根根に儉蘭罪なり。若し抜き積みて大に聚むるも未だ波羅夷ならず、持ち舉げて園を離れんに波羅夷なり。若し抜き束ぬるに大に重くして勝ぐる能はず、曳き去くこと遠しと雖未だ波羅夷ならず、若し地を離れんに(一分直に)滿つるには波羅夷なり。一切の菜、乃至、瓜も亦是の如し。若し比丘、盜心にて他の甘蔗を取り、時に一甘蔗を食するに(一分直に)滿つるは波羅夷にして、若し滿たざらんに根々に儉蘭罪なり。若し截りて籬外に著く時は、未だ波羅夷ならずして是れ波夜提なり、若し園を出で、持ち去らんに(一分直に)滿つるには波羅夷なり。若し比丘、盜心を以て巧詐を作し、甘蔗を以て脚に繋ぎて曳き去くに、遠しと雖未だ波羅夷ならず、若し地を離るゝに(一分直に)滿つるには波羅夷なり。若し比丘、一人は園外に一人は園内に(ありて)、甘蔗を園外に擲つても未だ波羅夷ならず、若し彼れ出で已りて舉げて地を離れんに、(一分直に)滿つるには波羅夷なり。若し比丘、甘蔗を持ちて去る時、莖葉、園に觸れて未だ離れざるには未だ波羅夷ならず、離れ已るに波羅夷なり。若し比丘、盜心にて此の諸物に觸るゝに越毗尼罪を得ん、若し彼物を動ぜんには儉蘭罪、若し本處を離るゝに(一分直に)滿つるには波羅夷なり。

(五)「籠分齊」とは、所謂、鸚鵡等の種々鳥、師子等の種々獸にして、若し比丘、盜心にて彼の諸鳥を取る時、若し鳥を盗まんと欲し籠を盗まんと(欲)せざるも、人の覺るを畏るゝが故に籠を合せて持ち去るは未だ波羅夷ならず、若し籠を捨て、鳥を持ち去るに、(一分直に)滿つるは波羅夷なり。若し籠を盗まんと欲して鳥を盗まんと(欲)せざるも、人の覺るを畏るゝが故に鳥を合せて持ち去るは未だ波羅夷ならず、若し鳥を出して籠(のみ)を持ち去るに、(一分直に)滿つるは波羅夷なり。若し籠と鳥と合せ盗まんとて、持ち去りて本處を離るゝに(一分直に)滿つるには波羅夷なり。若し

まり。劫貝(Kurpana)は即ち劫貝樹の種。

【七】八種。註(三)の四一以下参照。

【七】黃欽婆羅(Papukama-Pala)。欽婆羅は羊毛。

【七】釵釵。釵は頭のかざり、釵は手足を飾る輪。

【七】弄蛇師。禁蛇師にして蛇づかひなり。

【七】菴羅樹(Ambu)。註(三)の六九参照。

【七】蘆薈樹(Omapuka)。占婆、旃婆、旃波迦と音譯し、金色花と譯す。樹は高大にして花は黄色、香氣ありて遠く薫ず。梔子花(クチナシ)に似たりともいふ。

【七】閻浮樹(Jamburukka)。刻浮、瞻部とも音譯し、善見律には閻浮子、其形如沈瓜大、紫色酢甜といへり。

【八】波羅華樹。明かならず。

【八】龍華樹。彌勒佛成道の時の道樹にして梵名、奔那伽、此花龍中に向はるゝが故に龍華樹といふ。

【八】吉祥果樹。尸利沙樹(合歡樹、合昏樹)といふならん。

尸利沙は吉祥のことなり。葉果大なり。鬼子母の掌に持つ果を吉祥果といひ、黄赤色にしてカラスウイ(瓜菓)の如しといふ。

【八】佛生處(Tahu tathaga-

又復、一切の非時食、波夜提なるには非ず、非時食にして波羅夷なるあり、非時食にして儂蘭罪なるあり、非時食にして波夜提なるあり。「非時食にして波羅夷なる(あり)」とは、若し比丘、盜心にて他食を取りて非時に噉ふに、(一分直に)滿つるには波夜提に非ずして是れ波羅夷なり。「非時食にして儂蘭罪なる(あり)」とは、若し比丘、盜心にて他食を取りて非時に噉ふに、(一分直に)滿たざるには波夜提に非ずして是れ儂蘭罪なり。「非時に食して波夜提なる(あり)」とは、若し比丘、理を以て食を得て非時に噉ふ(ごときは是れ)波夜提なり。

又復、飲酒するは一切、波夜提なるには非ず、飲酒にして波羅夷なるあり、飲酒にして儂蘭罪なるあり、飲酒にして波夜提なるあり。「飲酒にして波羅夷なる(あり)」とは、若し比丘、盜心にて他の酒を取りて飲まんに、(一分直に)滿つるには波羅夷なり。「飲酒にして儂蘭罪なる(あり)」とは、若し比丘、盜心にて他の酒を取りて飲まんに、(一分直に)滿たざるには儂蘭罪なり。「飲酒にして波夜提なる(あり)」とは、若し比丘、理を以て酒を得て飲む(ごときは是れ)波夜提なり。

若し比丘、不定分齊物に於て、若し盜心に觸るゝは越毗尼罪を得、若し彼物を動ずるは儂蘭罪。若し本處を離るゝに(一分直に)滿つるは波羅夷なり。是れを「不定分齊」と名く。

(4)「垣墻分齊」とは、象廐・馬廐・駝廐・驢牛の欄・蘆園・菜園・瓜園・甘蔗園なり。若し比丘、盜心にて彼象を取らんに、象一足、乃至四足を舉げて廐門を度るも身分未だ門を離れざらんに儂蘭罪、身分、門を離るゝに波羅夷にして、乃至、驢も亦是の如し。若し比丘、盜心にて他羊を取らんとて驅り、羊驚き走るに羊を驅りて打ち殺さんには波夜提なり。若し比丘、肉を割いて籬外に擲つは未だ波羅夷ならず、比丘籬外に出で肉を擔うて地を離るゝに、(一分直に)滿つるには波羅夷なり。若し欄中に就いて肉を食するに、(一分直に)滿つるには波羅夷なり。若し比丘、二人して羊を盜まんに、一人は籬外に一人は籬内に(あり)て、肉を割いて籬外に擲たんに未だ波羅夷なら

船・舍船・瓶船・浮囊船・板船・木筏・草筏を列ね、四分律には小船・大船・臺船・一木船・舫船・槽船・龜形船・鼈形船・皮船・浮囊船・果船・懸船・筏を列ぬ。【六三】籠筏。三本には簪とし、宮本には押とあり、簪は簪と同じきも、簪の字なし。簪、簪共に同音寫にして筏の大なるをいふ。筏と筏とは同義なり。

【六四】許。註(二の二七六)參照。從鴨又は所有の義なり。

【六五】福船(Pudra nava)。旅人の便利の爲に渡船及び渡船人をも具へて旅人に供養する、即ち福德業をなさん爲の船なり。

【六七】長壽。註(二の一八八)參照。

【六八】食時。正午近くなりぬとの意。正午を過ぐれば食時にあらずして非時となり、非時に食すれば波夜提罪を犯す故に、正午までに乞うて食すべき規定である。今若し件を過ぎて其日は斷食せざるべからざる故に急ぐなり。

【六九】履直。渡船賃のこと。

【七〇】これ福船なるも船のみありて渡船人なき場合なり。

【七一】金銀等。註(三の一二七以下)參照。

【七二】糞・劫貝。糞は糞のかた



羅夷なり。

(三)「不定分齊」とは、次に説く所の如し、知りて而して妄語するは、波夜提なるも、

知りて而して妄語するは皆波夜提なるには非ず。或は知りて而して妄語するに、波羅夷、或は知り

て而して妄語するに、僧伽婆尸沙、或は知りて而して妄語するに、偷蘭罪、或は知りて而して妄

語するに、越毗尼罪、或は知りて而して妄語するに波夜提なるあり。「知りて而して妄語する波羅

夷」とは、若し比丘、實には、過人法を得ずして自ら「我れ、阿羅漢を得たり」と言はんは、是

の「知りて而して妄語する」は、波夜提に非ずして是れ波羅夷なり。「知りて而して妄語する僧伽

婆尸沙」とは、若し比丘、無根の波羅夷罪を以て清淨比丘を謗るに、是の「知りて而して妄語す

る」は、波夜提に非ずして、是れ僧伽婆尸沙なり。「知りて而して妄語する偷蘭罪」とは、比丘説い

て言はく、「我れは是れ阿羅漢」と、是の「知りて而して妄語する」は、波夜提にあらすして是れ

偷蘭罪なり。「知りて而して妄語する越毗尼罪」とは、比丘自らは言を作して謂はく、「我は是れ阿

羅漢なりや」と、是の「知りて而して妄語する」は、波夜提にあらすして是れ越毗尼罪なり。「知り

て而して妄語する波夜提」とは、上の爾所の事を除いて、餘の一切の妄語する者、此は是れ「知り

て妄語する波夜提」なり。

又復、草木を傷殺して波羅夷なる有り、草木を傷殺して偷蘭罪なる有り、草木を傷殺して波夜提

なる有り。「草木を傷殺して波羅夷なる(あり)」とは、樹木花果の如き、主の守護あるに、比丘、盗

心にて取りて草木を傷殺するは、波夜提に非ずして(一分直に)満つるには是れ波羅夷なり。「草木

を傷殺して偷蘭罪なる(あり)」とは、若し樹木花果、主ありて守護せんに、比丘盗心にて取りて若

し(一分直に)満たざるには、波夜提に非ずして是れ偷蘭罪なり。「草木を傷殺して波夜提なる(あ

り)とは、一切の草木を傷殺すること(是れ)波夜提なり。

僧迦尸とも僧迦施ともいひ、

佛伽利天に上り三月母の爲に

法を説きて來下せる處。

石蜜水は佛陀下降地の附

近の池水をいふにはあらざる

か。此等の八名水は當時諸病

を治し且つ種々に靈驗ありと

傳へられしものなるべし。

【五】優鉢羅 (Utpala)。青

蓮華を以て代表するも赤・白

あり。又不赤不白なるも

【五】鉢曇摩 (Patanma)。赤

蓮華にして別に白色なるもあ

り。

【五】拘物頭 (Kumuda)。普

通に黃蓮華とするも、赤・青の

ものあり。

【六】分陀利 (Pundarika)。

白蓮華にして花は百葉あり、

葉々相承して圓整、外葉は極

めて白く、漸く内に向ふに微

黄なり。

【六】須健提。大日經疏の蘇

健地蓮花 (Sugandhika) なる

べし。花小さし。極香花若し

は香亭花のことなるか。

【七】金銀等。註(三)の一二

七以下參照。琥珀は前に列ね

ず。

【三】毗俱羅船。俱呵吒船。拔

羅黎船。毗尸伽船。相當譯語

なければ解し難し。五分律は

皮船、瓶船、木船、蜜棧とある

のみ、十部律には、單槽船、舫

樹を動かして果を落して地に在るに未だ波羅夷ならず、若し果を取りて持ち去らんに、(二分直に) 満つるには波羅夷なり。二人して果を偷まんとて、一人は樹に上りて果を落し、一人は下に在りて果を拾うに未だ波羅夷ならず、若し樹上の人、樹より下りて果を持ち去るに、(一分直に) 満つるには波羅夷なり。一切の諸の果を取らんにも、亦是の如し。若しは 佛生處、若しは 得道處、轉法輪處、尊者阿難大會處、羅睺羅大會處、般闍于瑟大會處等)の是の諸處に皆、行樹を種る、樹上に各々衆寶を以て其樹を莊嚴し及び八種物あらんに、若しは覆藏し若しは覆藏せざるにも、若し比丘、盜心を以て彼の衆寶に觸れんに越毗尼罪を得ん、彼の物を動ぜんには偷蘭罪、若し本處を離るゝに(一分直に) 満つるには波羅夷なり。是れを「虛空中物」と名く。

是れを「十六種物」と謂ひ、若し比丘、盜心を以て彼物に觸るゝは越毗尼罪、若し彼物を動ずるは偷蘭罪、若し本處を離るゝに(一分直に) 満つるには波羅夷なり。

復、十三種の分齊物あり。何等をか十三とす、一には物分齊、二に處分齊、三には不定分齊、四には垣墻分齊、五には籠分齊、六には寄分齊、七には雜分齊、八には幡分齊、九には相因分齊、十には杖分齊、十一には園分齊、十二には賊分齊、十三には稅分齊なり。

(一)「物分齊」とは、物に八種あり。何等か八とす、一には時藥、二には夜分藥、三には七日藥、四には終身藥、五には隨物、六には重物、七には不淨物、八には淨不淨物なり。是れを「物分齊」と名く。若し比丘、盜心を以て此の諸物に觸るゝは越毗尼罪を得、若し彼物を動ずるに偷蘭罪、若し本處を離るゝに(一分直に) 満つるには波羅夷なり。

(二)「處分齊」とは、地・地中物、水・水中物、船・船中物、乘・乘中物、四足・四足上物、兩足・兩足上物、無足・無足上物、空・空中物なり、是れを「處分齊」と名く。若し比丘、盜心にて此の諸物に觸るゝは越毗尼罪を得、若し彼物を動ずるに偷蘭罪、若し本處を離るゝに(一分直に) 満つるは波

六・三七) 參照。  
\* 佛遊行池水は明かならざるも鹿野苑精舍(Migaya's Park)の西南に過去三佛座及經行の遺跡及び過去四佛經行の遺跡あり、且つ伽藍の西に如來盥浴の池、如來椽器の池、如來洗衣の池の三池あり、其水深くして其味甘く、澄淨皎潔、若し深く恭敬して汲み用ひんに龍王の害なしと西域記に記せり。即ち佛遊行池とは恐らく此等の三池をいふものならん。

【五】沙祇國(Sākyā) 城の南門にして道の東に佛本楊枝を嚙みて土中に刺したまふに生長して七尺、而も不増不減なりと法顯傳に記す。舍衛城の北八由旬の地。

\* 支注水は知り難し。

【五】舍衛城。註(一〇一〇)參照。

\* 蒲多梨水は知り難し。

【五】摩倫羅國(Māthurā) 林蒐羅、摩頭羅、末士羅とも音譯す。蘇那(ジャムナ)河即ち搖蒲那(ヤムナ)河の西岸にある今のムツトラ市之れを代表す。

\* 搖蒲那水とは搖蒲河水に非ずして獼猴猼訏に緣ある池水をいふものならんも、明かならず。

【五】僧伽舍國(Māgadhā)。



て持ち去らんに未だ波羅夷ならず、若し蛇を棄て、篋を持ち去るに(一分直に)満つるには波羅夷なり。若し蛇と篋とを合せ盗まんと欲せんに、擔ひ去きて本處を離るゝに(一分直に)満つるは波羅夷なり。若し瓶中の蛇を盗まんに、蛇尾未だ瓶口を離れざらんに未だ波羅夷ならず、若し頭尾都べて離るゝに(一分直に)満つるには波羅夷なり。若し瞋嫌して彼れ即ち罵りて言はく、「惡人、何ぞ以て衆生を繫繫するや」とて、即ち瓶を開いて蛇をして出づるを得せしめんには越毗尼罪を得ん。比丘、盜心にて無足物に觸るゝは越毗尼罪、若し彼物を動ずるは偷蘭罪、若し本處を離るゝに(一分直に)満つるには波羅夷なり。是れを「無足物」と名く。

(14)「無足上物」とは、所謂、金・銀・眞珠・車渠・琥珀・珊瑚・珂貝・琉璃・赤寶・乃至、八種物にして、若しは覆藏し若しは覆藏せざるにも、人、是の無足物を畏るゝが故に敢て取る者なきに、比丘、盜心を以て此の無足上物に觸れんに越毗尼罪を得、若し彼物を動ぜんには偷蘭罪、若し本處を離るゝに(一分直に)満つるには波羅夷なり。是れを「無足上物」と名く。

(15)「虚空物」とは、所謂、菴羅樹・薔薇樹・閻浮樹・椰子樹・只波羅樹・龍華樹・吉祥果樹、乃至、一切の諸の華果樹なり。若し比丘、盜心を以て此の諸樹若しは一樹を盗まんに、(一分直に)満つるは波羅夷、満たざれば其の抜ける樹々に隨うて偷蘭罪なり。若し樹々を抜いて積みて一處に在くも未だ波羅夷ならず、地より擧げ離して(一分直に)満つるには波羅夷なり。若し重くして勝ぐる能はずして曳き去くに、地を離れざらんに遠しと雖未だ波羅夷ならず、若し地より擧げ離さんに波羅夷なり。若し比丘、盜心にて此の虚空物に觸れんに越毗尼罪を得、若し動ぜんには偷蘭罪、若し本處を離るゝに(一分直に)満つるには波羅夷なり。是れを「虚空物」と名く。

(16)「虚空申物」とは、所謂、菴羅果・乃至、吉祥果にして、若し比丘、盜心にて此の諸果を食し若しは一果を食せんに、(一分直に)満つるには波羅夷、若し満たざれば口々に偷蘭罪なり。比丘、

路上に流るゝ水。

【四四】 估客。商人のこと。

【四五】 由旬。註(二)の一四六参照。

【四六】 羅夷。羅夷なり、註(三)の一五参照。

【四七】 親里。知識。親戚知友の意。註(二)の四参照。

【四八】 院。四方に垣牆あること。

【四九】 隣波國(Ganpā)。鶻伽國(Aṅgā)首都。

※ 恒水は城の伽々池(Gaṅga Jyotiṣkarnpā)なるよし。

【五〇】 王舍城。註(一)の一七一参照。

※ 温泉水(Tāpoda)は城外杖林(Catthivana)の西南二哩にあるもの、佛陀が昔神通力によりて湧出せしめ、自ら中に入りて沐浴したまひし所なりとす。

【五一】 巴連弗邑(Pāṭaliputta)今之藍子即ち華氏城と稱す。彼のバトナなり。阿輪伽王即位の後都をこゝに移して領内の各地に堂塔を建立せり。有名なる鷄園寺は王の建立にして華氏城の東南にあり。

※ 忽奴河は不明なるも、西域記には王宮西南有小石山。謂之聖水とあれば、こゝの池水を云ふにはあらざるか。

【五二】 波羅奈國。註(一)の三

うして擔ひうべき者に、若し觸れんには越毗尼罪を得ん、若し動ぜんには偷蘭罪、若し本處を離るるに(二分直に)滿つるには波羅夷なり。是れを「四足物」と名く。

(10)「四足上物」とは、象を莊嚴するの具、乃至鼠、狼を莊嚴するの具、及び八種物にして、若しは覆藏し若しは覆藏せざるにも、若し比丘、盜心を以て此の諸物に觸れんには越毗尼罪、若し彼の物を動ぜんには偷蘭罪を得、若し本處を離るるに(二分直に)滿つるには波羅夷なり。是れを「四足上物」と名く。

(11)「兩足物」とは、所謂、人及び鳥等にして、若し比丘、彼の人を盜み、及び誘ひ去り、及び刀杖にて驅るに、一足を舉げんには偷蘭罪、兩足を舉ぐるに波羅夷なり。若し小にして擔ひ負ひうべき者に、若し觸れんには越毗尼罪、若し動ぜんには偷蘭罪、若し本處を離るるに(二分直に)滿つるには波羅夷にして、乃至、鳥も亦是の如し。是れを「兩足物」と爲す。

(12)「兩足上物」とは、所謂、女人莊嚴具、男子莊嚴具、乃至、鸚鵡鳥莊嚴具なり。女人莊嚴具とは、釵釧・衣服等にして、男子莊嚴具とは衣冠・瓔珞等、乃至、鸚鵡鳥莊嚴具とは種々の珠・鈴等にして其の頸脚に繋ぐもの、及び餘の八種物にして、若しは覆藏し若しは覆藏せざるにも、比丘盜心を以て彼の兩足上物に觸れんには越毗尼罪を得、若し彼の物を動ぜんには偷蘭罪、若し本處を離るるに(二分直に)滿つるには波羅夷なり。是れを「兩足上物」と名く。

(13)「無足物」とは、所謂、蛇蟻にして、華を食し、果を食し、肉を食し、氣を吸ふもの(等)なり。蛇若し瓶中に著れ、若しは篋中に著るゝに、一比丘有り、本と是れ弄蛇師なりしも後出家せる(もの)、此の比丘、彼蛇を盜まんと欲し、即ち蛇を取り(出)さんと欲するも其主の覺るを恐れて篋を舉げて持ち去らんに未だ波羅夷ならず、若し、蛇を出して篋より離れんに(二分直に)滿つるには波羅夷なり。若し本篋を盜まんと欲して蛇を盜む(を欲せ)ず、主の覺るを畏るゝが故に蛇を合せ

の三種ありとす。

【三七】金(Suvayna)。生金(ka-tarupa)と云ふ。

【三八】銀(Bhūṭya)。生金に類似すると云ふ意味にて像金(Bajharupa)と云ふひ、經律中、生像金とあるは金と銀とを示す。

【三九】眞珠(Muttamaṇi)。

【四〇】琉璃(Veluraya)。

【四一】珂貝。珂は美石。古へ

の美しき石・貝を以て錢貨となせるもの。

【四二】珊瑚(Pavita)。

【四三】頗梨(梵 Sphatika)。

【四四】車渠(Saṅkha)。

【四五】馬瑙(Mustarupa)。

【四六】璧玉(Kohitika)。赤眞珠なり。

【四七】空青。銅鑛中に産する銅青石の類にして藥の名なり。

【四八】雌黃。硫黃と砒素との混成せる黄土にして藥用及び顔料に用ふ。寫經用の黃紙に若し文字の寫誤ある時之れを用ひて塗る。

【四九】石膽。洗酸銅にして藥用となす。

【五〇】赤土。紅土なり。

【五一】白堊。白垩ともいひ、白垩土なり。

【五二】八種物。時藥・夜分藥・七日藥・盡壽藥・隨物・重物・不淨物・淨不淨物の八種。

【五三】雨滂水。雨大なる貌、



に著き、後人をして渡るを得せしむべし、屏狼處に著ぐることを莫れ。是れを「船舶」と名く。

(6) 「船上物」とは、船上所有の諸物にして、謂く金・銀・眞珠・錢財・琥珀・琉璃・珂貝・珊瑚・車・栗・赤寶・縷・劫貝、乃至、一切の衣服・穀食及び八種物を、若しは覆藏し若しは覆藏せざるも、比丘、盜心を以て彼の諸物に觸れんには越毗尼罪を得ん、若し彼の物を動ぜんには偷蘭罪、若し本處を離るゝに(二分直に)滿つるには波羅夷なり。

(7) 「乘」とは、若しは車乘、若しは輿、若しは輦、若しは步挽車、乃至小兒戲車、是れを名けて「乘」と爲す。若し兩輪車を盜まんとて順に牽いて後ろ、前を過ぐるに、(一分直に)滿つるは波羅夷、若し逆に推して前、後ろを過ぐるに、(一分直に)滿つるは波羅夷、若し傍に牽いて左輪、右輪を過ぎ、右輪、左輪を過ぐるに、(一分直に)滿つるは波羅夷なり、若し比丘、彼の乘を壞して稍々(やや)に取り、若しは一々の木を盜まんに(一分直に)滿つるは波羅夷、滿たざるには偷蘭罪、若し小なる乘にして全うして擔ひ去りうべき者に、若し觸れんには越毗尼罪を得、彼の乘を動ぜんには偷蘭罪、若し本處を離るゝに(二分直に)滿つるは波羅夷なり。是れを「乗物」と名く。

(8) 「乘上物」とは、若しは師子皮の覆、虎皮の覆、黃欽婆羅の覆、及び諸の種々覆物、一切の敷具、乘を莊嚴する一切の物なり。乗上の一切物とは、所謂金・銀・琉璃・車栗・馬磔・眞珠・珂貝・珊瑚・琥珀、及び赤寶等、衣被・飲食、及び八種物にして、若しは覆藏し若しは覆藏せざるにも、比丘、盜心を以て彼の物に觸るゝは越毗尼罪、若し彼の物を動ぜんには偷蘭罪、若し本處を離るゝに(一分直に)滿つるには波羅夷なり。是れを「乘上物」と名く。

(9) 「四足物」とは、所謂象・馬・駝・牛・驢・騾・羊、乃至、鼠・狼なり。若し比丘、象を盜まんと欲して、若しは牽き若しは驅り、一足、乃至三脚を擧ぐるに偷蘭罪、四足(を擧げて)本處を離るゝに(二分直に)滿つるには波羅夷なり。是の如くに馬・駝、乃至、羊も亦是の如し。若し小にして全

【二】軍持(Kundika)。君持とも措釋迦とも音譯し、水瓶又は深瓶と譯す。

【三】錫杖(或Kankikinnara)梵音には喫葉經にして鳴杖・聲杖とも譯す、振る時錫の聲をなすに依る。乞食又は驅虫の爲に用ふ。

【三三】織蓋。三本及び宮本には傘蓋とせり、織と傘と同音宮なり。

【三四】拘提枕。三本及び宮本には拘提枕とし、聖語藏本には拘執枕とせり。聖語は巴利律に matheqa(臥床)va pihana(坐床) va bhissina(毛布)va koochina 等に相當するものなり。

【三五】竹篋。竹宮、篋は方形、宮は圓形にふ。

【三六】錢(Mansa)。普通には銅(Datu)。木(Dama)。鐵(Loha)

人、汝若し我が船に乗り去らば、我れ後に當に汝を苦治すべし」と。是の比丘、船に乗りて去ること遠しと雖、而も船主失想を作さず、比丘も亦得想を作さざるには、未だ波羅夷ならず。船主若し失想を作し、比丘得想を作さば波羅夷なり。若し船主、船を繋ぎて岸邊に著くに、客比丘あり來りて船主に語りて言はく、「長壽、我れに船渡することを借せ」。船主答へて言はく、「我れ、獨一人のみを那ぞ相渡すを得んや」。比丘復言はく、「長壽、我が、食時至らんと欲す、我れをして食を失せしむること莫れ、汝今我れを渡さんには便ち我れに食を與ふと爲す、便ち我れに樂を施すと爲すなり、我れ今汝の與に今世後世更に互に相渡さん」と。船主復言はく、「汝に亦一雇直なし、云何が而も虚しく渡らんと欲するや、汝の脚は餓鳥の如くにして東西に住まらず、誰か當に汝を渡すべき」と。比丘、又辭を卑うして苦に求むるに、船主復言はく、「自ら渡る可し、尊者今正に一人のみ、何ぞ辦へて相渡さんや」。比丘答へて言はく、「長壽、汝但、梶を捉れ、我れ自ら力を作さん」。船主即ち許し、便ち大徳を喚びて船上せり。彼れ河中に至るに、比丘、杖を捉りて便ち彼の船主を打ち、罵りて言はく、「弊惡人、敢て沙門釋子を毀辱せり」と。罵り訖りて復船主の手臂脚蹠を打ち、傷き破れて勞熱せり。已にして便ち排して水中に著れんに偷蘭罪を得ん、船主若し死なんに比丘先に殺心有るには波羅夷、若し先に殺心なきには偷蘭罪なり。爾時、比丘若し彼船を盗まんに、盜行具して(二分直に)滿つるは波羅夷、(一分直に)滿たざるは偷蘭罪なり。若し比丘、惡心もて彼船を沈め、若しは彼船を破り、若しは放ちて流れに隨うて去らしむるは、他物を壞失するを以ての故に越毗尼罪を得ん。人有り、福の爲めの故に船を以て人を渡すに、比丘若し渡らば應に岸邊に繋ぎ著して後人をして渡るを得せしむべし。若し比丘、彼船を盗まんに、若し(盜行具して)二分直に)滿つるには波羅夷なり。若し没して水中に著れ、若しは破り、若しは放ちて流れに隨うて去らしむるには越毗尼罪を得ん。比丘若し柁に乗り、渡りて彼岸に至らば、當に柁を牽いて岸上の現なる處

- 【一三】覆瘡衣(Kang upajohi)。瘡若しは皮膚病に惱む時に聽かれたる衣。
- 【一四】兩浴衣(Yasasasnikā)。兩期に用ふる浴衣。
- 【一五】鉢(Patta)。乞食の時、供養をうくる器。
- 【一六】大揮鐵・小揮鐵。揮鐵は鐵鎚・推夷とも音譯し、淺鐵鉢にして助食器なり。別名を鏡子(クンス)といふ。僧祇律(三十二)に鉢なくば鈎鉢若しは鐵鎚を用ふべしとあり。鈎鉢は小鉢にして Patta なるべし。即ち鉢の中に鈎鉢と大揮鐵と小揮鐵との三あること推知し得べし。孰れも大中小の三鉢の中に各この三助食器を具へしからん。
- 【一七】鉢養(Pattahavivāṇa)。平時に鉢を護持する爲の養。
- 【一八】絡養。四分律に作帶絡鉢とあれば、遊行の時首に繫ぐる爲に帶を附せる鉢養なるべし。三本及び宮本には浴養とせり。
- 【一九】流水養(Parisāvana)。有虫水を飲用することは第五十一波夜提に違犯する故に流水養を所持す。六物の一。
- 【二〇】鉢支(Pattānāṭṭhāna)。鉢底を支ふる器。
- 【二一】鐵筒(ṛogghana)。六物の中に鐵筒を加へて流水養を除くことあり。



には波羅夷なり。是れを「水中物」と名く。

(5) 「船物」とは、毗俱羅船・俱呵吒船・拔麗梨船・毗尸伽船・馬面船・象面船・魚面船・羊面船、或は一重乃至七重、或は壁あり、或は壁なき者、若しは、載象船・載馬船・載財物船・載瓦器船・載皮船・載鐵器船乃至、箒箠にして若し是の船筏を一處に繫著するに、若し比丘、盗心にて彼の船に觸れんには越毗尼罪を得ん、若し彼の船を動ぜんには偷蘭罪、本處を離れんに波羅夷なり。復、繩を斷ずと雖、船未だ本處を離れざらんには偷蘭遮、復本處を離ると雖、未だ繩を斷ぜざらんには亦偷蘭罪、若し繩を斷じ本處を離れんには波羅夷なり。若し本、船を盗まんと欲して物を盗まんとせず、人の覺るを畏るゝが故に物を合せて乗り去るに、本處を離ると雖未だ波羅夷ならず、若し物を捨て已りて船、本處を離れんに波羅夷なり。若し本、物を盗まんと欲して船を盗まんとせず、人の覺るを畏るゝが故に船を合せて乗り去るは未だ波羅夷ならず、船を捨し已りて物を持ち去らんに波羅夷なり。若し船と物とを合せ盗まんと欲せば、船、本處を離るゝに波羅夷なり。若し水底に持ち去らんと欲せば、没する時に波羅夷なり。若し人有りて船を岸邊に繫ぎ屏處に於て坐するに、比丘ありて船を盗まんと欲す。時に餘人有り、船主に語りて言はく、「出家人あり、汝の船を盗まんと欲す」。時に船主問うて言はく、「何道の出家なりや」。答へて言はく、「沙門釋子なり」。船主言はく、「苦なし、沙門釋子は與へざるには取らざるなり」と。是の時、比丘の身、船に觸れたるを以て、時に異人復船主に語りて言はく、「是の比丘已に汝の船を取りぬ」と。船主便ち疑ふらく、「是の比丘將に我が船を盗まんと欲する無からんや」とて、即ち起ちて問うて言はく、「尊者、何等をか作さんと欲するや」。時に比丘默然として應へず、便ち笥を以て船を擲りて去りぬ。船主追ひ喚うて言はく、「尊者、船に乗りて去ること莫れ、是の船は是れ王・若しは大臣・若しは婆羅門・長者・居士の許なり、是れ福船たり、是れ人を渡すの船たり」と。又復、比丘を恐怖して言はく、「弊惡の

は正青、長二三寸。  
【107】胡椒(Maric)。有部百一羯磨には未栗者と音譯す。同處には阿梨勒、阿摩勒、毗薩勒、華茨、胡椒の五を統稱して五果とし、時、非時、病、無病に隨意食すべきなりと記せり。  
【108】菓(Indraiva)。しやうが。  
【109】波羅悉多。波利開多迦(Parochhika = Pulitika)にして、帝釋天上の樹なりとせらる。波利質多羅ともいひ、香遍樹と譯す。此樹の根莖枝葉華實は皆通く忉利天宮に薰ずといはる。  
【110】槃那果。波那婆果・牛娜婆(Pannā)果なるべく、西域記には般那婆果とし、大して冬瓜の如く熟すれば黄赤にして、中に數十の小果ありて大さ鶴卵の如し。又更に之を破るに其汁黄赤にして甘味なりと記せり。  
【111】小五根。大五根。盡壽藥としての五根の名明かならず。  
【112】八種灰。明かならず。  
【113】隨物。比丘所・比丘尼に隨ふべき物、即ち所持品なり。  
【114】三衣(Tripitaka)。僧伽梨、勝多羅僧、安陀會の三衣。袈裟のこと。  
【115】尼伽檀(Nigāhāna)。坐具にして護衣・護身・護臥具及び體法の爲に用ふ。

ち前みて杖を以て水器を打ち(これを)破るに、悪心を以て他物を壊するが故に越毗尼罪を得るなり。諸の名水あり、所謂、瞻波國に、恒水あり、王舍城に、溫泉水あり、巴連弗邑に、恕奴河水あり、波羅末國に、佛遊行池水あり、沙祇國に、玄注水あり、舍衛城に、蒲多梨水あり、摩偷羅國に、搖蒲那水あり、僧伽舍國に、石蜜水あり。諸の貴人あり、使を遣して此の諸水を取り道に在りて止息するに、比丘あり渴の爲に逼られ、盗心を以て彼の水に觸るゝは越毗尼罪を得ん、水器中に入らんには偷蘭罪、若し水注ぎ斷じて(一分直に)滿つるには波羅夷、若し水注ぎて未だ斷ぜざる中に、悔心を起し重罪を犯せんことを畏れて、水を以て本器に還倒するは偷蘭罪を得るなり。諸の貴人あり、園中に遊戲して香池水を作るに、比丘あり盗心を以て彼の水を取らんに、而も水は錢に直せざれば其の香價を計し時に隨うて犯罪とす。是れを「水」と謂ふなり。

(4) 二水中物」とは、物有り水中に在りて生ず、所謂、優鉢羅・鉢曇摩・拘物頭・分陀利・須健提・藕根等及び餘の種々の水生植物なり。若し比丘、盗心を以て此の諸の水中生物に觸るゝに越毗尼罪を得、若し彼の物を動ぜんには偷蘭罪を得、若し本處を離るゝに(一分直に)滿つるは波羅夷なり。若し一花の直、(一分直に)滿つるは波羅夷にして、滿たざらんには一々に偷蘭罪なり。但し花を取りて地に著くに未だ波羅夷ならず、花束大重にして勝ぐる能はずして曳去るに、遠しと雖未だ波羅夷ならず、地より擧げ離さんに波羅夷なり。乃至、一切の水生植物も亦復是の如し。若し諸の貴人、遊戲浴池の中に於て、金銀の花及び諸の戲船、鳧雁鴛鴦(若しは)異類の鳥を作らんに、若し比丘、盗心を以て彼の物に觸るゝ時越毗尼罪を得ん、若し彼の物を動ぜんには偷蘭罪を得ん、若し本處を離るゝに(一分直に)滿つるには波羅夷なり。若し復、金・銀・瑠璃・車渠・馬瑙・珊瑚・琥珀・珂貝・赤寶、及び餘の八種を持ちて、若し人、此の衆物を以て水中に藏するに、比丘盗心を以て彼の物に觸るゝは越毗尼罪を得ん、若し彼の物を動ずるは偷蘭罪、若し本處を離るゝに(一分直に)滿つる

【七七】食氣。日中を過ぎては比丘は齒に格るものを食べるものが出来るのみならず、食の氣分あるすら禁ずるのである。

【七八】盡壽藥。盡壽壽藥とも終身藥ともいひ、形壽即ち生命ある間食と共に宿して時と非時とを問はず、必要に應じて受用することが出来る藥體をいふ。

【七九】阿梨勒(Alitaka)。善見律に阿羅勒とは大棗の如く其味酢苦にして服すれば利を便にすとあり。有部百一羯磨には阿梨得積とす。

【八〇】毗薩勒(Vahitaka)。善見律に鞞薩勒とは其形桃子の如く其味甜にして服すれば能く厥(寒き)瘧を治すとあり。百一羯磨には毗薩得伽とせり。

【八一】阿摩勒(Amalaka)。善見律に此はれ餘甘子なり、廣州土地にあり、其形(姿)梨子大の如しとあり。阿末羅とも音譯す。菴沒羅果は食用にして大棗梨の如くにて食用にして、阿末羅は形圓く徑一寸許りにして藥用なり。百一羯磨には菴摩洛迦とせり。初め稍苦澁、水を飲むに美味となる。渴を止むるに効ありといふ。

【八二】菴茨(Tripali)。百一羯磨には菴茨利とす。菴蔴のこと。子は桑椹の如く、熟時に



羅夷なり。若し比丘、直に渠を壊するを欲せずして、方便して假に搏木を牽き水をして決出せしめんとするに、牽く時越毗尼罪を得、水流れて田に入らば偷蘭罪、(一分直に)満つるは波羅夷なり。若し方便を作して牛羊踏駝を驅りて渠を壊する者も亦是の如し。若し比丘、嫉妬心に渠を壊して水を棄つるは越毗尼罪を得るなり。若し比丘、估客と共に曠野の中を行くに、人ありて言はく、「明後日當に水(ある處)に至るべし」と。時に估客あり、大に水を擔うて行くに、比丘甚だ渴して水を乞ふも得ず、便ち瞋恚して言はく、「弊惡の人よ、汝何ぞ乃し憚貪なる、多く水を持ち行いて、亦自らも飲む能はず、亦、畜生にも與へず、亦、沙門、婆羅門にも與へず、久しからずして當に棄つべけん、水を用ひて何かせん」と。比丘便ち彼の水器を壊せんに、惡心を以ての故に越毗尼罪を得るなり。若し人、家中に器を以て水を儲ふるに、若し比丘の親里、知識焼かれ、比丘、盜心を以て水を取りて火を救ふに、若し觸るゝは越毗尼罪を得、彼の水器を動(ぜんに)偷蘭罪を得、水を以て火に澆ぎ(一分直に)満つるには波羅夷なり。若し憶念して「當に水を還すべし」と言ひ、若しは直を與へて取用せんには不犯。若し彼の家焼かれんに、即ち彼の水を以て助けて火に澆ぐは不犯なり。若し時世、早に遭ふこと十年二十年、人ありて池水若し井水を守護せんに、比丘、盜心を以て器を持ちて水を取らんとて、彼の水に觸るゝは越毗尼罪、水を盛る時は偷蘭罪、若し水を擔うて池を離れんに(一分直に)満つるは波羅夷なり。若し池に院ありて門を閉ぢたるに、比丘、盜心を以て筒を持ちて遙に水を飲むに、水連續して斷ぜず(一分直に)満つるには波羅夷、口々に飲みて息まんに口々に偷蘭罪なり。若し井水に、比丘、盜心を以て罐を下す時越毗尼罪を得、若し水器に入る時偷蘭罪を得、水を持ちて井を離るゝに(一分直に)満つるには波羅夷なり。諸の外道家あり、器を以て水を儲ふるに、其家燒かれて外道荒懼す。比丘、兩時便ち是の念を作さく、「是の如き是の如き子は惡邪外道にして、常に佛法を妬み沙門釋子を毀せしめり。今當に汝に申るべし」と。便

は甕を婢とし、聖本には婢とせり。甕と婢と婢と皆同音寫なり。

【六六】比棧油・比周椶陀油・迦蘭連油。明かならず。

【六七】差羅油。巴利 Sīrāṇapāṇi 等に相當すとせば芥子油なり。梵 Sīrāṇa は白芥子なれば、差羅油とは白芥子の油なるべし。

【六八】阿提目多油。蘇麻音義に阿提目多加は花樹なりとあり。梵(Amritaka), B(Anti-mutaka)は善思花、莖勝子、龍紙華といひ、華赤く葉青く油となすに堪ふ。

【六九】椶頭油。巴利の Madhu-kakka 即ち蜜を含める樹より取りし油なるべし。

【七〇】軍荼蜜・布底蜜。明かならず。

【七一】黃蜂蜜(Pingala malk-khita)。

【七二】黑蜂蜜(Bharana jay Ivaṇṇa)。

【七三】槃施蜜・那羅蜜・椶闍蜜・摩訶毗梨蜜。明かならず。

【七四】修々羅脂(Maṅḍikāvaṇṇa)。

【七五】脂肪(Chakravasi)。脂は猪なり。

【七六】澆洗。三本及宮本には灑洗とす。澆洗とする方正しかるべし。食氣なからしめんには澆すべきが故なり。

比丘に語りて言はく、「道路猶ほ遠きに水復盡さんと欲す、爾許の水は以て尊者に供へん、爾許の水は我れ自ら飲まん」と欲す」と。估客施す所の如くに、比丘應に當に其の量の如くに飲むべし。若し盜心にて多く飲みて、(一分直に)滿つるは波羅夷なり、滿たざるは偷蘭罪なり。估客復言はく、「今、尊者に供給する水飲、願はくは他に與ふること莫れ」と。時に老病人あり熱渴の爲に逼られ、來りて比丘より水飲を乞ふに、比丘慈心もて彼の病者に給せんとて是の思惟を作さく、「主人是の言を作せりと雖、彼の病愁む可し、我れ今水を以て之れに施さん、主人故に當に怪責せられざるべし」と。(これ)同意を以ての故に不犯なり。人有り船に乗り水を載するに、比丘、渴の爲に逼られ、盜心にて彼の船上の水に觸るゝは越毗尼罪を得ん、若し鉢若しは、隄夷を以て彼の水を盛るに未だ船を離れざらんには偷蘭罪、若し水を持ち去き身衣盡く船を離れんに(一分直に)滿つるは波羅夷なり。彼の水器を穿つは越毗尼罪、若し筒を以て穿孔に就いて水を飲まんに(二分直に)滿つるは波羅夷、若し稍々飲みて數々止むるは口々に偷蘭罪なり。若し水器先に孔を塞ぐあり、盜心を以て塞を抜かんには越毗尼罪を得、水、器中に注がば偷蘭罪を得、若し水注ぎ斷じて(一分直に)滿つるは波羅夷なり。若し水運り注ぎて未だ斷ぜざるに、即ち悔心を起して重罪を犯せんことを畏れ、還、水を以て本器中に倒にする者は偷蘭罪なり。若し船と合に(水を)盜まんと欲する者、順に牽きて船尾船頭處を過ぎんに波羅夷なり。若し倒に船を牽く者、(即ち)船頭、船尾處を過ぐるに、若しは右邊より傍に牽いて左(邊)、右(邊)を過ぐるは波羅夷なり。若し左邊より傍に牽くも亦是の如し。若し小船動じ易き(もの)に、比丘盜心にて觸るゝは越毗尼罪を得ん、若し彼の小船を動ずるは偷蘭罪、若し本處を離るゝに(一分直に)滿つるは波羅夷なり。若し人、漑灌の渠より水を流すあらんに、或は一宿(流水)の直一錢、乃至、一三三四五錢なり。若し比丘、若し佛法僧の爲に自ら爲に盜心ありて、彼の渠を壞する者は越毗尼罪を得ん、水流れて田に入らんに偷蘭罪、(一分直に)滿つるは波

- に相當する果名を見出すを得ざるも有部百一羯磨には毛者漿として熟せる芭蕉子是なりとあるにより、巴利の Moon は毛者漿のことなること明かなり。
- 【七六】 爾伽提、劫頰羅、婆羅渠は明かならず。
  - 【七七】 甘蔗漿。四分・五分に存するも十部、有部に存せず。巴利に Madhu panau あるもこれは蜂蜜より作れるもの (Makkhikamadu) にして甘蔗漿 (Uoohunha nibbatana) にあらずれば今相應せず。
  - 【七八】 阿梨陀藥、味波梨藥、明かならず。
  - 【七九】 七日藥。病比丘の爲に七日間煮へ食するを聽されたるもの六種を列す。酥 (Sappi) 油 (Teina) 蜜 (Madhu) 石蜜 (Phanta) 脂 (Vasa) 生酥 (Navañita)。
  - 【八〇】 牛酥 (Gosappi)。
  - 【八一】 水牛酥 (Ajikappi)。
  - 【八二】 殺羊酥 (Mahas sappi) めひつじの酥。
  - 【八三】 羶羊。胡羊にして、額肉垂下せる羊。
  - 【八四】 黃藍油、阿陀斯油。知り難し。宋・元・明・宮本には黃藍を黃藍となせり。
  - 【八五】 蓖麻油 (Erapatola)。ひまし油なり。宋・元・宮本に



不淨物に觸るゝは越毗尼罪を得、若し彼の物を動ずるは偷蘭罪、若し本處を離るゝに(二分直に)滿つるは波羅夷なり。

復た十六種物あり、地・地中物、水・水中物、船・船中物、乘・乘中物、四足・四足上物、兩足・兩足上物、無足・無足上物、虚空・虚空中物なり。

(一)云何が地なる。金鑛・銀鑛・赤銅鑛・鉛錫鑛・白鑛鑛・空青・曜黃・石膽・鹽・石灰・赤土・白垩、乃至、瓦師の土を取るの地、是れを「地」と名く。若し比丘、盜心にて此の諸地に觸るゝは越毗尼罪を得、若し彼の物を動ずるは偷蘭罪、若し本處を離るゝに(二分直に)滿つるは波羅夷なり。

(二)「地中物」とは、若し人、物を藏して地中に著かんに、所謂、錢・金・銀・頗梨・珂貝・眞珠・車珠・馬瑙・酥瓶・油瓶・石・蜜瓶・根・莖・枝・葉・果等の諸藥、乃至、八種物を藏して地中に著くを、是れを「地中物」と名く。若し比丘、盜心にて、此の地中物に觸るゝは越毗尼罪を得、若し彼の物を動ずるは偷蘭罪、若し本處を離るゝに(二分直に)滿つるは波羅夷なり。

(三)水とは、水に十種あり、河水・池水・井水・龍淵水・清水・溫泉水・不病水・雨澇水・空中水・長流水なり。處ありて水貴く、處ありて水賤し、或は一錢にて四・五瓶を得、或は一切の所有物もて一瓶を得る(あり)。村城邑に近くして好水あるが如きは、一錢にて五六瓶を得。估客ありて遠く行かんに、路、曠遠なるに由り、或は五由旬、或は十、乃至五百由旬なるにも道路に水なきには、彼の諸估客皆各水を負ひ去き、或は自に供ふるものあり、或は賣る者あり。時に一估客あり、水少くして足らず、熱渴の爲に逼られ便ち是の念を作さく、「若し我れ存せんには自ら能く錢を得ん、若し我れ渴死せなば錢復何ぞ用ひん」とて、盡く錢物を以て一瓶水を買ひぬ。時に比丘あり估客に隨うて行くに、估客常に比丘に水を供給せるも、未だ所在に至らざるに水便ち盡きんと欲せり。時に估客、

行を修する者非時諸漿を飲みたるを承けて聽かれたるものなりといふ。漢譯諸律並に巴利律は皆八種漿(Ajita panā, 三)を列ぬるに、彌那僧祇律のみは十四種漿をあげたり。註(三)の(四)参照。

【六九】菴羅漿(Ambupanaka)。四分律には梨、十誦律には周梨とせり。マンゴー果より作れる漿なり。  
【七〇】拘梨漿。五分律の俱羅果、十誦律の拘樓、有部百一羯磨(五)の孤落迦、巴利律のCoonに相當するが如し。若し然りとせば孤落迦は酸漿なれば四分律の酸漿と一致す。  
【七一】安石榴漿・巖哆梨漿。明かならず。  
【七二】蒲桃漿。四分・五分・十誦も蒲桃(萄)とせり。巴利のMurtikaに對て、有部の蔓菓漿に相當す。  
【七三】波樓沙漿。十誦の頗留沙、五分の波樓、四分の婆樓師、有部の鉢嚙嚙、巴利のPharungāに相當す。其果狀は婆菓子(の如し)と有部百一羯磨に註する故に蔓生植物にして蒲萄に似たるも味苦かるべきに、善見律には菴羅果に似たりといへり。  
【七四】菴羅漿。明かならず。  
【七五】芭蕉漿。巴利の mooa panam に相當するも他の律

(ある)地を除ける餘の一切の地にして、此の諸藥には食氣なければ、頓に受けて病比丘は終身服するなり、是れを「終身藥」と名く。若し比丘、盜心にて終身藥に觸るゝは越毗尼罪、彼の物を動ずるは偷蘭罪、本處を離るゝに(一分直に)滿つるは波羅夷なり。

「隨物」とは、三衣・尼師檀・覆瓿衣・雨浴衣・鉢・大健鐵・小健鐵・鉢囊・絡囊・漚水囊・二種腰帶・刀子・銅匙・鉢支・鍼筒・軍持・澡罐・皮瓶・鋤・杖・革屣・緞蓋・扇・及び餘の種々の所應着の物、是れを「隨物」と名く。復、俗人の隨物あり、軍器・刀杖・衣服、及び餘の種々の白衣所着の衆物をも、亦、「隨物」と名く。若し比丘、盜心にて隨物に觸るゝは越毗尼罪を得、彼の物を動ずるは偷蘭罪、本處を離るゝに(一分直に)滿つるは波羅夷なり。

「重物」とは、牀・臥具、及び餘の重物なり。牀・臥具とは、臥牀・坐牀・小褥・大褥・拘躰・枕なり及び餘の重物とは、一切の銅器・一切の木器・竹器・一切の瓦器なり。銅器とは、銅瓶・銅釜・銅鑊・銅杓、及び餘の種々の銅器、是れを銅器と名く。木器・竹器とは、木臼・木瓶・木甕・木椀・木杓・竹筐・竹席、乃至、竹筥、及び餘の種々の一切木器・竹器、是れを竹器・木器と名く。瓦器とは、大甕より乃至燈蓋に至る、是れを瓦器と名く。牀・臥具及び種々の餘物、是れを「重物」と名く。若し比丘、盜心にて此の重物等に觸るゝは越毗尼罪を得、彼の物を動ずるは偷蘭罪、本處を離るゝに(一分直に)滿つるは波羅夷なり。

「不淨物」とは、錢・金・銀なり。比丘は觸るゝを得ざるが故に「不淨物」と名く。若し比丘、盜心にて不淨物に觸るゝは越毗尼罪を得、若し彼の物を動ずるは偷蘭罪、若し本處を離るゝに(一分直に)滿つるは波羅夷なり。

「淨不淨物」とは、眞珠・琉璃・珂貝・珊瑚・頗梨・車珠・馬腦・璧玉にして、是の諸の寶物に觸るゝを得るも、著するを得ざるが故に、「淨不淨物」と名く。若し比丘、盜心にて此の淨

ni-ga-lo(提彌提彌祇羅) anti-

ra naga gandhabhaの六種

を列ね、此等は各身長一由旬

二百由旬、三百由旬、四百

由旬、五百由旬のものありて

大海中に樂み住すとあり。玄

應音義に四種ありといふも巴

利律には提彌・提彌祇羅・提彌

提彌祇羅の三種のみ。

【六三】修羅は明かならず、阿

修羅にもあらず、次の修々羅

と同種類にしてそれより形小

なるものなるべし。

【六四】修々羅(Surand)。鰐な

り。次の修々磨羅よりは小な

るものに非ざるか。

【六五】修々磨羅(Sumamara)

善見律一七に失守摩羅者鰐魚

也とあり。

【六六】越毗尼罪。註(二)の八

二(越毗尼心海の下參照。

【六七】滿。原漢文には離本處

滿者波羅夷とあり。滿とは一

屬利沙槃の四分の一、即ち五

錢若しは五錢の直ひに相當す

るものを盜む時は波羅夷罪と

なる意。以下(一)の中に一分

直を入れたるは皆此意を示す。

【六八】夜分藥。午後に飲むこ

とを聽されたる藥、午前中を

時とするに對して是を非時食

又は非時藥といひ、初夜即ち

午後十時までに飲むべきもの

なる故に夜分藥又は初夜相應

法ともいふ。過去の諸仙の梵



食」と名く。若し比丘、盜心に時藥に觸るゝは、越毗尼罪を犯じ、彼の物を動ぜんには偷蘭罪を得、本處を離るゝに(一分直に)滿つるは波羅夷なり。

一、夜分藥一とは、十四種漿にして、一に、菴羅漿、二に、拘梨漿、三に、安石榴漿、四に、巖哆梨漿、

五に、蒲桃漿、六に、波樓沙漿、七に、健提漿、八に、苜蓿漿、九に、羅伽提漿、十に、劫頗羅漿、

十一に、婆羅渠漿、十二に、甘蔗漿、十三に、呵梨陀漿、十四に、吐波梨漿、此の諸漿を初夜に受けて

初夜に飲み、中夜に受けて中夜に飲み、後夜に受けて後夜に飲み、食前に受けて初夜に至りて飲む、

是故に「夜分藥」と名く。若し比丘、盜心にて夜分藥に觸るゝは、越毗尼罪を犯じ、彼の物を動ずる

は偷蘭遮罪、本處を離るゝに(一分直に)滿つるは波羅夷なり。

「七日藥」とは、酥・油・蜜・石蜜・脂・生酥なり。「酥」とは、牛(酥)・水牛酥・羖羊(酥)・羴羊酥、酪

駝酥なり。「油」とは、胡麻油・蕪菁油・黃藍油・阿陀斯油・苳麻油・比樓油・比周綬陀油・迦蘭遮油・

差羅油・阿提目多油・縵頭油・大麻油及び餘の種々の油を、是れを名けて「油」と爲す。「蜜」とは、

軍荼蜜・布底蜜・黃蜂蜜・黑蜂蜜、是れを名けて「蜜」と爲す。「石蜜」とは、檠拖蜜・那羅蜜・縵闍

蜜・摩訶毗梨蜜、是れを「石蜜」と名く。「脂」とは、魚脂・熊脂・羆脂・修羅脂・猪脂にして、此の

諸脂に骨なく、肉なく、血なく、臭香なく、食氣なきには、頓に受けて七日(の間)病比丘、食する

ことを聽すなり、是れを「脂」と名く。「生酥」とは、牛羊等の諸の生酥にして、淨く、漉洗して

食氣なくば、頓に受けて七日、病比丘、食するを聽すなり。此の諸藥清淨にして食氣なくば、一

時に頓に受けて七日(の間)服することを得るが故に「七日藥」と名く。若し比丘、盜心にて七日藥に

觸るゝは越毗尼罪、彼の物を動ずるは偷蘭罪、本處を離るゝに(一分直に)滿つるは波羅夷なり。

「盡壽藥」とは、呵梨勒、毗離勒、阿摩勒、薯蓣、胡椒、薑、長壽果、仙人果、乳果、豆色果、

波羅悉多果、梨那果、小五根、大五根、一切の鹽、八種の灰を除ける餘の一切の灰、石蜜の滓

【五】 法智。註(一の六九)參照。是より以下は波羅夷の解釋にして、註(二の七〇)より八一まで參照。

【五五】 時藥。以下は右の戒文解釋中の「盜物」八種の註釋なり。時藥は午前中に食すべき藥體にして午後には食するを禁ぜるものなり。

【五六】 藥樓根。原本には寘樓根とあり。宋・官本には寘とあり。明本には寘とせり。寘も寘も字典に記さず、今、宋元・官本により寘とせり。梵音をうつせるもの、何物なるか知り難し。

【五七】 薑菴根。大根及び薑菴根。

【五八】 薑句・闍致。波薩陀は明かならず。

【五九】 莠子。稷に似て賣らぬ一種の穢草なるも、今は十七種穀中の名なれば稷と解すべしなり。

【六〇】 脂那句。(梵)Oṃkrahに相當すとせば大豈ならんか。

【六一】 俱陀婆。(梵)Kodruvāhに相當すとせば芥子なるべし。

【六二】 提彌祇羅。低迷宜羅。蠶民伽羅。低民祇羅とも音譯し、大身魚をいふ。大小四種ありて次第に吞啖すとす。

【六三】 巴利律(Chul. IX, 3)には(Timā提彌)timā-mi-gaḥ(提彌祇羅)timā-

「王捉ふ」とは、王、人をして執へ、或は其手及び餘の身分を捉へしむるを、是れを「捉ふ」と名く。  
「殺」とは、其命を奪ふを、是れを「殺」と名く。

「縛」とは、或は屋を以て縛り、或は城を以て縛り、或は材を以て縛り、或は鎖絆を著け、或は紐械を著くるを、是れを名けて「縛」と爲す。

「擯出」とは、聚落を驅出し、城を驅出し、國を驅出するを、是れを「擯出」と名く。

「咄、男子、汝賊なり、汝癡なり、汝愚癡なり」とは、呵責の辭なり。

「比丘、是の如きは波羅夷を犯す、應に共住すべからず」との「波羅夷」とは、謂く法智に於て退液墮落して道果の分なし、是れを波羅夷と名く。是の如くに乃至、盡智・無生智の彼諸智に於て退液墮落して道果の分なきを、是れを波羅夷と名く。又復、波羅夷とは、涅槃に於て退液墮落して證果の分なきを、是れを波羅夷と名く。又復、波羅夷とは、不盜法を離れて退液墮落するを、是れを波羅夷と名く。又復、波羅夷とは、犯す可き所の罪、發露悔過すべからざるが故に、波羅夷と名く。

「時藥」とは、一切の根、一切の穀、一切の肉なり。「根」とは、治毒草根、藕根、筍樓根、芋根、蘿蔔根(大根)、葱根、是れを「根」と名く。「穀」とは十七種あり、一に稻、二に赤稻、三に小麥、

四に麩麥、五に小豆、六に胡豆、七に大豆、八に豌豆、九に粟(あは)、十に黍(きび)、十一に麻子、十二に薑(しょう)、十三に鬮致、十四に波薩陀、十五に莠子、十六に脂那句、十七に俱陀婆、是れを

「十七種穀」と名く。「肉」とは、水陸の蟲肉なり。云何が、水蟲なりや。「水蟲」とは、魚、龜、提彌祇羅、修羅、修修羅、修修磨羅、是の如き等の水中諸蟲の食す可き者、是れを「水蟲」と名く。云

何が、陸蟲なりや。陸蟲とは、兩足、四足、無足、多足、是の如き等を「陸蟲」と名く。是の如き根食、穀食、肉食を「時食」と名く。何を以ての故に、時に食するを得て非時に食するを得ず、是れを「時

Kumbhacaria)。病人の爲に七日間著ふるを聽されたる酥。

【四三】 盡壽藥 (Yavajivhana-dhe-ya)。鹽胡椒等の如き生涯者へ用ふるを聽されるもの。

右の四一—四四までは比丘の慧命を養ふものなれば孰れも藥の字を用ひ、之れを總稱として四藥といふ。

【四五】 十六督監。原漢文には、隨其所盜者不如十六督監盜取王家一枚小錢買瓜食之爲王所殺、王無定法自隨其意とあり。十六督監の意味明かならず。従つて不如の二字の譯文正しきを得ざるべし。或は十六大國の督監の意に非るなきか。

【四六】 刹利。註(一)の七七)參照。

【四七】 婆羅門。註(一)の二六、二七)參照。

【四八】 長者。註(一)の七九)參照。

【四九】 居士。註(一)の二六、八〇)參照。

【五〇】 受職。註(一)の二二五)初受位の下參照。

【五一】 擯出 (Pabbhāna)。巴利律文には (Oro 'si ballo 'si mahho 'si theno 'siti) とありて「咄、男子」に相當する語なし。

【五二】 呵責の辭 (Paribhāsa)。



に、水渠、溝壘、籬柵外にして聚落界を除ける餘を盡く「空地」と名く。「放牧聚落(空地)」とは最邊なる巷舎の外にして聚落界を除ける餘を盡く空地と名く。「伎兒聚落(空地)」とは、最邊なる車の外にして聚落界を除ける餘を盡く空地と名く。營車聚落(空地)とは、最邊なる車の外にして聚落界を除ける餘を盡く空地と名く。牛眠聚落(空地)とは、最邊なる家の外にして聚落界を除ける餘を盡く空地と名く。四家及び一積薪聚落(空地)とは、最邊なる家の外にして聚落界を除ける餘を盡く空地と名く。

「與へざるに」とは、若は男、若は女、若は黃門、二形、在家、出家の與ふること有ること無き者を、盜心にて取るなり。

「盜物に隨うて」とは、「物」に八種あり、一には時藥、二には夜分藥、三には七日藥、四には盡壽藥、五には隨物、六には重物、七には不淨物、八には淨不淨物にして、是れを名けて「八」と爲す。

「取」とは、取は物を捉へて本處を移離するに名く、是れを名けて「取」と爲す。

「其所盜に隨ふて」とは、十六督監に如かず。王家の一枚の小錢を盜取し、瓜を買ひて之れを食せんに、王の殺す所と爲らん。王に定法無ければ自ら其の意に隨ふこと、或は小盜をも便ち殺す(あり、或は盜むこと多きに死せざるあり。當に世尊が瓶沙王の法を問ひたまへるが如くなるべし、「大王、國を治むるに、盜、幾錢を齊りて死に至り、幾錢にて驅出し、幾錢にて刑罰するや」と。瓶沙王、佛に答ふらく、「十九錢を一羅利沙榮と爲し、一羅利沙榮を分ちて四分となし、若し一分を取り、若しは一分直を取らんに、罪應に死に至るべし」と。今、一所盜に隨ふ」との義は、此れを以て准と爲す。

「王」とは、王は刹利、婆羅門、長者、居士の、受職して王と爲るに名く。

はずしも四軒の住家をいふにはあらざるべし【二五】以下は皆牆等の院相なきも人の住みうる處を列ねしなり。

【二六】空地(Avanthi)。家落及び聚落界を除ける以外の地。

【二七】垣牆院。垣は低きか、墻は高きか、院は垣、墻ある處をいふ。

【二八】聚落界(Gāṇuṇḍīyam)。聚落舎の入口に立ちて中人が石を擲けて及び到る處以内をさす。中人とは弱からず強かく人なり。巴利律には Gāṇuṇḍīyo namo parikkhānassa gāṇuṇḍīyo indrakhīlo bhikkhavo manjhiṇṇassa purīnassa loḍḍaṅgato となり。

【二九】最邊の巷舎。村はづれの家、最邊の意。

【三〇】黃門。註(一)の一八四、二の六六參照。

【三一】二形(Ubhatoyaṇḍīman-kā)。兩性所有者にして二相者ともいふ。

【三二】盜心取(Thēyyasam-khāṇa, āhāya)。

【三三】時藥(Yavakikkānāho-bājjā)。午前中に食すべき堅軟の食物。

【三四】夜分藥(Yāmakālikānā-bhojanā)。日中より初夜(午後六時より十時まで)に飲むべき藥類。

【三五】七日藥(Sattāhan-kā-

打ちて那俱羅を殺しぬ。既にして門内に入るに、自ら其の兒、庭中に坐し指をニロシ味レ吸ハなりして戯る、又た毒蛇の七分して地に在るを見、是の事を見已りて即ち大に憂悔せり。時に婆羅門深く自ら苦責すらく、「是の那俱羅、善く人情ありて我が子の命を救ひしに、我れ善く觀察せずして卒に便ち之れを殺せること、痛むべし憐むべし」とて、即ち便ち迷悶して地に躓れぬ。時に空中に天あり、即ち偈を説いて言はく、

「宜しく審諦して觀察すべし、卒に威怒を行すること勿れ、善友と恩愛と離れん、枉害して良善に傷くること、喻へば婆羅門の、彼の那俱羅を殺せるが如し」と。

佛、諸比丘に告げたまはく、「爾時の婆羅門とは豈に異人ならんや、即ち瓶沙王是れなり。彼れ昔時に於て會て輕躁を以て事を作し、尋いで悔いたりしが、今復是の如し」と。

佛、諸比丘に告げたまひて、王舍城に依止せる比丘を皆悉く集めしめ、「……乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし」。

「若し比丘、聚落と空地とに於て、與へざるに取らんには、盜物に隨うて王或は捉へ、

或は殺し、或は縛り、或は擯出して、咄、男子、汝、賊なりや、汝癡なりや」と言はん。比

丘是の如くに與へざるに取らんには波羅夷なり、應に共住すべからず。(第二戒緣竟)

一比丘とは、比丘は、具足を受け、善く具足を受けたるに名く。一白三羯磨に遮法なく、和合せる。十衆(若しは)十衆以上(あり)、年滿二十なるを、此れを「比丘」と名く。

「聚落」とは、聚落は若しは都て墻にて圍遶し、若しは水渠、溝壟、籬柵にて圍遶せるに名く。又復、聚落とは放牧聚落、伎兒聚落、營車聚落、牛眠聚落にして、四家及び一積薪をも亦「聚落」と名く。

「空地」とは、空地は垣、墻、院の外なるに名け、聚落界を除ける餘を盡く「空地」と名く。「聚落界」とは籬を去ること遠からず、多人の行く所、蹤跡到る處、是れを「聚落界」と名く。是の如く

【一〇〇】 噉指。指を吸ふなり。

【一〇一】 乃至。制戒の時の定まれる言葉乃至して略せるもの、註(一)の九八の本文参照。

【一〇二】 波羅夷第二盜戒第三制空地。註(二)の一八一参照。

【一〇三】 波羅夷第二盜戒戒文解釋。

【一〇四】 具足。註(一)の二〇〇参照。

【一〇五】 一白三羯磨。註(二)の二〇一参照。

【一〇六】 十衆。註(二)の二三滿十倍参照。

【一〇七】 聚落(Gāma)。墻・渠・溝・籬にて取圍まれたるをいひ、中に一夫婦以上住居するを聚落といふ。

【一〇八】 放牧聚落(Gonāthi bhūti)。牛舎の建てる處。これ墻等にて圍まざる處、即ち院相不用圍のものなり。

【一〇九】 伎兒聚落。道中にて旅藝人が藝をする時に集まり來れる一群の範圍。

【一一〇】 營車聚落。營車とは行旅商隊(Trade)の車にして、商人が賊を防ぐ爲に車を以て圍陣を造りて中に寄宿するをいふ。

【一一一】 牛眠聚落。明かならず。草・木・土にて造れる小屋(Khēpi bhūti)ある處との意にして、必



門あり、錢財あること無く、乞を以て自ら活きぬ。是の婆羅門、婦あれども兒子を生ぜず、家に那俱羅蟲ありて便ち一子を生ぜり。時に婆羅門、子なきを以ての故に、彼の那俱羅の子を念じて其の兒想の如くし、那俱羅の子も婆羅門に於て亦父想の如くせり。時に婆羅門、他舍に於て會せるに、或は乳酪を得、及び餅肉を得ては持ち還りて家に歸りて那俱羅に與へぬ。又後の時に於て婆羅門の婦忽ちに便ち娠あり、月満ちて子を生ずるに、便ち是念を作さく、「是れ那俱羅、(我れに)吉祥の子を生じて能く我れをして兒あらしめぬ」と。時に婆羅門、出で乞食を行ぜんと欲し、時に便ち婦に勅して言はく、「汝若し出で行かんには、當に兒を將ゐて去くべし、慎んで後に留むること莫れ」。婆羅門の婦、兒に食を與へ已りて、便ち比舍に至り碓かららすを借りて穀を舂きぬ。是時、小兒に酥酪の香あり、時に毒蛇あり香に乗じて來り至り、口を張り毒を吐きて小兒を殺さんと欲せり。那俱羅蟲、便ち是念を作さく、「我が父出で行き、母亦在らず、云何がせん、毒蛇は我が弟を殺さんと欲す」と。(偶に)説く所の如し。

「毒蛇と那俱羅、飛鳥及び秃梟、沙門と婆羅門、繫母及び前子とは、常に共に相憎嫉し、毒を懷いて相害せんと欲す」。

時に那俱羅、便ち毒蛇を殺して、段ちて七分と爲しぬ。復、是念を作さく、「我れ今、蛇を殺して、弟をして活くるを得せしめぬ。父母知らば必ず當に我れを賞すべし」とて、血を以て口に塗り、門に當りて而して住し、父母をして之れを見て歡喜せしめんと欲せり。時に婆羅門、始め外より來り、遙に其の婦の、舍外に在るを見て便ち瞋恚して言はく、「我れ、行く時に當に兒を將ゐて去くべしと教へしに、何ぞ以て獨り行きしや」と。父門に入らんと欲して、那俱羅の口中に血あるを見て便ち是念を作さく、「我が夫婦在らず、是の那俱羅、後に於て將に我兒を殺して食ふこと無かりしや」と。(即ち)瞋恚して言はく、「徒に此の蟲を養ひて其の爲に害せられぬ」とて、即ち前んで杖を以て

【二七】 那俱羅蟲 (Naga)。猶  
蛇の屬にして蛇を好んで食す。

【二八】 比舍。隣家のことなり。

【二九】 繫母。諸本にも皆繫母  
とせり。恐らくは繼母の意に  
して、繫は繼の同音寫ならん。

大に愁憂すらく、昔より來、久遠にして始めて一愚癡人ありしに、如何が今は未だ幾時をも経ざるに已に千數あり、將に是れ末世にして惡法增長せんとするや」と。王、群臣に勅(ちやく)して、無憂園中に於て灑掃燒香し、繪幡蓋を懸け、備に種々の筍(たけのこ)飲食を辦(た)へしむ。臣即ち教の如くにして、王の所勅に備へぬ。時に王、出遊して諸群臣、十八部衆と與に無憂園中に詣り、王既に坐し已りて諸群臣に問ふらく、「愚人今何處に在りや、喚びて將(ま)る來る可し」と。愚人盡く至るに、王、愚人の久しく園中に在りて衣被垢膩(びやくごに)し爪長く髮亂るを見て、即ち群臣に勅すらく、「まさか愚人を將(ま)る去いて、沐浴し、衣を新にし、髪を剪り、甲(つめ)を截ち、然して後に將(ま)る來れ」と。來り已りて種々に飲食を與へ、賜ふに財寶を以てして其の所須を恣(ま)にせしめ、即ち愚人に勅すらく、「汝等家に還りて父母に供養し、家業を勤修して復賊と作ること莫れ」と。爾時、愚人、王の告勅を聞いて歡喜奉行せりき。時に彼の國王即ち王位を以て太子に授與し、家を出で山に入りて仙人法を學びぬ。是の時、國王は而も偈を説いて言はく、

「本、千の愚人を求めしも、會を作すこと期し難しと謂ひしに、如何が未だ幾時ならずして、千數忽ち已に満てんとは。惡法日夜に増さん、大會是に止みぬれば、世の惡人を離れんと欲す、宜しく時に當に出家すべし」と。

佛、諸比丘に告げたまはく、「爾時の國王、名稱とは豈に異人ならんや、即ち瓶沙王是れなり。瓶沙王、先世より以來常に罪報を畏れ、今既に王と爲り、續いて亦罪を畏れしなり」と。

諸比丘、佛に白して言さく、「世尊、云何が是の瓶沙王、教令して行ぜ(しめ)已れるに、尋いで復還悔いたりしや」と。佛、諸比丘に告げたまはく、「是の瓶沙王は但に今日教令して行ぜしめ已れるに、尋いで復還悔いたるのみにはあらじ、過去世の時、亦曾て還悔いぬ」。諸比丘、佛に白して言さく、「已に曾て爾りしや」。佛言はく、「是の如し」。佛、諸比丘に告げたまはく、「過去世の時、婆羅

【三】 繪幡蓋。繪(絹布)を以て作れる幡蓋と天蓋となり。共に佛世尊の成徳を標識せん爲に莊嚴の具となし、又福を祈る爲に立つるもの。

【四】 十八部衆。群臣としての十八の種類明かならず。

【五】 瓶沙王後悔本生譚。

【六】 婆羅門。註(一)の七八、一の八九参照。



諸比丘に告げたまはく、「是の瓶沙王は但に今世是の如くに罪を畏れしのみにあらず、過去世の時亦曾て罪を畏れぬ」。諸比丘、佛に白して言さく、「世尊、已に曾て爾りしや」。佛言はく、「是の如し。過去世の時、城あり、波羅奈と名け、國を二迦尸と名けぬ。爾時、王あり、號して名稱と曰へり。時に國の人民、皆工巧技術にて以て自ら生活せり。所謂、伎樂歌頌に、或は金銀寶器、華鬘、瑠璃嚴飾の具を作り、或は象馬を調へ、及び諸の道術、種々工巧、備に悉さざる無く、是を以て生活せり。若し工巧技術なき者は之れを愚癡と謂ひ、若し賊を作す者あれば亦愚癡と名けぬ。時に一人の、賊を作せるあり、國人縛りて王に送與して白して言さく、「大王、此の人愚癡の事を作せり、願はくは王之れを治したまへ」。王言はく、「止みね、止みね、世人、財を失し、世人、賊を作すとも、我れ復何すれぞ共に惡を作すを用ひんや」。王即ち思惟すらく、「當に何の方便を作して、我れ王事を治め、群臣をして惡法を知らず(惡法を)起らざらしむべき」。復更に思惟すらく、「昔より以來始めて一愚癡人あり、是の愚癡人、千を滿す能はざる(内)に我れ便ち命終せん」と。即ち愚人を將ゐて一大臣に付し、「我れ千の愚癡人を須る、用つて大會を作さん。若し當に數滿ちなば我れに白して知らしむべし」と。臣即ち愚人を執持して繋いで一處に在くに、王尋いで念言すらく、「是の愚癡の者、將に飢死することなからんや」とて、便ち大臣に告げて愚人を將る來らしめ、重ねて臣に告げて曰はく、「好く此の人を見て羸瘦せしむること莫く、我が無憂園中に著き、五欲、娛樂、伎樂を供給せよ」と。大臣、教を受け、即ち愚人を將ゐて王所勅の如くせりき。爾時、復愚人あり、王、愚人を捕へ得て、乃至、無憂園中に安置して伎樂供給するを聞き、便ち自ら身を送りて大臣の所に詣り、白して言さく、「我れは是れ愚癡人なり、大臣、王意を取らんと欲せば、來りて便ち無憂園中に送著せよ」と。是の如くにして久しからずして其數、千に滿ちぬ。臣、王に白して言さく、「愚人の數已に千に滿ちぬ、更に何等をか須ゐて當に速かに之れを辦ふべき」。王、此言を聞いて甚だ

【一〇】 波羅奈。註(一の三六)參照。

【二】 迦尸國。註(一の三七)參照。

【三】 道術。仙道幻術なり。

ぬ」王甚だ愁悔して即ち自ら念言すらく、「我れ今便ち法王の末と爲りて、非法王の始たり。夫れ王たる者は民物を憂念す、何ぞ人王にして人指を傷截せるあらんや」と。爾時、瓶沙王疾く嚴駕を勅して世尊に往詣し、佛足を頂禮して却いて一面に坐し、佛に白して言さく、「世尊、我が曾祖先王の罪人を治するの法、唯、手を以て頭を拍てるのみなりしに、次第に諸王及び我が身に至りては、惡法日に滋く正化漸く薄らぎ、謬りて王たるを得て人體を傷截せり。自ら惟ふに無道にして、愧懼實に深し」と。佛、大王に告げたまはく、「國を治めんば、盜、幾錢を齊りて罪應に死に至るべき、盜、幾錢を齊りて應に國を驅出すべき、盜、幾錢を齊りて應に刑罰を用ふべきや」と。爾時、瓶沙王、佛に白して言さく、「世尊、十九錢を以て一罰利沙槃と爲し、一罰利沙槃を分ちて四分と爲す。若し一分若しは一分直(あたひ)(の物)を盜まんば、罪應に死に至るべし」と。爾時、世尊、瓶沙王の爲に隨順説法し示教利喜したまふに、「示教利喜し已りて憂憤(心鬼)即ちに除こり、佛を禮して退きぬ。王去りて久しからずして、爾時、世尊、衆多比丘の所に往いて座を敷いて坐し、諸比丘に告げたまはく、「向に瓶沙王、我が所に來至し、我が爲に禮を作して一面に於て坐し、而して我れに白して言さく、「世尊、我が先曾祖の罪人を治するの法、手を以て頭を拍つのみにして正に化し、相承して乃し我が身に至りては(云々)」と。我れ即ち問うて言はく、「大王、盜、幾錢に至りて罪應に死に至るべき、乃至、應に罰すべきや」。王の言はく、「十九錢を一罰利沙槃と爲し、一罰利沙槃を分ちて以て四分と爲す。若し一分若しは一分直を盜まんば、罪應に死に至るべし。我れ瓶沙王の爲に隨順説法せるに、歡喜して而して去りぬ」と。佛、諸比丘に告げたまはく、「今より當に知るべし、十九古錢を一罰利沙槃と名け、一罰利沙槃を分ちて四分と爲し、若し一分若しは一分直を盜まんば、波羅夷を犯す」と。

時に諸比丘、佛に白して言さく、「世尊、云何が是の瓶沙王、罪を畏ること乃し爾りしや」。佛、

【四】法王。正しく罪を治せる如法の王(Kṛtadharmarāj)の意、非法王に對する言葉。

【五】罰利沙槃(Kaṭṭapaṇa)。古代摩揭陀國の貨幣、罰利沙槃は重量の名にして十九古錢に相當す。一罰利沙槃の四分の一をPaṭṭaとす。されば一Paṭṭaは約五錢(Paṅcamaṣaṭka or pañcamasakumattam)にして、この五錢若しは五錢以上(Chatrekaṭṭamāsaka)を盜まんば罪死に至ると定められしなり。

【六】一分直(Catvāriṇa)。一分即ち約五錢若しは其に相當する物品の意。

【七】隨順説法、示教利喜。世尊は瓶沙王の憂悔の心に隨順して法を説くことによりて、教へ、勵まし、樂ませ、喜ばせたまへりとの意。

【八】波羅夷。註(一)の六・二の(六八)參照。

【九】瓶沙王畏罪生禮。



## 卷の第三

## 四波羅夷法を明すの三

## 盜戒の餘

復次に佛、王舎城に住して廣く説きたまへること上の如し。瓶沙王の先祖の時、罪人を治する法として、(若し)賊を作す者あらば手を以て頭を拍つを以て嚴教と爲せしに、賊大に慙愧して死と異なる無く、後更に作さざりき。祖王の時に至りては、罪人を治する法として、(若し)賊を作す者あらんに灰を以て之れを圍み須臾にして放ち去るに、賊大に慙愧して死と異なる無く、後更に作さざりき。父王の時に至りては、罪人を治する法として、(若し)賊を作す者あらば驅りて城を出さしむるに、賊自ら慙愧して死と異なる無く、後更に作さざりき。瓶沙王の法として、(若し)賊を作す者あらば、驅りて國を出さしめて、是を以て教と爲しぬ。時に一賊あり、七反驅出せるも猶ほ故ほ來り還りて村城を劫殺せり。爾時、人あり此の賊を捉へ得て縛りて王に送與し、王に白して言さく、「此の賊七反驅出せるも猶ほ故ほ來り還りて村城を劫殺せり。願はくは王、苦治したまふべし」と。王、大臣に告ぐらく、「まさに是の賊を將り去りて、罪を以て之れを治せよ」。大臣白して言さく、「止みね、止みね、大王、王自ら罪を治して臣下に付すること莫れ。何ぞ王を捨て、臣下專輒すること有らんや。大王教令(せらるゝ)の時尊重せらる、正に王治に於て出でんに法久しく存せん」。王言はく、「將り去りて其の小指を截るべし」と。爾時、有司速に罪人を將りて急ぎ其の指を截りしも、王悔ゆるあらんかを恐れぬ。時に王即ち自ら試みに指を嚙むに痛み殊に忍び難し、即ち便ち信を遣して勅して大臣に語るらく、「彼指を截ること莫れ」と。臣、王に答へて言さく、「已に其指を截り

【一】王舎城。註(一)の一七  
一)參照。

【二】瓶沙王。註(一)の一七  
一・二の(一・一四)參照。

【三】專輒。もつばらにする  
意。

専ら愚にして直信なりしが後伴に語りて言はく、「是の羝羊は四脚の獸なるに而も義讓を用ひ、我れの婆羅門にして持戒多聞なるを知りて、數々我が爲に却行して路を開くを看よ」と。後伴答へて言はく、「婆羅門よ、汝、輕信して羊に義ありと謂ふこと莫れ、此れ相重んじて路を開きて相避くるにはあらず。羊鬪の法として將に前まんとして而も更に却くなり」と。前に在りて行く者、其の語を信ぜずして羊の觸るゝ所と爲り、即時に絶倒して兩膝を傷破し悶絶して地に躓れ、衣服・傘蓋(ま)た裂壞し蕩盡せり。彼の時、天あり、偈を説いて言はく、

「衣服は裂けて壞盡し、體は傷き悶えて地に躓れぬ、此患ひ癡の招く處、斯れ愚信に由りての故なり」と。

佛諸比丘に告げたまはく、「時の前行の婆羅門とは、豈に異人ならんや、今の失衣者は是れなり。時の後行の婆羅門とは、今の告げたる異男子是れなり。時の羝羊とは、取衣の比丘是れなり。失衣人先に已に不信にして羊の困らす所と爲り、今復、不信にして自ら失衣を致せること、本より曾て後行者の語を信ぜず、今誠を告ぐると雖、亦復、信ぜざりしなり」と。

佛諸比丘に告げたまひて、舍衛城に依止せる比丘を皆悉く集めしめ、「……乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし」と。

「若し比丘、聚落と空地とに於て、與へざるに盜みて數取らんには波羅夷なり、應に共住すべからず」と。

# 摩訶僧祇律卷第二

盜戒の一

長者に從屬するものとの意に解すべきなり。  
【七】五種の灰。五種灰の名は明かならず、且つ何故に五種の灰を持ちて追跡せるかは知り難し。但し僧祇律第三卷に瓶沙玉の祖玉の時、賊を罰する法として灰を以て圍むに

賊慙愧して復び作さずとあれば、今灰をふりかけて賊なるを一般に知らしめんが爲なるべし。  
【八】原漢文には、今我失衣何以問我高聲喚爲とあり。  
【九】釋種種の沙門なり。即ち釋種種の沙門なり。

【一〇】城邑・聚落。註(一)の三五參照。  
【一一】空地(Arāṇaka)。聚落及び聚落界を除ける以外をいふ。Sundarānaの語が空地に相當する如きも、今註釋によりてArāṇaとなせり。  
【一二】取衣比丘本生譚。

いひ、他人の心念を知るに無礙自在なる通力。  
【五】宿命通(Pubbhūti-sāsanā-bhūti)。宿命智證通ともいひ、自分及び六道衆生の宿世の生涯を知るに於て無礙なる通力。  
【六】漏盡通(Marāvaka-khlyuk-rūpa)。漏盡智證通ともいひ、一切の煩惱を斷盡するに無礙なる通力にして、外道仙人の能はざる所、初の五通は有漏の禪定又は業力・呪力によりて得れば外道も成就することを得。  
【七】波羅夷第二盜戒初制。  
【八】糞掃衣。註(一)の五六參照。  
【九】塚間。註(二)の三參照。  
【一〇】原漢文には王大臣許長者許とあり。許は釋也、與也、從也等とあれば、今は「從也」として王大臣に從屬するもの、

【一】南天竺。印度半島を東・西・南・北中の五天竺となし、今のデツカン及び南端地方を南天竺とす。山嶽森林多く植物繁茂せり。  
【二】相觸の法。相聞争する法。  
【三】波羅夷第二盜戒重制。



比丘默然として應へざりければ、年少の比丘にして多力なるあり、強いて戸を排して入るに、盜衣の比丘即ち大に慚愧し頭を低うして語らざりき。時に年少の比丘便ち牀上より衣を取りて出で、其の領數を以てして浣衣者に謂ひて言はく、「衣數相應せりや不や」。答へて言はく、「相應せり」。時に諸比丘、浣衣者に語りて言はく、「此の中の出家に種々の人あり、譬へば一手の五指齊しからざるが如く、雜姓の出家ありて何ぞ一種なるを得んや。汝、好賢者、廣く人に語ること莫れ。我等自ら當に世尊に上白すべし」と。時に浣衣者即ち是の言を作さく、「沙門釋子には王者の力、婆羅門・長者の力あり。我れ向に但此衣を都べて失はんことを恐れしに、今既に還得たり、何ぞ復説く所(あらんや)と」。

時に諸比丘、是の因縁を以て廣く世尊に白すに、佛言はく、「是の比丘を喚び來れ」と。即ち便ち喚び來るに、佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、比丘に告げたまはく、「汝聞かずや、佛の制戒、不與取を得ざることを」。世尊、我れ制戒を知るも、自ら、城邑・聚落を謂ひて、空地を謂はざりき」。佛言はく、「癡人、聚落中に不與と空地の不與と何等の異り有りや、此れ法に非ず、律に非ず、是れ佛の教に非ず、是を以て善法を長養すべからず」と。

諸比丘、佛に白して言さく、「世尊、云何が是の浣衣者、傍人を信ぜずして、彼の比丘の爲に欺かれしや」。佛、諸比丘に告げたまはく、「是の浣衣者、但に今世に信ぜざりしのみにあらず、過去世の時亦た曾て信ぜざりき」。諸比丘、佛に白して言さく、「世尊、已に曾て爾りしや」。佛言はく、「是の如し。過去世の時、一婆羅門あり、南天竺に往いて外道の經論を學び、學び已りて其の本國に還るに、其の還る時に當りて道を曠野に由りて放牧處を経たるに、二羝羊、道に當りて共に鬪ふを見たりき。羊の相觸の法として、將に前まんとして而も更に却くなり。時に前に在りて行ける者、

ことなるも今は坐作進退に秩序ありて威風自ら具足するをいふ。  
 【六七】博戲舍。すころくの遊びする舍。  
 【六八】考掠楚毒。考掠はたき、うちて奪ひあふこと。楚毒は痛毒。  
 【六九】善律儀。如法の行作。  
 【七〇】罪福の聲。殺生は苦を受け、不殺生は福を獲んとの誦經の聲。  
 【七一】原漢文には、徒自辛苦用多事爲とあり。宋・元・明三本には新苦とし、明本には衆多事爲とせり。今は原本を正しとす。用……僞は何々を用ひて何かせん」と譯せり。  
 【七二】六神通(Chakrabhāṅga)。作用自在にして無礙なるを神通といひ、佛・菩薩・外道仙人の所得たり。  
 (一)神足通(Kāmadhātvan)。神境智證通とも身如意通ともいふ。不思議に境界を變現し、遊涉往來の自在なる通力。  
 (二)天眼通(Dibbaṅkhaṇa)。天眼智證通ともいひ、色界天眼根を得て未來世の生死の相を照見するに無礙なる通力。  
 (三)天耳通(Dibbaśrotra)。天耳智證通ともいひ、色界天の耳根を得て聽聞無礙なる通力。  
 (四)他心通(Tarvisāra cetojāṇī tyāntīna)。他心智證通とも

復次に佛、王舍城に住して廣く説きたまへること上の如し。一比丘あり、時至りて入衆落衣を著し鉢を持し、城に入りて、糞掃衣を求むるに、王舍城の邊りに於て求めて得ず、便ち塚間に至るも亦復得ず、水(邊)を尋ねて求むるも亦復得ず、最後に洗衣處に至りて求めぬ。時に洗衣者、衣を洗ふこと已に竟り、別に一處に在きて人と共に語れり。時に比丘往いて衣所に至るに、異男子あり、洗衣者に語りて言はく、「彼の出家人は汝の衣を取らんと欲す」と。衣主問うて言はく、「何道の出家ぞや」。答へて言はく、「釋種の出家なり」。洗衣者言はく、「苦なけん、沙門釋子は與へざるには取らじ」と。須臾にして比丘便ち此の衣を取りしに、向きの異男子、復、洗衣者に告げて言はく、「沙門已に汝の衣を取れり」と。洗衣者猶ほ故ほ答へて言はく、「苦なけん、沙門釋子は與へざるには取らじ」と。時に彼の比丘便ち衣を挾んで去るに、彼の男子、復、洗衣者に告ぐらく、「沙門釋子は已に衣を擔ひ去れり」。衣主便ち起ちて之れを看、「咄なる哉、實に衣を持ち去れり」とて、便ち逐ひ喚びて言はく、「尊者、尊者、是衣は是れ。王大臣の許長者の許にして各々主あり、願はくは擔ひ去ること莫れ」。比丘故ほ去りて猶ほ衣を放たざりければ、主便ち罵りて言はく、「敗行の沙門、若し我れに衣を還さずば、當に是の如く是の如くに汝を治すべし」と。比丘、衣を持ちて往いて住處に至り、戸を開いて衣を以て繩牀の上に敷き、戸を閉ちて而して坐せり。時に洗衣者、五種の衣を持ちて逐うて祇洹に入るに、餘の比丘、祇洹門間に在りて經行する(者)あり、復、坐して思惟する者ありき。比丘便ち洗衣者に謂ひて言はく、「何ぞ高聲を以て大喚するや」。洗衣者言はく、「今我れ衣を失ひしなり、何すれぞ以て我が高聲に喚ぶを問うて爲ん」と。諸比丘言はく、「誰ぞ、汝の衣を持ち去りしは」。答へて言はく、「出家人なり」。即ち問ふ、「何道の出家なりや」。答へて言はく、「釋種子なり」。諸比丘問うて言はく、「何の處に持ち去りしや」。洗衣者言はく、「此の房中に入りぬ」。諸比丘便ち彼の房に往き、指を以て戸を打ちて喚んで言はく、「長老、戸を開けよ」。彼の

なり。

【五】達膩伽本生譚第三。

【五六】六牙白象。象王の名にして雪山の湖水の邊りなる宮殿に住せりといふ。六牙象王

本生譚(Ohattakani, jataka)と稱し、智度論(往一、七八右)

に出づるも僧祇律の如く、祖父及び父子についての記なし。

【五七】相象の法。象の動作によりて象の意志を知り分くる

法。

【五八】祖父。祖父の象牙。

【五九】五錢(Vadumamaka)。

【六〇】酷酒家。酒肆。

【六一】券。券とは「木牘」を以て要約の書と爲すなり」とあれば、古代の計算法なるべし。

【六二】原漢文には、先與汝者今爲所在とあり。

【六三】春後月。春とは頗遇攀

(Paccagga, Puggama)月即ち十二月の十六日より阿婆羅訶

アサーサルハ、Ayyasa (Chaitiya)月即ち四月の十五日をいひ、

又熱時といふ。日本の二月十六日より六月十五日に相當す。

春の後月とは印度の三月即ち

絕吒(ゼツタ、Chaitiya)月の十五日よりアサーサルハ八月の十五日までの一ヶ月をいふ。

【六四】反俗。反省する意。

【六五】達膩伽本生譚第四。

【六六】威儀庠序。威儀とは行住坐臥の作法、庠序は學校の



王、罪人を送るに、象即ちに踏殺せりき。爾時、諸天即ち偈を説いて言はく、

「象、善律儀を見、又、罪福の聲を聞きて、善心日夜に増し、惡行漸く滅するを得たりしに、諸の惡業に習近して、先心還復起きぬ。唯、明智の人のみありて、直に進んで而して還らず」と。

佛、諸比丘に告げたまはく、爾時の大身象とは豈に異人ならんや、即ち瓶沙王是れなり。瓶沙王、宿世の時曾て比丘の威儀庠序なるを見て愛樂歡喜せり、今も達膩伽の威儀庠序なるを見て甚だ大に歡喜して、其の罪を問はざりしなり」と。

時に達膩伽即ち是念を作さく、「我れ第一房を作りしに上座次受して我れを驅りて出さしめ、第二第三亦我れを驅りて出しぬ。後續いて焼成の瓦屋を作るに世尊復勅して壞せしめ、王家の材を取り持用して舍を作るに世尊復種々に呵責せらる。徒に自ら辛苦して多事を用ひて何かせん。自今已後、此の苦事を止め、衆僧に依隨して苦樂任意ならん」と。時に達膩伽便ち無事を習ひ、晝夜に精誠して専ら道業を修め、諸の禪定を得て道果を成就し、六神通を起して自知作證せり。達膩伽深く自ら慶慰し、而して偈を説いて言はく、

「寂滅の樂しみを得んと欲せんには、當に沙門の法を習ふべし、止、則ち身命を支ふること、蛇の鼠穴に入るが如し。寂滅の樂を得んと欲せんには、當に沙門の法を習ふべし、衣食は身命を繋ぎて、精と龜とは衆に隨うて等し。寂滅の樂を得んと欲せんには、當に沙門の法を習ふべし、一切に止足を知りて、専ら涅槃の道を修めむ」と。

爾時、佛、諸比丘に告げたまひて、王舍城に依止せる諸比丘を皆悉く集めしめ、「…乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし、」

「若し比丘、與へられざるに盜取せんには波羅夷なり、應に共住すべからず」と。

鳥、汝坐見或受此鳥身とあり。坐の字をさきにと讀む時に文意明了なるが如きも今はよりてとして譯出せり。

【四】十惡 (Dasa akusala-kammupatti)。

(1) 殺生 (Papatipāṇā)。

(2) 偷盜 (Adinn'ādāna)。

(3) 邪淫 (Kāmesu micchhī-gāra)。

(4) 妄語 (Musāvāda)。

(5) 兩舌 (Pisavāya vacāya)。

(6) 惡口 (Pharusiya vacāya)。

(7) 綺語 (Samupphappaḷāpa)。

(8) 貪欲 (Abhiññā)。

(9) 曠志 (Vyapāda)。

(10) 邪見 (Micchaditthi)。

【五】地獄。註(一の二四七)參照。

【五】畜生 (Uttarāhāna)。底乘車と音譯し、傍生とも譯す。

畜養する生類の故に畜生といひ、傍行する生類なる故に傍生といふ。

【五】餓鬼 (Peta)。常に飢渴の苦を受くる一類の鬼なり。

針口餓鬼・食叶餓鬼・食糞鬼等三十六種あり。

【五】阿修羅。註(一の二五八)參照。

【五】讒侮。讒摩侮過の略に罪につきて他に容忍を請ふこと。悔過 (Dosaṇā karuṇā) は罪を發露して自ら悔責する

を起さざりしや」と。佛、諸比丘に告げたまはく、「是の瓶沙王、但に今日威儀を愛樂して惡心を起さざりしのみにはあらじ」と。諸比丘、佛に白して言さく、「世尊、已に會て爾りしや」。佛言はく、「是の如し、過去世の時、王あり、善く人物を化して諸の怨敵を離れ、五穀豐熟にして民多く樂を受け、節義・恩良・仁徳・孝慈にして布施・持戒して汎く人物を愛せり。王に一象あり、名けて大身と曰ひ、兇惡にして伏し難く威・遠近に震へり。時に諸の敵國能く當る者莫く、討伐する所あれば皆悉く摧破し、諸有、王法を犯せる者は、皆此の象足をして之れを踏殺せしめぬ。王に此の象あり、之れを待みて畏れ無かりき。彼の象廐壞れ、象便ち逸走して精舍の邊りに到るに、諸比丘の威儀序なるを見、又、誦經せるを聞きぬ。(即ち)「殺生は苦を受け、不殺は福を獲ん」と。象、此の言を聞いて、心即ち調柔せり。時に罪人あり、法を犯してまさに死に應ぜしかば、王、有司に勅して象をして踏殺せしむるに、時に象、鼻を以て三たび罪人を躐ぐのみにして、都べて殺心なかりき。彼の監殺の者即ち以て王に白さく、「象は罪人を見るも、直に鼻を以て躐ぎて、絶えて殺意なし」と。王、此の言を聞いて甚だ大に愁怖し、便ち來る者に語るらく、「象、審に爾るか」と。答へて言さく、「實に爾り」。王、大臣を召して、共に此事を論ぜんとし、大臣既にして集るや、王之れに告げて言はく、「吾れ今王と爲りて能く(我れに)勝る者なきは、正に此の象を待めばなり。今忽にして是の如し、當に之れを如何がすべき」。大臣は時即ち象子を呼びて之れに問うて言はく、「近、象廐壞れ(しとき)、象何れの處に至りしや」と。象子答へて言はく、「精舍の所に至れり」。大臣聰明にして、此の象、諸比丘を見て必ず經法を聞き、心意柔順となりて殺生を欲せざるを豫知して、便ち象子に教ふらく、「近く象廐の邊りに、博戲舍を作り、屠兒舍を作り、囚繫舎を作りて、汝便ち象を繫ぐに此の諸舍に近くせよ」と。彼の象、博者の、目を張り手を舞はし高聲に大に喚ばふを見、彼の屠者の、衆生を殘殺するを見、又、獄囚、考掠楚毒を見、象是れを見已りて惡心還生ぜしかば、

藥として病比丘に轉さる。  
 【四〇】善法生天の會。生天の爲の善法を修する法會。  
 【四一】竟日。終日のこと。  
 【四二】穢穢。穢はもみがら、あらぬか。穢は穢と同義なり。  
 【四三】蓬膩伽木生譚第二。  
 【四四】跋梨樹。栴檀易土集に苦末羅とあるものに相當す即ち西域(印度)海岸邊に近き所にある樹名、黄雜色と翻じ金翅鳥若し來らば其上に居すとあり。金翅鳥は四天下の大樹に居る故にこの跋梨も大樹なるべし。

【四五】金翅鳥(Chandimaru)。翅美なる故に金翅とも妙翅とも譯す。八部衆の一なる迦樓羅(Garuda)にして四天下の大樹に居り、龍を取りて食とす。兩翅相去ること三百三十六萬里といはるゝも、僧祇律には百五十由旬とせり。

【四六】由旬(Yojana)。由延・踰繕那とも音譯し、里程を計る稱目にして、一驛半の一日行程、又は聖王一日の軍行里程なり。舊傳には四十里六町一里)又は三十里とせらるゝも、時處によりて一定し難し。

【四七】龍(Loha)。八部衆の一、神力を有して雲雨を變作す。大海の底に龍王の宮殿ありとせらる。

【四八】原漢文には、復告金翅



りしや。獵師、象に對して其の來意を説くに、象言はく、「先に汝に與へし者、今いづこにかある」。答へて言はく、「無智の致す所、放逸にして用ひ盡せり」。象言はく、「汝能く更に放逸ならざらんには、當に復汝に與ふべし」。獵師答へて言はく、「我れ已に前の所爲を悔いぬ、何に緣りてか重ねて爾らん、若し能く更に恵まれんには、眞に門を出でざらん」と。象復、父の牙を持ちて、用つて之れに與ふるに、獵師即ち象牙を持ちて國に還り、復、前法の如くに無道にも用ひ盡しぬ。即ち是の念を作さく、「當に彼の象を殺すべし、今若し往かんには我れをして見せしめざらん」と。彼の大象は、春後月、天、時に大熱なるに於て池に入りて洗浴し、浴し已りて還出で、衆象の前に在りて樹下に涼息せりき。爾時、獵師便ち藥箭を以て、彼の大象を射るに、其の眉間に中りて血流れて眼に入りぬ。象即ち頭を擧げて箭の來る處を見るに、即ち獵師を見たりしかば便ち遙に之れに諷ふらく、「汝、弊惡人、反復あることなし、我れ今の如くんば力能く相殺さんも、但、袈裟を恭敬するが故に汝を殺さじ」と。即ち獵師を喚び、「汝速かに來りて我が牙を截り取るべし」とて、身を以て彼の獵師を障へて餘象をして之れを害せしめざりき。爾の時、林中に諸の天神あり、即ち偈を説いて言はく、

「内に癡服を離れずして、外に託するに袈裟を被り、心常に毒害を懷かんには、袈裟、所應に非じ。三昧、寂として想無く、永く煩惱の患ひを滅して、内心常に寂滅ならんには、袈裟、其の服するに應ぜん」と。

佛、諸比丘に告げたまはく、「爾時の大象王とは豈に異人ならんや、即ち今の瓶沙王是れなり。獵師とは、今の比丘、達膩伽是れなり。瓶沙王曾て已に袈裟を恭敬せるが故に、彼の獵師を恕せるなり。今復、達膩伽、袈裟を被れるを以ての故に、而も罪を與へざりしなり。

諸比丘、復、佛に白して言さく、「世尊、云何が是の瓶沙王、達膩伽の、威儀庠序なるを見て、惡心

【一八】 不與取 (Adinn' adāna) 與へられざるに取る事、即ち偷盜なり。

【一九】 達膩伽比丘本生譚第一。

【二〇】 劫。註(一の六八)參照。

【二一】 光音天。註(一の六九)參照。

【二二】 原漢文には、行住虛空とあり。宋・元・明・宮本には、行住虛空とす。今、住を改めて往とせり。

【二三】 禪悅食。禪定閑寂の樂を以て心身を養ふこと。法喜食と共に二食の一とせらる。

【二四】 地味 (Pīṭhavīraṇa)。

【二五】 天の甘露。註(一の一)參照。

【二六】 神通 (Abhānā)。今は五通の一なる神足通のことなり。註(一の七〇)參照。

【二七】 地膚。宋・元・明・宮本には地肥となす。Bhūmi-g-bhūna (Thick soil) のことなるか明かならず。

【二八】 地脂。宋・元・明・宮本には地芝となす。Bhūmi tala (Ground surface) なるべきか。

【二九】 石蜜 (Phaṭṭa)。甘蔗より製せるもの、巴利文には (Phaṭṭaṅga nāna nochumha nibbaktam) と註す。單に蜜とある場合には蜂蜜 (Madhu-makkaka) のことなり。七日

れを殺さんと欲するや、我れを殺さんと欲するは我れに牙あるを以ての故なり」と。是時、彼象の其祖、先に死せしかば、象は其の牙を取りて一處に藏著せり。其の父續いて死し、復、其の牙を取りて一處に藏著し、群象の外に出で、彷徨遊食せり。彼の時獵師、次第に遊獵し、諸の山林を歴て遂に象所に至るに、象遙に獵師を見て便ち念を生じて言はく、「是れ何らの丈夫にして乃し此中に至れる、將に獵者の來り見えて殺さんと欲するに非ざらんや」と。即ち便ち鼻を擧げて獵師を招喚せらるに、獵師、相象の法に明練なりしかば、「若し我れ去かずんば、此れ必らず害せられん」とて便ち象所に至りぬ。象即ち問うて言はく、「汝來りて何をか求むる」と。獵師即ち向に其の來意を説くに、象言はく、「汝更に來らざらんには、當に汝の須うる所を給すべし」と。獵師答へて言はく、「我れに所得あらば門を出づるを欲せず、何に況んや此に至るをや」。時に象即ち先に藏せる祖牙を以て之れに與ふるに、獵師得已りて歡喜して國に還りぬ。彼れ是念を作さく、「我れ此牙を持ち歸るとも、妻子の衣食未だ幾時をも得ざれば、我れ當に屏處にて獨り自ら之れを食ふべし。若し我れ強健ならんには便ち婦兒ありとも一旦の無なり。我れに五錢の分も無し」と。便ち象牙を持ちて酒家に詣るに、時に酒を沽る者遙に彼れの來るを見て便ち是念を作さく、「此れ何の處より來れる、我れ今日に於て必らず少利を得ん」とて、便ち牀褥を敷き、代りて象牙を擔ひ、彼れを請じて坐せしめ、彼れの飢渴に乗じて酒を與へて醉はしむ。酔うて復更に索むるに、便ち共に券に書し、酒を得ること甚だ少くして、券に上すること甚だ多し。後の日、酔ひより醒めて復更に酒を索むるに、酒を酌る者言はく、「何故に更に索むるや、君未だ解せざるに似たり、當に共に錢を計すべし、若し錢餘りあらば當に更に相與ふべし」とて、算計するに既に一餘錢も無かりき。彼れ即ち念じて言はく、「我れ當に何の處にか更に錢財を得べき、正に當に山に入りて還彼の象を殺すべし」とて、即ち便ち山に入りて先の象所に至りぬ。象、獵師を見て問うて言はく、「何の故に復來

【三〇】飛梯材。諸律には城防の爲の要材として平生に收藏して持ち出すことを許さざる材木とせるも、僧祇律のみ飛梯材とせり。飛梯は非常に高きはしごなるべし。

【三一】宮人倚直。宮人の倚りて宿直する處をいふか。

【三二】武効。効は集韻に功也とあり、又効驗の義あり。軍器の足不足、有功無功を巡驗する意なるべし。

【三三】木坊。材木ぐら。

【三四】原漢文には、復遣使白尊者、我坐失此飛梯材故被攝在獄とあり。

【三五】初受位 (Prajñābhūti)。即位の禮なり。即ち次に即位時の作法を述ぶ。國王即位の時は國中の大臣が一切の河池泉水を集聚して其中に一切の諸樂・一切の殺種子を漬し、婆羅門は象上に坐して王の背後に臨み、白象の牙にこの實水を注ぎて王の頂上に墮さしめ、而して後天下の人

人に今より王たることを告知するなり。

【三六】原漢文には、拜之爲王とありも、宋・元・明及び宮本によりて之の字を除き、拜爲王として譯出せり。

【三七】巴利本には (Dinnandeva samasabrahmarājanam tirikkēḍḍhakaṇṇa paribhūṇ-



翅鳥の爲に逐はれしを見て、即ち便ち偈を説いて金翅鳥に答へて言はく、  
 「當に汝をして長壽に、常に天の甘露を食せしむべし、飢を忍んで龍を食せざるは、心に我れ  
 を敬ふが故なれば」と。

時に金翅鳥、仙人の威神を蒙りて飢渴即ち除こりぬ。是の時、仙人復、金翅鳥に告ぐらく、「汝、戒  
 を犯せるに坐りて此の鳥身を受けたり、今復、殺を習はゞ當に地獄に墮すべし」とて、廣く十惡  
 を説き、(殺生)乃至、邪見なり、是の如きの一々皆な、地獄、畜生、餓鬼、及び阿修羅に墮せ  
 ん。汝今宜しく當に此の龍と共に更相に懺悔して、後に餘怨なから(しむ)べし」と。彼れ即ち懺  
 悔し、懺悔し已りて各本處に還りぬ」と。佛、諸比丘に告げたまはく、「爾時の仙人とは豈に異人な  
 らんや、即ち我が身是れなり、金翅鳥とは瓶沙王是れなり、龍とは達膩伽比丘是れなり。是の達膩  
 伽比丘は本已に我が袈裟を蒙りて金翅鳥の難を脱るゝを得たりき、今復、我が袈裟を蒙りて王難を  
 脱るゝを得たりしなり」と。

時に諸比丘、佛に白して言さく、「云何が是の瓶沙王、達膩伽比丘、袈裟を著せるを見るが故に、放  
 ちて解説しめたりしや」。佛、諸比丘に告げたまはく、「但に今日のみにあらず、本已に曾て爾り  
 き」。諸比丘、佛に白して言さく、「已に曾て爾りしや」。佛言はく、「是の如し。過去世の時、王あり  
 善く人物を化して諸の怨敵を離れ、五穀豐熟して民多く樂を受け、節義・恩良・仁徳・孝慈にして布  
 施・持戒せり。時に彼の國に獵象師あり、其家貧窮にして又兒子多く、兒子各各飲食を求索せり。時  
 に獵師の婦、其夫に語りて言はく、「居家貧窮にして飢寒是の如し、何ぞ家業を勤めざる」。獵師、婦  
 に答ふらく、「何等をか作さ(しめ)んと欲するや」。婦言はく、「何ぞ先人よりの業を勤めざる」と。  
 時に彼の獵師即ち糧食を辦へ、獵具を執持して雪山の邊りに到りぬ。時に、六牙白象ありて、山下  
 に住在せり。凡そ象中に生ぜるも是の如きの智ありて便ち自ら念言すらく、「何等を以ての故に人我

【二三】現儀修多羅。威儀經のこと。現藏中の何經なるやを詳かにせず。  
 【二四】金色の手・合綬の掌。三十二相との二なり、身金色相と手足綬相との二なり。摩竭陀國王、頻毗娑羅(Prabhakar)なり。深く佛に歸し善根を積むこと多かりしも、終に蓮子阿闍世の爲に幽閉せられ、牢中に佛の光明に照されて阿那含果を證して死せり。諸律の中四分・巴利・僧祇は瓶沙王とし五分・十誦・有部は阿闍世王となせるは注意すべし。  
 【二五】木匠大臣。五分律には典村令と譯せり。村木を典る大臣のこと。  
 【二六】耶輪陀。四分・五分・十誦・有部の諸律には大臣の名を出さるるに、獨り僧祇のみ出せるは注意すべし。  
 【二七】入聚落衣。註(一)の四八・一〇七參照。  
 【二八】無病長壽。無病なりや長壽とは挨拶の語なり。長壽(Mahāyāsa)は壽命を持てるものとの意なれば具壽と同じきも比丘を呼ぶには具壽(Mahāyāsa)の字を用ひ、長者・居士等を呼ぶには長壽とせり。  
 【二九】房舍。巴律本にはこの處の房舍を木小屋(Dānukūti)とす。

異人ならんや、今の瓦師の子なる達膩伽比丘は是れなり。是の達膩伽は過去最初の時より不與取せりき、今復我が正法の中に於ても、亦最初に、與へられざるに而も取りしなり」と。

【四三】時に諸比丘、復佛に白して言さく、「云何が是の達膩伽比丘、世尊の恩を蒙りて袈裟を被ひ、瓶沙王見已りて便ち放ちて去らしめたりしや」。佛言はく、「是の如し。諸比丘、是の達膩伽比丘は但に今日我が袈裟を蒙りて罪を免るゝを得たるのみにあらず、過去世の時已に我が恩を蒙り、袈裟を著して亦度脱することを得たりき。過去世の時、大海邊に、瞋婆梨樹あり、上に、金翅鳥あり、是の鳥身大にして兩翅相去ること百五十。由旬なりき。是の金翅鳥法として、龍を以て食と爲し、龍を食せんと欲する時は、先に兩翅を以て海を搏ち、水をして兩つに開かして、龍身便ち現はるゝを即ち取りて之れを食するなり。諸龍の常法として金翅鳥を畏れしかば、常に袈裟を求めて宮門の上に著けり。鳥、袈裟を見て恭敬心を生じ、便ち復前んで彼の諸龍を食せざるなり。爾時、是の鳥、翅を以て海を搏ち龍を見て食せんと欲せしに、龍甚だ恐怖し、便ち袈裟を取りて戴いて頂上に著し、岸を尋ねて而して走りぬ。是の時、彼の龍は化して人像と爲り、金翅鳥は化して婆羅門像と爲り、此の龍を追逐し而も並に種々に罵りて言はく、「汝、何ぞ早く袈裟を放たざる」と。此の龍、死の急なるを畏れ、袈裟を捉へて死々に放たざりき。爾時、海邊に仙人住處ありて花果茂盛せり。時に龍恐怖するも依怙する所なかりしかば、便ち往いて仙人住處に投趣せるに、仙人、大威徳ありて金翅鳥敢て便ち入らず、遙に仙人に向うて偈を説いて言はく、

「今此の弊惡の龍、自ら變じて人身と爲り、死を畏れて解脱を求め、而して來りて是の中に入りぬ。仙人徳力の故に、我れ當に飢渴を忍びて、寧ろ自ら身命を失ふとも、復此の龍を食はざるべし」と。

爾時、仙人是の念を作さく、「誰ぞ、是の偈を説けるは」と。便ち起きて出で看るに、此の龍、金

現はるといはる。

【一〇八】耆闍崛山 (Gijjhakuta paribhita)。

【一〇九】往來經行。註 (一) の四 (四) 參照。

【一〇〇】佛眼 (Buddhacakṣuṣa)。

五眼 (肉眼・天眼・慧眼・法眼・佛眼) の一にして、諸法の真相を照了する眼。

【一〇一】契經。素因覽 (Sūtra)。

即ち經は人の授に契ひ法の理に合ふ故に契經といふ。今は法と律との中、法を特に契經といへり。

【一〇二】毗尼。毗奈耶 (Vinaya) の意譯、滅或は律と譯し、新には調伏と譯す。戒律は諸の過非を滅すれば滅といひ、世の律法の如く輕重の罪を斷決する故に律といひ、身語意の作業を調和し諸の要行を制伏する故に調伏といふ。

【一〇三】次受。夏數多少の次第によりて房舍を受くること。

【一〇四】阿難 (Ananda)。斛飯王の子、提婆達多の弟、佛の從弟にして、佛成道の夜に生る。佛壽五十五、阿難は佛の侍者となりて從ふこと二十五年、能く一切の説法を應持し、第一結集の際には經藏を誦出し、

【一〇五】十大弟子の一とせらる。

【一〇六】最上の威徳 (Anuttama Ariyaratana)。行住坐臥の作法に最上の威徳あること。



らん」と。此の衆生答へて言はく、「我れ昨(日)に並せ取りぬ」と。彼の衆生言はく、「此は是れ好き法なり」とて、便ち相效うて並せ取ること、乃し十日・二十日・一月・二月なるに至り、貪意を以て儲蓄せる故に、糲米變じて、糠櫨を生じ、朝に取れる處、暮に則ち生ぜざる(に至れり)。爾時、衆生便ち共に聚會し、聚會し已りて便ち相謂ひて言はく、「我等は本時には皆自然に飛行し、禪悦を食と爲して快樂安隱なりき。轉た地味を食せる時には、彼の衆生に未だ惡法あらざりき。惡法起れるを以ての故に地味即ち滅して地膚生ぜり。地膚既に生ぜるも、猶ほ香且つ美なりき。次いで地脂乃至、糲米を生ぜるも、猶ほ故ほ香美なりき。我等今日當に制限を立て、其の米地を分ちて辟界あらしむべし」とて、即ち便ち之れを封じて、「此の分は、我れに屬し、彼の分は汝に屬す」とせり。時に一衆生ありて是の念を作さく、「若し我れ自ら己れの分のみを取らば、久しからずして當に盡きぬべし、寧ろ少しく他の分を取りて我が分をして久しく在らしむべし」と。彼の諸の衆生、此の衆生の與へられざるに而も取れるを見て、便ち之れに語りて言はく、「汝、今云何が與へられざるに而も取りしや、復更に作すこと勿れ」と。然るに此の衆生猶ほ取りて止まず、乃し再三に至れり。然るに彼の衆生重ねて見ること此の如くなりしかば便ち言はく、「云何が衆生、不與取を行じて乃し再三に至りしや。今より已往、若し與へられざるに取らんに當に刑罰を加ふべし」と。彼れ遂に已めざりしかば、便ち即ち捉へ得て痛く鞭杖を加へぬ。彼れ杖(むち)を得已りて便ち大に喚んで言はく、「云何が世間に此の惡法ありて、是の衆生をして杖を以て打たれしむるや」と。是時、打てる者杖を投げて地に放ち、亦大に喚んで言はく、「云何が世間に是の惡法ありて、何種の衆生か、與へられざるに而も取り、妄りに説く所ありて羞愧を知らざる」と。是に於て世間に便ち三惡法ありて出でぬ。何等をか三と爲す、一には不與取、二には妄言、三には杖を以て人を打つ、是れを「最初に三惡法出づる」と爲すなり」と。佛、諸比丘に告げたまはく、「是時の衆生の、最初に不與取せるは、豈に

丘をいひ、五十夏以上を耆舊長老とす。中座(Majjhima bhikkhu)は十夏より十九夏まで、下座(Neva bhikkhu)は無夏より九夏までの比丘を云ふとせり。されど強ち年數に拘らず、徳高く如法證果の比丘は夏數少なりとも上座たることあるべく、名字の比丘の如きは夏數多くとも上座とはいはざるなり。

【九七】次第、上座の席次(Tha-pasana)の順位によりてとの意。

【九八】工巧、陶家の仕事(Kamm-dhakarattamma)に熟達しておる意。

【九九】仙人山窟の邊り(Tattika-khavan)。王舍城五山の一。仙人山の窟なる意にあらずして、仙人掘山即ち仙人山の意なるべし。

【一〇〇】黒石(Khara-sing)。

【一〇一】戸扉。戸口と窓。

【一〇二】戸扇。戸輪。衣架。戸扇は、開閉する扉。戸輪は、宋・元・明・宮本には戸樞とし、聖本には戸篙とせり。輪は、ちやうにして管に通ずる軸と今

はひらき戸を開閉する軸とする所、即ち戸樞の意を以て解すべきなり。衣架は衣を收藏すべき戸棚の如きものか。

【一〇三】優曇鉢華(Udambara)。雲瑞華にして三千年に一たび

く滅し、世間に便ち日月・昏明・歳數・時節ある（に至れり）。爾時の衆生は男に非ず女に非ず、地味を食すること久しくして形色並び異り、其の食すること多き者は身色醜醜に、其の食すること少き者は身色端正なりき。時に端正なる者は自ら己れの勝るゝを言ひ、醜醜なる者を見ては彼れの如かざるを輕んじ、端正なる者を持むが故に便ち憍慢を起し、憍慢の罪を起すが故に、地味即ち滅して更に「地膚を生ぜるも、（其の）味は純蜜の如くなりき。時に諸の衆生、皆驚歎して言はく、「如何ぞ地味忽然として滅せしや」とて、便ち復相與に共に地膚を食せり。其の食すること多き者は形色醜醜に、其の食すること少き者は身色端正なりき。其の端正なる者は憍慢轉増し、是くの如くにして、已にして後、地膚復滅しぬ。地膚滅し已りて、次で「地脂を生ぜり、（其の）味「石蜜の如し。其の食すること多き者は醜く、食すること少き者は好きこと亦復前の如く、其の端正なる者は倍慢心を起せり。是に於て地脂忽然として復滅し、地脂滅し已りて次で自然化生の糲米あり、取り已るも還復して増減を覺えず、朝に取るに暮には復し、暮に取りては朝に復せり。比丘當に知るべし、時の諸の衆生、地脂の滅し已るを見て遂に憂惱を生ぜること、譬へば丈夫の、憂惱に逼らるるが如くなりき。彼時の衆生、心に憂怖すと雖、而も自ら己れの過罪よりなるを知らざりき。爾時、衆生復彼の自然の糲米を食し、米を食すること漸く久くして便ち男女の形生ぜるあり、更に相染著して姪欲轉熾に、遂に夫婦を成じぬ。餘の衆生、見已りて瞋恚打擲して（言はく、「云何が世間に非法忽ちに生ぜしや、是れ會らず生天の法に非ず、今より已後、善法生天の會を修すべし」と。佛、比丘に告げたまはく、「時に衆生ありて非法を爲す者は、慚愧し、厭汗し、藏隠して出でざること、或は一日二日乃至一月なりき。是に於て便ち屋舎を興して而して自ら障蔽せること、非法の爲の故なり。彼時の衆生便ち是の念を作さく、「我等何爲ぞ。竟日に疲苦するや、如かず、晨旦に糲米を並取して明日の食をも兼ねんには」と。明日、衆生あり、來り喚ぶらく、「共に糲米を取

は解説に略述せり。  
 【九】食後一人半影。姪を制定せられたる時間を於て中食後に（午後）の影に於て坐し給ふにその影が一人半分の影を示せる時なりとす。今の何時に相當するかを知らず。

【五二】長老那舍迦蘭陀子。長老（Thera）は教團中の長老の人。又は如法の人、或は推擧して長老とせるものをいふ。今の那舍を長老といふは如法の人なるを意味するなるべし。那舍迦蘭陀子は註（一〇五五）参照。

【五三】王舍城。註（一〇一七一）参照。

【九〇】瓦師の子長老達。膩伽（Aryama Dharmas kumhara-karaputha）。瓦師は瓦若は陶器を造る人。

【九三】歳。生時歳にあらず、具足戒を受けしより安居を幾度過せしやとの意なり。安居中精勤せし者は受歳せりといひ、精勤せざる時は無歳となる。受歳の多少によりて僧の席次を定め、席次によりて順々に房舎を受くる故に、歳少きものは先に住すとも歳多き比丘に讓らねばならぬ。  
 【九六】上座（Thera bhikkhu）。二十夏より四十九夏までの比



・諸比丘、是の因縁を以て、具に世尊に白すに、佛言はく、「達膩伽比丘を呼び來れ」と。來り已りて、佛、達膩伽に問ひたまはく、「汝實に王家の飛梯材を取りしや不や」。答へて言さく、「實に取りぬ」。佛言はく、「汝、出家人にして、云何ぞ他物を與へられざるに而も取りしや」。達膩伽言さく、「世尊、王先に與へられぬ、是れ與へられざるものにはあらじ」と。佛言はく、「云何が、王與へらるとは」。達膩伽言さく、「王初めて位に登りし時、口に自ら發して言はく、「國中の所有水草樹木は沙門婆羅門に施與せん」と。是故に「與へられて、是れ與へられざるものにはあらじ」と言すなり」と。佛言はく、「癡人、王は守護なき者を與へて、守護ある者を與へしにはあらじ。今此の王材は守護ある者なり、云何が與へらると言はんや。達膩伽、汝常に聞かずや、佛は種々に因縁して、不與取を呵責し、與へられて而して後に取ることを種々に稱讚せるを。云何が汝今與へられざるに而も取りしや。達膩伽、此れ法に非ず、律に非ず、是れ佛の教に非ず、是事を以て善法を増長すべからず」と。

諸比丘、佛に白して言さく、「世尊、云何が是の、達膩伽比丘、最初に不與取を開きしや」と。佛、諸比丘に告げたまはく、「是の達膩伽は但に今日最初に不與取を犯せるのみにあらず、過去世の時、已に會て最初に不與取を犯せり」と。諸比丘、佛に白して言さく、「已に會て爾りしや」。佛言はく、「是の如し。過去世の時、此の世界の、劫盡きし時、諸の衆生、光音天上に生じ、世界還成じて、光音諸天より世間に來下せり。時に諸天人、行くには虚空を往き、禪悅を以て食と爲し、快樂善住して所在に遊行し、身光相照して日月を以て明とせざれば、爾時の衆生に晝夜・日月・歳數・時節あること無かりき。時に水既に去りて地味便ち生ぜざること、天の甘露の如くなりき。時に一の貪味輕躁の衆生あり、此の地味を嘗めて色香美味を覺え、心便ち貪著せり。其餘の衆生も效うて而して之れを食し、亦其の美を覺えて皆共に取りて食しぬ。食し已りて其の身龜重に、神通を退失して光明悉

【八四】青瘀臙脹。青瘀はふる血、臙脹は腫れ上れること。死女の青ぶくれに腫れ上れるもの。

【八五】石木の女人。石彫・木彫の女のこと。

【八六】俗人と作る。俗人の法即ち夫婦事に従ふこと。

【八七】出相。註(一)の(二)(四)参照。戒臘にして捨戒せんとする意を僧衆の前に示現すること。

【八八】買得。買うて得たる女。買得以下七種の女を列ぬ。女を得るに至りし方法によりて分類せしもの、中に於て未更事得女は解し難し。

【八九】毘舍離城。註(一)の(五四)参照。

【九〇】成佛五甲。冬分第五半月、淫戒制定の年時を示せるもの、僧祇律にのみ存す。冬分とは

曷底・迦月(Katthika)の黒月(Kala-pakha)即ち八月の十六日(日本の十月十六日)より

頗迦黎月(Puggasa)の白月(Uttara-pakha)即ち十二月の十五日(日本の二月十五日)までをいひ、この四ヶ月の中、

第五の半月即ち布薩月(Puṣa)の黒月をいふ、その黒月の第十二日に相當す。僧祇律に

制戒年時を記入せるについで

れて獄に在り、尊者當に方便を作して、自ら過なきを得て我れをして早く出さしむべし」と。達膩伽即ち報じて言はく、「汝但王に白すべし、先に達膩伽比丘、我れに従うて材を索めぬ、脱し能く持ち去りたらんか、願はくは勅して檢校したまふべし」と。王即ち使を遣して達膩伽を喚ぶに、達膩伽便ち王所に至れり。長老達膩伽、その人と爲り端正に、儀容詳雅にして天人の敬ふ所、王見て歡喜して即ち問うて言はく、「尊者達膩伽よ、我が二枚の飛梯材を取らざりしや」と。答へて言はく、「我れ取りぬ」。王言はく、「尊者、云何が出家人、與へざるに而も取りしや」と。達膩伽言はく、「大王、先に與へられぬ、是れ與へざるものには非じ」と。王問ふ、「誰か與へしや」。答へて言はく、「王自ら與へられぬ」。王言はく、「尊者、我れ國王と爲りて復多事なりと雖、相見えしを憶せず、云何が與へしと言ふや」と。達膩伽言はく、「王、初受位の時を憶せざるや、國中の大臣、一切の河池泉水を集聚し、一切の諸藥・一切の種子を水を以て之れを漬し、白象牙上より水滴を頂に灌ぎて、拜して王と爲りぬ。王、時に口に自ら發して言はく、「我れ今、王と爲りぬ、國中の所有水草樹木を沙門・婆羅門に施與せん」と。是故に王與にして是れ不與にはあらざるなり」と。王言はく、「尊者、我れ國中の守護なき者を與へて、守護ある者を與へしにあらす、何ぞ先言に倚傍して、僞辭を以て、誣ひらるゝを得んや」。〔次で〕王言はく、「此の耶輸陀を放ちて去らしめよ」と。國中の諸の婆羅門及び敬信の士女、皆歡喜して言はく、「善哉、尊者達膩伽、方便智慧もて巧に大王に答へて斯の過を免るを得、又、耶輸陀をして安隱に出づるを得せしめたり」と。時に王舍城の諸(人)の、佛法を信ぜざる者は、咸素を有いて言はく、「云何が是れ沙門ならんや、達膩伽、僞理に倚傍して王を欺罔し、苟にも罪を免るを得んとは。恐くは今より已往、我等の家中所有の材木をも亦當に取り去るべけん、而も王先に與へらると言はん、當に之れを奈何がすべき。是の如きの敗人、何の道か之れ有らんや」と。

時に生ずる自信の智なり。

【六】無生智(Anuppadā)註(一)は、是れ利根の阿羅漢に局りて有する智なり。既に知斷證修の事畢りぬれば更に知斷證修の事なきを無生といふ。この無生を自覺して我れ知る智なり。鈍根の羅漢は更に退没して再び知斷證修を要することあれば此智を具すること能はずとす。

【七】涅槃(Nibbāna)註(一)の一八・一四九參照。

【七】證果の分。道果の分に對する言にして、阿羅漢の滿果をいふ。

【七】梵行。註(一)の六〇參照。淫欲を斷ずる法、即ち清淨行のこと。

【八】發露悔過。所犯の罪を僧衆の前に發き露はして懺悔すること。

【八】染汗心。註(一)の九五參照。

【八】越毗尼心悔。輕き惡作罪即ち突吉羅(トキキ)罪にして自ら責心懺悔すべきもの、更に染汗心を以て女人を看る時は越毗尼罪となり、一人の比丘に向うて懺悔すべき罪となる、是れを對や懺といふ。

註(一)の三五參照。

【八三】胡麻。註(一)の一八五參照。



を以ての故に、如來降屈して此屋に願臨したまへり。汝、此屋受用の福を蒙れり。世尊は時を知りたまふが故に、此の屋を壊したまひしなり」と。時に達膩伽、是の語を聞き已り、喜悅の情至りて七日の中其の飢渴を忘れぬ。七日を過ぎて後、便ち是の念を作さく、「我れ當に何れの處にか更に材木を得て房舎を起立すべき。瓶沙王の木匠大臣なる耶輸陀は是れ我が本（より）の知識なり、必ず材木あらんと。即ち便ち、入聚落衣を著し鉢を持して、耶輸陀の家に詣り共に相慰勞して言はく、「無病なりや長壽、我れ、房舎を起立せんと欲するも未だ材木あらず、汝能く材木を施したまはるや不や」と。大臣答へて言はく、「家に自ら材なく、王材も亦た盡きぬ。材の至るを迎へて當に相給與すべし」と。達膩伽復言はく、「是の語を作すこと莫れ、云何が王家にして而も材盡きたりと言ふや」。大臣又言はく、「尊者若し信ぜられざらんには、自ら往いて看らるべし」。時に達膩伽即ち便ち往いて作所に詣りて諸材木を求むるに、五枚の飛梯材あるを見たりしかば、即ち便ち二枚を取りて、持ち歸りて屋を作りぬ。先王（より）の舊法として、五日に一たび遊歴して、府庫、金銀寶藏・宮人倚直・象馬欄廐・車輦、武効を觀じ、次で、木坊に行いて飛梯材を見るに、少けて無きこと二枚なりしかば、即ち耶輸陀に問ふらく、「飛梯材何を以て少けて無きこと二枚なるや」と。答へて言さく、「大王、盡く在りて少けざるなり」。是の如く第二第三に案り行いて、復、耶輸陀に問ふらく、「飛梯材何故に少けて無きこと二枚なるや」。答へて言さく、「大王、盡く在りて少けざるなり」。王即ち瞋りて言はく、「汝、我が材を燒かさりしや、我が材を持して敵國に與へざりしや」と。即ち有司をして耶輸陀を攝繫せしむ。耶輸陀、攝せられ已りて即ち便ち思念すらく、「近、尊者達膩伽會て來りて材を索めり、乃し持ち去れること無きや」とて、即ち便ち信を遣して達膩伽に白して言はく、「尊者、會て來りて材を索めらる、此の二枚の飛梯材を持ち去らざりしや」と。答へて言はく、「持ち來れり」と。復使を遣して尊者に白さく、「我れ此の飛梯材を失するに坐るが故に攝せら

べき分果をいふ。

【七】未知智。十智の中に未知智なる譯語を見ず。此の一段は法智以下十智を列ぬる故に、他本の十智と對照すれば類智 (Anvaya Jñāna) に相當す。類智とは上二界の苦集滅道を觀見知證する智なり。或は法智即ち現智に對して、類智を未知智と譯せるものか。

【八】等智 (Samantamukhi Jñāna)。見諦以前一切の凡夫の智にして煩惱と相應する故に有漏智と稱すといひ、又世俗智といはるも、恐らく法智、未知智及び他心智證得の上の妙用智をいふにあらざるか。

【九】他心智 (Citta parichho Jñāna) = (Cetopariyāyāna)。他人の心を知る智。

【七〇】苦智盡道智。僧祇第四卷には苦集滅道智とある故に之れと同じ。上下界の苦諦を知る智 (Dukkha Jñāna)、上下界の集諦を知る智 (Samudayo Jñāna)、上下界の滅諦を知る智 (Nirodha Jñāna)、上下界の道諦を知る智 (Māggo Jñāna) の四智なり。

【七〇】盡智 (Khayo Jñāna)。一切の煩惱を斷盡すれば、我れ已に苦を知れり・集を斷ぜり。滅を證せり・道を修せりと知る。即ち煩惱を斷盡し終りし

作り、彫文刻鏤して極好莊嚴せるも、成じ已るや上座「上座」次受し、復第二第三を作るに亦復、是の如くなりしかば、便ち仙人山窟の邊り黒石上に於て、私「私」に作り焼いて瓦屋「瓦屋」を成ぜり。其の色妙好にして優曇鉢華の如くなるは、今の仙人山窟の邊り黒石上なる者は是れなり」と。爾時「爾時」世尊、阿難に告げたまはく、「我が衣を持ち來れ」と。阿難、衣を持ちて如來に授與しまつるに、爾時、世尊は衣を著け已り、往いて仙人山窟の黒石上に到りたまひぬ。世尊は、最上「最上」の威儀「威儀」を成就「成就」したまへり。威儀とは所謂、行と住と坐と臥となり。世尊復、心を用ひずして、此の威儀を行じたまへり。所以は何んとなれば、業行の功德「功德」により自然「自然」に殊勝「殊勝」にして、是れ諸天梵王の能く及ぶ所に非ざることは、威儀修多羅の中に廣く説けるが如し。爾時、世尊殊勝の威儀を以て、往いて達膩伽の燒いて瓦屋を成せる所に到りたまうに、天神、屋戸「屋戸」をして自らに開かしめぬ。其の戸下「戸下」して小なり。如來平かに入りたまうに、下し「下し」と雖礙「礙」げず、小なりと雖「雖」而も迄「迄」からざりき。爾時、世尊、達膩伽の燒成せる屋に入り已り、便ち、金色の手・合綬「合綬」の掌を以て屋壁を摩「摩」で捫「捫」りて諸比丘に語りたまはく、「汝等、此の達膩伽比丘の善く能く嚴飾して此の好屋「好屋」を作れるを觀よ、是の達膩伽比丘出家するを得たりと雖、猶ほ尙ほ本習「本習」ふ所を厭ふ能はず、工巧技術猶ほ未だ捨つること能はず、而も復衆生を煖燒し傷殺せり。又此の瓦屋は寒「寒」（時）には則ち大寒、熱「熱」（時）には則ち大熱にして、能く人眼「人眼」を壞し、人をして多病「多病」ならしむ。是の諸患「諸患」あり、汝等當に此の屋を壞すべし。當來「當來」の諸比丘をして此の屋法「屋法」を習はしむること莫れ。來世の比丘當に言ふべけん、世尊の在時、諸比丘各々自ら屋を作りて住せり」と。是の故に宜しく壞すべし」と。時に諸比丘即ち此の屋を壞し、世尊、此の屋を壞し已るや、耆闍崛山「耆闍崛山」に還りたまひぬ。

時に長老達膩伽比丘、村「村」に従うて食を乞うて還るに、屋已に壞せるを見て即ち是の言を作さく、「誰ぞ、此の屋を壞せるものは」と。時に比丘あり、達膩伽に語るらく、「汝、今大に善利を得ん、何

【五】 非人女（Amanusi）。天・龍八部衆等の女、註（一）の一七〇參照。

【六】 人黃門。黃門（註一の一八四參照は不能男の意、これに人にして不能男と、非人にして不能男とあり、畜生にして不能男とあり。此等の大便道と口道とに行ぜんに波羅夷なりとす。

【七】 鵝身「鵝身」の大なるもの、乃至鵝身の「鵝身」小なるものに不淨行をなさんに偷蘭罪なりとして罪輕きは不適當なる對境なる故なり。若し象身の「象身」小なるもの、乃至鵝身の「鵝身」大なるものには姪事「姪事」に擬するに適當する故に波羅夷となるとの意なり。

【八】 波羅夷。註（一）の六參照。此處に於ける波羅夷の解釋は下の諸戒に通じて代表するものなり。下に「波羅夷とは上に説けるが如し」として略するは此の解釋を指すなり。

【九】 法智（Dhamma）。欲界の苦集滅道の四諦法を觀見する無漏智にして、これ初めて法を知るが故に法智と名け、又現在の法を知るが故に現智とも名く。

【一〇】 道果「道果」の分。道は菩提、果は涅槃「涅槃」なれども、今は次の證果「證果」の分に對せしめて、漸次の修行によりて預流・一來・不還等の夫々の階位の果を得



盜戒の一

佛、王舍城に住して廣く説きたまへること上の如し。爾時、瓦師の子なる長老達膩伽、勸化して僧房を立て、種々に莊嚴し、高大妙好に、雕文刻鏤し、香油を地に塗りて紺瑠璃の色の如くにして、(且つ)常に種々の飲食を供辦する(者)有りき。時に長老の比丘あり、來りて達膩伽に問ふらく、「長老、幾歳なりや」。答へて言はく、「爾所歳」。客比丘言はく、「汝小なり、我れ應に是の中に住すべし」。達膩伽、既にして、上座に房住を與へぬ。復更に勸化して第二の房を起立せるに、復、長老の比丘ありて來りしかば、前の如くに、次第に房を與へり。復更に勸化して第三の房を起すに、復、長老の比丘ありて來りしかば、亦復、前の如くにせり。時に達膩伽念言すらく、「我れ種々に辛苦して房を作るも而も住するを得ず、我れ當に何の處にか復、材木人工を得て、更に房舎を造るべき。常に風雨寒熱蚊虻の爲に困苦せらる。此の房を辦せんと始めて成ずることを得已るや、傍人常に待つこと猫の鼠を伺ふが如くにして、成ずれば便ち奪はる、奈何が辦すべき」と。便ち是の念を作さく、「我れ自ら、工巧にして並に身力あれば、當に、仙人山窟の邊り、黒石上に於て、焼き作りて瓦屋を完成すべし」と。時に達膩伽、是の念を作し已りて、便ち仙人窟の邊り黒石上に於て、焼き作りて瓦屋を完成し、種々に刻み畫き、戸闢を安施し、唯、戸扇・戸鑰・衣架を除き、餘は一時に焼き成じて、其色純赤なること、優曇鉢華の如くなりき。爾時、世尊、雨後、天晴れて、耆闍崛山の側に於て、往來經行したまへり。如來の佛眼、事として見ざるなく、事として聞かざるなく、事として識らざるなし。是の因縁を以て、契經を説き、毗尼をして久住ならしめんと欲して、知りて而して故に諸比丘に問ひたまはく、「仙人山窟の邊り黒石上に、優曇鉢色の如くなるは是れ何等と爲すや」と。諸比丘、佛に白して言さく、「世尊、是れ達膩伽比丘、先きに勸化して僧房を

を作すこと。

【五七】 共住 (Sāhavya)。界を一つにし、説戒を一にし、共に和合住する。

【五八】 共利。同一界内に於て大家と共に法食二同を得るを共利といふ。法を同じし、食を同じくして、即ち心も身も共に大家と共に利養せらるるをいふ。今、共利を捨つるとは法食二同の利養を離るゝ意なり。

【五九】 法利を捨てるといはゞ捨戒を成就し、衣食利を捨てるといはゞ單に偷蘭罪にして捨戒を成ぜずといふは注意すべきなり。これ法利は根本にして衣食利は枝末なるを示すなり。從つて根本を捨すれば比丘の資格を失するも、枝末を捨するは單に偷蘭罪として懺悔すれば清淨比丘となるなり。道心の中に衣食あり、衣食の中に道心なき類なり。

【六〇】 伎。音楽の類。

【六一】 不還戒。捨捨の言葉を口に出して言ふともせず捨したことにならざとの意。

【六二】 毘嵐。註(一)の二二・一二四)參照。

【六三】 婬法 (Mothana dhama)。夫婦事。

【六四】 三處。大小便道及び口道 (Vocamāgga, pūshāvā mugga, Mūkaṅga)。

り。若し比丘、眠り、(若しは)心狂ひ、(若しは)定に入らんに、母人ありて強いて比丘に就て姪を行ぜん、比丘若し覺めて初中後に樂を受くるは波羅夷なり。是の比丘、若しは眠り、乃至、定に入らんに、若し母人強いて比丘に就いて姪を行ぜん、彼れ覺め已りて、初と中とに樂を受けず、後に樂を受くるも波羅夷なり。是の比丘、若しは眠り、乃至、定に入らんに、若し母人(強いて)比丘に就いて姪を行ぜん、若し比丘覺め已りて、初と中と後とに樂を受けざるは無罪なり。云何が「樂を受けず」と名くるや。「樂を受く」とは、譬へば飢えたる人の種々美食を得んに彼れ食するを以て樂と爲すが如く、又渴せる人の種々好飲を得んに彼れ飲むを以て樂と爲すが如くに、欲樂を受くる者も亦復是の如し。「樂を受けず」とは、譬へば好淨の人の、種々の死屍を以て其の頸の上に繋ぐが如く、又は破れたる簍(の如く)、熱鐵もて身を鏝くが如くに、樂を受けざる者も亦復是の如し。若しは、姪を行ぜんに、若しは「買得、若しは雇得、若しは恩義得、(若しは)知識得、(若しは)調戲得、(若しは)試弄得、(若しは)未更事得、是の如きの一切得に(於て)而も姪を行するは、皆波羅夷なり。若し心狂ひて自ら覺えざるは無罪なり。是の故に説きたまへり、若し比丘、和合僧の中に於て具戒を受け、還戒せず、戒羸なるに相に出さずして姪法を行じ、乃至畜生と共にせんには、是の比丘、波羅夷を犯す、應に共住すべからず」と。

世尊、毗舍離城に於て、成佛五年冬分第五半月十二日、中食後、東に向うて坐するに(一時)、長老耶舍迦蘭陀子の爲に此戒を制したまへり。已に制しぬ、當に隨順して行すべし、是れを「法に隨順す」と名くるなり。(姪戒竟る)

に和合僧法を離捨するものなれば捨戒と名くるなり。

【五】 中間布薩。布薩(Uppasatha)とは、淨住・長養と譯し、出家の法として半月毎に界内の衆僧を集めて戒本を讀誦し、比丘をして淨く戒中に住せしめ、能く善法を長養せしむる儀式なり。所作の法に就て説戒といひ、功能に就て淨住といひ、惡を斷じ善を増長する故に長養といふ。もし王難・火難・水難、若しは僧不和合の時、是の布薩時の前々相合の間になすべきが故に中間布薩といひ、前々日までに僧相合せざれば次の布薩日に合してなすをこれを中間布薩にして又、正布薩なりと名く。これ四分律の増減説戒に相當す。

【五】 二十四布薩。一年間に十四日布薩に六、十五日布薩に十八あり、合して二十四となる。印度曆には半月半月を白月(Crath-pakhi)・黒月(Krath-pakhi)とし、説戒するに於ては滿月の日と新月の日になす故に、月の大小によりてその新月の出づる日につきて十四日に當る日と十五日に當る日とある故に十四日布薩と十五日布薩との數の差を生ぜしものなるべし。

【六】 頻日布薩。日を隔てずして、今日明日と續けて布薩



り、一々の分に就て姪を行ずるは、偷蘭罪を得ん。若し繫縛して合せしめて姪を行ぜんには、波羅夷なり。若し女人あり、段じて三分と爲れるに、比丘、下分に於て姪を行ずるは波羅夷、中分に姪を行ずるは偷蘭罪、上分に姪を行ずるは波羅夷なり。若し女人の身、青髻臙脂せんに、此に於て姪を行ずるは波羅夷にして、身若し壞爛せるには偷蘭罪、身全く枯乾せるにも亦偷蘭罪なり。若し酥・油・水を以て漬け潤うて壞せざるものに、姪を行ずるは波羅夷にして、若し形壞せるには偷蘭罪、骨鎖相連り膿血塗著せるに姪を行ずるは越毗尼罪を犯じ、白骨枯乾せるには越毗尼心悔なり。石木の女人、畫ける女人には越毗尼罪なり。

若し比丘、還戒を説かず、不還戒を説かず、若しは戒羸なるに還戒を説かず、不還戒を説かずして便ち俗人と作らば、其の犯せる所に隨うて如法に治罪(すべし)。若しは外道と作れるも亦是の如し。若しは裏みて覆はず、若しは覆ひて裏まず、亦は覆ひ亦は裏み、覆はず裏まずして、乃し入るること胡麻の如きに至るも波羅夷なり。若し比丘、還戒せず、若しは戒羸なるに出相せずして、便ち俗人の形服を作して罪を犯さば、其の所犯に隨うて罪を得ん。若し比丘にして比丘尼邊に於て強いて姪を行ぜんには、比丘は波羅夷を得、若し比丘尼も樂を受けんには亦波羅夷なり。若し比丘尼にして比丘尼邊に於て強いて姪を行ぜんには、比丘尼は波羅夷、若し比丘にして樂を受けんには亦波羅夷なり。若し比丘と比丘、展轉して共に姪を行ずるは俱に波羅夷なり。若し比丘と比丘尼と、共に姪を行ずるは俱に波羅夷なり。比丘と沙彌と、展轉して共に姪を行ずるは、比丘は波羅夷にして沙彌は驅出せらる。比丘と俗人と、展轉して共に姪を行ずるは、比丘は波羅夷にして俗人は不犯、乃至外道も亦是の如し。

若し比丘、三種に姪を行ず、人と非人と畜生となり。復、三種あり、女と男と黃門となり。復、三種あり、上と中と下道となり。復、三種あり、若しは覺と、若しは眠と、若しは死と、皆波羅夷な

【五二】 九次第正受 (Nāvaṇṇa-pabbavāṭṭhāra samāpatti) 九次第定ともいひ、四禪・四無色及び滅受想定(滅盡定)の九種の禪定を他心(雜慮)せずして次第に一定より一定に入る法なり。一に初禪次第定 (Paṭhamajjhānaṇṇa patti) 二に二禪次第定 (Dhutya.....) 三に三禪次第定 (Tahya.....) 四に四禪次第定 (Ochuttan.....) 五に空處次第定 (Ākāraṇaṅkayaṇṇasamā patti) 六に識處次第定 (Viññāṇaṅkayaṇṇa samāpatti) 七に無所有處次第定 (Ākaśaśūnyatānaṅkayaṇṇa samāpatti) 八に非想非非想處次第定 (Nevasaṭṭhanāṅkayaṇṇa samāpatti) 九に滅受想定次第定 (Nirodhaṇṇa samāpatti) 四真諦 (Gautari arya-bhūti) 四諦とも四聖諦ともいひ、聖者所見の眞理なり。一に苦諦 (Dukkha arya-gaṇi) 二に集諦 (Dukkha samudayaṇṇa.....) 三に滅諦 (Dukkha-nirodhaṇṇa.....) 四に道諦 (Dukkha-nirodhaṇṇa-gaṇi) 【五三】 説を捨つ。説戒を捨つるの意なり。同一界内の比丘半月々々に集まりて説戒するは僧徒の規定なるに、今一我れ説戒を捨てん」といはず、正

應に共住すべからず。若し人男の命ある(もの)と死せる(もの)とに、非人男の命ある(もの)と死せる(もの)とに、畜生男の命ある(もの)と死せる(もの)との二處に姪を行じて、三時に樂を受くるは、是の比丘、波羅夷罪を得ん、應に共住すべからず。人黃門の命ある(もの)と死せる(もの)とに、非人黃門の命ある(もの)と死せる(もの)とに、畜生黃門の命ある(もの)と死せる(もの)との二處に、初と中と後との三時に樂を受くるは、波羅夷罪を得ん。畜生とは、象馬より乃し雞に至る、是れを畜生と名く。若し此の畜生を犯さんには、波羅夷罪を得ん。象身の大きな、乃至、鷄身の小なるは、儉蘭罪を得、若し象身の小なる乃至、鷄身の大きなは波羅夷罪を得ん。是の故に「乃至、畜生と共にするは波羅夷罪を得」と説けるなり。

「波羅夷」とは、謂く、法智に於て退沒墮落して、道果の分なし、是れを「波羅夷」と名く。是の如く、未知智、等智、他心智、苦習盡道智、盡智、無生智(等)の彼の諸智に於て、退沒墮落して道果の分なし、是れを「波羅夷」と名く。又復、「波羅夷」とは、涅槃に於て退沒墮落して、證果の分なし、是れを「波羅夷」と名く。又復、「波羅夷」とは、梵行に於て退沒墮落して、道果の分なし、是れを「波羅夷」と名く。又復、「波羅夷」とは、犯す可き所の罪、發露悔過すべからず、故に「波羅夷」と名く。

若し比丘、染汗心を以て女人を看んと欲するは、越毗尼心悔を得ん。若しは眼に見、若しは聲を聞くは越毗尼罪を得ん。各各裸身に於て相觸るゝは、儉蘭罪を得、乃し入ること胡麻の如きに至るも波羅夷なり。若し彼の身大にして、入るゝと雖其の邊にも觸れざらんには、儉蘭罪を得ん。衆生あり、二道のみにして、是の處より食し、是の處より大小便せんに、若しは生き、若しは死にたるにせよ、若し此の衆生を姪して、初・中・後に樂を受くるは波羅夷なり。若し女人の身裂けて二分と爲

をいふ。以下皆然り。

【四】和上。註(二)(三)參照。今、和上は一比丘に過ぎざるも、得戒の根本なる故に佛若しは和合僧と同等に取扱うて判斷するなり。

【五】阿闍黎。註(二)(三)參照。

【六】増上。學(Adhisita sikha)。戒律は三學の一なりが戒學といひ、此法力、強きが故に増上といふ。増上の文字は力能の勝るゝにいふ。

【七】増上意學(Adhisatta bhikkhu)。定學に三學の一にして、定學に増上の力を有する故に増上心學といひ、又心を増勝する學の故に増上意學といふ。

【八】増上慧學(Adhisatta bhikkhu)。三學の一にして、増勝の智慧を發し、智慧を増進する學なれば増上慧學といふ。

【九】波羅提木叉。註(一)(二)(三)參照。

【五〇】廣説。略説。成道十二年前を佛の略説戒とし、十二年後を弟子の廣説戒(薩婆多論の説)とすといふもこの説信に難し。又、戒本全勝を讀誦するを廣説といひ、戒本の初め、戒序、四波羅夷、十三僧殘を讀むを略説といふ。略説は王難・賊難・火難・水難・惡虫難等ある場合に限る。



復次に若し比丘、「我れ佛を捨て、佛我れを捨てん」、「我れ佛を離れ、佛我れを離れん」、「我れ佛を遠ざけ、佛我れを遠ざけん」、「我れ佛を厭ひ、佛我れを厭はん」、「我れ佛を休め、佛我れを休めん」と言はんに、是の如きは皆「捨戒」と名け、乃至、「諸の經論を捨てん」と(言はんに)亦是の如し。是れを「還戒」と名く。

【一】「不還戒」とは、若しは瞋恚し、若しは卒に説き、若しは獨説し、若しは不了説し、若しは諍に因りて説き、若しは獨想説し、若しは前人に説くも解せず、若しは眠者に向うて説き、若しは狂者に向うて説き、苦惱者に向うて説き、嬰兒に向うて説き、非人に向うて説き、畜生に向うて説く、是の如き諸説の還戒は、是れを「捨戒」と名けざるなり。

【二】「戒贏」とは、彼れ是の念を作さく、「我れ佛法僧を捨て、乃至、諸の經論を捨つるに如かず」と。彼れ復、是念を作さく、「我れ當に沙彌と作り、俗人と作り、外道と作らん」と。彼れ心に念じ口に言ふも、未だ決定して他人に向うて説かざるを、是れを「戒贏」と名く。若し戒贏事を説かんに、語に偷蘭罪を得ん。復、心念口言を作さく、「我れ佛を捨つるに如かず」、乃至、「我れ本の俗人と作るに如かず」と。復、是の言を作さく、「我れ佛を捨てんに勝らん」、乃至、「我れ本の俗人を習はんに勝らん」と。是れを「戒贏」と名く。若し戒贏事を説かんに、言語に偷蘭罪を得ん。是れを「戒贏」と名く。

若し「戒贏にして姪法を行す」とは、姪法とは、謂く女人有命と與に三處の中に姪を行じ、初と中と後とに樂を受くる、是れを「姪法を行す」と名く。若し比丘、戒贏にして姪法を行ぜんには、波羅夷罪を得ん、應に共住すべからず。人女にして命ある(もの)と死せる(もの)との三處に姪を行じ、初と中と後とに樂を受く、是の如く、非人女女の命ある(もの)と死せる(もの)とに、畜生女の命ある(もの)と死せる(もの)との三處に姪を行じて三時に樂を受くるは、是の比丘、波羅夷罪を得ん、

risa-yng tui at'kha purisa-pungala) 四向四果のことにして、一向果を一雙とす。【一】 解脫智見(Vimutti-ñāna) 戒定慧の三學成就して解脫を得んに、後得智として己が實に解脫を得たるを知るを解脫智見といふ。【二】 應所恭敬、恭敬せらるるに相應する、即ち尊重供養せらるるに應はしき意。【三】 無上福田 (Anuttara puṇṇakhetto) 田は生長を以て善となし、應に供養すべき者に於て衣食を供養せんに、能く諸の福報を受くること、猶し農夫の田畝に播種するに生長して秋收の利あるが如き故に福田といふ。即ち僧寶は衆生の最も尊敬する所にして此に供養すれば大利益を得るを以て無上福田といふ。又、福田に二あり。悲田と敬田なり。悲田は貧窮困苦の人に慈哀の心を以て施すこと。敬田は恭敬の心を以て三寶に施すなり。又、父母師長に報ずる報恩福田なるありて三福田ともいふ。【三】 僧(Saṅgha) 衆多罪輕重の判處に於て僧と衆多比丘と一比丘との差あり。僧は四人以上和合せる界内の比丘又は比丘尼を意味し、衆多比丘(Sambhūta bhikkhu) とは三人・二人の比丘・比丘尼

戲笑して、「共住を捨てん」と説くは、越毗尼罪を得ん。若し誤説、心狂にして、「共住を捨てん」と(言ふ)者は無罪なり。

云何が、「共利を捨つる」とは。共利とは二種あり、一には法利、二には衣食利なり。法利とは、受誦問答に名く。衣食利とは、同じて一施を受くるなり。彼の法利と衣食利とを、盡く「共利」と名く。若し比丘、「我れ此の利を捨てん」と言はんに、是れを「捨戒」と名く。餘は上の佛を捨つる中に廣く説けるが如し。若し「法利を捨てん」と言はんに、是れを「捨戒」と名く。上の佛を捨つる中に廣く説けるが如し。若し但、「我れ衣食利を捨てん」とのみ言はんに、是れを「捨戒」と名けず、偷蘭罪を得ん。若し、「我れ過去・未來の衣食利を捨てん」と言はんに、是れを「捨戒」と名けず、越毗尼罪を得ん。若し過去・未來を稱せずして、直に「衣食利を捨てん」と言はんに、是れを「捨戒」と名けず、偷蘭罪を得ん。彼の諸の外道にも亦共利あり、若し實には此の共利を捨てんと欲して、假に「彼の共利を捨てん」と言はんに、「捨戒」と名けず、偷蘭罪を得ん。若し誤説、心狂にして「共利を捨てん」と(言ふ)は無罪なり。

云何が、「經論を捨つる」とは。諸の經論に九部あり。若し比丘、「我れ此の經論を捨てん」と言はんに、是れを「捨戒」と名く。若し、「我れ過去・未來の經論を捨てん」と言はんに、是れを「捨戒」と名けず、偷蘭罪を得ん。若し過去・未來を稱せずして、直に「經論を捨てん」と言はんに、是れを「捨戒」と名く。若し、伎を作れる中に、佛語を以て歌頌を作すあり、若し「我れ此の歌頌の中の佛語を捨てん」と言はんに、是れを「捨戒」と名く。彼の諸の外道にも亦た經論あり、若し實に此の經論を捨てんと欲して、假に「彼の經論を捨てん」と言はんに、是れを「捨戒」と名けず、偷蘭罪を得ん。若し戲笑して「經論を捨てん」と(言ふ)は無罪なり。

(Dha Inoog'ana) (e) 尼健陀  
若提子 (Nigāyha Kāṅgūṅṅū).  
【三九】 越毗尼罪。五衆罪の一、これ餘律の突吉羅 (Dukkata) に相當す。而して突吉羅罪を犯せる者の中、故作には一人前に懺悔し、不故作には實心懺悔する如くに、僧祇には越毗尼罪と越毗尼心悔とを別てり。但し僧祇二十五卷に越毗尼には十三事ありと標して、阿遮與・偷蘭遮・瞋偷蘭・不作、不語・突吉羅・惡聲・威儀・非威儀・惡威儀・惡邪命・惡見・心生悔毗尼ありと説けり。これ越毗尼を廣く解して偷蘭遮をも攝取せることを知るべし。されど持犯方規としては僧祇は偷蘭遮と越毗尼とを分てることと文に明かなり。  
【三〇】 無爲涅槃。涅槃は一切の爲作造作を離る、故に無爲涅槃といふ。今、法を捨てんといふその法とは無爲涅槃の證法をいふなり。  
【三一】 原漢文には、向政向智向法次法向隨順法行宮本に今、宋・元・明三ヶ及び宮本によりて政を改めて正とせり。政と正と同音寫なり。  
【三二】 法・次法。法を無爲涅槃の證法とせば、次法は預流一來・不還等の諸果をいふには非ざるか。  
【三三】 四雙八輩 (Cattari pu-



らんには、一比丘、僧中に於て唱へよ、「若し僧和合せん時に、當に布薩を作すべし」と。若し一比丘も唱ふる者ならんには、一切僧は越毗尼罪を得ん。一比丘唱へんには、一切僧は無罪なり。若し十五日に和合せざらんには、應に初日に布薩すべし。初日にも和合せざれば、二日に乃至應に十二日に布薩すべし。若し十二日にも和合せざれば、應に十三日に布薩すべし。若し十四日に正布薩に應らんには、十三日に中間布薩を作すべからず、便ち十四日に就りて布薩せよ、亦是れ中間布薩にして、亦正布薩と名く。若し月大ならば、乃し十三日に至るとも和合せんには、中間布薩を作すを得ん。若し和合せざらんには十四日なるを得ず、應に十五日に就りて布薩すべし、亦た中間布薩と名け、亦た正布薩と名く。何を以ての故に、頻日布薩を得ず、應に當に日を隔て、布薩すべし、是れを中間布薩と名く。十四日布薩に應れるを停めて十五日に至らしむるを得ず、十五日布薩に應れるを十四日に逆るを得ず、若し因縁あらば布薩を作すを得ん。若しは十四日、若しは十五日、若しは中間布薩を、盡く名けて「説」と爲す。若し是の如く、「我れ是の説を捨てん」と言はんには、是れを「捨戒」と名く。前に捨佛の中に説けるが如し。彼の諸の外道も、亦各説あり。若し實には此「説」を捨てんと欲して、假に「外道の説を捨てん」と言はんには、是れを「捨戒」と名けず、偷蘭罪を得ん。若し戲笑して「説を捨つ」と(言ふ)者は、越毗尼罪を得ん。若し誤説、心狂の捨説は無罪なり。云何が、「共住を捨つる」とは。共住に二種あり、一には清淨共住、二には相似共住なり。清淨共住とは、衆悉く清淨にして共に布薩を作すを、是れを清淨共住と名く。相似共住とは、清淨ならざるに清淨の相を作して、清淨なる者と共に布薩を作すを、是れを相似共住と名く。彼の清淨共住と相似共住とを盡く「共住」と名く。若し、「我れ共住を捨てん」と言はんには、是れを「捨戒」と名く。上の佛を捨つる中に廣く説けるが如し。彼の諸の外道にも亦共住あり。若し實に此の共住を捨てんと欲して、假に「彼の共住を捨てん」と言はんには、是れを「捨戒」と名けず、偷蘭罪を得ん。若し

人の相なり。此相を具するものは家ありては轉輪聖王となり、家を出で、是は無上覺を開くせらる。足安平相、本具の内徳を表示せしものなり。【四〇】八十種好(Aṣṭi maṅḡyāyujjānanti)。八十種好ともいひ、三十二相を更に細別して八十種の好となす。無見頂相、眉如初月、耳輪垂埤、威振一切等、皆佛の功徳にてみてる威容を細分せるものなり。【三一】捨戒。註(一の二一七)参照。【三二】偷蘭罪。註(一の二二三)参照。【三三】醉支佛(Pucekabhuddha)。緣覺又は獨覺と譯す。無佛の世に出で、性寂靜を好み師友の教なくして自然に獨悟する故に獨覺といひ、外に飛花落葉を觀じ内に十二因縁を觀じて聖果を悟る故に緣覺といふ。【三四】六師。六師外道のこと。佛陀時代に出で、各々異見を立てたるもの。【一】富蘭那迦葉(Purana Kassapa)。【二】末伽梨拘梨子(Makkhaligossali)。【三】那闍夜毗羅毗子(Sakya Nalaka)。【四】阿奢多翅舍欽婆羅(Ajita Kesakambhī)。【五】迦羅鳩駄迦旃延(Paluru-

「阿闍黎を捨てん」と言はんに、是れを「捨戒」と名けず、偷蘭罪を得ん。若し「過去・未來の阿闍黎を捨てん」と言はんに、是れを「捨戒」と名けず、越毗尼罪を得ん。若し過去・未來を稱せずして、直に「阿闍黎を捨てん」と言はんに、是れを「捨戒」と名けず、偷蘭罪を得ん。若し戲笑して「捨てん」と言ふは、越毗尼罪を得ん。若し誤説、心狂なるは無罪なり。彼の外道の如きは、各自ら稱して僧と爲せり。若し比丘、實には此僧を捨てんと欲して、假に「外道の僧を捨てん」と言はんに、是れを「捨戒」と名けず、偷蘭罪を得ん。若し戲笑して「僧を捨てん」と言はんに、越毗尼罪を得ん。若し誤説、心狂なるは無罪なり。

云何が、「學を捨つる」とは。學に三種あり、増上戒學、増上意學、増上慧學あり。増上戒學とは、謂く、波羅提木叉の廣説略説なり。増上意學とは、謂ふ所の九次第正受なり。増上慧學とは、謂ふ所の四眞諦なり。彼の増上戒學、増上意學、増上慧學を盡く名けて「學」と爲す。若し比丘、此の學を捨てん」と言はんに皆「捨戒」と名く。前に佛を捨つる中に説くが如し。世間に各自ら學あり、工巧・書算・技術等の如き、皆名けて「學」と爲す。若し比丘、此學を捨てんと欲して、假に「彼學を捨てん」と言ふ者、是れを「捨戒」と名けず、偷蘭罪を得ん。外道の如きは各自ら學あり、若し比丘、此學を捨てんと欲して、假に「外道の學を捨てん」と言はんに、是れを「捨戒」と名けず、偷蘭罪を得ん。若し戲笑して「學を捨てん」と言はんに、越毗尼罪を得ん。若し誤説、心狂の捨戒は無罪なり。

云何が、「説を捨つる」とは。説に三種あり、若しは十四日、若しは十五日、若しは中間の布薩なり。十四日は、冬の第三第七の布薩、春の第三第七の布薩、夏の第三第七の布薩にして、一歳の中にて此の六布薩あり、是れを十四日と名く。餘の十八布薩は十五日にして、合せて二十四布薩なり、是れを「十四日・十五日布薩」と名く。中間布薩とは、比丘ありて布薩の時若し僧和合せと

僧に代りて羯磨受戒に錯謬なきを證するもの、且つは受者をして善心崇重の心を起さしむるものなり。邊地の心を起さしむるなき地にては三師二證即ち五人受戒を聽さる。

【一四】 還戒。捨戒のこと、註

【一七】 參照。

【二二】 式叉摩尼(Sikhamani) 學法女・正學女と譯し、沙彌尼(Samagari) にして具足戒を受けんと欲するものに十八歳より二十歳まで二ヶ年間六法を修せしめて、胎の有無を驗し且つ行の貞固を試むるをいふ。六法とは、染心相觸、盜人四錢・斷畜生命・小妄語・非時食・飲酒にして比丘尼戒護持のための準備行なり。

【二六】 羅睺羅の父。釋尊のこと。羅睺羅(Rahula)は釋尊出家以前の子にして、六年胎住して成道の夜生まると傳へらる。十五歳にして舍利弟を和尚として出家し、佛弟子中、證悟して密行第一とせらる。

【二七】 金色身(Suvarṇa-varṇa-kāya)。釋尊の身に金色相を具へたまふ故に金色身といふ。

【二八】 圓光。佛菩薩の頂上より放つ圓輪の光明。釋尊のこと。

【三二】 三十二相(Dvayitiasa mahāmūrisakakhaṇāni)。この相は佛に限らず、總ての大



衆なり、衆の煩惱を離れ、一切の苦患永く盡きて餘り無し。若し「此法を捨つ」と言はんには、是れを「捨戒」と名く。若し「過去・未來の法を捨つ」と言はんには、是れを「捨戒」と名けず、偷蘭罪を得ん。若し過去・未來と稱へずして、直に「法を捨つ」と言はんには、是れを「捨戒」と名く。一切外道各自ら法あり、若し比丘、實には此の正法を捨てんと欲しつゝ、假に「彼法を捨つ」と言ふ者、是れを「捨戒」とは名けず、偷蘭罪を得ん。若し戲笑して「法を捨つ」といふ者は、越毗尼罪なり。若し誤説、心狂なるは無罪なり。

云何が、「僧を捨つる」とは。「僧」とは世尊の弟子僧、等しく正に向ひ、智に向ひ、法、次法に向ひ、隨順法行に向ふ。謂く、四雙八輩にして、信成就し、戒成就し、聞成就し、三昧成就し、慧成就し、解脫成就し、解脫智見成就して、應所恭敬にして、無上福田爲り。若し比丘、「我れ是僧を捨つ」と言はんには、是れを「捨戒」と名く。若し「過去・未來の僧を捨つ」と言はんには、是れを「捨戒」と名けず、偷蘭罪を得ん。若し「過去・未來を稱へずして、直に「僧を捨つ」と言はんには、是れを「捨戒」と名けず、越毗尼罪を得ん。若し「我れ衆多の比丘を捨てん」と言はんには、是れを「捨戒」と名けず、偷蘭罪を得ん。若し「我れ過去・未來の衆多の比丘を捨てん」と言はんには、是れを「捨戒」と名けず、越毗尼罪を得ん。若し「過去・未來の衆多の比丘を捨てん」と言はんには、衆多比丘尼も亦是の如し。若し「我れ一比丘を捨てん」と言はんには、是れを「捨戒」と名けず、越毗尼罪を得ん。若し「過去・未來の一比丘を捨てん」と言はんには、是れを「捨戒」と名けず、越毗尼罪を得ん。若し「我れ過去・未來の一比丘を捨てん」と言はんには、是れを「捨戒」と名けず、越毗尼罪を得ん。一比丘の如く、一比丘尼も亦是の如し。若し「和上を捨てん」と言はんには、是れを「捨戒」と名く。差別あること、僧を捨つる中に説くが如し。若し

摩・四十七白二期磨・三十白四期磨といひ、大沙門百一期磨、有部百一期磨には廿二單白、四百七白二・三十三白四あり。然るに四分律にては三十九白・五十七白二・三十八白四及び乘法心念二百八十一種の期磨作法ありとせり。僧祇律には白と白二とに各々二十八めて少數の期磨ありとのみ、五分律亦簡にして到底行事の依據とするを得ず。此故に古來、四分・十誦最も流行せしものと考へられる。

【三】別衆。僧法の決議に反對するもの、若しは僧法の衆と見を異にし戒を異にするものにして三人以下なるを別衆といひ、四人以上なるを破和合僧(Brahmacharya)といふ。

【三】滿十僧。三師七證のこと。三師とは和尙・羯磨師・教授師にして及び七人の證明師を加へて十僧を滿ず。和尙(Uparajita)は夏臘十歳以上の有徳有智の者にして、持戒して破らず、多聞にして、如法に弟子の憂悔を除き、能く弟子の惡悔を除きうるもの。羯磨・教授の二師は即ち阿闍梨(Acarya)にして五夏以上の比丘の羯磨に堪能にして明律なる者をいふ。七證師は衆

障法無く、和合僧にして、別業に非ず、滿十僧若しは十を過ぐるを、是れを「比丘、和合僧の中に於て戒を受く」と爲す。

「還戒せず」とは、先に還戒を明さんと欲す。「還戒」とは、是の比丘、戒を還す時、若しは愁憂して樂しまず、心定んで沙門法を捨てんと欲し、比丘事を樂ひ行ぜず、釋種子たるを樂しまずして言はく、「我れ沙彌と作なんと欲す、我れ外道と作らんと欲す、我れ俗人と作りて本の五欲を受けんと欲す」と。若しは比丘・比丘尼・式叉摩尼・沙彌・沙彌尼・外道出家・在家俗人に向うて言はく、「我れ佛を捨て、法を捨て、僧を捨て、學を捨て、説を捨て、共住を捨て、共利を捨て、經論を捨て、比丘を捨て、沙門を捨て、釋種を捨てん、我れは比丘に非ず、沙門に非ず、釋種に非ず、我れは是れ沙彌、是れ外道、是れ俗人なり、本の如くに五欲、我れ今之れを受けん」と。是れを「還戒」と名く。云何が、「佛を捨つる」とは。佛を捨つるとは、正覺を捨て、最勝を捨て、一切智身を捨て、一切見を捨て、無餘智見を捨て、羅睺羅の父を捨て、金色身を捨て、圓光を捨て、三十二相を捨て、八十種好を捨て、若しは一々佛の名號を捨つるを、皆「佛を捨つ」と名く。是の如くに佛を捨つるを、是れを「捨戒」と名く。若し「過去・未來の佛を捨つ」と言はんに、是れを「捨戒」とは名けず、儉蘭罪を得ん。若し「過去・未來の佛を捨つ」と言はずして、直に「佛を捨つ」と言はんに、是れを「捨戒」と名く。若し「辟支佛を捨つ」と言はんに、是れを「捨戒」と名くるも、過去・未來（の辟支佛）は同じく「捨佛」の如し。又、外道一切の出家・六師の弟子にも各「佛あり」と言ふ。若し比丘、實には此佛を捨てんと欲して、假に「外道の佛を捨つ」と言はんに、是れを「捨戒」と名けず、儉蘭罪を得ん。若し戲笑して「佛を捨つ」といふは、越尼罪を得ん。若し誤説、心狂なるは無罪なり。

云何が、「法を捨つる」とは。「法」とは三世の所攝にあらず、其の相常住にして、所謂、無爲涅槃

淫戒の儉

三五

見てこの白四羯磨作法に由りて果遂す。僧事の性質いかによりては單白のみなるあり、又、一白一羯磨即ち白二羯磨にて執行するものあり、白四羯磨なるあり。單白羯磨は日常所行事、或は輕少事に用ふ。即ち出家・剃髮時、或は迦鞠那衣を受くる際若しは捨する時、説戒・自恣、或は捨階臘法等、煩はしき請法を假らずして功を遂ぐるもの、別に僧の和忍を求むるまでもなく、直に乘法出来るものに用ふ。白二羯磨は常務に非ずして、安居受日乞法、離衣宿、大房舍處分法、若しは外道四月別住を試むる時、難陀の如く狂癡せる場合、僧物分配、比丘尼教誡に差違する場合、五德差違、覆鉢・仰鉢、結解大界、淨地結法等は單白羯磨より重くして僧の和忍を要するところ、なれば一白を加して事を陳告し、一羯磨を加してその可否を量りて成遂する故に白二羯磨作法とす。白四羯磨の行事は情事懸重にして綿密なる審査を要するもの、即ち受戒・呵諫・治罰・滅諍・僧殘罪讞法等の如き、實に人の死活に關する重大事件は一白告情の後、三羯磨を以て僧の和忍を請ふもの、即ち重要會議をなすのである。摩得勤迦論(一)には廿四白羯



の處に到るに、新しき死屍の、身に塗香あるを聞いて、便ち是れ生ける人なりと謂ひ、是の比丘、正思惟せずして欲心即ち起り、便ち死屍に姪せり。欲を行じ已りて猶ほ故ほ厭はず、即ち死屍を擔うて自の住處に到り夜を通じて欲を行じ、晨朝戸を閉ぢ、村に入りて食を乞へり。死女の親里、明日、香油を持ちて火を樵き、死屍を燒かんと欲して其の本處に到るに死屍を見ず、復、鳥獸に食はれし蹤跡をも見ず、遍く求むるも得ざりしに、比丘の草菴を開いて死屍、中にあるを見、(且つ)屍の上に新に欲を行ぜる處を見ぬ。見已りて便ち相謂ひて言はく、「異しい哉、沙門釋子は死者をも尙ほ捨てず、況んや復、生ける人をや。今より已去、宜しく各防護して、沙門をして人舎に入るを得せしむること莫るべし。此等の敗物、何の道か有らんや」と。彼の比丘尋いで自ら疑悔して具に世尊に白すに、佛言はく、「汝聞かずや、佛の制戒、姪を行するを得ざることを」。比丘答へて言さく、「我れ制戒を知れるも、但、彼れは是れ死女なりき」。佛言はく、「死女に姪するも亦波羅夷を犯す。三事ありて、比丘、姪を行ぜんに波羅夷を犯す。何等をか三とす、死と眠と覺となり」と。

爾時、世尊、諸の比丘に告げたまひて、毗舍離に依止せる比丘を皆集めしめ、十利を以ての故に、諸比丘の與に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし、」

若し比丘、和合僧の中に於て、具足戒を受けつゝ、還戒せず、戒羸なるも相に出さずして姪法を行じ、乃至、畜生と共にせんには、是の比丘、波羅夷を得ん、應に、共住すべからず。

(初波羅夷緣詔る)

「比丘」とは、具足を受け、善く具足を受けたる(に名く)。如法にして不如法に非ず、和合にして不和合に非ず、可稱歎にして不可稱歎に非ず、滿二十にして不滿に非ず、是れを「比丘の義」と名く。

「和合僧の中に於て戒を受く」とは、若し比丘、具足を受くる時に善く具足を受け、一白三羯磨に

【一】村。註(一の三五)参照。  
 【二】以下皆然り。註(一の五一)参照。  
 【三】波羅夷第一姪戒第五制。乃至、制戒の時の定まれる言葉を乃至して略せるもの、註(一の九八)の本文参照。以下の戒條皆この形式にて制定せらる。  
 【四】和合僧。註(一の九九)参照。  
 【五】具足戒。註(一の二〇〇)参照。  
 【六】還戒。註(一の二一七)参照。  
 【七】波羅夷。註(一の二二一)及び(二四)参照。  
 【八】共住(Āśāyana)。註(一の二〇三)参照。  
 【九】波羅夷第一姪戒文解釋。  
 【一〇】一白三羯磨。白、羯磨(Mattakkamma)の白とは僧法の法事執行の上に於て僧衆に提議するもの、羯磨とは作法辦事の義にしてその提議につき僧衆の認可するや否やを三度尋ねるものにして、僧衆が默然せばその提議は認可成立せらるるものとするなり。この一白と三羯磨とを今、一白三羯磨といひ、又一白をも三羯磨に合して白四羯磨(Chatur-kamma)ともふ。僧法に於ける重要行事は

も猶ほ故ほ捨てず、況んや復全形なるものをや。宜しく共に防護して門に近づかしむること無かるべし。此等の敗人、何の道か之れあらん」と。彼の比丘尋いで自ら疑悔して具に世尊に白すに、佛、比丘に言はく、「汝聞かずや、我が制戒、姪を行するを得ざることを。」比丘答へて言さく、「我れ制戒を知れるも、全身の爲にのみと謂へり。但、此の兀女は形壞せるなり」と。佛言はく、「兀とは若しは左手及び右脚、若しは右手及び左脚のみなるを、是れを兀女と名け、若し姪する者は、波羅夷を犯す」と。

復次に佛、舍衛城に住して廣く説きたまへること上の如し。一比丘あり、祇洹中に於て食し已り、開眼林中に入りて坐禪せり。時に祇洹開眼林の中間に、一女ありて狂發して地に眠り、風吹き衣起りて形體露現せり。時に比丘、正思惟せず、欲心、内に發りて便ち共に姪を行じ、姪を行じ已りて尋いで即ち疑悔して具に世尊に白すに、佛、比丘に告げたまはく、「汝知らずや、我が制戒、姪を行するを得ざることを。」比丘答へて言さく、「我れ制戒を知れるも、但、是女は狂眠せるなり。」佛言はく、「狂眠女を姪する者、亦波羅夷を犯す」と。

復次に佛、毗舍離に住して廣く説きたまへること上の如し。時に一居士婦あり、父母の家に住すること久し。夫家、信を遺して婦を呼びて速かに還らしむるに、婦將に還らんと欲して、種々に飲食を作りて自ら之れを送ること具なりき。時に風刀起り吹いて女身を裂き、即ち便ち命終せり。毗舍離の土、地、下濕にして死人久しく停むるを得ざれば、時に宗親都べて集まりて言はく、「一即ちの時、此の死屍を送り、往いて曠野に著かん」と。死屍を送り出して共に相謂ひて言はく、「當に速に疾く去くべし、壞爛せしめて人をして厭汚せしむること莫れ」と。死屍を送り出し已るに大風雨に値ひしかば、屍を一處に置き草を以て之れを覆ひて言はく、「明(日)當に來りて燒くべし」と。夜に則ち雨止み、天清くして月出でぬ。時に比丘あり、夜、塚間に遊び、過ぎりて是

【六】 波羅夷。註(一〇六)參照。

【七】 開眼林。註(一二八)參照。

【八】 毘舍離。註(一〇五四)參照。

【九】 風刀。命終の時、體中の風大動搖して身を支解し、其苦、利刀を以て刺すが如きを風刀といふ。

【一〇】 原漢文には、時宗親都集、即時送此死屍往著曠野、送死屍出、共相謂言、當速疾去、莫令壞爛使人厭汚、送死屍值大風雨置屍一處、以草覆之、明當來燒、夜則雨止天清月出とあり。前後の關係解し難し。譯文には少しく補うて取意せり。



## 卷の第二

## 四波羅夷法を明すの二

## 姪戒の餘

復次に佛、舍衛城に住して廣く説きたまへること上の如し。時に鬱闍尼國に一男子あり、其の婦、邪行にして人と共に通ぜり。其の夫、瞋恨して面り相呵責し、後に復び爾らば、要す苦もて相治せん」と。其の婦止めず、夫、其の姪時を伺うて彼の男子を執へ、俱に送りて王に與へ白して言さく、「大王、此の婦不良にして是の人と通ぜり、願くは王、苦治して以て將來を肅しめたまへ」と。時に王大に怒りて其の有司に勅し、其の手足を兀りて塚間に棄てしむ。時に罪を治する者、即ち塚間に於て其の手足を兀り、仰臥して地に著きぬ。時に比丘あり、塚間に在りて行くに、此の女人、裸身に於て地に在るを見て、彼れ正思惟せずして便ち欲望を生じ、此女に語りて言はく、「共に是の事を作さん」。女即ち答へて言はく、「此の形是の如くなるに猶ほ爾る可きや」。比丘言はく、「爾る可し」。女人即ち許すに便ち共に欲を行じ、欲を行じ已りて而して去りぬ。爾時、此女の親里・知識共に相謂ひて言はく、「當に塚間に往いて此の女人を見るべし、死せりとやせむ、活けりとやせん」と。便ち共に俱に行いて塚間に往詣せるに、彼の兀女仰臥して地に在るも、身上に猶ほ新に欲を行ぜざる處あるを見て、皆共に瞋りて言はく、「汝、苦痛の中に於て猶ほ復び此れを爲せること、人の無恥なること乃し是の如きに至るや」と。彼の女答へて言はく、「人來りて逼まられしなり、此れ我が咎に非ざるなり」と。問うて言はく、「逼まれる者は何人ぞや」。答へて言はく、「沙門釋子なり」。衆人驚き怪みて自ら相謂ひて言く、「沙門釋子は是の女人の身壞せること是くの如くなるを

【一】 舍衛城。註(一)の二〇、一(三)参照。

【二】 鬱闍尼(Ujjeni)。南印度境、今の Ujien に相當す。有名なる蓮華色比丘尼(Srinivamsi)は此地に生まる。阿輪迦王曾て西印度總督として此地に在りしなり。

【三】 塚間(Bhutanu)。家(りか)の間、即ち墓地なり。

【四】 親里・知識(Sattimittu)。親戚・知己の意。

【五】 沙門釋子。註(一)の六三(三)参照。

摩訶僧祇律卷第一

毘戒の 一

りとす。

【八五】胡麻(Shi)。微入毛頭の意にして少許のこと。

【八六】身生。Angajinaの意。

【八七】後道(Vaccananga)。大便道のこと。

【八八】原漢文には、時王沐浴莊嚴待彼姪女。理想其至須臾便到とあり。譯文に疑あり、或は「彼姪女を待ちて其至るを理想せるに須臾にして便ち到れり」と譯すべきか、考ふべし。

【八九】多方。多くのてだての意。種々の醫術を施すこと。

【九〇】優波離(Utahi)。五百羅漢の中持律第一と稱せらる。

佛の滅後、第一結集の時、律藏を誦出せりとせらる。僧祇律にては諍事を滅する時、世尊は常に優波離をして滅せしめたまへりとす。

【九一】偷蘭罪。註(一一二)參照。

【九二】阿闍世王(Ajatasattu)。父は摩竭陀國王頻毗娑羅、母は韋提希。韋提希懷胎の時、相師占うて言はく、此兒生れて父を害すべしと。未生以前より怨を結ぶとの意を以て阿闍世即ち未生怨と名けぬ。長じて惡友提婆に近づき、初生の時の事を聞き害意を生じて父母を幽閉し、自ら王位につ

けり。後ち佛の教化を蒙りて逆害の悲痛を脱れ、第一結集の際には外護者として大に供養をなせり。

【九三】母人。婦女(Mānava)の意。

【九四】沙彌(Sāmaṇera)。息慈・息惡と譯し、また勸策男とも譯す。七歳より二十歳まで大僧により勤めて策勵せらるゝ故なり。滿二十歳に至りて具足戒を受けて大比丘僧となるの準備位なり。十戒を持ち、衣は條葉なき緞衣を著す。

【九五】白衣。白衣を著けたる人(Cāhi ośāhvaṣaṇā)の意にして、比丘の染衣を著くる

に對し、在家居士は純色衣若しは白衣を著する故に、在家居士を白衣といふ。

【九六】原漢文に「佛言、比丘波羅夷、白・知如之何」とあり。次に「佛言、比丘波羅夷、外道知如之何」とあり。白衣及び外道に對しては、別々佛及外道に罰法なき故に、白衣及び外道は今關知する所にあらずとの意味なるべし。

【九七】外道(Mitthya)。佛教外の苦行者、即ち六種の外道、乃至九十六種外道の如し。

【九八】原漢文には、時王沐浴莊嚴待彼姪女。理想其至須臾便到とあり。譯文に疑あり、或は「彼姪女を待ちて其至るを理想せるに須臾にして便ち到れり」と譯すべきか、考ふべし。

【八九】多方。多くのてだての意。種々の醫術を施すこと。

【九〇】優波離(Utahi)。五百羅漢の中持律第一と稱せらる。

佛の滅後、第一結集の時、律藏を誦出せりとせらる。僧祇律にては諍事を滅する時、世尊は常に優波離をして滅せしめたまへりとす。

【九一】偷蘭罪。註(一一二)參照。

【九二】阿闍世王(Ajatasattu)。父は摩竭陀國王頻毗娑羅、母は韋提希。韋提希懷胎の時、相師占うて言はく、此兒生れて父を害すべしと。未生以前より怨を結ぶとの意を以て阿闍世即ち未生怨と名けぬ。長じて惡友提婆に近づき、初生の時の事を聞き害意を生じて父母を幽閉し、自ら王位につ

けり。後ち佛の教化を蒙りて逆害の悲痛を脱れ、第一結集の際には外護者として大に供養をなせり。

【九三】母人。婦女(Mānava)の意。

【九四】沙彌(Sāmaṇera)。息慈・息惡と譯し、また勸策男とも譯す。七歳より二十歳まで大僧により勤めて策勵せらるゝ故なり。滿二十歳に至りて具足戒を受けて大比丘僧となるの準備位なり。十戒を持ち、衣は條葉なき緞衣を著す。

【九五】白衣。白衣を著けたる人(Cāhi ośāhvaṣaṇā)の意にして、比丘の染衣を著くる

に對し、在家居士は純色衣若しは白衣を著する故に、在家居士を白衣といふ。

【九六】原漢文に「佛言、比丘波羅夷、白・知如之何」とあり。次に「佛言、比丘波羅夷、外道知如之何」とあり。白衣及び外道に對しては、別々佛及外道に罰法なき故に、白衣及び外道は今關知する所にあらずとの意味なるべし。

【九七】外道(Mitthya)。佛教外の苦行者、即ち六種の外道、乃至九十六種外道の如し。

【九八】原漢文には、時王沐浴莊嚴待彼姪女。理想其至須臾便到とあり。譯文に疑あり、或は「彼姪女を待ちて其至るを理想せるに須臾にして便ち到れり」と譯すべきか、考ふべし。

【八九】多方。多くのてだての意。種々の醫術を施すこと。

【九〇】優波離(Utahi)。五百羅漢の中持律第一と稱せらる。

佛の滅後、第一結集の時、律藏を誦出せりとせらる。僧祇律にては諍事を滅する時、世尊は常に優波離をして滅せしめたまへりとす。

【九一】偷蘭罪。註(一一二)參照。

【九二】阿闍世王(Ajatasattu)。父は摩竭陀國王頻毗娑羅、母は韋提希。韋提希懷胎の時、相師占うて言はく、此兒生れて父を害すべしと。未生以前より怨を結ぶとの意を以て阿闍世即ち未生怨と名けぬ。長じて惡友提婆に近づき、初生の時の事を聞き害意を生じて父母を幽閉し、自ら王位につ

けり。後ち佛の教化を蒙りて逆害の悲痛を脱れ、第一結集の際には外護者として大に供養をなせり。

【九三】母人。婦女(Mānava)の意。

【九四】沙彌(Sāmaṇera)。息慈・息惡と譯し、また勸策男とも譯す。七歳より二十歳まで大僧により勤めて策勵せらるゝ故なり。滿二十歳に至りて具足戒を受けて大比丘僧となるの準備位なり。十戒を持ち、衣は條葉なき緞衣を著す。



度の別名なりしも次第に變化して須彌山以南の人界全部を指すに至れり。

【三〇】原漢文には、中有平心無當成敗無在、又復歡喜助欲壞之とあり。

【三一】原漢文には、是天女應行、是諸天人遊觀諸園、在歡喜園者、在雜色園者、在鬱鬱園者、天女應行而便召之とあり。難解なり。

【三二】歡喜園 (Kandana yana) 帝釋天王の居城なる喜見城外の四面にある庭園の一なり。

一に衆車苑、東方に在り、此苑中に天の福力によりて種々の車現はる。二に龜惡苑、南方に在り、天戰はんと欲する時甲仗等現はる。三に雜林苑、西方に在り、諸天中に入りて願ふ所皆同じく共に勝喜を生ず。四に喜林苑、北方にあり、極妙の欲塵殊類皆集まりて、塵妙して厭くことなし。四苑形皆正方にして、中央に各一の如意池ありて功德水充滿せり、欲するに従つて妙華・寶舟・妙鳥・一々奇麗にして種々莊嚴すと。今、歡喜園とは第四喜林苑のことなり。

【三三】雜色園 (Mishakavyana) 帝釋四苑中の雜林苑なり。

【三四】鬱鬱園 (Platanakavyana) 帝釋四苑中の龜惡苑なり。

【三五】俱舍頻頭。仙人童子魔斑のことなるも、俱舍頻頭なる梵音がいかにして魔斑となりうるか、頻頭は Bhindu (巴) にして斑點の義なるも俱舍は何に適當するか知り難し。或は俱舍は俱舍羅 (Kushala) を略せるものにあらざるか。若し然らば俱舍頻頭は善好なる魔斑と解するを得べし。

【三六】生經。本生經のこと。出處を詳せず。

【三六】波羅夷第一姪戒第四制。【三六】非人 (Amanussa)。天龍八部及び惡鬼神の冥衆をいふ。八部とは天・龍・夜叉・乾闥婆・阿修羅・迦樓羅・緊那羅・摩睺羅迦なり。

【三七】王舍城 (Rājā Gṛha)。摩揭陀國 (Magadha) にあり、頻毗娑羅 (Bimbisara) 及び太子阿闍世 (Ajātasattu) の二王は佛陀時代の王として有名なり。附近には佛蹟多く、今摩里王舍城とある故に、耆闍崛山なるか竹林精舎なるか明かからず。

【三三】夏安居。安居は此方の夏中に行はるゝ故に夏と安居とを連續せるもの、又夏即ち安居と解せらるゝことあり。入夏、夏坐等の語は安居に入りて、安居に坐することなり。

【三三】夏安居。安居は此方の夏中に行はるゝ故に夏と安居とを連續せるもの、又夏即ち安居と解せらるゝことあり。入夏、夏坐等の語は安居に入りて、安居に坐することなり。

【三三】夏安居。安居は此方の夏中に行はるゝ故に夏と安居とを連續せるもの、又夏即ち安居と解せらるゝことあり。入夏、夏坐等の語は安居に入りて、安居に坐することなり。

【三三】夏安居。安居は此方の夏中に行はるゝ故に夏と安居とを連續せるもの、又夏即ち安居と解せらるゝことあり。入夏、夏坐等の語は安居に入りて、安居に坐することなり。

【三三】夏安居。安居は此方の夏中に行はるゝ故に夏と安居とを連續せるもの、又夏即ち安居と解せらるゝことあり。入夏、夏坐等の語は安居に入りて、安居に坐することなり。

【三三】夏安居。安居は此方の夏中に行はるゝ故に夏と安居とを連續せるもの、又夏即ち安居と解せらるゝことあり。入夏、夏坐等の語は安居に入りて、安居に坐することなり。

【三三】以下精舎・石窟の名を列ぬること十五、法顯・支那の旅行記にも記さるゝもの多し。いづれも王舍城附近三由旬以内の同一結界地中の精舎たりしならん。毗婆羅精舎。毘布羅 (Vohāra) 山上にある精舎なるべく、第一結界地たる毘鷲山の畢鉢羅石室 (Pipphala-gṛha) をさふにはあらざるや。

【三七】耆闍崛山窟 (Ajātakūṭa)。意譯して鷲鷲窟とさひ、尊稱して鷲鷲山とさふ。

【三七】七葉園精舎 (Sattapaṇṇa-gṛha)。毘布羅山麓にありし精舎。

【三三】溫泉精舎 (Tapodvāraṇa)。支那は毘布羅山の西南に五百の溫泉ありしといひ、精舎の舊址多しといへり。

【三七】菴羅窟。菴羅は菴摩羅 (Amra) の略にして、耆婆が獻ぜし王舍城附近の精舎 (Tivakambhavana) なり。

【三七】中後の漿。中後は非時即ち日中以後をいふ。漿 (paṇḍita) は漿・閻浮・酸棗・甘蔗等の八種より搾取せる飲料。僧祇律には十四種漿を列ぬ。往昔、無欲仙人の飲む所、酔ふ者は飲むを得ず、醉はざる者は非時に飲むを得。之れを夜分漿とも初夜相應法とも非時

【三七】中後の漿。中後は非時即ち日中以後をいふ。漿 (paṇḍita) は漿・閻浮・酸棗・甘蔗等の八種より搾取せる飲料。僧祇律には十四種漿を列ぬ。往昔、無欲仙人の飲む所、酔ふ者は飲むを得ず、醉はざる者は非時に飲むを得。之れを夜分漿とも初夜相應法とも非時

【三七】中後の漿。中後は非時即ち日中以後をいふ。漿 (paṇḍita) は漿・閻浮・酸棗・甘蔗等の八種より搾取せる飲料。僧祇律には十四種漿を列ぬ。往昔、無欲仙人の飲む所、酔ふ者は飲むを得ず、醉はざる者は非時に飲むを得。之れを夜分漿とも初夜相應法とも非時

【三七】中後の漿。中後は非時即ち日中以後をいふ。漿 (paṇḍita) は漿・閻浮・酸棗・甘蔗等の八種より搾取せる飲料。僧祇律には十四種漿を列ぬ。往昔、無欲仙人の飲む所、酔ふ者は飲むを得ず、醉はざる者は非時に飲むを得。之れを夜分漿とも初夜相應法とも非時

【三七】中後の漿。中後は非時即ち日中以後をいふ。漿 (paṇḍita) は漿・閻浮・酸棗・甘蔗等の八種より搾取せる飲料。僧祇律には十四種漿を列ぬ。往昔、無欲仙人の飲む所、酔ふ者は飲むを得ず、醉はざる者は非時に飲むを得。之れを夜分漿とも初夜相應法とも非時

食ともいふ。【三七】前食・後食 (Purubhayaṃ, Paścābhakta)。朝食・晝食にして、小食・大食ともいふ。

【三八】長尾園。猿猴精舎と同意。

【三八】時到。乞食に赴くべき時となりての意。

【三九】入袈落衣。乞食せんにめに精舎より袈落に入る時に著する衣即ち僧伽梨衣なるも、巴利律文には「衣と針とを取りて」(Pitthavivaraṇa, adāya) とありて僧伽梨衣なること明かならず。衣を取りてとは手に持つことにあらずして著することなり。

【三九】次。次第行乞の意にして、原漢文に次行乞食とあり、次行とは次第に行くこと、即ち貧富の區別をせず、次第に従つて七家に乞食するなり。

【四〇】黃門 (Paṇḍita)。割勢せられたる人、宮人なり。業疎に、黃門とは黃は是れ中方の色、昔其勢を刑り號して闍人と曰ひ、以て中禁の門を闍るが故に曰ふなり」とあり。天子の中禁を黃門といひ、闍者を用ひて守護せしめしにより、今、不能男を黃門といひしなり。僧祇律には、生・捺破・割却・因他・妬・半月庄の六種あ

【四〇】黃門 (Paṇḍita)。割勢せられたる人、宮人なり。業疎に、黃門とは黃は是れ中方の色、昔其勢を刑り號して闍人と曰ひ、以て中禁の門を闍るが故に曰ふなり」とあり。天子の中禁を黃門といひ、闍者を用ひて守護せしめしにより、今、不能男を黃門といひしなり。僧祇律には、生・捺破・割却・因他・妬・半月庄の六種あ

【四〇】黃門 (Paṇḍita)。割勢せられたる人、宮人なり。業疎に、黃門とは黃は是れ中方の色、昔其勢を刑り號して闍人と曰ひ、以て中禁の門を闍るが故に曰ふなり」とあり。天子の中禁を黃門といひ、闍者を用ひて守護せしめしにより、今、不能男を黃門といひしなり。僧祇律には、生・捺破・割却・因他・妬・半月庄の六種あ

【四〇】黃門 (Paṇḍita)。割勢せられたる人、宮人なり。業疎に、黃門とは黃は是れ中方の色、昔其勢を刑り號して闍人と曰ひ、以て中禁の門を闍るが故に曰ふなり」とあり。天子の中禁を黃門といひ、闍者を用ひて守護せしめしにより、今、不能男を黃門といひしなり。僧祇律には、生・捺破・割却・因他・妬・半月庄の六種あ

【四〇】黃門 (Paṇḍita)。割勢せられたる人、宮人なり。業疎に、黃門とは黃は是れ中方の色、昔其勢を刑り號して闍人と曰ひ、以て中禁の門を闍るが故に曰ふなり」とあり。天子の中禁を黃門といひ、闍者を用ひて守護せしめしにより、今、不能男を黃門といひしなり。僧祇律には、生・捺破・割却・因他・妬・半月庄の六種あ

り、乃し外舎に至るまで盡く共に聞知して、多く共に此の口中にて行欲を爲せり。時に王舎城の婆羅門・居士、阿闍世王の所に詣りて白して言さく、「大王、國中に此の惡法ありて流行せり、云何が口中は是れ飲食處なるに、而も不淨を行するや」と。王、此の言を聞いて甚だ用つて可ならずとし、即ち教令を作さく、「今より已去、若し此れを作し、及び他をしてせしむるあらば、當に重く其罪を治すべし」と。爾時、尊者優波離、時を知りて而して世尊に問ふらく、「若し比丘比丘と共に口中に姪を行ぜんには、波羅夷を犯するや不や」。佛言はく、「俱に波羅夷なり」。又復、佛に白して言さく、「比丘と比丘と與に共に口中に姪を行ぜんには、波羅夷を犯するや不や」。佛言はく、「佛言はく、比丘比丘と與に共に口中に姪を行ぜんには、波羅夷を犯するや不や」。又復、佛に白して言さく、「世尊、比丘と比丘と與に共に口中に姪を行ぜんには、波羅夷を犯するや不や」。佛言はく、「俱に波羅夷なり」。乃至、「外道の出家と比丘と共に口中に姪を行ぜんには云何」。佛言はく、「比丘は波羅夷にして、外道は(自ら)之れを如何すべきかを知らん」と。

界繫縛の有情に過ぎざること  
を暗に示すものなるべし。  
【五】結縛。煩惱の異名、身心を結縛して出離解脱を得せしめざる意。  
【六】慳嫉二結。慳(Misochin-rya)嫉(Issa)の二煩惱。  
【七】三時の鼓。三時は三種の意。  
【八】阿修羅(Asuru)。無端正の義にして非天と譯す。果報勝れて天に似たれども天に

非ざる故なり。常に帝釋と戰鬪をなす。六道の一にして瞋慢・疑の三因によりて此處に生じ、修羅には美女ありて好食なく、諸天には好食ありて美女なし、此故に互に憎嫉して恒に戰ふと傳ふ。  
【九】俱毘羅園。俱毘羅(Khambhū)は四天王の中毘沙門(Vasavah)即ち多聞天王の別名にして、もと金毗羅、俱吠羅として暗黒の屬性なりしも次

第に光明神と化し、施福の大神として崇められ、佛教中には護法の天神となり、恒く如來の道場を護りて法を聞く故に多聞天と名くといふ。今俱毗羅園とは多聞天王の園として有名なり。  
【十】善法講堂(Tāvātisāsa)善法講堂の講堂の名にして、忉利天の諸天常に集まりて人中の善惡を論ずる所なり。佛陀が母君摩耶夫人死し

といひ、梵音シヤクラ、デーバーナム、インドラ(Devan Indra)の譯なり。釋迦は能仁、提婆は天、因提は主をいふ、即ち能仁天主と譯し、略して釋帝とも天帝とも帝釋ともいふ。欲界第二天忉利天(Tāvātisāsa)の主なり。  
【十一】白龍象。天子の象を龍象といふ。  
【十二】帝釋・梵王。帝釋と梵王(Mahabrahma sambahari)にして、色界初禪天王なり。如來出世毎に必らず最初に來て轉法輪を請ひ又常に佛の右邊にありて手に白拂を持し、帝釋の左邊に寶蓋を持つに對すとせらる。此處に示せる帝釋梵王は甚だ嫉心ありて善からず。これ梵天・帝釋と雖、三

て忉利天に生れ天王の皇后となりたまひしを以て世尊は勝林(Savatthi)祇園(精舎の處)より忉利天に上り、善法講堂に於て妙法を説くこと三ヶ月にして人界に降りたまへる處として有名なり。  
【十三】閻浮洲(Jambudipa)。瞻部洲・剌浮州とも譯す。須彌山(Sumera)の南に當る一大洲にして閻浮樹林ある故に閻浮洲といふ。初は單に印



られんや」と。即ち使者を遣はして女形を割去せしめんとせり。時に商人等遙かに使の來るを見て、王の遣はす所なるを知り、即ち便ち奔走せしに、使者即ち姪女を捉へて女形を割去したりき。王使既に返るや、商人即ち還りて姪女の此の如きを見て心に各憐念し、重く良醫に賞して以て其の患ひを治せしむ。此の醫、多く方ありて瘡遂に平復せり。時に尊者、優波離、此の姪女に因みて、時を知りて而して世尊に問ふらく、「若し人ありて其形を割去せんに、若し比丘ありて壞形の中に於て姪を行ぜんには、波羅夷罪を犯するや不や」。佛言はく、「波羅夷なり」。又復問うて言さく、「世尊、若し形にして其身を離るゝに、此の離れたる形に就いて姪を行ぜんには波羅夷なりや不や」。佛言はく、「儉蘭罪を得るなり」。又復問うて言はく、「世尊、此の形、還た合するも瘡未だ愈えざるに、中に於て姪を行ぜんには波羅夷を犯するや不や」。佛言はく、「波羅夷なり」と。

復次に佛、王舍城に住して廣く説きたまへること上の如し。時に阿闍世王、一童子を生じ、優陀夷跋陀羅と字けぬ。此兒の陰、蟲の食ふ所と爲り、種々の藥を以て治するも差えしむる能はず。兒、此の瘡を患ふるを見るが故に、時に抱養する者常に口を以て其の陰を含み、暖氣にて之れを唯くに其の痛み小しく差えしかば數々之れを含んで止めず、彼れ暖氣を得て便ち不淨を失し、不淨を失する時、蟲便ち精に隨うて出で、此兒是に於て差ゆるを得て苦痛除き愈えぬ。是より已後常に此法を習ひ、口中に姪を行すること、是の如くにして轉た久しく、乃至餘の、母人を強牽して、口中に於て姪を行するに至れり。其兒に婦あり、即ち是念を作さく、「彼れ、此を習うて已まず、當に復れに及ぶべし。宜しく豫ねて方便を作して此の惡法を止むべし」と。是に於て衣を脱ぎ、面を裹み、其の形體を露にして往いて姑の所に詣りて禮拜問訊せり。時に姑、訶して言はく、「汝癡狂せしや、何ぞ是の如きを得ん」と。答へて言はく、「狂せず、但、大家の子は常道を捨て、其口を用ふ、是の故に之れを覆ふなり」と。即ち其姑に向うて具に上事を説きぬ。爾時、宮内にて展轉して相語

て一切成就する故なり。今、四大過せずとは、身體快からずとの意なり。

【四】小行。小便 (manthava)。

【五】庵愛 (Aññāyaṅkapa)。

愛の字は渴愛の意味にて、渴せる鹿の意なるべし。即ち鹿群は陽炎を見て水あるが如くに思ひ誤まりて陽炎をめがけて水を飲まんとて走ること屬々なれば、今鹿に愛の字を添へて鹿の渴きを示せるなり。

【六】遜愧。原漢文には、遜弟尊長とあり。宋・元・明・宮本には遜愧とす。弟は愧と同音寫なれば、今愧とせり。

【七】地獄。梵音にて那落迦 (Naraka)。又は泥犁 (Niraya) といひ、その依處、地下にあるを以て地獄と意譯す。八熱地獄・八寒地獄等種々の區別あり。

【八】漏 (Aryya or Klibba)。

煩惱のこと。

【九】泥洹 (Nibbana)。泥曰。泥畔。涅槃那ともいひ、滅度・寂滅・無爲等と譯す。涅槃の證りのこと。

【十】外道の四難。世俗定のこと。註(一三〇)参照。

【十一】捫摸。手にて捉る意なり。

【十二】釋提桓因 (Sakko deva-muni, Indo)。釋迦提婆因提、釋迦因陀羅、釋迦提桓因陀羅

く、「我れ亦姪を行するを得ざるを知れり、但、身内に欲を行じて外に不淨を出せ」と。比丘便ち彼の意に隨ひ、彼の意に隨ひ已りて心に疑悔を生じて具に世尊に白すに、佛、比丘に告げたまはく、「汝知らずや、我が制戒、姪を行するを得ざるを」。答へて言さく、「世尊、我れ制戒を知れるも、但、身内に姪を行じて外に不淨を出せるなり」。佛言はく、「内に欲を行じて外に不淨を出し、外に欲を行じて内に不淨を出すも、乃至、齋ること胡麻の如くなるも、亦波羅夷を犯す」と。

復次に佛、王舎城に住して廣く説きたまへること上の如し。時に北方に諸の箇客あり、遠方より來り到りて是の思惟を作さく、「我れ彼より來りて安穩に此に至り、賊難にも逢はざりしこと、宜しく應に自慶すべし」と。便ち種々に飲食を辦へ、諸の伎樂を集めて自ら娛樂せんと欲せり。爾時、王舎城中に五百の姪女ありて共に一處に在りき。時に商人、信を遣して彼の最勝第一の姪女を喚んで言はく、「汝來りて我等と娛樂せよ」と。姪女答へて言はく、「我れ先に王と與に夜輒ち往いて宿らんことを期せり、君若し喚ばれんには晝當に相詣るべし」と。商人忿りて言はく、「無知の弊物、汝常に王所に到りて何の得る所ぞ。汝今若し來りて我等と娛樂せば、我等當に多く汝に種々の寶物を與ふべし」と。時に姪女、寶物を食るが故に即ち商人に許し、便ち詐りて一端正の婢を莊嚴して遣して王に詣らしめ、便ち婢に勅して言はく、「汝、王所に詣り善く方便を作して我が形相の如くにし、王をして我身に非ざるを覺知せしむること莫れ」と。時に王、沐浴莊嚴して、彼の姪女の遲きを待ちて其の至らんことを想ひしに、須臾にして便ち到れり。王遙かに婢の來るを見て、便ち其の非なるを知り、即ち逆罵して言はく、「汝は是れ何人にして而して來りて此に至れる」と。婢、時に惶怖して實を以て王に白さく、「北方の商人、寶を持ちて遠くより至り、大に寶物を持ちて我が大家に與ふるに、大家其の財の重きを利る故に、我を遣はして來りて以て先期に副はしめ、王の覺らざるを冀はしめぬ」と。王、婢の言を聞いて即ち大に瞋罵し、「何たる弊女人ぞや、敢て輕欺せ

なる迦葉氏を師として出家せし者。外道(Āyithya)とは佛教外の道、邪法にして眞理に適はざるもの、拜火、裸形若しは諸天に事ふる類。

【二六】仙人出家(Āraṇyaka)。前の外道出家のことなるも、多く山に入りて道を行するもの、即ち王に種々指示するを厭うて山に入らんとする意。

【二七】世俗定。註(一三〇)參照。

【二八】五神通(Pañcābhinnā)。神とは不測の義、通とは無礙の義にして測るべからざる無礙の力用を神通又は通力といふ。天眼通・天耳通・他心通・宿命通・神足通をいふ。

【二九】春後月。印度曆四月十六日より八月十五日までを夏とし、八月十六日より十二月十五日までを冬とし、十二月十六日より四月十五日までを春とす。春後月とは三月十六日より四月十五日に至る一ヶ月をいふ。

【三〇】果藏、木の實を果といひ、草の實を藏といふ。神は核あるを果といひ、核なきを藏といふ。

【三一】四大(Catvāro mahābhūta)。地・水・火・風の四によりて一切の有形有質のものは成立す。大とは一切の根本となる意にしてこの四により



著し、鉢ぼつを持して城じやうに入り、次に行いて食を乞うて一家に至るに、時に一女人あり、比丘に語りて言はく、「入る可し、大徳、共に此事を作さん」と。比丘答へて言はく、「世尊の制戒、姪しやくを行するを得ず」。女言はく、「我れ知れり、汝但だ形を露すべし、我れ自ら身を覆はん」と。比丘便ち彼の意に隨ひ、彼の意に隨ひ已りて尋いで疑悔を生じ、具に世尊に白すに、佛、比丘に告げたまはく、「汝知らずや、佛の制戒、姪を行するを得ざることを」。世尊、我れ制戒を知れるも、但、彼れ身を覆ひて我れ形を露せり」。佛言はく、「彼れ覆ひ汝露なるにも、亦波羅夷を犯す。乃至、齋ること、胡麻の如くなるも、亦波羅夷を犯す」と。

復次に佛、舍衛城に住して廣く説きたまへること上の如し。爾時、比丘ありて異方より來り、身生長大にして、自らの後道に於て欲を行じ、欲を行じ已りて然して後ち疑悔ぎゑを生じて、具に世尊に白すに、佛、比丘に告げたまはく、「汝知らずや、佛の制戒、姪を行するを得ざることを」。世尊、我れ制戒を知れるも、爲に他を制するとのみ謂ひて、自ら己れを謂はざりき」。佛言はく、「自ら己れに於て欲を行するも、亦波羅夷を犯す」と。

復次に佛、舍衛城に住して廣く説きたまへること上の如し。一比丘ありて南方より來れり。先には是れ伎兒ぎゑなりしかば、支節調柔にして姪欲熾盛しやくしちじやうなり、便ち自の口中に於て姪しやくを行じ、姪を行じ已りて即ち疑悔を生じて具に世尊に白すに、佛、比丘に告げたまはく、「汝知らずや、佛の制戒、姪を行するを得ざることを」。世尊、我れ制戒を知れるも、自の口を謂は非りき」。佛言はく、「自の口も、亦波羅夷を犯す。比丘、三處に於て姪しやくを行す、口と大小便道となり、盡く波羅夷を犯す」と。

復次に佛、王舍城に住して廣く説きたまへること上の如し。一比丘あり時到りて入聚落衣いふを著し、鉢ぼつを持し、次(第)に行いて食を乞うて一姪女家しやくにょけに到るに、姪女、比丘に語りて言はく、「大徳、前むべし、共に是事を作さん」と。比丘言はく、「世尊の制戒、姪しやくを行するを得ず」と。女人答へて言は

記す。

- 【二九】初・中・後夜。初夜(Mūrdhaya Yama)は午後六時より十時ま。中夜(Madhyama Yama)は十時より二時ま。後夜(Paochiya yama)は午前二時より六時までをいふ。阿彌陀經に晝夜六時とあるは晝三時夜三時なるべく、從つて一日を六分せるを知る。
- 【三〇】世俗の正受。世俗の禪定のこと。定心、邪亂を離るゝを正といひ、一境に念を靜めて法を納れて思惟するを受といふ。これに四等の深深ある故に四禪定といひ、四禪定を修して色界の四禪天に生ずることは佛法・外道、凡夫・聖者に共通する故に世俗定といひ、阿羅漢證得の無漏諸定の出世間法に對して、今世俗の正受といへるなり。
- 【三一】本定。阿羅漢所得の無漏定のこと。
- 【三二】却行。後退りして行くこと。
- 【三三】經行彷彿。經行往來すること。(註(四四)參照。
- 【三四】驅出。滅損、即ち永久に比丘の資格を滅して擯斥し、僧衆と共にせしめざること。
- 【三五】難提比丘本生譚。
- 【三六】阿槃提國(Avanti)。釋尊當時、四大王國の一。
- 【三七】迦葉氏外道出家。外道

ることを」。世尊、我れ制戒を知れるも、自ら女人と與に姪を行するを得ずとのみ謂ひて、男子を謂はざりき」。佛、比丘に言はく、「男子とも亦波羅夷を犯す」と。

復次に佛、舍衛城に住して廣く説きたまへること上の如し。一比丘あり、時到りて入聚落衣を著し、鉢を持ちて城に入り、次第(第一)に行いて食を乞うて一家に至るに、一黄門ありて比丘に謂ひて言はく、「前む可し、大徳、共に是の如き事を作さん、來れ」と。比丘言はく、「世尊の制戒、姪を行するを得ず」。彼れ言はく、「我れ制戒を知れり、男(又は)女と與に姪を行するを得ずと。我は男にも非ず、女にも非ず」と。是の比丘便ち彼の意に隨ひ、彼の意に隨ひ已りて即ち疑悔を生じ、具に世尊に白すに、佛、比丘に告げたまはく、「汝知らずや、佛の制戒、姪を行するを得ざることを」。

「世尊、我れ制戒を知れるも、自ら男(又は)女と與に姪を行するを得ずと謂へり、今此れ黄門にして、男にも非ず女にも非ず」と。佛、比丘に言はく、「黄門に姪するも亦波羅夷を犯す」と。佛言はく、「比丘、三處に波羅夷を犯す。何等をか三とす。男・女・黄門、是れを三と爲す」と。

復次に佛、毗舍離に住して廣く説きたまへること上の如し。時に一比丘あり、時至りて入聚落衣を著し、鉢を持って城に入り、次に行いて食を乞うて一家に至るに、一女人ありて比丘に語りて言はく、「前む可し、大徳、共に是の如きの事を作さん、來れ」と。比丘答へて言はく、「世尊の制戒、姪を行するを得ず」。女言はく、「我れも得ざることを知れり、汝は身を褻む可し、我れは便ち形を露さん」。是の比丘便ち彼の意に隨ひ、彼の意に隨ひ已りて即ち疑悔を生じ、具に世尊に白すに、佛、比丘に告げたまはく、「汝知らずや、佛の制戒、姪を行するを得ざることを」。「世尊、我れ制戒を知れるも、但、我れ身を褻み、彼れ則ち形を露せり」。佛、比丘に告げたまはく、「身を褻み形を露すも、亦た波羅夷を犯す」と。

復次に佛、毗舍離に住して、廣く説きたまへること上の如し。一比丘あり、時至りて入聚落衣を

に「捨せよ」とあるは、決心鈍りて俗人法に還らんとする念を自分のみにて心念口言するばかりでなく、其念を僧衆の前に現し示すべきである。若し現示して俗人法を行はば、後に再び戒を受くるを得るは、現示せずして俗人法を行はば滅損驅逐して再受戒を得ざる意を示せるものなり。

【三五】舍衛城。但に舍衛城とあるも、舍衛城祇洹精舍に住したまへることを示す。以下皆然り。註(一〇)、註(三三)参照。

【三六】難提(Grundi)。次下に「餘に多く難提と名ぐる者あり」とある如く、この難提は果して阿那律・金毗羅等と友たりし難提なるか否やは知り難し。

【三七】四事具足。註(一〇六)参照。

【三八】開眼林。得眼林(Andhavanu)のことなるべし。祇園精舍の西北にあり、樹林茂生して晝尚ほ開き故に晝開園ともいふ。佛及び佛弟子が屬々往いて靜慮せし所、本五百の盲人ありて精舍に依りて住せしに佛説法して盡く得眼し、盲人歡喜して杖を地に刺して頭面に作證せるに、杖生長して遂に林を成ぜり、是故に得眼を以て名と爲すと法顯傳に



縁を以て往いて世尊に白さく、「長尾園中の舊住比丘は是の如きの惡法を作せり」と。佛言はく、「是の比丘を呼び來れ」と。來り已るに、佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に是の事を作せしや不や」。答へて言さく、「實に然り、世尊」。佛、比丘に告げたまはく、「汝、知らずや、佛の制戒、姪法を行するを得ざることを」。世尊、我れ制戒を知れるも、自ら人と非人とにのみ與にするを得ずと謂ひて、畜生を謂はざりき」。佛、比丘に言はく、「畜生を犯す者も亦波羅夷なり。比丘當に知るべし、三事ありて波羅夷を犯す。何等をか三とす、人と非人と畜生と、是れを三と爲す」と。

復次に佛、舍衛城に住して、廣く説きたまへること上の如し。一比丘あり、時到りて入聚落衣を著し、鉢を持して城に入り、次に行いて食を乞うて一家に至るに、一女人あり比丘に語りて言はく、「入る可し、大徳よ、共に是の事を作さん」。比丘答へて言はく、「世尊の制戒、姪を行するを得ず」。女人復言はく、「我れ知り、常道の中に行するを得ざるも、自ら非道の中に於て行すべし」と。時に此の比丘即ち女人と共に非道に於て姪を行じ、姪を行じ已りて尋いで疑悔を起し、往いて世尊に白すに、佛、比丘に告げたまはく、「汝知らずや、佛の制戒、姪を行するを得ざることを」。世尊、我れ制戒を知れるも、自ら常道に姪を行するを得ずとのみ謂ひて、非道を謂はざりき」。佛、比丘に告げたまはく、「非道にも亦波羅夷を犯す」と。

復次に佛、舍衛城に住して廣く説きたまへること上の如し。一比丘あり、時到りて入聚落衣を著し、鉢を持して城に入り、次に行いて食を乞うて一家に至る。爾時、家中に一男子ありて比丘に謂ひて言はく、「前む可し、大徳、共に是の如き事を作さん、來れ」と。比丘答へて言はく、「世尊の制戒、姪を行するを得ず」。彼れ言はく、「我れ制戒を知れり、(即ち)女人と與に姪を行するを得ざることを。而も我れは是れ男子なり」と。是の比丘便ち彼の意に隨ひ、彼の意に隨ひ已りて尋いで疑悔を生じ、具に世尊に白すに、佛、比丘に告げたまはく、「汝知らずや、佛の制戒、姪を行するを得ざ

いふは此方の夏時なる故にいふ。  
 【二〇】淨梵行。註(六〇)を見よ。  
 【二一】心念口言。心に念じ、口に出し現すこと。  
 【二二】戒羸。清淨行を修せんとの強き決心の鈍りたること。  
 【二三】偷蘭罪(Thullaccaya)。偷蘭遮と音譯し、略して偷蘭ともいふ。愈惡の意あり、洗練されざる、應過等の意あれば大障善道と譯せり。方便罪にして、波羅夷罪に至る重方便罪と輕方便罪、僧殘罪に至る重方便罪と輕方便罪に名く。即ち波羅夷・僧殘の重罪未遂罪をいふ(十誦律五七に依る)。  
 毘尼母論(二)には方便罪の外に自性としての偷蘭罪ありと記す。恐らくは木鉢偷蘭、外道衣着偷蘭、其他、人肉を食し、人皮を畜へ、人髮欵婆羅衣を畜へ、裸形して行き、賦毒して衣を破り、賦毒して扇を破り、賦毒して塔を破壞する等なるべし。  
 【二三】波羅夷第一姪戒第三制。  
 【二四】戒羸にして戒を捨せず。巴利律には(Sikkhāna, dāya bhāvaṃ, nāyikaṃ methuṃ, dhammaṃ peṭṭheyyaṃ……)とあり。「戒羸劣を現し示さずして夫婦事を行はんには」とある故に、今の戒文

復次に佛、王舍城に住して廣く説きたまへること上の如し。時に諸比丘、處々に夏安居し、安居已りて來りて王舍城に詣り、世尊を禮拜問訊し、各所樂に隨うて住せり。或は毗婆羅精舎に住し、或は白山精舎に住し、或は方山精舎に住し、或は仙人窟に住し、或は耆闍崛山窟に住し、或は辯才嚴窟に住し、或は拘利園精舎に住し、或は賴咄園精舎に住し、或は師子園精舎に住し、或は七葉園精舎に住し、或は溫泉精舎に住し、或は散蓋窟に住し、或は菴羅窟に住し、或は卑戶窟に住し、或は猿猴精舎に住せり。時に客比丘ありて此の猿猴窟に到り、先に住せる知識比丘の所に詣りて共に相慰勞せり。相慰勞し已るに、彼の舊住の比丘、澡水を供給して手足を洗ひ、中後の漿を與へて房舎處を示すに、時に客比丘各止息するを得たりき。爾時、山頭に一雌猿猴あり、上より來り下りて舊比丘の前に到り、背に住して受姪の相を現ぜり。時に舊比丘、呵叱して去らしむるに、是の如くして復餘比丘の前に至りて、背に住して受姪の相を現じぬ。時に客比丘、是念を作さく、「野獸の法、甚だ恐怖し易きに、而も今驅遣して去らしむる能はざること、此れ必ず以あらん。是中、將に此の雌猿猴と共に不淨行を作すことあることなからんや」と。時に客比丘、舊比丘に語りて言はく、「長老、我れ今去らんと欲す、汝還牀褥を攝むべし」と。舊比丘言はく、「諸長老、今此の住處には好牀褥、前食、後食ありて安隱快樂なり、幸くは意を留めて共に此に住すべし」と。答へて言はく、「住せず」。舊比丘、慙慙に三たび請ぜるも、客比丘は彼の請を受けずして是に於て而して去りぬ。時に客比丘、心に疑ふことなき者は出で、便ち即ちに去り、心に疑ふことある者は便ち近處に於て身を隠して各共に之れを伺へり。時に舊比丘、客比丘の去るを見已りて便ち臥具を攝め、臥具を攝め已りて足を洗ひ而して坐せり。爾時、山頂の雌猿猴復山上より下りて比丘の前に至りて、背に住しぬ。時に舊比丘便ち此の猿猴と共に非法を行ぜるに、客比丘遙に見已りて共に相謂ひて言はく、「我れ疑ふ所の如くに今已に顯露なり」と。是の因

強ち胡人跪坐と解すべきにあらざるべし。又互跪の互を解するに、長時間右膝着地して疲るれば左膝着地するを得る故に互跪といふとせるも、右膝を地につけて左膝を上に乗つるその上下の相を互跪といひしものなるべし。長跪は即ち兩膝を地に著くるものにして尼僧の禮法なり。

【一五】合掌 Anjali-pañjamo-  
【一六】波羅夷第一姪戒重制。  
【一七】還戒の Tittha, Paṅk-  
khatī)。捨戒して僧法を退くこと。一定の捨戒形式を経て俗人となり夫婦事を行へる者も、後に復出家修道を許さるゝも、捨戒作法をなさずして姪法を行せんには減損して再出家を得ざるなり。

【一八】安居。印度の雨期 (Varṣa) (四月月間、即ち四月 (Aśvini) (十六日より八月 (Kārtika) (十五日まで、比丘衆は遊行を止めて靜修する故に安居 (Vāsa) (雨) といふ。これに前安居後安居・結夏・解夏・受日法等あり。但し印度曆の Aśāḥa は大陰曆六月に相當し、Kārtika は大陰曆十月に相當す。この間を雨時といひ、降雨連日、草木茂盛する故に比丘の遊行を禁ずるなり。安居を夏坐と



皆、<sup>一五六</sup>憍嫉二結の爲に縛せらる。諸天に<sup>一五八</sup>三時の鼓あり、諸天と<sup>一五九</sup>阿修羅と共に戦ふの時第一鼓を打ち、<sup>一五九</sup>俱毗羅園の衆華開敷するの時第二鼓を打ち、<sup>一六〇</sup>善法講堂に集りて善法を聴くの時第三鼓を打つなり。釋提桓因說法鼓を打くに、無數百千の天子皆悉く來集して、俱に帝釋に白さく、「何の誨勸せらるゝ所ぞ」と。帝釋告げて言はく、「閻浮提に仙人童子あり、名けて鹿班と曰ひ、大功徳あるを(以て)方便して之れを壞たんと欲す」と。時に無數の天子此れを聞いて樂しますして便ち自ら念言すらく、「此人を壞するは、將に諸天衆を減損して阿修羅を増益せんとするなり」と。<sup>一六二</sup>中には平心にして當るなく、成敗在ること無きものあり。又復、歡喜して助けて之れを壞たんと欲するもの(有りき)。一天子有りて而も是言を唱ふらく、「誰か應に行くべき者ぞ」と。時に答へて言ふものあり、「是れぞ天女應に行くべし」と。是の諸天人、諸園を遊觀して、<sup>一六四</sup>歡喜園に在る者、<sup>一六五</sup>雜色園に在る者、<sup>一六六</sup>鹿班園に在る者ありき(即ち「天女、應に行くべし」とて、而して即ち之れを召すに、時に應じて百千天女皆悉く來集せり。一天女あり、阿藍浮と名け、其髮雜色なりき。髮に四色あり、青、黃、赤、白なり、故に雜色と名く。此の天女を差して閻浮提に往き、鹿班童子を壞せしめんとせり。時に彼の天女、帝釋に白して言さく、「我れ昔より以來、數人の梵行を壞して神通を失せしめぬ。願くは更に餘の天女の端正嚴好にして人をして樂ましむる者を遣はしめたまへ」と。時に天帝釋、復た衆中に於て種々に偈を説きて天女を勸諭すらく、「阿藍浮、汝行いて、<sup>一六八</sup>俱舍頻頭を壞せしむべし」と。……<sup>一六九</sup>生經の中に説くが如し。是に於て天女は即ち仙人童子を壞しぬ。佛、諸比丘に告げたまはく、「爾時の仙人童子俱舍頻頭とは豈に異人ならんや、即ち今の禪難提是れなり。天女阿羅浮とは今此の天女是れなり。而して難提會て已に其の爲に壞せられしに、今比丘と作りて復其の爲に壞せられしなり」と。爾時、世尊、諸比丘に語りたまはく、「……乃至非人中にも亦波羅夷を犯す、應に共住すべからず」と。

【〇九】俗衣。白衣又は四種純色(青、黃、赤、白)の衣を俗衣とす。純黑色衣は產母の所著のみ。之に反し僧衣即ち法服は壞色衣といひて、此等の純色を禁じて間色を用ふ、此を製染色といふ。

【一〇】製染(Kāṣṭhāya)。赤黃色即ち木蘭色なり。比丘の法衣即ち如法衣は純色を禁ずる故に間色となす。純色を壞して間色とせる色を製染といふ。木蘭色の外に青と黒とを用ふるも、間色せる青、間色せる黒なり。こゝに製染といへるは製染衣(Kāṣṭhaya vaṣaṇa)の意なり。

【一一】愚癡人(Moghapurāṇa)。

【一二】具戒。具足戒の略、註。

【一三】參照。

【一四】偏袒右肩(Ekamaṅga rittakāṅga kariva)。説法聽法時には露多羅僧(中衣)を著する故に偏袒右肩の時衣は必ずず露多羅僧を以て示さる。偏に右肩をはだぬきしてとは印度禮法の形式なり。

【一五】胡跪。右膝着地のこと (Chakṣhvaṇa janmāgāhaṇaṭṭhāvāṇa nīkavā) 跪坐は胡人の禮法なれば胡跪といふと傳ふるも、胡跪を互跪ともいふより見れば、胡と互とは同音寫にして共に右膝を地に著くる禮法を示せるもの、

大に悲鳴したりき。仙人、鹿鳴の急なるを聞いて惡蟲の爲に害せられたりと謂ひ、往いて之れを救はんと欲するに、遂に一小兒を生ぜるを見ぬ。仙人見已り、怪しみて而して念じて曰はく、「云何が畜生にして、而も人を生みしや」と。尋いで入定思惟して本の因縁を見るに、即ち是れ我子なりしかば、彼の小兒に於て便ち愛心を生じ、裹むに皮衣を以てして持ち歸りて之れを養へり。仙人、抱擧して鹿母之れに乳するに、漸々に長大せしかば名けて鹿斑と爲せり。母に依りて生ぜるが故に體斑なること母に似たり、是故に字を作して名けて鹿斑と曰ひしなり。是の童子漸々に長大して年七歳に至るに、尊長に「遜弟にして仁愛孝慈に、水果を採取しては仙人に供養せり。是の時、仙人念言すらく、「天下に畏る可きは女人に過ぐる無し」と。即ち便ち子を教誡して言はく、「畏る可きの甚だしきは女人に過ぐる無し、正しきを敗り徳を毀つこと之れに由らざる靡し」と。是に於て教ふるに禪定を以てし、化するに五通を以てせり。(偈に)説く所の如し、

「一切の衆生類、死に歸せざるは靡し。其業の趣く所に隨うて、自ら其の果報を受く。

善を爲す者は天に生じ、惡行は地獄に入らん。道を行じ梵行を修せんには、漏盡きて泥洹を得ん」と。

爾時、仙人便ち即ちに命終せしに、是に於てか童子、梵行を淨修して、外道の四禪を得、五神通を起して大神力あり、能く山を移し、流れを住め、日月を把握せり。爾時、釋提桓因、白龍像に乗じて世間を案行せり、「誰ぞ父母に孝順に、沙門・婆羅門に供養するものやある、(誰ぞ)能く布施し、戒を持ち、梵行を修する者やある」と。世界を案行するに、時に是の仙人童子を見て、天帝念言すらく、「若し是の童子にして、帝釋・梵王たらんことを求めんと欲せば皆悉く能く得ん、宜しく應に早く壞つべし」と。(偈に)説く所の如し、

「諸天及び世人、一切の衆生類は、結縛の爲ならざるは莫く、命終して惡道に墮せん」と。

戒を具足して犯戒ならしめんとの大自覺の有無が至要なる點である。

【107】姪法(Methuna dhama)。

【108】波羅夷(Parikkā) 註

(十)參照。

【109】不應共住(Angā vāsa)。

比丘たるの資格を失へる故に滅摺せよとの意なり。原漢文には、不共住とあるも、宋・元・明・宮本には不應共住とあり。今此れに依る。

【110】毗舍離城。註(五四)參照。

【111】離車子。離車は利車毘族が跋耆即ち弗栗特國聯邦の上首となれり。今、離車子とは、跋耆國の首都毘舍離城に離車毘族の二人の子ありしとの意なり。註(五四)を見よ。巴利律には Vajjīputaka bhikkhū あり。

【112】四事具足。檀越の供養多くして、衣服・飲食・味禱・醫藥の四事に不足なき意。

【113】入袈落衣。僧伽梨衣のこと。註(四八)參照。

【114】色淨相。原漢文には染著色欲取色淨相とあり。色欲に染著しつゝ、色欲は清淨なりとの見解を持ち(取)てとの意からん。



すに、佛、諸比丘に告げたまはく、「是の難提善男子は自ら所犯の重罪を説けり、應に當に驅出すべし」と。時に諸比丘、教の如くに驅出せり。

諸比丘、佛に白して言さく、「世尊、云何が長老難提久しく梵行を修しつゝ、而も此の天女の誑惑する所と爲りしや」と。佛、諸比丘に告げたまはく、「是の難提比丘、但に今日天女の爲に惑はされて梵行を退失せるのみにあらず、過去世の時、亦彼の爲に惑はされて梵行を失せり」と。諸比丘、佛に白して言さく、「已に曾て爾りしや」。佛言はく、「是の如し」。佛、諸比丘に告げたまはく、「過去世の時、城あり波羅奈と名け、國を迦尸と名けぬ。時に南方阿槃提國に迦葉氏外道國あり、聰明博識にして群籍を綜練し、衆技妙術、開達せざる靡かりき。彼の外道者、王の治國を助けしが、時に彼の國王、奸賊を執持して種々に治罪するに、或は手足を截り(或は)其耳鼻を髡りて之れを治すること甚だ苦かりき。時に彼の外道深く自ら惟念すらく、「我れ已に出家せるに、云何が王と與に共此事に參ぜんや」と。便ち王に白して言さく、「我れに出家を聽せ」と。王即ち答へて言はく、「師已に出家せるに、云何が方に復出家せんと欲すと言ふや」。答へて言はく、「大王、我れ今此の種々刑罰に豫りて衆生を苦惱せしむ、何が出家と名けん」と。王即ち問うて言はく、「師は今何の道に於て出家せんと欲するや」。答へて言はく、「大王、仙人出家を學ばんと欲す」。王言はく、「爾る可し、意に隨うて出家せよ」と。城を去ること遙かならずして百巖山あり、流泉浴池ありて華果茂盛せり、即ち彼山に造りて精舍を起立し、彼れ山中に於て外道を修習して、世俗定を得て、五神通を起せり。春過月に於て、諸の果臚を食して、四大適せず。其の小行に因みて不淨流出せり。時に鹿愛の群共に相馳逐し渴乏して水を求めて此の小便を飲むに不淨、舌に著き、其の產道

を砥めしに、衆生の行報不可思議なり、是れによりて受胎し、常に窟側に在りて草を食し水を飲み、期月滿するに至りて一小兒を産みぬ。爾時、仙人出で行いて果を採りしに、鹿、産難の故に即ち

故に染汚心と名く。  
【九〇】 無施の物。施す價值なき物、即ち無用の物なりとの意なるべし。

【九一】 因縁。この事柄に因りて、このいはれの爲にとの意にして、巴利律には *uttamanikāraṇa* とあり。次の文に種々因縁とあるは *Anoluparivāya* の意にして、即ちこの因縁とは種々の方法を以て、種々なる説き方を以てとの意なり。

【九二】 波羅夷第一疑戒初制。及 *pho*。僧は僧伽の略、四人以上の比丘柔相和合して法事・僧事を行ずるもの、即ち僧伽の語の中に和合の義含まれたるも今不和合僧に對して和合僧といへるなり。

【一〇〇】 具足戒 (*Uparipatti*)。滿二十歲に至りて和合僧衆の認可を得て大比丘たるの資格を與へらるゝ儀式を受戒式といふ。この式作法を受くるに由りて大比丘たるの自覺を起し、自らに色心の萬境にわたリ防非止惡の強き功能を發得し具足するを具足戒を受けたりといふ。通常、二百五十戒を受くといはるゝも、戒數は唯特犯の規範を示せるものなれば部派によりて一様ならず。その持律の精神に於て無量の

亦は禪臥の時、亦是禪時に、人之れを名けて禪難提と爲せり。時に難提、開眼林の中に於て草菴舎を作り、彼れ其中に於て、初・中・後夜に自業を修行し、世俗の正受を得て乃し七年を経たりしに、七年を過ぎ已りて禪定を退失せり。復一樹下に依りて還た正受を習ひて乃し本定を求めしに、時に魔の眷屬常に方便を作して、正法を行する人に於て其短を伺求し、變じて人形と爲り端正比ひなく、種々の華香璣珞を以て其身を嚴り、難提の前に於て住して難提に謂ひて言はく、「比丘よ共に相娛樂して姪事を行ぜん、來れ」と。時に難提言はく、「惡邪、速かに滅せよ、惡邪、速かに滅せよ」と、口に此言を作して而して目に視ざりき。天女、復、第二第三に説く所上の如くせるに、時に難提、第二第三に亦是の如く説けり、「惡邪、速かに滅せよ、惡邪、速かに滅せよ」と、而も觀視せざりき。時に天女便ち瓔珞の服を脱して其の形體を露はし、難提の前に立ちて難提に語りて言はく、「共に姪を行ぜん、來れ」と。時に難提、其の形相を見て而して欲心を生じ、答へて言はく、「然るべし」と。時に天女漸々に却行するに、難提喚びて言はく、「汝小く住まるべし、共に相娛樂せん」と。難提往き就らんとするに天女疾く疾く而して去り、難提追逐して祇洹の壘に到るに、壘中に王家の死馬あり、天女、死馬の所に到りて形を隠して現はれず、時に難提、欲心熾盛にして即ち死馬に姪せり。欲心息み已りて便ち是念を作さく、「我れ甚だ不善なり、沙門の法にあらず、信を以て出家しつゝ、而も波羅夷罪を犯ぜり、法服を著し人の信施を食するを用ひてなにか爲せん」と。即ち法服を脱いで右手の中に著き、左手にて形を掩ひて而して祇洹に趣き、比丘に語りて言はく、「長老、我れ波羅夷を犯ぜり、我れ波羅夷を犯ぜり」と。時に諸比丘は祇洹門の間に在りて經行彷彿して自業を思惟せしに、共に相謂ひて言はく、「此は是れ坐禪難提にして梵行を修するの人、應に波羅夷を犯すべきにあらず」と。難提、復言はく、「諸長老、爾らず、我れ實に波羅夷を犯ぜり」と。諸比丘即ち其の因縁を問ふに、難提具に上事を説きしかば、諸比丘、是事を以て具に世尊に白

て道を行ずる者。佛を大仙といふ事もあり。  
 【六】尼拘律(Nigrodha)の榕樹にして大なること堂宇の如く、牧羊者は多く此に涼を取る。

【七】呪願(Arjunodhana)。法語を稱へて施主或は先亡の福利を求願するをいふ。これに食時の呪願と法會の呪願とあり。例せば食時の呪願に、

「其願ふ所望む所をして、此の如く速に成し遂げしめよ、十五夜の月の如く、其が心にかゝる所をして總て圓かならしめよ」といふが如し。今の獵師の呪願とは隨喜の呪願なり。

【八】扶鉢。技業盛なる貌。

【九】梵志(Brahmavedin)。梵天の法を志求する故に梵志といふ。婆羅門行者のこと。

【一〇】相書。羅相をみて占ふ術。

【一一】籠齋。籠は包擧、齋は頭を絡むるなり。

【一二】風に因りて。ならはしに因りて、即ち貪りの本性に因りてとの意ならん。

【一三】鐘に通ずるも今は酒器を意味するか。搥は撃つ意なり。

【一四】吉祥(Takka)。落吃滋味と音譯し、吉祥相と譯す。

【一五】染汚心。煩惱心(Kilesanatta)のこと。煩惱不淨なる



あり樹下に依りて坐して是の思惟を作さく、「佛法の出家甚だ大苦と爲す、梵行を修習すること亦甚だ難しと爲す。晝は則ち風に飄ひ日に炙かれ、夜は則ち蚊蠅毒蟲に噛まる、我れ佛法の中に於て淨梵行を修するに堪へざらんと欲す」と。彼の比丘、是の心念口言を作せるに、諸比丘は聞き已りて便ち此の比丘に謂ひて曰はく、「汝、戒を捨てしや」と。答へて言はく、「捨てず、我れ但是念を作せり、「我れ如來法の中に於て淨梵行を修するに堪へざらんとす」と。諸比丘、是の因縁を以て往いて世尊に白さく、「是の比丘、戒を捨てり」と。爾時、世尊、諸比丘に告げたまはく、「彼比丘を喚び來れ」と。來り已るに佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に戒を捨てしや」。答へて言さく、「捨てず」。佛言はく、「何の縁によりて此れを致せしや」。『世尊、我れ樹下に於て是の心念口言を作さく、「佛法の中に於て家を捨て、出家せるも甚だ大苦と爲す、我れ如來法中に於て淨梵行を修するに堪へざらんとす」と。佛、比丘に告げたまはく、「汝、云何が如來法中に於て、家・非家を信じ家を捨て、出家しつゝ而も是の念を作さく、「我れ如來法中に於て淨梵行を修するに堪忍せざらんとす」と。佛言はく、「是の比丘、戒を捨てり」とは名けず、是れを「戒羸」と名く。彼れ戒羸にして説語を作せるのみなれば、偷蘭罪を得ん」と。爾時、佛、諸比丘に告げたまひて、毗舍離に依止せる比丘を皆悉く集めしめ、「……乃至、未だ聞かざる者は當に聞くべし、已に聞ける者は重ねて聞くべし、

「若し比丘、和合僧中に於て具足戒を受けつゝ、還戒せず、戒羸にして戒を捨てずして便ち姪法を行ぜんに、是の比丘、波羅夷罪を得ん、應に共住すべからず」と。

復次に佛、舍衛城に住して廣く説きたまへること上の如し。時に舍衛城に長老あり、難提と名け、家・非家を信じ家を捨て、出家せしが、舍衛城に於て知識する所衆く、能く供養を致して四事具足せり。餘に多く難提と名くる者ありしも、但是の長老のみ行く時、亦是は禪住の時、亦是は禪坐の時、

とあるも、宋・元・明・宮本には何縁不得となせり。今これによる。

【七〇】 原漢文には、爲大匠王子及餘夫人とあるも、爲大匠爲王子及爲餘夫人として譯出せり。當時の寫經形式として略せるものなれば、爲字を大臣・王子・夫人の一々に加ふべきなり。

【七一】 刹利 (Khattiya)。王族若しは王臣にして印度四姓階級の第二にして神(大梵天)の腕より生れたるものとす。

【七二】 婆羅門。前註(二六)參照。譯して淨行、淨志、靜志とす。吠陀等の聖經を研究し、教授するもの。

【七三】 長者(Upasāva)。財を積み徳を具ふるもの、通稱。

【七四】 居士。前註(二二)參照。曠とは明本に占となせり。曠と占とはいづれも誤りに非ずして同音寫なり。夢を曠るとは夢を占ふこと。

【七五】 要言。誓言すること。

【七六】 權計。權りに方便し計ふ意。

【七七】 雪山(Himavanta)。印度北境に聳つ大山脈にして常に千古の雪を頂くが故に雪山といひ、印度民族の理想的仙境たり。

【七八】 仙人(Ṛṣi)。外道の行者を仙人と稱し、多く山に入り

我れ當に法服を捨て、彼の俗衣を著すべし、七日の内、僧中に還らずして意の爲す所に隨はん」と。  
 是念を作し已りて即ち袈裟を脱し、彼の俗衣を著して便ち欲事を行じ、七日を過ぎ已りて還、法衣を著し、而して來りて僧(中)に入りぬ。僧に入り已りて還自ら汚れを厭ひ、身の所行を愧ぢて便ち是念を作さく、「都べて餘の諸の沙門に是の如きの事あるを見聞せず、我れ今當に此事を以て尊者舍利弗に白すべし。舍利弗當に世尊に向うて具に此事を陳ぶべけん。若し佛、教勅したまふ所あらんに我れ當に奉行すべし」と。時に二比丘、往いて尊者舍利弗の所に詣りて、廣く説くこと上の如くなりき。時に尊者舍利弗、二比丘を將ゐて往いて世尊(の所)に詣り、足を禮し已りて却いて一面に住し、上の因縁を以て廣く世尊に白しぬ。佛、舍利弗に告げたまはく、「應に遣して去らしむべし、是の愚癡人、復、如來法中に在りて更に出家して、具戒を受くるを得ざれ」と。時に舍利弗、哀愍を以ての故に、偏袒右肩し、胡跪し、合掌して佛に白して言さく、「世尊、當來に善男子ありて、世尊の法中に於て家・非家を信じ、家を捨て、出家しつゝ、迷意顛倒して淨想を起し、慙なく愧なく、三毒熾盛なるあらん。唯願はくは世尊、爲に方便を開きて、是の善男子をして更に如來法中に於て出家して具足戒を受くるを得せしめたまへ」と。爾時、佛、諸比丘に告げたまひて、毗舍離に依止せる諸比丘を皆悉く集めしめ、諸比丘の爲に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし」。

一若し比丘、和合僧中に於て具戒を受けつゝ、若し還戒せずして而して姪法を行ぜんに、是の比丘、波羅夷罪を得ん、應に共住すべからず」と。

復次に佛、毗舍離に住して廣く説きたまへること上の如し。時に諸比丘、處々に安居し、安居し已りて毗舍離に還り詣り、世尊の所に到りて禮拜問訊し、問訊し已りて次第に房に付きて而して住せるに、房盡きて受くるを得ず、屋欄・草菴・空地・樹下に依りて住する者ありき。爾時、一比丘

【一〇】 色界第二禪天の第三天に位す。此天は音聲を絶ち、語らんと欲する時は口より淨光を發して言語の用をなす故に光音といふ。壞劫時の大火災に欲界並に色界の初禪天まで破壊する時、下界の衆生は悉く此の天處に集まりて世界の再生を待ち、成功の初に世界再成する時、此天衆の福薄きもの漸々に下生して地獄界に至るまで盡く衆生あるに至るといふ。

【一〇】 神足 (Tushita-dāra)。遊歩往來の作用自在にして無礙なるを神足といひ、神足通又は身如意通ともいふ。五通の一。

【七〇】 天の甘露。(註一の二)參照。

【七〇】 耶舍比丘母方便誘誑本生傳。

【七〇】 星宿 (Kāṭakattana)。人界天界の一切の吉凶の相は恒に相反影して宿曜に現はれ、且つ星宿の運行によりて人界の人々の運命が豫定せらるゝものと信じて此が觀察をなすなり。

【七〇】 著舊青衣。著舊とは老人にして經驗徳望ある人、青衣は古、賤者の服なりしが、後じて婦女の稱となす。即ち後宮の老女官なるべし。

【七〇】 原漢文には、何緣可得



て道路を平治して掃灑燒香し、鍾を搥し鼓を撃ちて往いて鹿王を迎ふるに、觀る者雲の如くにして、「大王の吉祥遠くより至れり」とて歡喜慶賀せざるは莫かりき。夫人見已りて歡喜踴躍して自ら勝ふる能はず、愛心重きを以ての故に前んで鹿王を抱くに、昔よりの染汚心重きを以ての故に、彼の鹿王の金色をして即ちに滅せしめぬ。王、夫人に告ぐらく、「此鹿の金色、忽ちにして變ぜり、當に之れを如何がすべき」と。夫人、王に答ふらく、「此（鹿）今は便ち是れ無施の物、放ちて去らしめん」と。爾時、佛、諸比丘に告げたまはく、「彼時の金色鹿王とは豈に異人ならんや、今の耶舍比丘是れなり。時の夫人とは、今の耶舍の母是れなり。往昔より已來、會て方便を作して其子を誘誑し、貪著に墮して諸の苦惱を受けしめぬ」と。佛、諸比丘に告げたまひて、毗舍離に依止せる比丘を皆悉く集めしめ、爾時、世尊は是の因縁を以て諸比丘に向ひて廣く過患事の起れるを説き、種々に因縁して過患の起れるを呵責し已りて、諸比丘の爲に隨順して説法したまはく、「十事の利益ありて、如來應供正遍知は諸弟子の爲に戒を制し波羅提木又法を立説す。十事の利益とは、廣く説けること上の如し。是故に如來は今日より當に諸比丘の爲に戒を制すべし。未だ聞かざる者に聞かしめ、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし、」

「若し比丘、和合僧中に於て、具足戒を受けつゝ、經法を行ぜんには、是の比丘、波羅夷を得ん、應に共住すべからず」と。

復次に佛、毗舍離に住して廣く説きたまへること上の如し。時に毗舍離城に二の離車子あり、家・非家を信じ家を捨て、出家せしが、毗耶離に於て知識する所衆く、能く供養を致して、四事具足せり。彼の比丘、時至りて、入聚落衣を著し鉢を持して城に入りて食を乞ふに、能く身口意を攝して念を繋げて前に在らしむること能はず、心意馳亂して諸根を攝せず、色欲に染著して色淨相を取り、欲心熾盛にして便ち是念を作さく、「我れ法服を著して此の欲事を爲すこと甚だ不可なりと爲す、

【六三】沙門經種 (Samana, Dākyudhika) 沙門は婆羅門者( Brahman) 以外の餘道修行者をいふ。經種は釋迦種族の略稱なるも、後薄じて釋迦牟尼世尊の弟子を意味するに至れり。故に沙門經種とは釋種の沙門、釋迦世尊の弟子となれる沙門、即ち佛弟子をいふ。

【六四】漏患煩惱 (Bhava) のこと、三界の衆生は日夜に煩惱自ら流注漏泄して患ひ絶へざれば漏患と名く。

【六五】天魔波旬。欲界に六天ある中第六天を他化自在天といふ。この天の王を魔羅 (Māra) といひ、常に佛道に障礙をなし、人の善事を害する故に天魔といふ。波旬 (Pāpaka) とは魔王の異名。

【六六】身生。身分 (Bhava) 。

【六七】耶舍比丘犯戒本生譚。

【六八】劫 (Kalpa)。算を超えたる遠大の時節をいふ。劫波と音譯し、長時と譯す。世界の成壞につき、人寿十歳より百年に一を増して八萬四千歳に至るものを小劫とし、小劫の二倍を中劫とし、二十中劫を世界の成住壞空の四期の各に配したる八十中劫を大劫といふ。今此世界の劫盡きるとは壞劫の大火災時を意味するなり。

【六九】光音天 (Arahata, No-

を食し漸次に而して下りぬ。(偈に)説く所の如し、

「野獸は其の鼻を信じ、梵志は相書に依り、王者は有司に委ぬ、各々信する所あり」と。

彼の鹿、香を尋ねて彼の樹葉を食し、漸く下りて其の網罟を施せる處に到りて即ち便ち糞に著きぬ。獵師念言すらく、「我れ若し殺して其皮を取らんには、貴しと爲すに足らず、當に活して將の去かん」と。是に於て驅還せり。獵師籠騎して仙人處を過ぐるに、仙人遙に見て驚き歎じて曰はく、

「咄なる哉、輻ひ酷しきことよ。能く虚に乗ずと雖も、而も此の悪人の手を免るゝ能はず」と。即ち獵者に問うらく、「悪人よ、汝是れを用ひて何かせん」。獵師答へて言はく、「迦尸國王第一夫人、此の鹿皮を須む持用して褥と作さんとす」と。仙人復言はく、「汝、此の鹿死しての後も(その)色是の如しと謂ふや、内に生氣あるが故に外に色(ある)こと」是の如し、活して將の去くべし、汝、賞を得べけん」と。仙人復問ふらく、「汝、何が方便を作して而して此鹿を得たりしや」。答へて言はく、「我れ是の如きの方便を作して而して此鹿を得たり」と。爾時、仙人、自ら善寂にして此の諸惡なきを慶び、夫人の能く巧惡の方便を爲せるを悲念し、彼の鹿王、味を食りて困みを受くるを痛みぬ。爾時、仙人即ち偈を説いて言はく、

「世間の大惡、嗜味より過ぐるもの莫し、凡夫人及び諸林野獸を欺誑す、風に因りて香味に著し、斯の苦惱の患を受く」と。

獵師問うて曰はく、「我れ何が方便を作して此の鹿を養育し、生かして我國に歸るを得んや」と。仙人答へて言はく、「蜜を以て樹葉に塗り、而して用ひて之れを養ひ、若し人間に到らば蜜を以て鉢に和せよ」と。是の教令の如くして之れを養ひ、漸々に還國して遂に人間に到るに、此の鹿形貌端正にして色は天金の若く、角は白うして珂の如くに、目は紫紺の色なせしかば、一切の人見るもの雅奇とせざるなし。漸次に行いて波羅奈城に詣るに、王、鹿の至らんとするを聞き、諸の城内に勅し

最初の三歸を受けし優婆塞の子なる耶舍は婆羅奈の人に於て毘舍離の人にあらざれば相違すといふべく、こゝには大衆部として特殊なる考あるもの、如し。薩婆多論には須提那即ち耶舍とせり。

【五】 弊納衣(Bhikkhupāṭi)。糞掃衣(Ṭhappakūṭika)のこと、火燒衣・牛嚼衣・死人衣・月水衣等、巷野又は塚間に捨てられたるものを浣洗し補納して衣となせるもの、これ上根の比丘の持つ所に於て、下根の比丘は居士施衣(Gaṇḍhāpīṭhāyana)を受持するなり。

【五七】 鉢(Paṭi)。鐵鉢又は瓦鉢をゆるさる、木鉢は外道の具として禁ぜらる。鉢量・鉢色・鉢受持法等は後に註す。

【五八】 五欲(Indriyāṇāṃ)。色・聲・香・味・觸の五境は能く行人の食欲の心を起し愛著喜樂の念を起さしむる故に五欲といふ。

【五九】 三寶(Triṅgama)。佛陀と教法と僧伽は世の燈明となり畢竟依となる故に三寶といふ。

【六〇】 梵行(Brahmacariya)。清淨行の意。

【六一】 俗法。在家俗人の作法のことなるも、今は夫婦の法を意味す。

【六二】 道俗。出家と在家。



れ夫人見る所の金色鹿王なり、今已に聞くを得たり、我れ願はくは將に果さん」と。獵師、方便して更に餘事を説き、然して後乃ち問ふらく、「尼拘律樹に趣くの道は何處に在りや」。仙人答へて言はく、「此れよりして去いて中間に路を曲るなり」と委悉に之れを語るに、獵師聞いて喜び、呪願して去りぬ。還りて獵具を執持し、道に願うて而して進みて漸次に前み行くに、遙に彼樹の枝葉、扶疎して、蔭覆せること彌廣きを見たりき。彼の樹下に至りて尋いで鹿王を覓むるに、蹤跡を見ず又食處もなし。獵師便ち樹下に於て潛微して之れを伺ひ、之れを伺ふこと久しからずして便ち鹿王を見たりき。譬へば鷹王の如くにして、虎を陵ぎて而して此の樹上に來止し、形色の光明は山谷を照耀せり。彼の樹葉を食し飽きて則ち南に還りしに、尋いで復思惟すらく、「此樹高遠にして是れ網縞弓矢の及ぶ所にあらず、云何して得べけん、我れ今當に波羅奈城に還るべし、彼に大臣、王子ありて聰明智徳なれば我れ當に之れを問ふべし」と。即ち其國に還りて便ち王に白して言さく、「夫人の所見の如し、但、鹿の止住する所、網縞弓矢の及ぶ所にあらざれば之れを得るに由なし」と。王、獵師に告ぐるに、「汝自ら往いて具に夫人に白すべし」と。獵師即ち夫人に白さく、「已に金色の鹿王を見たるも、都べて網縞弓矢の及ぶ所にあらず、知らず、何に由りてか而も得べけんや」。夫人問うて言はく、「彼鹿の所住、何の處に在りと爲すや」。答へて言さく、「住して尼拘律樹上に在り、彼の樹葉を食し、飽くこと已りて南に還るなり」と。(偈に説く所の如し、

「刹利に百方便あり、婆羅門は増倍す、王に千種の計あり、女人の策は無量なり」と。

是の如くにして王夫人に諸の方便多し、便ち獵者に教ふるく、「汝、蜜を持ち、去いて彼の樹上に至りて蜜を樹葉に塗らんに、鹿は蜜の香を聞いて必ず樹葉を食ひ、次第に下に塗れるを噉ひ盡して、彼の網縞を施せる處に至らん」と。獵師、教の如くに、山中に還りて蜜を持ちて樹に上り其の樹葉に塗るに、彼の鹿來り食ひて蜜に隨うて食ひ盡し、蜜塗らざる處は鹿輒に食せず、蜜に隨うて葉

は分別毘尼梵行久住故とせる如きは注意すべきなり。

【五二】原漢文には於現法中得漏盡故とあり。現法は現在の意、漏盡は煩惱を滅盡すること。即ち現在已生の煩惱を盡くさしめんが爲の故にとの意なり。

【五三】甘露の施門。甘露は涅槃と同義なること已に注せり。その涅槃に到るべき門、即ち人天の衆生に布施の行を勤めて涅槃に通入せしめんとの意なり。

【五四】跋耆國毗舍離城。跋耆毘提訶等の民族が連合して聯邦組織をなし、憍薩羅國の南進を防ぎ、摩訶陀國の北進を妨げんが爲に一致結合せしも、世尊入滅の後に摩訶陀國王阿闍世に併合せらる。毗舍離(Vesali)は跋耆國の首都にして、佛陀が毘舍離に滞在中は大林重閣精舍(Mahāvanna, Jhāṅgāraśālā)に在せしなり。この大林は毘舍離城の南にありて、菴婆波梨女の献ぜし所なり。

【五五】耶舍(Yasa)。僧祇律は淫戒の初犯者を耶舍とせることは大なる疑問なり。諸律皆迦蘭陀子須提那(Sūtrina, Jāṅgālikaputta)とす。第二結集に於ける耶舍なるべきか、

王即ち有司に勅して、諸獵者を執へて牢獄に繋著せしむ。時に一獵師あり、名けて刪闍と曰ふ、勇健多力、走るに奔獸に及び、仰いで飛鳥を射るに箭空しく落つる無し。彼れ即ち念言すらく「我が諸の獵黨は、自ら惟ふに、罪なくして而も囚執せられぬ。當に權計を設けて、此の苦難を脱れ(しむ)べし。我れ當に王に應募して「鹿を求めん」と白すべし。若し得れば善し、若し得ざらんには我れ且く遊散せんに、諸伴出づることを得ん」と。便ち王に白して言はく、「頗し金色鹿を見聞せしこと有りや不や」。王、獵者に告ぐらく、「汝等自ら往いて夫人に問ふ可し」。爾時、獵者即ち王宮に詣り夫人に白して曰はく、「誰か金色鹿を見聞せしものありや」。夫人答へて言はく、「我れ親しく自ら見たり」。獵師白して言はく、「何の處に在りて見たまひしや」。夫人答へて言はく、「我れ樓上に於て星宿を觀ぜしに、晨朝に一金色鹿王、南方より來りて虛を凌ぎて北逝せるを見たり」と。時に彼の獵師善く禽獸を相すらく、「知んぬ、此の鹿王の止宿は南に在り、食處は北に在り、止宿の處永へに得べき無し、當に食處に於て而して求めて之れを取るべし」と。是に於て獵師便ち弓箭を持ち、漸次に北行して彼の雪山に到るに、時に彼の山の中に仙人ありて住し、流泉浴池(ありて)花果茂盛せり。彼の中の仙人、二事を以て欲を除く、一には苦行、二には閑居なり。爾時、獵師、諸の獵具を藏めて假るに人服を以てし、仙人の所に詣りて禮拜問訊せり。彼の仙人は山澤に處在して久しく人を見ざりしかば、獵者の至るを得て甚だ大に歡喜し、命じて坐に就かしめ、甘果美漿を與へて共に相慰勞せるに、獵師白して言はく、「此に止まること久しきや近きや」と。答へて言はく、「此に止まりてより以來、爾所の時を経たり」。復、仙人に白さく、「此に止まりてより已來、頗し會て奇異の事あるを見しや不や」。答へて言はく、「會て見たり」。復問ふ、「何等をか見たりと爲す」。答へて曰はく、「此山の南に一樹あり、尼拘律と名け、常に金色の鹿王ありて飛び來り、上に在りて彼の樹葉を食し、飽き已りて而して去る」と。獵師此れを聞いて甚だ大に歡喜して是の念言を作さく、「必らず是

【四八】 僧伽梨 (Sangghaṭṭhā)。三衣の一にして乞食の際衆落に入る時着する故に入衆落衣ともいふ。重衣なり。  
 【四九】 四襲、四重にたむむをいふ。  
 【五〇】 二佛、迦葉佛と釋迦牟尼佛。  
 【五一】 十事利益。こゝに十事利益といふは十事の理由と解すべきなり。巴利文には、(Dasa atthavae jattāḥ) として次の十事を記す。多少の相あり。下の括弧内數字は僧祇の順位なり。  
 (一) Saṅghasutthitāya、(一)。  
 (二) Saṅghaphātāya、(二)。  
 (三) Dhammaṅkītanā paṅgaṭānāṃ, niggaḥāya、(四)。  
 (四) Pesaṇāṃ, bhikkhūnaṃ, pāṇavāriyāya、(五)。  
 (五) Dīpabhāramikānaṃ, āsavānaṃ, samavāryāya、(八)。  
 (六) Samapaṭṭikānaṃ, āsavānaṃ, potṭhāyāya、(九)。  
 (七) Appasannānaṃ, pasādayāya、(七)。  
 (八) Pasaṇānaṃ, bhīryobhāvāya、(七)。  
 (九) Suddhammajhūtāya、(十)。  
 (一〇) Tīyāyānuggaḥāya、(僧祇に缺く)。  
 巴利の十事利益文と一致するものは五分律のみなり。特に巴利の第十事は、五分律に



く、「此は是れ名語なり」と。便ち青衣に答ふらく、「我れを犯せる者無きも、別に憶ふ所ある故に語らざりしのみ。汝我が説く(ところ)を聴け、吾れ近、晨朝樓觀に登りて星宿を看るに、時に一金色の鹿王ありて、空に乗じて南より來り、虚を凌ぎて北逝するを見たり。若し人に語るに、「鹿能く虚に乗ず」と言はゞ誰か能く信する者ぞ、我れ其皮を得て持用して褥と作さんと欲するも而も得ること能はず、是を以て惱みを生じて自ら念すらく、「王夫人と作るを用ひて何かせん」と。是の時青衣、此の語を聞き已りて具に大王に白せしに、王其の意を知りて甚だ大に歡喜し、即ち傍臣に問うらく、「誰か能く此の金色鹿皮を得るものや(ある)、我れ今之れを須る持用して褥と作さんと。諸臣答へて言はく、「當に獵者に問ひたまふべし」と。王、大臣に告ぐらく、「我が境内に勅して、國中の獵師をして盡く令して集めしめよ」と。偶に説く所の如し、

「諸天は念に隨ひて感じ、王者は聲に隨うて至り、富者は財を以て得、貧人は力を以て辦ふ」と。

是の如く王教出で已りて、國中の獵師一切皆集まりぬ。獵師、王に白さく、「約勅したまふ所は何ぞ」。王、獵者に告ぐらく、「我れ今急ぎ金色鹿皮を須る、持用して褥と作さんとす、卿等、吾が爲に疾く速に之れを求めよ」と。獵師、王に答ふらく、「願はくは小く還りて共に此事を論ぜんことを聽したまへ」と。王曰はく、「爾るべし」。獵師還り已りて共に相謂ひて言はく、「汝等遊獵するに、頗し會て金色の鹿を見聞せしや否や」。彼れ各對へて曰はく、「我等先祖より已來、常に遊獵を行ぜるも、未だ會て金色鹿の名をすら有ることを聞かず、況んや復眼見をや」。時に諸獵師、共に要言を作さく、「今往いて王に答へんに、不同ならしむること無けん」と。既に王に見え已りて各王に白して言さく、「我れ先祖より已來相承して遊獵せしも、初めより未だ會て金色鹿の名をすら聞かず、況んや復眼見をや」と。(偶に)説く所の如し、

「王者の力自在なり、求欲する所は教の如くす」。

慈・悲・喜・捨の四等心を行ぜんに忍辱の心を要する故に、今忍辱もて四等を行ずといへるなり。

【四】橋薩羅國(Kurāṅga)。舍衛城と橋薩羅なるも、今は南印度の橋薩羅ならんか、次の文に迦葉佛の故園林の處、精舍の處」とあるより見るに、法顯傳(續跋六、65)に(拘陁彌名達觀、是過去迦佛僧伽藍……)とあり。而して達觀は南天竺の橋薩羅なることは解説西域記(404)に明かである。

【五】人間遊行(Chandapadavārika)。聚落より聚落へと諸處に歷遊すること。

【六】耕田婆羅門。雜阿含四(辰二、22)には耕田婆羅豆波造波羅門(Bhadravāja brahmin)とあり。

【七】往來經行(Orukamma)。一定の地を旋轉して往來すること、坐禪して睡眠を催はせし時之れを防がんが爲なり。

【八】長老(Thera)。尊者、具壽、慧命等と同じく、上位に對する尊稱。

【九】應供(Arahā)。佛十號の一、一切の惡を斷じて人天の供養を受くるに相應する聖者。

【十】迦葉鳥(Kassapa Bird)。過去七佛中の第六佛。

し得ずんば、此の王夫人と作るを用ひて何かせん」と。即ち自ら念じて曰はく、「若し我れ、人に金色鹿王を見たりと語らんに、誰か當に信すべき者ぞ」又是念を作さく、「若し是れを鹿なりと言はゞ應に虚に乗すべからず、若し虚に乗じて行くといはゞ應に鹿と言ふべからず」夫人の愁憂、信ぜざらんを恐るゝが故にして、即ち瓔珞を脱し垢弊衣を著して憂惱房に入りぬ。王、殿上に於て政事を治め訖り、還りて其室に入るに第一夫人を見ず、即ち侍者に問ふに侍者答へて言はく、「夫人向に憂惱房に入りて住したまひぬ」と。王便ち往いて、就いて夫人に問うて言はく、「誰ぞ、汝を犯せる者は、大臣とやせん、王子とやせん、餘の夫人及び餘の侍者とやせん。若し汝を犯せる者(あらん)には、我れ當に汝の爲に重く其罪を治すべし。汝今將に所須あること無きや、若し金銀・珍寶・香花・瓔珞を須ゐんと欲せんには、當に相供給すべし。若し殺罰せんことを欲せんには、便ち語る可し」と。王種々に問ひ已るも夫人答へず、王即ち出で去りて餘の夫人・大臣・太子及び餘人等に告ぐらく、「卿等率ゐ往いて、夫人の意を問ふべし」と。諸人、教を受けて各々問ひ已るも夫人猶ほ故ほ默然として對へざりければ、王、耆舊青衣をして更に夫人に問はしめぬ。此の青衣は王宮に生長して多く方便あり、即ち往いて房に入り夫人に問うて言はく、「王は是れ夫人の恃怙とする所、如何が王問ふに而も默然として答へられざりしや。若し求むる所あらんに、何の縁か得ざらん。誰か夫人を犯せるや、大臣とや爲ん王子(とや爲ん)及び餘の夫人(とや爲ん)。殺罰あらんことを欲せんには、宜しく應に王に白さるべし。夫人默して恨みたまはゞ、乃し失することなからんや。夫人若し喪せられなば、王終に相與に俱に死すること能はず、正に憂惱すべき月日の間、國中自ら・刹利・婆羅門・長者・居士等あり、皆各女ありて端正・妙好なり、與に相娛樂して以て憂ひを忘るゝに足らん、夫人正に徒に自ら死すべきのみ。噲へば瘞人の若し、眠中夢を得るも誰か能く・瞻る者ぞ。夫人語らざらんには、知り難きこと亦爾なり」と。爾時、夫人、青衣の語を聞いて即ち自ら惟うて曰は

今のベナレスはなり。法顯傳には迦尸國波羅捺城とあれば、迦尸國の首都たりしこと知るべし。城の東北に佛陀初轉法輪の地として有名な鹿野苑精舍あり。諸國の商品輻輳し、穀物果實の產出盛にして人民富裕なり」と。

【三七】迦尸(カシ)。周回四千余里(約八百哩)、波羅奈城を中心とせる地方なるも、西域記には迦尸國の名を用ひずして婆羅痾斯國とす、國と城との區別を立てず。

【三二】鷄飛相接。國內隆盛なる形容。薩婆多論に、聚落不相接とは鷄飛所及處、箭射所及處、分別男女處、慚愧人大小行處とあり。各々の距離は十三歩即七丈八尺程ならんこと。聚落と聚落と相隔たることこの距離内にあらば聚落相接といひ得るなり。今この鷄飛相接とかいふ意を含めるものなるべし。

【三九】答塵。とがめ、あやまち。

【四一】四等。原漢文に正法化黎庶、身口意清淨、忍辱行四等、是謂人中王とあり。四等は慈悲、喜捨の四無量心にして、四無量心といひ、能縁の心は平等にこれらの無量の境に對する故に四等心といふ。而して



の衆生等は光音天より還りて此に來至せりき。時に彼の衆生身に妙光あり、神足自在にして禪悦を食と爲し、諸有の所須は意の欲する所に隨へり。是の諸の衆生身光相照して日月星宿あること無く、亦晝夜もなく、亦一月・半月・四時・歲數もなかりき。時に此の大地に便ち自然に地味ありて、色香美味皆悉く具足せること、天の甘露の如きと等しくして異りあることなかりき。時に一輕躁貪欲の衆生あり、此の地味を嘗めて其の香味を覺え、漸くに取りて之れを食するに即ち著心を生ぜり。其餘の衆生も其の此の如くなるを見て、展轉相効うて皆競ひ取りて食しぬ。爾時、衆生、地味を食し已るに、身體沉重にして光明即ちに滅し、五欲に貪著して神足を退失せり。然して後、世間に便ち日月・星宿・昏明・半月・一月・春秋・冬夏あるに(至りぬ)と。佛、諸比丘に告げたまはく、「爾時の輕躁の衆生とは豈に異人ならんや、即ち耶舍比丘是れなり。彼時、耶舍は諸の衆生に於て漏患未だ起らざりしに、而も先んじて漏を起せり。今日復、清淨僧の中に於て、先きに漏門を開けるなり」と。

諸比丘、佛に白して言さく、「世尊、彼の耶舍比丘は先世より以來乃し是の如くなりしや、云何が其の母巧に方便を作して姪欲を以て其子を誘誑せしや」と。佛、諸比丘に告げたまはく、「是の耶舍の母は但に今日巧に方便を作して其の子を誘誑せるのみにあらず、過去世の時亦會て誘誑せりき」。諸比丘、佛に白して言さく、「世尊、願樂して聞かんと欲す」。佛、諸比丘に告げたまはく、「過去世の時、城あり波羅奈と名け、國を迦尸と名けぬ。時に彼の國王を大名稱と號し、諸の怨敵を離れ、布施持戒して沢く人物を愛し、法を以て治化して善く眷屬を攝しぬ。時に王の第一夫人、晨朝高樓上に上りて、星宿を觀察せるに、一金色鹿王の、南方より來りて虚を陵ぎて北逝するを見たりき。夫人見已りて即ち是念を作さく、「我れ若し此の金色の鹿皮を得て、持して褥と作さんには浚すとも遺恨なからん。若

に再び還來せざる阿羅漢の證位を得たる身なり。

【三】天人師(Sattva deva-munissarum)。佛十號の一にして、天及び人に應作・不應作、善・不善を説き示して道法を得せしむる故に天人師といふ。

【四】祇洹林(Ārāṇya)。逝多林とも、給孤獨園(Arathā-pyālikasa arāṇya)とも云ふ。逝多林は憍薩羅國王の太子祇陀(Devā)の所有なりし故に祇洹林といふ。太子此林を佛に奉じ王の大臣、須達多(Śudatta)は此林中に精舎を造立して佛に奉ぜしを以てこれを祇園精舎とも給孤獨園精舎とも或は祇樹給孤獨園ともいふ。給孤獨とは須達多長者が好んで貧窮孤獨を救恤せし故に時人呼んで給孤獨と稱せしかり。僧祇律廿三卷の記は今の所述と少しく異れり。

【五】舍利弗制戒勸請本生譚。

【六】城邑。聚落。城壁ある市城を城邑(Nagara)といふ。城壁なきを聚落(Gama)といふ。律典に男女二人以上共住するを聚落又は村(ソン)といへり。Māgaha は賣買の市場なり。

【七】波羅奈(Bārāṇasī)。古代印度の大都市にして波羅捺城とも婆羅提斯國ともいひ、

て是の思惟を作さく、「沙門釋種の中、未だ曾て此の如きの事あるを見聞せず、此れ法とやせん、非法とやせん、我れ今當に此事を以て、廣く尊者舍利弗に白すべく、舍利弗當に此事を以て具に尊者に白すべし、世尊の教の如くに我れ當に奉行すべし」と。時に耶舎、疾く往いて尊者舍利弗の所に詣り廣く上事を説くに、尊者舍利弗、耶舎と與に共に世尊の所に詣り、頭面に禮足して却いて一面に坐し、坐し已りて尊者舍利弗具に上事を以て廣く世尊に白しぬ。佛、耶舎に問ひたまはく、「汝實に是事ありしや否や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「耶舎よ、是れを大過と爲す、比丘僧の中未だ曾て此の(こと)有らざりしに、汝愚癡人、最初に大罪門を開き、未だ漏患あらざるに漏患を起せり、天魔波旬常に諸比丘の短を求めたるも而も得ること能はざりしに、汝今最初に魔の徑路を開けり、汝今便ち爲めに正法の幢を毀ちて波旬の幢を建てたり。汝愚癡人、寧ろ利刀を以て身を割截し、若しは毒蛇の口中、若は狂狗の口中、若は大火中、若は灰炭中に著くるとも、女人と與に共に姪欲を行すべからず。耶舎よ、汝常に聞かずや、我れ無數に方便して姪欲を誦責せしを、「欲は迷醉たり、欲は大火の如くにして人の善根を燒く、欲は大患なり」と。我れ常に種々に方便して、欲を離れ、欲を斷じ、欲を度せんことを稱歎せるに、汝今云何是の不善を作せしや。耶舎、此れ法に非ず、律に非ず、佛の教の如くに非ず、是を以て善法を長養すべからず」と。

時に諸比丘、佛に白して言さく、「世尊、云何が是の耶舎、比丘僧中未だ曾て此あらざるに、而も彼れ耶舎初めて罪門を開き、未だ漏患あらざるに而も漏患を起せしや」と。佛、諸比丘に告げたまはく、「是人但に今日我が法中に於て、未だ漏患あらざるに而も漏患を起せるのみにあらざらん」と。諸比丘、佛に白して言さく、「彼れ過去の時已に曾て是事ありしや」。佛言はく、「是の如し」。諸比丘、佛に白して言さく、「世尊、願樂して聞かんと欲す」と。佛、諸比丘に告げたまはく、「過去世の時、此の世界の劫盡くるの時、諸の衆生は光音天上に生ぜり。而して此の大地還已に成立せしかば、諸

と共に白象・紺馬・神珠・玉女・居士・主兵の七寶及び千子ありといふ。

【二六】婆羅門・居士。婆羅門(Brahman)は印度四姓の上級、大梵天に奉事して淨行を修する一族、吠陀を暗誦し博學多聞なり。大梵天の口より生まれたりとなす。居士(Grihasthi)は家に居りて道を修する士。

【二七】非家(akāraṅgārū)。原漢文に於佛法中、信家非家捨家出家とあり。家と非家とを信ずとは、家に在ることの過患多きと、家を離れたるもの過患少き道理とを明かに信じて、その過患多き家を捨て、出家しながらとの文意なるべし。

【二八】三毒(Triṣṭāna)。貪欲(Kāma)と瞋恚(Dosa)と愚癡(Moha) S. III。

【二九】偏袒。上位に恭敬を表する相。右肩を袒(はだか)なり。巴利文には(ehimsāna, uttarasāngam, karitva)とす。

【三〇】轉法輪(Dhammacakkapavattana)。佛の教法を法輪といひ、教法を説くを法輪を轉ずといふ。即ち佛の説法をいふ。

【三一】最後身。生死界中に於ける最後の身をいふ。生死界



ひぬ。爾時、世尊は五百の比丘と與に俱に、跋耆國毗舍離城に到りて、大林重閣精舎に住したまへり。爾時、毘舍離城の人民飢饉にして五穀熟ならず、白骨縱横して乞食するも得難かりき。毗舍離城に長者の子あり名けて、耶舎といひ、非家を信じ家を持たず、出家せり。其父を迦蘭陀と名けぬ。

故に諸の梵行者は皆稱して迦蘭陀子と爲せり。時に世、飢饉にして乞食するも得難かりしかば、食時至る毎に多く家に還りて食せしに、其母、耶舎に告げて言はく、「子よ、汝甚だ大苦爲り、鬚髮を剃除し、弊衲衣を著し、鉢を持して食を乞ふこと世人の笑ふ所たり。今此の家中大に財物あり、汝の父母錢及び餘の先祖の財寶、汝の欲する所を恣にせよ。且つ汝の愛婦今猶ほ故ほ在り、當に生活を共にすべし。何すれぞ以て是の如くに諸の勤苦を受くるや。汝當に家に歸りて、五欲の樂を受け、自恣に布施して諸の功德を種る。三寶を供養すべし」と。爾時、耶舎、母に白して言はく、「願はくは母よ、止みね、止みね、我れ、梵行を修するを樂むなり」と。其母復第二第三勸むる所初の如くにして、耶舎の答ふる(所)も亦先の如くなりき。母復重ねて言はく、「汝若し在家を樂まざらんには、當に我が種を以て繼嗣を續がんことを乞ふべし、門戸斷絶して財物をして官に没せしむること莫れ」と。爾時、耶舎即ち母に白して言はく、「今我れをして此中に於て種子を留めしめんと欲せんには、當に此勅を奉すべし」と。母即ち歡喜して疾く婦房に入り新婦に語りて言はく、「汝速かに莊嚴して、耶舎の本と愛樂せし所の嚴身の服を著して之れと相見えよ」と。新婦答へて言はく、「爾り」。即ち便ち莊嚴して、教所勅の如くせりき。爾時、耶舎即ち其婦と與に共に相娛樂すること、其の俗法の如くせりき。是に於て其婦遂に便ち娠あり、月満ちて子を生ぜるに、其家議して言はく、「本と乞種の爲の故なれば、今當に字を立て、名けて續種と爲すべし」と。爾時、世人皆名けて續種と爲し、父續種、母續種、祖續種、錢財一切皆續種と名け、所有に是の如きの惡名流布して、道俗に悉く聞えぬ。爾時、耶舎、惡名を聞き已りて、續種子の父たるを(以て)大に自ら慚愧し、其の所聞を恥ぢ

(9) 未曾有經(Abbhutadhamma) 阿浮達摩と音譯し、未曾有不思議と譯す。佛が種々の神力を不思議を現じたまへるを記せるもの。

(10) 聲聞(Śrāvaka)。眞の佛弟子をいふ。佛の教を一心に聞いて修道するもの、後世に緣覺・菩薩の語と對立せしめて小乘聲聞の徒として貶しむに至れり。

(11) 戒。今この戒はŚīlaの意にあらざる、Sikkhapada即ち一々の戒條を制する意なり。波羅提木叉を立説すると同じきなり。

(12) 波羅提木叉法(Parimokkha)。處々解説、別解説と譯し、比丘の二百九十八條、比丘尼の二百九十九條を總稱せるもの、一戒一戒を專持することによりて身口意三業の過非を別々に(波羅提)解説(木叉)するを得る法をいふ。

(13) 鬘師。種々の花を結び貫きて首又は身を飾る鬘(Mala)を造る人。

(14) 轉輪聖王(Chakravartin) 轉輪王と譯す。印度に於ける理想的國王たり。此王、時に三十二相を具へ、即位の時、天より輪寶を感得し、其輪寶を轉じて四方を降伏する故に轉輪王といふ。この王には輪寶

佛は即ち僧伽梨を取りて髪みて、四裂と爲して即ち是れを地に布き、是れを地に布き已りて偏袒右肩して右膝を地に著け合掌して佛に白して言さく、「唯願はくは世尊、此座の上に座して當に此地をして、二佛の坐處と爲さしめたまへ」と。爾時、世尊は即ちに受けて而して坐したまふに、尊者舍利弗は佛足を禮し已りて、一面に於て坐し而して佛に白して言さく、「世尊、幾事の利益ありて、如来・應供・正遍知は弟子の爲に戒を制し波羅提木叉法を立説したまふや」と。佛、舍利弗に告げたまはく、「十事の利益あるが故に、諸佛如来は諸弟子の爲に戒を制し波羅提木叉法を立説したまふなり。何等をか十とす。一には僧を攝せんが故に、二には極く僧を攝せんが故に(和合せしむる意)、三には僧をして安樂ならしめんが故に、四には無羞の人を折伏せんが故に、五には慚愧ある人に安隱住を得んが故に、六には不信者をして信を得せしめんが故に、七には已信者をして信を増益せしめんが故に、八には現法の中に於て漏盡を得んが故に、九には未生の諸漏を生ぜざらしめんが故に、十には正法久住するを得て諸の天人の爲に甘露の施門を開かんが故なり。是の十事を以て、如来應供正遍知は諸弟子の爲に、戒を制し波羅提木叉法を立説したまふなり」と。

「是時、舍利弗、偏袒して而して合掌し、轉法輪に隨順して、最勝に請問せり。彼れ最後身に住して、合掌して請問し已るに、爾時、最勝は尊者舍利弗に告げたまはく、「十功德ありて如来の知見する所たり、故に諸弟子の爲に、廣く戒律儀を制す。僧を攝し極く攝せんが故に、僧をして安樂住ならしめ、無羞人を折伏し、慚愧のものに安隱を得、不信のものをして信に入れしめ、已信者を増益し、現法に漏盡を得、未生の漏は生ぜざらしめ、正法久住するを得て甘露の施門を開かん」と。是の正法を説きたまひし時、耕田林に在しぬ。舍利弗の請問と、世尊の答とは是の如くなりき」。

爾時、世尊は耕田聚落に於て所樂に従うて住し已りて、憍薩羅國より遊行して跋耆國に向ひたま

【一】 哺時(Sayamhasamaya-  
日)。くれがた、午後四時頃。  
【二】 修多羅經。世尊の教説を九種に分類せしもの九部教とも九分教(Navanga-  
Buddhism)ともいふ。  
【三】 修多羅(Sutta)。經律二藏の中に説ける長行即ち散文體の佛説。  
【四】 祇衣(Geyya)。前の散文に應じて重ねて其義を述べて頌となせるもの、重頌又は應頌と譯す。  
【五】 授記(Veryākhanjāna)。記前を授くる意にして、佛弟子の未來證果の得につき預言せる佛説。  
【六】 伽陀(Gāthā)。調頌又は孤起頌ともいひ、獨立せる韻文なり。前の長行、散文に應ぜざるもの。  
【七】 憂陀那(Utāna)。自説と譯し、佛自ら感興を以て説きたまひしもの。  
【八】 如是語(Tivuttāna)。伊帝多伽と音譯し、本事と譯す。佛弟子の過去世の因縁を説くもの。  
【九】 本生(Atanā)。閻多迦と音譯し、本生と譯す。佛陀の前身の物語を集めし經。  
【一〇】 方廣(Vedāha)。吽佛略と音譯し、また方廣廣説と意譯す。正理を以て諸法を廣く辯ずる經。



衆五百人と與に前後に圍遶せられて、憍薩維國 耕田婆羅門の聚落に詣り、到り已りて耕田(衆落)の林中に於て住したまひぬ。是に於て世尊、晡時に三昧より起ち、周遍して上下諸方を觀察し、又復前なる平地を視て而も微笑を發して往來經行したまへり、時に舍利弗、世尊、三昧より起ちて周遍して上下諸方を觀察し、又復前なる平地を視て而も微笑を發して 往來經行したまへるを見、見已りて往いて衆多比丘の所に詣りて比丘に語りて言はく、「諸長老、我れ向に世尊、三昧より起ちて諸方を觀察したまひ、…乃至、往來經行したまへるを見たりき。諸長老、如來、應供、正遍知は因縁無きを以てして而も微笑を起したまふことあらじ。若し往いて請問せんには、必ず當に過去宿命久遠の事を説きたまふを聞くべけん。我等今日當に世尊に詣で、此の如きの義を問ひまつりて、佛の所説の如くに我れ當に奉行すべし」と。諸比丘は舍利弗の説くを聞き已りて、即ち舍利弗と與に共に世尊の所に詣りて頭面に禮足し、禮足し已りて佛に隨うて經行せりき。時に尊者舍利弗、佛に白して言さく、「向に世尊、三昧より起ちて諸方を觀察したまひ、…乃至、往來經行したまへるを見て、我れ即ち往いて衆多比丘の所に詣りて言はく、「諸長老、我れ向に世尊、三昧より起ちて諸方を觀察したまひ、…乃至、往來經行したまへるを見たり。諸長老、如來應供正遍知は因縁無きを以てして而も笑ひたまふことあらじ。若し往いて請問せんには、必ず當に過去宿命久遠の事を説きたまふを聞くべけん。我等今日當に世尊に詣で、此の如きの義を問ひまつるべし、佛所説の如くに我れ當に奉行すべし」と。不審なり世尊、何の因縁ありて而も微笑を發したまひしや」と。

爾時、世尊は金色の臂を出し地を指して舍利弗に告げたまはく、「汝、此地を見るや不や」。舍利弗言さく、「唯然り、已に見ぬ」。佛、言はく、「此地は是れ迦葉佛の故園林の處、此の一處は是れ迦葉佛の精舍の處、此の一處は是れ經行の處、此の一處は是れ坐禪の處なりき」と。爾時、尊者舍利

比丘の威儀序たる威容を見、因縁所生法我説即空の偈を聞いて出家せしなり。今この文は世尊に制戒を勸請する所なり。尊者とは上位に對する尊稱にして、時には慧命・具壽の譯語を用ふことあり。

【二】 結跏趺坐 (Pañcakaṅkha bhujita) 足を左右の胫上に交結して坐する坐法なり。如來常に此坐法をなして法輪を轉じたまへり。左右の一足を左右の一跽に置くを半跏坐といふ。

【三】 三昧正受。三昧は samāhi 三昧の音譯にして定・正受と譯し、心を一處に定めて動ぜざる故に定といひ、所觀の法を受くる故に正受といふ。然れども巴利律舍利弗勸請の處 (Vn. III, 7) は mahagāthasa pīṭhānimsu evaṃ cehso parivāṭhako nupāṭhī, とありて amāhī 語を用ひざればこの三昧正受は pīṭhānimsu の意、即ち思惟に沈潜してとの意と見るべきか。次の文にも、巴利文同處には pīṭhānimsu vā vṛttitvā yaṃ ekaṃ yari 知らる。

【四】 滅度 (Nibbāna)。涅槃とも圓寂ともいひ、生死の大患滅して惡業の因縁の造作なき安穩快樂の境地をいふ。

過患未だ起らざるに而も罰を制せんと欲すればなり」と。臣復王に白さく、「當に未來を防ぐべし、極樂をして諸の過患を生ぜしむること莫れ」と。時に王此の思惟を作さく、「今此の大臣聰明にして智謀あり、多く諸の朋黨ありて卒に制ふべからず、今若し呵責せんには或は咎讐を生ぜん」と。爾時、國王微かに大臣を誨へんと欲して、即ち偈を説いて言はく、

「勢力(あるもの)は喜みて瞋恚すれば、卒に呵して制ふべきこと難し、横に人に過患を生ぜしむるは、此事甚だ不可なり。大人慈愍多ければ、人の實に過有るを知るも、猶ほ尙ほ復觀察して、哀愍して其罰を加ふ。惡人は喜みて他を惱まし、其の過罪を審にせず、而も其の刑罰を加へ、自ら損して惡名増さん。王、威怒を好みて枉害し、良善に加ふる如きは、惡名四遠に流れ、死しては則ち惡道に墮せん。正法もて黎庶を化し、身口意清淨にして、忍辱もて四等を行ぜんこと、是れを人中の王と謂ひ、王を人中の上と爲す。宜しく忿怒の心を制し、仁愛もて有罪に恕し、哀愍して刑罰を加ふべし」と。

爾時大臣、王の所説を聞いて心大に歡喜し、而して偈を説いて言はく、

「最勝なる人中の王、願はくは永へに黎庶に蔭ひ、忍辱もて自ら調伏し、道化もて怨自ら降り、王徳被りて外なる無く、祚隆永く窮り無からん、道を以て天下を治せんに、常に天・人の王爲らんと」と。

佛、諸比丘に告げたまはく、「爾時の國王大名稱とは豈に異人ならんや、則ち我が身是れなり。時の大臣陶利とは、舍利弗是れなり。爾時、城邑聚落の長者、居士に未だ過患あらざりしに、而も彼れ、我れに請うて刑罰を制せしめんとしたりき。今、諸比丘に過患未だ起らざるに、而も復我れに諸弟子の爲に戒を制し波羅提木叉法を立説せんことを請へるなり」と。

爾時、世尊、舍衛城より所樂に隨うて住し已りて憍薩維國に於て人間に遊行したまひ、大比丘

(Gandhara)・劍浮女(Kamboj)・阿婆提(Avanti)とせり。仁王經には憍薩羅・舍衛・摩竭提・波羅奈・迦夷羅・鳩尸迦・鳩波羅・鳩留・彌提・彌羅乾・乾陀衛・沙陀・僧伽陀・犍擧・憍闍・波提とせり。

【三】天住・梵住・賢聖住(Dharmadharma aryanivahara)。天住は六欲天の住み方、梵住は色界・無色界諸天の住み方、賢聖住は三乘聖者の住み方にして、佛は此等の諸住に自在に入したまふのみならず、更に此等を超越せる最勝住(佛住)に住し、一切智心に住したまふ事を示す。一切智心とは一切智を證得せし心、この心より現はるゝ行・住・坐・臥の威儀作法は奇特最妙なる故に、次の文に隨意所住を得たまひきとあるなり。

【四】如來。多陀阿伽陀(Mahasambhava)の梵音を譯せるもの、眞如の道に乗じて三界に來生し化益する佛のこと、佛十號の一なり。

【五】尊者舍利弗(Aśvannasariputra)。佛弟子中智慧第一にして、智度論には諸弟子は舍利弗の智慧の十六分の一に及ばずと推稱し、佛祇律にては衆僧の外に舍利弗と目連とを特に尊崇せり。舍利弗もと外道弟子なりしも、馬勝



なき人に而も其の刑罰を加ふること有ることなし。彼を此に喩ふるも亦然り、世尊は天人の師なれば、未だ過患なきに、而も弟子(の爲に)戒を制することあらじ。過患既に已に起り、時に惡を犯する者あらんに、是時、天人師は、衆の爲に律儀を制せん。過去と未來世と佛眼に見ざる靡く、其事の輕重に隨ひ、共に隨うて輕重に制すべし」と。此の正法を説きたまひし時、祇洹林に在しき、舍利弗の勸請と、世尊の答とは是の如くなりき。

爾時、諸比丘は佛に白して言さく、「世尊、云何が尊者舍利弗は、諸比丘未だ過患あらざるに、而も世尊に戒を制し波羅提木叉法を立説したまはんことを請ひしや」。佛、諸比丘に告げたまはく、「舍利弗は但に今日未だ過患あらざるに、而も戒を制せんことを請へるのみにはあらじ。彼れ昔時に於て一城邑聚落に在りし(時)、人民居士未だ過患あらざりに、亦曾て我れに諸の刑罰を制せんことを請へり」と。諸比丘、佛に白して言さく、「世尊、乃し往昔の時、已に此(事)ありしや」。佛言はく、「是の如し」。諸比丘、佛に白して言さく、「世尊、願樂して聞かんと欲す」。佛、諸比丘に告げたまはく、「過去世の時、城あり、波羅奈と名け、國を、迦戸と名けぬ。彼時の國王を號して大名稱と曰ひ、法を以て治化して怨敵あることなく、布施・持戒して汎く人物を愛し善く眷屬を攝しぬ。法王、世を御して人民殷盛に富樂豐實し、聚落村邑は、雞飛ぶに相接し、舉國人民更に相敬愛して、種々に衆伎して共に相娛樂せり。時に大臣あり名けて陶利と曰ひ、多く諸の策謀ありて是の思惟を作さく、「今、此の王境は自然に富樂して人民熾盛なり。城邑聚落は雞飛ぶに相接し、舉國人民更に相敬愛して、種々に衆伎して共に相娛樂せり」と。時に彼の大臣往いて王に白して言さく、「今日境界自然に富樂して人民熾盛なり、城邑聚落は雞飛ぶに相接し、舉國人民更に相敬愛して、種々に衆伎して共に相娛樂せり。願はくは王當に斯等の爲に制して刑罰を立つべし、極樂をして諸の過患を生ぜしむること莫れ」と。王の言はく、「止みね、止みね、此言不可なり。所以は何ん、

佛陀とは正遍知・等正覺と譯し、真正に平等に一切の眞理を覺知せる十全なる證位に名く。

【九】本發意。發心出家の意。

【一〇】舍衛城(Śrāvastī)。憍薩羅の首都。法蘭入竺當時は「城内人民希曠にして都べて二百餘家あり、……乃至、城の南門を出て、千二百步、道の西に長者須達、精舍を起せり、……精舍の左右に池流ありて清淨なり、樹林尙茂り衆華異色蔚然として觀るべし」と法顯傳に記す。これ祇洹精舍にして、世尊が最も長く滞在行化したまひし地なり。

【一一】甘露の門(Amritasamudra)。甘露とは諸天不死の藥にして、味甘くして蜜の如く、食する者は命長く身安かく、力大にして體に光あらしむといふ。即ち今は死なき、再生なき大涅槃の意なり。門とは通入の義なれば、涅槃に到るの門なりとの意。

【一二】十六大國(Solasa mahājana-pada)。長阿含經第五に「是央伽(Angā)、摩揭陀(Magadha)、迦尸(Kāśī)、拘薩羅(Kośalā)、跋祇(Vajji)、末羅(Mālā)、支提(Śatī)、跋沙(Vāsā)、尼樓(Kurū)、般闍羅(Pāṇḍī)、阿濕波(Aśvatī)、波陞(Māṅṅī)、蘇羅(Sūlāna)、乾陀羅

師の弟子、種々の色花を以て線を以て之れを連ぬるに、若し四方より風吹くも風に隨うて散ぜず。所以は何、線を以て連ぬるが故なり。是の如くに舍利弗、如來、廣く九部經を説き、聲聞の爲に戒を制し波羅提木叉法を立説したまふに、是を以て如來の滅後に法久住するを得るなり。舍利弗、是の因縁を以ての故に、教法久住するあり、久住せざる者あるなり」と。

爾時、尊者舍利弗、佛に白して言さく、「唯願はくは世尊、廣く九部經を説き、善く聲聞の爲に戒を制し波羅提木叉法を立説し教法をして久住せしめて、諸天・世人の爲に甘露の門を開きたまはんとを」と。爾時、佛、舍利弗に告げたまはく、「如來は過患の因縁なきを以てして而も弟子の爲に戒を爲に而も刑罰を制せざるが如く、是の如くに舍利弗、如來も亦復是の如し、過患の因縁なきを以てして而も弟子の爲に戒を制し波羅提木叉法を立説せざるなり。然り、舍利弗、當來に正信の善男子ありて佛法の中に於て、家と非家とを信じ、家を捨て、出家しつゝ、或は心亂顛倒を淨想に於て起し、三毒熾盛にして而して諸罪を犯すること有らん。舍利弗、是時、如來は當に弟子の爲に戒を制し波羅提木叉法を立説すべし。止みね、舍利弗、如來は自ら當に時を知るべし」と。舍利弗言さく、「唯然り世尊、如來は自ら當に時を知りたまふべし」と。

「是時、舍利弗、偏袒して合掌し、轉法輪に隨順して最勝の説を講求せん」とて、世尊に、勸請すらく、「今正に是れ其時なり、願はくは弟子衆の爲に、廣く戒律儀を制して、能く佛の正法をして長夜に久住することを得せしめ、甘露の門を顯示して、天人衆を開化したまはんことを」と。彼れ、最後身に住して此の勸請を作し已るに、爾時、最勝は尊者舍利弗に告げたまはく、「弟子未だ罪あらず、衆僧悉く清淨なり。諸佛は未だ曾て過なきに而も戒を制したまふこと有らじ。譬へば世界の主の如く、王、其の國土を領むるに、過

分なし、是を波羅夷と名く、……乃至、涅槃に於て退沒墮落して證果の分なし、……梵行に於て退沒墮落して道果の分なし、……犯す可き罪の發露悔過すべからざる故に波羅夷と名く」とあり。即ち法智・涅槃・梵行より退沒し、懺悔するとも復歸するを得ず、比丘たるの資格を失して殘りなき重禁戒のことにして、これに淫・盜・殺・妄の四法あれば、四波羅夷法と名くるなり。【七】調御威儀戒。調御とは身・口・意の三業を調へて諸の惡行不如法を制御するなり。威儀とは行・住・坐・臥の作法にして、この四に儀期ありて威徳を損せざるなり。即ち行・住・坐・臥の作法に於て不如法を調御して寂靜行に於せしむる戒法のこと、前述の比丘の二百八十八條、比丘尼の二百九十條、乃至、方便・根本・動機・故作・不故作・初中後三時等にわたりにて持犯を判じて諸種の罪相を論ずれば三千の威儀、八萬の細行ともなるべきなり。これ皆威儀戒といふべきなり。次の文に調御戒律儀とあるも同意なり。

【八】婆伽婆三藐三佛陀 Bhāgavā sanmāsānubuddho) 婆伽婆とは聖なる、至幸なる、尊崇すべき人との意、三藐三



欲するが故に、舍衛城に住したまひき。諸天・世人は恭敬供養して尊重讃歎し、名は十方に聞えて供養の中の最たりき。福を求むる衆生の爲には福を建立することを得、果を求むる衆生(の爲)には果を建立することを得、苦惱の衆生には而も安隱を得(せしめ)、諸の天人の爲には甘露の門を開き、十六大國に於て宗伏せざるは莫かりき。知見自ら覺りたまひて、佛の住したまふ所は天住に住し、梵住に住し、賢聖住に住し、最勝住に住し、一切智心に住して、自在に隨意所住を得たまひき。是故に、如來は舍衛國に住したまひしなり。

爾時、尊者舍利弗、獨り一靜處に、結跏趺坐して、三昧を正受し、三昧より覺め已りて是の思惟を作さく、「何の因縁ありて諸佛世尊滅度の後、法久住せず、何の因縁ありて諸佛世尊滅度の後、法教久住するや」と。是に於て尊者舍利弗、晡時に三昧より起ちて世尊の所に詣り、頭面に禮足して却いて一面に坐し、一面に坐し已りて佛に白して言さく、「世尊、我れ靜處に於て三昧を正受し、三昧より覺め已りて是の思惟を作さく、「何の因縁ありて諸佛世尊滅度の後、法久住せず、何の因縁ありて諸佛世尊滅度の後、法教久住するや」と。爾時、佛、舍利弗に告げたまはく、「如來ありて弟子の爲に廣く、修多羅・祇夜・授記・伽陀・憂陀那・如是語・本生・方廣・未曾有經を説きたまはず。舍利弗、諸佛如來(ありて)」。聲聞の爲に戒を制せず、波羅提木叉法を立説したまはず、是故に如來滅度の後、法久住せざるなり。舍利弗、譬へば鬘師の如し。鬘師の弟子、種々の色華を以て案上に著いて練を以て連ねざらん、若し四方より風吹かんには則ち風に隨うて散ぜん。何を以ての故に、練の連なきが故なり。是の如くに舍利弗、如來、廣く弟子の爲に九部法を説きたまはず、聲聞の爲に戒を制せず波羅提木叉法を立説したまはざれば、是故に如來の滅後に法久住せざるなり。舍利弗、如來、廣く弟子の爲に九部法を説き、聲聞の爲に戒を制し波羅提木叉法を立説したまふを以ての故に、是故に如來滅度の後、教法久住するなり。舍利弗、譬へば鬘師の如し、鬘

還り、慧景は中印度にて死し、道整は中印度に留まりて還らざりき。摩訶僧祇律は實に中天竺、摩訶僧伽藍即ち祇洹精舎にて得たるものなり。

【五】比丘僧戒法。比丘僧(Bhikkhu-Sangha)は比丘尼僧に對す。比丘とは居士、破煩惱の二義を以て通常解されておるが、僧祇律第二卷には、比丘とは具足を受け、善く具足を受けたるに名く。如法にして不如法に非ず、和合にして不和合に非ず、可稱歎にして不可稱歎に非ず、滿二十にして不滿に非ず、是を比丘の義と名く」とあり。僧とは四人以上の比丘が界を一つにし、一處に住し、和合し、布施・自恣を一つにするをいふ。戒法とは佛所説の戒律、即ち隨犯隨制して不如法を誡しめ、過非を調伏したまへる律法(Pāṭiśāla)をいふ。僧祇律にては比丘僧戒法として二百二十八條、比丘尼僧戒法として二百九十條あり。巴利律の戒條(比丘僧戒法二百二十七條、比丘尼戒法三百一十一條)の如くにその條数の少なき點に於て注意すべきものあり。

【六】四波羅夷法。波羅夷法(Pāṭiśāla, Dhammā)とは第二卷疑戒戒文解釋に於て、「法智に於て退没墮落して道果の

# 摩訶僧祇律

## 卷の第一 【初、比丘僧戒法】

東晋天竺三藏 佛陀跋陀羅、法顯と共に譯す。

### 四波羅夷法を明すの一

#### 姪戒の一

若し篤信の善男子にして五事の利益を得んと欲せんには、當に盡く此律を受持すべし。何等をか五とす。若し善男子にして佛法を建立せんと欲せんには、當に盡く此律を受持すべし。正法をして久住ならしめんと欲せんには、當に盡く此律を受持すべし。疑悔あらんに他の人に請問するを欲せざらんには、當に盡く此律を受持すべし。諸有比丘・比丘尼、犯罪を恐怖して爲に依怙と作さんには、當に盡く此律を受持すべし。諸方に遊化して而して礙りなからんことを欲せんには、當に盡く此律を受持すべし。是れを篤信の善男子にして此律を受持せんに、五事の利益を得とは名くるなり。

「若し能く盡く調御威儀戒を受持せんに、五事の功德利ならんとは、世尊の説きたまひし所なり。此律を受持せんに、其義の如くに善く聴くべし。若し能く盡く調御戒律儀を受持せんに、世尊の教を建立す、是れを眞の佛子と名く。佛法久住するを得て、能く正法の施を行す。亦疑悔起らんに、他の人に請問すること無けん。比丘・比丘尼、罪を犯せんに依怙を得ん。諸方に遊化しては、往く所として聖礙なからん」。

婆伽婆三藐三佛陀は、本發意よりして修習する所の者を今已に成就したまひて、人を度せんと

姪戒の一

【一】摩訶僧祇律(Mahāsāṃghīka-vinaya)。摩訶は大、僧祇は衆にして、上座部系の四分律・五分律・十誦律・有部律等に對して、大衆部系の律典なることを示す。

【二】東晋天竺三藏。僧祇律は東晋の義熙十二年十一月(西曆四一六)より十四年二月に至りて譯し訖りしものなり。天竺とは印度の舊稱、支那にては身毒・天篤・信度・實豆・捐度等の異稱あり、佛典には多く天竺と爲せり。印度語のŚrāddha(身毒)の訛音なり。

三藏とは經・律・論にして各文義を包藏する故に三藏と名くるも、今は經・律・論の三藏に精通せる人との意なり。特に翻譯師の稱號たり。

【三】佛陀跋陀羅(Buddhābhaddara)。譯して覺賢と云ひ、迦毘羅衛の人なり。六十華嚴經等十三部を譯す、僧祇律は其一なり。

【四】法顯(Fa-hsien)。秦の弘始二年(西曆四〇〇)慧景・道整・慧暹等と共に天竺に至りて戒律を求めんとて長安を發ち、沙河を度り、葱嶺を越え、六年を経て中印度に到り、停まること六年、更に罽子國に二年、險難憂懼すること積り歸れり。慧暹は中途にして



て此等社會狀態の研究資料を供給する點に於て貴重なる寶庫たる所以なるを了知すべきである。此點に於ては特に僧祇律

に負ふ處多きを切に感ずる次第である。

昭和五年五月廿七日

譯者 西本龍山識

## 一、僧祇律餘論

僧祇律の比丘・比丘尼兩部戒條と諸律の戒條との出沒相違、僧祇律と諸律との行事上の相違、錫蘭上座部律と大衆部僧祇律とが戒數に於て他律よりも最も接近してゐること、僧祇律の戒文解釋が他律よりも細微を極めたること、僧祇律第四卷の終りなる人法及び過人法としての法數の研究、第二十一卷の金剛三昧の文、第三十三卷の佛現出迦葉佛七寶塔高一由旬の文、第三十五卷の讀經誦經寫經の文、第十卷の金銀の菩薩形象の文、僧祇律第三卷の「將是末世惡法增長」の文、及び第十一卷の「衆僧有二譚事起一如法滅」の文の如きは本律の成立時推定に何等か寄與する所あるべしと考へらる。次に第九卷の身命財の三不堅法を捨て、三堅法を求むるの文、一切智心住・一切智身・眞一切智・具足一切智見の文、及び僧祇律第四

卷世間八法(利不利・稱不稱・譽毀・樂苦)

につき無常磨滅の法たる本義を開顯する

その文體の如きは實に龍樹の中論を讀む

が如き感あり、特に愚癡の凡夫・生死海度

脫の語の出づるより見るに、或は大衆部

盛行の地より出でたる龍樹に本律が大な

る影響を與へたるにはあらざるなきか。

或は第九卷(註一〇八)の一分行・少分行・

多分行・滿分行・隨順行の文は諸律に存

ぜざるもの、智度論(往一、八八右)に一

分行・少分行・多分行・滿行・斷姪優婆塞と

あるに相當するもの、又、本律第三十二卷

五百結集記に於て迦葉が目連共行弟子を

三十三天なる尸利沙翅宮に遣はして橋梵

波提を呼ぶ如きは智度論(往一、一六左)

にも出づるものにして本律と智度論とが

多少の關係あるを證するものにはあらざ

るか。其他、諸律の拘跋彌健度にはその

六年鬪諍の原因を明かにせざるに、僧祇

律十三卷には清論・善釋二師及びその二

部大衆の名を列記して鬪水の處置不如法

に因りて諍論起れりと記せり。善見律(一

八)及び飾宗義記(八)に此鬪諍の原因を

記するも僧祇律の如くに二部大衆の名を

列せず。清論・善釋の名もとより虚構の

ものなるべきも、鬪水の處置不如法なる

問題を本質としてその周圍に自由に假構

的人物を配せる僧祇部主の態度はこれ大

乘經典興立時代の影響を反映するものに

非ざるなきか。其他僧祇律に現はるゝ古

代貨幣制度、經濟制度(關稅・無盡物・家

中密取財・子本俱失即ち元利金俱に失す

の文の如し)、上代婦人の種類、上代婦

人の莊飾具、上代印度の法制、上代の交

通・風俗・慣習及び衣服・穀物・果實・飲料・

醫藥等に關する記述は他律よりも詳細に

して最も興味ある所、律典が單に釋尊教

團内衆の嚴肅なる生活記録たるのみなら

ず、此等の律行生活が印度古代の社會狀

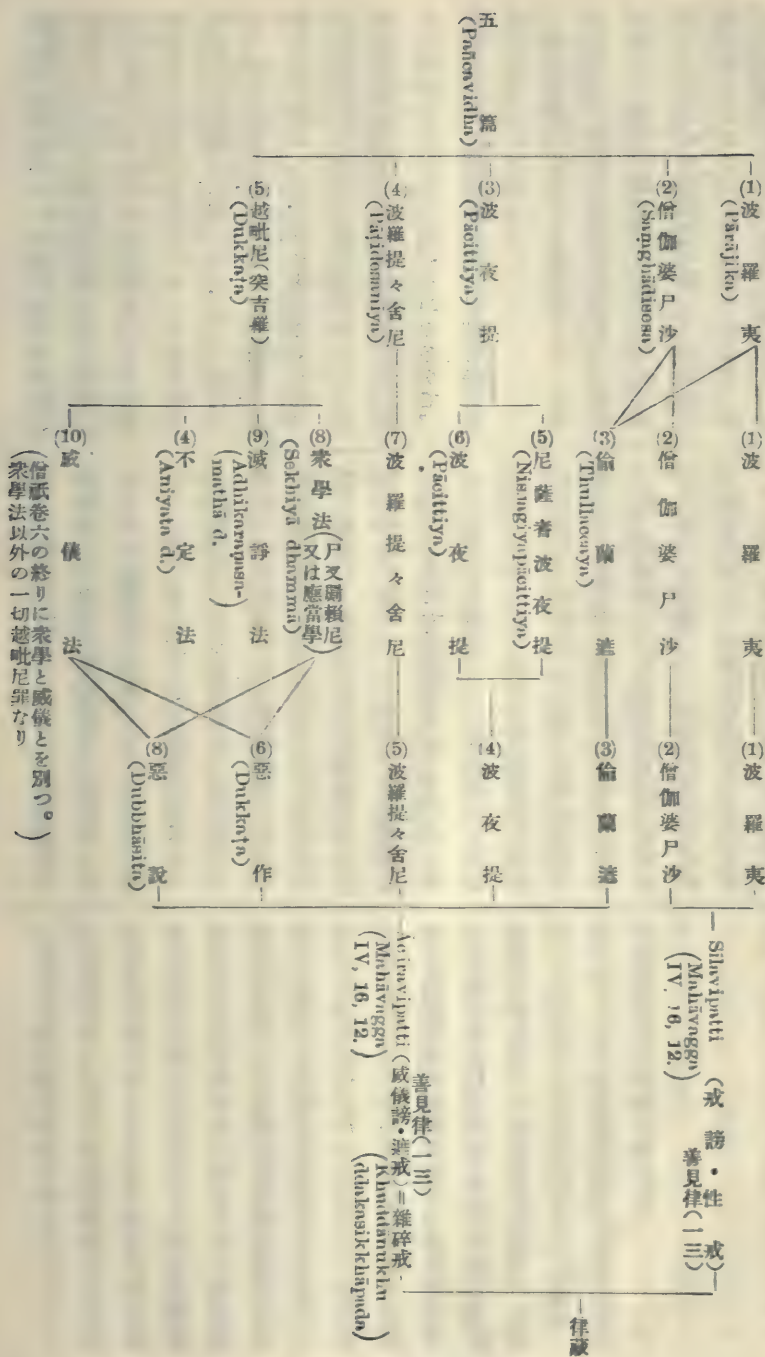
態と離るべからざる關係あるを以て從つ



五篇七聚並僧祇律罪聚相攝表

僧祇律中の罪聚

七聚罪 (Satta apattikkhandha)



越毗尼に攝せられるのである。不定法は五篇罪中のいづれを犯じたるかとの疑ひ即ち未決のものなれば五篇罪の凡てに攝せらるべきものなれど、かゝる疑を起さずはこれ攝心に缺くる所ある故にして、攝心缺くる故に無實の罪を蒙り、無實の罪を蒙ふるは此戒を疎かにする故、戒を疎かにするは不學無知の罪にして此れ突吉羅なれば、その不用意なる點よりその罪體を越毗尼と判するのでありて、五篇罪中にはやはり越毗尼即ち突吉羅罪に攝するのである。

次に七聚門に於ける儉蘭遮とは、大事を犯さんと欲して成ぜざりしもの、(毗尼母論七) 即ち大事方便未遂罪をいふ。何故に五篇罪には儉蘭遮を略して七聚罪に別開するかは疑問とする所であるが、律文の體裁より見るに五篇罪には果罪を攝し、七聚罪には因罪果罪共に攝する故に儉蘭遮を七聚中に攝せるものと考へら

る。十誦律(五七)には「四種儉蘭遮あり、

波羅夷より生ずる重(儉蘭)、波羅夷より生ずる輕(儉蘭)、僧殘より生ずる重(儉蘭)、僧殘より生ずる輕(儉蘭)」と言ひ、次に波羅夷に至る重儉蘭は一切僧前にて悔過し、波羅夷に至る輕儉蘭及び僧殘に至る重儉蘭は界外に出で、四比丘衆前に於て悔過し、僧殘に至る輕儉蘭は一比丘前に悔過除滅すべしとして三種の儉蘭罪を記する故に方便罪なること明かである。しかし方便罪のみが儉蘭遮なるにあらず、律中には又別に自性儉蘭遮なるものがある。僧祇律(二七)に瞋心を以て鉢衣・塔・房・僧・界の六種を破るは儉蘭とし、五分律(二六)には迷人呪・起死人呪を學ぶは儉蘭とし、其他の律論中には木鉢を受持し、外道衣を着し、人肉を食し、人皮を畜へ、陰上毛腋下毛を剃り、人髮欽婆羅衣を受畜し、裸形にて行き、舍利を盜み、經を盜む等の如きは儉蘭罪に

して輕儉蘭に攝すべきである。

次に七聚門に於て惡說を別開せるは何故なるか明かならざるも、恐らくは五篇罪に於ける越毘尼(突吉羅)は別しては衆學法等の果罪をいひ、總じては一切の越毗尼を含み、七聚門に於ては衆學法並に篇門に於ける微細なる因罪及び其他の一切の越毗尼罪を惡作・惡說の二に分てるものであらふ。即ち衆學法並に衆學法以外の篇門の戒文解釋に於ける持犯範例中の越毗尼罪及び諸跋渠(韃度)中の一切の越毗尼罪を惡作・惡說の二に分ちて七聚門中に該攝する意なるべしと考へらる。今十分ならざるも此を巴利律の所明と共に圖示せば次の如くである。



明すのみにして、道宣律師は四分の還衣法を賞揚して捨財用非重の標舉の下に五義分通大乘の一として律の名所とせるも道宣師は僧祇を審かに見ざりしが故に四分律のみ大乘的なりと誇稱しておるのである。僧祇律の還衣法は四分の還衣法と多少相違する所あるも又大乘的なりといふべきである。

一〇、僧祇律に於ける罪聚

四分律藏中の罪名は五篇 (Pañcavi-  
 rtiṅgātimokkha) 七聚 (Satta Patti-  
 kkhanda) の名の下に總括せられてあ  
 りて、波羅夷・僧伽婆尸沙・波夜提・波羅  
 提々舍尼・突吉羅を五篇とし、是に偷蘭遮  
 (Thullaccaya) と惡説 (Dubbhasita) 善  
 見律七に頭婆私多とす) とを加へて七犯  
 聚若しは七聚とする(列四、六) 善見律  
 (一)には五篇七聚罪を謂爲種種々戒母將  
 成堅行寛方便といへり。僧祇律には五

篇罪の突吉羅 (Dukkha) を越毗尼と譯  
 して、五篇罪なる語及びその名目を列す  
 るも七聚の語及び其名目を列ねず、且又  
 偷蘭遮は隨處にあるも惡説なる罪名を見  
 ず。されば僧祇律中より七聚に相當する  
 ものを集成せんに、波羅夷・僧伽婆尸沙・  
 偷蘭遮・波夜提・波羅提々舍尼・衆學・威  
 儀、若しは衆學・威儀に代ふるに越毗尼・  
 越毗尼心悔とすべきものであらふ。越毗  
 尼と越毗尼心悔とは對首と心念との區別  
 あるもの、即ち故意に作したる惡作・惡  
 説罪は一人の比丘前に懺悔すべき罪にし  
 て、故意ならざる犯戒は但自ら謹慎して  
 責心後悔して「復び作さず」と心念口言  
 すべき罪である。されば四分律及び巴利  
 律に七聚とせるもの、中、惡作・惡説の  
 二は身業口業の別のみにして罪體は一突  
 吉羅なれば輕重の差なきも、僧祇律に示  
 す越毗尼と越毗尼心悔とは罪體別にして  
 輕重の差あるものである。故に僧祇律の

罪名こそ七聚とするに最も適當なるもの  
 にして、四分・巴利の七聚の如きは實は  
 六聚に過ぎざるものであると考へらるゝ  
 のである。而して僧祇の比丘・比丘尼戒  
 條の分類は四波羅夷(比丘尼八波羅夷)、  
 十三僧殘(比丘尼十九僧殘)、二不定(比  
 丘尼缺)、三十尼薩耆波夜提(比丘尼同)、  
 九十二波夜提(比丘尼百四十一波夜提)、  
 四波羅提々舍尼(比丘尼八波羅提々舍  
 尼)、六十六衆學法(比丘尼七十七衆學  
 法)、七滅諍法(比丘尼同)と分たるゝも  
 のにして、これを五篇罪に攝するには波  
 夜提中に尼薩耆を攝し、越毗尼中に衆學  
 法・七滅諍・二不定を攝するのである。七  
 滅諍は教團の中に興れる四諍に對し上座  
 なり長老なりが和衆の權方たる七毗尼の  
 夫々を以て適當に處置せざる時は越毗尼  
 罪を犯することになる故に、七滅諍の當  
 體は罪體にあらざるも、對滅せずは罪體  
 を犯する邊より五篇罪に攝する場合には

しめたまひし比丘達を慰安したまふにつきて、阿難が「願はくは佛、客比丘を安慰したまへ」と請求せるに、世尊は「汝自ら我れ已に四禪の中に入りて客比丘を安慰せしを知らざるなり」と答へたまへることを記せり。突如として世尊がかかる答へをなしたまへりと記することは僧祇部主の特別の意志あるものに似たり。

即ち大衆部に於ける佛身論の一特性としての常在定故の宗義を意味するものと考へられるのである。常在定故とは異部宗輪論に「佛一切時不<sub>レ</sub>説<sub>ニ</sub>名字<sub>一</sub>常在<sub>レ</sub>定故。然諸有情<sub>レ</sub>説<sub>ニ</sub>名等<sub>一</sub>歡喜踴躍<sub>一</sub>とあるによるもの、これ佛は常に定に在すが故に名句文を説かるゝことなきも而も衆生の方にては名句文を説かるゝ様に謂うて踴り喜ぶとの意である。今の定中安慰も宗輪論に示すこの定中説法と同様に、別に安慰の言葉を出したまはざるも定中に於ける智と悲とにより五百の

比丘は佛より安慰せられたるが如くに謂へりとの意を示すものなるべし。(五百漁夷妄語戒の下に出せり、第四波羅)

(4) 過未無體説。僧祇律第二卷還戒(捨戒のこと、註二四の本文以下)の成就不成就を明すに、「我れ過去未來の佛・辟支佛・法・僧・阿闍梨・學・説(戒)・共住・共利・經論を捨てんといはんには是れ捨戒を成ぜず、越毗尼罪を得ん。若し過去未來を稱せずして直に我れ佛……を捨てんと言はんには是れを捨戒と名く」とあり。これ大衆部に於ける重要教義なる過未無體説に基くものなるべし。即ち曾有を過去と名け、當有を未來と名くるも別に有部の如くに實體ありと説くにあらず、若し過未に實體ありとせばそは過未にあらずして現在ならざるべからずといふなり。今、捨戒の成不成に於ても此説に基けるものなるを知るべきなり。

(5) 通夜と明相。僧祇律第八卷(註

一一四の本文)に一宿を釋して「日未だ没せざるより明相出時に至るなり」とあり、而して離衣宿戒持犯(註八の一六一の本文)に於て、日光未だ滅せざるに去り、明相出づる時に還らば尼薩着にして、若し日光滅して去り明相出で、還るは無罪と判じてある。即ち僧祇律に於ては通夜を以て犯罪とし、通夜ならざるを無罪とする。これ餘律と相違する點にして四分律等は日光の滅すると否とに關はらず、唯明相の出不出によりて持犯を判じておるものにして、古來この差別を明相離衣・通夜離衣と稱しておる。尙又僧祇律に於ては離衣宿の場合に夜中に一度衣と合せんには無罪(註八の一六四の本文)と記してあるが、これ一夜の中に一度衣に合すれば通夜離衣とならざる故に無罪となるのである。

(6) 還衣法。以上の外、尼薩着波夜提に於ける還衣法の如きは四分と僧祇に



ぞざるが故に波羅夷と名く」とあり。五分律には「波羅夷とは名けて墮法と爲し、名けて惡法と爲し、斷頭法と名け、非沙門法と名く」とあり。十誦律には「波羅夷とは墮不如に名く、是罪極惡深重にして是罪を作さんには即ち墮不如にして、比丘と名けず、沙門に非ず、釋子に非ず、比丘の法を失す」とあり。有部律には「波羅市迦とは是れ極重罪にして極めて厭惡すべし、是れ嫌棄すべくして愛樂すべからず、若し苾芻にして亦纔かにも犯する時は即ち沙門に非ず、釋迦子に非ずして、苾芻の性を失し、涅槃の性に乖き墮落崩倒して他所勝を被りて救濟すべからず、多羅樹頭を截つに更に復生せず、壽茂増長廣大すること能はざるが如き故に波羅市迦と名く」とあり。然るに僧祇律第二卷の註(二六八)の本文に於ては「波羅夷とは謂く法智に於て退沒墮落して道果の分なし、是れを波羅夷と名く。是の

如く未知智・等智・他心智・苦智盡道智・盡智・無生智の彼の諸智に於て退沒墮落して道果の分なし、是れを波羅夷と名く。又復波羅夷とは涅槃に於て退沒墮落して證果の分なし、是れを波羅夷と名く。又復波羅夷とは梵行に於て退沒墮落して道果の分なし、是れを波羅夷と名く。又復波羅夷とは犯すべき所の罪、發露悔過すべからざるが故波羅夷と名く」とあり。これ上座部系諸律が單に欲事行爲の一端に於てのみ波羅夷の解釋をなせるに反して、大衆部律としての僧祇律がその欲事行爲は勿論、その智的背景に於ての退沒墮落を説いておることは大なる意義あるものとして見逃すべからざる點である。

(2) 夢中失精の持犯。僧祇律第五卷の註(三一)の本文に於て「學人・二凡夫人ありて夢中に出精せるにつき僧殘罪なりや否やとて舍利弗が世尊に質したるに、世尊は「夢は虚妄にして實ならず、若し夢にして眞實ならんには、我法の中に於て梵行を修せん者解脱あることなけん、……我法の中に於て苦際を盡すを得るなり、……乃至……夢中に失精するは無罪なり」と答へたまへりとせり。四分・十誦・有部は簡單に夢中の失精は無罪なりと記し、五分律は亂意睡眠するが故に夢中失精するものなれば、亂意睡眠を咎めて突吉羅罪と判じておるが其の文相に別意あるを見ず。僧祇の文相はその前後を見るに、恐らく大天五事妄語の一なる餘所誘即ち阿羅漢にても天魔に誘はれて夢中に不淨を失することありとの説を肯定し、特に此點に留意して「若し夢にして眞實ならんには我法の中に於て梵行を修せんもの解脱あることなけん」と主張せるが如くに考へらる。

(3) 定中安慰。僧祇律第十四卷の註(二〇八)の本文第十四波夜提の下に於て世尊は五百の漁師を度して羅漢果を得せ

- (7) 達膩伽比丘本生譚その三(卷二)
- (8) 達膩伽比丘本生譚その四(卷二)
- (9) 取衣比丘本生譚(卷二)
- (10) 瓶沙王畏罪本生譚(卷三)
- (11) 瓶沙王後悔本生譚(卷三)
- (12) 羅大・波羅鷓鴣鳥本生譚(卷四)
- (13) 一輕躁比丘本生譚(卷四)
- (14) 增上慢比丘本生譚(卷四)
- (15) (以上四波羅夷法中引用)
- (16) 優陀夷本生譚その一(卷五)
- (17) 二摩訶羅比丘本生譚(卷六)
- (18) 林中比丘本生譚その一(卷六)
- (19) 林中比丘本生譚その二(卷六)
- (20) 龍王情寶珠譚(卷六)
- (21) 闍陀比丘本生譚(卷六)
- (22) 提婆達多比丘本生譚(卷七)
- (23) 六群比丘本生譚(卷七)
- (24) 闍陀比丘本生譚その一(卷七)
- (25) 闍陀比丘本生譚その二(卷七)
- (26) 六群比丘本生譚(卷七)
- (27) 闍陀比丘本生譚(卷七)
- (28) (以上十三僧伽婆尸沙法中引用)
- (29) 優波難陀本生譚(卷八)
- (30) 難提(牛)本生譚(卷十二)
- (31) 三獸本生譚(卷十二)
- (32) 象王本生譚(卷十二)
- (33) 鵝家本生譚(卷十三)

- (34) 長壽王本生經(卷十三)
  - (35) 迦毗羅本生經(卷十四)
  - (36) 賢鳥生經(卷十五)
  - (37) 烏本生經(卷十七)
  - (38) 鼈本生經(卷十七)
  - (39) 羅睺羅六年在胎本生經(卷十七)
  - (40) 仙人獼猴本生經(卷十八)
  - (41) 釋提桓因本生經(卷十九)
  - (42) 比丘の前生物語に非ざるも參考として此處に併記す。
  - (以上九十波夜提法中引用)
  - (42) 三獸本生譚(卷二十七)
  - (第三跋栗恭敬法中引用)
- 僧祇律一部四十卷中に引用せられたる本生譚及び本生經は右列記の如く實に四十二の多きに達してゐる。諸律藏中かくの如くに多くの本生譚及び本生經を列せるを見ず。僧祇部主がいかに此等を織り込みてこの律藏を大成せしかは本律を讀むものゝ最も興味深く感ずる所である。然し諸律に引用せられたる本生譚又は本生經と對比し、且つ此等の出據を明かにすることは後の研究に待たねばならぬ。今は唯こゝに列記することによりてその

素材のいかに豊富なるかを示し、以て律藏文學の一端を窺知せんとするのみである。

### 九、僧祇律に於ける特種なる戒文解釋

僧祇律が大衆部の律なる故にその律文の解釋若しは隨行の上に極めて自由なるものあるべしとは一般に想像さるゝ所である。しかし僧祇律に於ける持犯も大體に於て上座部系なる四分・十誦等の諸律と變りなき故に、古來この問題を取扱ひながらも唯衆學法に於ける內衣着法條項の多少の相違に歸してゐるに過ぎない。今、僧祇律中に於て注意に價する特種のもの二三を記してみるならば、

(1) 波羅夷の解釋。四分律には「云何が波羅夷と名く、譬へば人頭を斷するに復起つべからざるが如し、比丘も亦復是の如し、此法を犯さんには復比丘を成



と同じく姪戒を初犯とするも制戒年時に於て大差あり。薩婆多論(サハター 南京)に於て「佛十二年前は常に一偈を説き、今五篇を説く、名けて雜碎(ザウス イー南京)と爲す」といひ、智度論(ザウス イー北京)と爲すといひ、五分律(一)には「須提那出家して未だ久しからずして」とありて諸説一定せず。五分の「出家未久」を眞とせば善見律の出家八年後の説は融會し難く、僧祇の五年を眞とせば薩婆多論の十二年説を融會することが出来ない。又盜戒制定時の摩揭陀國王を四分・巴利・僧祇は瓶沙王とせるに、五分・十誦・有部は阿闍世王とせり。若し阿闍世王の時なりしとせば盜戒制定は釋尊の晩年に於ける制戒となるべし。又盜・殺・妄の三戒に於て悉く阿難が犯戒者の事情を世尊に陳述せり。阿難は佛成道の夜生まれて年二十五にして侍者となるといふより見るに、四波羅夷戒の如きは成道二十五年

以後の興起といふべきである。此等の諸點より考ふるに僧祇の四波羅夷制定年時は到底信することが出来ない、恐らくは僧祇部主の故意に出づるものにして而も歴史を顧みざる不用意の極みといふべきであらう。

次に僧祇律に於ける五百結集・七百結集の記は他律と相異し、特に七百集法に於て有名なる十事非法につき唯受金銀錢(鬪利沙鑿)を記するのみにして他は何等記する所なきは何故であるか。五百集法に於て四分・巴利・五分・十誦の四律は皆律を前に結集し次で經の結集ありと記するに、僧祇のみは經を前にし律の結集を後となせり。而して僧祇に於ける優波離の律結集法は「五淨法によらん」と言ひて制限淨・方法淨・戒行淨・長老淨・風俗淨を説くは餘律と相違する所である。又、七百集法に於て十事を記さず、唯金銀の一戒によりて再び律藏の結集をなせりとせる

は如何なる理由によるか。五分律(三〇)には「この諍論は十事に依りて興れるもその中受蓄金銀錢によりてなり、受蓄金銀錢によると雖耶舎の不見罪擧羯磨によるなり」とあるより考ふるに、或は僧祇部主は其の主要なる受金銀錢のみを擧げて他を抄略せしものなるか。若し然りとするも餘の九事を抄略せることは、こゝにも僧祇部主の大膽なる態度を觀取せざるを得ず。恐くはこの諍論は大衆部派の全敗に歸せるが故に、之れが詳細なる記を避けて受金銀錢の一事に托して結集をなせりとせしものなるべし。

## 八、僧祇律に引用せられたる本生譚

- (1) 舍利弗制戒勸請本生譚(卷一)
- (2) 耶舎比丘犯戒本生譚(卷一)
- (3) 耶舎比丘母方便誘誑本生譚(卷一)
- (4) 難提比丘本生譚(卷一)
- (5) 達膩伽比丘本生譚その一(卷二)
- (6) 達膩伽比丘本生譚その二(卷二)

五に拘賤彌、六に毗舍離、七に王舍城、八に迦毗羅衛なり。是九部經にして若し説處を忘れんには是の八大城（の中より）趣まちに一を擧げんに、即ち是處せとと名く、世尊の所印なり」とあり。是文によりて考ふるに、諸律は皆古來暗誦によりて傳承し來れる故に、諸戒の數多き制處に於て寸毫の忘誤なしとは斷すべからざれば、かゝる場合に隨意に八大城の一をあてはめて説處となせるものなるべく、別して僧祇律にかゝる便利よき文を記するより見て、却つて其正確さに疑を懷かざるを得ないのである。即ち第四波羅夷大妄語戒制處を諸律は皆毘舍離とせるに僧祇にのみ舍衛城とせるが如く、或は第八僧殘無根波羅夷法誑他戒の如き諸律悉く王舍城とせるに僧祇には舍衛城とせるが如くである。犯緣人に於ても亦然るべしと想像さるゝのである。即ち第一波羅夷姪戒犯緣を諸律皆須提那とせるに僧祇には耶

舍とし、第一僧殘故出不淨戒犯緣を諸律皆優陀夷とせるに僧祇には尸利耶婆比丘とせるが如し。しかし又第一波羅夷、第一僧殘の如き重要な戒の犯緣者は諸律皆一樣なるべきに僧祇にのみ異なる犯緣を出すは強ち忘誤の致す處にはあらざるべく、故意に上座部に對せんが爲に上座部系の比丘を以て犯緣者と爲せるにはあらざるかも考へられる。

次に四波羅夷制時を示せるは特筆すべき點である。

「世尊於毘舍離城一成佛五年冬分第五半月十二日中食後東向坐一人半影爲長老耶舍迦蘭陀子制此戒」——本文第二卷（註二の九〇）九一）姪戒制定時。

「世尊於王舍城一成佛六年冬分第二半月十日東向坐食後兩人半影爲瓦師子長老達颯伽制此戒」——本文第三卷末、盜戒制定時。

「世尊於毘舍離城一成佛六年冬分第三半月九日食前北向坐一人半影爲衆多看病比丘一因鹿杖外道制此戒」——本文第四卷（註一一三）、毘戒制定時。

「世尊於舍衛城一成佛六年冬分第四半月十三日食後東向坐三人半影爲衆落中衆多比丘及增上慢比丘制此戒」——本文第四卷末、誑語

戒制定時。

この文によるに僧祇律は姪盜殺妄の制戒時を成道五年若しは六年とし、第二十三卷に於ても「世尊成道五年、比丘僧悉清淨、自是以後漸々爲非」といひ、耶舍が故二妻」と不淨を行じたるに始まりとして言はく、「彼の耶舍比丘初めて罪門を開けり、未だ漏患あらざりしに而も漏患を起せり」として姪戒を以て一切罪門の始發となし、加ふるに制戒の時間までも明記せるは大に注意すべき點である。若しこの制戒時を眞實とせば實に經律中に於ける唯一の貴重なる文獻にして、若しこれ僧祇部主の故意に出づる所なりとせば實に亦大なる方便をなせるものである。善見律（二八）には「佛成道十二年後に須提那出家し、他國に在りて道を學ぶこと八年して迦蘭陀村に還れり、乃至佛菩提樹下より二十年中未だ諸弟子の爲に制戒せず」とせり。これ僧祇律



故に現存律書の如き廣博なる編纂を要せざりしものといふべきである。然し僧祇律の犍度組織が無統一にして微細法の羅列に過ぎざるが如きも而も此中に四分・五分の二十犍度に相當する本質を認むるを得ると共に、戒因縁廣解に引きあげたる註釋・由來・物語等を引き戻して僧祇犍度の夫々に配合し、重要行事の次第に從うて諸犍度を配列せば四分・五分等の犍度と大差なきものに還元し得べきが故に、僧祇犍度組織無統一の理由のもとに第一結集時に犍度分の誦出なしと斷じ去るは當を得ざるものであらふ。況んや無統一の中に諸律に共通する本質を存し、且つ迦葉と富樓那とが儉開八事の聽不につきて問答せるが如き、或は安居三ヶ月といふ長き日月間に於ける結集なりしより考へ、或は古代の傳説物語の眞實なる斷片即ち佛陀成道の話、舍利弗日連の歸佛、提婆達多の反逆、乃至三衣制定、種

種なる藥法の制定等甚しく原始的面影を存する因縁の多くが此等諸犍度中に織り込まれあるより見て、此等諸犍度の根本的事實及び其規定の大體は佛自ら制し給ひし所にして優波離亦此れを誦出せりと爲すに至當なりと考ふるのである。而して後世戒條に廣解・註釋・又は多樣なる持犯事例を加へて増廣せるが如くに、諸犍度に於ても著しく其原型に増廣して今日の律藏を形成せるものと考ふる。而してその犍度の原型がいかなるものなりしかは到底解答し得ざる所である。

## 七、僧祇律の組織 (c)

僧祇律がその組織に於て自由大膽に編纂されたるを觀取し得ると共に、いかに波羅提木叉の廣解に力を注ぎたるかは本律を讀むものゝ等しく領會する所であらふ。而して他律の廣解と異なる所は第一に本生譚の數多き事である。僧祇律の本生

譚の中には極めて巧妙にして崇重なるものもあるも、中には甚だ不自然にして拙劣なるものがある。又、波羅夷・僧殘法の犯縁者につきてのみ本生譚を挿入して三十尼薩著法以下の犯縁者についての前生物語は二三を除く外は殆んど無いのである。これ僧祇部主が戒法の尊嚴を示さんが爲に犯縁者の本事をことさらに挿入せるものなるべく、且つ尼薩著法以下は雜碎戒としての見解を持して四波羅夷十三僧殘法程に解明につとめざりしものではないかと思はる。僧祇の本生譚と *Teṭṭhi* との關係については他日の研究に待たねばならぬ。

次に各戒の制戒處及び犯縁者に就ては諸律に共通せるもあり共通せざるもあり一様ならず、別して僧祇律には確實性を缺けるが如き感あり。僧祇第三十三卷には「一切の制は皆八大城にあり、一に舍衛、二に沙祇、三に瞻婆、四に波羅奈、

尼法。

雜誦跋渠の九(三一卷)。内宿・内煮、自煮、受生肉、受生穀、受更食、受皮淨火淨(六跋渠)。重物、無常物、癡羯磨、見不欲、破信施、革屣法、屣、浴法、屑末、杖絡義法(七跋渠)。蒜法、覆鉢法、衣紐帖法、屢帶法、乘法、共臥牀法。

雜誦跋渠の十(三二卷)。共食法、机食法(八跋渠)。殺法、人肉、龍肉、象肉、馬肉、狗肉、烏肉、鷲鳥肉、脂肉、獼猴肉、師子肉、禁、肉蒜法、皮法、搗脚物、眼藥、藥筒、藥罽、傘蓋法、扇法、拂法(九跋渠)。刀治、筒灌法、剃髮法、破僧、五百比丘集法。

雜誦跋渠の十一(三三卷)。七百集法藏、略說毗尼(十跋渠)。毀背、伎樂、香華、鏡法、擔法、抄聚衣法、上樹法、火法、銅孟法、廻向法(十一跋渠)。衆生法、樹法、樵木法、華法、果法、種樹法、治罪法(十二跋渠)。調伏事、聽法、塗面油法、粉法、刷牙法、梳法、警法(十三跋渠)。塔法、塔事法、塔龍法、塔園法、塔池法、塔枝提法、伎樂法、收供養具法、難法(十四跋渠)。

以上、十一跋渠を標出するも其實十四跋渠を以て組織するもの、次に威儀法につき三四・三五兩卷に於て七跋渠を出し、三六卷より四十卷までに於て比丘尼戒を説いて僧祇一部を終結せり。而して

僧祇の健度分は四分・巴利の如くに整然たる秩序を存せざるも而も夫等の内容を具へざるにはあらず。又拘睺彌健度に相當するもの、如きは波夜提法第四發證戒

「二三卷の註(三七)の本文参照」の下に引きあげて戒文解釋に資せり。されば僧祇律の健度は一見雜然として微細なる作法の列擧に過ぎざるが如き觀あるも、律行の比丘達にとりてはこれ等を十四跋渠に分ちて以て十四偈に攝し、之れを暗んずることによりて律行に資せるものであらふ。又僧祇律編纂の方法を見るに、その戒文解釋に於て主力を注ぎ、四波羅夷法は勿論其他の諸戒中重要なる戒文の戒釋に於ては他律と異りて極めて精細にして、そのためには他律にては健度に攝せるものをも拉致し來りてその戒文解釋に資せるは、これ僧祇部主の自由なる卓見の致す所なるべしと考へらるるのである。

## 六、僧祇律の組織 (b)

第一結集に於ての律藏なるものは戒因縁を附せる律の編纂のみなるか、或は健度分をも誦出せるものなるかは問題とせらるる所である。僧祇律の健度組織が四分・五分の如く組織的ならず、甚しく前後無統一なるに鑑みて、唯佛弟子が第一篇の波羅提木又を護持せんが爲の方便又是要用法の類聚に過ぎざるの觀がある。されば第一結集優波離誦出の律藏なるものは現存各種の戒本に戒因縁を附せるが如き形のものにして、四分・五分・巴利諸律の健度の如きは第一結集時の原型にあらずと想像され得るのである。本來迦葉が結集の動機は世尊滅後、戒律をして散逸せしめず、外道諸居士をして誹謗せしめず、且又教團統一上要用なる爲に發起せしものなれば、根本の制戒さへ存するを得ば日常行事の如きは自ら存立する



○ 調部  
○ 毗尼增一

Parivāra

右の表に於て巴利律にては初め十法までを大跋渠 Mahāvagga とし、後の十法より二十二法までを小跋渠 Cūḍāyagga とし、四分の調部・毗尼增一に相當するものを Parivāra (律の要略、附録、指針等の意) と稱しておる。この四律中、四分と巴利とはその順位も内容も比較的一致し、五分此に次ぎ十誦は最も多く開合の異を存せるを認め得るのである。しかし小跋渠に相當する項目に多少の差異ありとするも諸難度の内容に至りては何れも缺くる所なきより考ふるに、Mahāvagga なるものは教團の重用行事なれば何れの部も此を嚴存し、後の Cūḍāyagga は特異の事例若しは雜事なる

(17) 調伏法  
(缺)

爲に開合を自由に爲せる結果なるべしと考へられる。而して五百結集以下の諸篇は後世の増補纂輯にまつものにして、固より五百結集は律藏編纂の急要なるべきを暗示し、七百結集は佛滅後の僧徒がいかに綿密に戒法を尊重せしかを明かにし、調部・毗尼增一、或は十誦の優波離問誦・比丘誦等は戒律修持の上に於て要用なるものもあれば必ずしも後世のものとのみ斷する能はざるも第一結集の原形にあらす、中には異部分裂の後即ち佛滅三四百年頃に増補せるものもあるべし。特に十誦律の複雑なる鮮明に至りては寧ろ厭倦の念をすら催ほさしむる者あるを見るべし。然るに僧祇の難度組織は此等諸

○ 比丘誦  
○ 增一法  
○ 優波離問部  
○ 毘尼中雜品  
○ 因緣品

律と全く異りて一切を雜誦跋渠法とし、第二十三卷より第三十三卷までの十一雜誦跋渠法に於て雜然として左の如くに諸種の行法を述べておる。

雜誦跋渠の一—五(二三卷—二七卷)。受戒法、羯磨事(一・二跋渠)園田法、營事法、林樹法、恭敬法(三跋渠)、布薩法(七佛偈あり)、安居法、自恣法。  
雜誦跋渠の六(二八卷)。迦羅那衣法、衣法(四跋渠)。病比丘法、藥法、弟子法。  
雜誦跋渠の七—八(二九・三〇卷)。沙彌法、鉢法、粥法、餅法、菜法、撈法、蘇毗羅藥法(五跋渠)。非羯磨、孫陀羅難陀、新染色。此處舉、餘處捨。閉眼林、外道出家。共期、空靜想、蘇河、善法講堂、師子軍將、男兒、離車童子、四凶闖人、閻上、轉石、溫泉、淫女、三婆陞、索油、迎食、看病、烏肉段、賊肉段、猪肉段、獸女人、磨勢、放債、捨婦、摩訶羅、隔壁、布薩、二蘇毗羅藥、埽、糞、乞食、鬱洲(以上三十七事、毗尼法なり)、障障不障障法、比丘

四分律	巴利律	五分律	十誦律
(1) 受戒法	(1) Admission to the order of bhikkhus	(1) 受戒法	(1) 受戒法
(2) 說戒法	(2) Uposatha ceremony and the pātimokkha	(2) 布薩法	(2) 說戒法
(3) 安居法	(3) Residence during the rainy season	(3) 安居法	(4) 安居法
(4) 自恣法	(4) Pavāraṇa ceremony at the end of Vassa	(4) 自恣法	(3) 自恣法
(5) 皮革法	(5) Rules for foot-clothing-seats Vehicles.	(6) 皮革法	(5) 皮革法
(6) 衣法	(8) Dress of bhikkhus	(5) 衣法	(7) 衣法
(7) 藥法	(6) On medicaments.	(7) 藥法	(6) 藥法
(8) 迦絺那法	(7) Kathina ceremonies	(8) 迦絺那法	(8) 迦絺那法
(9) 拘睺彌法	(10) Sāhims among the saṅgha	(10) 拘睺彌法の内	(9) 拘睺彌法
(10) 瞻波法	(9) Validity and invalidity of formulae of the saṅgha	(10) 羯磨法の内	(10) 瞻波法
(11) 呵責法	(11) Act of rebuke	(10) 羯磨法	(11) 般茶盧伽法
(12) 人法	(12) Probation and penance	(16) 別住法	(12) 悔法
(13) 覆藏法	(13) Accumulation of offences	(10) 羯磨法の内	(12) 悔法の内
(14) 遮法	(19) On exclusion from the pātimokkha ceremony	(15) 遮布薩法	(13) 遮法
(15) 破僧法	(17) Dissensions in the order	(11) 破僧法	(13) 調達事(16)雜誦の内
(16) 滅淨法	(14) Settlement of disputes among the fraternity	(9) 滅淨法	(15) 諍事法
(17) 比丘尼法	(20) On the duties of bhikkhunis	(18) 比丘尼法	(15) 比丘尼法(16)雜誦の内
(18) 法	(18) Regulations as to duties of bhikkhu	(14) 威儀法	(14) 法(16)雜誦の内
(19) 房舍法	(16) On dwellings and furniture,	(12) 臥具法	(14) 臥具法
(20) 雜法	(15) On the daily life of the Bhikkhus	(13) 雜法	(16) 雜誦 雜法六十法
(21) 五百結集	(21) Council of Rājagṛha	(19) 五百集法	(16) 五百結集
(22) 七百結集	(22) Council of Vesālī	(20) 七百集法	(16) 七百結集

解

題

七



承を示してある。善見律(一)・Samantapāsādikā, 31に律の傳承を明すに、優波利(Uṇṇi)・駄寫拘(Dāsaka)・須那拘(Sonaka)・悉伽婆(Sigeva)・目犍連子帝須(Moggaliputta)の五師を連ねて閻浮利地(Jambudīpa)に於て律藏を次第に相附して斷絶せしめずして乃し第三集律藏に至ると記し、次いで錫蘭島の傳律として摩晒陀(Mahinda)・阿栗咤(Arīṭṭha)・帝須達多(Tissadatta)等十九人を列ねてある。今、大衆部としての僧祇律の傳承に於て南方律傳承の初め五人に似通へる名の一つもなく、又、上座部としての南方律傳承の中に第二結集時に於ける薩婆迦眉(Sābhakāmi)・蘇婆(Sāla)・離婆多(Revata)・屈闍須毘多(Kuṇḍasobhita)・耶須(Yasa)・娑那參復多(Sānasambhita)・修摩兔(Sumana)等の有名なる長老の名の一つをも出さざるは何故たるか解し得ざる所である。而

して僧祇傳律相承に於て第二師とせる陀婆婆羅は僧祇律の七百僧集に於ては佛面授の弟子にして結集上座となれる人である。第二結集は北傳には一百年若しは一百十年、南傳にては一百十八年にして其時佛面授の弟子なる陀婆婆羅尙ほ生存したりしとせば、今佛を除いて二十七人の傳持者を列ぬるを見るにこの律の編纂せられたるは遙かに後代に屬するものなるべしと想像せざるを得ず。且つ此律の編纂せられたる時は已に四阿舍の成立後なることは五百集法及び前記の本律傳承を明せる文の下に明かである。且又本律(四)虚誑妄語戒に於て人法・過人法を増一法によりて説示せる中に九慢(註四の一九四)又は十種漏盡力(註四の一四四)を説き、第八僧殘無根諍戒の下瞋恨不喜の解釋に於て「瞋とは九惱及び非處起瞋第十なり」(註六の二〇二)とある如きは此律がいかに後期のものなるかを想像す

るに難からざるものである。

(註一)毗尼阿毘曇雜阿舍者一阿舍中阿舍長阿舍。阿毘曇の下に阿毗曇者の四字を入れて讀むべきものであらふ。この阿毗曇は論藏の意に解せずして阿毘曇即ち雜阿舍等なりと見るべく、僧祇律卷三十(縮列一〇、2133行)「教誡尼法者若阿毗曇若毗尼、阿毗曇者九部修多羅、毗尼者波羅提木又廣略」の文によりて推知し得られる。

## 五、僧祇律の組織 (a)

四分・五分・十誦・巴利等の廣律の組織は大凡一定せるものである。即ち戒條の註釋(Outavibhanga)と慥度分(Khāṇḍhaka)とに分たれておる。戒條の註解に於ても僧祇律は他律と異なるものあるも、慥度分に至りては更に大に趣を異にしておる。後世増補せられたる有部律は暫く措いて、今四分・巴利・五分・十誦の四律に於ける慥度組織を表示するに次の如くである。

異あるより考ふるに犢子部の律と大衆部の律とは本来別々に存在せるものと考へられる。然るに大集經に六部を擧げつゝも五部となせるは梵本既に誤まれるか、或は翻譯當時に六を五と誤寫せるか、孰れにしても大集經中五部の顯はるゝにより後人其數を合せんが爲に其最後に列したる犢子部を大衆部と同一のものなりと符會して、茲に出三藏記等に犢子部律即ち僧祇律なりと稱せるものであらう。因縁傳若しは本行集經の所説も亦此等と同じにして全然歴史的事實と矛盾せる記事を載せたるものである。更に開元錄(一五)に小乘律闕本三十七部四十二卷を列する中に「他毘利律一卷(齊に宿徳律といふ)蕭齊西域三藏摩訶乘譯」なるものあり。他毘利とは文殊問經の體毘履、舍利弗問經の他俾羅にして正に上座部律なるべく、その一卷とあるより見れば戒本の類であつたのであらふ。既に戒本あらば其詳細な

る註釋を附せる廣律の存せるをも推知し得られる。又開元錄(八)に玄奘三藏將來經律論名を列ぬる中に大乘經二百二十四部、大乘論一百九十二部、上座部經律論十四部、大衆部經律論十五部、三彌底部(正量部なり、寄歸傳に三蜜栗底尼迦部を唐に聖正量部と云ふとあり)經律論十五部、彌沙塞部經律論二十二部、迦葉臂部經律論十七部、法蜜部經律論四十二部、説一切有部經律論六十七部、其他の諸論等を巨象に載せて歸るとあれば玄奘渡天の時に到るまで五部以外に尙諸派の經律論の自ら異なるもの存せるを推知し得るのである。更に義淨三藏の南海寄歸傳には「諸部流派生起同じからず 西國相承は大綱唯四あるのみ」と標して、大衆部に七部、上座部に三部、聖根本説一切有部に四部、聖正量部に四分を分出し、次で「部執所傳多く同異あり、且らく現事に依りて其十八と言ふも、分ちて五部と爲すことは

西國に聞かざるのみ」といひて五部説を否定しておる。此等の例證によりて五部の律なる名稱の謂れなきこと、且つ古來僧祇律を婆鹿雷羅律なりと爲し來れることの全然誤傳にして、従つて僧祇律卷末の私記の文も誤傳に基くものなるを知るべきである。

#### 四、僧祇律の傳承と成立

僧祇律(三二)五百結集記の終りに於て本律の傳承を列記しておる。即ち「此法何の處より聞く、尊者道力より聞く、毘尼(註一)・阿毘曇・雜阿含・增一阿含・中阿含・長阿含なり。道力復誰に従うて聞く、尊者弗沙婆陀羅より聞く……」として、次第に遡りて法勝・僧伽提婆・龍覺・法錢・提那伽・法護・耆婆伽・弗提羅・耶舍・差陀・護命・善護・牛護・亘舍羅・摩求哆・摩訶那・能護・目哆・巨薩・法高・根護・耆哆・樹提陀婆・陀婆婆羅・優波離・佛の二十八人の傳



祇者大衆名也」と。この私記に法顯三藏の私記なるべきも出三藏記(三)の新集律分爲五部記録第五(出毗婆沙)の文と大略同じ。此中に於ける迦葉・阿難・末田地・舍那婆斯・優波崛多の五を異世の五師といひ、各佛法藏を持すること二十年と傳へらる。次に第五師優波崛多に至りて五大羅漢あり、各徒衆を領して見解同じからず或は開に執し、或は制に隨ひ、共に相傳習して遂に五部分出するに至り異執紛然競ひ起れりと傳ふ。

五部とは私記の文によるに曇摩崛多・彌沙塞・迦葉維・薩波多の四部、及び本衆の籌を取れる者即ち摩訶僧祇部に於て此を同世の五師といひ傳へておる。

出三藏記五部記録には「婆盧富羅部の籌を取る者多かりし故に此一部を改めて摩訶僧祇と爲す、摩訶僧祇とは大衆の名なり」とあるが、これによりて見るに私記に本衆の籌といへるは優波崛多本

衆に見を同じくせる婆盧富羅部にして、古來より僧祇律を婆盧富羅律とも稱し來れるものである。されば出三藏記同處に婆盧富羅律四十卷と標舉して、次に「婆盧富羅とは經典を受持するに皆有我を説いて空相を説かざること猶し小兒の如くなる故に名けて婆盧富羅となす、此れ一に僧祇律に名く」とある。而して是等の五部の名は舍利弗問經・大集經・大比丘三千威儀經にも出で、因緣傳にも「佛在世時有一長者・夢見一張白雲忽然自爲五段・驚詰佛所・請問其故・佛言此乃我滅度後律藏當分爲五部」とある。或は佛本行集經(六〇)にはこの經名につき「摩訶僧祇師は大事、薩婆多師は大莊嚴、迦葉維師は佛生因緣、曇無德師は釋迦牟尼佛本行、尼沙塞師は毗尼藏根本と名く」といひて五部の名を出しておる。是によりて見るに印度に於て五部の名の存せるは明かなると共に五部以外に他律の存せざ

りしことを示すともいひ得るのであるが、しかし五部以外に他律の存せざるが如くに記せるは全然史實を無視せるものといふべきである。即ち僧祇律私記の阿育王とは北方所傳佛滅百年の時の阿育王にして異部宗輪論によれば此時は上座大衆兩部分裂にして五部の分裂にあらず。又、曇無德及び彌沙塞部等は皆佛滅三百年中に上座部より分出せるものにして佛滅百年代に起れるものにあらず。又、毘婆沙に多數によりて決を採りしは大天の五事に存するものにして律に關する記にあらず。又婆盧富羅部を摩訶僧祇となすは全然誤謬にして部派の如何なる傳説によるとも此兩者を同一視するものはない。婆盧富羅は有我を説いて空相を説かずといふは犢子部にして、上座部若しは一切有部より分出せるものである。又大集經懸記の文には五部の律と稱しつゝ實には六部の律を擧げ、六部各々解釋に相

嚴俊にして猶し世尊の如くにして説くに一切咸皆默然たりきとありて賛意を表せる記あれば、こゝに上座大衆二部結集ありとする北方所傳には容易に信すべからざるものあるべし。加之、智度論(二)。

西域記(九)には凡聖同會してその數一千人とし、所集の法は經・律・論・雜集・禁呪の五藏なりとする如きは、正しくその窟外結集なるものが後代の附會によるものなるに相違なからふ。これ恐くは後世に大衆部の學徒が自派の起源を上座部と同地位に置かんが爲に上座結集と同時になるものなるべく、敢て史實を語るものではなからふと思ふ。四分律抄批にも窟外結集説を立て、「佛滅後迦葉結集之時、優波離高座誦出大毘尼藏、迦葉年老時居衆首、因此彰名上座部、後有諸方賢聖不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>前聞、遂於城外更請優波離再說毘尼以集法藏以衆多故爲大衆部」とのべておる。されば古來こ

の僧祇律を以て窟外に結集せる大衆部の律と想定せられたるもの、法顯三藏また是念を懷きしが故に「佛在世時最初大衆の所行なり」といひしものであらふ。

(註一) 儉開八事。儉とは飢饉時にして、飢饉時には内宿・内煮・自煮・自爇・早起受食・從彼持食來・雜果及び池水所出の可食物は餘食法を作さずして食するを得との八事を開(聽許の意)して、諸比丘をして戒行を緩ならしめ、時世豐熟とならば之れを禁ずるのである。富樓那はこの八事は豐熟時に聽すべしと主張せるにより爭論が起つたのであるが、迦葉は富樓那の説を聽さず、富樓那は爲に迦葉の結集に贊同せずして去つたと傳へられておる。迦葉は教團統一の重要な任務あり、且又佛意領得の者の當然取るべき道なるが故に聽さざりしものであらふ。

(註二) 雜碎戒棄捨問答。世尊入涅槃に際して小々の戒はこれを除くを聽すと説きたまひしにより、その小々の戒とは何物なりやに就いて阿難が世尊に之れを問ひたまつたにざりしは不都合なりとて、阿難の罪を責むと共に諸弟子は小々戒とは衆學法なりといひ、或は捨墮法以下なりといひ、或は十三僧殘法以下なりといひて議論紛然たりしものである。毘尼母論(三)には滅後の教團にはかゝる異論あるは無論のこと、在世の僧伽内にも已に異論ありしと記しておる。迦葉は諸弟子の混亂を

恐れ、一は外道の誹謗を避せんが爲に「佛已制、不應違」といひて佛所制の戒は一戒たりとも棄つべきにあらざるを宣したるのである。

### 三、婆羅富羅律と僧祇律

僧祇律(四〇)卷末に摩訶僧祇律私記を附せる中に言はく、「佛泥洹後、大迦葉集律藏爲大師宗、具持八萬法藏、大迦葉滅後、次尊者阿難亦具持八萬法藏、次尊者末田地亦具持八萬法藏、次尊者舍那婆斯亦具持八萬法藏、次尊者優波離多世尊記無相佛如降魔因緣中說、而亦能具持八萬法藏。於是遂有五部名生、初曇摩崛多別爲一部、次彌沙塞別爲一部、次迦葉維復爲一部、次薩婆多。薩婆多者晉言三說一切有……於是五部並立、紛然競起各以自義爲是。時阿育王言、我今何以測其是非、於是問僧佛法斷事云何、皆言法應從利多。王言若兩者當行、籌知何衆多、於是行籌取二本衆籌者甚多、以衆多故故名摩訶僧祇、摩訶僧



(註一)僧祇戒心は後の佛陀跋陀羅と法顯との共譯なる摩訶僧祇律大比丘戒本を第二譯と稱せらるゝに對して第一譯とせらるゝものなり。これ東夏戒律受緣の最初とせらるゝものなり。開元錄(一五)には摩訶僧祇律比丘要集一卷、一名摩訶僧祇部比丘隨用要集法、後漢失譯とあり。歷代三寶記(四)亦同じ。若しこの比丘隨用要集法を眞なりとせば僧祇戒心を以て東夏戒律受緣の最初とは云ひ難かるべし。暫く疑問とする所である。

(註二)僧祇律第十七卷第四跋葉の終りなる細註には、祇洹精舍中梵本蟲啖、脫無此別衆食戒とあり。これ法顯將來の梵本は祇洹精舍に於て得たるものなるべきに、開元錄(三)には巴連弗阿育王塔南天王寺に於て得たりとし、法顯傳には巴連弗摩訶衍僧伽藍にて一部の律を得、祇洹精舍に於て其本を傳ふとあり。其本を傳ふとは原本の意なるべく、即ち祇洹精舍の本を寫して巴連弗摩訶衍僧伽藍に藏しておつたとの意であらう。從つて祇洹精舍の梵本蟲啖して脱失せる故に摩訶衍僧伽藍にて得たる律本も脱失しておつたとの意であらふ。出三藏記(結、九二在)智猛法師傳には華氏城に羅閱宗なる大智婆羅門あり、法顯先に其家にて六卷の泥洹(經)を得たりと記す。次で智猛また其家に就て泥洹胡本一部及び摩訶僧祇律一部を得たりと記しておる。

## 二、僧祇律と窟外結集

法顯傳に「是の摩訶僧祇律は佛在世時

最初大衆の所行なり」とある。佛在世時とは佛入滅直後若しはその年を意味するものなるべく、迦葉尊者の主唱によりて開かれたる五百結集に反對して別に窟外に結集せる千人の大衆所行の律なりとの意であらふ。即ち文殊問經・付法藏傳・部執論疏・西域記・宗輪論述記等に記するが如く、北方所傳には第一結集に窟内窟外の二衆ありとし、迦葉の結集に加はらざりし多くの比丘衆は婆師波を上首とし、迦葉の結集處なる毘婆羅山側の七葉窟を去ること遠からざる處にて別に聖典を結集せりとして、是れを大衆部結集又は界外結集と稱するのである。是れ恐くは富樓那が迦葉の結集所に至り、(註一)儉開八事について問答往復して迦葉の結集に贊同せずして去れる事實ありしに胚胎せるものと考へられる。或は雜碎戒棄捨問答(註二)に於て、迦葉は諸弟子の混亂を恐れ、且つは外道の誹謗を免れんが爲に「佛已に制し

たまへり、違ふべからず」とて、佛所制の戒は一戒たりとも棄つべきにあらざるを宣言した。これ遺弟の中には雜碎戒を以て形軀に拘泥する小々の戒なりとして擯斥せんとせる一味の徒黨ありしを知るべく、是等の反對意見の所持者に基因して後世大衆部より分出せる一部の比丘達によりて窟外結集説を樹立せしものなるべしと考へらる。第一結集につき律典の記する所にては雜碎戒棄捨問答及び儉開八事に就て記せるのみなれば、別に異執敵反の意あるものにあらず、又布薩・羯磨事等を異にする義もなく、特に南方所傳(Vin. II, 290)には富樓那は迦葉の結集に贊同の意を表し、毘尼母論(四)にも贊同せり、又僧祇律(三四)にも、外の千比丘を喚んで語りて言はく、諸長老是の如くに法藏を集め、是の如くに毗尼藏を集めたりと報告し、次に細微戒に就て問答し六群比丘異議を立てしも大迦葉の威德

# 摩訶僧祇律解題

## 一、梵本の將來

古來、十誦・四分・五分・僧祇の四律を稱して四大廣律と呼ばれておるが、十誦・四分の二律は誦出せられたるものでありて譯出せられたものではない。正しく譯出されたるは五分・僧祇の二律でありて、而もこの二律の梵本こそは實に法顯三藏の入竺將來に依るものである。法顯自記の遊天竺事即ち高僧法顯傳によるに、「法顯昔長安に在りて律藏の殘缺せるを概す。是に於て遂に弘始二年を以て歲己亥に在り、(開元錄(三)の法顯傳には安帝隆安三年とす。即ち弘始元年にして己亥なり。弘始二年は西紀四百年にして庚子なり。)慧景・道整・慧應・慧鬼等の同契と與に天竺に至りて尋いで戒律を求めんとて初めて跡を長安に發す……」と。即ち法顯が入竺を思ひ立ち

解題

し時は未だ十誦・四分の誦出なく、僅かに魏の嘉平二年(西紀二五〇)、中印度の人曇柯迦羅(法時)によりて洛陽白馬寺に於て譯出されたる(註一)僧祇戒心(戒本)と、(歷三、五)魏の嘉平四年(西紀二五二)康僧鑄譯なる曇無德部雜羯磨若しは魏の嘉平六年(西紀二五四)安息國沙門曇諦(法實)の譯なる曇無德律より出せる羯磨等によりて受戒隨行をなし、降りては竺法護・竺佛念・曇摩持等によりて夫々譯出されたる十誦戒本を依用し、秦建元(十八年)壬午(西紀三八二)一説に建元十四年、(開元錄四)には耶舍諷誦して竺佛念が譯をなせる廣律曇奈耶十卷なるものあり、此等によりて辛うじて受隨を補ふを得たりとするも而も僧徒の律行の上に依怙となすには甚だ不十分にして勢ひ廣律を希

ひ求むるの念切なるものありしものであらふ。茲に法顯は入竺求法を思ひ立ち、險難憂苦積年にして諸國を経歴して律本を求めたりしも、北天竺諸國は皆師々口傳にして本として寫得すべきものなく、遂に中天竺なる(註二)摩竭陀國巴連弗邑・阿育王塔南天王寺に於て一部の律藏を得たるもの、是れ即ち今の摩訶僧祇律である。法顯はついで師子國に到り住まると二年、彌沙塞律本を得て晉義熙十二年(西紀四一六)に歸つた。遊履せる諸國は三十餘國、長安を立ちしより六年を経て中印度に達し、停まること六年、還るに三年、實に、前後十六年の長旅であつたのである。僧祇律は法顯が迦毗羅衛の人、佛陀跋陀羅(覺賢)と共に義熙十二年十一月より十四年二月末に至りて譯出したのであるが、五分律は未だ翻譯に及ばずして遷化せし故に罽賓國の人、佛陀什によりて譯出せられたのである。



鳩吒闍兜羅 第二十一卷 婆羅天被衣 婆藪天被衣 第二十二卷 多梨葉蓋 第二十三卷 輪那國土 第二十四卷  
 舍聖階 拘隣提國 第二十五卷 阿遮與 第二十六卷 他遲毗 第二十七卷 巔多鳥 第二十八卷 頭鳩羅 哆  
 波那食 丘佉染 迦彌遮染 俱鞞羅染 勒叉染 盧陀羅染 鉢羅真國 緊叔根 阿藍扶根 摩豆羅根 婆吒根 佉  
 提羅根 蘇隣闍根 第二十九卷 尸利曼荼羅林 孫婆白土聚落 毗陵伽鳥 優婆尸婆國 迦締耶國 尸舍樹葉 摩  
 醜羅餅 鉢波勒餅 波利斯餅 芻徒餅 曼遮羅餅 賓茶餅 蒙具鉢 摩沙鉢 加羅那鉢 伊羅鉢 梨香闍河 蕪求  
 多羅國 蘇毗羅漿 婆路醴 第三十卷 弗迦羅國 摩訶黎老嫗 第三十一卷 俱耶 恕奴 尼目呵革履 於尸屑  
 俱哆屑 闍浮尸利屑 阿淳屑 伽比羅屑 摩瘦羅屑 沙悉屑 辛頭鹽 味拔遮鹽 毗攬鹽 迦遮鹽 私多鹽 比迦  
 鹽 第三十二卷 俱哆國 第三十三卷 毗羅樹 迦毗陀樹 叵那娑樹 枳薩羅樹 娑那沙果 斯摩那樹 第三十四  
 卷 那梨樹 第三十五卷 跋檀帝 巨帝 婆韓 第三十七卷 嵩婆鉢 烏婆嵩婆鉢 憂鳩吒夜鉢 婆耆夜鉢 第三  
 十九卷 摩樓蓋 崩求羅 佉囉崩求羅牀 脂蘭牀 摩耶披屑 第四十卷 蒙巨羹 摩梨華 阿提阿魯阿那提阿魯  
 一、本律國譯の註解に於ては、但に文字の解明、巴利文の對照に意を用ひたるのみならず、佛教の理解少なき人々に  
 もとの老婆心より註解の參照をも多くし、且つその行事及び律行の相をもなるべく理解し得る様にと心がけたつもり  
 である。  
 一、余の遲筆にして無智なる、本律國譯に着手して以來全く餘業を廢して律策の間に專念することこゝに八ヶ月、漸  
 くこの一卷を譯了するを得たるも、法顯三藏が前後十六年の求法の大旅行より還るや、その長き疲れをも物ともせず  
 して直に自ら將來せる本律梵本の翻譯に着手し、纔かに一年四ヶ月を以て全四十卷を譯了せしに比すれば、誠に慚汗身  
 にあまるを覺えざるを得ないのである。今魯鈍の身たりながら本律を國譯するに至れる奇縁を喜ぶの情に堪へず、こゝ  
 に本律國譯の凡例に添へて、偉大なる三藏の人格に尊重禮敬の念ひを捧げ以て此稿を擱く次第である。

昭和五年四月廿七日

西 本 龍 山 識

苦は身體安らかなりやとの意なること、其理、註記に述べたり。次に第五卷の註(一〇一)の本文、過花の二字を「花をほどこさんに」と讀めることである。律典中、行鉢・行鹽の語は多くの比丘業前に「廻りほどこす」意に用ひらるゝものにして、今の過花の二字も「廻りほどこす」意に解すべきものと思ふのである。其他、註(八の六六)、(九の一七)、(一〇の二七)、(二の二四)等参照あるべし。

一、本律の國譯に於て、その律行上到底領解し得ざる點ある爲に譯文或は誤りあらんを恐るゝ處數箇所を存する。中に於て最も難解なるは第十卷の註(一四五)の本文である。特に註(一五一)より註(一六一)までは其持律の相不明なる爲に解し得ざる所、此點切に先賢の指示を希ふ次第である。次に第四卷の註(一九九)滅盡解脫以下の法相の取扱ひは極めて難解である。次に第八卷の註(二二)の是三彼三の文、第九卷の註(一八六)の氈衣三出の文、同(一八七)の爲好故者の文の連絡、第十一卷の註(二五)の四指八指の文、第十二卷の註(五一)の優波離譯事の文、同(六三)の非關賴吒比丘の文、同(六八)の若見不欲比丘の訓點の付け方等はいかに推敲を凝らすも十分なる領解を得ざる所、孰れも僧祇律獨特の行事を心得なくては解し得ざるものにして、古來、僧祇律の註釋の存するなく、他律を參酌する途も絶えたる爲に遺憾ながら難解として保留せるもの、若し先賢の教示を得るあらば無上の幸である。

一、本律に於ける梵語の音譯語の不明なるもの其數實に尠からざる爲に、其意を十分に徹底せしむるを得ざりしは遺憾である。今、此處に是等を列舉して將來の研究に資せやうと思ふ。

第三卷 笥樓根 巔哆梨漿 健健漿 鬪伽提漿 劫頗羅漿 婆籠藥漿 呵梨陀漿 呌波梨漿 黃藍油 阿陀斯油

比樓油 比周縵陀油 迦蘭遮油 軍荼蜜 布底蜜 槃拖蜜 那羅蜜 緜闍蜜 摩訶毗梨蜜 毗俱羅船 俱 呵吒船 披毘梨船 毗尸迦船 第四卷 勝渠毒藥 伽羅毒藥 第六卷 頗梨國 薩羅水 第八卷 軀牟提衣 釋迦梨國

蘇彌國 不樓藤蔓架 不破蔓架 第九卷 弗迦羅國 難提跋陀國 第十卷 參婆鉢 烏迦斯摩鉢 優迦吒耶鉢

多祇耶鉢 綴葉尼鉢 畢荔偷鉢 巨摩根汁 武羅國 第十一卷 毗提波 晝俱利 第十四卷 羅勒蓼藍 破求 拘

驕提國 烏那陀臥床 陀彌臥床 第十五卷 阿槃頭國 覆 山國 覆 恭敬國 覆 藏語國 覆 第十六卷 薩薄主 登覆

國 滿荼邏 第十七卷 羅豫 娑利耶婆羅林賢樹 第十八卷 波羅脂國 第十九卷 阿浮婆 婆樓醯 第二十卷

修樓・難提 墟邏果 迦比哆果 比邏婆果 拘陀羅果 優伽羅王種 捨伽耶王種 婆那王種 摩伽羅牙 婆迦兜羅



upāsika の意、即ち初果の證位を得たる在家の信女の意を示す語なるを知り得たる如き、或は第八卷の註(一六)及び九卷の註(三五)の本文に「冬中八夜」とある如き、諸律に是語を出さず、宋・元・明三本には「冬分一夜雨雪時」とし、大正藏經には三本に「冬分夜」とすとあり、種々の學者に尋ねたるも明かでないたのであるが、巴利律藏には *Upeśāna hemantikaṃ rāṭṭiṃ anurattakāṇaṃ* として正しく冬中八夜雨雪時に相當するの語あるを見て、欣快の情を感じると共に錫蘭上座部律と大衆部律とが重要な三衣制定の縁起を述ぶるに當り是語を共にせるは偶然か必然か、若し分派以前の根本律藏の想定を作さんにはこの語の如きは有力なる一資料となすべきであらう。或は第十一卷の註(八一)の本文に「夏三月未滿」とある如きは「夏三月及び迦提月未滿」とあるべき所である。巴利律には *upavassina kho pana kattikapunnamaṇaṃ* とあり、且つ五分律の照合によりて、「前安居者は未だ安居三月を滿さず、後安居者は後の一月即ち迦提月(八月)を滿さるに」との文意なることが知らるゝ如きである。或は房舎なる文字も漢譯にては唯一様に房舎とするのみであるが、本律第五卷の註(一三二)の房舎は僧房即ち *Vihāra* の意にして、第四卷の註(一九)の僧房は *Parivāra* にして一々の別房の意、本律第二卷の註(一一九)の房舎は木小屋即ち *Dārukūṭika* の意なり。又本律第六卷の註(七八)の私房は *Yonaka* の意であるが如きである。其他、註(六)八九(釋軍多鳥、及び(二)の九七)、(四)二四八)、(九)の二と二九・九の四五)等も漢譯のみにては其意を充分に領會することが出来ない。本律國譯に際し、此等の諸點を鮮明にするを得たるは偏へに巴利律藏現存の賜物なりと感謝する次第である。

一、本律國譯上、削除せる處二三あり、例せば第十三卷の註(八)の原漢文に不清淨不清淨想與とある與の字を削除せるが如し。其他、註(一〇)の五五(買去を賣去と改め、註(九)の二五)長老を長壽と改めたり。其理由は註記に述べたり。

一、本律國譯の振假名は規定に遵じて多く吳音と爲せり。又、律行上特別の讀方をなせるもの多し。その爲に勤からざる困難を経ながら而も讀み易きものを却つて讀み難くせし感を起さしむるものあらん。しかし、唯この一卷の振假名の方に月餘を要せることを白狀して讀者の賢察を乞ふ次第である。

一、振假名に於て最も無理なる讀方をなせるは本律第九卷の註(二七)の本文、忍苦の二字を「忍こゝろよきや」とせることである。原漢文には汝忍苦乞食不難道路不疲極耶とありて世尊が遠來の比丘を慰問したまふ常套語である。忍

## 摩訶僧祇律國譯凡例

一、本律の國譯は大正藏經を臺本とし、難解なる語句は同經に校合せられたる宋・元・明の三本及び聖語藏本・宮内省本等に照合して譯述せるものである。但、大正藏經の加點及び其他の藏經の加點・訓點はすべて依用せず。

一、本律を譯述するに當りては一字一句嚴正を期したるも、而も本律の如きは補譯することなくしては到底其文意通じ得べからざる處多き故に、細註に於て其理由を附し括弧内に之を補へり。例せば第九卷註(二六)の原漢文に有與僧伽梨者鬱多羅僧者安陀會者尼師檀者とある如き、有與の二字を鬱多羅僧の上、安陀會の上、尼師檀の上に加へて譯出したるが如き、或は註(一一の二〇)の原漢文に爲善惡とあるを爲善爲惡として譯出せるが如し。この例は註(二の二〇)、(六の五〇)、(七の八二・八三)、(八の二三五)、(九の一八)、(一〇の三〇・四三)、(一〇の五六)、(一〇の六二・六四)、(一一の九三)、(一二の三六・三八)、(一三の一八)、(一四の六五)、(一四の一〇九)等の如くである。

一、本律には同音寫の文字多き爲に譯述に際して多くの困難に會せり。即ち本律第六卷の註(七三)の本文に却の字なるべきを脚とし、第十一卷の註(八六)の本文に可擬家とあるべきを可疑家となし、第十二卷の註(八〇)の本文に中信とあるべきを忠信とせる如き、却と脚、擬と疑、中と忠は皆同音寫にして誤寫にはあらざるも、譯述上には幾多の辛苦を嘗めざるを得ず。孰れも諸本の校合を參酌し、前後の文意より推して其理由を附し置けり。其他、註(三の一九)に繫母とあるは繼母、(六の七二)に千秋杖とあるは千鞞杖、(六の六八)に態驢とあるは頽驢にして、(三の二三〇)、(五の二三八・一四九)、(六の四二・一五二)、(九の一三五・一三六・一六三)、(一四の六一)等皆其例である。

一、本律譯述に際して四分・五分・十誦・有部等の廣律を照合せるは無論のことなるも、巴利律藏の現存し、且つ此を照合することによりて難解なる律文を會通するを得たるは實に無上の喜びとする所である。即ち本律第七卷の註(一五〇)の本文に「毗舍佉鹿母に三十二子あり亦三十二兒あり」とある如き、子と兒とは漢譯にては區別し難きも、巴利律藏に *baluputta*, *bahunatta* とあるによりて三十二子と三十二孫の意なるを推知し得たる如きである。或は第七卷の註(二五九)の本文に「可信優婆夷」とある如き、可信は單に「信ず可き優婆夷」の意にあらずして *Tadtheyyavassā*



殺戒

卷の第五 ..... [三五—一六五] ..... 一五九

僧殘戒を明すの一 ..... 一五九

卷の第六 ..... [一六六—二〇〇] ..... 一九〇

僧殘戒を明すの二 ..... 一九〇

卷の第七 ..... [二〇三—二三七] ..... 二二七

僧殘戒を明すの餘 ..... 二二七

二不定法の初 ..... 二二七

卷の第八 ..... [二三八—二七二] ..... 二六二

三十尼薩者波夜提法を明すの初 ..... 二六二

卷の第九 ..... [二七三—三〇〇] ..... 二九七

三十尼薩者波夜提法を明すの二 ..... 二九七

卷の第十 ..... [三二一—三三九] ..... 三三三

三十尼薩者波夜提法を明すの三 ..... 三三三

卷の第十一 ..... [三四〇—三六〇] ..... 三六四

三十尼薩者波夜提法を明すの四 ..... 三六四

索引 ..... 卷末

目次

(本丁)

(通頁)

摩訶僧祇律國譯凡例

摩訶僧祇律解題

摩訶僧祇律(全四十卷中初十一卷)

卷の第一  
初、比丘僧戒法

四波羅夷法を明すの一

姪戒の一  
卷の第二

四波羅夷法を明すの二

姪戒の餘

盜戒の一

卷の第三

四波羅夷法を明すの三

盜戒の餘

卷の第四

四波羅夷法を明すの四

[一—二〇]

[一—三]

[三—五]

[六—一〇〇]

[一〇一—一三四]

[一三五—一三五]

一

五

五

五

五

五

六

六

八

八

一三五





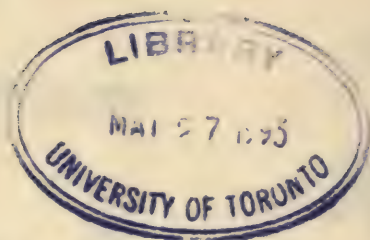
律

部

八

西  
本  
龍  
山  
譯





CHENG YU TUNG  
EAST ASIAN LIBRARY  
UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY  
130 St. George Street  
8th FLOOR  
TORONTO, CANADA M5S 1A5

國譯一切經

大東出版社藏版











